

令和3年第2回定例会（10月議会） 決算特別委員会会議の概要

書記 山内雅絵 録

招集年月日時 令和3年10月18日（月曜日）

本会議終了後

招集場所 議事堂 特別委員会室

本定例会（10月議会）における案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について

令和3年10月18日（月曜日）

本日の会議案件

1 席順の決定

2 会議録署名員の指名

3 審査日程

（日程協議）

4 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について

（決算概要説明、審査概要報告）

（部局別審査（4事務局））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井修司
委員	薄井司彦
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

午前11時52分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
-----	------

副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井修司
委員	薄井司彦
委員	小野一彦

説明者

副知事	神部秀行
教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監（兼）	広報監
	土田元裕
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
議会事務局長	千葉雅也
人事委員会事務局長	真壁善男
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治
監査委員	半田直樹
会計管理者（兼）出納局長	
	奈良聡

委員長

ただいまから、決算特別委員会を開会します。

本日の委員会を開きます。

初めに、高橋代表監査委員が本日所用のため委員会を欠席したいとの申し出がありましたのでこれを認め、代わりに半田監査委員を出席者として指名することとしましたので、御承知おきください。

次に、席順についてお諮りします。資料1から5までの配席図を御覧ください。

先ほど、大会議室で予算特別委員会が開催されたため、本委員会は本日のみ特別委員会室で、明日19日以降は大会議室で開催します。

その席順は、本日、特別委員会室で行う日程協議・概要説明及び4事務局の審査については、ただいま着席している資料1及び資料2のとおり、明日以降、大会議室で行う部局別審査については資料3のとおり、総括審査については資料4のとおり、

討論・採決については資料5のとおり、それぞれ決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。席順は、資料1から5までのとおり決定します。

ここで、私から一言、挨拶を申し上げます。

このたび、決算特別委員長を拝命しました鈴木健太でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法に基づいて私たち議会に与えられているこの決算の認定という権限を、これから3週間ほどにわたって行使させていただきます。御覧のとおり1期、2期のフレッシュなメンバーのみとなっております。ちょうどこれから予算の編成に向かっていくところだと思いますので、決してなれ合いに陥ることなく、しっかりと今年の予算がどのように使われどういった成果が出たのか、そしてそれを来年の予算に建設的に生かすというような議論ができればと思いますので、どうぞこれからよろしくお願いいたします。

次に、副委員長から、挨拶をお願いします。

副委員長

先ほどの本会議におきまして副委員長を仰せつかりました吉方清彦です。

決算審査におきましては、鈴木委員長を補佐し、各委員の御協力をいただきながら、円滑で効率的な議事運営に努めるとともに、今後の適正かつ効果的な県政運営に資する決算審査となるよう精一杯努めてまいり所存でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

次に、委員会の担当書記を紹介します。議会事務局議事課山内雅絵書記、同じく議事課松江翔一書記、同じく政務調査課佐々木亨書記、出納局会計課清水寿子書記、以上であります。

次に、会議録署名員を指名します。会議録署名員には、島田薫委員、薄井司委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

資料6「付託議案一覧表」を御覧ください。先ほどの本会議において、認定第3号「令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について」が本委員会に付託されました。

資料7「審査日程（案）」を御覧ください。本日はこの後、決算審査に当たり副知事から発言があり、続いて会計管理者の決算概要説明と、代表監査委員の審査概要報告を行います。本日午後から26日までは部局別審査を行います。27日は予備日とします。11月2日は午前10時から総括審査を行います。11月5日は午前10時30分から討論・採決を行います。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおり決定されました。

次に、資料8「決算特別委員会 運営要領」を御覧ください。委員会の運営は、先ほどの本会議において決定された、この運営要領に基づき行います。部局別審査は関係部局別に、初めに部局長説明を、続いて質疑を一問一答方式で行います。

なお、審査を円滑に進めるため、審査中の委員各位からの実績確認や資料要求についてはできるだけ速やかに対応するよう執行部に要求しますが、委員各位におかれても単なる事実や数字等の確認は、できるだけ事前に担当部局等に行うようお願いします。

次に、資料9「総括審査会派別割当時間」及び資料10「総括審査 質疑事項 提出書」を御覧ください。総括審査は、資料8の運営要領に基づき、資料9の「総括審査会派別割当時間」を目安に議事進行します。質疑者は各会派で決定し、資料10の「総括審査質疑事項提出書」に質疑事項を記載のうえ、10月28日木曜日正午までに提出願います。期限前に提出される場合は、担当書記にお知らせください。質疑順は提出期限後に決定し、お知らせします。

委員会の運営及び議事進行について、御質問等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

委員及び執行部各位におかれては、タブレット端末機を活用した委員会の円滑な運営及び議事進行に御協力くださいますようお願いいたします。

次に、決算審査に当たり副知事から発言を求められておりますので、これを許可します。

副知事

本日からの決算特別委員会におきまして、令和2年度決算について審査いただきますが、開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

令和2年度は、折り返しを迎える第3期ふるさと秋田元気創造プランの更なる加速化を図るため、特に稼ぐ力への投資、人への投資、健康・安全・安心への投資の3つの視点から予算を編成し、諸施策を推進してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、社会経済に大きな影響を及ぼす中、本県においても議会の御理解、御協力を得まして、当初予算に加え、実に13度にわたる補正予算を編成し、感染

拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、経済の下支えに迅速かつきめ細かな対策を講じてまいりました。

以下、かいつまんで、3期プランの主な施策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況について申し上げます。

初めに、3期プランの重点戦略について、1つ目のふるさと定着回帰戦略につきましては、秋田への人の流れを作るため、首都圏大学等の学生に対する県内就職の働きかけや、Aターン就職希望者と県内企業とのマッチング支援を行ったほか、保育料、副食費、医療費など、子育て世代に対し手厚い経済的支援を行いました。

産業振興戦略につきましては、県内企業におけるデジタルイノベーションを推進するとともに成長分野の拡大を図るため、自動車産業における県内サプライチェーンの構築、あるいは航空機システム電動化等の研究を支援しました。また、ICT人材をはじめとする産業人材の育成、確保と働きやすい環境の整備を進めています。

農林水産戦略につきましては、園芸や畜産の大規模生産拠点の全県展開や、シイタケ、枝豆など日本一を目指す品目の生産拡大により複合型生産構造への転換を進めたほか、次代を担う秋田米新品種「サキホコレ」の令和4年デビューに向けて生産体制、販売体制の強化を進めました。また、林業・木材産業の成長化に向けて、生産性の向上や再生林の取組を推進しました。

人・ものの交流拡大戦略につきましては、国内外で知名度の高い秋田犬をキラコンコンテンツとして多様なメディアや新しい手法を活用して本県の魅力を発信するとともに、旅行スタイルの変化に対応した宿泊施設への支援を進めております。また、令和4年度のオープンに向けて本県文化の中核拠点となるあきた芸術劇場の整備を進めました。

健康長寿・地域共生社会戦略につきましては、健康寿命日本一の実現を目指す県民運動を推進したほか、県立循環器・脳脊髄センターの大規模改修や三次救急医療に対応する医療機関の施設整備に助成を行うなど、医療提供体制の充実に努めました。また、認知症やひきこもり状態にある方々や、その家族の支援を行ったほか、増加傾向にある児童虐待への対応を強化しました。

人づくり戦略につきましては、少人数学習を小中学校全学年で実施するとともに、キャリア教育やものづくり教育の充実に努めました。また、横手高等学校の建築工事に着手するとともに、新たに鹿角小坂地区統合校の基本・実施設計に着手しました。

以上6つの重点戦略に加え、県民の安全で安心な生活を支える基本政策として防災・減災対策や環境

保全対策に引き続き取り組むとともに、平成29年から令和2年までに発生した災害からの復旧工事などを進めています。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染拡大防止と医療提供体制の整備に向け情報提供や相談体制の整備、検査体制の強化、医療機関が行う設備整備への助成による入院治療体制の強化や宿泊療養施設の開設、運営を行ったほか、医療・介護・福祉施設の職員に対する慰労金の支給などを行いました。また、雇用の維持と事業の継続に向けた中小企業の経営安定資金の融資や休業に対する協力金の支給、地域経済の回復に向けたプレミアム宿泊券や飲食券の発行など、大きな影響を受けた分野への思い切った支援を行っています。

次に決算状況であります。令和2年度決算は前年度に比較して、一般会計の歳入は約986億円、歳出が約899億円それぞれ増加し、実質収支は132億円の黒字、単年度収支は59億円の黒字となっております。財政2基金（緊急を要する施策や大規模災害等に対応するため、また国の地方財政対策や金利の変化に対応するため、いわば貯金として積み立てている財政調整基金と減債基金のこと。）につきましては、新型コロナウイルス感染症で一時的に大きく取り崩したものの、その後国の交付金が措置されたことにより積み戻しを行った結果、年度末において残高が374億円となっております。

また、平成29年度、平成30年度の大雨被害対策や国土強靱化対策等に伴う県債の発行増により県債残高は49億円増加し1兆2,426億円となっております。

次に、監査委員の定期監査において指摘のありました未収金の縮減については、できる限り新たな発生の抑制を図るとともに、状況に応じた適正な回収、整理に努めてまいります。

また、財務事務の適正な執行につきましては、令和2年度から導入した内部統制制度を活用し、その運用の改善を図りながら、法令遵守の徹底や組織及び運営の合理化等に継続的に取り組んでまいります。

最後になりますが、人口減少の進展や新型コロナウイルス感染症の長期化による先行き不透明な情勢を踏まえると、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれます。決算審査を通して、鈴木委員長、吉方副委員長はじめ、委員の皆様方から多面的な御指導をいただき、一層の財政健全化、効果的で効率的な事業運営を行ってまいりますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長

それでは、付託議案に関する審査を行います。

認定第3号「令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

初めに、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者（兼）出納局長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

次に、代表監査委員の説明を求めます。

監査委員

【「令和2年度秋田県歳入歳出決算等の審査についての監査委員の審査概要報告」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明について、質疑等がございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

会計管理者及び代表監査委員の説明に対する質疑はないものと認めます。

なお、執行部から机上に「令和2年決算特別委員会において『検討する』旨答弁した事項の検討状況」が配付されておりますので、後ほど御覧ください。

また、併せて机上配付されております財政課の「令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について」は、10月26日火曜日に予定している総務部の部局別審査の追加資料です。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時とします。

午後12時16分 休憩

部局別審査（4事務局（議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局））

書記 伴 藤 崇 録

午後 1時59分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

議会事務局長	千 葉 雅 也
議会事務局次長	伊 藤 徹
総務課長	藤 田 良 彰
議事課長	鈴 木 久
政務調査課長	佐 藤 良 知
人事委員会事務局長	真 壁 善 男
職員課長	小 湊 智 昭
監査委員事務局長	智 田 邦 英
首席監査監	袴 田 次 郎
監査第一課長	進 藤 隆 男
監査第二課長	高 橋 也 人
労働委員会事務局長	岡 崎 佳 治

審査調整課長	高 橋 一 満
代表監査委員	高 橋 洋 樹
会計管理者（兼）出納局長	奈 良 聡

委員長

委員会を再開します。

部局別審査を行います。議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査を行います。

初めに、議会事務局長の説明を求めます。

議会事務局長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

次に、人事委員会事務局長の説明を求めます。

人事委員会事務局長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

次に、監査委員事務局長の説明を求めます。

監査委員事務局長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

次に、労働委員会事務局長の説明を求めます。

労働委員会事務局長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

質疑は、各事務局一括して行います。

鳥井修委員

最初に、議会事務局からお願いします。昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言が出たり県境をまたいだ移動が制限されています。これまで各都道府県の議員又は首長等が秋田県に視察で来ていると思いますが、令和2年度は令和元年度と比べてどのくらい減少しましたか。数字は分かかりますか。

政務調査課長

県外からの調査については、令和元年度と比べて令和2年度はほとんど来ていない状況です。

鳥井修委員

令和2年度はコロナ禍のため仕方がないですが、今後は県外の議員等に県内の様々なところを見ていただくために、関連する部局と調整しながら秋田県をPRする方策も考えていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

政務調査課長

新型コロナウイルスの感染状況がある程度改善していけば、県外から本県に調査にきたいという要望も増えてくると思います。そうした要望があった際は、関係部局と調整を図りながら対応したいと思います。

鳥井修委員

私は3年連続で決算特別委員になっていて、一昨年も同じような質問をしていると思いますが、議会の広報関係について伺います。我々議員の活動というのは、県民から見えづらいところがあります。だからこそ、県民の皆様到我々の活動を知っていただく取組も大切だと思っています。各議員もそれぞれ広報を行っていますが、議会広報紙であるあきた県議会だよりや、テレビ広報番組の県議会だよりがあります。特にテレビ広報番組はとても重要なツールだと思っているのですが、視聴率は改善されていますか。また、議会のウェブサイトのアクセス数などの数字は把握していますか。

政務調査課長

テレビ広報番組の視聴率は、令和3年1月の放送が4.9%となっています。

また、議会のウェブサイトは、通常のウェブサイトのページ、録画中継、会議録検索システムの3つで構成されており、令和2年度のアクセス件数は44万4,860件でした。令和元年度は43万5,530件で、平成30年度は40万5,649件だったので、少しずつですが増加しています。

鳥井修委員

ウェブサイトに関しては少しずつ閲覧数が増えてきていて大変いいことだと思いますが、この件数について、事務局の感覚としては、多いとかもっと見てほしいとか、どのように感じていますか。

政務調査課長

本会議や総括審査の中継へのアクセス数については、令和2年度は2万3,000件余りで、令和元年度は3万5,979件、平成30年度は2万4,741件となっており、こちらはやや横ばいのような状況です。ほかのウェブサイトと比較しているわけではありませんが、せっかく審議の状況を配信しているので、こういったものはもう少し見ていただくようにしていければと考えています。

鳥井修委員

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る議会が多く開かれており、県民への給付金など、様々な対策の予算が盛りだくさんだったことを考えれば、もう少し見ていただければという思いがあります。今後も、ウィズコロナの関係などで我々が審査する予算等について、多くの県民が興味を持つ機会が増えると思います。是非その辺は今後とも力を入れていただければと思います。

小野一彦委員

人事委員会事務局にお尋ねいたします。

県庁の受験者の数は、令和元年度は1,058名で、令和2年度は1,128名なので増えています。これについて、職種別とか何か分析をしていますか。

職員課長

受験者数については、令和2年度は令和元年度より若干増えておりますが、全体としては減少傾向になっています。四、五年前は大体千五、六百人程度で推移していましたので、昨年度はたまたま若干増えましたが、全体としては減少傾向にあると考えています。

小野一彦委員

令和2年度は70名くらい増えています。いったん県外に出て、地元で活躍したいと思って戻ってきた方々がいくらか増える傾向になったのでしょうか。あるいは横ばいという認識でいいですか。

職員課長

ここ二、三年は横ばいの状況で推移しています。

小野一彦委員

技術職に関してはどうですか。

職員課長

技術職についてはもともとの採用予定者数が少ないのですが、受験者自体かなり以前から少ない状況です。

小野一彦委員

受験してもらうための広報活動はしていると思いますが、以前、それぞれの分野の職員に焦点を当てて、こういう仕事に取り組んでいますという冊子があった気がします。今もそういう形の「あっ、こういう活躍をしているんだったら、自分も後に続いてみたいな。」と思うような取組はしていますか。

職員課長

職員募集のための総合案内パンフレットを毎年リニューアルして作成していますが、その中で、事務職員だけではなく技術職員の仕事ぶりや女性職員の活躍ぶりをPRしたりして、幅広く職種の紹介をしています。

小野一彦委員

職種別民間給与実態調査ですが、令和2年度は新型コロナウイルスが流行して、雇用調整助成金も多く支給されていたと思います。職種によって以前よりも状況が悪くなったということはありませんか。

職員課長

昨年度の特徴として、コロナ禍のため調査に入るのが難しかった病院については除外しています。病院以外の特定の職種に関して経営状況が悪いといったことは、統計的には把握していません。

人事委員会事務局長

先ほどの採用のためのPRに関してですが、昨年

度は新たに、1人の職員にスポットを当てた新規採用職員の1日という動画をアップしています。冊子はなかなかページ数を増やしたりできませんが、動画など、新しいPRの仕方を今後も増やしていきたいと考えています。

薄井司委員

採用候補者名簿に251名が登載されていますが、実際に採用された人数はどれくらいですか。

職員課長

令和2年度の採用候補者名簿に登載されたのは251名でしたが、その後62名の辞退者がありましたので、今年度の4月に採用された人数は251名中189名であったと任命権者から報告を受けています。

薄井司委員

令和元年度の辞退者数はどれくらいですか。

委員長

暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

委員長

再開します。

職員課長

令和元年度は、辞退者が57名でした。

薄井司委員

2年続けて50人以上が辞退しているわけですが、2年もこういう状態が続いているということは、何か特別な事情があるのですか。辞退した人がどういった職に就いているのかは把握していますか。

職員課長

任命権者のほうで辞退者に理由を聞いています。答えない方もいますが、答えられた方の話では、国家公務員の総合職や他県の県庁に進んだり、あるいは県内の市町村職員を選択しています。最近の若者は、同じ公務員の中でも安定志向にあるような気がします。県庁では異動により親元を離れたりすることがありますが、市町村では実家に暮らすことができ、経済的な負担も少ないことから、市町村の職員を選択する例が多いと感じています。

薄井司委員

このくらいの辞退者が出ることを分かっているとすれば、採用予定人員をある程度増やしているものですか。

職員課長

辞退者を見越して合格者を出しています。

薄井司委員

ほかのところも受験しているということは、事前

にある程度把握していると思っています。そうしたことに柔軟に対応していく採用の仕方がいろいろあると思うのですが、いかがですか。

職員課長

2次試験で面接を行うのですが、そのときに併願の状況を聞いており、どちらも合格した場合はどちらを選択するかという聞き取りを受験生全員に対して行っています。両方合格した場合には県庁に入ってほしいというPRはしますが、職業選択の自由もあり、最終的に県庁以外を選ぶ方も若干います。

薄井司委員

そうすれば、特段対策はなく、現状のまま進めていかなければならないと理解してよろしいですか。

職員課長

多くの辞退者により採用者数が少なかった場合、翌年の採用予定者数を増やすなどの調整はしますが、やはり県庁の仕事の魅力をPRすることが本来の形だと思います。先ほど申し上げた総合パンフレットや動画の配信、あるいは最近ではコロナ禍でオンラインガイダンス（ウェブ会議システムを利用したオンライン説明会のこと。）というのもやっています。オンラインガイダンスは昨年度初めて行ったのですが、受験者には大変好評で、今後も続けていきたいと思っています。

鳥井修委員

今年度の初めに建設委員会の所管事項審査で、労働委員会が取り扱った事件の件数を聞きました。質問の趣旨は、昨年度はコロナ禍によるリストラや退職などいろいろあったので、不当労働行為等の申請が増えているのではないかとこのものですが、件数は少ないとのことでした。「その原因は何だと思われますか。」とお聞きしたところ、1つは「テレワークが幸いした。」とのことでした。例えばパワハラの問題に関して、直接職場に行かなくても仕事ができることで、上司との関係でもある程度の距離が取れたから良かったということでした。

「労働組合がしっかりしているところであれば、パワハラ等への対応もしっかりできるかもしれませんが、個人ではなかなか難しいのではないかとこの質問をしたら、「それはそのとおりです。」とのことでした。労働委員会としては、いろいろと各地域を回って制度をPRしていくということでしたが、昨年度の状況をもう一回お知らせください。

審査調整課長

建設委員会での回答を補足しますと、昨年度は、地域ユニオン（地域ごとに結成されている労働組合のこと。労働者1人からでも加入できる。）を個別に回るとこのことは行いませんでしたが、今年度は5月から8月にかけて、全県8か所のうち5か所を回っている状況です。

個人の労働者にいかに個別労働関係紛争のあっせん制度に申請していただけるかというところについては、毎年この制度の周知月間である10月に、戸別配布される市町村の広報紙に制度の紹介を掲載してもらうよう依頼していますが、必ずしも10月にこだわらずに掲載を依頼したということもあり、県内25市町村のうち10市町村で掲載していただきました。

今年度も引き続き行っていますが、今年度はただ紹介原稿を送るだけではなく、機会を捉えて、過去3年間において掲載されなかった市町村に赴きまして、広報担当者に直接依頼しています。

なお、先日、早速県北のほうから、広報紙に掲載された情報を見たということで、労働相談の電話が1件あったところです。

鳥井修委員

25市町村のうち10市町村で掲載されて、掲載されなかった市町村についてはそれぞれ職員が足を運んだりして努力しているとのことと安心しました。

今はコロナ禍であり、労働組合に加入していない個人の方も含めて広く声をすくい上げてほしいという思いで質問しました。来年度に向けても、令和2年度の成果を更に向上させながら、是非県民のために頑張っていたきたいと思えます。

宇佐見康人委員

人事委員会事務局に伺います。昨年度は、コロナ禍によりインターンシップなどはなかなか難しい年度だったと思います。県は各企業にオンラインでの実施などを勧めていく立場ですが、採用活動においてコロナ禍だからこそできたことがあればお聞かせください。

職員課長

コロナ禍で、デジタル化やオンライン化を進めざるを得ないという事情もあって行ったことの 하나가電子申請です。紙による申請を全て廃止して、全て電子申請によって進めているところです。

また、これまでは首都圏などに職員が出向いて対面式のガイダンスを行っていたのですが、これもコロナ禍で全て中止としました。その代替としてオンラインガイダンスを始めたわけですが、先ほども申しましたように受験者から大変好評で、アンケートを取ったところ回答者の9割から良かったという評価をいただいております。非常にメリットがあると考えていますので、アフターコロナでも続けていきたいと思っています。

宇佐見康人委員

もっと工夫をすれば、首都圏に限らず全国の優秀な学生に対してアプローチができるようになると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

薄井司委員

監査委員事務局にお伺いしますが、県外の事務所も監査の対象になっていますよね。

監査第二課長

県外の事務所についても毎年監査することになっています。予備監査では全ての事務所を、委員による監査では秋田県から所長を出している事務所を実地監査することになっています。ただ、今年度はコロナ禍を踏まえて、いずれも書面による監査を実施しました。

薄井司委員

この状況が何年続くか分かりませんが、コロナ禍による不都合はありませんか。

監査第二課長

書面監査になりますと、どうしても多くの書類を事務所からこちらに移動することになるので、そういった負担があります。疎明資料等もありますので、実地監査が望ましいのですが、今年度は要点を絞りながら書面による検証をしたところです。

薄井司委員

完全な形で資料を出してもらい、それに基づいて決算の監査をするべきだと思うのですが、今後、そういう重要な部分を見直す考えはありますか。

監査第二課長

決算に関わる最低限必要な部分については、毎年確認しています。それ以外の、例えば事務の規定に該当するかどうかなどの監査については、特に不備がありそうなところについて、こちらでいろいろと考えながら検証を進めていきたいと思っています。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日19日火曜日、午前9時30分に委員会を開き、健康福祉部関係の審査を行います。

散会します。

午後 2時38分 散会

令和3年10月19日（火曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（部局別審査（健康福祉部、あきた未来創造部））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

部局別審査（健康福祉部）

書記 山崎裕介 録

午前 9時30分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司
委員	小野一彦

説明者

健康福祉部長 佐々木 薫

健康福祉部健康医療技監

	伊藤香葉
健康福祉部次長	伊藤淳一
健康福祉部次長	佐藤徳雄
健康福祉部参事（兼）	
保健・疾病対策課長	三浦敦子
福祉政策課長	石川修
地域・家庭福祉課長	佐藤寧
長寿社会課長	高橋直樹
長寿社会課国保・医療指導室長	
	千葉圭司
障害福祉課長	鷺谷弘子
健康づくり推進課長	武藤順洋
医務薬事課長	石井正人
医務薬事課医療人材対策室長	
	石川由美子
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	
	奈良聡

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
昨日に引き続き、部局別審査を行います。健康福祉部関係の審査を行います。

健康福祉部長の説明を求めます。

健康福祉部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。
健康福祉部関係の質疑を行います。

島田薫委員

会計管理者・部局長説明要旨の36ページ中央辺りの感染症対策について伺います。

主要な施策の成果並びに決算説明資料では、197ページの疾病予防費ですが、支出済額の財源内訳を見るとほとんどが国庫支出金となっていて、つまりほとんどが国からの補助となっていると思います。一般財源も支出されているようですので、これはどういうものに一般財源を充てたのか、どの程度利用され、そしてその効果はどうだったのか教えてください。

健康福祉部参事（兼）保健・疾病対策課長

今回の感染症の事業については、委員がおっしゃるように、ほとんどが包括交付金（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）あるいは臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）という国10分の10の事業でした。一般財源の多くは従来の感染症事業で、こちらは国が2分の1、残り2分の1が一般財源です。

これらの財源を組み合わせる形で、より円滑な事業の実施に努めたところです。

島田薫委員

そうしますと、その一般財源はしっかり活用され、効果が上がっているという理解でよろしいでしょうか。

健康福祉部参事（兼）保健・疾病対策課長

従来の感染症事業のほかに、今回のコロナ対策で新たに追加した事業がありますが、令和2年度は、周知に努めまして、事業は円滑に進んだと考えています。

小野一彦委員

主要な施策の成果並びに決算説明資料の31ページについて、先ほど部長からも御説明があった部分ですが、健康づくり県民運動の推進のところで、秋田県版の健康経営優良法人の認定制度について伺います。

令和元年度に事業がスタートし、令和2年度は2年目ですが、認定法人数は前年度より22法人増えて54法人になったとあります。認定された法人については、県のウェブサイトの「秋田健」に紹介されているので、掲載されている法人に実際に問合せしてみました。

その中で、湯沢市の和賀組（株式会社和賀組）の社長からお聞きした話で、今まではがん検診等を受けて、要精検等の通知が来てもそのまま放置していた社員が結構いたそうですが、それを社長から「是非再検査を受けなさい。」と指示するだけでなく、就業規則を変え、特別休暇制度を用意して再検査を促すような取組を行ったそうです。ただ宣言するだけではなくて、社員の健康のために就業規則の改正という具体的なアクションを起こした——実際にがんの方が5名見つかったが、早期発見につながりましたということでした。

この秋田県版健康経営優良法人認定制度を私は高く評価しています。しかも健康福祉部が主導して取り組んでいることがすごくよいと思っていて、企業に関わる部局と健康福祉部とが一緒に——複数の部門が連携して健康問題に取り組むことは、働き盛り世代が早い段階で健康を維持していくことにつながると思うのでよい取組だと思ったのです。我が地元の話を知ったら、商工会からそういう話があったようですが、まだ具体的な取組には至っていないようです。

そこで、令和2年度にはどのようなPRを行って、その結果どのような成果があって、次年度以降はどのように進めていこうと考えているのか、そこら辺の成果と課題についての認識を伺いたいと思います。

健康づくり推進課長

健康経営認定制度ですが、健康寿命日本一を目指

すに当たりまして、様々な課題を分析した結果、秋田県民は健康指標が悪いのですが、特に働き盛り世代が非常に悪いことがわかりました。これを解決するにはどうしたらよいかについては、正に健康経営ということで、企業のトップが自ら考え方を改めていただいて、例えば社員の健康診断について、これまでそうしたものはただ経費という意識だったかと思いますが、これを投資だと——社員のやる気も上げて、更に健康で働き続けていただくことにより企業の業績アップにつながる投資であると——非常によい制度であるということで取組を始めた経緯がございます。

まずは、健康寿命日本一を目指すに当たりまして、県議会の皆様にも参加いただいています秋田県健康づくり県民運動推進協議会では、毎年テーマを決めて——例えば昨年度は受動喫煙防止でしたが——熱心に取り組んでいただいているところを表彰する制度がございます。そうした健康経営に取り組んでいただいているところに積極的にお声がけをして、是非応募していただきたい旨をお伝えしています。また、制度の活用の際しましては、様々なパンフレット、リーフレットを作りまして、広報に努めたところでございます。

今各地域振興局では、中学生を対象にした企業紹介の場などもございますが、そうしたところでもパンフレット等をお配りして、積極的に活用していただきたいと考えており、若者にも、こうした制度があつて、認定を受けている会社は社員の健康に配慮してくれるところであることを啓発したこともございます。

また、今年度の事業ですが、先ほど御紹介いただきましたウェブサイト「秋田健」の中に、こうした取組をしているところを是非横展開したいということで、認定を受けた各企業の取組をアップしまして、広く県民の方々に見ていただきたいことと、認定を受けている企業についても、他の企業の取組を見ていただいて、それぞれレベルアップをしていただきたいと考えています。

課題としましては、徐々に浸透してきたところですが、認定企業数も今現在60とまだまだ少ないので、これをできるだけ増やしていくために、なお一層効果的な啓発に努めてまいりたいと考えています。

小野一彦委員

そのウェブサイトを拝見したのですが、事前に話を聞いたら、アクセス数が、令和元年度は総数で7万5,000アクセス、令和2年度は9万4,000アクセスと増えていますが、ホームページに載せたからというだけでは世の中に広がるわけではありません。例えば我が子がどこの会社、どういう会社に就職するかを常に気にかけている保護者や、学校の

就職担当の先生方、あるいは人手が足りなくて自社の存続に必死になっている業界団体などに、パンフレットを配るだけではなく、実際に足を運んで情報を提供することについても今後は是非取り組んでいただきたいと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

健康づくり推進課長

今コロナ禍で、人が集まるところに出向くことが制限されているところもありますが、先ほど説明しました中学生向けの企業説明会には是非当課の職員も出向いて、我々の取組を伝えたいと考えていたところでございます。

また、健康経営だけでなく受動喫煙防止等様々なパンフレットには、ウェブサイト「秋田健」に直接アクセスできるQRコードも付けています。当課から出前講座に出向く場面も多々ありますので、そうした際にも積極的に情報発信してまいりたいと考えています。

島田薫委員

受動喫煙について伺います。

会計管理者・部局長説明要旨の33ページの最後に受動喫煙防止対策とあって、これに対応するのが、主要な施策の成果の32ページの一番上だと思いますが、こちらの4行目に喫煙室の撤去等により禁煙に取り組んだ飲食店に対し5件の助成を行ったとありますが、この5件は想定していた件数に比べてどうなのですか。そして、東北は秋田県を含め喫煙率が高い地域と認識していますが、この事業を含めた受動喫煙防止対策の取組が、秋田県の喫煙率の低下、あるいは受動喫煙の防止にどの程度効果をもたらしているのか、その辺りを教えてください。

健康づくり推進課長

助成制度についてですが、当初予算では20件を想定していました。様々な出前講座の機会や新聞広報等でこうした事業があることを周知したところでございますが、コロナ禍で飲食店自体が休業したりと、なかなか思うように事業が進まなかったと考えてございます。

今まで喫煙可能にしていたところを禁煙にする場合に助成することになりますので、喫煙しづらい環境を増やす意味では非常に有効であると思っています。今年も飲食店は厳しい状況が続いていますが、今年度も行っている事業でございますので、有効に活用していただくように引き続き周知啓発してまいりたいと考えてございます。

喫煙率については、先ほど説明しましたように、残念ながら働き盛り世代が非常に高い状況でございます。秋田県の受動喫煙防止条例は、法律よりも一歩踏み込んだ内容となっております。様々な公共交通機関ですとか、そうしたところで喫煙しづらい環境に結びつくものになってございます。これをより一層

徹底することによって、禁煙に結びつく動機づけになる取組をしてまいりたいと考えてございます。

「受動喫煙ゼロ そして禁煙」のスローガンで日々仕事しているところでございますので、受動喫煙の防止は当たり前だと、更に禁煙に向かうという心構えで仕事をしてまいりたいと考えています。

島田薫委員

受動喫煙防止については、例えば家庭で、子供の受動喫煙を防止することが1つのきっかけとなって父親が禁煙したという方が多いです。

ですから、受動喫煙防止が実際に喫煙している方の禁煙にもつながっていく——その更に先には、がんなどのいろいろな疾患の防止にもつながるという意味で、是非頑張ってくださいたい事業だと考えていますので、よろしくをお願いします。

島井修委員

新型コロナウイルス関係で伺います。私もこの前まで所管の委員会だったので、いろいろお話しは伺って理解しているつもりですが、昨年、緊急事態宣言が発出されてから、健康福祉部は本当に大変な思いをされたと思っていますし、特に最初の感染者が出てから、部長はじめ多くの皆さんが記者会見等を開くなどかなり御苦労されたことは十分理解しています。

その中で、令和2年度に限って振り返ってみると、秋田県は全国下から3番目の感染者数ですよ。何が要因でこのように感染者がかなり少ない状況なのかを自分なりに考えてみると、人口の少なさや県土の広さ、あとは県民の真面目さなどが挙がってくると思います。

そこで部長に伺います。令和2年度の状況を踏まえて、新型コロナに対する部としての向かい方や課題などがあったと思いますが、その辺の部長のお考えを伺います。

健康福祉部長

昨年の春から感染が続いておりました。当初ぼつぼつと感染者が出ているとき、これが県内に広がったら大変だという認識でおりましたが、第1波が終わった後に、専門家の方々が第2波、第3波が必ず来るという話——特に医師会からもそうした御指導などを伺いながら対策を練ってきたわけですが、なかなか先が読めなかった部分はあります。補正予算なども御承認いただきながら、宿泊療養施設を段階的に増やしていくといったことも対応しましたが、どのように感染が拡大するのかといったことを読むことがなかなか難しかったことが1つございます。

そして、やはり感染の多くは県外からのいろいろなルート——出張で行かれたり、あるいは県外から秋田県を訪れたりされた方からの感染がきっかけと

いうケースが多かったわけでございます。人の移動を完全にストップすることは難しい中で、いち早く感染された方を見つけ出し、その後に感染拡大を防止するために、検査体制、それから保健所のいろいろな健康観察等の体制、そこら辺の判断が——初めのうちはしっかりした知見といいますか、コロナの正体がなかなか見えない中で対応しなければならなかったもので、こうしたことが悩ましかった点でございます。

おかげさまでいろいろ協力を得られて、本県は全国でも感染者が少ないところに位置していますが、先ほど委員からもお話がありましたように、知事からの呼びかけ等に県民の方が大変よく反応していたでいて、自粛等に努めていただいたことが良かった——県内の医療提供体制や医療資源は厳しい状況にあるのですが、その中において、各方面、大変協力していただいたといったことがこうしたことになっていると感じています。

鳥井修委員

今部長が言われた県民の真面目さについては、自分も強く感じる場所があって、先週から今週にかけて、感染者が1人とかゼロという日がかなり続いていますよね。例えば、秋田市内の飲食店街にはまだ人が誰も出ていない状況であり、感染対策に物すごく気を付けていて、そして用心深いのだと思います。

そういう行動を取っていれば感染しにくいと思いつながらも、一方で経済活動の面では、このままで大丈夫なのか——巣籠もりというか、家にいるのが当たり前前の状況になってしまっているの、これがどのように元に戻るのかは——ほかの部にも関係あるのですが——すごく悩ましいと思っていました。

そこで、9月議会の総括（予算特別委員会総括審査）の中で佐竹知事からも、県民の皆様も、感染症対策を採りながら、ある程度外食、飲食等をしてほしいとの言葉がありましたが、感染対策を採りながら経済を回していかなければならないとすごく思っています。

お聞きしたいのは、その両立について、発信の仕方——何でもかんでもオーケーではなく、例えばしっかり感染対策を採りながら外食しましょうとか、やはり県としての発信の仕方が物すごく大事だと思っているのですが、その辺はどのように認識していますか。

健康福祉部長

コロナが落ち着いてきている中で、感染防止対策と日常生活や経済活動の両立は大変重要になってくると思っています。その中で、例えば警戒レベルを下げるといった段階において、引き続き感染防止は、3密を避けてお願いしますといったメッセージを發

するわけでございますが、そこら辺、なかなかこれはうちの部だけでは決められないことでして、どんな場面のどんなシチュエーションだったらよいかとか、もっと具体的なメッセージを發する必要があるかと思つています。

医学的な面も含めたそこら辺の判断については、多くの方から意見を伺いながら決める必要があると考えます。簡単ではありませんが、知事が県民に向けて「飲食店を利用しましょう。」と話されただけではなくて、もう少し分かりやすいメッセージの仕方を考えていかなければならないと考えています。

鳥井修委員

曖昧な言葉だけでは、疑心暗鬼になる部分がありますので、県からエビデンスのあることをしっかりと情報発信していただきたいと思つています。

もう1つ、ワクチン接種なのですが、9月30日に開催された第28回の本部会議（秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議）の資料を持っていますが、秋田県のワクチン接種率は、多分全国と比べてもよいのです。9月27日現在で、1回目の接種は77.3%、2回目は65.2%で、今はもっと進んでいると思つていますが、接種が進むにつれて、接種できない12歳未満のところは実は物すごく気になっています。国としてもこれから動くと思つていますが、それを受けて、多分県も対応しなくてはならないと思つています。特に先月から今月に掛けて10歳未満の子供の感染者が秋田県では出てきています。これから国とのやり取りがいろいろあると思つていますが、聞いている範囲で構いませんので今後の予定などはどうなっていますか。

医務薬事課長

ワクチン接種に関しましては、現在は12歳以上の方が対象になっておりまして、12歳未満の方の接種についての具体的な情報は、今のところございません。ワクチン接種に関して言いますと、この11月を目標に、希望する国民の方の2回の接種を終えるべく、今各市町村は全力を挙げているところでございます。それに続きまして3回目の追加接種——ブースター接種の具体的な対象者などについては、科学的な知見に基づきこの後具体的に示される予定ですが、今は2回接種した方全員に対して、8か月以上後をめどに接種することを想定して準備するように国から指示とあります。連絡を受けて、そのように市町村とともに準備しているところでございます。

鳥井修委員

頂いた資料の中だと、11月で各市町村ともほぼ終了するようです。事業自体は各市町村になっているのですが、県の役目として、こういう取りまとめとかもしっかり——11月できっちり終了するめど

がついているのか、その確認は進んでいるでしょうか。

医務薬事課長

市町村への聞き取りでございますが、そのように確認しています。ただ、何を以て終了とするかについては、具体的に明確な基準はございません。各市町村とも、想定した接種率ですとか、あるいは集団接種の予約の具合ですとか、そうしたのを見ながら、一応その終了の時期を見込んで11月中と回答されています。もちろん希望する方は12月以降も接種可能です。また12月以降に12歳になる方もいらっしゃるし、そういう体制は維持しながら、一応の区切りとして11月までに接種を終えると各市町村から伺っているところでございます。

鳥井修委員

ありがとうございます。

もう1つ、別の話なのですが、県のフェーズの考え方です。例えば病床数であれば、フェーズ5だと——今フェーズ5ですか。

【「今は4」と呼ぶ者あり】

鳥井修委員

フェーズ4だと週あたりの新規感染者が25人ですから、ここ最近を見ると大分少なくなっているのですが、これは例えば月単位——月1回の会議で決めるのか、もう少し柔軟に、1週間、2週間単位で見ながら、一気に下がってきたらフェーズ自体もそれに合わせて柔軟に対応しているものですか。決め方というか、期間というか……。

健康福祉部長

フェーズを決める場合の一番基本となるのは、やはり病床利用率といいますか、医療機関に今どのくらい負荷がかかっている状況なのかといったことを考慮して決めています。ですので、感染者が増えつつある上り坂、あるいは減りつつある下り坂、その局面によっていろいろ違いますが、現在どのくらい病床が使用されているのか——また、例えば1週間当たりの感染者数や、あるいは県外、東京方面とかもにらみながら、今後もっと増える可能性があるのではないかとした場合に早めに段階を上げていきますし、逆にピークを越しつつあるなどといったときには、入院されている方の退院の具合を見ながら判断していくことになります。

最近、感染状況が下がっていますし、病床利用率自体もかなり今のフェーズより下がっているわけですが、やはり更にもう一回感染が拡大する可能性があるわけではありませぬので、そこら辺、全国的な感染の状況とか、いろいろにらみながら決めています。

病床も、各病院で準備するまでに一定の期間が掛かります。例えばお願いしてから1週間後に始めま

すとか、あるいは一定の病院については、いろいろ補助金の関係もあるので、例えば今月いっぱいまでと1か月単位でお願いしている場合もあります。そこら辺は各機関と相談しながら、最終的には県の感染症協議会（秋田県新型コロナウイルス感染症対策協議会）で、委員の先生からお話を伺って決定しているものでございます。

鳥井修委員

フェーズの変更については、今おっしゃったとおり、いろいろなことを考慮しながら、例えば冬に心配される第6波への備えをしっかりとしなければならぬとすれば、一気に下げられないと思います。聞きたい内容は、第6波のことは誰も分からないわけですが、第5波以上になるかもしれないし、そこら辺のライン——例えば第5波の時に最大限の病床を確保した感じがありますよね。療養施設もそうだったかと思えます。その辺のレベル感について、余裕というか、医療機関に頼める余地はまだあるのですか。

健康福祉部長

現在の病床確保計画を作ったとき、関係機関からいろいろ御意見を伺う中で、一般の医療を通常どおり維持しながら確保できる病床は、今の数が限界に近いということでございました。ただ、更なる感染拡大もあるかもしれませんので、11月末までに新しい計画を作る作業を始めたところです。その中で、例えば一部の医療機関において特別に病棟をお休みしていただき、一般の医療を制限していただいて、そこをコロナ病棟に変えとか、あるいはふだん使っていない、休止をしている病棟について、いろいろ医療関係者のスタッフを調整しながら、そこを増やしていただくとか、そうした様々な方法がありますので、そこら辺を工夫しながら対応してまいりたいと思います。

国では今、夏に流行したウイルスの2倍の感染力があるウイルスが入ってきたことを想定した対応をと言っています。感染力が2倍だから入院患者が2倍になるわけではありませぬが、そうしたことを踏まえて対応してまいりたいと思います。

鳥井修委員

限界に近いところはなかなか難しいし、予想も困難だと思いますが、今部長がおっしゃったとおり、いろいろな関係機関との協議とか——効率的と言うとおかしいですが、国からのお金とはいえず算があることですので、すべからくとは言えませぬから、その中でも最大限できるような体制を取っていただければと思います。大変だと思いますが、この後も頑張ってくださいと思います。

宇佐見康人委員

何点かお願いします。

まず、コロナのワクチンなのですが、ワクチン接種は今年度からだと思うので、令和2年度までのコロナワクチン以外のワクチン行政全般を今回のコロナワクチンに対してどのように——接種の進め方や啓発の仕方など——反映させていったのでしょうか。

健康福祉部長

今回のコロナのワクチンについては、今までにない規模、それからスピード、対象者で、正直申しまして手探り状態であり、国からいろいろと御指導を受けましたが、大変苦労しながら進めたといった状況でございました。

予防接種については、そもそも市町村の事務でございまして、各市町村ともそれぞれそ台帳を整備し、それぞれのやり方、ノウハウを持って実施してきたわけでございますが、やはりこの規模で一斉に始まりますと、なかなか困難な局面があったことは確かでございます。

それぞれの市町村のお話を伺って、いろいろな工夫をした点——例えば大規模接種会場を設けたりとか、あるいは医師会の御協力を得て個別の接種会場を設けたりなど、結果的にそれぞれの市町村によってやり方は異なってしまったのですが、そうしたものを情報共有しながら、県として市町村がやりやすいように、情報提供やワクチンの安定的な供給——これはなかなか国にも振り回された感じはありましたが——について、県として、例えばスタッフを派遣しましたが、こうしたことに努めさせていただいたところでございます。まだ現在進行形、次の第3回接種もありますので、1回目、2回目の実施状況を踏まえて、更に円滑にできるように支援してまいりたいと思います。

宇佐見康人委員

次なのですが、去年から新型コロナがまん延して、健診に影響があったと思います。あとは、病院の受診控えが増えてきている話も各種報道で見聞きします。コロナによって健診で見つかる病気を見落とししてしまうこともあると思いますが、そうした影響の評価などはされているもののでしょうか。

健康づくり推進課長

委員がおっしゃいますとおり、公式な受診率はこれからでございますが、県内の集団健診の多くを担っている総合保健事業団の実績を見ますと、やはりがん検診で3割程度、また特定健診でも4割程度落ち込んでいる状況でございます。それを受けまして、健診はコロナ禍であっても不要不急ではないと、必要緊急なのだということで、今年の初め——1月から3月まで、テレビ、新聞、ラジオ等で大々的な受診キャンペーンを行ったところでございます。一部報道によりますと、病院単位の研究で、早期発見のがん患者が減って、進行がんの患者が増えていると

いう報告もございました。これが今後本県においても出てくる可能性はあろうかと思えます。

そうしたことを防ぐために、現在も様々な手段で、「健康診断を受けましょう。」と様々な機会を通じて啓発していますし、また環境の整備についても、受診しない理由が、健診会場に行くと3密が生じて感染してしまうのではないかとこのことで、それを恐れて受診控えということもございますので、ICTを使った健診予約システム、そうしたものも市町村に導入するべく、補助などを今行っているところでございます。様々な機会を通じて健診を啓発してまいりたいと考えてございます。

宇佐見康人委員

是非よろしくお願ひします。

次に、虐待対策について少し伺います。去年コロナ禍で、休校やテレワークで自宅にいる機会が増えて、ほかの人と接する機会が非常に減って、虐待を受けている人が見えにくくなってしまっている現状だと思います。施策として虐待対応は行っていると委員会で何度も伺っていますが、このコロナ禍において、去年の対応として、そうした見えにくくなってしまった虐待への対応は万全だったのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

県内においては、児童虐待の件数は年々増加傾向にあります。これが今回のコロナ禍の影響によるものかどうかは、必ずしも結びつくわけではありませんが、全国ではそうしたニュース報道も聞き及ぶところですので、児童相談所としては、これまでも体制強化等を進めてきており、児童福祉司等の増員を図ってきたところですが、これらの職員が丁寧に現場の声を聞き、あるいは警察等との協力、連携をしながら、虐待の早期発見や早期対応につなげる意味で、丁寧に取り組んできているところでございます。

宇佐見康人委員

是非そうしたメッセージを多く発信する機会を設けていただければなと思います。

関連してなのですが、子供の貧困対策について伺います。この実態を把握することは非常に難しいのですが、相対的貧困の子供が秋田県内に大体1万8,000人いるとのことですが、自治体の対策の計画が——委員会審査の中で幾つかの自治体はまだ策定していないということでしたが、そこへの働きかけなどは、今現在はどうなっているのでしょうか。

地域・家庭福祉課長

県内でも、そうした貧困対策についての計画をまだ定めていないところが幾つかございます。こうしたところに、計画を定めていただくように連絡あるいは調整するとともに、秋田県におきましては、今

年度9月から、ひとり親——特に母子家庭は貧困に陥りやすいので、そうした方を対象にした養育費の確保を支援するための事業を始めています。ひとり親家庭の相談窓口となりやすい市町村の方に連絡しながら、県ではこうした施策を今回始めますよということ連絡しながら、お互い頑張ろうという意識を持って進めているところです。

小山緑郎委員

介護人材について伺いたいのですが、部局長説明の中で、医療提供体制や介護人材に対して助成したり、また職員の処遇、労働環境改善など総合的な人材確保対策を推進しましたと報告がありました。

2025年に団塊の世代が75歳を迎えるに当たって、介護人材不足に対応できているのか、また、新しい岸田内閣でも処遇改善を訴えています。例えば人件費にきちんと反映されているのか、その辺りを伺いたいと思います。

長寿社会課長

介護人材対策については、これまで様々な取組をしています。県では、まず介護サービス事業所の認証評価制度を推し進めているところでございますし、そのほかにも中学生、高校生向けの介護の魅力発見ということで、若い世代の方々に介護現場を知っていただく、それから最近では介護ロボットの導入など実際に触れて体験してもらう取組なども含めて、各種事業を展開しているところでございます。

介護人材については、委員御指摘のとおり、2040年を見据えた中長期的な計画に基づいて、介護人材の確保対策、人材育成に努めているところですが、まだまだ人材については不足してしまっていて、これまで以上に取組を進めていかなければならないと考えています。

人件費なども含めた介護職員の処遇の改善についてですが、御案内のとおり介護施設におきましては、介護職員の処遇改善の加算、それから介護職員以外の職員の特定処遇改善加算の2種類がございます。県内では介護施設の約95%の施設事業所が介護職員の処遇改善加算を算定しています。それから、介護職員以外の特定処遇改善ですが、こちらについては約7割の施設事業所が算定している状況で、少しずつではありますが、そうした職員の給与などにも反映されるようになってきています。

ただ、この処遇改善については、いわゆる施設を経営する法人によって、その支払の仕方については様々です。毎月の給与に反映するところ、それから賞与——要はボーナスに反映するところなど、支払の仕方は様々ですので、月額単位での給与にそのまま反映されているかどうかは、施設によって異なる状況です。

小山緑郎委員

介護関係は募集してもなかなか人が集まりづらい職種なので、施設にはお金が行くかもしれませんが、本当に職員の給与に反映されているかどうかの指導も必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど宇佐見委員からもありましたが、主要な施策の成果の41ページに子供の貧困対策の強化とありますが、この中で、生活困窮世帯の属する町村の中学生に対し、高校進学のための学習習慣を身に付ける支援を行って、2町で25人が利用し、利用者のうち中学3年生11人が全て高校に合格したとありますが、この内容を詳しく教えてもらえますか。

地域・家庭福祉課長

この2町での実施というのは、三種町と羽後町です。中学3年生を対象にして、貧困家庭の場合、学習に掛けるお金がどうしても少なくなりがちなので、そこに支援をしようということで事業を行っています。外部委託しまして、委託を受けた事業者が学習の機会を提供する場を設けまして、そこに子供たちに来ていただいて、学習指導を行うといった内容になっています。

小山緑郎委員

それは、今後も引き続き実施されていくことでよいですか。

地域・家庭福祉課長

今年度も引き続き実施させていただいています。

小山緑郎委員

もう1つ聞きたいのですが、最近よく子供食堂とテレビニュースとかで出てきます。例えば今コロナ禍で、女性がパートの仕事を失って、1日3度の食事が食べられない子供に対して、民間のボランティアがそういう食堂を提供して、御飯を食べさせているのだと思いますが、秋田県の現状を聞いてよいですか。

地域・家庭福祉課長

県内では、子供食堂を行っているところは一応23団体あるのですが、実際はもっと多く活動されています。子供食堂といいますと、どうしても子供の貧困と結びつけやすい言葉なものですから、「地域食堂として活動しているので、子供食堂という名前は出さないでください。」と県に話もあり、そうした数になっています。

確かにコロナ禍を受けまして、食堂にみんなを集めるというやり方は難しくなっているようなお話も伺っていて、対応できるところは持ち帰りや、あるいは届けるといったやり方をしているところもあります。今そうしたところや県社協（秋田県社会福祉協議会）とも意見交換しながら、こうしたもののネットワークをどう結びつけるかを話し合っていると

ころでございます。

小山緑郎委員

食堂の食材は、事業者がボランティアで出しているのですか。

地域・家庭福祉課長

食材については、秋田県は食の豊富なところですので、様々な民間の方、あるいは個人の方、事業者の方から寄附を頂いております、それを活用させていただいているところです。

小山緑郎委員

1日3食食べられない子供が増えていく傾向にあるとすれば、食材に関しても行政で手を差し伸べてあげる必要が今後出てくると思いますが、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

地域・家庭福祉課長

秋田県においては、フードバンクのような取りまとめをしているところがございますが、そうしたところで、これからどのようにネットワークをつなぐかが重要と考えています。食材自体が不足する状況は今のところは余り聞くことはないのですが、これからはどのような状況になるか分かりませんので、様々な事態を想定して、関係者と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

高橋武浩委員

何点かお聞きします。

まず、昨年来コロナ禍で、大変御努力されていることに敬意を表したいと思います。また、コロナの陰でなかなか目にするのが少なかったことについて、健康づくり推進課長に伺います。「秋田スタイル健康な食事」認証制度について詳しく教えてください。13事業者の50メニューを認証したとあるのですが、これの具体的な内容についてお知らせいただきたいと思います。

健康づくり推進課長

秋田スタイル健康な食事については、これまで減塩ですとか、野菜摂取、果物摂取、様々な呼びかけ等をしてきたところですが、複雑なところもありますので、よりシンプルな、できるところということで提唱しています。自宅だけではなくて、そうしたものを飲食店やスーパー等でも広く活用していただきたいことから、例えばお店の定食ですと、みそ汁の塩分は0.8%未満ですとか、野菜にはドレッシングはかけないで、主食のたれで味わっていただくといった一定のルールがございます。それをパンフレット等で周知をしまして、そこに応募させていただいて、それを審査して認定したといった流れになっています。

認定に当たりましては、各地域振興局福祉環境部の栄養士のところに相談があった場合には、それぞれ出向いて行って、こうしたところを工夫すればいい

いですよとアドバイス等も行っているところがございます。

高橋武浩委員

認証期間は3年間で、随時チェックが入ると思いますが、これは今後も認証店を増やしていく事業でよろしいですか。

健康づくり推進課長

委員おっしゃいますとおり、今は13事業者50メニューですが、これをできるだけ全県でも味わえるように徐々に広げていきたいと考えてございます。

高橋武浩委員

道の駅や事業所の食堂などでいろいろ提供されていると思いますが、それを食した人の感想などはどのように届いていますか。

健康づくり推進課長

一部には野菜の味がより分かりやすいといった話もありますが、実は県庁の地下の食堂でもモデル事業として実施した経緯がございます。当初は、やはり味が薄くなることによってお客さんが離れてしまうのではないかと店側が心配されていたのですが、実際にやってみたところ、特に苦情も何もなく、むしろ健康に配慮したメニューということでイメージアップにもつながるものと考えていますので、そうしたよい感想などありましたら、広報に活用してまいりたいと思っています。

高橋武浩委員

答弁を聞いて安心したところがあります。以前秋田県にも、健康的な食事メニューを売りにした大手の事業者が来たのですが、県民性といいますか、味の濃い食事を好む秋田県民にはなかなか受け入れ難いということで、3年ほど前に撤退してしまった事例がありますので、是非とも健康寿命日本一に取り組んでいる中で、今課長の答弁にありましたように、それぞれの評価の声もあるようですので、何とか県民の味覚の壁を越えるように、PRして、こうした事業を進めていってほしいと思います。その件について部長からコメントを頂ければと思います。

健康福祉部長

ありがとうございます。食生活は、生まれてからずっと親しんだ中で作られたところもありますので、大きく変えていくことはなかなか難しいこともありますが、例えば子供のうちから、そうした塩分の少なめの食事になれ親しんでいくとか、そうした試みについて、学校等を通じて協力しながら取り組んでいるところがございます。時間が掛かることですが、健康スタイルなどのメニューも示しながら、幅広く、そして地道にといたしますか、長期的に取り組んでいきたいと思っていますので、今後とも頑張ってもらいます。

高橋武浩委員

是非頑張っていたきたいと思います。

医務薬事課の事業について確認の意味でお聞きします。ドクターヘリの運航ですが、要請が471件に対して、出動が288件、搬送が245件とありますが、これはどのような状態で搬送が245件になったのか、その概要を教えてください。

医務薬事課長

ドクターヘリの出動と搬送の差については、出動後のキャンセルなどがあって、いわゆる要請はして、出動できる体制を整えて、飛び立った——飛び立つ前の場合もあるようですが——状況の中で、ヘリの要請を取りやめますという件数が43件あって、その分が搬送と出動の差分になっている状況でございます。

高橋武浩委員

ドクターヘリそのものは、そんなに頻繁に使うわけではないのですが、過去にドクターヘリで命が助かったため、非常にドクターヘリの有り難みを実感している友人がいました。こうした事業が県民の安心につながるとすれば、効果的だと考えていますが、具体的な事例として、それこそ時間短縮で搬送できて命が助かったような事例があったら教えてください。

健康福祉部次長（伊藤淳一）

ドクターヘリに有効なパターンが脳卒中あるいは心筋梗塞、それから多発外傷ですか——深刻な外傷といったものです。急性心筋梗塞ですと、治療するまでの時間が早ければ早いほどよいわけですので、そうしたときにドクターヘリを要請して搬送時間を短縮することが有効になると思います。具体的に、それによって命が助かった事例が何件あるかという統計を取ることは非常に困難ですが、毎年何百件と搬送しているうちの多くは心臓と脳と、それから外傷の部分でございます。その部分で、より早くドクターが接触できて治療ができています点で、効果があると考えています。

高橋武浩委員

最後に、245件の搬送なのですが、過去と比べて、これは増えているのですか。どのように推移しているかだけ教えてください。

健康福祉部次長（伊藤淳一）

スタートしたときから大体年間300件前後の搬送件数でこれまで推移しています。ここ10年近く同じくらいの数字となっています。

高橋武浩委員

毎日出動している数だと思いますが、メンテナンスなどをしっかりしながら、県民の安心につながるように取り組んでいただければと思います。

児玉政明委員

同じくドクターヘリの関係ですが、今出動と搬送の差が43件とありましたが、要請と出動の数字の差の理由はどのようなものでしょうか。

医務薬事課長

出動できなかったケースで最も多いのは天候不良でございます。天候不良で飛び立てなかったケースが126件あります。そのほか重複要請といいますか、出動中にほかの要請があった場合など、そうしたもので出動と要請の差分が生じているものでございます。

児玉政明委員

ドクターヘリについては、3県——青森県、岩手県と広域連携を組んでいると思いますが、これまでに県境越えの出動の事例はどうなっていますか。

医務薬事課長

当県のヘリは秋田市の日赤（秋田赤十字病院）にあり、他県に飛ぶとなると結構距離があり、余り出動する機会はないのですが、逆に本県からの要請で、青森県や岩手県から出動していただいている件数は、昨年度については、青森県から5件、岩手県から8件事例がございます。

児玉政明委員

青森県が5件、岩手県が8件ですと、それぞれの県境に近い地域が多いと思います。具体的にどこら辺の地域で、県外からドクターヘリが飛んでくるのか——市町村のところまで分かりますでしょうか。

医務薬事課長

細かい件数までは今手元にはございませんが、鹿角市や大館市、あるいは仙北市辺りも岩手県から来ているものと考えています。

児玉政明委員

青森県にはドクターヘリが2機あるはずですので、それで青森県に接している地域は青森県からの出動が多いと思っています。

出動要請等があって、なかなか対応できないといった要請や搬送に関する課題等は、今現在どのようなものがありますか。

医務薬事課長

基本的には自県のヘリが優先ですので、自県のヘリが飛べない場合に他県のヘリを要請する形になっています。青森県からの出動は、先ほど5件と言いましたが、実際に青森県には17件要請しております。そのうち5件について実際に来ていただきました。来られなかった理由が重複要請なのか天候不良なのかについては、資料が手元に今ございませんが、そうした形の中で、要請したものについて対応いただいているところでございます。先ほど申しました自県ヘリ優先の原則について、もっと緩和できないかといった要請があることは事実でございます。それについて3県や基地病院などと協議を継続

している状況でございます。

児玉政明委員

分かりました。鹿角市からも、ドクターヘリの運用面に関しての要望が結構あると思います。そうした部分でも、ドクターヘリに関して、私の地元である鹿角地域は、医療面で不安な部分があるので、是非そうした要望にも応えていただければと思っています。

もう一点、健康づくり推進課の受動喫煙防止について伺います。本県では一步踏み込んだ内容で防止条例（秋田県受動喫煙防止条例）を作って取り組んでいるところですが、県の公共施設では敷地内全面禁煙と思いますが、各市町村の公共施設でも敷地内は全面禁煙になっているのか、敷地内に分煙して吸える場所があるのか、そこら辺はどうなっているか教えてもらいたいと思います。

健康づくり推進課長

目標としましては、各市町村の公共的などころも敷地内禁煙が望ましいのですが、現実的には今特定喫煙所ということで、6つの市と町で敷地内に喫煙所が設置されてございます。これを何とかゼロに持っていきたいと考えているところでございます。

児玉政明委員

最終的には全部の市町村がそうした全面禁煙にしていきたいところであると思いますが、健康づくり推進課としては、将来的にはたばこを吸う人を減らしたいという思いで取り組んでいると思います。逆に、たばこを吸う人が少なくなってきた中で、JT（日本たばこ産業株式会社）は減産しているため、たばこ農家も少なくなっていて、たばこ農家からは、たばこを吸うように、分煙なり、そうした部分で進めてくれないかと言われてます。たばこ農家にも補助金を使って作付けの推進をしている部分もあって、一方では進めている、もう一方では禁煙という部分があると思いますが、農林水産部の担当の課でも、やはり将来的な考え方とか、そこら辺の対応もしていかなければならないと思いますが、その点についてどうですか。

健康福祉部長

農林水産部の長期的な考え方について、我々は今時点で承知しておりませんが、いずれたばこについては、受動喫煙の防止——そして禁煙へというのが基本的な考え方でございますので、たばこを吸う方は当然減っていくものと私は確信を持っています。

その中で、たばこ農家に与える影響もあることと思います。契約栽培等をされていると思いますが、全ての農産物、そのときそのときの需要の中で、どのようなものを作付けしていくのか変化していく中で、恐らく農林水産部でも農家のお話を伺いながら検討されているものと思っています。

いずれ我々が進めていく施策とのすり合わせは必要だと思いますので、今後情報交換の機会は持ってまいりたいと思います。

佐藤信喜委員

先ほどの高橋委員の質問に関連して、ドクターヘリからまずお聞きしたいと思います。ドクターヘリが出動する場面は、脳卒中や心筋梗塞などの重大な疾病が多いと思いますが、何となく私の周りの話を聞いていると、そうした症状は夜に発症している事例が多い気がします。こうした疾病が発症している時間帯をどの程度把握しているのでしょうか。何時から何時までが多いとか、そういう時間帯ごとのデータはお持ちでしょうか。

健康福祉部次長（伊藤淳一）

発症に関するデータは手元にはございません。救急搬送のデータの中でもしかすればあるのかもしれないですが、今手元に時間帯別のものまでございません。申し訳ございません。

佐藤信喜委員

以前担当にお話を聞いたときがあったのですが、ドクターヘリは夜間は飛行できないということでした。私の周りでは夜間に発症している話をよく聞くものですから、例えば他県でも夜間のドクターヘリによる搬送は一切行っていないのか——もしその障壁を越えることができるようであれば、秋田県でも夜間ヘリを飛ばす方向で検討するとか、そうしたことは今検討されているのでしょうか。

健康福祉部健康医療技監

ドクターヘリに関しましては、やはり安全性の面から、日中だけの運行となっております。夜間に関しては、基地病院から患者さんがいるところまでの間、どうしても視界——ドクターヘリは目で見える有視界飛行が原則となっておりますので、そういう視界の悪い状態でどのくらい安全性が保てるかがやはり大きな課題となっております。

いろいろな法整備の課題もありますので、そういう課題をどのように解決していくかがまず先になると思いますので、そういうところを見据えながら、どのような対応ができるのか、ドクターヘリで対応しなければならないものなのか、救急車など別の手段がないものなのかも併せて検討していく必要があると考えています。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。救急車なのか、ドクターヘリなのか、様々な移動手段があると思います。それによって地域の連携も十分必要になってくると思いますので、様々な課題はあると思います。ただ、もしそういう夜間飛行ができるのかどうかについては最大限検討した上で——どうしてもできなければ仕方がないのですが——やはり一人でも多くの命を

救う手段として、何とか夜間飛行の部分も、今後継続的に検討していただければと思います。

もう一点、関連してなのですが、先ほど減塩のことでお話がありました。秋田県には発酵食の文化があり、例えば漬物であったり、みそであったり、そういうものを生産する側に対して、塩分を控えめに作るようにとか、そういうことまで考えているのか、今後その辺りはどのように対応していかれるものなのかお知らせください。

健康づくり推進課長

秋田県における減塩の運動は随分昔から脈々と行ってきた経緯がございます。その中心は、どちらかというと消費者向けが多かったようでございます。委員の皆様もお聞きになったかと思いますが、今般、新・あきた減塩音頭を発表して、広くポピュレーションアプローチ（様々な疾患や問題行動などの高いリスクを持った人に限定せずに、ある団体などのリスクを全体的に下げられるために行っていく支援のこと。）を行い、改めて減塩を意識していただきたい、野菜摂取を意識していただきたいことを呼びかけてまいりました。

ただ、委員御指摘の通り、製造業者に対するアプローチは、「秋田スタイル健康な食事」事業で提供する側に対しては効果的な面もありますが、第三次産業といえますか、そちらの方面に関しては若干手薄なところもあったように思いますので、そこは今後意識して考えてまいりたいと思います。

佐藤信喜委員

分かりました。やはり食べる側が気を付けること、これがまず一番大事なわけで、ただやはりそこに至るまでに、提供する飲食業が少しでも意識していただく、これも大事なのですが、それぞれの素材といえますか、そこに入っている塩分の濃度が高過ぎる場合は、これはなかなか減塩につながっていかないのかなと思います。やはりトータル的に考えて進めていくべきではないかなと思います。

それで、先ほど部長も、喫煙に関しては、力強い言葉、メッセージがあったのですが、減塩に関しても、禁煙同様力強く実施していくのかどうか、そこら辺、部長の思いを最後にお聞かせください。

健康福祉部長

県民になじみの食事を一気に変えることは難しいですが、今課長が説明しました新・あきた減塩音頭も作りまし、様々な形で普及を図りながら進めていきたいと思っております。これはまさしくこれから確実に進めていかなければならないことだと思っておりますので、いろいろ工夫しながら取り組んでまいります。

委員長

ここで審査の途中ですが、暫時休憩します。再開

は11時10分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

委員長

委員会を再開します。他にございませんか。

佐藤信喜委員

それでは、40ページの里親委託の推進についてお聞きしたいと思います。実は私の友人でこの制度に取り組んでいる方がいたのですが、資料を見て、少し気になったところがあって、お聞きしたいと思います。新たに13人の児童を里親委託し、そしてまた5人の児童をファミリーホーム入所につなげたと出てきているのですが、この制度が秋田県でスタートしてから、里親になっている方は合計でどのくらいいるのか、そして対象児童はどのくらいいるのかをまず教えてください。

地域・家庭福祉課長

里親委託率は、秋田県はかつて全国的に最下位の状況が続いていたのですが、最近では上昇しており、昨年度末のデータになりますが里親委託している子供の数は38名となっています。うち里親にお願いしているのが30名、ファミリーホーム——里親の拡大版と言われるのですが、ここにお願しているのが8名という状況でした。また、里親として登録されているのは119組です。御夫婦で登録されておられても1組という数え方をしますので、実際里親登録されている人数はもっと多いのですが、組数としてはそうしたところになります。

佐藤信喜委員

分かりました。それで、研修制度もあって、説明会を54回も開催しているのですが、そこにお話を聞きに来る方はどのような方なのでしょう。私の友人の場合は、不妊治療も一生懸命頑張ったのですが、どうしても心身的にきついことから、里親として頑張っていこうということなので、やはりそうした方が多いのか、あるいはこうした子供たちを助けたいという強い思いの方が多いのか、その辺はどうでしょうか。

地域・家庭福祉課長

説明会は、県内の全ての市で行っています。参加者としては、民生委員など、それぞれの市町村の関係者の方がどうしても多くなってしまっているのですが、中には一般の方であったりとか、里親に興味を持って参加してくれる方もおられます。ただ、そうした方は今のところは少数となっています。

こちらに問合せがあったときには、制度の説明とともに、こうした説明会があることも紹介して、何

とか参加してくださいと、興味を持っていただきたいことをお願いをしながらお話をさせていただいているところです。

佐藤信喜委員

分かりました。一般の方は少数というところが、なかなか里親が認知されていない背景だと感じました。取り組んでいる方の話を聞くと、西日本は、里親制度がすごく発達していて、秋田県は遅れていると思うので、もっと広げる努力をしてほしいということでした。

こうした点で、説明会の案内や周知活動をまず一生懸命取り組んでいくしかないのですが、今現段階で、周知の点では、ウェブはもちろんのことですが、どのような媒体を使って、年にどのくらいの頻度でやっているのかをお知らせいただけますか。

地域・家庭福祉課長

里親については、様々な媒体を使ってはいるのですが、それ以外にも、秋田赤十字乳児院と児童養護施設が県内に4つございますが、これはフォスターリング機関——里親の成り手、里親になりたい方の掘り起こしから、子供とのマッチング——子供と実際に引き合わせる、あるいは研修の御案内をして、家庭で子供を実際に育てる方の悩みに寄り添った対応をしているところです。こうしたイベントも開催していただいて——コロナで時期的に厳しい折、先般予定したものは見送ったのですが——そうしたものを行いながら、少しでも県民の皆さんに浸透するように努めているところでございます。

佐藤信喜委員

私もお話を聞いていた範囲で、例えば生まれてから大人になるまでずっと育てるパターンもあれば、小学校のいっとき、あるいは中学生や高校生を本当に短期間で預かるような制度もあるそうです。

先ほどの全体的な話でいくと、子供の虐待も当然あるわけなのですが、虐待につながる前に、今この子に接するのが非常に厳しい時間だと、そういうときにこうした里親制度を活用する——そういう連携はもちろんしているのですが、そうした意味では、児童虐待の観点から、やはり里親制度の周知を今後もっと進めていただければ有り難いと思います。

この点について、秋田県として里親制度をもっともっと広めたいのかどうか、その意気込みは今の段階ではどのようにお考えでしょうか。

地域・家庭福祉課長

非常に強い意気込みを持っているつもりでいます。子供たちにお話を直接——なかなか面会は難しいのですが、アンケート等を頂いても、やはり特定の親御さんとの関わりを持って育つことは大切だと思います。かといって虐待をする親御さんに愛情がないかと言えば、必ずしもそうではなくて、手法を間違

えていたりとか、過度な責任感ゆえに暴力に至ってしまうところもありますので、難しい点はあります。

そうした意味で、里親は一定の年齢——おおむね18歳までですが——まで育ててくれる、家庭を教えるという意味で、非常に大切な役割を果たしてくれるものですので、そうした役割について、実親にも理解を求めながら——里親委託率が重要なのではなく——それを望む方がいるのであれば、是非それを導入していきたい強い気持ちを持っています。

佐藤信喜委員

分かりました。この点については、県内の児童に限らず、もしかすれば全国から応募してくると思います。そうしたところで、秋田県で育てて、秋田県に定着していただく、そうした取組にもつながっていければ将来の人口減少対策にも関わりがあると思うので、何とかこの点についても理解を深めながら、全力で頑張っていただければと思います。

薄井司委員

特定健診の関係を伺います。主要な施策の成果並びに決算説明資料の45ページです。まず初めに、特定健診なのですが、ここ何年かの受診率の推移はどうなっていますか。

委員長

32ページですね。

薄井司委員

これでいけばページ45と出てくる。

委員長

タブレットの表示と13ページずれているようですね。

薄井司委員

32ページと書いてあるページです。(6)のところですか。

健康づくり推進課長

特定健診の推移でございますが、開始当初は平成20年35.4%という状況でございましたが、徐々にですが年々上昇を続けてございまして、平成30年度で49.8%、最新の令和元年度で51.7%という状況でございます。ただ、残念ながら全国平均と比べますと若干差がありまして、令和元年度で見ますと、全国の平均が55.3%という状況でございます。

薄井司委員

この事業の内容を見れば、協力医療機関232か所に受診の勧奨についてのチラシ等を配付していると思いますが、この予算——1,700万円は全部この経費なのですか。

健康づくり推進課長

これだけの予算ではございません。一部でございます。

薄井司委員

今協力医療機関にチラシを配付していると思いますが、健康診断や特定健診を受けない人の割合は、令和元年度では半数近くだと思います。受けない人を対象にしたチラシを医療機関に配付することについて、効果が全然ないとは言いませんが、そこら辺どういう判断をしているのですか。

健康づくり推進課長

この事業の内容でございますが、受診率向上の1つの手段として、「コール・リコール」は御承知かと思いますが、受診していない方に、是非受けてみませんかと呼びかけをして、更にまた一定期間を置いた後に、受診していないようであれば、更にリコール——またお声がけするという手法がございます。

当初、県の事業として実施し、それを市町村に移した経緯がございますが、その中で、我々素人が声を掛けるよりも、専門家であるドクターにお声がけしていただければより効果があると思い始めた事業でございます。協力していただけるお医者さんに対し、まずは受診しているかどうかを伺っていただいて、受診していない方にはチラシ等を渡して、受診してくださいと呼びかけていただいているところでございます。その後、事業開始当初は、更に声をかけた方がしっかり受診したかどうか、そこまで確認していただいております。ただ、今全県まで規模を拡大していますので、なかなかそこまでやるのは大変で、今はコール——呼びかけまでにしていただいておりますが、始めた当初は、声がけしていただいたうち2割から3割程度の方に受診していただいたデータもあるので、非常に効果が大きいものと考えてございます。

薄井司委員

最初は県で事業費をかなり出して、そして3年実施したらもう市町村単独でやるという話を聞いたことがあったのですが、お医者さんからとか、各自自治体によって、もしかすれば対応がまちまちなのかもしれないませんが、統一したやり方で何か取り組んでいるものですか。

健康づくり推進課長

この事業に関しましては、県医師会に委託する形で行っています。チラシの渡し方についても、マニュアルを用意していて、例えば受診機会がないときに渡しても効果が薄いので、効果的なタイミングを見計らって担っていただいているところでございます。

薄井司委員

受診率が年々上がってきているのですが、なかなか全国と比較して上がらない理由はどうか考えていますか。

健康づくり推進課長

特定健診については、各医療保険者が実施主体となって実施している経緯がございます。比較的職場の健診——我々も共済組合ですが、そうした職場単位でのところはそれなりの受診率がありますが、その中でも被扶養者の方の受診率が非常に悪いです。

あとは、市町村の国保（国民健康保険）が非常に悪い状況であることも分かってございます。従いまして、例えば健康経営の中でも、やはり従業員だけではなくて家族にも声がけいただくなど頑張っているところではございますが、更に市町村国保の方の受診勧奨、そうしたものが重要であると思っているところでございます。

薄井司委員

今後なのですが、一步踏み込んだ事業の展開は考えていますか。

健康づくり推進課長

今健康寿命日本一に向けて様々な事業を行っていますが、県民の健康意識の底上げが非常に重要かと思っております。健康を意識すれば、健診も重要であることの理解が進むと思っておりますので、そうした県民の健康意識の涵養などを中心としながら、さらには健診は早期発見、早期治療に非常に重要であることなど、より効果的な事業展開について考えてまいりたいと思っております。

薄井司委員

本当に健康福祉部だけでやるとなれば大変だと思います。いろいろな機会があるかと思っておりますので、部局横断的な対応を考えていければよいと思っております。よろしく願います。

宇佐見康人委員

関連で、健診の受診率向上や健康寿命日本一に向けた取組の中で、8020運動も行っていると思いますが、健康寿命日本一を目指す上での歯科検診の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

健康づくり推進課長

委員おっしゃいますとおり、オーラルフレイル（心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能の虚弱な状態のこと。）がフレイル予防の入り口と捉えてございます。秋田県の歯科の指標も見てまいりますと、全国との比較で四、五十歳あたりから、歯の喪失本数も非常に多くなってございますので、より口腔保健に関する啓発が重要であると思っております。

そこで本県では歯科保健センターを立ち上げまして、県内に歯科衛生士を配置し、また本庁には歯科医師も配置して、様々なところに出かけて歯科保健指導等を行っておりますし、また学校については、フッ化物洗口の普及を進めていて、ほぼ全県を網羅するところまで参りました。それによって、ほかの指標が全国と比べて悪い中、中学校1年生の虫歯の本

数が唯一全国平均を下回ったという成果も出てまいりました。そうしたことも踏まえつつ、より一層歯科口腔保健対策を進めてまいりたいと思っています。

宇佐見康人委員

ヨーロッパでは医療が手厚いと言われていますが、自力で食べられなくなったらもうなかなか診てもらえないという話もありますし、やはり自分の歯で食べていくことが一番重要だと思います。高齢になってからでは対応できない部分もありますので、なるべく早いうちから進めてもらいたいと思います。

以前も少し伺ったのですが、ここ10年、15年で子供の虫歯の率が大幅下がったとも聞きましたので、体の健診だけではなく、是非歯の検診の部分も、できれば若年——20代、30代に対する取組を進めていただければと思います。その点について再度お願いします。

健康づくり推進課長

委員おっしゃいますとおりで、やはり歯の健康は、若いうちから取り組む必要があると思っています。今年度事業で、オーラルフレイル予防として、四、五十歳の方の口腔状態を調査する事業を実施しているところがございます。その状態を踏まえまして、何歳から対策が必要かを考えまして、来年度以降、例えば健康経営の中にそうしたものを取り入れたりする企業を増やしていくなど、働き盛り世代の口腔状態の向上に役立てていきたいと思っています。

佐藤信喜委員

関連なのですが、今歯科口腔保健の部分については、飽くまでもチェック体制の部分であって、例えば歯を失った場合、健康保険で対応できる部分は限られてくるわけなのです。

今のこの資料を見ると、国保特別会計については、15億2,100万円が不用額となっていますよね。最近はやりのインプラント治療とか、こうしたものもあるわけなのですが、いろいろお話を聞いたところ、3本以上連なる歯が事故によって欠けた場合は保険対象になるそうです。事故によって失われたものであれば保険対応なのでしょうが、虫歯や、あるいは治療をなかなか受ける時間がないとか、費用がないとか、そうしたことでどんどん歯を失っていくと——健康を維持していくためには、しっかりかんで食べることが大切で、そのために健康な歯を維持することが必要だと思います。これだけ不用額があるのであれば、健康寿命日本一を目指す取組の中で、インプラントも保険適用させることを秋田県で検討されたことはあるのでしょうか。

健康づくり推進課長

委員おっしゃいますとおり、インプラントに関しましては自由診療ですので、公費適用が今のところない状況です。歯科も含めまして、様々な自由診療

の部分が公費負担になれば確かに負担軽減になって、更に助かる人も増えることは感じているところではございますが、全国的な制度改正が必要なものでもございますし、ここは様々な方々の御意見を伺いながら考えてまいりたいと思います。

佐藤信喜委員

全国的な流れはもちろん理解できます。とにかくまずは予防するためにしっかりと検査を行っていく、これが重要だとは思いますが、ただ、どうしてもその先にある40代、50代と年齢を重ねていった場合の失った歯の数を考えますと、いかにして健康寿命を維持していくか——やはり失った歯をどうするかが重要になると思うので、今後いろいろな需要が高まってくると思います。

ただ一方で、その不用額は国保会計でのものですから、そうした中で、秋田県の取組として、健康寿命日本一を目指しているのであれば、そうしたところも全国に先んじて検討していく必要があるのではないかと考えています。口腔ケアから歯を失ってしまった後までの一体的な流れの中で、秋田県として何が考えられるのかを今後検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

健康づくり推進課長

例えばフレイル予防に関しましては、オーラルフレイルの予防観点で、歯科衛生士の方々を対象に、オーラルフレイル予防の技術を身に付けていただいて、様々な場で活躍していただく事業を始めているところがございます。

歯医者というのは、私もそうですが、なかなか行きづらいところもございますので、そうした治療の必要な方を早期に発見して、是非そうした治療にも結びつけていく啓発を心がけてまいりたいと思っています。

鳥井修委員

すみません、1つだけ、長寿社会課の高齢者の生きがいがづくりについて伺います。

健康寿命にもつながっていくのですが、昨年コロナが流行して、人と会う機会が減ったと思います。高齢者の方々も、老人クラブや地域のいろいろなサークルなどに多分行けなかったし、御自宅で過ごされた部分が多いのかなと推測されます。

そのような中で、秋田県はこれからはおそらくは高齢化率が高いままなので、高齢者の生きがいがづくりは健康寿命につながってくると思いますから、そこはしっかり取り組んでいかなければならないなと思います。

主要な施策の成果の38ページのところに、県社協（秋田県社会福祉協議会）を通じての相談件数1,393件とありましたが、県として具体的にどのようにフォローをしていったのか、まずそこを教

えてください。

長寿社会課長

相談実績については、県の社会福祉協議会に事業をお願いして、高齢者総合相談・生活支援センター事業で、高齢者に関する様々な相談を受けています。この中では、記載のとおり各分野における相談を受けているわけなのですが、昨年度の主な相談内容としましては、家族関係についての相談が337件ございました。それから、財産、金銭など経済関係の相談も381件など、家族の関係とお金の関係の相談が件数としては多い状況でした。

鳥井修委員

昨年に限定すると、コロナ禍で思うような活動ができなかったのが、多分地域のコミュニティーとか自分の健康づくりとかの意味も含めて、増えているのかと思いました。

上位の家庭問題とかは、多分余りコロナと関係がないかと思っていて、地域との関係性であったりとか、自分が所属しているサークルが活動できず、人と会えないとか、そういう相談はなかったものですか。

長寿社会課長

今説明したのは上位の件数でございました。今委員御指摘の生きがいつくりですとか、そうしたものについても、昨年度は趣味、余暇活動についての相談が184件ありました。そのほか、やはり健康であるとか移動に関する相談、そうしたものもございました。

鳥井修委員

それらを含めて、最後に伺いますが、自分の調べたところ、多分まだ健康寿命の最新データは発表されていませんよね。

健康づくり推進課長

最新の数値が平成28年になってございます。

鳥井修委員

それを見ると、男性はトップが山梨、女性が愛知ですよね。秋田は男性が最下位ですよ。女性は33位ですが、県の目標でいくと、健康寿命日本一は、かなりハードルが高いと思いつながら、この目標を目がけてやることは物すごく大切なことだと思います。

実際にトップとは多分2歳くらいの差があるわけです。10年間の計画である健康秋田いきいきアクションプランとかを見ると、前期は全国の平均のところまで持っていきましょとあり、10年をかけて日本一を狙いますと書かれてあるのですが、よほど県として本当に力を入れて、また先ほどから課長がおっしゃっているところの県民の意識改革がないと絶対達成は無理なので、やはり今までの施策をもっとブラッシュアップしていかないと、なかなか目標にいかないのではないのかというのが、正直な思い

です。それはどういう認識ですか。

健康づくり推進課長

確かに県民の意識を改革することは非常に難しいことだと感じているところでございます。ただ、県民総ぐるみという意味合いで、この運動の実施主体を秋田県健康づくり県民運動推進協議会としており、こちらに県議会の皆様方からも参加いただいて、医師会をはじめ各経済団体、市町村、さらには各企業にも参画いただいて、その参加企業数、団体数は年々増えてきているところでございます。年度ごとにテーマを決めて、取り組んでいただき、その中で優れた取組を表彰して、それを多くの方々に共有していただいて広げていく指標を取っているところでございます。

基本的にそうした協議会を中心に意識改革を進めていきたいところは変わりませんが、確かに高いハードルに向けて今後進んでいくためには、この動きをより一層加速していくことが必要かと思っていますので、間もなく次回の健康寿命が公表になるかと思つしますので、それを踏まえて、更にそうした意識啓発、全県一丸、オール秋田での仕組みづくりを、協議会を中心に更に頑張つてまいりたいと思います。

鳥井修委員

今課長がおっしゃっているところをしっかりと行つていただきながら、県民総ぐるみの県民運動は物すごく大きなことだと思いますし、これを達成することで秋田県を全国に「秋田は長寿で皆さん元気ですね。」とアピールできると思いますので、健康福祉部だけの施策や事業だけではなく、いろいろな部に跨がって、横のつながりも図りながら県と県民が一体となって、オール秋田で進めていくことがすごく大事だと思いますし、様々な取組——特定健診の受診率を上げましょとか、減塩であったりとか、受動喫煙防止であったりとか、いろいろな要素が複雑に絡まっているので、これらをしっかりと連携させながら、目標数値に向かって、全庁を挙げ取り組んでいただきたいとお願ひして終わります。

小野一彦委員

主要な施策の成果と決算説明資料の208ページで、医師地域循環型キャリア形成支援事業が4億3,000万円の執行状況になっていますが、政策評価の課題認識ですと、初期の研修医の方が高水準で増えていることと、それから地域枠の方が貸与資金の関係もあって地域に出ていると、そういうことで一定の成果はあるのですが、やはり偏在がある——地域の偏在があるし、依然人数が足りないという認識なのですが、令和2年度の取組の成果の分析と、それから課題について、そして今後どのように対応されるのかをお伺ひします。

医療人材対策室長

医師確保対策については、主要な施策の成果にも記載していますが、修学資金の貸与事業がございます。こちらの事業については、県内の公的医療機関などに医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与するものですが、返還免除の条件として、原則9年間は県内——うち4年間は知事が指定する秋田市以外の公的医療機関での従事を義務づけているものがございます。この貸与を受けている医師の勤務状況ですが、令和2年度が171名となっております。その内訳として、初期の臨床研修医が50名、それ以外が121名になってございます。その121名のうち、知事の指定する秋田市以外の公的医療機関での従事が義務づけられている者が43名という状況になっています。

なお、今後についてですが、将来的には知事が指定する公的医療機関での従事が義務づけられている医師は増加する見込みを持ってございます。今年度は56名ですが、令和6年度以降については100名規模を見込んでいくところでございますので、こうした医師が増えていくことによりまして、地域偏在の解消につなげていけるものと考えているところでございます。

小野一彦委員

秋田県は広いので、医療圏も様々に分かれていますのですが、地域の偏在、やはり都市部——秋田市周辺に偏在しているのですか。そこら辺はどんな感じですか。

医療人材対策室長

県内の医師の現状でございますが、人口10万人当たりの医師数で見た場合に、委員おっしゃるとおり、秋田市周辺に比べまして、県北それから雄勝地域ですと、3分の1程度となっております。それ以外の地域についても、やはり秋田市よりも低い状況になっていることは認識してございます。

そうしたこともありますので、この先知事が指定する公的医療機関での従事が義務づけられている医師等が増えていく中で、医師の少ないこうした地区に配置できるよう進めてまいりたいと思っております。

小野一彦委員

この予算に関連してですが、主要な施策の成果の202ページを見ますと、医業の承継支援の補助金、——これは医務薬事課長さんなのかな——私どもの方でも、診療所といいますか、いわゆる町医者の方が高齢化したりして、「今後どうなるのだろう」と県民の方が非常に心配されています。医業の承継に関する事業を始められたというのは本当に今必要なことだと思いますが、令和2年度実施してみて、今はどういう状況で、今後どのように展開

されるのか——支援のスタンスというか立場など、そこら辺を教えてください。

医務薬事課長

こちらの事業は、昨年度の補正予算で予算計上したものでございます。昨年度については、ニーズ調査といいますか、診療所に対するアンケート調査を行い、マッチングをするためのホームページの設計などを実施していただきましたので、それに対して補助しています。

アンケート調査によりまして、診療所の過半数は後継者がいなければ廃業を考えなければならないですとか、60代以上の医師が経営する診療所については、過半数において後継者がいないですとか、そうした状況があったようでございます。

昨年度はサイトの設計だけでしたので、サイトそのものができたのは今年の7月ですから、そこから運用を開始しておりまして、7月、8月、9月の3か月間で、32件の相談がございました。具体的に譲渡を希望するといった申出も6件、譲り受けたいという希望の申出も、県外からのものも含めて8件——県外が3件、県内が5件ございまして、そのうち1件については、具体的に話合いの進行なども見られると聞いています。

この件数が多いか少ないかについては議論のあるところかもしれませんが、そうしたものを積み重ねていくとともに、広報活動といいますか、そうしたものもあり、11月14日にはセミナーの開催——医業継承に関するセミナーを医師会が主催で開催しますので、そうした広報活動と併せながら医業の承継についての取組を進めてまいりたいと思います。

小野一彦委員

私の知るドクターの方には、由利本荘市がすごくよいところだから移住してきましたという方もいらっしゃって、実際にそういう承継的な形で今後展開を考えている方もいらっしゃいますし、南秋あたりにも移住で来られた若い方がいらっしゃるという話もお聞きします。

ですので、恐らくあきた未来創造部ですとか、市町村とも連携されていると思いますが、そういう観点からも、一人でも承継に是非加わっていただいて、秋田で活躍していただけるように、全庁的な体制で是非とも進めていただければと思いますが、いかがですか。

医務薬事課長

やはり特に県外から来ていただくことは大変有り難い話でございますので、そうした他部局との連携も含めて取組を強化してまいりたいと思います。

宇佐見康人委員

1点だけ、ひきこもり対策について確認したいのですが、現状の把握はなかなか厳しいとは思いますが

が、ここ数年で改善傾向にはあるのでしょうか。

障害福祉課長

ひきこもりについては、なかなか実態把握が難しく、過去に国でサンプル調査をしたことはあるのですが、秋田県の状況について把握したものがなくて、昨年度、全県の民生委員を対象に実態調査をさせていただきました。その結果、3,267人の民生委員のうち1,926人の方々から回答——回答率は約60%ですが——いただいた結果、全県に987人のひきこもりの方を把握している——これは実数ではなくて、飽くまでも民生委員が把握している数になるのですが、そうした状況でした。

民生委員からは、身近なところの相談機関が不足している、あるいはそれを認識できる形で周知されていないので、是非とも身近な市町村に窓口を設置していただいて、そして相談が身近にできる体制を整えてほしいという要望がございました。それを受けて、今年度、窓口を設置していない潟上市を中心に、男鹿南秋地域をモデル地区として、現在精神保健福祉センターの中にひきこもり支援センターがございまして、そこを中心に窓口を設置して、そして周知に努めています。

全県の状況を見ますと、各市町村に、ほとんど何らかの相談窓口——ひきこもりに特化した窓口ではないのですが——を設置しています。その窓口で相談する方も増えてはきているのですが、相談を継続させるための相談支援者の技術的な面が十分とは言えないという意見がありますので、県としては、これから地域振興局ごとに各市町村の窓口の設置と、また支援の強化についてのモデル事業を横展開していきたいと考えています。

そうしたことで、ひきこもり相談支援が進んでいるかといえば、はっきりと進んでいますとはまだ言えない状況なのですが、市町村がそうした窓口を設置して、そして取組を見せてきている中で、県としてもそこを強化できるように支援をしていきたい、そういう現状でございます。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で健康福祉部関係の質疑を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時30分とし、あきた未来創造部関係の審査を行います。

午前11時56分 休憩

部局別審査（あきた未来創造部）

書記 齋藤 淳子 録

午後 1時30分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

理事	陶山 さなえ
あきた未来創造部長	小野 正 則
あきた未来創造部次長	久米 寿
あきた未来創造部次長	水澤 里 利
あきた未来戦略課長	信田 真 弓
高等教育支援室長	高島 知 行
移住・定住促進課長	鈴木 雄 輝
次世代・女性活躍支援課長	六澤 恵理子
地域づくり推進課長	萩原 尚 人
代表監査委員	高橋 洋 樹
会計管理者（兼）出納局長	奈良 聡

委員長

委員会を再開します。

あきた未来創造部関係の審査を行います。

初めに、あきた未来創造部長の説明を求めます。

あきた未来創造部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

あきた未来創造部関係の質疑を行います。

島田薫委員

「結婚・出産・子育てに温かい社会づくり」について質問させていただきます。

こちらの決算説明資料の145ページに、プロジェクトチームをにかほ市、羽後町に設置したとありますが、この具体的な活動内容と、それから期待される効果について教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

この事業は、結婚と子育ての未来創造プロジェクトということで、平成29年度から令和2年度まで実施したものでございます。令和2年度は、にかほ市において子育てを、羽後町においては出会い、結婚を地域課題として、公募によって集まった住民が地域課題解決のため話し合いや勉強会を開いたというものでございます。コロナの影響もございまして、イベント等予定していたものについては、十分に実施できなかったというところもございますが、地域の住民が自分たちの身近な課題を自分たちで考える機会になったと思っております。

これまで横手市、五城目町、鹿角市でも同様の取

組を実施しており、その結果をほかの市町村にも周知して成果を横展開できるよう、県としても今後の事業展開を期待しております。なお、今後は市町村において、こういった事業の支援を行うことになっております。

島田薫委員

これまでも実施してきたということであれば、その結果といいますか、どのような評価が住民から、あるいはプロジェクトに関わった方々から寄せられましたか。実際に結婚、出産、育児につながったという声も出ているのでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

横手市では若者が住みやすい街づくり、五城目町では子育てをテーマに話し合いをしており、それぞれの地域の取組についてお互いに知った上で、今後協働して事業を展開するといったことも行われております。アンケート結果等については把握しておりますが、アンケート結果等については把握していませんけれども、こういった広がりのある事業については、県としても成果があったものと評価していますし、市町村においてもこうした取組を継続していただければと期待しているところでございます。

島田薫委員

市町村においても継続してもらいたいということですが、そうすると、年度ごとに地域を変えて実施して、その後の取組についてはそれぞれの市町村に期待するという内容なのですか。そうであれば今後はどういう展開を考えていらっしゃるのか——例えばもう少し地域を拡大していくのかを教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

この事業につきましては、平成29年度から行い、令和2年度で終了しております。県では、結婚、出産、子育てに関する機運の醸成ということで事業に取り組んでまいりました。この事業自体は終了しましたが、県としては、こういった機運の醸成を図るために、若い頃から結婚、出産について考える機会の提供ですとか、地元の事業者等の支援を得て行う取組など、全県域で行う事業を実施してまいりたいと考えております。

小野一彦委員

今の件なのですけれども、令和元年に県内調査で羽後町と鹿角市を訪問して、こういう取組についていろいろと話をお伺いしました。その際、羽後町では、若い人たちから「是非鹿角市と一緒に連携して取組を広めたい。」という話をお聞きしました。

さっき課長がおっしゃったように地域間で協働の話もあるのだとすれば、県が実施する全県域の取り組みの中で、地域を越えて縦横無尽にといいますか——圏域にとらわれず、テーマに応じてそれぞれの地域に暮らす若い人たちが参加するような取組があ

ってもいいと思います。あと、今後の取組を市町村に期待するというのではなくて、県もきちんと次の展開を政策として進めていくべきなのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどうですか。

次世代・女性活躍支援課長

羽後町と鹿角市につきましては、交流会を行ったというふうに聞いております。他の市町村においてもそういった活動が見られましたけれども、コロナの影響で活動が停滞している状況でございました。県としては、こういった地域的なイベント等ではなくて、全県域において、教育現場や市町村と連携を図りながら、結婚、出産、子育てに関する機運の醸成を図ってまいりたいと思っております。

小野一彦委員

このプロジェクトは、それぞれなりわいを持っていろんな立場で生活している社会人の方々が、これからの秋田をこうしたいという思いで、時間を作って取り組んで、交流会にまで発展したものだと思います。県民自らの行動を全県域で展開していくにはやっぱりプロセスが必要だと思うのです。せっかくこれまでやってきた、人と人との出会い、いろんなディスカッション、そして一緒に力を合わせて取り組むことができた経験というのは、予算の多寡ではなくて、これも全県展開の一つとして、引き続き県がきちんと関わりを持って、世の中にアナウンスするとか、少し支援するとか、ほかの市町村に伝えるとかするべきではないですか。それこそ、県と市町村の政策協働の場があるのですから、どうすれば若い人たちの出会いの場を増やすことができるかとか、そういう課題解決に対するムーブメントを起こす次の展開として、令和2年度までに実施した事業を生かすべきではないかと思うのですけれども、そこら辺について、部長はどう考えますか。

あきた未来創造部長

本県では全国トップレベルの経済的支援をやっておりますけれども、結婚したい、子育てをしたいというマインドの醸成というのは、非常に重要なことであると考えております。

機運を醸成するには様々な手法があると思っております。何が一番適当なのかといった辺りを検討しながら、より効果の高いものをしていきたいと思っております。

小野一彦委員

行政が県民の方に無理強いといいますか——行政成果を狙って、無理にこうしてほしいと言うことはできないと思うのですけれども、プロジェクトチームで動いてきた若い人たちのエネルギーというか、目に見えない関わり合いみたいなものが、これからも財産——資本として生かせるのではないかと思います。是非そこら辺を新たなプランにおいても検討

材料として進めていただければと思います。

あきた未来創造部長

そういった機運の醸成は大変重要だと思っていますので、次期プラン並びに来年度の当初予算に向けて、その辺のところは検討していきたいと思っています。

鳥井修委員

そうすれば、実際に数字が出ているものに関して、自分で調べた分も含めて、過去3年ぐらいのデータの要因や成果、課題について何点かお伺いしたいと思います。

初めに、移住に関してです。移住について調べたところ、平成30年度から実績は徐々に上がってきています。平成30年度の移住者が217世帯419人、令和元年度が227世帯494人、令和2年度については決算説明資料に載っていますが、303世帯576人ということで、右肩上がりが増えていきます。取組の成果が出ているのだと思いますが、この結果をどのように分析し、成果をどのように次に生かしていくか、今のところのお考えをお聞かせください。

移住・定住促進課長

平成22年度から移住の促進に取り組んできているわけですが、委員御指摘のとおり、移住者数は毎年右肩上がりが増えてきております。これは県だけの取組ではなくて、市町村と協働の取組といいますか——市町村の取組も成熟されてきていますし、県でも社会減の抑制に向けて様々な取組を強化している成果だと考えております。

鳥井修委員

もう一つ付け加えて伺います。この成果を受けて、今後もこのまま右肩上がりで行くのが理想だと思いますけれども、その対策についてはどう考えていますか。

移住・定住促進課長

昨今のコロナ禍によりまして、今地方回帰志向が非常に高まりつつあります。また、テレワークが首都圏で普及してきておりますので、これまでの取組に加えまして、こういった新しい働き方を踏まえまた、新たな人の流れを更に作っていきたくて考えております。

鳥井修委員

では次に、Aターンについてです。Aターン就職者数について、過去3年の数字を見ると大体横ばいです。平成30年度は1,134人、令和元年度1,058人、令和2年度1,120人ということであります。コロナ禍の影響等もあると思いますが、毎年度継続してやられている事業なので、ある程度はその成果なり反省なり、また今後に対する課題等も分析されていると思います。そこについてお知ら

せください。

移住・定住促進課長

Aターンにつきましては、昨年度はコロナ禍によりまして、Aターンフェアなどのイベントが軒並み中止になったこともあって、前年度より数字は伸びたものの、思ったほどではなかったという認識です。また、特に今年に入りましてから、県内の有効求人倍率が非常に高くなっており、技術職や専門的な資格等を持つ人材の不足が課題だと認識しておりますので、そういった方のAターンに向けて、今後力を入れていかなければいけないと考えております。

鳥井修委員

たしか去年も、Aターンフェアとかが中止になったと思います。全国的な傾向として、コロナ禍でなかなか首都圏でイベントを開催できない状況ですが、この後ウィズコロナ、アフターコロナの中で、社会減を減らすための施策として、積極的にAターンに取り組んでいかなければならないと思います。秋田県として、他の県より一歩前に行くような行動を取っていかないと、この後もまた厳しくなるのではないかなと思います。その辺はどのような認識でしょうか。

移住・定住促進課長

先ほど地方回帰志向が高まりつつあるという話をしましたが、正に全国、それから地方の競争になると思っています。ですので、秋田の優位性ですとか魅力を発信していかなければいけないですし、また県内の企業におかれましては採用力の向上に取り組む必要があると思いますので、県はそうした取組を支援していきたいと考えています。

鳥井修委員

秋田県の魅力などのいろんな情報を様々なコンテンツで発信されていると思います。自分でもいろいろと調べてみたら、いいコンテンツがいっぱいあるのに、なかなか多くの人には見られていないように思うのです。2年前の決算特別委員会でも、多くの方に秋田県の魅力を発信するために、SNSであったりインターネット等のいろいろな媒体を使った情報発信にもっと取り組まないといけないという話をさせていただきました。その辺の改善点というか、現状も含めてお聞かせください。

移住・定住促進課長

例えば首都圏等に向けた情報発信、魅力発信につきましては、これまではSNSあるいはSNSで動画を配信するといった取組が多かったと思います。これまでは、例えば何回再生されたとか、何人が見たかということに重きを置いてきたのですが、果たして、真に届けたい人に情報が届いているのかといった分析が、いささか不十分だったという認識に至っております。ですので、まずは情報を発信する前

の段階から、きめ細かいターゲット層に応じた仕様書を作成しまして、企画提案でターゲットに届けられるような事業の提案を出していただきたいと考えています。また、情報発信が終わった後は、例えばグーグルアナリティクス（グーグルが提供するウェブサイトのアクセス解析ツールのこと。）などで分析して、どれほどの効果があったのか確認していきたいと考えています。

先日広告会社の人から、今の県のやり方は果たしてどうなのかについて意見も頂いておりますので、こういった意見も反映して、より良いものにしていきたいと考えています。

鳥井修委員

前日も、「ターゲットをどこに絞っているのか。こちらからの一方的な情報発信だけではなかなか伝わらないのではないか。」という話をしたので、今話を聞いて安心しました。今課長がおっしゃったとおり、誰に伝えるのかターゲットを決めて、しっかりと客観的なデータも見ながらやっていくことが大事ですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、結婚者——成婚報告であります。これも過去3年分調べてみたのですけれども、こちらは残念ながら下がりぎみです。3年分の数字はしゃべりませぬけれども——いずれ令和2年度は103人ということで、過去3年の実績に比べ、ちょっと下がっているのですけれども、この分析についてはどうお考えでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

今の話は、結婚支援センターにおける成婚報告者数の話だと思います。結婚支援センターにおきましては、登録会員を増やし、きめ細かいサポートをして成婚者を増やしていく取組をしております。昨年コロナがございまして、対面による出会いの機会が減ったことなどもあって、結婚に対するマインドが下がっているということで、結婚に向かう気持ちが先延ばしされる傾向が見られると聞いております。

そうした状況を受けて、結婚支援センターにおいては、昨年の10月から対面ではなくてオンラインによる婚活事業を始めておまして、新たな生活様式に対応した新たな出会いの創出にも取り組みながら進めてきた結果、相談件数、問合せ件数は増えてきております。センターにおいては、今後こうした新しい取組を進めながら、出会いの機会の創出や成婚につながるようなきめ細かいサポートに取り組んでまいりたいと思ひます。

鳥井修委員

今の話は、コロナ禍でなかなか対面できないため、オンラインを使うなどいろんな方法で、できることをしっかりとやっていくということだと思います。で

きない言い訳をするのではなく、どうしたらできるかを前向きに捉えてやっていただければと思ひます。実績が減った原因については、コロナ禍ということで十分理解できますし、この後また増えるような施策を展開していただければと思ひます。

最後にもう一点だけ、ワーク・ライフ・バランスのところをお願いします。女性が活躍して働き続けられる職場を作るためには、やはり男性の育児参加がすごく大切だと思ひます。一昨年の決算特別委員会で、民間企業の男性の育児休業取得率はどのくらいか質問させていただきましたが、民間だと女性が93.7%、男性が6.2%で、当然男性のほうがはるかに低い結果でした。また、県庁の取得率についても質問しまして、その数字は書き留めなかったのですけれども、多分民間より少し高かったと記憶しております。現在、育休を取っている民間又は県庁の方の数字が分かれば教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

今年度は、人事課のほうで非常に強く県庁内に働きかけを行いまして、対象者に対して各所属で取得を促すなどした結果、期間は短い方が多いのですけれども、8割を超える男性職員が取得したと聞いております。

鳥井修委員

期間の短い長いはあるかもしれないのですけれども、8割を超える方がしっかりとその制度を使用したということですね。一方、民間のほうはまだまだ低い状況で、一昨年の6.2%という数字を見れば、まだまだ女性に負担がかかっていることが分かります。行政が民間に対してどれだけ言えるのか——民間企業にこうした施策をやっていただくのは難しいところはあると思うのですけれども、やはり、男女がしっかりと子育てに関わり、子供を育てるという文化を作っていかなければいけないと思うのです。民間に対するアプローチに関してはどのようにお考えでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

県においては、あきた女性活躍・両立支援センターを中心に、支援員（女性活躍・両立支援推進員）が県内企業を回りまして、両立支援について啓発をしております。次世代法（次世代育成支援対策推進法）という法律に基づく計画（一般事業主行動計画）を策定する企業が県内で非常に増えておまして、東北で届出率1位となっています。策定数としては増えておりますので、経営者の一定の理解は進んでいると思ひます。ただ、今委員がおっしゃられたように、育児休業の取得につながるような計画になっているのかということ、そこまで至っていないところもありますので、今後は計画の質についてももっと啓発をして、経営者の理解が進むように、そ

して経営者だけでなく従業員に対しても啓発が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

鳥井修委員

率直に言えば、中小企業の中には、女性社員も少なく、その方に抜かれると仕事が回らないというところも当然あると思うのです。それはそれとしながらも、少しでも職場環境に対する配慮の必要性について——これは経営者の考え方が一番大きいと思うのですけれども——啓発活動を含めて継続的に伝えていかないとなかなか変わらないと思います。今までできなかったことが来年すぐできるようになるとは思いませんけれども、やっぱり継続して取り組むことが必要ですし、中小企業でもしっかりそういう制度を活用できるという環境づくりが大事だと思います。是非そういう施策を継続して展開していただければと思います。

次世代・女性活躍支援課長

委員のおっしゃるとおり継続した取組が重要だと考えておまして、両立支援センターにおいても、啓発のみならず、個々の企業の実情に応じた助言ができるように、社労士（社会保険労務士）等の専門家の派遣をしながら、きめ細かく個別の相談に応じた対応を取ってまいりたいと思っております。

宇佐見康人委員

育休関係で追加で質問させてください。

まず、県庁全体で男性の育休取得率が8割ということだったのですけれども、職員に対する働きかけが大きかったかと思えます。

それと直接的には関係はないのですけれども——今県庁や国全体で女性の活躍推進のため、女性の仕事と子育ての両立に向けた様々な支援をしていると思うのですが、正直、なかなか国全体として女性の活躍が進んでいないという印象です。その要因というか、県としてはこう考えているというのがありましたら教えてください。

次世代・女性活躍支援課長

女性活躍が必要だ、進めなければいけないという意識を持っている方は多いと思いますけれども、それを実行に移すことについては、なかなか制約があるのだと思います。例えば従業員の数が少なくローテーションが回らないとか、そういった個々の企業の事情がありますので進まないということが一つです。それからアンケートの結果でも出ているのですが、女性の意識だけではなくて、やはり経営者自らが継続して取り組んでいく姿勢が必要だという意見も見られます。ですので、女性の意識と、企業経営者の意識、この2つ——両輪が必要なのではないかと考えております。

宇佐見康人委員

総括審査や一般質問などでも何度も取り上げてい

るのですけれども、私は、配偶者の意識を変えなければ女性の活躍というのは絶対に進んでいかないとします。前回の総括審査でも「男性側は育児に参加するという意識が強いが、そうではなくて、男性にとっても育児は権利だという意識を我々より下の世代は今後目指していくべきだ。」と話しました。

今あきた未来創造部では女性活躍にフォーカスして、様々な事業を進めているのですけれども、例えば健康福祉部で、プレパパスクールなどの事業もやっています。そういったところとの連携というのはしっかり行っているものなののでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

委員のおっしゃるとおり、配偶者の理解というのは非常に重要だと思います。こうしたものについては、企業で休みが取りやすい雰囲気があるかということも関係しますので、やはり企業経営者の意識も大変重要なものだと考えております。

また、今福祉との連携という話でしたけれども、女性活躍推進会議（あきた女性の活躍推進会議）という、県庁や県内の12団体で構成している協議会がございまして、県庁の福祉部門や教育部門、各関係機関とも連携を図りながら情報を共有して、この会議を進めております。そういった意味では県庁内でも連携は図られているものと考えております。

宇佐見康人委員

経営者へのアプローチというのは分かるのですけれども、もっと積極的に、ダイレクトに配偶者へアプローチしていく必要があると思います。言葉自体が、女性が両立しなければいけないようなイメージが先行していて、幼稚園のママ友とたまに話すと、「何で私たちが仕事と家事どっちもやらなきゃいけないのか。」と言われます。旦那さんがごみ捨てをただで「すごいね。」って言われたりするけど、そういうのも違うんじゃないかと思えます。ちょっと話がそれてしまうのですけれども——例えばごみ捨てでも、「家からごみ捨て場までごみを持っていくのが男性の役目みたいな感じになっているけれども、その前にごみを集めてるのは私たちじゃない。」とか、結構そういった愚痴を聞かされたりもするんです。

女性活躍支援のため、ほかの部署も含めてすばらしい取組をいっぱいやっているとは思っているのですけれども、女性が社会で輝くためには、配偶者に対してもっと家庭回帰しましょうというアプローチをして、男性の家庭回帰という部分にももうちょっと力を入れていかないとなかなか進まないと思います。

当然、各年代でそういったものに対する意識というのは全然違うと思うのですけれども、今の30代、20代とかに、それがスタンダードだという意識を持ってもらえれば、我々世代がおじいちゃんになっ

たときに、それがスタンダードな考え方になります。時間は掛かりますが、先輩たちの意識を変えるよりもそっちのほうが結果的には早いと思うので、そのように取り組んでほしいのですけれども、どうでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

やはり女性活躍推進のためには、男女のワーク・ライフ・バランスの意識と実践が大事だと思っております。これにつきましては、先ほど企業経営者に対するアプローチは両立支援センターで行っているという話をさせていただきましたが、男女共同参画センターで、働いている男性に対しての両立支援の講座を開くなどして、男性に対する啓発も行っております。

また、若い世代の意識の醸成といったものも大事だと考えておまして、小学校、中学校、高校にも、男女共同参画や両立支援に関する副読本を配付して教育現場において活用していただいています。それから6月補正の事業でございましたけれども、子育てのイメージをアップさせるために、男性が積極的に家事、育児に参画している家庭の前向きな姿を皆さんに情報発信するといった取組によって、若い世代の意識を変えていくということもやってまいりたいと考えております。

鈴木健太委員

移住・定住促進課長に幾つかお聞きします。

最初に、移住の数字が少しずつ上向いているという部分で、先ほど課長から、市町村とも連携して取り組んでいるという話がありました。私は、二、三年前の委員会で、県がカウントしている移住者数は県に登録した人の数だけを数えていると思うが、市町村と県がそれぞれ把握している移住者の情報があまりリンクしていないので、もうちょっと連携したほうがいいのかと指摘したことがあります。最近、市町村の移住の担当者と話していても、あまり県のそういう——市に移住の相談があったら、県にもちゃんと報告を上げるような関係にないように思えるのです。今、25市町村のうちどれぐらいまく連携できているのか、現状を教えてください。

移住・定住促進課長

例えば「県にこういう相談がありました。」とか、「何々市に行きたいという方がいます。」といった情報については移住のシステムに入力しますので、それを市町村がいつでも見ることができるようになっております。ですので、例えば県に相談があった方の中に、自分たちの市町村に移住を希望する意思を持っている方がどれぐらいいるかといった情報は共有されているところであります。

鈴木健太委員

逆はどうなのですか。

移住・定住促進課長

市町村からの情報共有は、確かにあまりされていないかと思います。

(※35ページで発言訂正あり)

鈴木健太委員

Aターンだとか移住希望の人が最初に市町村に相談に行ったときに、県の制度も使えるのに分からなかったとなればもったいない話です。市町村側の情報をきちんと県が把握していれば、移住者の——実数の増加にはならないかもしれませんが——県の実績としては当然カウントされていく話なので、もうちょっと連携したほうがいいのかなどは思いました。今後また取り組んでいただければと思います。

移住・定住促進課長

移住に関しまして、移住促進協議会（あきた移住促進協議会）という、県、市町村、関係団体が一緒になって年数回情報共有する場がありますので、そういった場を活用しながら、今委員が言われたことについて更に情報を共有できるように取り組んでいきたいと思っております。

鈴木健太委員

次に、効果測定についてですが、先ほど課長から結構興味深い発言がありました。グーグルアナリティクスだとか、データ分析的な話がありましたが、今いろんなところと話ししていて、どんな構想というか——例えばどういう分析手法を使う可能性があるのか、現段階で言える範囲で教えてください。

移住・定住促進課長

今グーグルアナリティクスの話があったのですが、あれを見ますと、例えば直帰率ですとかセッション時間が分かりますので、例えば動画からウェブサイトに誘導してきた方が、そのページから一瞬でいなくなるとすれば、効果としてどうなのかというのが分かると思っています。また、分析といいますか——情報の拡散についても、県の移住関連の情報を県のウェブサイトに掲載していることは当然日常的に周知していかなければいけないのですが、一般の人の中にはそうした情報が県のウェブサイトに載っていることを知らない人も結構いると思います。県では移住関係の情報をフェイスブックで発信しているのですが、例えば、拡散力のある人にフェイスブックのフォロワーになってもらうだとか、そういった形で県の情報を更に発信していきたいと思っています。

鈴木健太委員

分かりました。

最後になりますが、政策評価について伺います。昨年、社会減の実績が3,000人を切ったということで話題になりました。11月に最新の数字が判

明するようですが、今現在の見込みといたしますか、予想数値みたいなものを教えてください。

移住・定住促進課長

8月末までの数字は把握しているのですが、残りあと1か月分なのですが、仮に昨年と同じ数字だとすれば3,010人前後になる見込みとなっております。

吉方清彦委員

私からも2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、高等教育支援に関してお聞きしたいのですが、決算説明資料でいくと22ページと139ページです。「質の高い学習の基盤となる教育環境の整備」ということで、授業料及び入学金の減免に要する経費を助成したとあるわけなのですが、これは消費税の増税に伴って行われた国の高等教育支援制度のことですか。

高等教育支援室長

授業料及び入学金の支援については、高等教育の無償化の流れで実施されたものになります。経済的な不安のある方でも高等教育を受けられるように、令和2年4月から新しい制度として開始されたものでございます。

吉方清彦委員

これは、多分消費税が10%に引き上げられた際に出てきた国の政策の一部だったと思うのです。年収230万円から240万円ぐらいの低所得世帯の学生が対象で、年間100万円ぐらいの支援を受けられて、あと生活費までもらえるという最大限の支援制度だったような気がします。資料に、秋田大学と国際教養大学、あと専修学校9校と記載がありますが、秋田県立大学はこの要件に入らないものなのではないでしょうか。

高等教育支援室長

22ページの(1)を御覧いただきたいのですが、秋田県立大学、国際教養大学、私立専修学校9校に支援しております。

吉方清彦委員

決算額が約1億7,000万円ですので、一人大体100万円と考えても170人分です。実際にどれぐらいの人数がどれぐらいの額の支援を受けられたものなのではないでしょうか。

高等教育支援室長

県が支援している県立大学、国際教養大学等に関しましては——これは国で金額を定めているのですが——授業料については約54万円を上限に支援しております。世帯収入に応じまして、その全額を支援するのか、3分の2を支援するのか、3分の1を支援するのかという区分が分かれています。家族構成にもよるのですが、世帯収入が約380万円以下の世帯であれば支援していくという形になります。県が支援している2つの公立大学と

私立専修学校9校の支援人数なのですけれども、総数で398人に対して支援を行ったという実績でございます。

吉方清彦委員

これは非常に大きいものだと思うのです。政府の肝煎りの政策の一つだったと思うのですけれども、秋田県の進学に対して大分プラスになったものですか。そして、この制度を、皆さん——高校生とかもよく知っているものなのではないでしょうか。宣伝はしているものなのではないでしょうか。

高等教育支援室長

経済的に不安を持つ生徒に対しては非常にいい制度で、高校側からも評判がいいと聞いております。この制度に関しては、高校のほうでも周知をすることになっていまして、高校在学中に予約する——申込みをすることも出来ます。いずれこの制度は世帯収入の審査が入りますので、早い段階から予約をして、大学に入学してすぐに支給を受けるという手もございます。高校等と周知を図りながら、今後とも進めていきたいと考えております。

吉方清彦委員

この制度がスタートして1年くらいしかたっていませんが、例えば進学率が少しでも上がったとか、そういった効果というものは見られたと感じられそうですでしょうか。

高等教育支援室長

具体的な進学率ですとか、そういったところはまだ見えてきておりませんが、いずれそういった数値も注意しながら進めていきたいと考えております。

吉方清彦委員

コミュニティ生活圏のことについてお聞きしたいと思います。決算説明資料の21ページと151ページです。この事業については、実は昨年もお聞きしているのですけれども——コロナの影響で、こちらも事業自体実施できないものもあったと思われます。そういった中で、昨年度はこの事業に

1,000万円ほどのお金を使っていて、その中の990万円ぐらいがコミュニティ生活圏形成推進事業で、ワークショップ等を開催していて、そのほかコーディネーター育成事業8万円とか、生涯活躍のまち推進事業で市町村との協議会開催が8万

7,000円とか、そのぐらいの額になっているわけなのです。コロナがあった特殊な状態の中で、こうした事業というのはどういった形で進められたものなのではないでしょうか。

地域づくり推進課長

コミュニティ生活圏形成事業ですが、去年のコロナで——今年も同じなのですけれども——非常にやりにくい状況であります。本来であれば毎回職員が

集落に足を運んで、ワークショップをしたり座談会を行って、計画を作っていくという流れでやっているのですが、昨年度はコロナの状況を見ながらできるだけ現場に行くようにしてやっております。今年度の話をしますと、ずっと現場に行けない状況が続いておまして、ようやくここに来て感染状況がちょっと落ち着いてきたものですから、今慌てて——夜に行ったり土日に行ったりして事業を進めているという状況でございます。

吉方清彦委員

私や、あとほかにも集まりに出られた議員が何人かいらっしゃるのですけれども、事業というのは予定どおり進んでいると考えてもよろしいのでしょうか。

地域づくり推進課長

今のところ予定どおり進んでいます。

吉方清彦委員

予定どおり進んでいるということは、それぞれの地域の人がまちづくりについていろいろと話し合いを進めているということだと思います。各市町村でもいろいろと似たようなことをやっていますし、実際に私も見させてもらいましたが、結構ハードルが高い事業だと思います。地域の皆さんそれぞれが「自分のまちではこうしていく。」とか、「我々のいいところはこうだ。」とか、「これを生かしていく。」といったことを会議でいろいろと話し合ってきましたが、それが、実際の取組に結びついている事例というのは、まだ出てきていないものではないでしょうか。ワークショップの開催にしかお金が使われていないわけだから、多分そういうことだと思いますが、どうですか。

地域づくり推進課長

実際去年ランドデザインを作った集落につきましては、例えば、公民館を地区交流センターとして再編しまして、多世代交流の取組を始めた集落や、多世代の交流や買物ができる拠点を作った集落もございました。それから、頻発する自然災害への対応としまして、自主防災組織を立ち上げるというような集落もございまして、まだ完全に軌道に乗っているわけではないのですが、徐々に成果が見え始めてきている状況でございます。

児玉政明委員

移住・定住促進課の高校生の県内定着促進についてお聞きいたします。昨年は、コロナ禍の中でなかなか難しい部分があったかと思います。高校生が県内企業を知る機会ということで、数年前までは高校2年生の主に就職希望者が多く参加していましたが、それが高校2年生全体といえますか、進学希望者にも広まっていき、決算説明資料には高校1年生を対象とした見学会が開催されたと記載されていて、対

象がだんだん広がっていることが分かりました。資料には、高校1年生の参加人数が3,816人、高校2年生のほうで3,225人と記載されていて、県内全ての学校が参加したわけではないと思うのです。コロナの部分もあったと思うのですが、取り組んでこられた人数について教えてください。

移住・定住促進課長

今御覧になっているのは、主要な施策の成果に書かれている人数だと思います。ここに記載しているのは、県の予算を使って企業見学会、ガイダンスを実施した学校の高校1年生の人数でして、実はこれとは別に、移住・定住促進課の予算を使わずに学校独自でやっているものもあります。ですので、高校1年生に関しては県内の全高校で、全生徒を対象にやっているという状況であります。

児玉政明委員

そうすれば、高校2年生についても、資料に記載されている人数のほかに、学校独自でやっている部分もあるのですか。

移住・定住促進課長

高校2年生につきましては移住・定住促進課の予算でやっている事業がメインなのですが、学校によっては、先ほど言った学校独自の取組に1年生以外も参加しているところもあると聞いております。

児玉政明委員

早い段階から地元の企業を知るための取組が必要だと言われています。その早い段階というのが、中学生なのか、若しくは小学生まで広げるのか——地域によってはそういったこともやっている中学校、小学校もあると思いますけれども——そこについてはいかがでしょうか。

移住・定住促進課長

実は今県でも中学生に対する企業説明会を各振興局ごとにやっております。小学生に対しては、我々としては特段対象にはしておりませんが、やはりある程度の年齢にならないとそういった意識は芽生えてこないと考えています。小学生については、多分教育庁のキャリア教育で、そういった職業意識を身に付けるための取組がなされていると思っておりません。

児玉政明委員

地元の企業を知る機会は本当に大事だと思いますので、引き続き行っていただければと思います。

それともう一点お願いします。若者チャレンジ応援事業について、地域づくり推進課にお聞きいたします。昨年度は応募31件中採択が5件で、チャレンジ支援件数が14件となっています。この14件は、それ以前に採択された方も含めての数字ということでよろしいですか。

地域づくり推進課長

これは2年間の支援が受けられるという事業なので、令和元年度に採択された人と令和2年度に採択された人を合わせて14件でございます。

児玉政明委員

事業費も結構な金額になると思います。競争率も激しいといいますか、昨年度は応募31件中、採択は5件です。この点について、採択されなかった人の方が更にチャレンジできるとか、そういった部分はどうなっていますか。

地域づくり推進課長

毎回民間の方も入って審査会を開催して、そこで審査をした上で採択者を決定しているのですが、審査会で出された意見や、書類審査で出された意見をペーパーにまとめて、採択されなかった方にお伝えしながらアドバイスもしております。また、採択されなかった方が再度チャレンジすることも可能でございます。

児玉政明委員

事業がスタートした令和元年度に採択された方は、今現在活躍されていると思うのですがけれども、そういった事例をちょっと教えてください。

地域づくり推進課長

何件かうまくいっている方がいらっしゃいます。例えばですけれども、美郷町の商店街の店舗を改修してジェラート屋をやっている方がいます。その方は、イタリアのジェラート大学に留学に行って勉強して、今は地元の食材を使ったジェラートを作っているのですが、このジェラートが大変好評で、お店も非常に盛況でございます。それから田沢湖畔でサウナをやっている若者がいます。その方は、全国のサウナを勉強しに行って、その後、地元田沢湖でサウナを始めたのですが、サウナに入ったあとそのまま湖に飛び込めるということを売りにして、今は大盛況で、予約が取れないぐらいの人が来ているそうです。あと最近新聞にも出ていますけれども、旧男鹿駅を改修して、酒蔵にしようという方もいらっしゃいます。間もなくオープンだと思いますけれども、最初はどぶろくの販売を始めるというふうに聞いております。ということで、徐々に芽が出てきているという状況でございます。

児玉政明委員

自分の夢の実現でもあるし、地域の元気につながるような取組も大いにあると思いますので、是非引き続き応援していただけるようによろしくお願いいたします。

小山緑郎委員

地域づくり推進課にお聞きします。決算説明資料の21ページに「住民主体による地域のにぎわいづくりや地域課題の解決に向けた取組を行う11団体に助成」と書かれていますけれども、この内容や評

価、今後の取組について説明願えればと思います。

地域づくり推進課長

これは、地域づくり活動を行っているNPOや市民活動を行っている民間団体が実施する、地域の活性化に資するような取組に対する補助金でございます。令和2年度は11件に支援しております。例えばNPO法人が行いました、コロナ禍における避難所の運営について学ぶ体験型イベントの開催ですとか、あとは秋田まるごとオンラインフェス実行委員会が主催するイベントで——今年もやるようではありますが——コロナ禍でなかなかリアルな旅ができない中、オンラインを活用して、秋田を代表する各地のお祭りや食材などをライブ配信した取組等がございます。

小山緑郎委員

分かりました。引き続き何とか地域のために支援をお願いできればと思います。

あともう一つ、全体を通して伺います。秋田県は人口減少率全国1位で、少子化も進んでいますし、なかなか若い人の人口流出も止まりません。私は県外に勉強しに行くことはいいと思うし、それは反対しませんけれども、秋田に戻ってくることを考えたとき、県民アンケートの結果を見れば、県内には賃金の問題も含めてやってみたい仕事がないという意見があります。けれども、県内にも仕事はいっぱいあるのです。皆さんのいろいろな取組で、Aターンは1,120人、移住者は576人と、非常にいい結果が出ていますが、人口減少に歯止めがかかっていないわけです。これは、秋田県にとって長年の課題で、何十年と取り組んできた中でも、なかなか結果を出すのは難しいと思うのですが——別に他県と競争するわけではないですけど——これは秋田県にしかないというような思い切った、特徴ある取組を今後考えていく必要があると思います。もしその辺りの今後の考えがありましたら、何とかお願いできればと思います。難しい問題ですみません。

移住・定住促進課長

確かに今言われましたとおり、様々な取組を行って来ていますが、なかなか県民の方に満足いただけるような結果になっていないというのが実情であります。ただ、今実施している施策の中で、奨学金の返還助成につきましては、昨年度の実績でいきますと、1,308人に対して総額1億5,000万円弱のお金を支給しているところであり、これは全国的にも非常に突出した人数、金額です。秋田県の制度は、専門人材以外も対象としており、正規雇用、非正規雇用を問わず、広く一般的に支給するもので、全国の中では突出した制度であると考えております。

ただ、これだけでは今言われたような成果を獲得することはできません。我々としては——産業政策

とともに進める必要がありますが——これまでもやってきた秋田暮らしや県内企業の魅力——例えばあまり知られてはいないけれど、世界や全国に誇れる技術を持つ企業もあるといったことを、まずは多くの方に伝えていきたいと考えております。

小山緑郎委員

分かりました。これは我々議会側にも責任がある問題なので、何とか今後いい議論をしながら、県のために頑張っていければと思いますので、いろいろといいアイデアを期待したいと思います。よろしくをお願いします。

小野一彦委員

自分が住んでいる東由利（由利本荘市東由利地域）は、平成の大合併の前までは独立した市町村だったのですけれども、去年東由利で生まれた子供は4人、今年は今のところ1人だそうです。これを聞いて、自分は今まで一体何をやってきたのかと思いました。

今までに類例のない広域的な基礎自治体が県内各地に出来て、いろんな政策的な能力もあって、県が全てやるということではないのかもしれませんが、県はあきた未来創造部を作り、しかもその前から県と市町村が協働して課題解決に向けて取り組んできたのです。今、コロナもリスクですけれども、人口減少問題はすごくリスクです。私の会派の名前（人口減少に立ち向かう県民行動会議）の関連もあって、藤里町のNPOの方ともやり取りしているのですけれども、藤里町で生まれた子供の数は東由利と似たような状況だそうです。

なので、ワーケーションやリモートワークの取組を進めて、去年知事が日経に出したああいふ部分（日本経済新聞に掲載した、リモートワークで秋田暮らしの実現を呼びかける知事メッセージのこと。）なども是非生かしていただいて、秋田市だけではなくて、由利本荘市のどこでも、もっといろんなところに一人でも多く来るような、そういう取組を危機感を持って是非やってほしいと思うのです。それは正に小山委員のおっしゃるところと同じです。そうしたことを是非プラン（新秋田元気創造プラン）に盛り込んで——誘致企業対策とか中山間地域対策とかいろいろあると思うのですけれども——あきた未来創造部としても、テレワークによって職場から離れた地域にも住めるとか、例えば県庁職員も3日に1回出勤すればいいから住みたいところに住めるようになるとか、そういう取組を是非進めてほしいと思います。

あきた未来創造部長

人口減少問題の克服は、次期プランの大きな命題です。人口減少問題の対策を練る当部としても、人口減少に少しでも歯止めをかけるための有効な対策

がないのかどうか、県だけでは実行できないことについても、市町村と一緒にしながら考えているところでございます。

今、次期プランの検討を進める中で賃金水準の改善が大きなテーマになっておりますけれども、我々としては、職場環境の改善などの取組を、その情報を必要としている人たちにしっかりと届けて、そこに大きな魅力を感じて秋田にまた戻ってきてもらうといった対策が一つあるかと思っております。

先ほど来、社会減や自然減の話が出ていますが、やはりキーとなるのは若者——特に将来の出生数を考えますと、若い女性の方です。県内でも、社会減について男性と女性を比べると、どうしても女性の人数が多いということもございまして、若者、特に女性の方が一度首都圏等に行っても何とか秋田に戻ってきてもらえるように重点的に取り組んで、社会減の抑制、さらにはその先の出生数の増加に持っていかねばならないと考えております。

佐藤信喜委員

人口減少対策というのは、目標を立ててもなかなかそこに到達できなくて、本当に大変な状況ではあるのですが、何事にも立ち向かって諦めずに頑張っていたらということもまず一言お願いしながら、質問に移りたいと思います。

私からは、地域おこし協力隊についてお聞きしたいのですが、決算説明資料に「募集イベントをオンラインにより開催した」とか「協力隊の活動の活性化、退任後の定着を図るため、先輩隊員による研修会を開催した」とか「隊員への相談対応を行った」と記載されています。実際に協力隊員として来た方々のうち、定住した方もいれば、もちろん秋田から離れていった方もいると思うのです。どういった方が定住につながったのか、出ていった方々はどのような思いで出ていったのかとか、そういった状況というのはどのように把握しているのでしょうか。

移住・定住促進課長

まず、地域おこし協力隊の状況ですけれども、令和3年7月1日現在で、これまで226人の受入れをしており、そのうち退任された方は150名です。任期は1年から3年で、任期前に辞めたり任期後に秋田を離れた方がいらっしゃるのですが、いずれ主な原因としましては、短期で辞めた方につきましては、最初の募集段階で仕事の内容について募集者との意思疎通がうまく図れなかったパターンが多いと聞いております。また、我々は在任中から、任期が終わった後の起業の促進ですとか様々な定着対策をやっているのですが、任期満了で帰られた方につきましては、そういった部分でちょっと合わなかった方なのかなと思っております。

佐藤信喜委員

分かりました。そのように状況を把握しているのであればいいのですが、隊員の方々の生の声を聞くと、せっかく秋田を盛り上げよう、活性化に力を貸したいという思いで応募して来たのに、結局は——今はなくなったのかもしれないのですけれども——行政から臨時職員的な対応を迫られたり、地域の方々となかなか打ち解けられないといった、いろんな不満の声もありました。

やはり隊員の方々というのは、首都圏に出ていった県内出身の方が、これを機に秋田に戻って地域活性化に取り組みたいとか、県外の方が秋田に来て秋田を活性化したいといった強い気持ちで多分来ていると思うのです。隊員同士の情報共有というのも分かるのですが、その先にやはり市町村の担当者若しくは民間の方々や情報交換をしていながら、協力隊の在り方をもっと前面に出していくというか——応援していくようなことは検討できないものでしょうか。

移住・定住促進課長

実は今年度から、市町村の職員を対象に、先ほど話したような募集段階のミスマッチを防ぐための研修ですとか、あるいは定住に向けた研究会というものを開催しております。また、あわせて地域おこし協力隊の皆さんには、協力隊のOB、OGの方を通じまして、秋田への定住に向けた様々な支援を行ってきております。市町村職員、そして協力隊員の双方に対して、秋田に残ってもらうための取組を強化していきたいと思っています。

佐藤信喜委員

協力隊員が任期の間頑張っていく、その思いはそれぞれ違うと思うのです。ただ、前に西日本の取組を調査したときに、第1期の協力隊にはこういった取組をしてほしい、後任の方にはそれに続くような取組をしてほしいというような、ストーリー性のある取組をされていました。具体的には、1期目の協力隊員には民泊をやってほしい、その次の段階では、民泊事業で流れてきた人から投資を得て、その地域を作っていくというか、新たなコミュニティを作っていく取組をしてほしいという、ストーリー性のある取組をしている事例も聞いたことがあるのです。

秋田の場合、私が聞いている中では、隊員によってそれぞれ事業が転換していくようです。その地域によって違いはあると思いますが、もうちょっと方向性を持った取組に誘導できないものでしょうか。あとは、県内の取組で、優良事例といいますか、そういったものというものは何かありますか。

移住・定住促進課長

よく知られているのは五城目町の地域おこし協力隊の取組で、非常にうまくいっています。今、BABAME BASE（五城目町地域活性化支援セン

ターの愛称。五城目町が開設した廃校シェアオフィスで、地域おこし協力隊の活動拠点になっている。）に、全国から様々なスキルを持った方が集まってきて、いろんな化学反応を起こしているという状況です。ほかの市町村の方にもそういった事例を見ていただいたりしておりますし、是非そうやってほしいと考えています。例えば五城目町では、町の職員——会計年度任用職員として雇うのではなくて、ある業務を委託するというやり方で、地域おこし協力隊の方にいわゆるミッションを与えて、その範囲で自由にやっていただくといった取組も行っております。そういった様々なやり方を紹介しながら、地域おこし協力隊の皆さんが秋田でやりがいのある仕事を持って、更に定着していただけるように取り組んでいきたいと思っています。

佐藤信喜委員

BABAME BASEは、誰もが知っている県内の大きな取組だと思います。ただ、それに次ぐというか——県内25市町村、全てを輝かせることは無理かもしれませんが、やはり目標としては、それぞれの地域に光ったものを創出していくように、行政として誘導していただければ大変ありがたいと思っています。市町村によっては市町村内の取組で終わる場合もあるのですが、広域的に取り組みたいとなった場合は、地域振興局であったり県庁の方々がしっかりと支えて、取組を広げてほしいと思っています。この後もしかすれば広範囲的な取組であったり全県一本の取組を検討するような、アイデアのある方が地域おこし協力隊員になってくれる場合もあると思うので、何とか盛り上げてほしいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

委員長

審査の途中ですが、いったん休憩します。再開は午後3時10分とします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時 9分 再開

委員長

委員会を再開します。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

移住・定住促進課長

先ほど、移住者に関する市町村との情報共有に関する鈴木委員の質問に対して、県は移住システムで市町村の情報を見られるとお答えしました。その逆の、市町村の情報を県が見られるかという部分について、そうした情報を公開していいと条例で定めて

いる市町村につきましては、県でもその情報を見ることができるシステムに、昨年度改修しています。そういう状況だということを訂正して補足させていただきます。

(※29ページの発言を訂正)

鈴木健太委員

全市町村の情報が見られるのですか。それと、その利用状況を教えてください。

移住・定住促進課長

県で見られるのは、現在約半分の市町村となっております。

佐藤信喜委員

移住体験オンラインツアーを10回開催して、延べ365人参加したということなのですが、実施した結果、どういった意見等があって、そこから先にどうつなげていけそうかという感触があるかお知らせください。

移住・定住促進課長

移住体験オンラインツアーにつきましては、合同で実施した市町村もありますので、13市町村において計10回開催しております。昨年度は、県が全て予算化しまして、市町村の実施内容に対して一定のルールを設けて、県が主導して実施しました。今年度は、全体のコーディネートは県がしますが、そのほかの部分についてはある程度市町村にお任せしまして、市町村の自主性を生かしながら、更に昨年よりもステップアップしたものにするとしております。

佐藤信喜委員

コロナ禍ということもあって、今のオンラインツアーが即移住につながることはなかなか難しいかもしれません。しかし、実際に体験して秋田を知ってもらうというのは非常に大事なことだと思います。こういった取組がプラスになっていくように、県はサポートしてほしいという思いであります。

移住体験オンラインツアーと、リモートワークやワーケーションの事業は、何か関連性を持って検討されていたものなのでしょうか。

移住・定住促進課長

昨年度につきましては、特段リモートワークやワーケーションの事業との関連性は持っておりませんが、それぞれの市町村におかれましては、ワーケーションの実施に通じる地域資源などを積極的にPRしていたところであります。

佐藤信喜委員

やはりリモートワーク、ワーケーションというのも今話題のキーワードですので、今後は県内のそうしたポイントとなる取組につなげていただければと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

移住・定住促進課長

リモートワークやワーケーションにつきましても、県だけで取り組むのではなくて、市町村にも頑張ってもらわなければいけないと考えております。今委員がおっしゃられたように、それぞれの市町村の魅力は何で、どうやって首都圏から人を呼び込むかといった視点で、市町村と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

佐藤信喜委員

行政とのつながりは非常に大事なのですが、リモートワークやワーケーションの施設には、行政が誘導しながら作ったものもあれば、民間が独自に立ち上げたものもあると思います。官民どちらが作ったかにかかわらず、しっかりと受入を広げていくような取組につなげていただくようお願いします。

次に、お互いさまスーパーのことなのですが、決算説明資料には「ネットワーク会議を3回開催し、相互の情報共有や機能強化を図った」と記載されていますが、飽くまでも五城目町、由利本荘市、羽後町、大仙市の4か所だけがこの会議を開催したということでしょうか。

地域づくり推進課長

だけがといいますと……。

佐藤信喜委員

ネットワーク会議は、この4市町だけが集まって、課題であったり、そういったことを話し合ったのですか。

地域づくり推進課長

そうです。それぞれの運営状況ですとか課題を共有して、自分たちの取組に生かしていくという趣旨の会議でございます。

佐藤信喜委員

分かりました。それもやはり大事ではあると思います。ただ、そこで出た課題であったり良さという部分を、それ以外の市町村にもしっかりと広げていくことも大事だと思います。今はまだ大丈夫だとしても、将来、例えば地域にスーパーがなくなる可能性もありますし、自分たちの地域にもお互いさまスーパーが欲しいと考えている市町村もあると思うのです。ネットワーク会議を開催した後に、その情報を各市町村で共有することができれば、また次のお互いさまスーパーの立ち上げにつながるのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

地域づくり推進課長

先ほどコミュニティ生活圏の成果のところでも話ししましたが、県北の田代地区（大館市山田地区）で、このたび交流サロンの機能を併せ持った買物施設が出来まして、そこも将来的にはお互いさまスーパーに位置づけたいと思っております。最近もある市町村から、地元の空き施設を活用して、そ

うしたことができないかという問合せも来ていますので、既存の施設でうまくいっているところの情報を共有して、今後の対応に生かしていきたいと考えております。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。

最後に部長にお聞きしたいのですが、この後、県財政も非常に厳しくなっていくことが予想されますが、一方で予算を活用しながら、こういった課題をしっかりとこなしていくことも必要だと思います。将来的に本当に財政が厳しくなっていく中で、今少しずつでも結果を出していかなければいけない状況にあると思うのですが、そうしたところについて、部としての意気込みをお聞かせください。

あきた未来創造部長

委員のおっしゃるように、人口減少対策は大変息の長い取組だと思います。取り組んだ結果が人口の増減に短期的に——ストレートに反映するというものでもありませんので、我々としてもその辺を踏まえまして、社会減対策、自然減対策、地域づくりの3つの大きな視点で、限りある財源を有効に使いながら人口減少対策に取り組んでいきたいと思っております。

いずれ先ほども申しましたが、県だけでそうした対策全てを完結するというわけにはいきませんので、市町村や関係団体とも協力しながら、いい取組であれば横展開をしていって、少しでも効果を全県に発現できるように、来年度予算についても十分検討していきたいと考えています。

薄井司委員

今の佐藤委員の質問に関連してお伺いしたいと思います。集落支援員という制度がありますが、県には今何人ぐらい配置していますか。

地域づくり推進課長

県としては当課に2名配置しております。あとは市町村で、2市2町に8名、計10名活用しています。

薄井司委員

実際にその活動内容を見て、各市町村でどういった反応が出ているか把握していますか。

地域づくり推進課長

全員の状況は把握しておりませんが、県南のある市町村の集落支援員は県外出身の方で、もともと地域おこし協力隊として相当頑張っておられて、今では地域に精通していて、集落支援員として活躍しております。また、ある意味集落の中心人物的な存在として、非常に頼りにされている方も存じ上げています。あと当課の集落支援員2名は、年がら年中集落に赴いて、座談会をしたりする中で新たな情報を引き出して、それをインターネット等で情報発信し

て、地域の元気につなげるというような活動をしております。手前みそですけれども、非常に頑張っております。

薄井司委員

先ほど来出ているお互いさまスーパーの話ですが、今全県で4か所にそういった施設があると思います。そういう施設で一番問題になってくるのは、運営する人だと思います。やっぱり地域のことをしっかり把握している人が必要だと思うのですが、そういったところに集落支援員を置くという考えはないものですか。

地域づくり推進課長

先ほどお話しした県南の集落支援員は、正にお互いさまスーパーの運営に直接携わっておりまして、理想的な姿だとは思っております。ただ、ほかのお互いさまスーパーについては、必ずしも集落支援員がいなくても、正にお互いさまというか——支えの精神で、ボランティアという形で運営して、うまくいっているところもありますので、集落支援員が必ずいればいいというものではないとは思っております。

薄井司委員

多分事業が進んでいけば、人がどうしても足りなくなると言えますか——ずっとボランティアでやるのは非常に難しい場面も出てくると思います。いろいろな機会を通じて、集落支援員という制度を周知していただきたいと思っておりますので、そこら辺はひとつよろしくをお願いします。

地域づくり推進課長

集落対策に関する協議会というか、全市町村が参加する会議を毎年開催しておりますので、そういった中で、地域おこし協力隊ですとか集落支援員の活用についても働きかけてまいりたいと思っております。

薄井司委員

例えば先ほど鈴木課長から、地域おこし協力隊の募集の関係で市町村にも情報提供しながらといった話がありましたが、地域おこし協力隊の活動終了後、続けて集落支援員もやれる、ちょっと長いスパンで活動できるということを、地域おこし協力隊を募集する際に情報提供してはどうかと思っているのですが、いかがですか。

地域づくり推進課長

おっしゃるとおり、そういう活用の方法もございます。地域おこし協力隊をやられた方が集落支援員として活躍している事例もございますので、今現在そういうPRはしていないのですが、今後はそういった形での情報提供をやってまいりたいと思っております。

薄井司委員

限られた県予算だと思いますので、集落支援員については国からの財政支援もありますから、そこら辺を是非うまく活用していただければと思います。

地域づくり推進課長

地域おこし協力隊も集落支援員も、国の手厚い支援がある——地方交付税で措置されておりますので、積極的に活用するように進めてまいりたいと思います。

薄井司委員

質問を変えたいと思います。子育て支援の関係で、決算説明資料19ページの放課後児童クラブについてです。この事業は、多分県で補助金を支給していると思うのですが、どのくらい県が関わっていると言えるか——「ああしろ、こうしろ。」と県が指示できるものですか。

次世代・女性活躍支援課長

子どもの居場所づくり促進事業ということで、放課後児童クラブを運営する市町村や施設——こちらは市町村を通してですが——に対して運営費を補助しております。また、市町村の計画で定められた施設改修や新規創設に対する整備費用の補助もしております。基本的に市町村が主体となって運営しておりますけれども、今回のコロナ対策においては、国からのいろんな通知を県を通じて市町村にきちんとお伝えしましたし、市町村の状況についても県のほうでしっかり把握するということをしております。

薄井司委員

基準に基づいてそれぞれ補助金が支給されていると思うのですが、一定の予算の枠内で支給されるのですか。

次世代・女性活躍支援課長

運営費に関する経費の一部を国、県、市町村で3分の1ずつ補助する制度でございます。

薄井司委員

県として待機者に関してはどのような対応ができるのか確認したいと思います。

次世代・女性活躍支援課長

放課後児童クラブの待機児童は、令和2年度で52名おりました。待機児童については市町村のほうで調整するほか、施設が不足する場合は整備計画にのっとり整備するというので、県は施設整備に関する支援を行っております。

薄井司委員

分かりました。そうすれば、市町村にいろいろと働きかけてみたいと思います。ありがとうございます。

高橋武浩委員

県と市町村間の協働推進についてお伺いします。

決算説明資料に「未来づくり協働プログラムについて9プロジェクトの事後評価を実施した」とあり

ます。これで25市町村のプロジェクトが全て終わったというふうに思うのですけれども、一つ一つの事業が終わると、様々な課題とか新たな取組などが出てくると思います。事業が終了したプロジェクトについて、例えば翌年度、翌々年度に検証とかはされているのでしょうか。

地域づくり推進課長

事業が終了した翌年度に、今委員がおっしゃったような事業評価を実施しております。経済波及効果の分析までしております。その後については、特に制度としてはないのですけれども、毎年度施設の利用状況を聞くなどしております。今年も夏場にヒアリングを兼ねて取材に行き、ウェブサイトはその状況を上げるなどのフォローをしようと思っていたのですが、コロナでそれが実施できませんでした。今、感染状況が落ち着いてきたので、多分来週ぐらいから現場に行き、そういったフォローアップをしたいと考えております。

高橋武浩委員

確かにコロナでいったん状況が冷え込んだので、設定した目標に取り組む方法とかも変えざるを得ないというのが現状だと思うのです。せっかく県と市町村が協働で取り組んだ事業ですので、県も関わりを持ちながら、全県的な取組としてアドバイスするような形の検証が必要です。コロナが落ち着いてアフターコロナになれば取り組み方も若干変わってくるでしょうが、そうした検証作業を進めてもらいたいと思います。

地域づくり推進課長

委員のおっしゃるとおりでございます。中にはコロナであっても非常に利用が増えているような優良事例もございます。そういったところの状況を分析させていただいて、いいところは是非ほかの施設にも活用してもらえよう、情報を共有していきたいと思っております。

高橋武浩委員

是非そういったPRを積極的にやってもらえればと思っております。

あと、関係人口の創出についてであります。これまでは対面形式で地域づくりに関する事業を実施してきたと思うのですけれども、昨年来コロナということで、地域づくりの交流事業とかをオンラインなどで開催されていると思います。昨年度オンラインでいろいろと頂いた意見などは、令和3年度にどういうふうにかかされているのでしょうか。

地域づくり推進課長

まず、令和2年度の交流事業につきましては、予算計上段階では、全部リアルで——お互いに行ったり来たりして交流を深めようというもくろみでありましたが、コロナの影響で全てオンライン開催にな

りました。本来であれば、やっぱり秋田に来ていただいたり、向こうに行ったりして関係性を深めるのが理想です。コロナでそれはかないませんでした、オンラインでもある程度実施できることが分かりましたので、今年度の事業につきましては、予算計上の段階からオンラインを前提に事業を組んでおります。オンラインですので、おかげさまで、今のところ順調に交流できております。今、感染状況が落ち着いてきたので、向こうから秋田に来てもらうということを考えておまして、もしかしたら冬頃には実施できるかと思っております。

この事業に限った話ではないと思うのですが、オンライン開催という、今まで全く想定もしていなかったことが実施できるようになり、その点は良かったと思っております。参加者からも非常に好評でありまして——好評なのは想定できたのですが——大事なのは、この関係性を何年も続けて、関係性を深めていくことだと思っておりますので、できるだけ継続するようにしてまいりたいと思っております。

高橋武浩委員

コロナ禍においても、オンラインという形で交流が継続されて、いろんな良い意味での意見などももらえたという説明でしたけれども、一方で、地域づくりに関わっている地域の活動がコロナで停滞して、地域の活力が落ち込んできている——地域力が低下してきているという現状もあります。コロナ収束後は、コロナ流行以前に行われていた地域の活力を生かした取組とオンラインをうまくマッチさせた取組に力を入れてほしいと思うのですが、その辺はどのように進めていくお考えでしょうか。

地域づくり推進課長

私も全部に参加しているわけではないのですが、非常にいい関係性が出来つつあるとは思っています。例えばオンラインに全然無縁な集落の高齢の方も大勢いらっしゃる中で、実際にオンラインでやってみたら、高齢者の方からも「わあ、良かったな。」という感想がありました。あまりプラスの話ではないのかもしれませんが、そういう意味では活力が湧いてきているというところもあります。答えになっているか分かりませんが、オンラインも使いつつ、リアルの交流もできるだけやるように、ハイブリッドでやってまいりたいと思っております。

高橋武浩委員

是非とも良い意味での刺激を与えて、地域を活かすように取り組んでいただければと思います。

ちょっと質問を変えますけれども、ふるさと納税についてはあきた未来創造部でよろしいのでしょうか。決算説明資料にはふるさと納税そのものの記載がないので、大きい意味での質問になるのですが一

一県のふるさと納税の寄附メニューは、「明日の秋田を担う人材を育てたい」とか「活力ある秋田づくりを応援したい」などの大きなくくりになっています。私、昨年的一般質問で、生活環境部に多頭飼育の関係で、「動物にやさしい秋田県という看板を掲げているのだから、県でも、ふるさと納税の寄附メニューに、例えば動物愛護に関するものを加えてはどうか。」とお尋ねしたことがありました。ふるさと納税の所管はあきた未来創造部だということだったので、そのときは活用したいという答弁で終わりましたが、後でいろいろ説明をお聞きしたら、各市町村でそれぞれ特徴のある寄附メニューを準備しているの、市町村の取組にあまり影響しないように、県のメニューは大きいくくりをしているという話でしたが、そういった考え方でよろしいですか。

あきた未来戦略課長

ふるさと納税につきましては、今現在5つの具体的なメニューと、あと、使い方は県にお任せというメニューで実施してございます。動物愛護に関しては「活力ある秋田づくりを応援したい」というメニューを選択した方の寄附金額の一部を事業に充当している状況でございます。

高橋武浩委員

例えば数年前に秋田犬ブームがありましたが、秋田犬といえば大館市だろうということで、大館市に寄附がいくよという配慮があったと思います。

県の場合、動物愛護に関して、ふるさと納税の寄附額から数十万円程度活用させていただいているという話でした。今県の動物愛護センターの状況を見ると、犬や猫が結構収容されていて、施設がパンク状態になるような話もちょっと伺っています。そうした中で、去勢やワクチンの費用だったり、「こういった多頭飼育の状況があるよ。」とか「責任を持って動物を飼おう。」といったPR費用に使える、大きい意味での動物愛護という寄附メニューがあれば、それぞれの市町村の出身者でなくても、秋田県への寄附につながると思うのです。

企業版ふるさと納税のほうでは、例えば白神山地の自然保護や動物愛護といった具体的な事業について寄附を募集しています。普通のふるさと納税でも、例えば教育立県あきたやウッドファーストあきた、スポーツ立県あきたなどの、今秋田県が力を入れている内容を大きく前面に出せば、例えば、秋田をスポーツで応援したいという方からの寄附につながると思うのです。そういった考えは県としては持っていないのでしょうか。

あきた未来戦略課長

今用意しているメニューは、非常に大きなくくりになっていますが、それぞれのメニューの例として、委員がおっしゃったような内容も記載しているとこ

ろであります。

どういった形にすれば一番伝わりやすいのか、他県のメニューなども研究してまいりたいと考えております。

高橋武浩委員

今年度になって、「県立高校を応援したい」という寄附メニューが1つ加わりました。これは、従来からあった「明日の秋田を担う人材を育てたい」というメニューから分離して、県立高校を応援することにポイントを絞ったものですが、その理由は何でしょうか。

あきた未来戦略課長

人材育成のメニューは、やはり対象が幅広くなりますが、母校に対して応援したいという思いがある方がいらっしゃいますので、そういった希望にできるだけ添うような形でメニューを準備させていただきました。

高橋武浩委員

そういったつながりや関係性を重視したというのであれば、全国にいる秋田県のファンが個別の市町村に寄附をする以外に、秋田県として取り組んでほしいという希望に添って、ピンポイントで使い道を決められるようなメニューも今後検討していくべきではないかと思えます。県が、ある程度こだわった、これに関して使いますという寄附メニューを出したとしても、市町村のふるさと納税とはそんなにバッティングしないと思うのですけれども、そういった考えはないのでしょうか。

あきた未来戦略課長

ふるさと納税の制度創設時点から、基本的には県内市町村に寄附されるように、県はそれを支援するというスタンスでやってまいりました。県のメニューにつきましては、今の内容がいいのかということもございますし、他県の状況なども調べてみながら、必要に応じて研究してまいりたいと考えております。

高橋武浩委員

これは他県の例ですけれども、ふるさと納税で、動物愛護に関して100万円以上の寄附金が集まって、それを動物愛護のPRとか、ワクチンとか、去勢費用の助成に使っているそうです。秋田県でも、スポーツ立県や教育立県など、県が今一生懸命取り組んでいる分野に使う財源として全国に寄附をPRすれば、結構な金額が集まるのではないかと思いますので、是非ともそこは今後検討していただければと思います。

宇佐見康人委員

ふるさと定着回帰PR事業についてお伺いします。決算説明資料に、テレビ番組の制作、放映をしたと記載がありますが、ターゲットはどの年代という

か——どの層なのでしょう。

あきた未来戦略課長

こちらは昨年度の単年度事業でございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、地方回帰とか地元定着志向が高まってきたことから、県民のふるさと回帰、定着に向けた意識の醸成を図って、社会減の抑制につなげていきたいということで事業を実施いたしました。

宇佐見康人委員

事業のターゲットはどの層なのですか。

あきた未来戦略課長

中学生から大学生、それから県外に家族がいらっしゃる県民の方を対象にしております。

宇佐見康人委員

60分のテレビ番組なのですね。その番組の放送日時とか時間はいつだったのでしょうか。

あきた未来戦略課長

昨年の秋頃、AAB（秋田朝日放送）とABS（秋田放送）で放送したところでありまして、それぞれ様々な時間帯で放送しています。

宇佐見康人委員

そうすると、60分番組と30分番組を様々な時間帯で放送したのですか。あとは2分30秒の番組を、例えば8時五十何分から放送していましたが、そういった感じだったのでしょうか。

あきた未来戦略課長

30分番組、60分番組につきましては1本ずつでございますけれども、ミニ番組などはいろんな時間帯で放送しています。

宇佐見康人委員

先ほど、ターゲットは中学生、高校生、あとは県外にお子さんをお持ちの親御さんだという説明がありましたが、県内の中高生をターゲットにするのだったらテレビ番組ではなくても良かったと思うのですけれども、そういった考えはなかったのでしょうか。自分のめいっ子は中学生、高校生ですけれども、友達もほとんどテレビは見ないと言っています。要はネット——ユーチューブだとか、ティックトックなどのほうが効果があるのではないかと思います。ターゲットがその層で、これだけお金を掛けているのであれば、もうちょっと違ったことができたのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

あきた未来戦略課長

中学生に向けましては、県内で活躍している移住者ですとか、結婚、子育て情報、あるいは暮らしに関する情報、住居に掛かる経費、東京との比較、家計費などを載せたパンフレットを作成して、全中学生に配付したところであります。

宇佐見康人委員

パンフレットを3万部作成したということですが、

高校生に対してはそういったアプローチはしていないのですか。

あきた未来戦略課長

移住・定住促進課のほうで高校生向けの対策を実施していますので、こちらの事業では、中学生向けのパンフレットを作成しました。

宇佐見康人委員

全体で2,000万円強のお金を掛けていますが、テレビ番組制作とパンフレット作成の予算の割合はどれくらいなのですか。細かい数字は後で結構なのですけども、恐らく番組制作のほうがパンフレット作成より費用が高いと思います。同じお金を使うのであれば、効果的なPRの仕方を検討していくべきなのではないかと思います。様々な分野の県の事業で、やっていること自体はいいことなのに、その情報を届けたいところにしっかり届けられていないというのが一番の課題だと思うのです。この動画も恐らくいいものを作っているとは思いますが、せっかく作っても届けたい相手に届けられなければ、作った側の満足で終わってしまう可能性が非常に高いです。

この事業は単年度ということでしたが、今後様々な分野でこういった事業をやる際は、是非ターゲットに対してどうやって届けるのかという部分もしっかりと検討してやっていただきたいと思います。

あきた未来戦略課長

先ほどの経費の内訳でございますが、新聞広告等も含め、全体の委託という形で実施いたしました。また、新聞広告のほかに県の広報紙なども活用して、様々なチャンネルでPRを実施してまいったところでございます。

委員のおっしゃるとおり、ターゲット層や世代に合わせた広報の仕方については、今後とも努力してまいります。

小野一彦委員

決算説明資料の137ページに記載している地域振興局の事業について伺います。地域重点施策推進事業の支出済額が約4,300万円で、その中の地域施策推進事業として、地域課題の解決に取り組むため、約3,800万円掛けて88事業を実施しています。私も現場にいたのでよく分かるのですが、各地域で異業種の方たちが市町村の枠を超えて、そのエリアで人口減少の課題解決に一緒に取り組んでいます。

政策評価の事後評価結果を見ると、仙北地域振興局で空き家の無料相談会を実施した結果、空き家バンクへの登録2件、解体3件、売却1件につながり、空き家の解消に結びついたと記載されており、結果が出ています。恐らくこれは、行政だけではなくて、いろんな業種の人たちと一緒にやられたことだと思

います。これは、金額としては小さいですけども、実際に県が取り組んだ成果ですから、県は好事例を市町村に示すというだけではなくて——今後、どこに行っても空き家の問題というのは出てくると思うので、そこら辺の成果や課題をお知らせください。

地域づくり推進課長

空き家の問題でありますけれども、総務省の少し前のデータで、本県には約6万件の空き家があるという推計がありまして、過去のデータと比較しますと、空き家の数が20年間で2倍ちょっとに増えています。そのうち腐朽等のある空き家は2.6倍に増加しているというデータもございまして、非常に深刻な問題だと受け止めております。一方で、今年度も羽後町や大仙市では空き家解体の予算が足りなくなって、増額補正したりという話も聞いており、いよいよ空き家の問題が顕在化してきたと受け止めております。

委員のおっしゃるとおり、仙北地域振興局では数年前から空き家の相談の取組を行っておりまして、毎回30件、40件の相談があるやに聞いております。それほど住民の意識も高まっているし、さらには、最近の豪雪の影響もあって非常に危険な空き家が増えておりますので、市町村の危機感も高まっていると感じており、できれば仙北地域振興局のような取組を広げていければと考えております。

空き家の法律（空家等対策の推進に関する特別措置法）上、県は市町村に対して助言するぐらいの役割しかないのですけれども、市町村単独ではなかなかできない部分について、県も何らかのサポートができればいいと漠然と考えておりまして、今後の研究課題にしたいと思っております。

小野一彦委員

私もずっとあなた方と同じ立場で仕事をやってきて、いつも財政課から「それは市町村の仕事だろう。」と言われてきました。けれども現場に行くと、同じ自治体として市町村と一緒に頑張らなければいけないと感じることがいっぱいあったのです。今も正にそういう時期だと思います。一自治体ではなかなか難しい、あるいはいくら広域的な大きい自治体でも、あまりに住民に近過ぎて手が出せない部分だっているのです。さっきも小山委員の話に続けて話しましたが、そういう部分についてどう展開するか、是非あきた未来創造部が音頭を取って、令和2年度の小さな事業のように見えても、是非丁寧に政策を生かしていくようなスタンスでやっていただければと思います。そこら辺、部長から一言お願いします。

あきた未来創造部長

地域づくり推進課長が話したように、本県においても、全県的な空き家問題が顕在化してきているというのは認識しております。その課題をどう解決す

るかについては市町村ともいろいろと検討しながら、どういった対応が一番いいのかといったところをお互い議論しながら検討していきたいと思っております。

鳥井修委員

「結婚、出産、子育ての希望をかなえる全国トップレベルのサポート」について伺います。県が全国トップレベルのサポートをしているのは十分分かりますけれども、県民意識調査の結果などを見ると、サービスの提供を受ける若い人たちはそういう感覚がないと思います。例えばどこかから秋田に移住してきて比較する対象があれば、「秋田っていいな。」というところが分かると思うのですけれども、秋田県にずっと住んでいけば、多分これが普通だと思うはずで。秋田県は子育てに対する支援が物すごく充実しているのに、全体的な秋田県民の印象として、これが当たり前だと思っていると感じます。全ての人満足するというのは難しいと思いますが、ある程度県民の方に比較できる素材を提供することで、郷土愛だったり、秋田でもっと子育てをしたいという思いにつながると思うのです。県はトップレベルの支援をしていると言いますが、サービスを提供する側とサービスを受ける若者側の認識のギャップが物すごくあると思うのですけれども、いかがですか。

次世代・女性活躍支援課長

委員のおっしゃるとおり、秋田県は安心して子育てができる環境づくりということで、子供1人当たりの保育料助成額が東京都に次いで全国2位と、子育てに関する経済的負担について全国トップレベルの支援を行っています。このことについて、現在子育てをしている世帯にアンケートを取りますと、おおむね十分である、満足しているというような結果が出ています。一方で、支援制度を知らなかったという方も多くいらっしゃいます。また、独身の方に質問をしても、経済的支援が必要だという回答がトップに來たり、支援制度があることも知らないという結果も出ております。

県では、先ほども申し上げた、啓発意識醸成のための高校生向け副読本の中でも県の取組を紹介しています。副読本を家に持ち帰って家族で見てもらうこともできますので、高校生だけでなくその家族の意識啓発にもつながると考えております。そういったいろんな機会を捉えて、県の取組をPRしてまいりたいと考えております。

鳥井修委員

私自身の感覚でいくと、秋田県は情報の伝え方自体、少し遅れていると感じます。2年前に私が初めて一般質問をしたとき、「一人一人の意識改革が大事だから、県民が秋田の魅力を発信するポジティブ

キャンペーンをやりましょう。」とお話させていただきました。秋田市では「そこに行っても何ない。」という話を必ずされるのですが、そうした認識を変えるためには、やっぱり意識改革が必要です。行政だけの責任とは言いませんが、意識改革というのは行政がある程度音頭を取りながら、民間にも伝わっていくということが大事だと思います。

秋田に人を呼ぶとなった場合、若い世代や大都会で暮らす方々にとって、子育て支援策はすごく興味と関心があることだと思います。あきた未来創造部で実施している全国トップクラスの子育てサポートがあることを前面に出して、それをしっかりと伝える方策をいろいろ考えるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

次世代・女性活躍支援課長

子育て支援のみならず、結婚や若年女性の定着についても、必要とする方に情報がきちんと届くように発信していくことが非常に重要だと考えております。今後もそういうことを意識しながら事業を展開してまいりたいと思います。

鈴木健太委員

先ほどの鳥井委員の質問に関連して伺います。

秋田県では全国トップレベルの結婚、出産の支援、サポートをしているのですけれども、婚姻数、出生数に関しては目標を大きく割り込んで、どちらかというと全国最下位の状況がずっと続いているわけなのです。その要因に、鳥井委員がおっしゃった伝え方の問題もあるとは思いますが、ただ、それだけではなくて——医療費や保育料に対する金銭的な支援というのは、当然、婚姻や出生数を増やすという政策目標を達成するために実施しているのだと思うのですけれども、全然そこに結びついていないという現実をそろそろ直視しないといけなないと思います。別に私は、「だからやめろ。」と言っているのではなくて、ますます手厚くするほかないと思うのですけれども、政策効果の測定という意味で、県でそういった視点は持っていますか。また、他県や全国レベルで、こうした支援策と実際の出生数や合計特殊出生率の相関関係などを研究した事例はありますか。

次世代・女性活躍支援課長

そういった相関関係についてということではございませんけれども——国では、子育て世帯の経済的負担の軽減のみならず少子化対策にもつながるということで、令和元年10月から保育料の無償化をスタートしております。少子化が全国において一番進んでいる秋田県では、今国の制度に上乘せして支援をしているところですが、こうした取組については毎年アンケートを取って効果を検証しており、人口減少問題における女性の在り方というものを常に検討していく必要があると考えております。

鈴木健太委員

常に検討していく必要があると言われましたが、これまでの検討の内容を知りたいのです。

あきた未来創造部長

今委員がおっしゃったように、どうやったら出生数が増えていくかといったことについては、我々としても実はこれだという特効薬、決め手がないというのが本音でございます。本県では、今話にあったように、結婚、出産に関する経済的な不安を感じている方が多いというアンケート調査結果などをもとに、全国でも手厚い経済的支援をしてきているところがございます。ただ、それだけではなかなか出生数が増えていかないというのも現実でございます。補助金と助成金で経済的に支援していくということについては、これ以上増やすことは難しい、恐らく今実施しているもので限界だろうと思います。

一方で、結婚や子育てに関しては、気持ち——マインドが大きく影響しているのではないかということも分かってきました。個人の希望がありますので、全ての人にといいわけではございませんけれども、結婚を希望している方々には少しでも早く結婚してもらい、また子供を持ちたいという家庭には少しでも早く持ってもらい、それを1人目のみならず2人目、3人目という状況につなげていければいいと思っております。

鈴木健太委員

部長がおっしゃるとおり、かなり手詰まり感があります。少子化に関するアンケートでも、希望する人数の子供を持っていない理由の断トツ1位は経済的な負担です。だから、素直にそれに対する手当をしようという方向はすごく正しいと思うのですが、これだけ結果が出ないところを見ると、多分ですけども、「もう一人産もう」という選択をしてもらうためには、月数万円程度の保育料や医療費の助成といった規模の経済的支援では全然足りていないのではないかと思います。理論上は、どんどん支援額を上げていけば、出生数が増えていくポイントというのがどこかにあるはずなのですけども、それを見つけるのはすごく難しいと思うのです。

おとしぐらいに知事が文化人類学的なアプローチみたいなことをした記憶があります。県内の25市町村の地域ごとの文化などを分析して、例えば鹿角市の出生数が多いからどういう背景があるか探るといった、学術的な研究をしたことがあると思うのですけれども、私はああいうマクロな視点は全然が意味ないと思っています。それよりも、適齢期の女性が——大抵は夫婦だと思うのですが——どういう意思決定過程で家族計画を考えて子供を産もうと思うのか、その内的な方向を深く分析するような研究をするべきではないかと思うのです。今部長が「金

銭的な支援だけではなくて、マインドの問題もある。」とおっしゃいましたけれども、本当にそのとおりだと思うのです。では、なぜ今産まない、結婚しないという選択をするのか、若しくは本当は希望しているのにできないのか、その本当の理由について研究しないまま、これが予算的には限界だといって今までとあまり変わらない支援を続けて、やっぱり今年もめっちゃめっちゃ出生数が減りましたということをやっと繰り返していけば、東由利は今年でさえ生まれた子供が1人という状況ですから、合併前の町村はどんどんなくなっていくという、とても恐ろしい時代になっていくと思うのです。これについて部長はいかがお考えでしょうか。

あきた未来創造部長

どこに根本的な要素があるのかについて、我々もいろんな分析をしています。例えば秋田県と人口規模などの形態が似ている島根県や鳥取県は、結構出生数が多いです。そうした地域と比較していくと、秋田県は15歳から49歳までの年齢人口が著しく減少している傾向があります。必ずしもそれぞれの県の地域特性のみが影響しているとは思わないのですけれども、そういった特性が後々の結婚、出産にも影響を与え、ひいては出生数の減少につながっているのではないかと考えています。

統計的に見て、秋田県は結婚している率——いわゆる有配偶率は決して低いわけではないのですけれども、結婚している人の出生率は他県に比べて低い状況です。また、平均初婚年齢も、島根などの地域に比べると高いです。いわゆる晩婚化といったことがその背景にあると思われますので、まずは若年層の人を増やしていったら、それから次は子供を産みたいという家庭であればなるべく早く産んでいただけるような意識の醸成ですとか、平均初婚年齢を下げる取組を進めて、第1子、第2子の出生へとつなげるような取組をしていきたいと考えております。

委員長

ほかになければ終わりますけれども、いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、あきた未来創造部関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、午前9時30分に委員会を開き、観光文化スポーツ部関係の審査を行います。

散会します。

午後 4時15分 散会

令和3年10月20日（水曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（部局別審査（観光文化スポーツ部、企画振興部））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

部局別審査（観光文化スポーツ部）

書記 佐藤宏生 録

午前 9時28分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司
委員	小野一彦

説明者

観光文化スポーツ部長 嘉藤正和

観光文化スポーツ部次長

岡部研一

観光文化スポーツ部次長

佐藤功一

観光文化スポーツ部

インバウンド推進統括監

益子 和 秀

観光戦略課長

笠井 潤

観光振興課長

佐々木 一 生

秋田うまいもの販売課長

柴田 靖

交通政策課長

小松 勝 統

文化振興課長

安田 路 子

スポーツ振興課長

佐々木 重 夫

代表監査委員

高橋 洋 樹

会計管理者（兼）出納局長

奈良 聡

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。昨日に引き続き、部局別審査を行います。

観光文化スポーツ部関係の審査を行います。観光文化スポーツ部長の説明を求めます。

観光文化スポーツ部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

観光文化スポーツ部関係の質疑を行います。

鳥井修委員

おはようございます。お願いします。

多分昨年度は、コロナの影響で、観光業含めて、観光文化スポーツ部のいろいろな事業が影響を受けたと思います。その中で、いろいろ新たに事業施策を展開されたと思いますが、令和2年度の大変厳しいコロナ禍の中だからこそできた事業など、今年度に反映できたものはありますか。

観光文化スポーツ部長

今委員からお話のありましたとおり、昨年度はインバウンドはじめ、様々な事業ができなかったということが確かにあります。その中で、国のコロナ交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を活用して、様々な経済対策を実施させていただきました。コロナ禍で旅行者のニーズが相当変わってきており、密を避けてゆっくり泊まりたいというニーズに対応した施設の改修、新しい旅行スタイルに対応した施設の改修事業を昨年度から実施しています。

今日の新聞にも、湯瀬温泉の露天風呂付きの部屋の改修の記事が掲載されましたが、例えば露天風呂

付きの部屋に改修したり、共用のトイレをやめて各部屋にトイレを付けるなど、ウィズ・アフターコロナに対応した施設の改修を支援する事業を実施しました。また、昨年度観光エリア創生事業ということで、各地域ごとにエリアを活性化していくような様々なモデル事業を実施し、それが新しいコンテンツづくりに結びついた事例もあります。

鳥井修委員

昨年の決算特別委員会でも伺いましたが、秋田を発信するための強みは何かということで、当局からは、例えば発酵食、温泉、秋田犬などの答弁がありました。それらをしっかりプロモーションしながら、発信していくことが一番大事だという話でした。コロナ禍の昨年度において、今言った秋田の強みをどうやって多くの方にプロモーションをされましたか。

観光振興課長

観光振興課では、主に秋田犬を通じたプロモーションを実施しました。昨年度は、緊急事態宣言があり、県外から積極的に呼び込むことはできませんでしたが、人が動ける期間においては、いわゆる大消費地向けに、集中的に車で秋田犬のポスターを使ったプロモーションやイベントを行ったほか、ウェブサイトも3月にリニューアルしました。

鳥井修委員

いろいろな部局で、ある程度、秋田の魅力をSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。）などで、それなりに意図を持ちながら発信していると思いますが、受け手側がそれにたどり着くのか、県が思うほど利用者はそこまで意識していない部分があると思います。いかにターゲットに向かっての発信方法が大事なのか、少し研究する余地があると思います。昨日の委員会でも話がありましたが、どう捉えていますか。

観光振興課長

大本としての情報をたくさん持っているホームページなどがありますが、そこまでたどり着かないということは、確かにあります。SNSなどを活用して、いわゆるきっかけをなるべく起こすようにしていますが、意外とブームというのは、いろいろな方が起こしたりしている部分もあります。例えば首都圏であれば、秋田ゆかりの人たちに情報発信して共有してもらい、それをきっかけに秋田の情報にたどりついてもらうという思惑でも動いています。

鳥井修委員

そうした方向に行けばいいと思いますが、実際の感覚として、つながりは感じられますか。

観光振興課長

所管しているアキタファンというホームページを3月に立ち上げたということもあり、まだアクセス

数が足りないところがあります。

鳥井修委員

そこに対する強化も必要だと思いますし、具体策として何かを積んでいく必要があります。結果を受け、対策を積み上げることに力を入れてほしいと思います。

昨年から実施している、コロナ禍だからこそできた施設の改修について、部長から答弁がありました。湯瀬温泉等の例もありましたが、税金が使われていますので、もっとアピールし、有効に活用してほしいと思います。

質問を変えます。昨年の秋田県のプレミアム宿泊券は、多くの方が使われて、すごく人気があった商品だったと思う反面、一部の人気宿泊施設に偏りが出たという事実もあったと思います。その辺の成果や反省点を教えてください。

観光振興課長

昨年プレミアム宿泊券は、年間55万枚発行させていただきました。委員おっしゃるとおり、順調に利用されましたが、どうしても利用する宿泊施設に順位が付いてしまうことは確かにありました。需要喚起として、経済波及効果は、約103億円で、おおむねいい結果だったと思います。利用された方の声についてもアンケートを取り、各施設にフィードバックさせていただきました。利用されない理由もそれなりにありますので、今後に生かしてもらいたいと思います。

鳥井修委員

昨年のようなコロナ禍の状況が、起こらないように思いながらも、この後またどうなるか分からない状況です。仮にまたコロナが拡大して、観光産業や宿泊施設への支援を行うと仮定した場合は、反省点をしっかり組み入れなくてはいけないと思います。利用者や宿泊施設からのいろいろな意見を取り入れていくということでしたが、今考えているところでは、どんなことを取り入れられそうですか。

観光振興課長

この9月補正で、冬期の宿泊の誘客、いわゆる割引の事業を立ち上げさせていただきました。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用していますので、均等に行き渡るような形で、泊数の割当てをさせていただいています。

鳥井修委員

東北各県も同じような対策等をされていますか。本県の支援レベルはどうでしょうか。

観光振興課長

今年度は、各県とも、いわゆる県民割がスタートすることで動きました。本県は幸い年間通じて県民割を実施することができ、予算もほぼ消化できる見通しです。

緊急事態宣言が宮城県や福島県であり、感染が拡大して、事業ができなかったり、停止していた県民割を実施しているのが、秋田県、山形県以外の東北の状況です。

鳥井修委員

令和2年度だけを見ると、自分としてはすごく予算もつぎ込んで、県民には大変喜ばれた事業だとは思いますが、事業各施策それぞれに課題もあると思います。今自分が話したことや課長答弁も含め、次の機会はないほうがいいですが、仮にそういう事態が起きたときは、しっかりといろいろな意見を組み入れて、より県民に、要は納得というか、理解を頂けるような施策を展開していただきたいと思います。取りあえず終わります。

小野一彦委員

同じく関連です。令和2年度というのは、鳥井委員がおっしゃったように、大変だった反面、秋田県内の地元、足元を見詰め直す良い機会になったのではないかと思います。ただ一方で、県の観光部門が文化やスポーツ部門と一緒になったというのは、人口減少で365日住んでいる定住人口による消費が落ち、秋田県経済に非常に大きな影響を与えていること、あるいは今後更に影響があるだろうということを経験したこと、また、全県エリアをいろんな目的で移動して、消費しているいろんな方が歩いていく効果を期待して1つの部になったと私は理解しております。

観光統計で県内を日帰りで県民の方々が移動する単価は、令和2年度では、大体3,000円ぐらいです。インバウンドで来てもらうこともそうですが、やっぱり経済波及効果をどう高めていくか、地元観光をどう高めていくかについて、地元に対するいろいろな資源がどう観光商品化されたのか、その課題や単価をどう高めていくかということについて、昨年度の取組からどういうふうな知見を得られたかお聞きします。

観光振興課長

昨年、県内の観光地を楽しむ動きがより出てきました。自分たちで回る方もいらっしゃいますが、由利本荘市でも、お寺を巡ったり、地元食材を使ったレストランに立ち寄りながら地域を回っていくなど、いろいろな地域の魅力を掘り起こし、県内の旅行会社が地元のツアーを企画し商品化されたケースが増えてきています。地元の方などにガイドを頼むと、意外と地元の方も、お客様が来ると、盛り上がりしています。地元の人たちによる新たな地元の発見とありますか、人が来ることによって磨かれていくとありますか、そういったことが出てきているように思います。

じゃらん（株式会社リクルートが発行する旅行専

門誌）の統計では、去年の秋田県民の県内周遊率は全国2位でした。県外に行けない分と言ったらおかしいですが、県内の魅力を見直すいい機会にもなったと思っておりますし、そういったところが増えれば、結果的に観光消費額も増加していくのではないかと思います。

小野一彦委員

去年友人に誘われて、ふだん通らない県道を通って、ヤマザクラを見ながら羽後町に行ってきました。大曲の本間家の公開施設を見て、羽後町の道の駅に行ってお食事をし、要するに市町村や振興局を超えた形で回りました。十文字では、県内で3大カツ丼に数えられるおいしいところに行ってきました。

そういう観点からすると、いろんなテーマを掛け合わせて、目的を複数コラボレーションした形で県民が動くような、そしてそれが県外の方に伝わっていくことで全体の価値を高めていくことが、1年間やってみたことで分かったことの一つではないかと思っております。それが国内に住んでいる外国人へ波及して、いずれコロナが収束したときに、富裕層もいる欧米の方々などにつながっていくような戦略が新たな観光ビジョンでも必要なのではないかと仮説を立てています。その辺はどんな感じですか。

観光文化スポーツ部長

先ほど委員から1人当たりの観光消費額が少ないというような話がありましたが、そこは我々も課題だと思っております。県内だけではなく、県外から来る方も、他県と比べた場合、秋田県内では消費額が少ないと。宿泊単価が安いことも一つにはあると思っておりますし、あとは様々な体験型のコンテンツが本県の場合は非常に少なく、各地で何か物を作ったりする体験はありますが、単価は安いです。1人当たり例えば5,000円、1万円などの体験型のコンテンツがないものですから、やはりそういったものを事業の中でも作ることを想定しています。消費額が増えるような体験型のコンテンツを作っていけば、滞在時間も増えてきますし、それは県内だけではなくて県外の方、あるいはインバウンドにも当然対応できるものだと思います。今コロナ禍でなかなかお客さんが来られない状況ですが、そうした受入態勢をしっかりと整えていくことが今必要でないかと思っておりますし、観光ビジョンにも反映させていただいております。

島田薫委員

説明資料の27ページの文化団体の活動促進について質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響というところですが、無観客公演及びその動画制作、配信の取組7件、そしてその下、文化情報サイトで、やはり動画の制作、募集36本ということが記載されています。動画配信等に補助を

したということですが、実際にそれがどのように受け入れられたというか、閲覧されたというか、どう結果に結びついたのか教えてください。

文化振興課長

御質問の芸術文化活動を行う事業者の無観客公演及びその動画制作、配信の取組7件について御説明します。演劇、民謡、ポピュラー音楽など7件の様々な取組に対して支援をしました。大体配信を昨年の9月ぐらいから2月末ぐらいまで行いましたが、結構アクセスもあり、少なくとも大体2,000件から3,000件ありました。中でも一番反響があったのが民謡で、浅野梅若会さんという、40代の若手の方が主体になって、「秋田民謡の至宝～夢の競演～」というタイトルで無観客公演の動画を作ってくださいました。非常に評判が良くて、現在でも無料で配信されており、今現在大体4万件を超えるアクセスがあります。

こうした取組をきっかけに民謡協会の方たちも、動画で発信して民謡を広めることができ、すごく良かったとおっしゃっておりますし、あと4万件ということで、全国各地からも反響もあったようなので、今回コロナ禍にあって取り組んだことでしたが、非常に動画配信の力というのが文化の魅力を発信する一つの有効なツールになったと感じたところです。

島田薫委員

分かりました。秋田県医師会としては、何でも中止すれば、あるいは動画にすればいいということではなくて、どうしたら開催できるのか、感染対策をしっかりしながら開くという方向性を大事にしています。今後は多分アフターコロナ、ウィズコロナでだんだんに正常に戻していくという中で、今お話があったように動画が非常にいいツールとして今も使われているということは、それはそれで非常に良かったことだと思います。どうやったら開けるか、是非その辺りも今後は検討していただければありがたいと思います。

続いてあきた芸術劇場に関してですが、例えば換気などの感染対策等は十分考慮されているものでしょうか。教えてください。

文化振興課長

感染対策というのは、あきた芸術劇場のということでもよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

文化振興課長

当然設計段階から、換気のほうは法定基準もあるという話も聞いており、そのところは踏まえた上で設計、施工しております。

島田薫委員

今後こちらの施設を使って、いろいろなイベントが行われると思いますので、是非感染対策をしっかりと

り行っていただきたいのですが、1つ、医学学会とか地方会などが、秋田市ではなかなか1か所で開催できないということが言われています。せっかく造りつつあるものですので、旧県立美術館がすぐ近くにあって、そちらも改修されたということで、一体として使えばいろんなイベントができるかと思いますが、そういった大きなイベントを開催することに関しての、何か協力するような体制というのは考えられていますか。

文化振興課長

委員おっしゃいますように、これまで秋田では、大きな学会というのが1か所で開けなかったと思います。あきた芸術劇場につきましては、大規模な文化講演の開催というだけではなくて、コンベンションなどでも広く使われるようにという考えで、施設整備を進めてきています。ホールも、大ホールがまず2,000席ほど、中ホールが800席ほどあり、2,000人、3,000人近い人数を収容できるホールですので、今後も指定管理者が中心になって、そうした学会やコンベンションなどの誘致も視野に入れながら運営に向けて進めています。まだ施設が出来ているわけではないのですが、これからあきた芸術劇場において、大きな学会などもできるようになってくると思います。

鈴木健太委員

関連でお聞きします。先ほど新しい文化施設の換気に関する質問に対する答弁がありました。実施設計はコロナ前からのものでしたが、そこから何かコロナ禍というものを経て、換気というものに対する考え方が大きく変わっていると思います。何か設計上の変更があった上で、それで大丈夫と言っているのか、その当時から——たまたまといいますか——大丈夫な状態だったのか、もうちょっと詳しく教えてください。

文化振興課長

コロナ禍ということで、換気の計画などを見直しているということではございません。ただ、通常こういった文化施設での換気については、コロナウイルスの対策ということでも問題はないという話を聞いておりますので、そこについては、これまでの設計どおりで大丈夫だという認識でお話しさせていただきました。

鈴木健太委員

明確な何か——1年半たったとはいえ、エビデンスというか、まだきっちり確立していないのだろうと思いますが、大丈夫と言ったのは誰というか——どういう機関によるお墨付きまではいかないのでしょうか。誰との対話でそういう結論になったのですか。

文化振興課長

当課では、アトリオンなどを所管しております。それで、アトリオンの換気機能は大丈夫か以前検討したときに、そういった公共施設の法令上の換気機能としては問題ないというお話もありましたし、設計業者からも問題ないということで確認を取っております。

鈴木健太委員

具体的には、例えば何時間で空気が全部入れ替わるとか、そういう数字があつての話ということではないですか。

文化振興課長

今手元にそうした具体的な数字は持ち合わせていませんが、基準を満たしているということです。

宇佐見康人委員

先ほどの動画配信について関連で聞かせてください。何件応募があつて、7件の採用だったのでしょいか。

文化振興課長

応募は30件で、採択は7件でした。

宇佐見康人委員

先ほど演劇、民謡ということだったのですが、ほかは具体的にどういったものがあつたのでしょうか。

文化振興課長

具体的にお話しさせていただきます。

【「簡単で大丈夫です。どんなものがあつたか。」と呼ぶ者あり】

文化振興課長

あきた舞妓さんをメインに据えた、松下を舞台にした無観客コラボ劇場、秋田のミュージシャンの祭りをテーマにした音楽演奏、わらび座の「秋田だ、祭りだ、花火だ、オイサーッ！」という大曲の花火などもテーマにした舞台公演、藤原美幸さんという民謡歌手の音楽公演、先ほど申しました民謡の梅若芸能企画さんによる民謡の公演、あと秋田で活躍、県内以外で活躍されている秋田市のミュージシャンの方たちの音楽公演などです。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。採択されなかった事業の要因があれば聞かせてください。

文化振興課長

採択については、コロナ禍ということもあり書類審査で行いました。緊急ということで、できるだけ早く交付を決定し、舞台周りのステージ業者や県内で活躍する個人のアーティストなどに早く支援するという目的もあつたので、審査は書面で行ったところですが、まず一つに、書類審査になりますので、やはり申請書類の書き方が慣れている方とか、慣れていない方とか、そうした内容のアピール度がうまく出せなかった方もいらつしたと思います。

内容についても、選ばれた7つというのは、非常に優れていて、書面からも良さが伝わってくるような中身だつたというところで、そうしたところで差があつたかと思ひます。

宇佐見康人委員

内容が優れている、優れていないというところは分かりますが、7件を秋田の芸術や文化として採用し、残りの23件は不採択だつたわけです。先ほど有識者の書面審査ということだつたのですが、県の考える文化ということと県民が考える文化だとか芸術というところに壁を作つてしまつてはいけないのではないかと思ひます。例えば自分たちの世代だと、オタクだつて文化芸術だし、ゲームだつて文化ですし、そういった採用の審査に当たつて、これはいいけれども、これは駄目という線引きはせずにしっかりと審査をされたのでしょうか。

文化振興課長

恐らくは、文化や芸術の定義のお話だと思ひましたが、特に今メディア芸術というくくりで、映画、漫画、ゲームなども確かに——ゲームは娯楽の要素が強くなつてくるかと思ひますが——こうしたメディア芸術については、国でも、文化芸術ということの一つのジャンルとして振興を推し進めているところでは、今まで芸術といひますとどうしても音楽、舞踊などになつてしまひますが、そういったところではない、どちらかというとならに近ひものも対象だともちろん考へておひます。

今回の審査でも、そこについては、ジャンルで差別するとか区別するようなことはしておひません。今後も、そういったメディア芸術も考へていかなければいけないと思ひています。例えば漫画では、横手市増田のまんが美術館などもありますが、県でも前からそちらの企画展に補助金を出してまひますので、今後もそういった今の若い人たちが関心を持つようなジャンルについても目を向けながら、事業を考へていきたいと思ひます。

宇佐見康人委員

次に第三セクターの鉄道の活用状況についておひします。観光客は昨年大分減つて、赤字の状況だつたと思ひますが、昨年度に関してはどれぐらひの減収だつたのでしょうか。

交通政策課長

昨年度の状況ですが、少々お待ちください。

宇佐見康人委員

すみません、細かい数字は要らないです。

交通政策課長

収入は大体6割、7割です。利用人数の面で見ると、そういった状況だと受け止めてまひます。

宇佐見康人委員

今後、国内、国外の観光が復活したときに、こう

いったコンテンツは取っておく——保存しておかないと、いざ観光で人を呼べるようになったときに何もない状況になってしまっただけですし、地域の足にもなっていると思います。決算審査に合う質問かどうか分かりませんが、今後維持していくための案などはありますか。

交通政策課長

三セク鉄道については、おっしゃるとおり、通常でも赤字が出ている状況ですが、県と沿線市で、運営費を——一定のラインは引きつつですけども——きちんと支えていく必要があります。その上で、利用促進策というのを、沿線市もそうですし、県も観光施策という観点からも、さらにはアフターコロナを見据えると、インバウンドも回復してくるとすればそれもしっかり取り込んでいくこともそうですし、この瞬間においては県内ないしは県外、もっと言えば教育旅行とか、そういった取り込めるものをどんどん取り込んでいく中で利用者を増やしていく——愚直にそういったところに取り組んでいくしかないのかなと思っています。県も沿線市も、もちろん住民の団体などとタッグを組んで、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

宇佐見康人委員

多少お金を突っ込んでもここはしっかり残して、地元の足にもなりますし観光資源にもなりますので、体力をもたせるような施策を今後も続けていただきたいと思います。

もう一点、インバウンドで、台湾とのフライトの調整状況をお聞かせください。

インバウンド推進統括監

インバウンドに関しては、今現在日本全体でストップしている状態です。御承知のとおり、台湾では、いわゆるゼロコロナ政策ということで、たしか昨日も国内、それから外から入ってきた方の新型コロナの感染がゼロということで、世界の中でも特に台湾に関しては完全に抑え込んでいる状況です。逆に言いますと、日本や韓国といったウィズコロナに転換している国との交流については、なかなか難しい状況と、最近では報道されています。ただ、台湾に関しては、コロナ前も非常に大切なマーケットですので、現地コーディネーターは引き続き設置しており、彼らを通じて、航空会社や旅行会社への定期的なアプローチをしております。

今年度事業としては、チャーター便をよく飛ばしてくれていたエバー航空（台湾の航空会社）と年内に、できれば秋田の食を中心に、秋田をPRするような、そういったイベントの可能性も検討中ですので、そういった形で、台湾のマーケットとのコンタクトを継続的に行って、行き来ができるような状況になれば直ちに、感染の少ない本県がマーケットと

しては非常に選ばれやすいと思っていますので、引き続き重要なマーケットと捉えてアプローチを続けていくということで進めております。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。何のアンケート調査か、たしかじゃらんかJTB（株式会社JTB）のアンケート調査で、台湾の人たちが海外旅行で行きたい先の1位が日本になっています。日本の中でも比較的感染者が出ていないところに行きたいというアンケート結果も出ていますので、海外旅行が自由にできるようになってから始めては多分遅いと思いますので、今のうちからしっかりと種をまくような施策を是非展開していただきたいと思います。要望です。

佐藤信喜委員

安田課長に確認です。もしかすればこれまでの議会等でいろいろと話題になっていたと思いますが、文化施設の整備の部分で、プロの演奏家によるアウトリーチを実施し、県内高校吹奏楽部2校が参加とありますが、実際に演奏された時点では、反響板というのはなかったですね。まずはそこを教えてください。

文化振興課長

大変申し訳ありません。最後お話しされたところを、すみません、もう一度お願いします。

佐藤信喜委員

この演奏を行った時点では反響板はなかったですよ。反響板がない中で演奏した結果、実際にどうだったのかという、そういった感想はあったものでしょうか。

文化振興課長

すみません、こちらのプロの演奏家によるアウトリーチというのは、新屋高校と明桜高校の吹奏楽部の皆さんを対象にして——プロの演奏家は仙台フィルハーモニー楽団ですけども——演奏家に来ていただいて、指導もしながら、最後にアトリオン音楽ホールで演奏会を行ったというものです。

それで、アトリオン音楽ホールにつきましては、もともと音楽専用ホールで、音響反射板が設置されているところになります。ですので、委員の御質問のところでは、既にアトリオンについては反響板が付いている状況ですので、その差というのは分かりかねるところです。

佐藤信喜委員

分かりました。そうすれば、まだミルハス（あきた芸術劇場の愛称）では音を鳴らしたことはないのですよね。

文化振興課長

ミルハスは、今現在内装工事中でございます。移動式音響反射板については、確かにこれまで議会でも、購入するお話をさせていただいております。そ

れで、実際に使ってみないと確かに分からないというところがございますが、移動式音響反射板の納品が来年4月以降になります。その後本格的なオープンが9月ですので、それまでの間の期間を使って、移動式音響反射板の使い勝手や効果などを確認する予定です。

佐藤信喜委員

反響板について様々議論をされてきたと思いますが、当初は必要ないのではないかという話もあって、最終的に必要なのではないかということもあって、効果検証をお願いしたいと思います。

質問を変えます。柴田課長にお尋ねしますが、県内食品事業者に対し、設備導入1件に対し支援した結果、そして機能性を有する食品素材や規格外農産品等を原料とした食品素材の生産が開始されたとあります。これは、六次産業化の取組だと思えますが、たった1件と捉えればいいのか、まずは1件と捉えればいいのか、内容について教えてください。

秋田うまいもの販売課長

この1件は、湯沢市の酒蔵の酒かすや米ぬかなどの副産物を粉末乾燥させる設備について補助させていただいたものです。この機能性については、多分御存じだと思うのですが、酒かすとか米ぬかにはギャバ（ガンマ-アミノ酸。アミノ酸の一種のこと。）という機能性の素材がありまして、これを酒かすなり米ぬかから抽出して、それを粉末に化して、それを県内外の食品の事業者に使っていただくということでスタートしております。

加えて、六次産業化という視点からは、県内で今メガ団地等で特産化を図っている枝豆について、これをさやごと粉末化して、それを使っていただくような取組も進めているということです。

たった1件か、それともこれからもということですが、いずれ新たな部門を設けるという事業者については、県内では決して多い状況ではありません。令和3年度についても、県内の納豆製造事業者の——多分御存じの事業者だと思えますが——県内には少ないフリーズドライの設備を導入して、県内の様々な食品加工事業者の受託も行っていくという取組を進めているというところですか。この事業については、県内の食品事業者の方々に周知しながら、できるだけ継続的にチャレンジしていただくように応援していきたいと思っています。

佐藤信喜委員

やはり農産物を活用した六次産業化について前からずっとお話は出ていましたが、県内の取組というのはなかなか手を挙げる事業者がない状況の中で少しずつ理解が深まって、こういうふうに出てきたことは非常にありがたいなと思っております。たった1件と言わず、まずは1件、これから何件も増や

していくという、そういう意気込みで何とか取り組んでいただければ、県内の元気創造につながるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

小山緑郎委員

先ほどの宇佐見委員の関連でお聞きします。内陸線、由利高原鉄道も含めてですが、いろいろな対策を取っても赤字続きです。以前報道で聞きましたが、赤字が2億円以内だと、引き続き支援していくというのは変わりありませんか。

交通政策課長

内陸線について、先ほど沿線市と運営費のほうを支援しているという話をさせていただきました。赤字額を2億円以内としており、方針を変えるとか、コロナ禍があつてうんぬんという議論はありませんので、引き続き支援をしていくことになると思っています。

小山緑郎委員

分かりました。なかなか利益は出ませんが、なくてはならない足として利用されていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

国内の観光客に選ばれるコンテンツについてお聞きします。田沢湖関係で、昨日も委員会で出ましたが、サウナ、マウンテンバイクなどの取組の結果が出て、今非常に忙しいという説明がありました。テレビでもニュースでもやっていました。そうした中で、あれだけ費用を掛けて整備したのにたぎわ湖スキー場のモーグル大会をやめたと報道されました。説明をお願いします。

スポーツ振興課長

F I S ワールドカップモーグル大会につきましては、今度の2月の大会を最後に本県における開催を中止したいということで発表させていただきました。来年2月に、冬季の北京オリンピックが開催されますが、それに向けて、トップ選手に県内で合宿をしていただくことを当初より目標としてきましたので、来年度をもって一つ区切りを付けたいと考えています。委員御指摘のとおり、施設も整備しています。国内の大会もありますので、場合によっては、マウンテンバイクの大会など夏場の使用も検討しながら、引き続き有効に活用していきたいと考えております。

小山緑郎委員

分かりました。結構盛り上がった大会で、私は地域に活性化をもたらしたと思っています。課長から説明があつたとおり、できれば国内の大会もやりながら、選手の育成に向けた大会としても今後利用しながら、本当はワールドカップを開催できればいいと思います。コロナ禍の影響もあつたと思いますが、せっかく作ったいいコースなので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

県内のスポーツ合宿は、昨年コロナで動きができ

なくて、大会も非常に少ない中で、いろいろやってもらい感謝します。そういったスポーツ合宿は、市が主体になっている場合が多いわけですが、例えば大学のチーム、クラブチーム、社会人チームの仲立をしながら、前日には子供たちに講習していただくなど、練習試合を含めた合宿誘致というのは、関係人口も含めた取組としてこれからやっていかなければならないと思います。コロナが落ち着いた暁には、スポーツあきたと言われるように何とかよろしくお願ひしますが、いかがでしょうか。

スポーツ振興課長

合宿の誘致につきましては、おっしゃるとおり、昨年はコロナによりまして、実績も1件にとどまるという現状でした。予算上は150万円ばかり計上しており、合宿される方1人1泊1,000円で何日間か分、補助金を支援させていただいております。毎年通常であれば数件から10件前後の合宿に対して支援している状況です。今後コロナが収まることを期待していますが、継続して合宿の誘致には積極的に取り組んでいきたいと考えております。

小山緑郎委員

よろしくお願ひしたいと思います。

秋田うまいもの販売課に聞きしますが、26ページの一番上に、県内外に県産品、農産物の販路を拡大するため、県産食材マッチング商談会を秋田市内で開催し、60事業者135件の商談が成立したと記載されています。今年も継続されて商談ができればいいですが、状況はどうなっていますか。

秋田うまいもの販売課長

商談会については毎年実施していますが、昨年はコロナの影響もあって、リアルな、要は会場にバイヤーの方々、事業者の方々が一堂に会して大きく行うことは難しい部分がありました。県内や隣県のバイヤーは基本的には来ていただきましたが、首都圏のバイヤーは会社の方針で来られないということもあり、昨年はオンラインで実施させていただきました。その結果、135件の商談が成立になりました。

今年度は7月に実施しましたが、コロナの感染拡大が止まらず、首都圏も緊急事態宣言という中で、リアルな開催は断念し、全てオンラインでの商談会という形にしました。オンラインということで、なかなか事業者の熱が伝わりにくいところもあったのか、昨年よりも実際成約の件数や取引額は落ちてはいましたが、県内の事業者の方々には、商談機会というのが失われている中で貴重な機会だということで、大変喜んでいただきました。

今後も、コロナの状況にもよりますが、基本的にはリアルで開催するような形での商談会を継続していきたいと考えております。

小山緑郎委員

分かりました。本県は生産力はありますが、県民性なのか「山形県や宮城県と比べて商売が下手だ。」とよく言われます。作るほうは万全だけど、売るほうも難しい面もありますが、生産者のために何とか努力してPRしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

高橋武浩委員

引き続き柴田課長にお伺ひします。秋田の食の輸出拡大についてですが、先ほどの説明から、台湾と中国に対して、昨年県産食品をPRした結果、台湾は24件、中国は日本酒が新たに2件成約されたようです。コロナ禍ということで求める商品が変わってきていると思ひますが、成約後の状況はどうなっていますか。

秋田うまいもの販売課長

中国の企業とはオンラインで商談を重ねていて、その企業自体が中国で2番目の規模の、要は電子商店街、楽天などを運営している会社で、EC販売（インターネット上でのモノやサービスの売買のこと。）向けの商品として、2社で1,500万円を超える成約が得られたところです。これについては、継続的にこれからも取引がされていくものというふうに考えています。

台湾についても一部オンラインで、秋田の発酵食をPRするためにイベントを実施し、みそ、いぶりがっこなどをPRしたところ、非常に関心が高い状況でした。発酵食という健康にいいというイメージが台湾でもあるようで、そういったところで、みそ、いぶりがっこについては、今も継続的な取引に至っていると聞いています。

高橋武浩委員

県産品を輸出している業者から、感想や需要が高いものなどについて、何かお聞きしていますか。

秋田うまいもの販売課長

台湾については、現地コーディネーターに委託して、ニーズ調査も行っていただいております。非常に親日家が多く、各県とも台湾を重要市場にしているようです。食品については産地間競争が激しいですが、海外にも移行している状態と聞いています。秋田ならではの特徴ある商品というのがまず求められていると聞いています。

それと、健康志向が日本以上に高い国だと聞いていますので、機能性を付加したような商品や発酵を生かした商品については一定のニーズがあります。それなりの規模で現地の健康食品を扱っているメーカーとの信頼関係も今出来つつありますので、そういったところを通じながら販売拡大を進めていきたいと考えています。

高橋武浩委員

これまで、解約された商品の例はありますか。

秋田うまいもの販売課長

解約された例というか、スポット的な形で取り扱っていただき、その後の取引には至っていないものは、それなりの数はあると思います。やはり価格面でなかなか受け入れられないという部分が多いと聞いております。品質的な部分は、日本産ですのでそれなりの信頼を得ていますが、現地に持っていきますと、日本の価格の2倍、2.5倍の価格になり、現地の方々に受け入れられるかどうかというところもあって、継続的な取引には至っていないというケースもあると聞いています。

高橋武浩委員

そういった動向もしっかり情報収集、分析しながら、また県産品の販路拡大とかPRに努めてもらいたいと思います。

質問を変えますが、総合食品研究センターの技術を活用して、68品目が商品化されたというふうにあります。これは商品化された後、どのような形で売出しとか、それぞれ取り組まれているのか、具体的に教えていただければと思います。

秋田うまいもの販売課長

68商品全てについて販売の状況を把握しているわけではありませんが、米を使った加工品を秋田県内でもっと拡大していこうということで、あきたコメ活プロジェクトというのを平成29年度から進めております。その中で、新商品の開発については、総合食品研究センターでいろいろ技術支援をしており、例えば日本酒で申しますと、一穂積とか百田という新しい酒米を使った清酒が去年、おとし辺りからちょこちょこ出始めて、去年は10歳で販売しているところ。これについては、非常に酒の質も良くて、かなり好評でした。秋田あめこうじというこうじを使った甘酒やお菓子類などについても、あめこうじ自体が総合食品研究センターの技術ですので、それを使った商品もいろいろ販売されています。例えば大潟村の某会社で、このあめこうじを使った甘酒を海外にも輸出している状況です。

高橋武浩委員

しっかりPRも含めてサポートしていただければと思います。終わります。

委員長

ここで審査の途中ですが、いったん休憩します。再開は11時5分とします。

午前10時48分 休憩

午前11時 3分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き観光文化スポーツ部関係の質疑を行います。

佐藤信喜委員

スポーツ振興課長にお尋ねします。

ジュニアアスリート強化事業についてですが、これは強化拠点校の事業と中学生強化選手事業ということであり。たしか国体の活躍を目指してということで作りに上げてきた制度だったような気がしますが、制度の目的をまず教えてください。

スポーツ振興課長

この制度の目的ですが、正に委員の御指摘のとおりでありまして、強化の拠点となる高校を指定して、重点的に強化を図ると。そしてまた、それにつながる中学生についても強化指定を行い、競技団体等で強化することにより、専ら国体における上位入賞、得点の獲得を目指して行ってきた制度であります。

佐藤信喜委員

中学生から強化を図って、拠点校に進学し、そして国体でいい成績を収める、これが多分この事業の大きな目的だと思うのです。今回城南中学校バスケットボール部がU15の大会で優勝したことは大変喜ばしいのですが、ここで強化を図られた選手のうち、県内の高校に進学した子というのは何名で、県外に流出してしまった子は何名ですか。

スポーツ振興課長

高校進学時の県内外の生徒の流動ですが、昨年度で申し上げますと、24名が県外に流出したと承知しています。一方で31名が県外から県内に入ってきています。令和3年の4月で申し上げますと、県外には37名の中学生が高校進学に当たって流出し、県内には県外から79名が入ってきています。

流出のほうは、スキーのアルペン、体操、あるいはバスケットボールといった競技で県外の高校に進学をしているようです。県内については、野球やサッカーでかなり多くの数が県外からいらっしやっているようです。

佐藤信喜委員

本来であれば、秋田の中学生が秋田に残って、秋田の学校が全国で名をはせて、国体の得点アップ、これが一番ですが、強化選手に指定した子にも税金を掛けているわけで、その子たちが県外に行くようであれば、この目的が大きくずれていくのではないかと気がします。

そういった中で、強化拠点校制度がなくなったということですが、中学生の強化選手指定というのは、今後も継続していかれる予定なのではないでしょうか。強化

選手の部分についての予算は、こういった使われ方をされているのかと併せて教えてください。

スポーツ振興課長

中学生の強化指定選手については、引き続きこのまま実施したいと考えています。委員御指摘のとおり、強化拠点校に加えて、新しくチームAKITAというシステムを立ち上げたところです。中学生に関しては、引き続き実施していきたいと考えており、指定を受けた選手が競技団体によるトレーニングを受けたり、あるいは座学などの研修を受けたり、あるいは親御さんも含めて、アスリートトレーニングを進めるに当たっての注意点に関する研修を受けたりと、そういったことを中学校の強化指定選手に対して行っております。

佐藤信喜委員

目的はすごく理解できますが、一方でなぜ県外に出ていく子に対して税金を投入してやらせるのでしょうか。意思確認をした上で、確実に県内に残る子を育てたほうが高校の強化にもつながるだろうし、国体の得点アップにダイレクトにつながるのではないかと御指摘もやはり受けております。とはいえ進路については、大会が終わった頃に各生徒、各家庭が判断していくことなので何とも言えないのですが、県内に残る子を中心に強化していくことを検討されたことはあるのでしょうか。

スポーツ振興課長

指定等に当たって、その後の本人あるいは親御さんの意識の変化ですとか、環境の変化ですとかがあるとしますので、やはり県内に確実に残ることを条件化していくということまではなかなか難しいと考えております。

一方で、今年から本格的に取り組んでおりますチームAKITAの育成、強化システムでは、学校の枠を超えて、地域ないし県の単位で、競技団体が連携をしてトレーニングをしていくと。小学生の段階から発掘なんかも行っておりますが、そのように学校を超えて、競技団体主導で強化を図っていくことによって、小学校、中学校、高校、そしてその後に至るまでのアスリートのパスウェイ（進路）のようなものを本人たちが認識して未来を描ける、描きながらトレーニングをしていくことができます。県外流出には、より良い練習環境を求めて、あるいは例えばお兄さん、お姉さんが既に行っているからとか、いろいろな理由があると思います。県外に流出するのを完全に止めるわけにはいきませんが、やはり小さいうちから、将来的なパスウェイ（進路）に関して、自分たちで将来が描けることが大事です。トレーニング環境が将来どうなるかも描けたり、体力テストなども行ってより適正のある競技に向かわせるためにも、県内でもやっていけるという意識の定

着を図って、少しでも優れた選手が流出をしないように取り組んでいきたいと考えております。

佐藤信喜委員

スポーツ王国あきたをうたってから数年経ちます。年々活躍しているスポーツ競技もありますが、やはり全体の底上げを図りながら、今コロナ禍で国体も開催できない状況ですが、秋田のスポーツが全国で活躍しているところを県民に見せていけるように、是非とも頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

児玉政明委員

同じくスポーツ振興課にお伺いしたいと思います。昨年の国民体育大会、スキー大会ですが、まず開催事業費に8,547万円計上されています。交付金と宿舎確保協力事業者支援金の支出額を教えてください。

スポーツ振興課長

昨年度の支出のうち、市に交付したのが3,920万円です。宿泊業者、事業者への支援金は3,888万円でした。

児玉政明委員

宿泊協力金は、補正予算で対応してもらいましたが、予算提案時の積算は26事業所、1万1,510泊分でした。これは変わりなかったですか。

スポーツ振興課長

事業者数は、24事業者、25宿泊施設です。泊数で申し上げますと……。

委員長

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時14分 再開

委員長

再開します。

スポーツ振興課長

正確な延べ泊数が手元にありませんが、宿泊確保人数に対して、5泊分掛ける2分の1という計算で支出しています。

児玉政明委員

補正予算では、一泊分素泊まりの単価ということで、宿泊単価の金額設定が3段階に分かれていたと思いますが、単価を設定した根拠を教えてください。

スポーツ振興課長

1泊素泊まりについては5段階あり、最も単価の低いところが3,740円で、最も高いところは、8,600円でした。

児玉政明委員

一律の平均した単価で支払われたというわけではないので、各宿泊単価の2分の1ということでしょうか。

スポーツ振興課長

国体の実施要綱に定められました統一単価から5段階に各宿を分けまして、いわゆる民宿的なところから大規模なところまで、5段階に分けて統一をさせていただいております。

児玉政明委員

分かりました。交付金で3,920万円ですか。今年も大会が実施されるわけですが、そのうち備品については、引き続き使えるものや、例えば去年だけしか使えなくて、廃棄といいますか、使われなくて処分しなければならない部分などあると思いますが、その取扱いはどうなっていますか。

スポーツ振興課長

当初から2年続けて開催の予定でしたので、御指摘のとおり、例えば服飾や競技に使用する備品などは去年購入しても、今度の国体でも使用するというように準備をしています。一方、前回固有のもの、例えば76回大会と書かれたのぼり旗のようなものについては、マークとして使っておりますんだッチの部分を取り抜いて、クッションやキーホルダーにして、今度の大会で来られる方に配付するというような計画を立てています。

購入したエコバッグについても、市内の小中学校に配付して、タブレットなどを入れて再利用するなど、極力有効活用させていただいております。

児玉政明委員

活用されなくて処分しなければいけないというものの中にはありますよね。

スポーツ振興課長

こうしたグッズなどの物品は、専ら鹿角市の管理に属しており、全く使用できない物品までは、現時点では承知していません。

児玉政明委員

いろいろ活用事例を今教えてもらいましたが、例えば選手に配る参加賞など、行き先がなくて使えなくなった物品もあるのではと思っていました。言われたとおり、子供たちに配ってもいいかと思いますが、いろいろな制限もあって厳しいのかなとも感じていましたので、使えるところはなるべく使っただきたいと思っています。

質問が変わります。東京オリンピック・パラリンピックも終わりましたが、それを契機とした交流事業はできませんでした。多様なスポーツ活動という部分も含めて、東京オリンピックでも新種目として、例えばスケートボード、サーフィン、ボルダリング、空手などのニューススポーツと言われるようなスポーツも行われました。それらに対して、今後県内でどう

対応されていくのか、その辺の考え方を教えてください。

スポーツ振興課長

委員おっしゃるとおり、スケートボードをはじめとするこれらのスポーツは、東京オリンピックで人気を博しました。むしろオリンピックに向いているのではないかという話まで出ていたようです。事実を申し上げますと、本県では国体の競技に対してこれまで支援を直接的に行っていますが、いわゆるニューススポーツと言われるものに対しての直接的な支援は行っておりません。

一方で、県内の、例えばスケートボードをやるような場所も幾つか把握はしています。利用者も大変増えてきているという話も伺っております。その意味では、より多様なスポーツが多様な主体によって取り組まれていくということは大事であろうと思いますし、今後競技としてみます取り組む方が増えて、重要性も高まってくるとすれば、ニーズをしっかりつかんで、必要に応じて支援もまた検討していかなければならないと考えております。

児玉政明委員

スケボーに関しても、広い駐車場でやっている人方もいると思いますし、民間の方が施設を造って行っている部分もあると思います。次のオリンピックでは、ブレイクダンスという新しい種目もあると思いますので、そういった新しいスポーツにも対応できるようにしていただきたいと思います。

昨年は鹿角のジャンプ台にも億を超える金額が投入されましたが——県内でも取り組んでいる方がいるわけですが、どんどん新しいスポーツに愛好者が増えてきているような状況も感じております。先ほど、モーグルの大会が今年で終わるという話もありました。そういった冬季スポーツについては、ワールドカップクラス級の大会は花輪スキー場のジャンプ台ではヒルサイズが小さいので無理だと思いますが、田沢湖や花輪スキー場の施設を利用して、再度国際大会やその下のジュニアなどの国際大会を誘致する考え方を持ってもいいと思います。いかがでしょうか。

スポーツ振興課長

国内大会は様々実施し、誘致もしてきていますが、御指摘のような国際大会を誘致する具体的な計画は現在持っていません。そうした中、札幌で冬季のオリンピックを誘致することがニュースになりました。国内あるいは県内で機運が高まって盛り上がってくれば、県として、大きな大会は経済効果も含めて観光交流にも資するものとして誘致をしていきたいとふだんから思っていますので、これらを踏まえながら、是非大きな大会を誘致することを検討してみたいと思います。

佐藤信喜委員

スポーツ振興課長に1点だけ伺います。スポーツ能力測定会が能代市で開催され、児童94人が参加しました。例えば1、2年生などの低学年の場合はこの後こういったスポーツを選択していくのかの参考になったと思いますが、4、5、6年生の部活に入っている生徒であれば、例えばバスケットをやっているのに野球がいいのかなど、迷いにもつながつたと思います。子供や親御さんの反応はどうでしたか。

スポーツ振興課長

様々なスポーツを体験して、様々な記録を測定して、それを更に専門家が分析をする事業です。御指摘のとおり、あなたにはこちらのほうがより適正があるなどといった判定が出てきます。これに関しては、直接親御さんに聞いているわけではありませんが、実際に競技種目を変えた実績が毎回あります。自分のより伸びやすい、将来につながるような適正を把握して部活を変えていくということ自体は歓迎といいますか、実績として考えていいのではないかと考えております。

佐藤信喜委員

この事業をやるに当たって、予算的な部分は何のぐらい掛かるものなのか。やっぱり継続して行ってほしいなという思いもあります。能代市だけではなく、県北、中央、県南ぐらいで、年度ごとに回していくのか、3地域で毎年開催していくのか、今の段階ではどう考えていますか。

スポーツ振興課長

今年の当初予算で10万5,000円を計上していますが、大体1か所で、小学校3年から中学生を対象に実施してきました。1か所で行うのが今のところは効率的と考えていますが、より参加しやすい形ということでは、おっしゃるように各地域で実施することも当然検討したいと思います。

佐藤信喜委員

できれば3地域ぐらいで、もっと集まりやすいような状況を作って、人数は100名程度なのか分かりませんが、もっと参加しやすくできる環境を整えてやるのが大事です。25市町村を回りながら、それぞれの地域のスポーツに触れていけるように、今後検討していただきたいと思います。

薄井司委員

旅行業では、飲食あるいは交通、それから宿泊関係のいろいろな支援は、今まで何度も補正予算で対応されています。一番の窓口である旅行業者についてお尋ねしますが、今旅行業の登録をしている業者数と言えいいですか——その推移、廃業あるいは新規登録された状況など教えてください。

観光振興課長

県内の旅行業の登録業者数は、直近で49業者ほどです。令和2年度からの推移を申しますと、6業者が廃業の届出をしましたが、コロナの理由で廃業した事業者は2社になります。

薄井司委員

私もいろいろな関係者の方からお話をお聞きしました。業者の場合、手数料収入が大きな収入源になっていますが、やはり人が動かない状況の中では収入が当然入ってこないわけです。県は、旅行業界からのそういった声は把握していましたか。

観光振興課長

旅行業者、特に中小の場合は、県内ではどうしても、秋田から県外へツアーを組んだり、レジャー、出張などの手配をしている業者が多いですが、去年はほとんど県外へ行けないという中で、一番影響を受けていたのだと思います。ただ、県としては、昨年から宿泊——プレミアム宿泊券などもそうですが、いわゆる需要喚起で何とか乗り切ってほしいという思いで、事業者が作った旅行商品に参加する人1人当たり5,000円の補助といった形で、需要喚起の部分について支援してきました。

今年の9月補正でも、冬期分として同じような事業を展開していますが、その中で、旅行各事業者、特に個人で経営されている団体から、いわゆるツアーを幾ら作っても、宣伝する費用の部分に足りないという意見があり今回は広告支援という名目で、1社当たり30万円を支援する内容にしています。

薄井司委員

状況は分かりました。廃業件数が思っていたより多く、大きな事業所もあると思いますが、小さい事業所は、家族でやっていたり、本当に少人数でやっている業者が多いと感じます。Go To Travel再開の話も、マスコミや首相からもありました。そういった流れになってきたときに、これまでも1社当たり30万円の広告支援等があったと思いますが、引き続き支援していかないと、一番の要となる旅行業者がだんだんなくなってしまえば、一般の方々が旅行に行く際の窓口としての役割が果たせなくなると思いますので、今後の支援についての考えを、もしあるのであればお知らせください。

観光振興課長

委員おっしゃったとおり実際の動きは注目してしまして、本来の姿に戻ることを期待しています。業界とやり取りして、いろいろな声を聞きながら動いていきたいと思っています。

もう一つ付け加えますと、昨年県外になかなか行けないということから、県内ツアーをたくさん作っていく動きが見えてきました。先ほど小野委員のときもお話しましたが、いろいろな地域に目を向けさせるような、県民が、新しい観光地といいま

すか、見どころを見つけるといったような商品づくりにシフトしていることは、収入を確保する意味でもいい展開になっていると思います。この先どうなるかは予測できませんが、大変なときにはできる支援をしていくという気持ちです。

薄井司委員

分かりました。よろしくをお願いします。

最後に、インバウンド推進統括監として、こうした状況に対しての考えを伺います。海外が復活してきたときに、やっぱり私は、ネットだけの環境ではなくて、こうした取組が必要だと思いたいますが、いかがですか。

インバウンド推進統括監

インバウンドについては、なかなか先が見通せない状況で、ある有識者に言わせると、元の状態に戻るのには2025年くらいまで掛かるのではないかと、そういったお話をされる方もいます。仮に戻り始めるとしても、今までのような爆発的な伸びと申しますか、例えば東北でいうと団体ツアーがばんばん地方空港にも入ってきて、新しい旅行スタイルも定着する中で、逆に本当に個人旅行にシフトしていくのではないかと思います。

本県の場合、秋田空港の活用も含めて、こういった形でインバウンド誘客をするかというのは、従来とは違う戦略が求められると考えていまして、現在策定中の新しい観光振興ビジョンの中でも、ゲートウェイ戦略（滞在計画を立てる入口において、顧客を掴む先手を捉えたマーケティング戦略のこと。）といったものを、このコロナ禍を踏まえて見直ししていく方針であります。

先日仙北市で、玉川温泉と台湾の北投温泉の友好交流10周年の関連事業がありました。これまでの交流の中で海外とのいろいろなパイプが培われている部分もありますので、県としてはそういったものも大切にしながら、県民が海外に行く機会もきちんと確保していく必要があると思います。県内の旅行業者が手配をして、県内の旅行を回す、それから県外の送り出し、海外の送り出し、様々な旅行の機会を確保できるように、我々としても政策、施策の中でバックアップしていきたいと思いたいます。

宇佐見康人委員

1点だけ手短かに伺います。秋田の眠れる魅力発見・発信事業について成果を見ると、高橋優さんと県内を紹介するガイドブックの発行や、メディアに向けて情報発信を行うことで本県がテレビ番組で取り上げられるというのが事業内容としてあります。成果の部分ではそういった点には触れられていませんが、こういった認識なのでしょうか。

観光戦略課長

秋田の眠れる魅力発見については、なかなか外に

出ていっていないような魅力を発信するため、フィルムコミッション（映画やテレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のこと。）などの県内のロケネットワークを推進していく事業になっています。テレビやガイドブックの部分については、県ゆかりの人とのネットワークの事業で実施しておりますので、成果として書かれているものについては、フィルムコミッションのロケーションネットワークによる紹介研修を成果として挙げています。

宇佐見康人委員

県ゆかりの人とのネットワーク活用に対応する部分はどこで判断すればいいのですか。秋田ゆかりの著名人を活用したテレビ番組や冊子等を制作し、本県の魅力を全国にアピールする、あきた音楽大使の高橋優さんが県内を紹介するガイドブックの発行等というのがゆかりの人とのネットワーク活用の事業だと思いたいますが、その事業に関する評価とか成果というのはどうなっていますか。

委員長

宇佐見委員、それはどこの資料を見て言っていますか。

宇佐見康人委員

去年の……

委員長

昨年当初予算の概要ですよ。

宇佐見康人委員

はい。それを見て話しています。

観光戦略課長

それについては、様々な事業がありまして、例えば音楽大使である高橋優さんのフェス（秋田CARAVANMUSICFES）に合わせた取組のためのガイドブックを作り、それに合わせた動画を作ったり、県外での写真展の開催などを実施しています。また、BSフジと東北5県で、県ゆかりの方が発信するテレビ番組を作っております。大きいところでは、そうした事業になります。

宇佐見康人委員

細かくて申し訳ありませんが、そうしたことを「主要な施策の成果並びに決算説明資料」に本来書くべきだと思います。県ゆかりの人とのネットワーク活用については、新規事業だったと思いますが、新規事業に対する評価、成果というのを書くべきだと思いたしたので聞きました。

観光戦略課長

新規事業という形でしたが、内容的には従前から実施してきたものをいろいろな事業を組み合わせ、くり直して新規という形になっている部分もありました。数字的な部分についても成果として出すという考えもあったかと思いたいますが、今回は、フィル

ムコミッションの成果を書かせていただいたところ
です。

鈴木健太委員

今宇佐見委員から質問があって、私も同感でしたが、そもそも論で部長にお聞きします。今回の決算報告資料を見ていてすごく感じたのは、やっぱり僕らとしては、予算があって、それに対する決算はどうなったのだろうという視点で、今年の当初予算だったり補正予算で計上されていた事業がどうなったのだろうなと思ってこれを見ると、全然書いていないのです。特に昨年に関してはコロナ禍という、当初予算を決定したのと同時ぐらいに始まった不確定需要のすごく大きい事業があって、しかも観光文化スポーツ部は多分一番大きく影響を受けたところなので、何ができて何ができなかったのだろうと思って見たところ、「これやりました、あれやりました。」しか書いていないのです。スポーツのところは大会中止と正直に書いてくださっていますけれども、そこが何かさらっと流されていて、やれたことだけ書いてあるのです。コロナ禍では仕方ない話なので、こうやって結構当初予算で何億円とか、ばんと積んだやつが「これこれこういう理由で、全然できませんでした。」というのも報告としてあっていいと思いますが、それはできないものなのですか。

観光文化スポーツ部長

昨年度、補正予算も含めて、決算ベースでプレミアム宿泊券を含めて40億円ぐらいの事業をやらせていただいておりますが、確かに決算説明資料にそれを抜き出しているわけではありません。コロナ対策だけではなくて通常の事業もありますので、全体の中に溶け込んだ形になっていて、確かに分かりにくいという御指摘の部分はあると思います。

ただ、この資料には実際の決算として支出して、それに対する成果という意味で書かれていますので、例えばできなかった分は不用額になった分や減額補正の結果、上がってこないというところもあります。

確かに県内流動の面では成果があったと思っています。一方で緊急事態宣言が昨年度明けて、首都圏からも人が入ってこられるようになったときに対するいろんな支援も行いましたが、またすぐに緊急事態宣言が出されたりして、あまり県外からの誘客の部分で実績が上がらなかったというところがあります。そこは減額補正になったり不用額になったりして、ここには現れてきません。決算資料としては、できなかった部分はどうしても現れてこないところはあろうかなとは思っています。

鈴木健太委員

減額補正となればそうかもしれませんが、不用額は現に載っているわけです。その辺をどこに書くか、どういうふうを書くかというのはすごく文章の体裁

として難しい部分はあるかもしれませんが、審査する議会側としては、やっぱりもうちょっと分かりやすく、予算が使えなかったということも——部局長説明でも別にいいのですが——何らかの形でもうちょっと知りたいなということも一応付言をしておきたいと思います。

委員長

あとなければ終わりますけれども、いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で観光文化スポーツ部関係の質疑を終了します。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とし、企画振興部関係の審査を行います。

午前11時49分 休憩

部局別審査（企画振興部）

書記 齋藤淳子 録

午後 1時28分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

企画振興部長	鶴田嘉裕
企画振興部次長	高橋一也
企画振興部デジタル化統括監	坂本雅和
総合政策課長	橋本秀樹
市町村課長	藤原亨
デジタル政策推進課長	小熊新也
調査統計課長	田中等
国際課長	小松弘樹
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	奈良聡

委員長

委員会を再開します。

企画振興部関係の審査を行います。

初めに、企画振興部長の説明を求めます。

企画振興部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

企画振興部関係の質疑を行います。

小野一彦委員

主要な施策の成果の14ページ、県と市町村協働

の地域づくりについてお尋ねします。

県内におけるワーケーション（「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地等で休暇を取りながらテレワーク等を行う働き方のこと。）やリモートワーク（自宅など会社から離れた場所で仕事を行う勤務形態のこと。）の推進など3件について、県と市町村が連携して進めていくことを合意したということなのですか。3件というと、ほかには何があるのでしょうか。

市町村課長

もう一件は介護予防事業の取組の推進についてということで、第8期介護保険事業計画の策定において、自立支援、介護予防、重度化防止の推進等について、県と市町村が協力して進めていくということ合意しております。

小野一彦委員

リモートワークとかワーケーション——特にリモートワークの推進ですけれども、これは行政機関の職員だけを対象としたものですか。それとも、コロナ収束後もできるだけ遠距離通勤をしないようにとか、地元で消費をしたり、地域のコミュニティーの支え役となっていけるようにといった観点で、官民を挙げて進めていきたいと思いますというものですか。そこら辺の内容をちょっとお知らせください。

委員長

暫時休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時37分 再開

委員長

再開します。

市町村課長

リモートワークに関しましては、市町村の職員等に限ったものではありません。市町村、商工団体等で構成するあきた移住促進協議会において、民間団体等に対してもそういう取組を進めているということでもあります。

小野一彦委員

ということは、官民のトップが合意して、これからリモートワークを進めていくということですね。リモートワークを進めるためには仕事のやり方も変えなければいけないので、デジタルトランスフォーメーション（進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良い方向に変化させるという概念のこと。）の推進にも関連すると思います。こうした取組は例えば仕事と介護、育児の両立だとか、これからいろいろなことにいい結果を生み出すと思

います。県と市町村でそうした合意をしたこと自体が一つの成果ですけれども、令和3年度はどのような展開になっておりますか。

市町村課長

あきた未来創造部が所管していますので、詳細については私のほうで存じ上げてございませんけれども、5月の段階では、今年度の取組として、あきた移住促進協議会にリモートワーク部会（リモートワークで秋田暮らし推進部会）を設置いたしました。その中で、県が整備を支援したリモートワーク拠点施設あるいは市町村が整備するサテライトオフィス等の施設の利用や、リモートワーク移住に要する費用の支援制度の活用等について、市町村と連携しながらPRしていく予定だと伺っております。

小野一彦委員

令和2年度予算執行のポイントとしては、本当に危機——新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行のこと。）ということで、大変な部分があったけれど、やってみたらできたという可能性を見いだすことができた1年だと思っております。県と市町村とで協働するというのが佐竹知事の大きな政策です。トップがそのように進めていきたいと思いますというのとは非常に大きいことですし、移住だけではなくて、もっと幅広い部分について世の中を変えていく可能性も出てくると思っております。市町村課は協働の場を作ったというだけではなくて、やっぱり全庁でそういう部分を深めていくようにしてほしいと思います。部長、そこら辺はどうですか。

企画振興部長

委員のおっしゃるとおり、県と市町村との連携は大変大事なものでございますし、昨年度のコロナ禍で様々な事業を展開し、進めていく上で、市町村の協力は欠かせないところがございました。今市町村課で市町村協働政策会議の幹事役をやっていますけれども、全庁にまたがる施策事業と関係いたしますので、これからもそうした取組を推進するという視点で行っていきたくと考えております。

また、今年度は県・市町村緊急時連絡会議を新たに立ち上げたところでありまして、何かあったときには、すぐ県と市町村長が直接リモートとかの形で、お互いの意見を交換し合ったり情報を共有したりできるようにになりましたので、そういった場も有効に活用しながら、市町村との連携を更に強化していきたいと考えております。

薄井司委員

ちょうどそここのところに関連して伺います。協働の関係ですけれども、資料に「新たに水道事業の広域化をテーマとする研究会を設置し研究した。」とありますが、どういった理由から水道の広域化について研究することになったのですか。

市町村課長

水道事業に関してでございますけれども、やはり秋田県——全国的にも人口減少が進んでおり、当然水道を利用する人が少なくなっています。水道については利用料金制になっていますので、人口が減れば利用者も減り、水道料金——収入が上がっていかないという中で、現状のままの維持管理方法で大丈夫か、市町村単位でも大きな問題として上がってきております。そうした中で、例えば市町村の中で段階的に見直しをしていくことに加えまして、水道を広域的に利用して効率的に設備整備や運用ができないかを問題といたしまして、行政運営のあり方研究会（人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会）、あるいはこちらに書いている地域連携研究会等において協議してまいりたいということでございます。

薄井司委員

各市町村の事業担当者レベルが集まっていると思うのですが、当然県の生活衛生課の職員も入りながらこれを進めているのですか。どういうメンバー構成になっていますか。

市町村課長

市町村のメンバーは水道関係の担当になります。県側は、市町村課だけではなく生活衛生課にも会議などに入らせていただいております。昨年度策定した水道ビジョン（秋田県水道ビジョン）、あるいは今年度もプラン（新秋田元気創造プラン）の作成がございまして、そういったものについては、まず生活衛生課が先頭になって、市町村を引っ張っていく形でやっていただいております。その中に市町村課も入って、一緒になって進めているというところでございます。

薄井司委員

市町村課のほうでも、各市町村で水道事業がどういう経営内容なのか——水道管の老朽化の関係とかでかなり厳しい状況が続いているのは承知していると思うのですが、やっぱり財源をどうするかというのも水道事業の中で非常に大きなテーマかと思うので、そこら辺もこの次に……。研究会は、今年度開催されたのですか。研究会を設置して、年に何回とかと開催する予定ですか。

市町村課長

年何回か開催するものもあります。今年度はコロナの関係等がございまして、まだ開催していません。

薄井司委員

テーマは細かい部分になればいろいろあると思うのですが、やはり財源的なところをどうするかが非常に大切だと思っております。そこら辺は、いろいろと国に働きかける部分もあろうかと思ひますし、そこら辺を十分にこの後議論していければと思ひつ

ているのですが、どうですか。

市町村課長

水道事業については、広域的なものが秋田県にないので、それぞれ市町村が独自に運営しているという状況であります。個別の市町村水道事業の経営状態については、市町村課の公営企業の担当のほうでチェックしながらやっております。その中で財源的な面でやはり厳しいという話があれば、制度的なものについては、知事会等を通したり、総務省とのヒアリングの中で訴えてまいりたいということです。それに加えまして、広域的な管理運営面で効率化などを図れないか、こちらの研究会等で研究してまいりたいと考えております。

島田薫委員

今の話に関連して伺います。今回、権限委譲推進交付金で人件費等の単価の算定に誤りがあったというのは、ここの部分に関連するものでしょうか。

市町村課長

委員の質問の件ですが、権限移譲推進交付金に係る過小算定については、権限委譲推進という意味で、広くいえば市町村連携とか、そういうことの中に入ってくるとは思いますが、過小算定があったのは、主要な施策の成果に記載している内容とは別のものであります。

島田薫委員

これは別の話だとしても、今回ああいふ誤りがあったということからすると、そういうことが繰り返されないように、権限移譲事務に関して全般的にしっかり見直していく必要があるのではないかと思います。質問させていただきました。

市町村課長

交付金の過小算定のこともございますけれども、市町村との連携においても、やはり市町村の担当者あるいは首長等と常日頃から連絡を取り合いながら、意見にそごのないようにするのは非常に大切なことでありますので、そういったことをこれから更に注意しながら進めてまいりたいと考えてございます。

佐藤信喜委員

権限移譲の件なのですけれども、「新たに2町に2事務を移譲した結果、移譲率は82.3%になった」との記載があります。残りのまだ移譲できていない部分についてなのですが、例えば25市町村中3市町村は受けていて、残りの22市町村は受けていないとか、それとも全く移譲されていない事務もあるとか、そこら辺というのはどういった状況ですか。全く受けていない事務としては、どういったものがあるのでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

午後 1時51分 休憩

午後 1時51分 再開

委員長

再開します。

市町村課長

権限移譲の項目によってばらつきがありますが、全く受入れられていない事務はありません。移譲率が100%なのが八峰町と東成瀬村で、45.5%とちょっと低い市町村もございます。移譲率の低い事務としては、特に福祉関係で、老人福祉関係の指定居宅サービス事業者の指定事務が32%、指定介護予防サービス事業者の指定事務が36%など結構あります。

先ほど委員から指摘がありましたとおり、全体としては82.2%まで来ております。それぞれの市町村の職員だったり規模だったりいろいろございまして、なかなか100%までいくのは難しいかもしれませんが、少しずつ移譲率を上げていきたいと考えてございます。

(※68ページで発言訂正あり)

佐藤信喜委員

分かりました。それぞれの市町村の対応状況というのも加味すればこうなると思うのです。ただ、この中でも全く移譲できていない事務があるとすれば外していくしかないのかなという思いもあったので質問したのですが、そういう状況であれば分かりました。

吉方清彦委員

デジタル政策推進課にお聞きしたいのですが、132ページに地域情報化推進費約5,300万円とあります。今5G(第5世代移動通信システムのこと。)が入ってきているわけで、秋田県でも生産性を上げるためには、やはり農業とか、あとは医療分野などいろいろな面で5Gが使われるようになると言われています。県内で駅前辺りでは使えるのですが、どうも電波の入りも悪いですし、このままいくと実用化がいつになるかほとんど分からない状況ではないかと思うのです。昨年度は5Gのサービスが始まった年ではありますけれども、県の積極的な働きかけなどはあったのでしょうか。

デジタル政策推進課長

5G環境に対する県の働きかけということですが、基本的には情報通信業を営む者——通信事業者が5Gを敷設し、利用環境を提供することになっておりまして、国がこちらに積極的に取り組んでいくことになっております。またもう一つ、ローカル5G(通信事業者が全国で展開する均一な5Gの通信サービスに対して、地域・産業のニーズに応じて地

域の企業や自治体等が特定のエリアで個別に利用できる5Gネットワークのこと。)という動きもございます。これは、先ほど申しました通信事業者とはまた別に、独自に無線局免許を申請して取り組むものでございます。当課でこちらに対する補助は行ってはおりませんが、昨年度ローカル5G無線局が秋田県内で開局しております。これがCNA秋田ケーブルテレビ(株式会社秋田ケーブルテレビ)でございます。

5Gの動きとしては、基本的には先ほど説明した通信事業者が行う5Gの敷設と、ローカル5Gの2つの流れがありますけれども、前者の5Gに対しては、基本的には携帯無線の鉄塔整備を市町村が実施する場合の国の補助がありますし、県としてもこれに補助しているということでございます。これは携帯無線の鉄塔整備に対する補助ということで、5Gに特化したものではないのですが、昨年度も県で働きかけを行っております。

また、駅前でしか使えないという話については、通信事業者の一つであるNTTドコモのサービスは私もちょっと注視しているところでございまして、8月になってようやく県内の全ての市において、5Gに何らかのアクセスができるようになりました。それまでは利用エリアが全ての市には至っていない状況でしたので、町村単位で全てのエリアを網羅しているかというところ、ちょっと微妙なところでございます。

吉方清彦委員

たまに携帯電話に5Gと出ていたりするのですが、**「あっ、5Gだ。」**ぐらいの感じであり体感できるようなものではないのです。

でも秋田県としましては、昨年度もずっと、ICTだとかAIだとか言って、デジタル政策に物すごく力を入れていて、多分5Gにも、これを利用した何々という形で力を入れていたと思うのです。知事説明とかにもそうした発言が出てくるのですけれども、県として何もやっていないとすれば、具体的に昨年度の政策の中に載っていないのではないですか。

デジタル政策推進課長

まず、5Gに関しましては、今年度、2日間にわたって県民の方々に5Gを体感していただくICTフェアというイベントの開催を考えております。一昨年度もNTTドコモの協力を得て、ICTフェアで5Gデモバス(バス車内に4Kプロジェクターや音響設備を搭載して、5Gのデモンストレーションをすることができる移動式5Gプラットフォームのこと。)というものを実施して、県民の方々に5Gを体験していただきました。ですので、5Gの利点について、啓発あるいは皆様方に体験していただく場づくりなどをこれからも積極的に展開していきたい

いと思っております。

吉方清彦委員

昨年度末、若しくは現段階でもいいのですけれども、秋田県の5Gの整備率というのは、他県と比べてどうなのでしょう。

デジタル政策推進課長

サービスを展開する業者のいろんな経営戦略等もあり、基本的には都市部のほうが5Gについての整備率は高いということになっております。ただ、今後国の強力な後押しの下、5Gが展開されていくものと考えておりますし、また秋田県だけが遅れているというわけではなく、地方が都市部に比べて遅い展開になっているものと認識しております。

佐藤信喜委員

もう一度市町村課長にお尋ねします。

決算説明資料の129ページ、知事選挙と県議会議員補欠選挙の選挙事務費市町村交付金の件なのですが、知事選の不用額は交付された金額の1割ぐらいではないですか。でも、県議補選のほうは、1,458万3,000円交付されたものに対して556万2,000円が不用額となっていて、割合的にすごく大きく感じます。これはどういう理由だったのでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

午後 2時 休憩

午後 2時 1分 再開

委員長

再開します。

市町村課長

県議補選につきましては、秋田市と潟上市選挙区で行われています。知事選と同日選だったため、事務費に関して、同じような経費が掛かる部分について知事選挙費のほうで使ったため、知事選挙費の不用額が少なくなっているということでございます。

佐藤信喜委員

分かりました。何かの根拠があつて予算を取っていくものだと思うので、なぜこのぐらいい余ったのかと疑問が生じたものですからお聞きしました。

それと128ページの下の方、県・市町村の協働・連携加速化事業についてですが、県・市町村連携促進事業が4万1,000円の実績に対して不用額が11万7,000円と、不用額のほうが多いわけですが、この理由というのはどういったことでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 3分 再開

委員長

再開します。

市町村課長

県と市町村の協働・連携加速化事業につきまして、当初の予算が24万円ほどございまして、2月補正の段階で不用額として見込みで減額したものでございます。

(※68ページで発言訂正あり)

佐藤信喜委員

分かりました。

コロナ禍でなかなか事業が展開できずに終わったということであれば、これは致し方ないと思うのですが、やはり事業計画あつてのものだと思うので、不用額があまりにも多過ぎるのはどうなのかということで、確認させていただいておりました。

次に133ページの情報企画課ですが、個人番号カード利用環境整備事業で430万5,000円を使っているのですが、これを活用してどういったものがどういうふうになったのか、お知らせいただければと思います。

デジタル政策推進課長

マイナンバーカードの普及、促進ということで、カードの交付率を上げるための国のマイナポイント付与事業——2万円のチャージ等で5,000ポイントもらえる——というのがございました。

個人番号カード利用環境整備事業は、具体的には新聞等の広報メディアを使って、マイナポイント付与事業の周知と、マイナンバーカードの事業やその普及について積極的に広報を行ったものでございます。

佐藤信喜委員

マイナンバーカードなのですけれども、マイナポイントの影響もあつて、私の周りでもカードを申請したという方が結構いました。ところが、まだ申請していないという方もいます。秋田県内では今どのぐらいの発行状況になっているか分かりますか。

デジタル政策推進課長

9月30日時点の数字でございますが、交付率は36.0%となっております。

佐藤信喜委員

やっぱり低いですね。マイナンバーカードの普及が広がっていくことで、デジタルトランスフォーメーションの推進というか、市町村での申請であったり、いろんなことに使えるようになると思うのです。多分秋田県の交付率は全国の中でも低いほうだ

と思うのですが、この後どうやって増やしていくのか、いつ頃までに100%に近い数字まで持っていきたいとか、そういう目標というのは現段階でどうお考えでしょうか。

デジタル政策推進課長

実は秋田県の交付率ですが、全国で34位という低位でございます。

本日からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が本格実施されております。また、国では、令和4年度末までにほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡るという目標を掲げております。また、その先ではございますが、令和6年度末の運転免許証との一体化についても方針を打ち出しているところでございます。

我々も、マイナンバーカードの利便性や取得によるメリットを考えると、マイナンバーカードはこれから我々のデジタル社会における大きな基盤の一つになると捉えています。これが全国民に行き渡ることによって、誰もがデジタル社会の恩恵を受けることができると考えていますので、積極的に推進していきたいと考えております。

佐藤信喜委員

健康保険証と運転免許証という話なのですが、マイナンバーカードを持っている人は、県内でも随時活用できるということでしょうか。

デジタル政策推進課長

まず、保険証は本日10月20日から本格運用ということでございますが、薬局等も含む医療機関でのマイナンバーカード対応率が、新聞報道によりますと、全国で8%程度となっております。今現在、秋田県内で利用可能な病院等は124か所でございます。ですので、実はマイナンバーカードを取得して、保険証利用申込みを行って、マイナンバーカードと保険証を結びつけたとしても、肝腎の医療機関にはまだまだ浸透していないという状況でございます。マイナンバーカードに対応している病院であれば利用可能でございます。

佐藤信喜委員

ちなみに、運転免許証のほうはどうですか。

デジタル政策推進課長

運転免許証との一体化は、今後そうなるという話です。

佐藤信喜委員

マイナンバーカードを持っていても何のメリットもなく、うちに置いておくだけという人が大半のような話を聞きます。やはり今伺った保険証と免許証とマイナンバーカードの3枚が1枚になるだけでも、財布がすごく薄くなると思うのです。そういった点では、早く県内の普及率を高めてほしいということ、今話を聞いた病院などの利用可能な場所だ

ったり、そういったところの整備についても力を入れていかないといけないのではないかと考えています。もちろん免許証としての利用が始まれば、運転免許センターにも端末が必要になると思うので、そういったところも含めて、あらゆるところを想定しながら進めるように頑張っていただければとお願いいたします。

デジタル政策推進課長

今年中には国のほうでも、ワクチンパスポート—新型コロナワクチン接種済証のスマートフォン対応といったときに、マイナンバーカードの活用も考えているやに聞いております。

先ほど私が申しましたデジタル社会で活用が見込まれる分野においてはいろいろな部局が関係してくると思いますが、我々のほうでは、まずはマイナンバーカードを取得することのメリットを発信していきたいと考えております。

佐藤信喜委員

そこを何とかお願いします。

それで、まずは行政職員の方々が積極的に申請していかなければいけないと思います。私の友人の行政職員—市町村職員なのですから—には、まだ申請していないという方もいます。やはり皆さんが先に申請をして、その良さをしっかりと伝えていく、そういうふうな活動もしてもらえば大変ありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

高橋武浩委員

国際交流、多文化共生社会の構築に向けた取組ということで、国際課にお伺いします。

今秋田県の在留外国人数は4,000人前後ぐらいかと思うのですが、資料には、そういった外国人が安心して生活できるようにいろいろと相談を受けているとの報告があります。各地域振興局に配置した9人の地域外国人相談員ですが、どのような方が相談員として活動されているのか。そして、

430件の相談に応じたということでもありますけれども、主な相談内容についてお知らせください。

国際課長

9名の地域外国人相談員につきましては、地域の日本語教室等で長年日本語指導などに当たっている方を中心に選んでおります。地域の日本語教室というものは、単に日本語を教示するだけではなくて、外国人の一種の駆け込み寺みたいな役割も持っておりますので、外国人の悩みとか様々なニーズに精通しているということもあり、相談員に任命しているところでもあります。

主な相談内容でございますが、御家族の方からの相談もなかなか多いということもありまして、外国語の翻訳や通訳の依頼が多いと報告いただいております。

ます。それから、どこで日本語を勉強できるのか、あるいは日本の方と交流したいけれど国際交流の行事はないかといった問合せ、結婚、離婚の問題、ビザ関係の相談、出入国の手続等、また深刻なものではDVの相談などもございました。

高橋武浩委員

日本語教室に関わる人、日本語を教える人がみんな高齢になって、若い人や関心を持つ人が少なく、なかなか苦勞されているという話があります。そうしたことについて国際課ではどういったサポートをしていますか。それから先ほど通訳とか、日本語に関する相談があったと答弁がありましたが、それについてどのように対応したのかお知らせください。

国際課長

確かにボランティアを中心に日本語を指導される方々がおりますけれども、やはり高齢化、後継者不足という課題がございます。このため、令和2年度から、新規事業といたしまして日本語指導サポーターの養成講座を開催し、68名の方がこの講座を修了しました。講座では日本語指導方法や、あるいは相談対応に関する研修を行っており、受講者の多くが国際交流協会（公益財団法人秋田県国際交流協会）のボランティアに登録して、今後様々な面で活躍が期待されるという状況であり、令和3年度も引き続き養成事業を行っております。

相談への対応でございますけれども、外国人相談窓口に来た相談というのは、その場で解決できるというものばかりではございませんので、専門的な機関に引き継ぐ、あるいは深刻な事例であれば、通訳を紹介して一緒について行く場合もあります。また病気の相談もございましたので、そういった場合は実際に病院までついて行った事例もございました。年2回ではありますけれども、弁護士と行政書士の無料専門相談会も開いております。そうした対応で、できる限り寄り添って問題解決に持っていけるように努力しているところであります。

高橋武浩委員

国語の先生が退職してからボランティアで関わっている事例も聞きます。日本語教室ではもちろん日本語を教えるのですけれども、それだけでなく、生活や文化、日本のそれぞれの地域の歴史、文化などのコミュニケーション的な部分が多いようです。日本語の文法うんぬんという話とちょっと切り離して考えないと、なかなか外国人の方が受け入れにくいという話も聞いていますので、各地域の相談員とも相談しながら、そういった体制を是非とも継続できるように強化して行ってほしいということをまず要望しておきます。

それから、外国人がその地域に入ることによって地域の活性化につながる部分があるので、是非とも

そういったサポートを続けていただきたいと思います。更に今回オリパラ（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会）の関係で、ホストタウンとして交流している地域や、オリパラ以前から交流している地域——例えば能代市の場合だと、ホストタウンの相手国であるヨルダンの食事や文化などをPRして、継続的に広報とかに載せています。そういった他の市町村のホストタウンとの交流、関わりについてどのようにそれぞれの地域、県民にお知らせしているか、情報がありましたらその辺も教えていただければと思います。

国際課長

能代市におけるホストタウンの活動といたしまして、ヨルダンとの交流を進めているという話は聞いておりますし、新聞等でも拝見しております。また、デンマークのボートチームを受入れしまして、村ぐるみで交流した大潟村の事例などもよく取り上げております。実は能代市から、今後ヨルダンと更に交流を深めたいという相談が来ておりまして、私どもも微力ではございますけれども協力したいということで、例えばヨルダンから交流のための人材を呼べないかなど、そういったことを働きかけているところであります。同じように大潟村につきましても、デンマークとの交流を更に活発化させるために、そうした人材の継続しての受入れなども検討しているということで、県としては側面から支援する体制を取っております。

高橋武浩委員

いずれコロナで交流が途絶えたり中断している部分があります。中国甘粛省との交流も、平成29年に35周年を迎えた際に私も伺いましたが、それ以降、計画はあるのですけれども、コロナでなかなか行けない状況です。せっかく交流が深まって、これから次の段階へというところで、ちょっとコロナで足踏みしている状況です。

秋田県は外国人の在留者数が東北でも最下位のほうです。今コロナの中にあっても、そういったオンラインなどいろんな形で交流を続けながら、コロナ後に交流を再開して、是非とも東北最下位から一つでも上がれるように、国際課の努力に期待して、質問を終わります。

児玉政明委員

高度情報化の推進ということで、先ほども5Gの話が出ましたが、資料に沿って質問させていただきます。

携帯電話が不感となっている4地区で解消が図られたとなっておりますが、その後、携帯電話のカバー率はどのぐらいになったのでしょうか。

デジタル政策推進課長

毎年6月に県で調査をしているところでございま

すが、令和3年6月時点で、不感地域が23集落で105世帯となっております。そしてカバー率でございますが、少々お待ちください。

委員長

暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

委員長

再開します。

デジタル政策推進課長

カバー率は99.7%となっております。

(※63ページで発言訂正あり)

児玉政明委員

率だけ見ればほぼカバーできている感じですが、この23集落、105世帯については、今後も解消するという計画はないのでしょうか。

デジタル政策推進課長

こちらは、市町村が実施主体となる事業に国と県が補助をしているということがございますので、市町村から申請があれば、県で補助していくことになります。これは鉄塔整備に対する補助でございますが、今、令和4年度に向けて、鉄塔を立てたいという市町村が1か所出てきておりますので、当然、不感地域が減っていく方向に進んでおります。

児玉政明委員

ちなみに、不感というのは、通話が途切れ途切れになるのではなくて、まるきり通じない地域のことですか。

デジタル政策推進課長

ソフトバンク、AU、NTTドコモ、この3キャリアのいずれかがつながれば、そこは不感地域とみなさないということにしています。3つとも入らないところが不感地域となっております。

児玉政明委員

ちなみに、やはり山間部といいますか——そういう地域でしょうか。

デジタル政策推進課長

集落はあるのですが、傾向としては、都市部よりは山あいというところが多いです。

児玉政明委員

またちょっと話は変わるのでございますけれども、光回線の通っていない地域といいますか、カバー率でもいいのですけれども、そこら辺は分かるものですか。多分、携帯電話と同じ地域になると思うのですけれども。

デジタル政策推進課長

光ファイバーの敷設率でございますが、97.9

%となっております。

児玉政明委員

いずれこれから5Gの整備とかもあると思うのですけれども、やはり基本的な携帯電話やインターネットの光回線もかなり重要だと思います。そちらも解消できるように進んでもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

デジタル政策推進課長

やはり5G無線局単独ではなく、光ファイバーが敷設されているということに無線局としての意味があるところです。秋田県の光ファイバー敷設率は97.9%と、全国で32位で、こちらも低位でございます。こちらなるべく推進していきたいということで、国等にも働きかけをお願いしているところでございます。

恐れ入ります。先ほどの携帯電話の世帯カバー率について99.7%と答弁しましたが、99.97%に訂正させていただきます。

(※63ページの発言を訂正)

宇佐見康人委員

情報統計について1点確認だけさせていただきます。

現在調査を行う場合、紙の調査表と、あとはスマホとかネットで回答ができると思うのですけれども、紙で答える人とネットで答える人の割合は大体どれぐらいなものでしょうか。分かればいいです。

委員長

調査統計課が実施している調査についてですか。

宇佐見康人委員

県ではいろんな調査をしていると思うのですけれども。

委員長

全般ということでいいですか。

宇佐見康人委員

全般です。

調査統計課長

申し訳ないですが、全般の数字は捉えておられます。ただ調査統計の流れとすれば、まずは、調査員が説明も兼ねて文書——資料を対象世帯にお渡しします。それで、回答するとき、調査員を経るのか、郵送するのか、あるいはオンラインで回答するか、対象者が回答方法を選択することになります。今はほぼ全ての調査でオンライン回答ができるようになっていきますので、あとは対象者のインターネットの利用環境などが関わってくると思います。

ちなみに、国勢調査であれば、本県の場合ネット回答率が33.6%というふうになっております。全国を見ても37.9%ですので、本県は若干全国平均よりは低いのですけれども、似たような数字になっています。

宇佐見康人委員

意外と低いという印象を受けました。うちにもたまに子育てのアンケートだとかが届きますが、紙で回答しなければいけない——郵便で返さなければいけないものとかもあります。ネットで回答できるのであればすぐにやるのですが、紙の調査表だと本当に面倒くさくて、そういう調査はあまり前向きな回答にはなりません。

今後は世代で変わってくると思うのですけれども、次の国勢調査に向けて、ネットやスマホでも回答できることをもうちょっと周知すれば——国勢調査なので、全世帯がやるべきものではあるのですけれども——もっといい数字が出てくると思います。そこから辺の認識をお聞かせください。

調査統計課長

国でも周知していますけれども、県のほうでも特にネットを通じまして周知しています。例えば、「国政調査が実施されます。」という話、それから「こんな回答方法がありますよ。」、あるいは「回答を忘れていませんか。」という話など、時期を見て段階的に周知の内容も変えています。

国においては、国勢調査の昨年度のネット回答率の目標が50%だったと聞いております。昨年度コロナがあって、非接触で回答したいというニーズがあったけれども、結局は4割を切っているという状況でございました。いずれ5年後の調査に向けては——私もネットで回答しましたけれども、ネットの場合、非常に簡便に回答できますので、利用可能な環境にある方は是非そちらを利用いただきたいということを更に周知していきたいと思っております。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。

次に、読書全般についてお伺いします。今年度から新たな計画（第3次秋田県読書活動推進基本計画）が出来ましたけれども、読書が好きと回答する人の割合が8割、30分読書する人の割合が——こちらは数字を忘れてしまいましたけれども、それらの割合について目標が設定されています。現状では、年齢が上がるにつれて読書が好きと答える人の割合が減っていますが、令和2年度ではその要因をどう分析して、8割という目標を設定したのでしょうか。

総合政策課長

読書が好きだという人の割合については目標を80%に設定し、1日30分以上読書する人の割合については目標を70%に設定しているところでございます。我々としては、世代、年齢、あまり関係なくといたしますか——全ての人に読書に親しんでもらいたいということで進めています。やはり年齢やライフステージごとに取り組み方も多少違ってくると思う、小さい頃の読み聞かせから、シニア層にはシニア層向けの取組をしております。

一般的な傾向の分析はしっかりできてはいないのですけれども、コロナの関係が少し影響しているといったこともあります。シニア層向けでは、具体的な取組はあまり多くないのですけれども、例えば教育委員会のほうで、県立図書館にシニアコーナーのようなものを設置していただくなど、できるだけ読書に親しんでもらうような取組をしているところでございます。

小野一彦委員

決算説明資料の133ページです。デジタルガバメント総合推進事業については、昨年度の当初予算と5月補正、そして9月補正に計上されたんだったかな——国の財源が来たこともあり、是非これを機にとということで、すごく意欲的に進められたと思っております。

事業の各項目があるのですけれども、例えば——去年も聞きましたが——（2）庁内業務効率化推進事業については、当初予算の説明資料には、ソフトウェア型ロボット、RPAや人工知能、AI等のICT技術を活用して庁内業務の効率化を図るとあります。令和2年度の執行状況や成果、課題など、そういうことについてお尋ねいたします。

デジタル政策推進課長

こちらの事業でございますが、RPA——ロボットを使って庁内業務を効率化するというものです。令和2年度におきましては、自動車税申告書確定業務等の3件に活用させていただき、業務時間にして2,606時間の削減効果がありました。

また、当該事業ではRPAだけでなくAIを活用した事業も行っております。これは、庁内の職員からのよくある問合せに対して、職員の代わりにAIが答えるというもので、曖昧な問合せにもきちんとお答えするものです。AIによる回答実績が令和2年度だけで1万2,921件ありまして、業務時間相当で約1,140時間の縮減が図られたと捉えております。

小野一彦委員

課題はありませんか。

デジタル政策推進課長

AIについては特に課題というところはなく、庁内に積極的に取組を広げていきたいと考えているところでございます。一方RPAについては、OCRという技術——これは手書きの文字をデジタル化する、古くからある技術ですが、意外にここにてこずっているのが課題でございます。ここに、今度、AI—OCRといって、OCRに更にAI技術を加えた新たなOCR処理を行えば、業務の精度がより高いものになるといったところがありますが、実は、業務によってはAIでも歯が立たないものもあります。このように業務の効率化についても向き不向き

がありますので、ツールは万能ではなくて、やはり課題解決しやすい業務を見極めて、きちんとその部署に周知し、展開を図っていかなければいけないと考えております。

小野一彦委員

さっきのAIの話ですが、いろいろあるのでしょうかけれども、例えばどういう問合せに対応しているのか教えてください。

デジタル政策推進課長

実はデジタル政策推進課の前身である情報企画課で、庁内のパソコンの使い方やインターネット接続環境の不具合、あるいはいろいろなウェブ会議でのトラブルだとか、様々なデジタル機器、ICT機器に関する相談対応をしています。情報企画課に電話をかける代わりに、例えば「このセキュリティーパッチは最新でしょうか。」といった問合せ内容を文字入力すると、それに対して、よくある回答例として事前に用意していた内容が表示されるというFAQシステムでございます。

小野一彦委員

いろいろと成果が出ているということですね。RPAの関係で庁内に問合せをみたら、場合によっては、RPAをやるよりも、例えばGPS（Global Positioning Systemの略。全地球測位システムのこと。）のほうが精度が良くてやれそうな業務があるという話も聞いたことがあります。こうした話はまだデジタル政策推進課に伝わっていないのかも分からないし、やってみた結果だから、それは前向きなアクションの結果だと思うのだけれども、いずれこういう部分については、令和3年以降ももっともっと積極的に進めていくのですよね。

デジタル政策推進課長

我々は新規の取組を推進して、その手法が合わない業務については別の手法でということを考えていて、あまりエラーは出したくないものの、若干トライ・アンド・エラーという要素もあると思います。我々の立ち位置としては、なるべくツールの利点を生かせる業務を見いだすために、積極的に新規の取組を促すように庁内に展開していきたいと考えており、令和3年度におきましては、更に新規業務を追加することとしております。

また、AIにおきましても、AIの可能性をFAQシステムにとどまらず、庁内だけではなくてもう少し庁外にも対象範囲を広げていく試みを令和3年度にしております。

小野一彦委員

WEB会議システム利用環境整備事業の成果や課題とか、何かあったら教えてください。

デジタル政策推進課長

この事業は、ウェブ会議を庁内のLGWANという有線回線ではなくインターネット回線に流すため、庁内に無線LAN環境——Wi-Fiのアクセスポイントを設置したものでございます。こちらのアクセスポイントは、山王（秋田市山王）の県庁舎だけではなくて、東京事務所だとか各地域振興局にも設置しています。

このウェブ会議システムについて、今のところ使っていて不便なところは基本的にはないのですが、アクセスポイントから発する電波の範囲にやはり限りがございますので、建物の扉が遮蔽性の高いようなものであるとたまたま電波が入りにくいなど、アクセスポイントとの距離によって電波が入りにくく、ウェブ会議が途切れてしまう場面が若干あるのが課題だとは思っております。

小野一彦委員

いずれこういうデジタル関係の事業を令和2年度に更に進めた結果、職員の仕事の仕方とか、仕事の相手方にも波及するような、そういう芽が出てきたという理解でよろしいですか。

デジタル政策推進課長

一つの見方として、新型コロナウイルスの感染拡大状況等によりデジタル化が加速したところもあったと思っております。実際、ウェブ会議の昨年度と今年度半年間の使用率を見ましても、やはり利用は増えておりますので、新型コロナが収束してアフターコロナになっても、今後もウェブ会議は便利なツールとして活用されるのではないかと思います。我々も不便なところは何かの対応方法で、その不便さをきちんと解消するような方向で施策に組み入れていきたいと考えています。

小野一彦委員

一言だけ。令和2年度にそういう形で成果が出ているのだから、できれば予算執行状況のページだけではなくて、部門別成果のページにも、全部書かなくても例示でもいいので、アウトカムとしては是非明記してほしいと思います。委員長もさっき言われたように、やっぱり決算というものは、計数的な審査だけではなくて、次年度以降に生かしていくという部分が一番大きいので、是非今後検討していただきたいと思います。これについては、フォーマットや盛り込む内容——特にそういう成果について、出納局のほうで基本的な指示をされているのですよね。

会計管理者（兼）出納局長

主要な施策の成果の文例といいますか、基本的な書き方についてはこちらから示しているところです。

小野一彦委員

なかなか実施した事業しか書けないという部分もあるかもしれないけれども、やっぱり主な部分について、事業を実施した結果こうだったという部分を

数字を明記しながら記載することを今後は是非検討していただければと思います。

鳥井修委員

「ふるさと秋田元気創造プランの推進」の冒頭の部分です。多分昨年にも聞いたかもしれませんが、県民意識調査の実施だったり、あとは総合政策審議会とか、専門部会を開催したりして次年度の事業等に関する提言を受けたとありますが、提言がどのように次年度に反映されたとか、具体的な例があれば、まずお知らせください。

総合政策課長

例えば、総合政策審議会で様々な提言を頂いておりますけれども、提言された内容に関して、既に関連する何らかの事業をやっている場合も多くあります。ただ、何も取り組んでいない場合であっても、必ずその提言を基に、実施できるのかできないのか各部局ごとに検討して、その結果、事業をやるかやらないかを明らかにしているところでございます。

今まで取り組んでいなかった事例として、例えば観光の部門などでは、今コロナで3密を避けるという趣旨の下で、アウトドアのアクティビティーなどを充実させるべきだという提言がありました。大きな範囲ではそういう取組もしていると思うのですが、具体的にピンポイントの取組はなかったものですから、提言を受けて今年度から観光文化スポーツ部で、アウトドアのコンテンツの充実というか、磨き上げの事業として研修などの充実を図っています。

鳥井修委員

先ほどお話しした県民意識調査の内容を見れば、いろんな事柄について満足度を5段階で評価する項目があります。例えば昨日審査したあきた未来創造部関係でも、子育て支援など、「ふつう」の3点までいっていない部分があったりとか、多分県民意識調査の中からはいろいろと酌み取れる部分があると思うのです。県民全ての意見というのは反映できないと思うのですが、その意向はこの調査からある程度酌み取れるし、政策に十分反映できると思うのです。毎年県民意識調査を実施して、それを政策に反映するに当たっての取組状況を教えてください。

総合政策課長

県民意識調査では、基本的に政策についての満足度調査というものをメインにやっております。満足度調査で「不十分である」あるいは「やや不十分である」と回答した方には、その理由をできるだけ書いていただくようにしております。その理由などを分析して、同じような回答や意見が多いとすれば、それをまとめて——実は当方で政策評価を実施しております、調査結果を政策評価に反映して、両者の一体化を図りつつ、次の事業、施策に生かしてい

くという仕組みを取っております。

鳥井修委員

昨日のあきた未来創造部の審査でも議論になったのですけれども——秋田県の子育てに関する支援は全国でもトップレベルなのに、実際にお金を使って支援しても実績が出ていない。支援にいくらかお金を掛けられるわけではないので、その分岐点をしっかり見極めていかないといけないという話が鈴木委員長からありました。これに対して、あきた未来創造部長も、際限なくお金を掛けて子育てを支援するのはなかなか難しいので、例えば意識改革が必要だといった話をされました。

総合政策課で県民意識調査などの結果を組み入れて知事に提言したりとか、そうしたところの取組の具合はどのようなのですか。結局政策を決めるときには、費用対効果もありますし、政策的な考え方もあると思うので、そこに首長——知事の政治判断があると思うのです。最終的には知事が決めると思うのですが、県民の思いとか——例えば我々も選挙で選ばれて、県民の皆さんの負託を受けていろいろなことをお話しするわけですが、その全てがかなうわけではないのは十分分かるのですが、例えばそういう思いをどのくらいまで組み入れて計画を立てているのか。ちょっと難しい質問なのですが、どうでしょうか。

総合政策課長

様々な意見を、例えば県民意識調査あるいは政策評価の結果などいろんな形で頂いていて、政策評価については自分たちで自己評価した後で外部委員に評価してもらうという仕組みを取っています。こうしたものを知事に報告しますが、その際には我々の物事の考え方——一方的な説明や一つの考え方ばかりではなくて、様々な状況のデータを示して総合的な判断をしていただくようにしています。総合政策課の職員や企画振興部だけの意見ではなくて、各部にも照会するなどして、いろいろと多方面からの考え方だとか見る目をクロスさせて、できるだけ広い分野から判断していただくというような考え方で取り組んでいるところでございます。

鳥井修委員

秋田県は本当に多くの課題を抱えていて、人口減少対策も含めてやるのがすごく多くて、来年、再来年ですぐに解決できる問題ではないと思います。いろんな意見があるのは十分分かりますし、課長のおっしゃったとおり多様な意見を示した上でのトップの判断になると思いますが、そうした意見を正確に伝えないと——そんなことはないと思いますが——恣意的な意見を示しては絶対駄目だと思います。やはり県民の思いもしっかりと受け止めていただき、率直に現状とかエビデンスとかをしっかりと伝えて

政策判断をし、それを実現していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

あともう一点、県勢要覧のところですか。これは毎年出されている資料だと思うのですが、すごく見やすくいいと思います。そのほかに、去年だと「秋田県の日本一と全国ベスト3」というのもありまして、これもいいと思いながら見えています。それと「あきた100の指標」という資料もあったのですが、多分去年変わっているのです。この辺の経緯を教えてくださいませんか。

調査統計課長

統計資料の県民への周知、発信のため、今紹介のありました「あきた100の指標」や日本一とベスト3、県勢要覧、そういった資料を作っておりました。特に100の指標につきましては県勢要覧とも重複するような部分もあったりしまして、それから課内で少し業務の見直しも必要になりまして、県勢要覧に統合する形で令和2年版で終了としております。

鳥井修委員

そうすれば、この後は秋田県の日本一と全国ベスト3の作成は継続していく——しばらくの間そういう方向性で向かうという理解でいいですか。

調査統計課長

日本一とベスト3につきましては、今のところ継続する予定でございます。それから、県勢要覧についても引き続き作成してまいります。

鳥井修委員

ちなみに、自分は今、冊子を持っているのですが、これは県民の皆様にも配布されているのですか。

調査統計課長

県勢要覧は大変ボリュームが多いので、今は美の国あきたネットへの掲載をもって周知に代えています。必要な方は各自で印刷をお願いしたいと思っております。

鳥井修委員

自分も、すごく勉強になるなと思って見させてもらっています。多くの方に見ていただきたいと思っていて、今ネット社会ですので、ウェブサイトアクセスすれば見られるわけなのですが、そこにたどり着くまでについては少しPR不足かと思えます。実は、こうした資料の存在をみんな分かっているのかなと思っていて、友人とかに聞いたら「えっ、こんな資料あったの。」と言われることがあるのです。せっかくいいものを作っても、見ていただかなければ意味がないので、そこはちょっと課題として捉えてもらえればいいと思います。

例えば我々議員も、いろんな都道府県の数値と比べて、「あっ、秋田県ってここが劣っているな。先

進地ではこういういいところがあるね。」とか——逆の場合もあるのですけれども——勉強になるので。多分一般の県民の方々でも、「秋田ってこんなに全国と比べてすごいところがあるんだな。」という発見もあると思うのです。いい資料であれば多くの方に見てもらったほうがいいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

調査統計課長

おっしゃることは大変ごもっともでございますので、周知の仕方につきましては、こちらも工夫してまいりたいと思っております。

それから、県勢要覧は非常にボリュームが多いのですが、ほかに県民手帳というのも毎年売られています。間もなくすれば書店とかコンビニの棚に並ぶと思いますが、こちらにも、ちょっと字は小さいのですが、県関係のデータをコンパクトに掲載しています。例えばそういったものを手に取っていただいて、それを取っかかりに、県勢要覧なり日本一とベスト3などに誘導できればいいと思えました。

鳥井修委員

この質問をした意図というのは——秋田県人の性格として、あまり自分の自慢はしないし、おとなしい部分があって、「秋田の自慢をしてください。」と言ったときにすらすら出てくる人は少ないと思うのです。こういう資料があれば、自慢の一つのネタになります。自分も秋田市議会議員のときに全国のいろんな中核市とかを回らせてもらって、ちっちゃい市町村にも行ったのですが、どこでもまちや市の自慢を——特に人口の少ないところでは、子供から大人まで、自分のまちのいろんな自慢やPRをしてお客様を受け入れているのを見て、いい事例だと思っていました。

秋田県は、面積は大きいけれども人口は少ないほうだと思いますので、県民一人一人の意識改革の一つの手段としていいツールになると思っていて、もっとPRしたほうがいいという思いで質問させていただきました。やり方はいろいろあると思うのですが、お金を掛けなくてもできると思うので、是非その辺を考慮してやっていただければと思います。

調査統計課長

やはり地元に対する肯定感といいますか、愛着を持っていただく、あるいは誇りを持てる、そういったものを高めるためにも、今おっしゃられたデータ——特に元気が出るようなデータについて、より積極的にPRしていきたいと思っています。

日本一とベスト3で取り上げているデータにつきましては、今年県の広報紙「あきたびじょん」に「あきたイチバン星」ということで、杉の人工林日

本一とか、高齢者の働く割合日本一といった項目が取り上げられていました。掲載に当たって調査統計課に何か連絡があったわけではないのですが、私どもの考えていたことが既に「あきたびじょん」に取り上げられておりました。このように、いろんなツールで県民にそういうデータが届けられるように取り組んでいきたいと思っております。

企画振興部長

ただいまの指摘はそのとおりだと思います。県民の皆様がすごく元気を出せるようなデータを今後も幅広く周知していきたいと思っております。

参考までにですけれども、議員の皆様にもお配りしていますけれども——総合政策課で作っている県政概況の一番最後のページにも、「データでみる秋田県」ということで、一部ではございますけれども、秋田県の日本一と全国ベスト3を載せております。この資料もいろいろなところに配布していますので、こういったツールなども引き続き活用しながらPRに努めてまいりたいと思っております。

市町村課長

さきに佐藤委員から質問があった点で、2点修正させていただきたいと思っております。

1点は、権限移譲の移譲率の話です。私、全体として82.2%と申し上げましたが、今年度は昨年度の取組によりまして82.3%になっております。こちらの説明資料にもそのように記載されています。私の言い間違いでした。大変申し訳ございません。

それから、もう1点です。県・市町村の協働・連携加速化事業の説明の際に、当初予算で24万円と申し上げましたが、減額補正後の予算額が24万円、執行額が11万円ということでございます。こちらとも言い間違いとなっております。

いずれにいたしましても、佐藤委員から指摘のありましたとおり、コロナ等の影響もありましたけれども、不用額等が生じないようにしっかりと予算管理を行ってまいりたいと思っております。

以上2点修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

(※59ページ及び60ページの発言を訂正)

薄井司委員

デジタルガバメント総合推進事業の不用額について確認したいのですが——その前に、決算附属書類182ページの委託料の関係で伺います。7億5,900万円ぐらいの金額が記載されていて、これは多分、主要な事業を全部積み上げだ金額だと思うのですが、あまりにもまとめて書かれていて、どれが何だかちょっと分かりません。そこら辺を大まかでもいいので説明していただけますか。

デジタル政策推進課長

説明します。委託料7億5,943万8,700円

ですが、情報システムの構築と維持管理に係る契約の総額でございます。

デジタルガバメント総合推進事業については、主要な施策の成果並びに決算説明資料133ページに記載していますが、支出済額1億2,281万7,000円の中に、委託料もあれば旅費等の経費も含まれている状況でございます。総合推進事業は複数の内訳事業に分かれていて、金額が大きいものとしては(8)行政手続デジタル化推進事業の約5,800万円があります。委託料だけでみますと、支出済額1億2,281万7,000円のうち、1億1,379万7,596円が委託料で、こちらも複数の内訳事業に分かれています。

薄井司委員

決算附属書類に記載されている数字には情報企画課の事業が全部入っているのだと思います。今回約4,500万円が繰越明許費になっていますが、これはどういう理由があつて年度内にできなかったのですか。

デジタル政策推進課長

デジタルガバメント総合推進事業の中の行政手続デジタル化推進事業で、新たに、起案、決裁、保存等の公文書管理を電子化する文書管理システムを構築しました。こちらに関しては、行政手続等の押印や書面、対面方式の見直しに伴いまして、昨年度の3月以降に公文書管理関係の規定の改正やそれに伴う運用方法の見直しが見込まれており、旧システムから新しいシステムへのデータ移行時期が令和3年度にずれ込むということが分かったため、1億10万円のシステム構築のうち、4,510万円を繰越したものです。

薄井司委員

令和2年度の補正で予算が付いたのですか。

デジタル政策推進課長

こちらは、令和2年9月補正でお願いした予算でございます。

薄井司委員

そうすれば、年度末まで掛かれば、ある程度竣工と言えいいですか——終わらせることが可能だったと思うのですが、そこら辺はどういう状況でこうなったのですか。

デジタル政策推進課長

公文書関係の規定の改正内容が定まらないとシステムの詳細も固まりません。年度内に改正内容が固まらなければ、システムにその内容を反映できないのですが、改正内容が固まるのが令和2年度末——令和3年3月以降ということだったため、事業を令和3年度に繰越しさせてもらったということでございます。

この事業自体は、今年の9月末で既に完了しまし

て、文書管理システムは9月の初旬に稼働を開始し、現在本運用をしている状況です。

薄井司委員

当然委託契約する段階で履行期間等を決めたと思うのですが、それはちゃんと契約どおりになっている状況ですよ。

デジタル政策推進課長

改めて繰越しをした中において、きちんと履行確認して検査確認も終わっており、順調に事業は完了しております。

薄井司委員

ということは、今回事業を繰越したことによる不利益等はなかったということで理解してよろしいですか。

デジタル政策推進課長

こちらの新文書管理システムは、庁内だけの管理システムでございますので、庁外の方に特に不利益等はございません。また、このシステムは9月6日から仮運用して10月1日から本運用するという計画でやっており、事業を繰越して令和2年度内に終わらなかったことで、庁内で何か不利益等が生じたということはありません。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、企画振興部関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、午前9時30分に委員会を開き、生活環境部関係の審査を行います。

散会します。

午後 3時13分 散会

令和3年10月21日（木曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（部局別審査（生活環境部、農林水産部））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井修司
委員	薄井一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

部局別審査（生活環境部）

書記 山崎裕介 録

午前 9時28分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井修司
委員	薄井一彦

説明者

生活環境部長	柳田高人
生活環境部次長	長嶋直哉

生活環境部次長	川村之聡
生活環境部参事	持主美彦
生活環境部参事（兼）環境管理課長	古井正隆
生活環境部参事（兼）生活衛生課長	庄司浩久
県民生活課長	齋藤秀樹
県民生活課八郎湖環境対策室長	石井公人
温暖化対策課長	高橋佐紀子
環境整備課長	高橋正嘉
自然保護課長	澤田智志
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	奈良聡

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

昨日に引き続き、部局別審査を行います。生活環境部関係の審査を行います。

初めに、生活環境部長の説明を求めます。

生活環境部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

生活環境部関係の質疑を行います。

鳥井修委員

おはようございます。よろしくお願いします。

最初に、ツキノワグマ関係です。昨年も質問させてもらった経緯があったので、順を追って質問していきます。

今年に入ってから、大分熊による人身被害や事故が起きていますが、昨年度の被害等の状況をまずお知らせください。

自然保護課長

ツキノワグマの人身被害でございますが、昨年度は9名、そのうち死者が1名となっています。

鳥井修委員

昨年、対策等のところで、カメラトラップ法を使って、各地域ごとに定点カメラを設置し、3年掛けて観測するという説明を聞きました。その状況についてお知らせください。

自然保護課長

カメラトラップによる調査については、令和元年度までの調査で完了しておりまして、そのデータを基に令和2年4月の推定生息数を約4,400頭と算出したところがございます。それ以降、カメラトラップによる調査は行っておりません。

鳥井修委員

推定生息数については、昨年確か2,800頭から6,000頭の間値で、4,400頭というお話を伺いました。その後の状況の変化とかがあるのであればお聞かせください。

自然保護課長

私どもとしましては、委員がおっしゃった2,800頭から6,600頭までの間値である4,400頭で数字を把握しておりまして、推定生息数は当面その数字を使っていくことで考えています。

鳥井修委員

一番最初の質問に戻るのですが、昨年度9名の人身事故があって1名死亡されました。今年に入ってから大分人身事故があると思います。この生息数との関係性は分からないのですが、熊の生息数が少し増えている状況の中で、要因はどのように考えていますか。

自然保護課長

4,400頭を推定した段階で、推定の方法を人里まで広げたのですが、山だけではなく、人家周辺とか人里に熊が出没する件数が多くなっていると、人身被害等も依然として続いている状況であると認識しているところでございます。

鳥井修委員

熊による人身被害、特に死亡事故は絶対起こしてはならないと思いますし、いろいろな対策を組まなくてはならないと思いますが、昨年度からの経緯を踏まえて、新たな対策等についての考え方をお願いします。

自然保護課長

昨年7月に、自然保護課内にツキノワグマ被害対策支援センターを設置し、専門職員による、学校や地域に対する熊対策に関する普及啓発など、地道な活動を行っています。

また、地域においては集落点検を行う地域を県内に9か所設定しまして、熊の誘引木となります栗などを除去するといった取組を進めている状況でございます。

鳥井修委員

今の話を聞いて、県民に対する啓発活動が物すごく大事だと思いますし、熊に出くわすというのは特異な状況だと思いますが、我々県民もそういうところになるべく行かないといった、自己防衛が物すごく大切だと思います。そこで、啓発活動に対する更なる強化の考えはどうでしょうか。

自然保護課長

対策センターを昨年の年度途中で設置して取組を始めたばかりですので、まずは今の取組を地道に進めることが大事だと認識しているところでございます。

熊に限らず、電気柵を使用して守るなどの新たな方法もありますので、そういう技術も導入しながら、自然保護課並びにツキノワグマ被害対策支援センターの体制を整備してまいりたいと考えているところで、それを基に県民への普及啓発も強化してまいりたいと考えているところでございます。

鳥井修委員

ハード的な部分の対策と、啓発活動と、両方による対策は当然必要なことであり、ハード面については電気柵などもやられていると思いますが、すべからずはできないと思いますので、地道な啓発活動が主たるものになるのかなと思います。そういう考え方でよろしいでしょうか。

自然保護課長

そのとおりでございます。同時に、私どももその事故現場に関しましてはいろいろと分析をしまして、どのようなところに注意しなくてはならないのかを考えているところでございます。

鳥井修委員

これまでも熊による人身事故にはいろいろなケースがあったと思いますが、ある程度のパターンなどがあると思いますので、そういうのも研究しながら、是非県民の方に周知をしていただいて、まず熊に対する我々の意識を変えるためにも積極的な啓発活動を行っていただければと思います。

もう一点、動物愛護について伺います。一昨年ワンニャピア（秋田県動物愛護センターの愛称）がオープンしました。県の方針として殺処分ゼロを目指して取り組んできたと思いますが、昨年の実績を見ますと、秋田市を除く県全体で犬を52頭、猫を630頭処分したとあります。前年比で、犬が23頭増加、猫が361頭増加と全体的に増加傾向にあります。この状況についての認識をお願いします。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

昨年度、殺処分数が増えたことについては、動物愛護センターを令和元年度に開設して以来、いわゆる持込み数が増えています。その分析を現在進めているところではございますが、高齢化社会を反映したものの、それから地域で、いわゆる飼い主不明の猫に対して餌を与え増えてしまったもの、それから多頭飼育など様々な要因が見えてきましたので、現在さらに全県の情報を把握しながら分析しようとしているところでございます。

鳥井修委員

以前私も福祉環境委員会でいろいろと伺った中で、飼い主の意識の部分が物すごく大きく、多頭飼育であつたり、飼えなくなったらすぐ処分するとか、自分で飼育を放棄してしまう部分がすごく大きいなと思っていますし、以前の委員会で宇佐見委員が多頭飼育のところをいろいろと質問されていた覚えがあ

るのですが、これを解決するための方策はなかなか難しいと思います。今課長がおっしゃった研究という話もあるのですが、大体そういう研究や分析をして対策まで持っていくのには時間が掛かると思います。スケジュール感というか、どういう方向性を出して、どのくらいまでやるのか、お考えがあればお聞かせください。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

これまで多くの委員の先生方に御指摘いただきまして、私どもも動物愛護センターがオープンしてから情報を集めて分析した結果、やはり先ほど述べました3つの点が当県においては解決に向けた課題になるだろうと考えています。

今一生懸命、特にボランティア団体と協働でいろいろな事業に取り組んでいて、そうした細かい内部事情や背景を頂いています。それに対しては3つのカテゴリーに分けて、それぞれ丁寧に、市町村の御協力もいただきながら、現場を見ながら対応していくしか今のところ方法はないと考えております。

ただ、今年度作成した第3次動物愛護管理推進計画の中にも多頭飼育や猫の譲渡、それから引き取りの減少などをうたってございますので、これを踏まえながら、いつまでと現時点では申し上げられないのですが、取り組んでまいりたいと考えています。

鳥井修委員

先ほどの話の中で、持込みが多いという話がありました。ワンニャピアにしても、持ち込まれた方にいろいろなお話をされると思います。やはり飼い主の責任であったりとか、今の持込みの数の多さとか、いろいろなことを含めてお話をされると思いますが、例えば持ち込んだ方と、いろいろなお話をして納得されて、もう一回自分で持ち帰って、また飼育してくれる方はいらっしゃったのですか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

もちろんおられます。どうしても秋田市以外の方は、まずお電話で相談というケースが非常に多ございまして、その場合は、例えば県内の新聞に無料で新しい飼い主さんを広告している制度とかもございまして、様々なやり方を御紹介させていただいた結果、何とか見つかったというお話もございまして。

ただ、やはりやむを得ずどうしようもないと持ち込まれる方が多いのも事実でございまして。

鳥井修委員

持ち込まれた犬とか猫を引き取ってから殺処分するまでの期間はどのくらいですか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

基本的には、平均すると1週間程度は観察したいとは考えていますが、入ってきたときに例えば感染症——猫の場合ですと白血病、猫エイズ、それからパルボ（猫パルボウイルス）、これらの症状が心配

される場合には、直ちに検査を行いまして、もし陽性であれば、現在飼っている猫たちに感染してしまうと大変なことになってしまいますので、これは数日のうちには、もっと言うとその日のうちには安楽死処置することもございます。

鳥井修委員

今後いろいろな啓発活動をしながらも、仮に右肩上がりに殺処分件数が増えていったときに、施設に収容する数も限られると思いますし、そうなった場合はどう考えていますか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

猫については、大体70頭から80頭が施設的には限界であると考えていますが、例えばボランティアルームとか、ほかの部屋を使いまして、実際に100頭以上飼っていた時期もございまして。できるだけ譲渡できる個体については譲渡に向けて頑張るのだという意識で職員は取り組んでおるところでございまして。

鳥井修委員

最後になるのですが、秋田県の政策として県民の意識等に対するアプローチは物すごく大事だと思っていて、昨日、おとといの審査でもいろいろな意識改革の話が出ていました。特に動物の飼育に関しても、飼い主の気持ちや意識が本当に大切だとつくづく感じています。

行政は限られた予算の中でやらなくてはならないことを考えれば、やはり意識改革に向けてのPRをしっかりしていただいて、県民が動物を育てることに対して、その環境や意識づくりをしっかりしていかなければならないと思います。この先すぐには目に見えてがくっと下がることはなかなか難しいと思いますが、継続的に、また積極的に続けていただければと思います。よろしく申し上げます。

佐藤信喜委員

ツキノワグマの件ですが、個体数が令和元年度現在で4,400頭になっているとのことですが、令和2年度の数値はどの程度になっていて、適正な数値は何頭くらいなのか、その辺をまずお知らせください。

自然保護課長

推定個体数については、年度ごとの数値は出しておりません。令和2年4月の平均で4,400頭という数字をしばらくは使っていくことにしています。実際には年間600頭から700頭を捕獲していますが、それとは別に新たに出生する頭数もいるものですから、個体数を正確に把握するとすれば、3年間かけてカメラトラップをするにしてもかなり予算が掛かりますので、その辺は状況を見ながら、また個体数調査が必要になれば新たにそれを導入する必要もあると思いますが、今のところは4,400頭

という数字を使っていく、そういう考え方です。

佐藤信喜委員

今ツキノワグマに関しては、被害がどんどん増えてきている現状の中で、過去には大体1,000頭がずっと継続されてきた数字だと思います。

では実際にどのくらいいるのかを把握するにしても不可能であると思います。しかしながら、これだけあちこちで被害があって——先日も三種町で被害がありました。やはり被害を受けた地域であったり、被害を受けた方は、一刻も早くツキノワグマ対策を進めてほしい、こういう強い要望があるわけです。

県としては、今駆除から共生へ向かう流れになってきていると思いますが、共生に向かうにしても、どの程度の数値を維持できれば共生という話でよいのか——それを超えた場合、やはり駆除に向かわなければならないのか、多分そういうラインがあると思いますが、その辺はどう考えているのでしょうか。

ちなみに、もし秋田市内で熊が出た場合、多分大騒ぎになって、駆除に向かうなど積極的に動くと思いますが、田舎だからなかなか動かないのか、山に逃がせばよいからそれでよいと思っているのか、その辺を県としてどう考えているのか、お知らせください。

自然保護課長

ツキノワグマは保護する動物ですので、共生もうたっていますが、人里に出てくる熊については出てこないようにすることが大事なことでございます。そのため、山にいる熊に関しては、被害防止については山に入る人が注意するよう注意喚起はしますが、人里については、熊の誘引木になる餌、果実の実、そういうものに対して必要であれば伐採したり、あとはやぶを刈って見通しを良くすることにより、熊が人里に来ない環境整備を進めていくような取組が県としては大事だと考えています。

佐藤信喜委員

今御説明いただいた下草刈り等は、県で一生懸命やってもらっていると思います。ただ、人里で発見されている事例も数多くあると思いますので、そうしたところについては切り分けた上で対応を考えていく必要があると思うのです。

狩猟の魅力まるわかりフォーラムであったり、狩猟免許新規取得者への助成の関係で、167人が狩猟免許を取得したようですが、全体的な数値として狩猟免許所持者は今どのくらいいるのですか。また、どのくらいを維持できれば適切な対策ができるのか、県はどう考えていますか。

自然保護課長

新規の狩猟免許取得者に対しましてはいろいろな助成を行いまして、五、六年くらい前から百五、六

十人台で推移している状況です。狩猟登録者数にしましては今1,694人——大体1,700人くらいおりまして、そのうち県の猟友会会員が1,467人おりますが、60代、70代の方が中心となりますので、やはり若返りを図る——若い狩猟者を少しでも増やす必要があると考えているところでございます。

佐藤信喜委員

まずは人を増やしていく、これはすごく大事なことですが、いろいろな話を聞いていると、今県で助成しているから免許を取ろうとか、銃も所持しようといった話をする人もいます。その結果、趣味の狩猟の部分には行っているものの、有害鳥獣駆除の部分——ツキノワグマやカラスなどの有害鳥獣の部分にはなかなか若い人たちが来ないという話も聞いているのですが、その辺はどういう認識でしょうか。

自然保護課長

県の補助を受けるための絶対条件が鳥獣被害対策実施隊に入ることですので、補助を受けながら免許を取られる方は、しっかり鳥獣被害の対策に当たることを前提に免許を取っていただきます。単純に趣味で取られる方は補助の対象になりませんので、そこはそういう整理になると思います。

佐藤信喜委員

取得しようと考えている人たちの話なので、逆に言うと、そういうところがあまりアナウンスされていないのかも知れないので、しっかりと周知していただければ大変ありがたいと思います。

ツキノワグマに関しては、もう少しで冬眠に入っていくのですが、被害を受けている現状は変わりありません。対策をしっかりといただければ県民の安心、安全につながっていくと思いますので、よろしくお願いします。

児玉政明委員

同じくツキノワグマの関連なのですが、先ほど推定生息数4,400頭で、カメラトラップによる調査——どこでやったか分からないのですが、要は密度の問題だと思いますが、例えば市町村ごとの頭数は把握できているのでしょうか。

自然保護課長

カメラトラップによる調査については、全県をブロックに区切りまして、3年間掛けて調査していますので、市町村単位は難しいですが、それに近い単位で推定生息数は出しています。

児玉政明委員

例えば、私の地元は鹿角ですが、鹿角地区にある程度の頭数が多くいたとする場合に、面積に対して何頭いるという基準で駆除に向かわなければならないとか、あるいは都市部——秋田市の周辺の山間部にはそんなに頭数がないことが分かるようであれ

ば、各市町村での取り組み方もまた変わってくると
思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

自然保護課長

手元にそのデータがないものですから、どこの地
域が多い少ないといったことは申し上げられないの
ですが、確かに個体数の多いところと、そうでない
ところがあったことは認識しています。今のところ
は、人里に下りてくる熊を人里に近づけないこと
に特化した対策を取っています。委員がおっしゃる
ように、個体数が多いところにおける対策も考えて
いかななくてはならないと思いますが、まずは人里に
下りてくる熊を下りてこさせない、それを第一にや
るべきだと考えているところでございます。

児玉政明委員

過去にゾーニングの対策事業をやられたと思いま
すが、昨年度はそうした事業は実施していなかった
のでしょうか。特に決算書に載っていないのですが…
…。

自然保護課長

ゾーニング管理としまして、モデル地区を設定し、
鹿角市におきまして4か所ですが、平成30年度から
令和2年度に、集落の環境を点検しまして、その
結果を基に熊の誘引木となる餌や、それから放置さ
れた木などがあれば、それを伐採する方向です。こ
のような重点的に管理すべきモデル地区については、
私どもの自然保護課で予算をつけまして誘引木の伐
採等の作業を始めたところでございます。

児玉政明委員

モデル地区で取り組んだ結果、ある程度データとい
いますか、結果も分かったと思います。モデル地
区については、例えば集落単位ではなくて、もっと
広域的にゾーニングをできるように、予算はつけな
くても別によいのですが、そうした取組を各地域に
促すようにはできないものですか。

自然保護課長

当然モデル地区だけで済む問題ではございません
ので、モデル地区で行った取組の成果を全県の市町
村に「こういうことをやったらこういう効果が出ま
した。」と広めまして、各市町村で同様の対策を取
っていただければ、それを促す取組を進めてまいり
たいと考えているところでございます。

児玉政明委員

分かりました。昨年、モデル地区の集落とモデル
地区ではない集落のちょうど境界で、高校生が熊に
襲われた事件がありました。あそこ一帯をモデル地
区にしてしまえばよかったのではないかと思ったの
ですが、それについてはいかがですか。

自然保護課長

具体的なそういう地区のエリアについては、該当
する市の担当の方々と打合せをしまして、今後どう

していくかも検討していく方向で進めたいと思っ
ています。

児玉政明委員

先ほど捕獲頭数のこともあったのですが、目撃情
報はある程度、新聞とかにも載りますが、捕獲の情
報については載せることはできないのですか。

自然保護課長

捕獲状況に関しましては、振興局からデータは上
がってくるのですが、捕獲されたかどうかのデータ
が出てくるのが遅いので、どうしても目撃に比べま
してタイムラグがあって、後で追加されることもあ
ります。なので、なかなか正確な数字がリアルタイム
で出てこないところがございますので、今のところ
は捕獲情報をあまり多く新聞等に載せることは考
えておりません。

また、保護団体に対する配慮もあり、あまり載せ
ますと全国の保護団体から文句が来る可能性もあり
ますので、そこは慎重に扱う必要があるのではない
かと思っていますところでございます。

宇佐見康人委員

今の保護団体に対する配慮ですが、計画は計画と
して進める必要があるのであれば、保護団体を気
にしてというのは違うのではありませんか。やるべ
きことはしっかりやっていかなければならないでし
ょうし、そこら辺はどういう考えで今の答弁だった
のでしょうか。

自然保護課長

県としてのスタンスは、保護団体を気にしながら
捕獲をしないとか、そういうことではないのですが、
人の命を守る考え方からいきますと、まずはどのく
らい目撃されたか、それからどれくらいの被害があ
ったか、そういう情報が第一ではないかと思ってい
ます。したがって、捕獲の数字を出すべきかどうか
については、聞かれたときには答えますが、そこは
あえて私どもから積極的に「これだけ捕獲しまし
た。」と言うことはございません。

小山緑郎委員

有害駆除の関連でお聞きします。決算のことから
少し離れてしましますが、以前カラスの有害駆除に
関して、スピーカーによる駆除の実験をしていたと
思いますが、今もそういう実験はしているのですか。

自然保護課長

スピーカーを使用したカラスの駆除については、
他県では聞いたりするのですが、秋田県では、私の
ところでは存じ上げないのですが……。

小山緑郎委員

分かりました。結果的に、この前市でも何か貸出
し——確かあれは民間なのかな——何かやっていた
かもしれないが、その結果を聞きたいと思ったので
す。

カラスは追えば別のところへ行くので、スピーカーを使用した実験をして、例えば大仙市でやれば仙北市へ行ったりするので、やめてくれとかと何かいろいろあったと……。その実験は県ではノータッチなのかな……。そこを聞いたかったのですが。

自然保護課長

スピーカーで撃退している話は、自然保護課には上がってきておりません。大仙市ですか。

小山緑郎委員

民間の取組かもしれません。

自然保護課長

民間ですか……。そういう情報があるか確認させていただきます。

小山緑郎委員

例えばそれが比較的効果があるとすれば、今後何か取り組んでいく計画は、今のところ県ではないのですね。

自然保護課長

カラスについても、果樹や枝豆などへの被害もごございますので、一定の有害駆除は申請があって、それに基づきまして有害駆除の許可を出しています。

高橋武浩委員

動物愛護に関して1件伺いたいと思います。

先ほど鳥井委員との議論の中で、昨年度の殺処分の数など、生活衛生課長から動物愛護センターの対応などについて説明がありました。これに関しては、2030年度までに犬猫の殺処分ゼロという目標を掲げて今一生懸命取り組んでいる中において、実際は引取り件数等が年々増加してきている現状です。受ける側——県の体制や方向性は分かるのですが、やはり大事なのは飼い主の意識であったりモラルであったり、そちらの方の強化といいますか、認識をしっかりとするのも大事だと思います。

それで、県でいろいろ取り組んでいるしつけ教室の取組や、様々なアナウンスをしていることは、意識ある飼い主さんはしっかりそれに対応しているのです。

今核家族化が進んで、犬猫が家族の一員のように大事にされている、これはすごくよいことなのですが、中には2匹、3匹いて、名前もしっかり付けていない、その他大勢みたいな感じで餌をやったり、そうしたケースも多々見られます。

今年の5月に三種町で高齢男性が亡くなったときに、三十五、六匹の猫がその住まいにいて、殺処分となった事案がありますが、このことは地域の人やその方の親戚も実際にはあまりよく把握されていないようでした。

そこでお聞きしますが、これは県と市町村とが連携してやっていると思いますが、適正飼育、適正飼養以上の個体を持っている状況などを、市町村と連

携を取ってしっかりと把握されているものでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

昨年来委員から御指摘を受けまして、私どもも今保健所を中心に市町村からも情報を頂きながら把握に努めましたところ、当初私どもが把握していた倍以上の50近い、飼い主のいるパターンと飼い主のいない餌やりのパターンが洗い出されてきた状況でございます。今後はそれぞれのケース1つ1つについて、状況が全部違うものでございますので、市町村の協力をいただきながら対応する形になろうと考えてございます。

高橋武浩委員

そういう状況で、幾らか把握される体制が出てきていて、そして動物愛護法の中においては指導できる立場にあるとは言えるものの、現実はなかなか介入できない、指導まで至らない現状があるのではないのかと思いますが、その辺どうでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

確かに私どもは、直ちに強権を振るう権限はございますので、直ちに強権を振るって——例えば飼い主から犬を強制的に引き離して連れてくることも可能ではございますが、そういうことは基本的にはやらない体制でこれまでやってまいりました。

ただ、どうしても非常に悪質な事例——例えば藤里町でのケースのように、長年私どもと町、それから警察とも協力しながらも、なかなか説諭だけでは解決しなかった問題については、ある程度の権限を講じまして、捕獲や保護といった形を取ったところ、かなり改善された状況もございました。

今後は1つ1つ、その背景等を踏まえながら、臨機応変に対応していくことが非常に重要になってきているのではないかと現在は考えてございます。

高橋武浩委員

各市町村における、動物愛護や多頭飼育等について伺いたいのですが、町や市の議会でもいろいろな議論になるのですが、町独自あるいは市独自の条例改正は現実的には難しいのが現状です。ある一定数を飼育するときには届け出る制度——できれば事前届出制度等を、今第3次の動物愛護管理推進計画を進める上で、県と市町村とで詰めてみてはどうでしょうか。そういう一定のルールづくりを進めていければ、こうした多頭飼育、それから引取りに関してもある程度関心を持ってもらって、動物を大事にするといった方向性になると思います。県としての殺処分ゼロの目標に幾らかでも近づくための1つのルールが必要ではないかと考えますが、その辺どうでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

委員の御指摘を受けまして、全国の状況を調査し

ましたところ、現在9の都道府県が届出制度を導入しているようです。政令市、中核市では6つの市で導入されている状況もございます。私どもではそうした導入事例を研究といえますか、視察させてもらうなど——コロナ禍でこの後になろうかと思いますが——情報を集めまして、市町村の衛生担当者だけでなく福祉担当の方々も交えて御意見を頂きながら、今後研究を進めてまいりたいと考えています。

高橋武浩委員

実際、例えば災害に遭ったときにペットと一緒に避難したり、ペットを飼っている高齢者が入院や介護施設に入所されたときに、それをケアマネージャーが把握していて、その情報をしっかり共有できればよいのですが、現実的には厳しいと思います。そうした意味では、ある程度飼い主さんの自覚や責任として、何匹飼っていますと——一匹でも二匹でもそれを市町村や民生委員など皆さんが状況を把握できる体制づくりが是非とも必要だと思います。

そこで部長に伺いますが、先ほど課長にも伺いましたが、是非とも事前の届出制度なるものを各市町村で整備して、そういう運用や活用できる体制づくりを進めていただきたいと思いますが、その辺のお考えを伺います。

生活環境部長

多頭飼育等を把握する上で、我々もいろいろと市町村から情報を得ているのですが、それには限界もあるので、いろいろな手法を駆使して取り組んでいく必要があると思います。今お話を伺って、届出制度という対応も1つの方法としてあり得ると思うので、今課長が答弁したように、ほかの先行事例なども研究して、その実効性等を踏まえて考えていきたいと思っています。

高橋武浩委員

それに関連するのですが、昨日、あきた未来創造部の審査でもいろいろお聞きしましたし、一般質問でも取り上げましたが、動物の命を救う観点から、ふるさと納税の寄附メニューに入れてはどうでしょう。今までは県のほう——これはあきた未来創造部なのですが——ふるさと納税は広い意味での人材育成であったり、産業振興を目的としていると思いますが、令和3年度からは、県立学校を応援するという、ピンポイントの項目ができました。内容を確認すると、自分の母校である県立学校に寄附をすることができるようです。また、今年の2月には歌手の藤あや子さんが、猫のワクチン分として寄附されています。全国でも動物愛護に関しては関心を持っているし、やはりそうした取組に協力したい、応援したいという方は多数いると思います。

そこで、先ほど来鳥井委員とのやり取りの中でも、動物愛護センターの役割はすごく大きいのですが、

限られた財源の中でやりくりしている現状ですし、殺処分件数も年々増加していることを考えると、例えば去勢費用の助成であったりとか、感染症のワクチンであったりとか、そうした動物愛護センターの運営を応援する形で、県として動物愛護を応援することに特化したふるさと納税の寄附メニューが私はあるとよいのではないかと思います。

その辺あきた未来創造部と協議する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

その点につきましても、委員の御指摘を受けまして、あきた未来創造部の担当といろいろ情報交換をしています。

県としましては、ふるさと納税については、基本的には市町村を優先するという一番大きい目標がございます。そういう意味ではどうしても動物愛護は目玉になるところで、県が市町村を邪魔してはならないという考えはあるようでした。

ただ、大きいメニューとしては出ておりませんが、事例の1つとして動物愛護を掲げておりまして、実際に毎年全国から寄附を頂いているところでございます。寄附でございますので、金額の多い少ないは別にしましても、非常にありがたいものでございますので、引き続き続けていただけることはありがたいことだと感じています。

あとは、ふるさと納税だけではなくて、実は一般の県民から日々様々な物やお金を寄附していただいているところです。

それから、今環境省が主導していますアマゾン（アメリカ合衆国に本社を置く世界最大のオンラインショッピングサイトを運営する企業の名称。）とコラボした、餌が中心ですが、そういう寄附を全国の動物愛護センター等々に提供するシステムも新しく出来まして、それにも参加して、県内及び県外から様々な支援を頂きながら、私どもも殺処分ゼロに向けた取組を強化してまいりたいと考えています。

高橋武浩委員

最後にしますが、先ほど市町村への影響について心配しているような話でしたが、秋田を応援するという意味では、これは市町村とはあまりバッティングしないと思います。先ほどから話題となっている餌代や、全県に対する適正飼養のPRなど、いろいろなアナウンスもできます。そうした面からいくと、ふるさと納税のメニューとして全国に発信してやると動物愛護センターの応援の財源の一部になる、そうした思いが共有できるという意味ではやはり必要だと思いますので、その辺を是非とも検討していただければと思いますので、部長からひとつコメントを頂ければと思います。

生活環境部長

実際に動物愛護センターの普及啓発等は、企業様からいろいろ御協力いただいてやっております。それを一般の方にも広げられれば、非常に財源も安定する面もありますので、1つの有力な話——アイデアだと思います。

県の立場とすれば、先ほど課長から説明したとおりふるさと納税は市町村を中心としているのですが、あきた未来創造部ともよく相談して対応を決めたいと思います。

佐藤信喜委員

今の件についてなのですが、他県の状況——47都道府県、ほかに全くないのであれば分かるのですが、もし同様の取組をしているようであれば、秋田県も動物愛護センターを設置したわけですし、やはり前向きに検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

委員の方々から御指摘を受けて、私どもも全国の調査を実施したところ、例えば関東の自治体では、基金を作って対応している事例が多いようです。神奈川県川崎市などでそうした取組をされているので、私どもも、今職員を派遣することはできないのですが、電話等でそのやり方などをいろいろ教えてもらっているところでございます。

佐藤信喜委員

たしか東北でもあったような——宮城県や福島県辺りで取り組んでいたかと思いますが、その辺の情報はありますか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

福島県は、東日本大震災の関係でそういう基金があることは承知しておりましたが、宮城県については承知しておりません。

佐藤信喜委員

なかなか関東には行けないのですが、東北管内であれば今後可能になると思いますので、そうした近場も調査の中に入れていただければ大変ありがたいです。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

状況を踏まえながら、東北各県の取組を参考にしながら研究してまいりたいと思います。

島田薫委員

温暖化対策について質問させていただきます。

主要な施策の成果の44ページに「あきたエコマイスター」に登録とか環境大賞として表彰とあって、これは大切な事業だと思います。ただ、より直接的な温暖化対策としては、例えば太陽光発電等に対する補助など、これは実施している市町村、していない市町村があったり、あるいは実施していてもレベルの違いがあると思いますが、全県的な、より直接的な温暖化対策についてどのようにお考えになって

いるか教えてください。

温暖化対策課長

太陽光発電の補助については、県もかつて実施していたことがございますが、現在は各市町村にそれぞれ取り組んでいただいているところです。

島田薫委員

市町村によつての違いと申しますか、今国でも、あるいは県でもこの温暖化対策をより積極的に進めていく中で、過去は実施していたが、今は実施していないという辺り、あるいは市町村の違い、この辺りについてどうお考えなのかを重ねて伺いたいのと、それから例えば地域振興局などを含めた県の施設での温暖化対策についての進み具合について、更に積極的に進めているのか、あるいは普及率というか実績を教えてください。

温暖化対策課長

県の太陽光発電の補助事業については、平成26年度まで実施しておりました。平成27年度に廃止した理由としましては、平成22年に事業仕分けなどで、補助金制度ではなくて経済メリットを提供して普及を促す制度に移行することが望ましいことから廃止をしています。

委員長

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

委員長

再開します。

温暖化対策課長

申し訳ありません。各市町村の取組については、秋田市を始め様々取り組んでいらっしゃるのですが、太陽光発電に限らず各市町村のお考えで補助を実施しているところでございます。

それから、県の施設の普及率については、すみません、今手元に資料がございませんので、いずれ太陽光発電とか導入はしているところでございますが、実績については、今お答えできない状況です。

島田薫委員

例えば太陽光発電などは温暖化対策でもありますし、災害時の対策にもなると思います。国、県が積極的に進めると言っているのです、是非把握していただきたいと思います。

温暖化対策課長

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入に対する補助の創設については、県では今は考えていないのですが、国の補助メニューなどを積極的に活用できるように情報提供に努めていきたいと

思います。

鳥井修委員

今の島田委員の質問に関連してですが、10年前の東日本大震災以降の原子力発電所が停止した中、民主党政権は再エネに舵を切りました。その当時、固定価格買取制度（FIT）により一般家庭で1キロワット48円で買い取るため、多分国民の多くの方々に経済的負担を担っていただいて、電気料金もかなり上がっている状況です。

私の考え方で話をさせてもらいたいのですが、1つの電源に頼ってしまうと安定供給が厳しい部分と、経済的にもすごく心配な部分があって、あまり過度に再エネに頼り過ぎるのはよくないと思うのです。かといって再エネを導入しないわけではなくて、ある程度の割合までは行ってほしいのですが、例えば温暖化を防止する、二酸化炭素を出さない発電方法で言えば、再エネも原子力も同じはずですが、ただ、なかなか世論的にはそうはなっていないで、多分その辺で少しミスリードな部分があると思うので、国の施策に沿って県もいろいろな方策を出していると思いますが、しっかりその辺の理解というか、正しい情報を流さなくてはならないと自分自身はつくづく思っています。

県の進む方向も、例えば県内の経済活動の1つとして洋上風力の建設などいろいろな施策を進めているのは十分理解できるのですが、反何何などと、そういう対立構造の中でエネルギー政策を進めるべきではない、また温暖化対策についてもそういう対立構造を作るべきではないという部分があるのですが、その辺の基本的な考えについて、部長にお聞きしたいと思います。

生活環境部長

県としては、まず温暖化対策もあるし、経済的な効果等も考えて、今風力発電を中心とする再エネの導入を進めているところでございます。これは別に原子力対再エネとか、そうした発想ではなく、やはり今説明した経済対策とか温暖化対策といったところにあるかと思っています。

あと、原子力を含めたエネルギーミックスについては、なかなか自治体単独で方向性を出すことは難しい問題だと思っていますので、やはり国全般のエネルギー政策を見て、それぞれの個別の施策の段階で都道府県が対応していくといったやり方になるのではないかと考えています。

鳥井修委員

部長のお話は分かるのですが、基本的な考え方として、国の示す方向がすべからず正しいわけではないと思っています、何が一番言いたいかというと、多分電気をお届けする中で一番大事なものは安定供給だと思っています。例えば太陽光でいくと、設備容量の

10%しか発電できないのです。風力でいけば35%です。つまり物すごく膨大な設備投資が必要で、それを回収するためには物すごく設備投資が必要で、結果その分は電気料金の上昇に跳ね返ってくるので、その辺は上手くバランスを取って電源構成をしなくてはならないわけです。地球温暖化対策として太陽光だけでずっと突っ走るべきではないとすごく思っています、だからこそ今FITが物すごく下がってきているのです。多分それは経済対策の1つなのですが、そういう国の動向や経済動向も見ながら、やはり県の進め方も考えていかないと、結局は県民や国民がメリットを享受できない——要は電気を安価で安定的に届けられないと自分自身は思っているのですが、その辺の県の施策との関連について、なかなか難しいのですが、部長の考え方をお聞かせください。

生活環境部長

私も今委員がおっしゃったとおり、電力で一番重要なのはやはり安定供給だと思っています。これは平常時もそうですし、特に災害発生時にどうやって安定供給を確保するかは、県民の生活に非常に大きな影響を与えますので、災害時の対応等も考えて、どのようなエネルギー構成が望ましいのかを、県としては国の動向も見て——もちろんそれを全てよしとするわけではなく、そこに県独自のいろいろな地域状況等も踏まえて判断していくことになると思います。

鳥井修委員

秋田県には、再エネに対するポテンシャルが物すごくあって、それは県の発展や経済の発展に対して十分有効に使うべきだと思います。

また、今部長がおっしゃったところの、国の施策がすべてではない、その辺も十分に考慮していただきながら、またこの地球温暖化対策の施策についても、それらも考慮しながらつなげていただければと思います。

具体的に私からどうこうという話ではないのですが、基本的な考え方のところでお願いしたいと思います。

小野一彦委員

温暖化の関係なのですが、今の電源構成の話と、供給サイドの問題と、それから得られた電気をできるだけ使わない、あるいはCO₂を発生させないという省エネ対策など、そういう部分は一人一人の行動による効果よりも、そういう行動が積み重なって全体で大きな力を発揮する部分もあって、要するに需要サイドの問題としてあると思いますが、その需要サイドの中でも、各家庭でどういう行動を取るかにかなり大きい部分があると思います。そういう部分について温暖化対策課で、今回この主要な施策の成果には、エコマイスターだとか、こどもエコクラ

ブだとか、いろいろ取り組んでいると記載されていますが、ポイントとしては、今県人口は100万人切ったのですが、96万人の秋田県民がいかに参加して、拡大してやれることを増やしていくかがすごく大事だと思います。令和2年度はコロナでイベントは少なかったかもしれないのだが、今後新プランの1つの柱になるわけなので、生かせるというか、拡充していくような何かプラスの要素はあったのでしょうか。

温暖化対策課長

ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、一人一人の意識と行動が温暖化を防ぐ、これは国でも国民一人一人のライフスタイルの変革が必要だと話していますので、そこが重要だと思っています。

確かに昨年度はコロナ禍で、イベントも一部開催できなかった部分があるのですが、いわゆる無関心層といいますか、そういう方に情報をいかに届け、行動変容につなげていくかが大切だと思っています。例えば行動変容を促すアプリですとか、SNSを活用した取組などを進めておりまして、来年度以降もそうした方々への情報を伝える手法、様々な媒体を使って情報をまずはお届けするといったところに力を入れていきたいと思っています。

小野一彦委員

そうしたときに、無関心層が、自分ができることのアクションを起こすことを増やしていくのはすごく大事だと思います。やはりデータが重要で、「自分たちがこういう行動を取ったことによって、CO₂の削減について、全体としてはこれくらいの効果につながるのだ。」と、自分の主体性と結果のリンクについて、そういう部分の情報を——事業所の排出の部分もあるのですが——県民に共有をして、もっと分かりやすく共有して、新プランでの施策が成果を上げてほしいと思いますが、そこら辺どうですか。

温暖化対策課長

今展開しているアプリ（あきエコどどんプロジェクト）でも、環境に優しい行動をするとポイントがもらえる仕組みがあるのですが、それとともにどれくらいCO₂が減らせるかも見える形になっています。

それから、家庭の省エネのところですと、省エネ診断という手法があって、どのようなことをすれば省エネにつながるか、どれくらい削減できるかを無料で診断できる、そうした仕組みもありますので、そうしたところを、来年度はもう少し力を入れて普及していきたいと思っています。

小野一彦委員

ぜひそういう観点で進めてほしいのですが、今話がありましたように、省エネ住宅を造っている事業

者や、あるいは省エネ機器を導入している会社とか、そういう産業ともつながってる——これは県全体で進めていくことだと思うので、そういう市民の活動とともに供給する事業者へのつながりについても是非PRしていただければと思います。

温暖化対策課長

おっしゃるとおりでございます。事業所ともいろいろな連携を深めていきたいですし、特に住宅関係については、秋田県の場合は家庭からのCO₂排出量が割合としては全国に比べて多い特徴がありますので、住宅関連の事業者と更に連携を深めて様々な施策を推進していきたいと思っています。

委員長

審査の途中ですが、ここで暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時46分 休憩

午前11時 再開

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き、生活環境部関係の質疑を行います。

小山緑郎委員

水質についてお聞きします。田沢湖の水質改善と載っていますが、中和処理はこれまでも長期にわたりやってきました。以前、高校生がいろいろな中和処理施設で実験したりしてましたが、クニマス——これは農林水産部の担当になるかもしれませんが、最終的には田沢湖にクニマスが棲めるくらいの水質改善をする、そういう何か目標を持って県は取り組んでいるものなのか、そこら辺を聞きたいと思います。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

田沢湖の水質については、玉川の大噴源泉からの酸性水が原因となっております。対策としてはその酸性水を中和処理しているところですが、田沢湖の水質をpHの酸性度6にすることが今の中和処理施設の目標です。そのpH6でクニマスが生息できるかについては、今の知見では難しいようですので、クニマスが田沢湖に棲めるようになるところまでは、今の目標としては想定しておりません。

小山緑郎委員

つまり、クニマスが棲める状況に持って行く取組ではないということでしょうか。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

それを達成できれば理想だとは思いますが、現状としてはpH6のところにもまだ手が届いていないところでございます。まずはその改善を進めることが第一と思っています。

小山緑郎委員

次に、アスベスト対策についてですが、48か所立入検査したとあります。これには発がん性物質などがあつたりして、非常に危険であると……。まだアスベストが残っている建物はあるものですか。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

アスベストについては、使用されていた時期が長かったため、建物に使用されているところはまだあります。吹きつけアスベストという一番飛散しやすいものについては対策がかなり進んでいまして、それについては大丈夫なのですが、それ以外にも建材の中に飛ばない形で——昔の家ですとボードの中にそういうアスベストが含有されている建材も使われており、今後そういう建物が寿命を迎えて解体されることが想定されていますので、引き続きそういうアスベストの対策を実施していきます。

小山緑郎委員

そうすれば、まだかなりあるものですか。昔で言えば体育館とかの鉄骨組みとかにあるが、まだかなりある感覚でよいのかな。いろいろと気をつけなければならないと思っているのですが。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

先ほど話しましたとおり、目に見える形の吹きつけアスベストなど、そういうものについてはほとんど除去されていますので、その対策は取られています。今は一定の建物については建物を解体する前に、アスベストが使われているか使われていないかについての調査が義務づけられていますので、その上で、アスベストがあつた場合には適切なやり方で除去した上で解体しています。また、解体時のアスベストの飛散をいかに防ぐかや、作業員の方が吸い込んでがんになったりすることを防ぐ対策が取られている状況です。

高橋武浩委員

能代産廃（能代産業廃棄物処理センター）について伺います。

昨年度約1,260万円の環境保全対策事業費の不用額がありましたが、この内容について教えてください。ありがとうございます。

環境整備課長

すみません、不用額の……

委員長

不用額の内容について。

環境整備課長

不用額の1,257万円ですが、工事などの実績減と、それから電気代です。能代産廃処分場については、汚水をくみ上げて、それを浄化処理して、更にその浄化したものを下水に流すという処理工程ですので、くみ上げのポンプなどの水処理施設にかなりの電気代を使うこととなります。それは3月まで、

ぎりぎりまでお金を確保しておかなければならないので、どうしても余裕を持った予算を3月まで設定しておく必要があります。こうしたものが不用額として出てくることになります。

高橋武浩委員

掘削工事においてどこか減額されたとか、掘削して変更になったとか、そうした部分も含まれていますか。

環境整備課長

掘削工事については、当初予算で事業を進めていく過程で、一部住民から増掘要望があつたほか、想定していなかった場所からドラム缶が出てきたため、一度増額変更しています。確保した財源については、ほぼ適正に使い切っていると考えています。

高橋武浩委員

そうすれば、ポンプをくみ上げる分の電気代などの予算を確保しておく必要があつたが、それが最終的に1,200万円ほど不用額になった、そういう理解でよろしいですか。

環境整備課長

そうでございます。

高橋武浩委員

長期にわたつての環境対策で、能代産廃の処理に当たられているわけですが、定期的な地域住民との協議会等を通じて、昨年度、県に対して地域から要望等が様々あつたかと思いますが、その概要について少しお知らせいただきたいと思います。

環境整備課長

地域住民との協議会を定期的に開いておりまして、県からはその年に予定していること、行った成果、それから今後の県の考え方などを示しながら意見交換をしています。昨年度の住民要望として、管理している土地の中で不法に埋められているドラム缶を撤去するようにとあり、これを受けて実際ドラム缶を掘り当てて処分しましたが、ここ1年、2年——今年もですが、掘り出したドラム缶の処分を事業としてやっています。まずはこの処理を進めたいということで住民側の理解を求めておりまして、新たな要望は今年度が出てきておりません。

高橋武浩委員

能代産廃そのものの地下水の浄化は、これからもずっと続けていく必要があると思いますが、ドラム缶の撤去に関しては、昨年度で大体1つのめどがついたということではよろしいですか。この後の方向性をお知らせください。

環境整備課長

能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策は、基本的に国の支援を受けた中で実施しており、遮水壁を回して、その汚染源を封じ込める対策なのですが、封じ込めた中の対策については県単事業となり

ます。ドラム缶の掘削撤去で昨年5,600万円くらい掛かっていたかと思いますが、この後掘り出したドラム缶の処分にまた相当なお金も掛かりますので、今年度と来年度、この2か年で全量を処分する予定にしています。

高橋武浩委員

地域住民からの要望に対して真摯に対応していただいております。地域の方々の不安解消にはかなり大きくつながったと思いますが、これからまだそうした浄化についても環境の保全対策は継続していくと思いますので、是非とも地域住民の声を聞いて、できるだけ早めに、そして真摯に対応していただきたいと思いますので、その辺要望しておきます。

鳥井修委員

県民生活課の消費生活の安定と向上について、昨年来国からのいろいろな給付事業があって、例えば持続化給付金についての詐欺や不正申請などいろいろとニュースなどで目にしますが、昨年度の消費者事故や特殊詐欺の内容について、事例があれば教えてください。

県民生活課長

令和2年の特殊詐欺被害の状況ですが、警察からの情報によりますと、41件で被害額が9,693万2,000円となっています。一番多いのは、いわゆる架空請求で、例えば高額当選しましたとか、あなたのパソコンにウイルスがありますとか、うそのメールや通知によるものが一番多くて41件中18件、被害額が7,100万円ほどになっています。その次が預貯金詐欺と言われるもので、銀行員や市の職員、警察官を装いまして、キャッシュカードをだまし取る手口で、それが10件で被害額が1,000万円という状況です。また、いわゆるコロナ関係の詐欺については、この41件の中に被害の報告は今のところありません。

鳥井修委員

過去何年かでもよいのですが、増加傾向とか、景気が悪くなったときにそういうのが増えるという印象ですが、その辺はどうでしょうか。

県民生活課長

件数自体については、令和2年が41件で、その前の令和元年が38件、平成30年が33件ですので、増加傾向にあると考えています。金額については、令和元年が2億円ほど被害があって、それは1件で多額の被害があったのですが、前年の2億1,000万円から9,600万円ですので、金額については1件の被害が多かった年があったので、それに比べては下がっていますが、件数としてはやや増加傾向にあると言えます。

鳥井修委員

対策として警察との連携やチラシの配布等という

いろいろ出ていると思いますが、その取組に対しての成果はどうだったのでしょうか。

県民生活課長

もちろんチラシも作って関係機関と連携して配っていてもいますし、コンビニでの被害が多いので、電子マネー用の封筒を作成したり、CM等も放映していますし、いろいろやっています。

あとプラスして、直接そのチラシを届けることで、民生委員とかそういう福祉関係機関等の協力をいただいております。結果的には件数が増えてしまっているのですが、まだ道半ばと考えています。

鳥井修委員

例えば全国ではなくても東北6県とかと比較して、秋田県は件数的にはどのくらいの水準なのでしょうか。

県民生活課長

東北でいきますと、41件という件数は多いほうから4番目になっています。多い順からいきますと、宮城、福島、岩手、秋田の順です。その後、青森、山形となるのですが、高いほうではないです。やはり東北でいきますと、宮城と福島が群を抜いて多くなっています。

鳥井修委員

いずれ宮城は東北で一番規模が大きいですし、人口の多いところだから件数も多いと推測できます。人口比からいけばどうですか。

県民生活課長

人口比で割り返しましてもやはり宮城が1番です。人口10万人当たりでも宮城と福島がやはり1位と2位で、秋田は4位となっています。

鳥井修委員

では、対策についてなのですが、警察とも協力しながらいろいろな対策を講じていると思いますが、それでも増加傾向であることを考慮すると、継続して取り組んでいくものと、令和2年度にいろいろなことがあって、それに対応するため新たに取り組んでいくことも追加していかなければならないと自分は思いますが、その辺は、令和3年の対策等についてどのような進展がありましたか。

県民生活課長

継続するものはやはり継続しなければならないので、例えばチラシですとか新聞広告などは継続しています。また、自動通話録音機——電話から詐欺が始まるので、そういう電話の自動通話録音機能、それも継続しています。あとは、啓発の仕方ですが、例えば5億円が当選しましたといったメールが来たとしても、やはりそんなおいしい話はないということをいろいろなマスコミや新聞などに載せていますが、そういうことを頭の隅に置いていただけるような啓発をしていくと……

委員長

齋藤課長、すみません。もう少し大きい声でゆっくりとお願いします。

県民生活課長

すみません。5億円当選しましたというメールがありますが、そういうおいしい話はないので、そういうところを改めて頭に残るような啓発をしていきたいと思います。

繰り返しになりますが、民生委員が直接お届けする方法、警察の安全・安心アドバイザーもいるのですが、直接働きかける機会を去年にも増して継続して、力を入れて取り組んでいるところです。

鳥井修委員

例えば高額当選のお知らせとか、いろいろな話があったときの詐欺に遭われた方は、やはり高齢者の方が多いのですか。

県民生活課長

被害者の半分以上は、やはり高齢者となっています。

鳥井修委員

最後にします。対策としては今課長のおっしゃった、民生委員や警察の方などの人的な対策もあると思うし、チラシなどの媒体を使った啓発、また高齢者であるとインターネット環境とかの話にもなってくるので、少しずつそこは今後考えていかななくてはならない前提でお話をしますと、やはりうまい話はないと、そういう意識改革について多分に占める部分があって、それはお金をどれだけ掛ければよいか分からないのですが、そこが強いと思いますので、是非とも一人でも出ないような対策を講じて、できればやはり前年度よりは被害者が少ない状況になるように、継続した取組を何とかお願いしたいと思います。

県民生活課長

委員御指摘のとおりで、件数がゼロというのが理想ですので、関係機関とも連携しまして、あといろいろなメディアも使いまして、今若者対策としてSNSなどにも広告が出るような取組をしていますので、そういうのを含めて、少しでも被害が減らせるように一生懸命頑張っていきたいと思っています。

委員長

答弁者の皆さんにお願いなのですが、マスクのせいだと思いますが、聞き取りづらいので、はきはきと答弁していただければありがたいです。委員の皆さんもよろしくお願いします。

宇佐見康人委員

関連で、消費者行政全般で特殊詐欺に関してなのですが、広域化していることが一番の問題なのかと思います。先ほど秋田県は上から4番目、下から3番目だったのですが、宮城とか福島の場合であれば

東京から近いので、恐らく直接取りに来る訪問詐欺などが件数の上位を占めていると……。秋田県の場合は、恐らく振り込む、あとは電子マネーのところの対応をしっかりとしていけば、ある程度減らせるのではないかという思いを持っています。

まずは、令和2年度は、前半は訪問が多かったと思いますが、令和2年度からの広域化への対応だとか、そうしたものはどのように変化してきたのでしょうか。

県民生活課長

警察とも関連するのですが、データを見ますと、電子マネーに関する被害は、昨年でいいますと41件分のうち10件となっていますので、それは引き続き電子マネーの封筒を利用して啓発していくことになると思います。

訪問型には、いわゆるオレオレ詐欺や、預貯金詐欺、それからキャッシュカード詐欺盗（警察官や金融機関職員になりすまして被害者宅を訪問し、隙を見てキャッシュカードをすり替え、だまし取る詐欺の手口のこと。）があるのですが、昨年それがやや増加傾向にあります。一回新聞でも特集がありましたが、秋田県ではないところから来て、それを持っていく事例もあると思いますので、そこは警察とかと連携して対応していかなければならないと思いますが、相手も進歩しているので、なかなか難しいと思っています。

宇佐見康人委員

福祉環境委員会で改めてゆっくり伺いたいと思いますが、相手も進歩している中で、こちらも対応をどんどん変えていかなければ、こちらは半分仕事、半分楽しみながらやっている連中だと思います。こちらはホワイトハッカーであり、楽しんでやっているハッカーとは堂々巡りになってしまうのかと思います。何かの本に書いていたのが、被害に遭っている人たちの性格を見ると、頑固な人が多かったり、あとは地域とのコミュニケーションがなかなか取りにくい人が多かったりということもだんだん分かってきています。

だから、そういう人たちにこちらから各市町村を通してダイレクトにアプローチしていくことも、民生委員を通してやっているとは言いますが、もっと頑固な人だとか、コミュニケーションがそもそもない人とか、民生委員の人でも受け入れないという感じの人もいますので、そうした人たちに対してどうするか——ゼロにするためには必要なのかなと思いますので、是非検討していただければと思います。

県民生活課長

委員指摘のとおり、いろいろな講座を開いたり、例えばチラシを配ったり、テレビCMも放映しているのですが、それを見ないとか、拒否というか、あ

まり関心を持たない人も多いため、警察や弁護士などいろいろなチャンネルがありますので、そういう方々と相談しながら、情報を直接届ける仕組みをいろいろ考えていきたいと思っております。

薄井司委員

主要な施策の成果の47ページ、水道対策について伺いたいと思っております。生活衛生課で水道事業を担当していると思っておりますが、専門職といえますか、技術管理者等の有資格者の職員は在籍していますか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

水道の有資格者はおりません。ただ、いわゆる土木系の技術職員は1名在籍しています。

薄井司委員

昨日の市町村課の質疑のところ、水道の広域化についてテーマを設けて新しい検討を始めている状況で、生活衛生課との連携が必要ではないかという問に対して、当然必要だと認識しているという答弁があったのですが、昨年度は生活衛生課はその会議に参加されておりましたか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

オブザーバーとして参加させていただいています。

薄井司委員

広域化を進めていく場合に、それぞれの水道事業者の状況を把握していくことが大変重要だと思っております。幾ら広げても、個々のところが弱体化している事業者であれば、広域化するにも机上の話であり、なかなか技術的な部分が伴わないことが大変懸念されていると思っております。そういう意味で、前の総括でもお話ししましたが、土木と水道は私は違うものだと思っております。それに対する答弁の中で、県が単独でそういう事業を実施していないという話だったのですが、ここは実際広域化の検討が始まっている中であれば、やはり専門の担当者あるいは経験者を置く必要があると思っておりますが、いかがですか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

委員の御指摘はそのとおりなのですが、やはり技術者不足は市町村だけでなく私ども県も同じでございまして、我々が今持っている技術の中で——水道の技術者ではありませんが——勉強しながら対応している状況でございまして、現時点ではそれが限界かと考えてございます。

薄井司委員

人の配置については、人事当局でいろいろ権限があると思っておりますが、これから人事当局に対して、やはりこうした有資格者が欲しいといった要望等は出すつもりがあるのかどうか、その確認をしたいと思っております。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

お答えからすると、今のところはございません。といいますのは、私ども県の立ち位置といえますか、責務としては、実際の水道事業者たちが事業をしやすいように、基本的には国からの補助について、更にその補助率を上げるとか、若しくは条件を緩和するなど、そうした点に力を注ぐことが現実的と考えております。

確かに技術的な指導等ができれば一番よろしいのですが、やはり50年、100年近く培ってきた——100年まではいきませんか、70年くらい培ってきた市町村の技術は相当すばらしいものがございますので、私どもは市町村から要望されたところをバックアップできる体制に今は注力したいと考えてございます。

薄井司委員

そういう方向であれば、いつの日かそうなることを期待していますが、それぞれの市町村の事業者とやはりそうした意見の相違がないような、そういう指導の方法を取っていただきたいと思っております。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

令和元年度から水道ビジョンの策定が始まりまして、今年度は広域化推進プランの策定に入っておりますが、全市町村には、作業部会を立ち上げましたのでそこに参加していただき、担当レベル、それから私を含め課長レベルで常に意見交換をしながら、策定を進めていると自負してございます。ですので、このプランの策定が終わった後もこの作業部会は形を変えてでも残しながら、市町村とコミュニケーションを取って作業を進めてまいりたいと考えてございます。

薄井司委員

前にも話したのですが、全国的にも水道管の破裂などでいろいろと人的被害が出ています。そうしたことがこれから加速していくと思っておりますので、そこら辺、結局は県民の安心、安全につながるのだと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それからもう一点ですが、次の48ページに「水質検査の法定回数不備等の21施設について速やかに改善するよう指導した」とあります。法定回数の不備以外に何が指導の対象になっていたのですか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

小規模水道の残留塩素不足です。これについては塩素が切れてしまった事例が多いので、それは直ちに足していただく形で改善、指導してございます。

薄井司委員

そういう小規模水道の点検等検査は行われていると思っておりますが、その中で施設の関係については、かなり老朽化が進んでいると私は理解しているのですが、その辺については、指導の対象にはなっていないと思っておりますが、例えば検査しに行くと、これはお

かしいというような事例はありますか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

例えば小規模水道であれば、組合長の立会いの下で監査を行い、いろいろヒアリングを行うのですが、その中で将来的には市町村の事業の中に入れてもらいたいとか、そういう御要望はありますので、それについては、先ほど申しました市町村との作業部会の中でお伝えしているところでございます。

佐藤信喜委員

主要な施策の成果の47ページですが、PCB廃棄物処理対策について、これは確か国の処理期限を間もなく迎えると思えますが、もう調査を終えて県内にあるものは全て把握していて、今は処理に向かっているのかどうか、今の状況をお知らせください。

環境整備課長

細かい数字についてはすぐに出てきませんが、高濃度PCBと低濃度PCBとあります。低濃度PCBについては、この先処理していかなければならないものですが、今委員がおっしゃった、処理期限が間近に迫っているものとしましては、高濃度のPCBを使用した機器になろうかと思えます。さらに、高濃度のPCB使用機器についても、トランス、コンデンサーといった機器と、古い照明に使われている蛍光灯の安定器、こうしたものに分けて処理対策を進めています。コンデンサーとかトランスといった比較的大型の機器——小さいものもあるのですが——そうした電気保安協会みたいところが検査に行くものについては、全数を既に把握されておりますので、そういうものの把握は基本的には終了しています。今年度までに処理できないものについては、来年度が期限となりますので、一応全数を把握しているものと考えています。

ただ、処理主体がないもの、あるいは見つからないものについては、来年度以降、代執行のようなことで全数の処分をしたいという計画を立てています。代執行になりますと能代産廃ではありませんが、いろいろ費用面の負担も出てきますので、まず直接の機器の所有者であれば期間内に処理することをお願いしていますし、所有者がもういなくなっているケースもあるので、関係者、倒産した会社の役員ですとか、そうした方々に主体的に処理してもらえないかお願いしています。実際にそうした要請に従って対処してくれるところについては、国の支援もありますので、そうした中で処理をしています、まだ数台です。

そうした電気機器についても懸案となっているものがあり、安定器については、ある年代以前の建物に使われている可能性があります。恐らく2万件程度の建物について、3年くらいかけて調査を進めています。これまでに2万2,000件の施設に

ついてアンケート調査を行いまして、アンケートで不明となっている約1万件弱については追加調査をしている状況にあります。

佐藤信喜委員

なぜこの質問をしたかという、今のこの調査が始まる前なので結構前に、土地改良区だったと思えますが、安定器の処分に困っていると聞き、処分費の助成でもあれば大変ありがたいということでした。そこから処分期限が設けられてきて、多分処分はされたと思えますが、やはり漏れのないようにまずしっかりと調査して進めていただきたいと思います。

また、今言ったとおり安定器の関係でいきますと、たまたまうちの農業用倉庫が事業用倉庫と見られ、通常の蛍光灯だったのですが、対象になっていたもので、こういう実態が分かっていました。1万件ほどの追加調査が必要であれば、不明な部分は非常に難儀すると思えますが、徹底して、漏れのないように頑張っていたいただければと思います。

質問を変えます。海岸漂着物の件なのですが、毎年、三種町でもやっていますし、いろいろな海水浴場でもクリーンアップ作業をやっています。

ただ、全体的にできているかとなると、そうではないと思えますし、やれる範囲とやれない範囲ももちろんあるのですが、海岸に漂着するごみは大変な量です。ある程度限られた予算の中でやっていくしかないと思えますが、こうした予算は年々増えてきているものなのか、あとはこの後どういう方向——例えば観光的なところ、男鹿の国定公園を中心に行うとか、海水浴場を中心に行うとか、そうした方向性についてはどうお考えなのかお知らせください。

環境整備課長

特に今は海洋プラスチックごみですとか、いろいろ注目を浴びているかと思えます。先日、秋田魁新報で報道されたプラスチックの地層みたいなことも、随分県民の皆さんも驚きを持って再確認されたこととは思っています。

民間のボランティア団体等いろいろな会社が自主的にごみの回収などを行っていることは、全てを把握することはできておりませんが、海岸漂着物の回収については、国の補助があり、それに従って毎年計画を立ててクリーンアップや回収事業を行っています。昨年度、第3次の海岸漂着物の計画（第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画）を立てまして、計画的に進めていくこととしています。そこに位置づけられたものについては国の支援が来ることとなります。事業費についても、若干制度の変更はありますが、ほぼ前年並みの予算を確保して毎年事業を進めていくことができているものと思っています。この後もしばらくはそのスキームの中でやっていけると思っています。

回収箇所については、海岸管理者——漁協ですとか市町村、あるいは県の建設部ですとか、こうしたところと共同して重点地域を決めて、特に人が集まる場所ですとか、それからそうしたものがあって危険なところなどを指定して回収しております、回収しても回収しても、なくなることがないといったものでもありますが、回収量がどんどん増えているわけでもないのです、例年どおりで進めてきていますので、このまましっかり継続していけるように努力していきたいと思っています。

佐藤信喜委員

海岸漂着物については、各地区から多分要望もあると思います。予算的には6,130万円ほど使われているのですが、逆に実績減、これは請け差なのでしょうが、664万円ほど残していますよね。もしかすれば、これを使えばもう一か所であったり、もう何トンとか、そういう処理を進めることができたのではと思いますが、その辺についてはやはりそういう対応はできない予算の枠組みなのでしょうか。

環境整備課長

実績減もそうですが、市町村は計画を立てて処理をしていますので、そうした計画、あるいはプラスアルファの部分についても対応できていると思っています。

ただ、御存じのとおり木造船の漂着が昨年度はほとんどありませんでした。処理実績としても2件で、年度中に漂着したものはその中でも1件だけで、その分は年度末まで取っておかなければならないお金なので確保していたのですが、場合によっては、回収事業などほかに使いたいときには工面をしたりすることもあるのですが、結果として不用額になったものです。

佐藤信喜委員

これも本当に環境対策であり、大きな課題だと思いますので、何とか頑張っていただければと思います。

次に同じ資料の45ページなのですが、八郎湖の水質保全について、汚濁負荷量の削減は徐々に進んでいる、水質については横ばいが続いているが、環境基準を超過しているとあります。これは環境基準内に抑えていく方向で進めていると思いますが、その目標についてどう対応していくのか、そこら辺をまずはお聞かせください。

八郎湖環境対策室長

環境基準は各湖沼ごとに決まっております、例えば化学的酸素要求量であれば、湖水1リットル中の量が3ミリグラム以下となっています。現実には、それを約2倍から3倍くらい超過している状況であるとここで書かせていただいています。

一方、湖沼の特措法（湖沼水質保全特別措置法）

に基づいた水質保全計画を6年ごとに立てておりまして、その中で、水質基準とは別にその期間内の水質の低減目標も作っています。それについては、平成19年から6年間の第1期については化学的酸素要求量と全窒素、全リンの3指標がございまして、八郎湖の東部承水路、調整池、西部承水路の3か所ですので、3掛ける3で都合9項目になります。そのうち6項目については達成しました。平成25年度からの第2期については、また少し厳しめの目標にして、それについては9項目中3項目を達成しまして、今現在は3期計画の3年目でございますので、各々6年の期間の最終年で目標を達成しているかどうかを判断するものでございます。

もう一方、そもそも論の負荷量という物質の量でございますが、第1期から現在まで約15年間経過しましたが、COD——化学的酸素要求量では8%くらい、それと全窒素、全リンでは15%くらい、物質の量としては低減になっていますので、ここはやはり引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

ただ、どうしても水質は濃度でございますので、物質割る水の量になりますから、水の量はどうしても気象条件に左右されることがございますので、そこら辺は人為的な対策ではいかんとも難しいところもあります。やはり入ってくる汚濁物質を減らす——農地からの濁り水ですとか、事業者や工場からの排水ですとか、民家からの生活排水など、そういうものをきっちり低減してまいりたいと考えています。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。今室長がお話ししたとおり、ここに落水管理とか、その対策をやられてきているとありますし、やはりこれに関しては時間の掛かることではあると思います。やはり継続は力なりではないのですが、しっかりと対策していただければと思います。

そうした中で、実証試験として、例えば水生植物の生育場の整備であったり、高濃度酸素水供給装置による水質改善のための実証試験、これも試験的とはなっているのですが、この結果を本当に実行していくお考えなのか、その辺についてのお考えを聞かせてください。

八郎湖環境対策室長

実証試験については、今委員がおっしゃったところに書かせていただいています。例えば西部承水路において、高濃度酸素水の供給については平成28年度からやっていますので、もう一定の成果が出ていると考えておりまして、西部承水路のくぼ地が酸素がなくなって貧酸素状態になって、そこから窒素やリンがヘドロからまた水に戻ってくると——溶出

してくることがあるものですから、その底質、ヘドロのところに酸素を供給してやることは一定の成果が出ています。ただ、名古屋の特許を持っている企業さんのものを使っていますので、やはり特許ですので、コストがどうしても掛かってしまうことはございますから、もっと本格的に、くぼ地全体をめどにやりたいのですが、そうなりますと今の1か所を最低でも数か所くらい増やしてやらないとならないので、それにコスト面のところも考えていかなければならないですから、そこら辺は、3期は今のまま継続させていただいて、4期以降——令和7年度以降になります——そういう抜本的な対策を講じていかなければならないと考えています。

佐藤信喜委員

分かりました。それについては、継続して頑張っていたいただければと思います。

あと最後に、1つお願いがあって、たしか八郎湖には監視カメラをつけていたと思います。私も前に調べたことがあったのですが、ネットで見つけたカメラの運営要領には、5台と書いているのですが、今日の説明資料の中には6台と記載されているので、もし資料が古いようであれば、やはり訂正していくべきだと思うので、何とかよろしくをお願いします。

八郎湖環境対策室長

大変申し訳ございませんでした。今御案内のとおり、実際は最新状況では6台設置していますので、情報が古いものをそのまま掲示していたようです。その辺については大変申し訳なく思っていますので、至急訂正させていただければと思います。ありがとうございました。

吉方清彦委員

当該委員会でもありますので、簡単にお答えいただければよいのですが、秋田県HACCP認証制度についてお聞きします。

主要な施策の成果の47ページには、117回講習会を開催し3,122人が参加した結果、新たに37件が認証を取得し、認証件数は143件となったと記載がございます。3,122人が講習会を受けて37件が認証して、そしてトータルの認証件数は143件というのは、これは少ないのではないかと思います。今まで取り組んできた中で認知度はどうなっているのか、そして必要性は感じられているのか、今後これは絶対必要となっていくものなのか、昨年度の取組を通してお答えいただければと思います。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

この件数は、いわゆる秋田県版HACCP認証の施設数でございます。今回はコロナ禍もございまして、法の義務化になった施設に対する説明会、それから通常の衛生説明会の中で県版のHACCP認

証制度についても御説明をしたものですので、全部合わせての件数と御理解いただければと思います。

県版のHACCP認証については、法改正によりHACCPが制度化された以降も申請が増えており、これは法の求める以上の管理に取り組もうとする企業が多いと受け止めております。私どもとしましてはニーズがある以上は今後も認証制度を継続してまいりたいと考えているところでございます。

吉方清彦委員

ある程度大手のところは、全国展開するとなれば、当然HACCPを取るのでしょうか、一般の人が営業するレベルでは、これは皆さん、認知度とか必要性は感じておられるものなのでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

実際に取得したケースを見ますと、いわゆる漬物製造業から始まりまして、菓子製造業、それから小さな個人のパン屋さんなど、そうしたところが自分の考えの下で必要なのだと、将来自分の事業を展開していくに当たって取っておいたほうがよいという御判断で取られるケースもございますので、何も大きい企業だけが取られているわけではございません。

ただ、御指摘のとおり、これは非常に労力が掛かるものでございまして、確かに継続のときにやはり大変だとおやめになるケースもございまして、その辺りは私どもも何らかの支援を今後考えていかなければならない部分はあるかと考えています。

吉方清彦委員

実際、おおよそどれくらいの方が、HACCPを分かっているのか——例えばもう半分くらいまで来ているとか、3分の1くらいまで意識しているとか、それとも10人いれば1人くらいであるとか、現段階でどのような感じでしょうか。

生活環境部参事（兼）生活衛生課長

正直なかなかなか難しい御質問でございまして、私もは一方的な感じでの周知になってしまっているところは否めないかと考えていますが、10年以上前から我々はこの法改正を見込んで事業を行ってまいりましたので、HACCPの名前を知らないということはない——ほぼ9割以上の方は一回は聞いたことがあるだろう、そして、大体どういうことをやらなければならないとか、いわゆる記録を取らなければならないなど、面倒くさいというくらいのことは感じていらっしゃる方はいらっしゃると思いますが、実際に導入となると半分までにはまだまだ行っていないのが実情だと考えてございます。

宇佐見康人委員

1点だけ確認させてほしいのですが、水質汚濁の健康項目でフッ素とありますが、これは玉川のことでよいのですか。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

玉川ダムで基準を超過しています。

宇佐見康人委員

原因は、雨が降らなかったからということでしょうか。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

フッ素については、玉川の大噴源泉に濃度が高く含まれていまして、今委員のおっしゃいましたとおり、昨年度は雨が少なかったことが主な原因ではないかと推定しています。

宇佐見康人委員

では、自然な状態で基準を超過しているの、特段県として何かをするわけではないですよ。

生活環境部参事（兼）環境管理課長

自然由来のもので、対策が取りようがないところですが、下流の利水に当たっては、直近の神代ダムのところで農業用水として使用しています。その地点では環境基準を下回っていますので、利水上の問題はないと思っています。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で生活環境部関係の質疑を終了します。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とし、農林水産部関係の審査を行います。

午前11時56分 休憩

部局別審査（農林水産部）

書記 藤澤直洋 録

午後1時29分 開議

出席委員

休憩前に同じ

説明者

農林水産部長	佐藤幸盛
農林水産部森林技監	嶋田理
農林水産部次長	中西滋樹
農林水産部次長	齋藤正和
農林水産部次長	伊藤真人
農林水産部次長	沼倉直人
農林水産部参事（兼）農地整備課長	舛谷雅広
農林政策課長	藤村幸司朗
農業経済課長	本藤昌泰
農業経済課販売戦略室長	
	本郷正史
農山村振興課長	阿部浩樹
水田総合利用課長	草薨郁雄

水田総合利用課秋田米ブランド推進室長

加賀谷 由博

園芸振興課長

黒澤 正弘

畜産振興課長

畠山 英男

水産漁港課長

大山 泰

林業木材産業課長

清水 譲

森林整備課長

三森 道哉

代表監査委員

高橋 洋樹

会計管理者（兼）出納局長

奈良 聡

委員長

委員会を再開します。

農林水産部関係の審査を行います。

初めに、農林水産部長の説明を求めます。

農林水産部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

農林水産部関係の質疑を行います。

鳥井修委員

初めに、秋田ブランドによる畜産振興ということで、昨年度はコロナ（新型コロナウイルス及びその感染症のこと。）の影響で秋田ブランド、特に比内地鶏等の需要が大分低下して売れなくなったので県でもかなりの助成をしたと思うのですが、それに関して質問させていただきます。コロナ前はどのぐらい比内地鶏の需要があったのかと、昨年のコロナ禍で受けたダメージがどのぐらいで、県が入れた公費はどのぐらいか、まず教えてください。

畜産振興課長

比内地鶏につきましては、コロナ前の令和元年度の全県の生産量が55万羽です。昨年度はコロナの影響があり、それが48万羽まで下落したところです。下落したことに、比内地鶏の販路拡大ということで、外食に大きく依存していた販路を外食以外の学校給食とか中食（調理済み食品を購入し、自宅等で食べること。）とか、多角化に取り組ませていただき、事業費総額で1億3,000万円ほどを支出しております。

鳥井修委員

去年の説明の中で、比内地鶏の在庫が大分増えてかなり冷凍庫にあったということを聞いていたのですが、その在庫は特段処分することなくある程度需要に回ったのですか。

畜産振興課長

在庫につきましては、1年前からコロナの影響で増えた分が約52トンほどございました。それにつきましては、今説明したようないろいろな取組と、

主産地である北秋田市や大館市、それから民間団体の方々の努力により、昨年の年度末で全て解消されております。

鳥井修委員

令和3年度もまだコロナ禍の状況が続いていると思いますが、今年度は令和2年度に比べてどういう状況ですか。

畜産振興課長

年度末には、先ほど話しましたように、過剰な在庫は全て解消された状況にはなりました。しかし、今年度につきましても、首都圏において5月以降緊急事態宣言がずっと継続されている状況にありまして、年度末に比べるとまた在庫が増えている状況にあります。そうしたことを見据えまして、今年度の6月補正予算において、社食や中食での値引き販売に対する支援や贈答用として買い物していただくときの送料に対する支援、それから小売店でのフェアなどによる販路拡大に取り組ませていただいております。

鳥井修委員

そうすれば在庫がまた過剰に残ることはある程度回避できて、それなりの生産と需給の調整というか、イコールぐらいにはなるのでしょうか。

畜産振興課長

そういったコロナの状況がありましたので、昨年の時点で4割ほどの生産調整をしておりました。去年のコロナ対策のおかげでそこは少し緩和されたところではありますが、今なお2割は生産調整をしている状況です。ですから、再び販路が増えていかない限りはまだそれが続きますので、昨年から取り組んでいる販路の多角化を定着させることを今関係者とともに頑張っているところです。

鳥井修委員

2割の調整があるという話でした。この後コロナの状況がどうなるか分かりませんが、仮にある程度回復してきて需要が今までぐらいのところに戻ってきたとして、この2割の調整というのはすぐ対応できる体制なのですか。

畜産振興課長

正直に申し上げますと、ひなを入れるところから出荷するまで半年の時間が掛かるものですから、回復してきた需要にすぐに対応できるかというところではなく、追いつくまで1年ぐらいは時間が掛かると思います。今その対応をするには目下の状況——なかなかひなを増やすところにはまだ行っていませんので、まずは消費回復に取り組み、その様子を見ながら少しずつ生産数を回復させるように取り組んでまいりたいと思います。

鳥井修委員

関連で販路拡大のところですか。昨年も同じような

質問をさせていただいたのですが秋田牛について、コロナ禍前であれば海外——台湾とかタイとかその辺にかなり出して販路を拡大していきたいという話を伺いました。具体的には鹿児島が全国トップレベル——昨年のメモ書きを見ると34万トンぐらい、秋田牛は2万トンとかなりの差があって、量や価格では対抗できないので何とかトップセールス等を通じて信頼関係を作りながら、販路を拡大していきたいという話を伺いました。その状況を受けてですが、コロナ禍である今なかなかトップセールスもできず、信頼関係の構築に向けて知事が直接足を運んでのアピールができない中で今後の対応をどのように考えていますか。

畜産振興課長

委員から御指摘の昨年のお話については全くもって対応は変わっておりません。ただ、台湾、タイへの輸出に関しては、台湾は当初あまりコロナの影響がないという状況もありましたが、以後はタイ、台湾ともコロナの影響があってという中で、ECサイト（インターネット上で商品やサービスを販売するためのウェブサイトのこと。）は以前よりも活発に取引されており、秋田牛は平成27年から輸出を開始しましたが、昨年度はこれまでで最高の10トンまで輸出を拡大したところです。これにつきましては、もちろん行ったり来たりはできないのですが、佐竹知事にPRビデオに出演していただいて、それを向こうの店舗で流してもらうという形でPRしたり、あとは既存の取扱事業者との連携を強化しながら——やはりロットや価格では大産地の鹿児島等には太刀打ちできませんので、取り扱ってくださっている業者が望む、例えば月々のフェアに対して販促資材を提供するなどのきめ細かいサポートをしながら、販路を拡大させていただいているところです。今後もうこうした取組を続けてまいりたいと考えております。

鳥井修委員

昨年聞いたところでは、トップセールスで信頼関係を構築して販路拡大するというところで、知事の対応が物すごく大きいと思っていました。今の課長の話で、きめ細かくやっていくということで一つ安心しましたが、知事をメインにトップセールスしていくのは全然いいのですけれども、それが主になってしまうと——知事は食通で肉も大好きだし、いろいろな発信ができると思いますが、多分トップセールス一つを基軸に置いた戦法だと、伸び代が少ないのかなという部分があります。いろいろな方策があると思うので検討しながら販路拡大に是非つなげていただきたいと。鹿児島など畜産王国のところまではなかなか無理だとしても、秋田牛のおいしさをどうやって広めていくかというのはこれからの研究課題

になると思いますし、是非その辺は次年度以降も課題として研究して、全国の皆様においしい秋田牛や比内地鶏など、秋田ブランドを広めるために頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

畜産振興課長

今の輸出のことに关しましては、昨年も一昨年も既存の取扱事業者に新たな事業者を加えて取引させていただいているところでは、増えたのは、輸出している県内の事業者の方々の努力であったり、一度輸出したものを買って味見していただいて、評価を頂いたといったことで販路が拡大しているところがあります。全国の皆さんをはじめ、輸出業者などに食べてもらう機会も作りながら販路を拡大して、最終的にはそれが生産者の所得向上につながっていくように今後とも努めてまいりたいと考えております。

小野一彦委員

257ページ（主要な施策の成果並びに決算説明資料）の予算執行状況ですが、畜産振興課の生産振興対策費で、秋田県獣医師職員確保対策事業に①から④まであります。令和2年度の予算の執行状況、取組状況とその成果、あるいは今後の方向性についてお尋ねします。

畜産振興課長

獣医師職員確保対策事業ということで、獣医系の大学を卒業した者が秋田県の職員となることを条件とした修学資金の貸付けという内容が、①番から③番です。①番と②番につきましては、現役の大学生に対して貸付けする修学資金で、③番につきましては獣医系の大学に入学する高校3年生に対して入学金等の学費を貸し付ける制度です。それぞれ①番、②番、③番については、昨年度11人に貸付けをして、うち3人が昨年度からの新規ということになっています。それから、④番の大学、高校での事業PRにつきましては、獣医系の大学に対して、秋田県の獣医になるための修学資金制度の紹介をしたり、県内に15校ある進学校に対して、同じく制度のPRに努めさせていただいた経費です。

小野一彦委員

地元の畜産農家の方々から最近よく相談があったり、今後のことで心配の声が寄せられているのは——県職員の獣医師の確保ももちろん大事な話ですが、一方で地元に住まわれて、何かあったときに夜中でも来てくださる、そういう地域で一緒になって畜産、特に和牛の関係をやっていただける方々が高齢化してきて、これから5年後、10年後のことを考えるととても不安だとのこと。人材確保はとても大変なことではあるのですが、そういう部分についての対策をより充実してほしいと言われております。そういう意味で、③と④——いずれ県職員以外で地元の共済組合とかに従事される、そういう獣医師の

確保について、今後——令和3年も含めて——どんなことをやっていきますか。

畜産振興課長

事業を実施している背景として、まず県職員の獣医師も少ないというのがあって、その確保のために先ほど話したような制度をもって確保につなげようとしています。現状をお話すると、新たな職員として採用される方のほとんどが修学資金を借りた方——前はそれ以外の方もたくさんいらっしゃったのですが、今はほとんど修学資金を借りた方になっているということで、一層修学資金の貸付け枠を確保することイコール獣医師職員の確保になっています。実際には定員37人に対して34人ということで、未達の状態がここ5年間ぐらい続いていることになり、県職員の獣医師も足りない故にこういう事業をやっているということになります。

それと、委員御指摘の農業共済——現場で農家の方々の牛、豚を治療する獣医師も同様に少ない状況にあります。全国で獣医系の大学が17あり、毎年卒業生が1,000人ぐらい出のですが、その中で一番多い4割以上が犬、猫の獣医でありまして、農業共済や県職員の公務員獣医師は3割程度ということで少ない。加えて、どうしても首都圏に就職する方が圧倒的に多くて、地方では確保に難儀しているのが現状です。

したがって、先ほど委員御指摘のように畜産農家の方が先々心配だという声はそのとおりで考えておりますが、ただ、県も不足している、農業共済も不足しているということで、農業共済と連携しながら今年度も高校生を——地元、県内出身の獣医学生を確保するのが一番重要なことだろうということで、高校生を対象にした職場体験研修を8月に実施させていただきました。枠が12名だったところに21名の応募があり、今回はやむなく半分でお断りしたところだったのですが、実際にやってみると大変好評でした。そういった県内の若い方々に対するPRを続けながら、農業共済についても県についても獣医師確保を進めていきたいと考えております。

小野一彦委員

地方創生ということで、私たちが住んでいる中山間地域で若い人たちが、今まで先輩たちが培ったいろいろな技術や地域の資源を生かして冬でも収入を上げて暮らしていくことを考えたときに、日本の宝と言われる和牛に関わったりと、畜産というのは本当に大事だと——ほかの業種の品目もそうですが——思っています。ですから、これからのプランのことを考えるときにも是非そういう部分で、令和3年度や令和2年度の取組を更に伸ばしていくようなことを是非進めていただければと思います。そこら辺は部長にお伺いしたいと思います。

農林水産部長

課長が言ったように、県も現場も獣医師が不足しています。ただ最近ちょっと感じているのは、例えば高校生に獣医の仕事はこんな感じですよと研修みたいなことをやれば、結構女子の学生が多いです。最近修学資金を借りているのも女子の方で、現場で獣医というのはこんな仕事ですよと見せるのも意外と女性です。女性の職員にやってもらおうと、意外とかっこいいと感じてくれる人がいるということがあるので、その方々が実際に県庁に入るか、共済のほうに行くかは分かりませんが——来るにはまだ、もう6年か何年か掛かるのですが——女性の方々が魅力を感じるような形を作っていけば少し流れが変わるという感じは持っています。今の若い方々も意外とサラリーマン志向が多いのだと思うのですが、そうではなく現場で生き物に触れたいとか、そういう価値観を持っている方もおられると感じますので、今すぐ来年からなどというのはなかなか難しいと思いますが、そういう形で少しずつ働き方というか、そういう方も働けるというのをPRしながら、何とかうちの県にも獣医を呼び込みたいと。そうしていかないと県庁自体もたなくなつて我々も大変なことになりますので、そんな形で進めていきたいと思えます。

小野一彦委員

資料（主要な施策の成果並びに決算説明資料）

245ページ、元気な中山間農業応援事業について、資源活用プランの策定とか畑地化整備、先ほどの部長の説明でもありましたが資源を生かす生産体制整備とか、あるいは中山間地で営農しながら太陽光発電をするモデル実証事業、そういった取組がここに報告されています。その取組についての令和2年度の成果と、それから今後に向けた発展の目みたいなもの、そういう成果の部分についてお尋ねします。

農山村振興課長

元気な中山間農業応援事業につきましては、中山間の条件の悪いところの農業を支援していきたいということで平成26年度から実施しております。これまで県内の55地域を指定して活用させていただいているところで、こういった事業を活用して水稲以外の作付が困難だった水田を畑地化したり、冷涼な気候を生かした園芸作物の作付を拡大したり、徐々に成果が表れてきております。数字的に言いますと、事業が完了してから達成するまでに時間が掛かりますので、成果として見えている分ということですが、29の事業の結果としては、農作物の販売額が事業前の17.2億円から26億円という形で5割ほど増加してきています。また、作付面積も900ヘクタールほどから1,200ヘクタールほどということで、取組も拡大しているところです。

例えば、全域が中山間地域という東成瀬村の地域では全面的に活用させていただいておりまして、畜産では赤べこ（東成瀬村で生産している肉牛のブランドのこと。）の生産の拡大であるとか、法人が堆肥を利用して仙人米（東成瀬村で生産している米のブランドのこと。）の作付であるとか、トマト、リンドウ、アスパラガスの生産拡大を村全体で進めている状況です。トマトにつきましては加工品という形で首都圏、ECサイトでの販売を行いまして、女性の雇用の場にもつながるように村全体の産業を押し上げているような状況です。

あと、太陽光発電モデルにつきましては、今雄和（秋田市雄和）のほうで実証試験を行っております。営農型太陽光ということで、全面的に太陽光パネルがあるわけではなくて、3分の1程度の間隙があるところに太陽光発電パネルと、その下に作物を植えて、そこで収量や品質の変化を見ている状況で、太陽光につきましては遜色のない収量が見込まれるという成果を得ております。枝豆もやっておりますが、違う作物でも引き続き実施していきたいと考えています。

小野一彦委員

補助率が高いということで人気があった部分もありますが、平成26年からの取組でいろいろと成果が出てきていると思います。これをやってみて東京のマーケットとつながったとか、この太陽光みたいに新たな取組で次に展開ができるような事例に発展したということが多いと思いますので、是非他の業種ともつながりを持ったり他のエリアとのつながりをもっと拡大していったり、横展開していくような形でこれからも進めていただきたいと思います。次のプランでの取組のスタンスはどのような感じですか。

農山村振興課長

これまで、それぞれの地域を個別に支援していったという形でしたが、そういった形ではその地域全体の活性化であるとか県全体の押し上げにはつながっていかないということで、今後は他地域との連携であるとか農業掛ける他の産業——例えば観光であるとか食品産業であるとか教育旅行であるとか、そういったことを結びつけて、新たなビジネスとして発展できるようにしたいと考えております。また、その取組を地域の活動と相交えて地域の活性化にも取り組んでいきたいと考えています。

小山緑郎委員

新規就農者の支援体制についてお伺いしますが、結果的に116人が研修を受けて就農したということで本当にありがたい結果であります。そうした中で、この実績のほうに書かれていますけれども、各地域振興局の就農定着支援チーム——例えば就農資

金というのは多分補助金をもらって5年後に本格的に就農するというものですが、たまにそのフォローアップに結構難儀している方もいると聞きます。そういった面のフォローアップは県が主体でやっているのか、市が主体でやっているのか、その辺りの現状をお伺いします。

農林政策課長

就農定着支援チームにつきましては、やはり身近な出先機関が入ることが大切でして、県の場合は地域振興局を中心に、そして市町村ももちろん一緒になって、あとはJA、共済、農業委員会、様々な立場からフォローアップをするということで、チームを組んで活動しています。実際一番のところは技術面の確立で、その結果きちんと収益を上げられるものを作るという収支のところの指導ということになってまいりますので、その点についてはこちらの普及指導員が中心になったり、JAが中心になって、連携しながら栽培指導等を行っているところです。

小山緑郎委員

ありがとうございます。今までずっと補助金をもらってやってきた新規就農者がいるのですが、結果として現状は全員が成功しているわけではないと思います。そういったことのデータというか、結果、業績というのはわかりますか。辞めた人が何人いるかとかほとんど成功だとか、そういったことはわかりますか。

農林政策課長

実は就農から5年後の状況を追跡調査しております。その結果ですが、大体3割ぐらいの方が離農されているという状況がございます。近年の傾向としては、自営で就農するのではなく法人等に雇用されて就農する方が多くなってきております。そうした方々については、やはり雇用ですので自ら何かを投資したという状況ではないため実は離職しやすい状況にございまして、思いと違ったとか働き方がちょっと厳しくて体がついていかないと様々な理由があります。最近のデータが令和元年のもので、5年前ですから平成27年頃の方々の追跡を継続して実施しておりますが、傾向としては大体そのような形になっているということです。

小山緑郎委員

分かりました。補助金終了後のフォローアップも結構大切だと思います。今後も市と十分連携しながらその辺りのフォローアップをお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

農林政策課長

我々もフォローアップが非常に大切だということを改めて認識しております。就農した方々にアンケート調査を実施しました。そうしたところ、就農したらフォローアップが少なくなったような意見を

出す方もいらっしゃいました。そうしたことがないように、もう一度体制の見直しを含めてねじを巻き直してフォローアップに努めたいということで、来年度特に力を入れて取り組んでいこうと、現在施策的にもそれを強化するような内容を検討しているところです。

島田薫委員

つくり育てる漁業の推進について質問させていただきます。61ページ(会計管理者・部局長説明要旨)にマダイ、ヒラメ、アワビの種苗生産等への支援とありますが、これはそれぞれ何件ずつこういう事業がなされているのかお知らせください。

水産漁港課長

つくり育てる漁業として放流を行っているのは、マダイ、ヒラメ、トラフグ、キジハタ等です。マダイについては令和2年度で39万匹、ヒラメが約33万匹、トラフグが8万匹と、おおむねそうした数字になっています。

島田薫委員

それぞれ何か所で行われているかというのはいかがでしょうか。

水産漁港課長

何か所と申しますか、主に北部漁協のほうだとか、男鹿の中央支所のほうだとか、それから南部と箇所別に放流する場所がありまして、例えばヒラメであれば八森(八峰町八森)のほうが多いですし、そうした地区別に分けて放流するようになっております。トラフグは、主に船川(男鹿市船川港船川)という形になっています。

島田薫委員

アワビに関して言うと、八峰町でやっていた事業者が事業を停止して、そこを別の企業が引き継いだと聞いております。多分アワビは1か所かと思うのですが、ほかにもやっているところはあるのでしょうか。

水産漁港課長

多分八峰町の事業者はアワビの陸上養殖の箇所だと思っておりますが、そこは残念ながら今やめております。アワビにつきましては、栽培漁業協会のほうで種苗を生産しております。それを漁協が放流するという形で一応全県展開をしておりますが、特に南部のほうで多く放流しているという状況です。

島田薫委員

説明資料の267ページに北限のふぐ資源増大対策事業という項目がありますが、これは先ほどの漁協等において行っている放流という内容でよろしいのですか。

水産漁港課長

これは、フグの卵を水産振興センターで入手して、種苗を生産して放流するといった事業です。

島田薫委員

269ページのハタハタ資源対策ですが、ふ化放流とあります。最近ハタハタの資源が減少して、実際に捕れる数が減っていると報道されていますが、このふ化放流が、例えば令和2年度どの程度効果があったのか——これを増やせば単純にその資源が増えるというものでもないと思うのですが、この辺りのお考えを教えてください。

水産漁港課長

この事業におけるふ化放流というのは、浜辺に打ち上げられたブリコをそのまま放置しておくで乾燥したりして死んでしまうので、そうしたものを集めて籠に入れて、海水中に入れて卵をしっかり管理してふ化させようという取組です。それを全県の9漁港で、大体5,000万粒ほど行っております。そのふ出率（ふ化する割合のこと。）が80%とすると、大体4,056万尾の稚魚換算となり、そうした放流効果はあると見ております。

ただし、そうした稚魚の生残率といいますか、一体何匹ぐらいが沖合に出て帰ってくるかというとなかなか追求できないところがありまして、しっかりとした明確な効果——正確な数字での本当の効果というのはちょっと難しいところです。

島田薫委員

ハタハタについては、県で資源を増やす努力としては、このふ化放流をやっていることと理解してよろしいですか。

水産漁港課長

現在、実際に行っているふ化関係はこうした取組です。あとはハタハタ資源対策協議会で、資源に基づいた漁獲枠を設定したりしております。

島田薫委員

秋田県の大事な資源といいますか、県外の方々にもこのハタハタが秋田県の特産として認知されていますので、これをどうにか増やしていける方法はないかと考えているところですが、そのほかに何か方策は考えていますか。

水産漁港課長

ハタハタは割と低水温で生息する魚で、現在温暖化等の影響でなかなか県の沿岸のほうに寄らないといった事情もあるようです。そうした自然現象に左右される面が非常に大きいので、明確な手だてというのは残念ながら見つけられておりません。まずは、今ある資源をしっかりと守っていくような漁業を引き続きやっていきたいと考えています。

宇佐見康人委員

関連でハタハタについてお伺いします。

まず、先ほどの島田委員の質問は、科学的データに基づく適切な資源管理ということだと思うのですが、科学的と銘打っているのであれば、DNA調

査だとか、そういうところまで踏み込んで追跡調査もしたほうがいいのではないかと今の答弁を聞いていて思ったのですが、その辺の考えをお聞かせください。

水産漁港課長

ハタハタの追跡調査ということで申しますと、それこそ大分資源が少なくなってきて——時期は後で申し上げますが、水産振興センターで、稚魚の耳石といいますが、耳のほうに色をつけるような標識をつけて放流して、その回帰率や行動を大分前に調査しています。ただし、そのときでもなかなか明確な生存率などは見だせなかったというのが現状です。

現在、科学的と申しているのは、水産振興センターで資源量予測ということをやっております、それに基づいたいろいろな漁獲枠の設定等を行っているという状況です。

宇佐見康人委員

秋田県の総量を科学的に決めているという認識でいいのでしょうか。

水産漁港課長

現在においてはその資源量予測ということで、水産振興センターのほうで努力している状況です。

先ほど、以前放流調査を行ったと言いましたが、大体平成元年から平成十五、六年辺りまでやっております。

宇佐見康人委員

1年ぐらい前に全国のハタハタの水揚げ量を調べたのですが、全国の総量の中で秋田県は大体8%から13%で推移している状況でした。ただ兵庫県や鳥取県は、そこら辺の調整を全くせずにいっぱい捕れる年もあれば秋田県同様低い年もあると。秋田は12月末から捕れますが、鳥取や兵庫のほうは3月から4月辺りに捕れるということで、県魚を守っていく上ではそこら辺の全国での調整というか協議会を設けていかなければ、幾ら秋田県が放流したり科学的に県で調整したりしても、なかなか秋田県として復活しないのではないかと考えています。その辺の他県に働きかける——東北ではやっているのですが、もうちょっと西のほうにも働きかけるという努力はされないのでしょうか。

水産漁港課長

日本海側で捕れるハタハタには主に2つの群——群れがありまして、兵庫などで捕れるのが日本海の西部系群です。それから、秋田、山形、青森、新潟という能登半島を境に北のほうが日本海北部系群ということで、2つの群があるとされています。秋田県は当然日本海北部系群ですので、関係する青森、山形、新潟、そうした各県で作っている協議会といろいろと連携、情報交換をして、しっかりと資源を守っていこうという取り決めはなされています。

宇佐見康人委員

それでは、兵庫、鳥取で捕れるハタハタの群れと、秋田、東北で捕れるハタハタの群れというのは交じらない、それぞれ別々の群だという認識でいいのでしょうか。

水産漁港課長

全く交じらないかといえば海ですので、能登半島が境目と申しましたが、そこの回遊時期等がうまく合えば当然交じることもあるかと思いますが、基本的に先ほど申し上げた2つの大きな系群に分かれると御理解いただければと思います。

児玉政明委員

もう一度畜産関係に戻りたいのですが、先ほど秋田牛のブランド等について、販路拡大といった部分がありました。一番手っ取り早いPR方法は、私は全共（全国和牛能力共進会）の成績によるものと思います。前回宮崎県が総合優勝したということで、宮崎県はそれ一本で牛肉の販売、PRに効果を現しているようなところがございます。来年鹿児島で開催される全共では幸義福（種雄牛の名。以降、松糸華、第1花園、黄金乃花も同様。）と松糸華が上位を狙えるとのことでしたが、それは十分可能なのでしょうか。

畜産振興課長

一般質問のときも答弁させていただきましたが、今回の全共に向けて4頭の種雄牛を調整させてもらったところですが、具体的に申しますと、いずれも義平福よりもサシの入り方——脂肪交雑が優れているとのことですし、肉量も同様とのことでもあります。今の時点では、ほかの県の枝肉の出来具合と直接比較できるものがないので何とも説明できないのですが、県の中ではこれまでで最もレベルの高い牛が出来たと認識しておりますので、それをもって全共での上位入賞を目指して頑張りたいと考えております。

児玉政明委員

是非上位を目指してもらいたいと思います。

もう1点、第1花園の血統がある黄金乃花は、今回の大会には無理だということですか。

畜産振興課長

黄金乃花につきましても実はその4頭のうちの1頭でして、今話のありました幸義福とか松糸華とも同じぐらい優秀です。サシの入り具合だとそれよりも更にという牛です。ただ、出品する月齢が今ぎりぎりのところですが、間に合う可能性も十分にあります。そういう意味では、フリーの出品区——どの種雄牛でもいいから出してもいい8区という区がありますが、それに向けては黄金乃花も含め今調整をしているところです。

児玉政明委員

黄金乃花もかなり優秀な成績を取れそうですので、是非出してもらいたいと思います。

あと、畜産クラスター事業ですが、昨年も何地区かで牛舎等の建設が行われていました。これは何年か続いていたのですが、この事業を使う地域が結構偏っていると思います。ほかの地域では手を挙げる人はいないのですか。

畜産振興課長

肉用牛に関しては、やはり繁殖や肥育が盛んな由利地域と仙北地域での活用が多いです。ただ、それでも昨年度は男鹿市などでも使われておりますので、少しずつ広がってきているとは感じております。

児玉政明委員

肉用牛以外での実績はどうなっていますか。

畜産振興課長

肉用牛以外につきましては、例えば採卵鶏であれば秋田や仙北、それから大きい養豚場ですが北秋田市で整備を進めているところで、畜種を問わずという話であれば全県の多くの地域で取り組んでいただいております。

児玉政明委員

クラスター事業の関係で、地域協議会とかを設立するのがなかなか難しいという声も聞いておりました。堆肥の処理など耕畜連携の部分で課題はありますか。

畜産振興課長

畜産クラスター協議会が作りづらいという話は、たまにお伺いするところではございます。ただ、今までもなかなか難しいところでも地域振興局や市町村が中心になったりして、農協とか飼料メーカーとか、いろいろなところに参画いただいて、協議会を作って進めておりますので、そこはそれほど問題にならないと思っています。

その中で、地域で1つ大きい畜産経営体ができればそれでいいかという、そういうものではありません。そういうものができたことで地域の、例えば水田と耕畜連携——堆肥、わらの交換ですとか飼料作物の生産拡大ですとか、そういうもので畜産が核になって地域が活性化していき畜産経営体の収益向上を目指す取組ですので、関係する多くの方々と一緒に同じ目標を持って、そういう組織づくりも含めて今後も取り組んでいきたいと思っております。

児玉政明委員

是非そういうチャレンジをしたいという人がおりましたら、関係団体等と協力していただいて相談に乗ってもらえればと思っております。

それから、水田総合利用課にお伺いします。ここ何年か、主食用米以外でも加工用米、飼料用米、また野菜等の戦略作物等を植えて少しでも水田をフル活用しようということですが、活用されていない水

田——耕作放棄地になると思うのですが——の面積は毎年だんだん増えている状況でしょうか。

水田総合利用課長

令和2年度の数値的な状況を申し上げますと、水田台帳面積が12万5,000ヘクタールほどあるうち、主食用米が7万5,000ヘクタールほど作付されまして、生産調整や転作の面積が約4割の5万ヘクタールほどという——ちょっと大まかな数字ですが——状況です。

こうした中、米を主体として転作加工用米や飼料用米、あるいは大豆、野菜といったものをかなりの面積で頑張らせていただいているのですが、結果として調整水田や自己保全管理といった形で作物が作付されていない面積が令和2年度で1万5,000ヘクタールほどありまして、面積的には少しずつ増えているという状況にあります。

児玉政明委員

調整水田につきましては、植えていない部分はそのまま自己保全管理になると思いますが、収穫する作物を何も植えないけれども手をかけなければならない部分の今後の取扱いについて、産地づくり交付金とかそういうものは使えないわけなのですが、そこら辺の考え方といいますか……。何もなければ、多分皆さん、そこは来年以降は手をかけないというふうになってくると思うのですが、その考え方はどういう方向性でしょうか。

水田総合利用課長

どの地域でどれだけの面積があるとの詳細までは把握しておりませんが、いずれ水田台帳という枠の中で水田として入っている農地ですので、地域の担い手と言われる規模の大きい個人の認定農業者ですか、あるいは法人のほうになるべく集積をかけていきまして、規模拡大を進めていく中で不作付地の解消を進めていくということが1つあると考えております。

児玉政明委員

分かりました。数年前まで自己保全管理についても、例えば各地域の再生協議会等で拠出金を出しながら、また同額を受け取ったという事例もあったのですが、最近はやはりそれも厳しいということでお伺いしました。

最後に1点、多面的機能支払交付金につきまして、昨年までは985地区、9万7,011ヘクタールとのことですが、これに参加していない集落の扱いといいますか……。いつも小規模な集落は隣同士で一緒にできればと考えるのですが——大きくやっているとところもあるのですが——そういった部分で参加できていない集落の今後の救い方といいますか、何かそういったことは考えていますか。

農山村振興課長

先ほど遊休農地の話もありましたが、委員がおっしゃったとおり国の交付金があって遊休農地を再生するような取組を支援してきたところで、それに加えて今年度から遊休農地を再生して今後の生産活動につなげていくような取組を支援していく事業を実施しているところです。そういったところにつきましては、多面的機能支払の活動組織に参加していない農家を対象として、草刈りであるとか下刈りであるとかそういうところに使用して農地を使えるような形にさせていただいて活動組織に参加してもらい、その後は国の多面的機能支払交付金を活用して5年の協定を結んでしっかりと農地を維持していただいた上で生産活動を行えるようにということで、今年度から支援している状況です。

また、多面的機能支払交付金の取組面積は、全県の耕地面積でいうと7割程度ですが、農家が経営する面積でいうと8割、9割ほどをカバーしている状況であり、残りの部分につきましては市町村を通じて今やっている組織への加入といった取組が進むように指導しているところです。

児玉政明委員

多面的機能支払交付金は農村関係を守るという意味ではかなり効果のある交付金だと思いますので、是非広く取り組めるように引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

小山緑郎委員

部局長説明要旨の61ページに、秋田の海・川資源を生かした水産ビジネスの展開についてとあります。サケとかいろいろな川の産業がありますが、今盛り、旬なものに川ガニがあるのです。あれは魚でないから対象外になっているのか、ちょっとそこだけ——単純な質問ですみません。

水産漁港課長

ここは、主に県の内水面漁業に関する支援ですが、サケの放流であったり、アユ、イワナ、ヤマメ、そちらのほうに重点化しておりまして、川ガニは支援対象とはなっておりません。

小山緑郎委員

ちょうど今は川ガニが旬で、この前大仙市が結構PRしていました。秋田の太平川は今まだいっぱい捕れて季節の風物詩になっていますが、雄物川が若干減ってきているような話なので、そういった調査をしているのかと思ったので……。対象外だとすれば申し訳ないですがいい食ビジネスだと思っていたので、今後そういう考えはないものでしょうか。

水産漁港課長

各河川に内水面漁協がありますので、そうした漁協のほうの考え方で、調査してしっかりと資源として支援していくような事業の発案等をいろいろとさせていただければ、国の内水面事業等もありますので、

そうしたものの活用を促していくことは可能と考えております。

委員長

ここで審査の途中ですが、暫時休憩します。再開は2時55分とします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時54分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き農林水産部関係の質疑を行います。

高橋武浩委員

林業関係についてお伺いします。

資料には書いていないので、数字を聞いて大変恐縮ですが、林業大学の第5期、第6期の入校者数を教えていただければと思います。

森林整備課長

第5期となります令和元年の入校者は15名、第6期となります令和2年の入校者は16名となっています。

高橋武浩委員

資料（主要な施策の成果並びに決算説明資料）には第5期、6期の研修生31名ということで、入校した数から1人、2人減ったのかと思ったのですが——18名の定員に対して15名、それから16名という現状だと思いますが、定員に足りないというのはどのように分析していますか。

森林整備課長

今まで高等学校の就職などが比較的良くて、当時は林業大学の定員に満たなかったと解釈しています。ただ、令和3年度の入校者数は18名となりまして、定員を満たしている形です。

高橋武浩委員

特に林業大学は民間も力を入れていて、そこで研修を終えて、また地元へ就職するという良いサイクルができていると考えておりますし、平成27年に始まった当時から大変いい取組だと期待をしているところです。

ただ、高校の生徒数の減少などで、林業だけでなく全産業においても若い人が就業する全体数が減っていているという現状もあります。その中で、東北の中でも秋田県は若い人が林業に数多く就業していますし、それから若手の参入についても150名

前後ぐらい就業していると思うのですが——ちなみに昨年の就業者数は何名でしたでしょうか。

森林整備課長

昨年の林業への就業者数は146名でございます。
(※95ページで発言訂正あり)

高橋武浩委員

第3期プラン（第3期ふるさと秋田元気創造プラン）での目標就業者数は何名ですか。

森林整備課長

155人です。

高橋武浩委員

先ほど若い人が就業する数が少ないという話をしましたが、県でも大変努力をしているということを感じております。

ただ、ベテランと言われる高齢者の皆さんが退職していくことを考えれば、やはり若手の参入が少ないというところはありますので、過去に就業された、いわゆる先輩方の声をできるだけ若い人へ伝えるように工夫していただきたいと思いますが、林業大学を卒業して数年経過した就業者にアンケートとかいろいろな調査はしているのですか。

森林整備課長

林業大学は、委員からの話がありましたとおり、平成27年に開設しまして80名の修了生が林業会社に勤めています。そういった方たちに追跡調査と申しますか、今どういう状態かというのは常々聞いて、新たな担い手の方にそういった声を伝えていきたいと考えています。

すみません、失礼しました。先ほど私、昨年度の就業者数を146名と申しましたが、一昨年度の就業者数でして、昨年度の就業者数については現在調査中です。失礼いたしました。

(※95ページの発言を訂正)

高橋武浩委員

全産業の中で就業者数がだんだん減ってきている中で、林業に関しては若い人が幾らかずつコンスタントに入ってきているという現状です。就業した若い人に話を聞く機会があって、仕事してみてどうだと聞くと、林業に対するイメージが全然変わっていて、今はもう機械化が進んでいて意外と興味深いとか楽しいというような話をしていました。ある意味ギャップがある——ベテランの高齢者と今の若い人の林業の機械化に対する考えのギャップがちょっとあるのですが、そういった林業に対する認識が、若い人にとっては数年前から比べると格段に違ってきているというのが現状です。そういったところをうまくPRしながら、林業県秋田として就業者数をしっかりと確保するような取組に力を入れてもらいたいと思いますが、そういった取組について具体的にこういうことをやっているというのがあればお知

らせ願います。

森林整備課長

まず、今の林業というのは、先ほどおっしゃられたように機械化ですとか、それから自然の中で働く仕事だということで、重労働だとかそういった今までのイメージを払拭するように、県あるいは団体を通して皆さんにPRするような取組もしております。

それから、高校生等に対して林業の体験研修等を通じて、今の林業はこのような形で取り組まれているのだといったPR等もしているところです。これも引き続き実施してまいりたいと考えています。

高橋武浩委員

能代市に国内最大の木材会社が来るということで、その原材料が供給できるかといった議論がいろいろとあるのですが、実際現場に聞くと、労働力さえ確保できれば幾らでもできるそうです。人手が一斉に国有林に行くと民有林のほうが一斉止まってしまうので、できれば一緒に手がかけられればという話は聞くのですが——林業従事者の数に限りがあるのでそういった不安の声も聞こえてきますので、是非とも若い労働力を、県のPRも含めながら——せっかく林業大学校といういい取組がありますので大いに活用しながら、従事者確保に努力していただきたいということを要望して終わります。

農林水産部森林技監

委員がおっしゃったとおり、林業に対する意識というのは確かに数字にもかなり表れてきておりますし、実際若い人からいろいろな話を聞く中でも、思った以上に機械化が進んでいるなどといった話は聞いています。そういったいい面は当然アピールしながらやっていきますし、そういうことに対応したカリキュラムを林業大学校でもしっかり教え込んで、そういうイメージを損なわないように、長年にわたって働いていただけるような人材を育てていきたいと思っています。

一方で、そのイメージというところで言いますと、確かに伐採作業につきましてはかなり機械化が進み、その辺りは多くの事業体でそのイメージに沿った仕事ができますし、実際に若い人が従事しているのですが、近年議会の中でも御議論いただいております造林作業、それから下刈り等の初期の保育作業の辺りの機械化、省力化については、若い人たちが意欲を持って参入しやすいかという、まだそこまでは追いついていないのが実態です。その辺りはなかなか一朝一夕には解決しない問題ではあるのですが、少しでも効率的で労力の掛からないやり方——50年前、60年前と同じではないもう少しスマートなやり方を少しずつでも取り入れることによって入り口段階でイメージを良くして、入ってきていただいた方に次代の資源の造成にも意欲を持って携わって

いただけるようにすることは、これからの大きな課題であると認識しております。

小山緑郎委員

森林関係についてお伺いします。部長説明に載っていますが、ナラ枯れ——私も遠くから見れば山が枯れてすぐ分かるので、やはり増えてきているような傾向がありますが、例えば山に関して地域から連絡を受けてから対応するのか、それとも定期的に山の巡回、パトロールをして対応しているのか、その辺りの現状をお聞きしたいです。

森林整備課長

ナラ枯れの被害状況につきましては、9月中に市町村と地域振興局が合同で調査している状況です。

小山緑郎委員

これは伝染していくので初期対応が非常に大切なわけですが、今は随時そうやってパトロールして発見して、駆除や予防注射をしているわけですか。

森林整備課長

被害状況を見て、その上で対応しています。

ただし、当然被害木全部を除去することはできないため、守るべきナラ林というのを設定してその中の被害木については除去しているという状況です。

それから、国道沿いやそういったライフラインに倒れてきて民生に影響を及ぼすケースの場合には、森づくり税（秋田県水と緑の森づくり税）を用いまして枯損木の除去という形で対応している状況です。

小山緑郎委員

分かりました。例えば林業業者とかが各地域へ——不法投棄ごみのパトロールを委託している人を利用したり、林業業者とタイアップして連絡をもらったりして対応しているということはないのですか。

森林整備課長

巡視員がおりまして、発見に一役買っています。

小山緑郎委員

最近増えてきたようなので、早期の予防も大切ですからよろしくお願いします。

宇佐見康人委員

先ほどのハタハタの件で、もう一度お願いします。自分が数年前に調べたことで、先ほどの答えとちょっと違ったのが——まずハタハタの藻場には韓国系の藻場と秋田県沖の藻場があって、近年のDNA調査だと、どれぐらい流入しているかは分かりませんが秋田県沖の藻場で誕生したものが西部系群に流出している可能性があるとして出ています。どれぐらい出ているか分からないので具体的にどうやって対策をしていくかは分からないのですが、県全体としてこれぐらいの漁獲量が欲しいというものがあるのであればそこら辺も加味しながら、兵庫県や鳥取県とも話し合っていくべきではないかと思えます。その辺をもう一度お聞かせください。

水産漁港課長

先ほど委員がおっしゃった藻場は、産卵場のことだと思いますが、先ほど話しました日本海西部系群は韓国の藻場を産卵場とした1つの群れ、そして日本海北部系群が秋田の沿岸の藻場を産卵場とした群れです。日本海北部系群を説明しますと、秋田で生まれた稚魚が春先——2月、3月に深場に潜って行って非常に低温の中で成長します。そして成熟期を迎えるとまた沿岸に戻ってくるようになります。そうした特に日本海の沖合で生息する中にあって、例えば餌が豊富であるとか、あとは西部系群の資源量が非常に増えてくれば、それが北部系群のほうにしみ出してくるだとかそうした影響は当然あるわけです。ただそのしみ出しの量といいますか、系群の交わる量というのは残念ながらつかみ切れなところですので、まずは資源管理ということで北部の秋田、山形、青森、新潟でしっかり協定等を結びまして、その中できちんと資源管理をして守っていきましようという取り決めをしているところです。

宇佐見康人委員

北日本で取り決めをしているのは分かるのですが、1953年からの漁獲量をずっと追っていくと、1966年辺りに2万トンを超えてそこから徐々に減少しています。この1回目の減少は恐らく乱獲——いっぱい捕って減少したと思うのです。そこから復活したのが2000年ぐらいで1,000トンぐらいまで回復して、一時期3,000トンまで回復しました。これは、本当に資源管理をして復活したと思うのです。ここ数年でまた1,000トン台を切っているのはいっぱい捕っているからというものだと思いますが、確定的には言えないですけども環境の変化というのも考慮して対策をしていかなければならないと思います。この調査自体は2019年の調査で、どれぐらい出ているか分かりませんが、秋田県沖を藻場としているハタハタが西のほうでも捕れ始めていますという報告なのです。そうであれば、今どれぐらい出ているか分かりませんが、これからもっと海流や水温などの環境が変わっていけば、もっと流出していく可能性も考えられるので、早めの対応が必要ではないかと思います。まずは東北、新潟で調整していくというのでも分かるのですが、今後どれぐらいまで回復すればいいのか、どれぐらい減ったら本当にまずいという感じになるのか、そこら辺まで考えるべきではないかと思うのですが、どうですか。

水産漁港課長

まず、日本海北部系群と西部の関わりなのですが、秋田沖合で一番資源管理に重要な時期といいますか——産卵期に来た魚を捕るのが秋田、日本海沿岸の漁法ですので、そこでしっかり漁獲枠を定めて資源

をしっかり残そうということです。それを日本海西部のほうに当てはめると、韓国が産卵場なわけですので、例えば同じ取組をすれば韓国が産卵場のところでしっかり漁獲を保護する取組をして、それが回遊してくる日本海西部の兵庫とか鳥取のほうの、韓国側からすると沖合で捕る漁業でも協力してということになるかと思います。ということで、まずはできる取組として、一番資源にインパクトを与える日本海沿岸の漁業の中でしっかりやっっていこうと考えています。

それから、今後の資源の動向といたしますか——67ページに書いてありますとおり、日本海北部のハタハタについては国の委託を受けながら資源量の調査もきちんとやっております。そうした資源量の調査の中で、例えば何歳の魚がどれぐらいの組成を占めているといったことを科学的に分析して、今の資源量や今年どれだけ捕ってもいいだろうかということを経年割り出しております。

また、昨年も漁獲枠に満たない漁獲で終わっております。その影響としては、ちょうど産卵期に日本海に暖水塊という水温の高い地域が局地的にあって、北部、南部、男鹿の辺りでの捕れ方が大分違うという状況もあります。基本的には資源量の減少もありますが、そうした海水の影響もかなり受けています。そうしたことから、これぐらいが適正量で漁獲量がこれぐらいだというのがなかなか現段階では——当然毎年この後のハタハタ資源対策協議会の中で話し合っ決めていく内容ではありますが、確定的に何トンなどというのはここではちょっとお話しできない状況です。

宇佐見康人委員

要望になってしまいますが、ハタハタは県魚ですので、秋田県だけが努力して秋田県の漁師が我慢をするといった結果にだけはならないように是非よろしくお祈いします。

吉方清彦委員

紙資料（主要な施策の成果並びに決算説明資料）でいけば57ページですが、タイや台湾に対して秋田牛の販売促進をしているとのこと。そういった中で、コロナがありながらも台北市内の高級スーパーで令和2年6月から令和3年2月まで試食販売会を毎月行ったとあります。日本では外食産業は駄目だったのですがスーパーなどの小売は大変いいといった状況もある中で、台湾での秋田牛の伸び方はいかがなものでしょうか。例えば比内地鶏ですとやはり国内では落ちているのですが、海外の場合はどのようになっていますでしょうか。

畜産振興課長

台湾につきましては、昨年はまだコロナの影響がなく外食は普通に動いていたという状況でした。た

だ、こちらからトップセールスですとか販売促進で出かけるわけにはいきません。国内のほうがそういう状況ではありませんでしたので、秋田牛を取り扱ってくださっている事業者を通じて、台北市内の飲食店等で秋田牛のPRを兼ねたフェアを開催していただき、そういうことの積み重ねで輸出が伸びたというところですよ。

吉方清彦委員

タイのほうはどうなっていますでしょうか。

畜産振興課長

タイのほうはコロナの影響が若干ありました。そういう意味で外食とかは思うようにならなかったところもあるのですが、その分タイで秋田牛を輸入してくださっている事業者が新たにECサイトを活用して取引を始めたということもありまして、そういう取組の結果として伸びたという状況にあります。

吉方清彦委員

ほかの県も当然台湾やタイに出しているわけですが、こういったコロナというピンチのときにある意味止められて、ここから再スタートするときにはそれはチャンスに変わるわけです。秋田県は他県と比べて出遅れがないようにしていただきたいのですが、他県の動向はどのようになっていますか。

畜産振興課長

先ほどもちょっと触れさせてもらいましたが、鹿児島や宮崎などは、やはり国内でのマーケットの縮小を想定していち早くタイ、台湾を含めてヨーロッパ、アメリカということで輸出の範囲、それから量を大きくして取り組んでいるところです。秋田県としてはそういう国内の主産地には量でも価格でも真っ正面からは立ち向かえませんが、今つながっている事業者を大切にしながら丁寧に要望に応じていくことで、この後も取組を拡大していきたいと考えております。

吉方清彦委員

65ページ（主要な施策の成果並びに決算説明資料）のCLT（Cross Laminated Timberの略。繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。）の床版（橋梁の床板となる部分のこと。）についてお聞きしたいと思います。CLTは非常に期待されて大きな話題になったのですが、どうしても利用度が低いということで最近全然聞かなくなってしまったことは以前も質問したことがあります。その中でも床版等に使用されることになりまして大館で新しい会社ができたことも聞いているのですが、こういった土木用のものや床版というのは、一時的に話題になってからその後続いていますでしょうか。

林業木材産業課長

CLT床版につきましては平成27年度に県で着

手したのですが、平成30年からCLT床版の安全性、耐久性という視点から木高研（秋田県立大学木材高度加工研究所）で研究を進めております。その後県有林ですとかプラザクリプトン（秋田県森林学習交流館）の裏側の遊歩道ですとか、そういったところに設置してラッピングして、今は耐久性の暴露試験といまして、野ざらしにした状態でその後の経年変化を観察するという段階に入っております。次から次へというわけにはいきませんが、現在そういったところも実例として紹介しながら——例えば荷重がどうかかかってとか、そういった試験データにあまり関係のない、気軽に使っていただけるようなところから少しずつ広めていきたいと考えております。

なお、CLTにつきましては、引き続きそれ以外にも県のほうで継続してやっております。令和2年度にはそちらの観察と併せまして、仮に車が通った場合の安全性——CLT自体もそうですし、今度は防護柵をつけた場合はどうなのかということで、CLT床版の防護柵の接合についても、県の木材加工推進機構を通じて木高研の先生と一緒に試験したところです。こちらのほうも今後実際にどんな状態になっていくのか観察していく段階に入っております。

なお、CLTにつきましては、委員が指摘したとおり大館の工場にこれまで県で培ってきた技術が移転されまして、現在CLT製造工場として稼働しております。製品全体からすればごく一部なのですが、このたび石巻（宮城県石巻市）のCLTの会社からそこでは作れないCLTを作ってほしいとの委託があり、合同で出荷しているようです。

CLTの製造工場でJAS認定を受けたのが全国で10社あり、この会社も受けています。東北で合わせて2社がJAS認定を受けておりますので、公共事業等にも使われていくこととなっております。これからは1社だけでなく2社、あるいは近隣の工場とタイアップしながら、お互いの得意分野を合体させた生産体制に取り組んでいきたいとのことでした。

吉方清彦委員

ほかの県ではCLTを使って、いろいろな建造物を造ったり商用化したりしています。お聞きすると、まだ秋田県は平成30年から令和2年から試験段階だということで、これではちょっと太刀打ちできないのではないかと思います。去年までの実績を踏まえてほかからの委託もあったとは言うのですが、新しい工法がどんどん入ってきてCLTを使ったものがいろいろと普及している中で、そういったものを使って普及させるような取組はしなかったのでしょうか。

林業木材産業課長

すみません、橋の話しかしなかったのですが、動物愛護センターで一部CLTを使ったり木高研の倉庫などでも使っております。

ただ、実際に使うととなりますと、やはり単価がちょっと高上がりになります。施主の予算の都合もありますので、そちらのほうが今後課題として残ってくると思っております。

小山緑郎委員

繰越明許費の「地元関係者との調整に不測の日数を要したため」というのは、コロナの関係だったのですか。

もう1つ、不用額で——就農支援資金もそうですが——林業の貸付事業も非常に執行率が悪いので、この理由をお聞かせください。

委員長

部局長説明要旨の66ページですか。

小山緑郎委員

「地元関係者との調整に不測の日数を要したため」とほとんど同じ理由なので、これはコロナの影響なのかと思っております。

森林整備課長

県単事業につきましては、令和2年7月に災害がありましたので、それを復旧した事業です。工事に当たり、資材の搬入路の関係で土地所有者の方と折衝するに当たって不測の時間を要したものです。

小山緑郎委員

これは災害関係ですか。分かりました。

あと、次のページに不用額があったのですが、就農支援資金特別準備金補助金の実績減というのは、実際に借りる人が減っているということですか。次の貸付金（林業・木材産業改善資金）もですが、非常に収入率は高いのに支出率が非常に悪くて……。コロナの影響があったのかどうか分かりませんが。

農業経済課長

この就農支援資金につきましては、今はもう新規の貸付けが発生していないということで、借りる人がいないという状況になっています。

児玉政明委員

1点、園芸メガ団地についてお聞きします。平成26年から令和2年までで41団地が完了して、新たに5団地の整備に着手したとのことでした。団地について今後さらに計画している部分はありますか。

園芸振興課長

園芸メガ団地につきましては、令和3年度までにシイタケ団地と園芸メガ団地合わせて50団地を目指しております。現在、令和3年度におきましては継続が5団地、新規が4団地ということで合わせて9団地を整備する予定ですので、41団地と合わせて50団地になります。

児玉政明委員

分かりました。令和2年度において5団地が目標の販売額1億円を達成したとのことでした。販売額1億円はいいのですが、農業者にとってみれば手元に幾ら残ったか——1円でも10円でも多く収益を手元に残したいという気持ちでやっていると思います。その部分で、例えば1億円にいかなくても収益を残した団地もあると思いますし、1億円を達成しても手元にあまり収益が残らないこともあります。その辺の経営についてアドバイスしたり管理したり、そういった部分はどうなっていますでしょうか。

園芸振興課長

園芸メガ団地につきましては、地域振興局ごとにプロジェクトチームを編成しております。関係機関と一緒にその経営指導に当たっています。特に園芸メガ団地は、初めて大規模な経営に取り組むという方も多くですし、新しい作物に取り組む場合もあります。また、規模が大きいですから、労働者もたくさん雇用する必要があります。そういったことで経営がつまづかないように、逐次指導しているところです。その中でコストの低減や品質の高度化、反収の増加といったものを指導して、できるだけ所得や実入りが多くなるように努めているところです。

児玉政明委員

今言われたとおり、所得が少しでも残るようにアドバイスしていただきたいと思います。

ちなみに、今年の作物等の販売はもう終了の時期かと思うのですが、昨年に続いて1億円を突破するような団地はさらに増えるのか、見通しはどうなっていますか。

園芸振興課長

今の段階で1億円を超えているのは5団地ございます。50%未満という達成率の低いところも10団地ほどある状況ですが、それ以外のところは目標達成に向けて頑張っております。サテライト団地であれば目標額は3,000万円なのですが、メガタイプやネットワークタイプについては1億円を目指しているところです。

41団地の整備が完了したのですが、完了してから柵をつけてそこから売っていきますので、実際に販売を始めるまでは少しタイムラグがあります。今販売を始めているところは35団地ですが、その中で本格稼働しているのが26団地です。その中で今5つということですので、先ほど申し上げた50%未満のところは重点指導でできるだけ底上げしていきますし、そこより上のところは幾らでも上積みして1億円達成を目指してまいりたいと考えております。

宇佐見康人委員

秋田米ブランド推進についてです。間もなく今年の先行販売が始まりますが、去年配られた米だとい

うものがメルカリ（株式会社メルカリが運営するフリーマーケットサービスのこと。）などで販売されていました。そういうことがあるとブランドに傷がつくと思うのですが、今年度はその対策を考えているのでしょうか。去年の反省を生かしてどう戦略を打っていくのかという部分をお聞きます。

水田総合利用課秋田米ブランド推進室長

昨年度はキャンペーンですとか様々なイベントで、大体2合入りの袋を1万袋ぐらい県内外の消費者にお配りし、サキホコレのおいしさを実感してもらったところですが、そうした米がどのような形でインターネット等載って販売されているかは、大変申し訳ないのですが承知しておりません。今後令和3年産の販売、それから令和4年産の本格的な販売を進めるに当たって、サキホコレをできるだけ大事に扱ってくれるような店——例えばこだわりの消費者を客層に抱えているような百貨店ですとか、こだわりの商品を取りそろえた米穀専門店、こうしたサキホコレを丁寧に大切に取り扱いいただける店を集中的に販売チャンネルとして構築していくことで、そうしたある意味安売りにつながるような事態を防ぎたいと考えております。

鳥井修委員

今のブランド米のところで、予算を見ると秋田米ブランド推進室で年間予算が1億円使われています。昨年度は本当にサキホコレのデビューということで、米の名前をつけたり佐竹知事が前面に出ているいろいろなことをやって、全国に対してもそれなりにアピールできたのではないかと思うのですが、実際に現場のほうの反応というか——他県からもいろいろな産地米が出ていると思うのですが、反響とかはどうでしたか。

水田総合利用課秋田米ブランド推進室長

昨年1年間、名称の募集やその周知活動、様々なプロモーション、PRに取り組んできたことで、流通関係事業者等を中心にサキホコレの名前は相当浸透してきているのではないかと考えております。

現在令和3年度のプロモーションを進めている中で、首都圏の卸売あるいは百貨店、米穀専門店などの小売から集荷団体のほうに、令和4年度以降は是非積極的な扱いをしていただきたいという声も数多く寄せられているところで、これまでの取組は一定の成果が表れているのではないかと考えております。

鳥井修委員

令和4年度には719ヘクタールで米を作り、本格的な流通ということでそれをしっかりとある程度の価格を持って販売しなくてはならないと思います。全国には有名なブランド米があって、価格競争であったりいろいろな部分で対抗していかなければならないと思うのですが、今の話を聞くと昨年に関して

はうまくいったとのことでした。今年度は来年度の本格的な販売に向けた対策が非常に大事だと思うのですが、昨年度——令和2年度のデビューにかけての成功体験と言っているのでしょうか、それを受けて今年度はどうですか。

水田総合利用課秋田米ブランド推進室長

今年度は400トン規模の先行販売を来月6日から全国一斉にスタートします。まず東京で先行販売スタートのキックオフイベントを開催し、メディアを多く集めた会場で知事がトップセールスを展開するという形で、全国の消費者の皆様にはサキホコレの先行販売がスタートすることを広くお知らせしていきたいと考えております。

また、キックオフイベントに続きまして、県内外でサキホコレのPRを図るためのキャンペーンを展開したいと考えております。まず、サンプル米のプレゼントということで、できれば400店舗程度でお客様に対してサンプル米をプレゼントするようなフェアをやりたいと考えていますし、また県内外の宿泊施設や飲食店——大体合わせて20店舗ぐらいになると思うのですが——でサキホコレを材料に使ったメニューを提供し、サキホコレのおいしさを消費者の皆様にもじかに味わっていただきます。こうした取組を通じて令和4年度の本格デビューに向けた消費者の期待と関心をできるだけ高めて、勢いをつけて本格販売に臨みたいと考えております。

鳥井修委員

最後に、日本全体の話になると思うのですが、多分最近米を食べる人の数は少なくなっていると思います。そういうことを考えると、米の特にブランド力とか希少価値とか、多分そういうものがすごく大事になってくると思います。去年試食をさせてもらったのですが、いつもあきたこまちを食べ慣れているせいか、すみませんがそんなにめちゃくちゃおいしいとは思いませんでした。1回しか食べていないので、食べ慣れてくれば違うと思うのですが。味もしかり、またPRの仕方もしかり、いろいろなことを複合化させてPRしていかないと——ちょっと表現が難しいのですが、いろいろな知恵を使って販売戦略を立てていかないと埋もれてしまうのではないかとすごく心配です。せっかくいいネーミングをしたし、次第に食べ慣れればおいしい米だと思いますので、そこはやはり知恵を絞っていただいて、来年度の本格販売に向けて是非頑張ってください。是非頑張ってください。

佐藤信喜委員

61ページから62ページ（主要な施策の成果並びに決算説明資料）、異業種連携による6次産業化の促進についてお聞きます。産業労働部のほうで

も6次化という加工の話が出てきていて、今回の決算の資料を見ていて6次産業化が徐々に進み始めたという気がしています。それで、JAによる6次産業化の促進と異業種連携の強化というところで、商品開発を支援したとかセレクトショップと連携して取り組む商品開発等を支援したとありますが、具体的な取組を教えてください。

農業経済課長

まず6次産業化の推進に当たっては、異業種との連携強化と新たな商品開発を支援していきましようというのが今県として推し進めている取組です。

(1)の1つ目にありますが、今メガ団地が県内で増えてきており、そこで生産される例えばニンニクなどといったものが出てきています。そういったものについて、これまでは農業者が単独でいろいろな取組をしていましたが、農業者であれば、加工や売るノウハウがなかなかないので、例えば生産者、食品加工業者、金融機関といった人たちがクラスター協議会というのを開いて、そういった一次加工品を開発していきましようという取組です。例えばここにニンニクとありますが、令和2年度は生産者と県北の加工業者、県の総食研（秋田県総合食品研究センター）などと連携を取りながら、成分分析をしたり企業訪問をしたりして、おろしニンニクの製造と販売を開始しております。そういった形でこれからは異業種との連携ということで、異業種の力を借りて6次化を進めていきたいというのがまずこの1つ目です。

2つ目の商品開発は、今までは商品を開発すれば近くの直売所や県内での販売がほとんどでしたが、これからは消費者が多い首都圏で売れるものをいかに作っていくかといった意味合いで、首都圏の業者、セレクトショップなどと連携しながら一緒に商品開発していくと。要は秋田で売れるものではなくて、秋田で売れるもの以外にも東京で売れるデザインとか味とか、そういったものをこれからはいろいろな異業種と連携しながら進めていきたいという取組です。

佐藤信喜委員

分かりました。確かに課長がおっしゃるとおりで、知事もよく言いますが首都圏のほうではどのようなものが売れるのか、そういったマーケットインの視点からの検討は大事だと思います。やはり生産者は生産者であって——自分たちが何を作りたいのか決めるのが生産者であって、それを加工する人たちは何を加工したいのか。そういった意味では、クラスター協議会や6次産業化推進協議会といったのも含めていろいろな情報交換をしているようですので、何とかそういったものをもっと進めて6次産業化も盛り上げていただければありがたいと思います。

次に、60ページ（主要な施策の成果並びに決算説明資料）の高品質・低コスト生産技術体系の確立というところで、スマート農業のPRに努めたとか先端技術を体系的に組み合わせた現地実証を行ったとか、いろいろと書いております。今年に関しては米価下落もあって、農家の皆さんは本当に価格についてはすごく敏感になっているのですが、逆に低コスト化を図っていく取組をしっかりとこちらで実証して将来的に農家のほうに提案していければ、差引きで所得は維持できるとかプラスに持っていけるとかそういう取組になると思うのですが、この実証の結果の部分についてお聞かせください。

水田総合利用課長

スマート農業技術を活用した稲作の低コスト化、省力化につきましては、昨年のみならずこれまでいろいろと継続した実証事業等に取り組んでまいりました。一例を挙げさせていただきますと、大仙市の大規模な農業法人で自動トラクターによる耕うん、直進アシスト田植機による田植、これにいわゆる密苗栽培というものを織り交ぜて、収穫については収量コンバイン等で刈取りをするという一貫体系で年間を通じた稲作の実証試験を行ったところ、特に水稲関係の資材費が5%減の目標に対して2.9%減少したり、収量も5%増加したというようなことでかなり低コスト化に結びつく取組だと実証できたと考えております。

そのほかスポット的な取組になりますが、稲作の作業の中では水管理に結構な手間が掛かるためセンサーで自動的に水位を調整するというシステムも最近できてきており、それを導入した北秋田の農業法人が年間30回水回りをしていたものが七、八回程度で済むということで大変楽になったというような試験等、様々な結果が出ております。

佐藤信喜委員

スマート農業の実証というのは、たしか30町歩のまとまった農地での試験でしたよね。

水田総合利用課長

先ほど御紹介した大仙市の例はもっと大規模な話なのですが、我々の考え方として今委員がおっしゃったように30ヘクタールを1つのユニットと捉えて1台のトラクター、田植機、それからコンバインに主たるオペレーターが1人というものをワンユニットとします。それに加えて最近規模が拡大するにつれて品種が偏るといいますか集中すると、どうしても田植が遅くなったり稲刈りが遅くなったりして品質低下を招いているのではないかと懸念もありますので、そうしたワンユニットに加えて品種を複数組み合わせることと、それから作付体系として例えば中苗だけでなく密苗を組み合わせるとか直播を組み合わせるとか、そうしたことによって労働

力の分散を図りながら適期作業を進めていくことで品質向上を図っております。併せまして、品種が増えますので業務用米への対応も可能になってくるということで、様々な角度からワンユニット30ヘクタール系というものを今いろいろと試しているところです。それを進めるためのソフトを昨年作り上げたというのが成果になると思います。

佐藤信喜委員

分かりました。そういうまとまった団地ということになると、今度は農林政策課の担い手の集積、集約ということになると思います。延べ1,012経営体、3,024ヘクタールの農地が貸付けされたということで、昨年度いろいろな話題の中で集積よりも集約に向かっていかなければならないということをお私たちが質問していたと思うのですが、この集積率、集約率というのは把握しているものですか。

農林政策課長

集積率は把握していますが、集約率という考え方はなかなかなくて、その点については数値として把握はしていません。

佐藤信喜委員

全県的に各地域振興局管内を見たときに、集約は進んでいると感じるものなのか、それともまだまだなのか、そこら辺のニュアンス的なものはどういう状況でしょうか。

農林政策課長

ほ場整備の進捗率と非常にリンクしているという印象を持っておりまして、特に最近ほ場整備をした地域であれば法人を担い手として位置づけてまとまった形の農地集積を進めております。

一方で、早い時期に1ヘクタール区画に整備した、あるいは30アール区画に整備した地域では個人への集積が多くて、その後例えばリタイアされたりということがあって——当時はある程度まとまってお渡しして耕作をしていただいていたはずなのですが、その後入り乱れている地域がございます。地域性というよりはむしろ、ほ場整備の実施年度によって違ってきているという印象です。

そういった集約化への要望が非常にあるものから、実は今年度から実際に県内の3地区に入り込んで、どういった形で進められるのかというモデルを作っているところです。一例を申し上げますと、ある市で川を挟んで法人がそれぞれ設立されているのですが、実際の作業は川を渡ってお互いに作業をしなければならないような事例もあります。こうしたところで実際に集約化、入替えをして、自分たちの法人の近くに農地を集めることが具体的にできないかというようなことも、今実際に入り込んでその進め方のモデルを作っていこうと取り組んでいるところです。

佐藤信喜委員

今基盤整備の話が出たので農地整備課長にお聞きします。基盤整備もここ最近ずっと話題になって、秋田県内でもあちこちで基盤整備が盛り上がってきているようですが、まだまだ取り組みたいという集落があるのか、それともちょっと下火になってきているのか、その辺の状況はどういう感じですか。

農林水産部参事（兼）農地整備課長

ほ場整備についてはまだまだ地元の要望がございまして、昨年度末時点で全县の水田面積を分母にしますと30アール以上に整備されたほ場の面積は70.4%です。残り3割についてもまだ要望がコンスタントに上がってきており、今年度は約800ヘクタールの面工事をしていますが、来年度も同じように800ヘクタールほどの面工事をしていくという計画になっております。

今後は中山間地ですとか、あるいは平場でも小規模な団地のほうにシフトしていきますので、地区数はそれなりにあっても、面積、規模的には少なくなっていくと考えておりますが、地元からのニーズはまだたくさんあるという状況です。

佐藤信喜委員

分かりました。将来的に農業者の人口も減っていくと思います。そういった中で将来を見据えると、私もやはりスマート農業を導入したほうが秋田県農業を守っていけるのではないかと考えているので、そういった点では基盤整備を進めた先が集約化となっていくのか——本当にこの時期を逃さずしっかりと地域に入り込んで、農業の在り方について農家と認識を共有していただければ大変ありがたいと思いますのでよろしくをお願いします。

児玉政明委員

資料（主要な施策の成果並びに決算説明資料）の62ページ、「首都圏等における販売力の更なる強化」のところで、本庁にマッチング推進員を1人、東京事務所に企業開拓員を1人配置しているとのことですが、昨年はコロナの中、企業開拓員の方もかなり苦勞されたのではないかと思います。179件の取引が新規に成約に至ったとありますが、どういった取引が成約に至ったのか具体的な内容について教えていただきたいと思います。

農業経済課販売戦略室長

委員の御指摘のとおり、昨年はコロナ禍ということで、実際にバイヤーが産地に来て対面で商談するような機会がやはり減ったので、確かにかなり苦勞したところはあったと思います。ただ、商談先の傾向として、外食とかは当然落ちていきますので外食とかホテルの商談は減少傾向にありましたが、逆に地域の量販店ですとか地域に密着した商品で差別化したいというようなスーパーの動きはかなり強くなっ

ているところもございまして、そういった量販店や小売店の商談件数は増加する傾向がありました。

そういった中で一例を申しますと、昨年県内の大手量販店に——イオンですが——地元の法人が例えば美郷レンコンというものを作っていますが、それを新たにマッチングしてそこでフェアもできましたし、生鮮だけではなくイオンの惣菜にも活用していただいたというようなことで、まず1つつなげることができました。

また、同じスーパーで、例えば県北のニンニクなども地元の密着商品ということでもうまく量販店につなげることができたというのも1つです。

児玉政明委員

コロナ禍にあって本当に頑張っていたと思います。こういった取引件数は、コロナではなかったおとしとかその前の年ではもっと数字は上ったのですか。

農業経済課販売戦略室長

これは過去に取引成立したものを継続的にフォローアップしているものも含めてということになりますが、商談件数自体は年々増加しています。実は昨年であっても令和元年度よりも多く、商談件数自体からいけば934件——これはアイテム数になりますが——の商談をしました。令和元年度は841件ですので件数自体は増える傾向がありました。

ただ、成約件数は令和元年度が継続案件等を含めて425件に対して昨年度はトータルで400件ということで、若干ですが減少しています。これは、新規が昨年度——令和2年度は179件でしたが、令和元年度は251件でしたので——新規の部分がちょっと減ったということでトータルでは微減になっています。ただ、コロナ禍にあって、こうしたマッチング推進員と企業開拓員の活動の成果といえますか、商取引等に非常に精通したこの方々の活動によってどうかこのような成果を上げることができたのではないかと捉えております。

児玉政明委員

東京事務所に1人配置とのことですが、いろいろなことを行うのに件数も伸びているとなると1人ではかなり厳しいような感じもするのですが、例えば増員とかその辺はどうお考えでしょうか。

農業経済課販売戦略室長

企業開拓員という形では1人ということになりますが、当然東京事務所の職員にもこういう農業関係の営業活動ができる人間が2名ほどいまして、実際には3名ぐらいで企業訪問をしたりニーズの収集を行ったりしています。

児玉政明委員

輸出等も大事なのですが、首都圏との流通販売体制の構築、確立に向けて、是非とも引き続き頑張っ

ていただきますようお願いしたいと思います。

佐藤信喜委員

森林整備課長に聞きます。まず、生活環境部の審査でツキノワグマの話が出ました。それで、熊等の出没抑制のための緩衝帯等の整備を165ヘクタールということですが、この165ヘクタールは8地域振興局をくまなく行っているものなのか、どこかを集中的に行っているものなのかを教えてください。

森林整備課長

8地域振興局くまなく実施されています。市町村でいいますと17市町村で実施されています。

佐藤信喜委員

それは、その中でも調査の中で熊が出やすい場所を中心にやってきたとか、熊が出たという目撃情報があるような集落から先にやってきたということでしょうか。

森林整備課長

そういうところから要望が上がってきますので、対応しているという状況です。

佐藤信喜委員

今度は水田総合利用課長にお尋ねします。ツキノワグマの被害対策研修で狩猟者の育成に努めたとのことですが、これをやった結果どういう状況になったのか、中身について教えてください。

水田総合利用課長

鳥獣被害の防止に関する研修会として、昨年10月19日に市町村等を対象に熊などの被害防止対策の内容、あるいは県内の優良事例の紹介等を研修会で勉強していただきました。具体的に言いますと、湯沢市の猟友会の協力をいただいて、イノシシの捕獲方法の1つとしてくり縄による捕獲方法を演習しました。数字的にそれがどういうことかとなるとなかなか証明は難しいところがありますが、実際にそういう内容に触れる機会はない方も多いと思いますので、知識、見識を深めることはできたと思います。

それから11月17日に電気柵の活用研修会を行って、実際の電気柵の仕組みについての講演ですとか設置の仕方の実習を行っています。国の交付金を使って今年度小坂町で実際に電気柵を設置する事業に取り組んでおりまして、引き続き来年についてもそのハード事業を続けたいという要望を受けております。

佐藤信喜委員

この被害対策研修は、もちろん生活環境部であったり県警のほうと連携しながらやっているのですか。

水田総合利用課長

鳥獣による農作物の被害対策につきましては水田総合利用課で国の交付金を活用して、市町村に設置

されている鳥獣対策の協議会の活動ですとか、それから実際に捕獲活動や追い上げ活動を行う被害防止対策実施隊というものを各市町村が組織しておりますので、そういった活動に対して支援を行っております。

農林政策課長

去年水田総合利用課におりましたので補足させていただきます。鹿角地域で肉用牛等の餌を食べられる被害があったりしまして、自然保護課を中心に畜産振興課と水田総合利用課も併せて現地に入って研修会を行うといった活動をしています。

委員長

ありがとうございます。

なければ終わりますが、いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で農林水産部関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日22日金曜日、午前9時半に委員会を開き、産業労働部関係の審査を行います。

散会します。

午後 4時13分 散会

令和3年10月22日（金曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（部局別審査（産業労働部、建設部））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

部局別審査（産業労働部）

書記 佐藤宏生 録

午前10時 1分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司
委員	小野一彦

説明者

産業労働部長	佐藤 徹
産業労働部次長	

（兼）産業技術センター副所長

齊藤耕治

産業労働部新エネルギー政策統括監

齋藤篤

産業労働部食品産業振興統括監

（兼）観光文化スポーツ部次長

渡部 謙

産業労働部参事

（兼）エネルギー・資源振興課長

阿部泰久

産業政策課長

今川 聡

産業政策課

デジタルイノベーション戦略室長

小林 栄 幸

地域産業振興課長

齊藤 大 幸

地域産業振興課輸送機産業振興室長

杉山重彰

産業集積課長

松井信光

商業貿易課長

佐藤裕之

雇用労働政策課長

仲村陽子

代表監査委員

高橋洋樹

会計管理者（兼）出納局長

奈良 聡

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。昨日に引き続き、部局別審査を行います。

産業労働部関係の審査を行います。初めに、産業労働部長の説明を求めます。

産業労働部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

産業労働部関係の質疑を行います。

鳥井修委員

おはようございます。よろしくお願ひします。成長産業分野関係で最初に何点か——新エネルギー関係で洋上風力関係をまずお伺ひします。

昨年度来——もっと前から私も一般質問等で県内の経済波及効果であったりとか、いろんな県内の企業と大手企業のマッチング等と、いろいろ聞き、その都度答弁を頂きました。令和2年度に限っての話ですが、洋上風力のことにに関して特段力を入れたこと、その成果や課題等があればお知らせください。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

特に力を入れたことからお話しさせていただきます。洋上風力発電事業の計画が秋田県で進められている中で、県民の声として地元にもメリットがないのではないかと声が多く聞かれています。県と

しては洋上風力発電について、まずは今現在進められている事業者が誰になるかが分からなければなかなか事業ということで進めにくいものですが、特に風力発電メーカーとして日本国内で部品を製造していきたいと言っている企業が2グループありますので、そういった事業者を本県にお呼びして部品等のマッチングと更には個別面談を行いました。また、企業訪問を行って、実際その会社、工場での製造の可能性について話し合ってきました。これについては引き続き取り組んでいくとともに、今後事業者が決まれば、この事業に参画する県内企業、それを創出するためのマッチング、更には建設工事に関するマッチング、そしてメンテナンスに関するマッチング、そういったものに取り組んでいくこととしております。

鳥井修委員

確かにまだ事業者選定のための公募の段階で、どこの企業が取るか分からない状況の中で、なかなか議論の進め具合というのは難しいと思います。自分がいろいろなところから資料などを集めたりお聞きした部分だと、取りあえず今おっしゃったとおり、日本で風車自体を造るメーカーがないという状況の中で、例えば海外資本メーカーがメインになり、それが入ったときのメインのメンテナンス等は、その海外のメーカーがほぼ主体となって行われます。

全体の工事費、設備、トータルの中でも、なかなか本県に経済波及効果は少ないのではないかと素人の私が見させてもらった部分があって、やっぱり今おっしゃったとおり、国内メーカーでしっかりとそういう製造ができるところを持つていくのが一番大事だと思います。それに関する本県の取組——本県だけではないと思いますが——その辺の令和2年度、また今後についての取組についてお知らせください。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

一部答弁が繰り返しになってしましますが、現在国で官民協議会を立ち上げて、今海外で製造されている風車の部品等の60%を国内で供給していく目標を立てて進めています。その最中ですので、県としても先ほど言ったようなことしかお答えしかできませんが、海外メーカーや海外メーカーとタッグを組む日本のメーカーに秋田に頻繁に来てもらって、県内企業を数多く訪問していただいております。とにかく今はそれを重点的にやっっていこうということで取り組んでいます。

鳥井修委員

これから洋上風力等の建設、メンテナンスまでのかなり長い期間で考えていくとしたら、やはり地元企業に対する経済効果が大きくなるなどと思いますし、県民も多分そこを一番望んでいると思います。

そうした中で、自分が今一番不安というか、頑張

ってほしいことは、マッチングというお話もありましたが、なかなかその域を脱していないとは少し思っています。去年かおとしも同じような質問をさせてもらいましたが、「まずそういうマッチングの会をやりました。今はそのぐらいの状況です。」というお答えを頂きましたが、多分まだその域を脱していないのかなという部分はあります。同じような答弁が返ってくるかもしれませんが、何が言いたいかといえば、これから先のところはもう少し見通しがあるのかなということです。意気込みというか、令和3年度について——確かにまだ決まっていないのは大前提で今お話ししていますが、意気込みを込めてもう少しお話ししてください。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

これまでのことを話させていただきますと、実は陸上風力、これも初めは県民からは地元メリットがないということを言われておりました。これに対して県が何をやったかといいますと、発電事業者と県内企業とのマッチングを行い、県内企業を多く参入させようということを取り組みました。その結果、現在313基ほど大型風車が建っておりますが、この中の事業ベースで40%程度が県内企業が参入している事業となっています。

建設工事についても努力することで県内企業の参入率が上がってくるというのも分かかってきており、意識して取り組んだ場合、4割程度まで県内企業が工事の作業を受注できているといった状況です。

今回は、初めて日本で行われる本格的な港湾内洋上風力発電工事が進められております。議会にもお示しさせていただきましたが、現時点での参入率は、12%程度とやや低い数字になっております。これは、陸と違ってまだまだいろんな課題があることと、県内の企業が陸と違って海に対する工事に対する能力がやはり不足している部分があったというのも事実だと思います。こうした部分をこれから引き上げていかなければいけないと思っています。

メンテナンスについても、陸上の話ですが、必要なスキルを身に付けてもらうために、いろいろな研修に対して助成してきています。その結果、延べで60名を超える人たちが研修に参加して、現在130名ほどの人がオペレーターでメンテナンスに従事しているところまで来ております。こういった陸上で行ってきたことを海でもより強く取り組んでいくことで、その成果を上げていきたいと思っております。いずれにしても、まだ事業者も決まっていない段階ですので、本当に意気込みとしてしか言えませんが、県としてはそういった取組を今後も進めたいと思っています。

鳥井修委員

県の本気度が民間の事業者にもつながると思い、

質問させていただきました。今後洋上風力の海域に指定されたところの公募が始まりますし、一般質問でも、「県内企業へのフォローもお願いします。」という話をさせていただき、知事答弁でも「しっかり頑張ります。」というお言葉も頂きました。新エネルギー産業、特にこれからの洋上風力、カーボンニュートラルに向けて、これから国自体がそちらに向かっていきますので、是非とも地の利も生かしながら、要はそうした資源がいっぱいありますので、今後の秋田の成長に関し、人口減少等を考えるとシネエネルギー産業の振興は、一番大きい要素になると思います。まだ分からない部分は多々あると思いますが、これまで以上に取組を強化して、是非とも洋上風力で秋田を元気にしていただきたいという思いで質問させていただきました。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

今年度から新エネルギーに関する担当職員の数も増やしております。是非フルに力を発揮して、秋田県に最大限地域効果をもたらせるよう取り組んでまいります。

鳥井修委員

よろしくをお願いします。

小野一彦委員

先ほど、県内企業は海での技術力を高めなければいけないと答弁がありました。これは、ほかの分野も含めての課題かもしれませんが、技術を高めていく戦略として、下請企業に積極的にパートナーとして参画したり、技術職員の養成や採用に努めるなどの取組を連鎖していくことが必要になりますか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

イメージとしては、そういう形で進めていくことになると思います。先ほど申し上げましたのは、陸上だと頑張れば4割の県内受注がありますが、現在の港湾内洋上における工事について把握している数字では12%です。受注率が下がることは——単純にそう言ってもいい分かりませんが——入札価格が弱かったのかもしれませんが。他県、特に新潟県などと比較すると、やっぱり落ちているという気がします。

小野一彦委員

洋上風力発電は新プランにおいて、県庁全体で取り組むときの産業政策として、各部局連携して取り組む政策課題だということですね。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

洋上風力については、建設部の港湾空港課と一緒に取り組んでいます。他部との連携というのは当然だと思いますし、地元企業の体力、能力的なものをアップさせていくためには、今後計画が進み、事業者が決まって、工事をするEPC

(Engineering, Procurement

and Construction)の略。設計・調達・建設の工程を一貫して引き受ける事業者のこと。)が決まったときに、連携しながら県内のスキルアップに取り組んでいくことになると思います。

宇佐見康人委員

令和2年度の法定協議会の中でのマイナス意見に対する対応状況をお聞かせください。

新エネルギー政策統括監

漁業関係、音、低周音という形で心配される方がたくさんいらっしゃいました。そうした疑念を払拭するためには、やはり専門家の方々の意見を聞かなければいけないということで、協議会の中でも専門家の方をお招きして、どういう影響があるか、今後どうすればいいのかということ意見を聞きながら対応してきております。その中で各専門家から説明を受けて、最終的には開発計画に対する異議はない形にはまとまりましたが、今でもやはり低周音、騒音、景観に関して疑念を抱いている方々はいっぱいいらっしゃいますし、その方々からも今もいろいろ投書を頂いています。県として洋上風力を進めていくためには、そういう方々の意見を聞きながら、説得しながら事業を進めていく必要がありますので、今後も説明に関しては丁寧に行っていきたいと考えています。

宇佐見康人委員

昨年度、私たちも長崎県の風力発電を視察に行ったときに、行政と住民——行政が間に入って丁寧な説明することで、漁業関係者や地域住民と折衝がうまくいったことも聞いていますので、景観や低周波に関することも丁寧に対応をして、半数以上の方から積極的に前に進めていこうと思ってもらえるような進め方を是非していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

新エネルギー政策統括監

景観や低周波に関しても、委員がおっしゃったように、なかなか分かっていないところもあります。現在、漁業関係者ともいろいろ話しながら、建設地はどこなのか、建設後の漁獲高はどうなるのかという心配がありますので、県が中心になりまして漁業関係者、発電事業者も含めて3者でいろいろ話し合っていて、地域のためになる洋上風力発電を進めていきたいと思っております。

薄井司委員

4割ぐらいは県内受注とのことでしたが、残りの6割の部分について、県内企業は何か弱いところがあるのか、今後その6割分を洋上にどう生かしていくのか、お聞きしたいと思います。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

事業スタートまでにある程度の必要な調査を行うわけですが、6割のほとんどが風車そのもの、発電機そのものでございます。したがって、洋上風

力のときの質問でもお答えさせていただきましたが、風車に係る部品の受注割合を上げていく必要があると認識しております。

薄井司委員

洋上もそうした傾向に多分あるのかなと思います。が、現状を克服していただくだけの能力があるのか、その辺は県としてどう考えていますか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

部品製造については、鳥井委員の答弁と同じくなりますが、風車製造メーカーと県内企業のマッチングを進めながら部品製造を強化していきたいと考えています。現在、将来に向けた商談も進められておりますし、港湾内の洋上においては一部その成果が出ております。

先ほど工事についても海は弱いと言いましたが、そうした中で県内でも、海での作業船を新規に投資して工事に参入しようという意気込みを持っている企業もありますので、そういった状態も踏まえて工事、設備、部品の受注に県内企業が入っていけるように努めていきたいと考えています。

鈴木健太委員

関連して伺います。先ほど国内製造の余地があるというか、可能性のある2グループがあって、そういった方とのヒアリングをしたというようなことをおっしゃったような気がしましたが、どういう感じだったのか、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

事業者は新聞等でも報告されています。デンマークのヴェスタス社（デンマーク・オーフスに本拠を置き、世界70か国以上に現地法人を持つ、風力発電機的设计、製造、販売会社）と日本の三菱重工のグループ、それからアメリカのゼネラル・エレクトリック（アメリカ合衆国が主な拠点の電気事業をルーツとする多国籍複合企業。略称GE）と東芝のグループ、この2グループが国内での製造の強化を今目標に掲げて取り組んでおります。

県としても、その2グループに実際どういったものを発注できる可能性があるかといった講演会を開いております。講演会の次に、県内企業と個別の会談の場をセットしております。一度に複数のターゲットを想定していくとなかなか進めにくいので、絞って行っています。今は、鉄組みに参入するためにマッチング会議を開いて、それから個別に面接し、県内企業を訪問して、工場を実際見て、会社の能力というもの、可能性を見ていただいて、更には三菱重工グループなどから指導していただくことを実際に行っています。

今後もそうしたことを強化しながら、県内で事業を受注できるように取り組んでいきたいと思っています。

ますし、そのためにはまずその2グループにきちんと日本国内でその事業を進めていく計画を立ててもらわなければならないと思っています。

国の助成金も活用しながら取り組んでいるところであり、県としてはそういった動きも注視しながら、並行して今の取組を進めていきたいと思っています。

鈴木健太委員

国内製造というのは、どういうレベルのものが可能性があるのか。マッチングとおっしゃいますけれども、県内企業が今までどおりの体制で部品を造って、それを納めるという形なのか、それとも県内に何らかのメーカーなり、今まで秋田になかった会社が製造拠点を設けるような可能性もあるということですか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

今のその2グループの方向性としては、ヴェスタス・三菱重工のグループはやはり中心的な工場は長崎という方向で動いています。GE・東芝のグループは横浜で、既存の工場を活用してそういった取組をしていこうということでは動いています。そこは最終的にアセンブリ（組立部品）が中心になってきますので、必要な部品は各地から集めていきたいということで考えているようで、風力発電を地元の理解を得ながら進めていくためには、風力発電が立地する可能性がある場所の企業と連携して部品を調達していただきたいと、県では事業者と国に働きかけております。その結果、両グループとも、今本県で取組が進んでいるわけですから——秋田に最初に部品の可能性を求めて訪問に来ていると。ただ訪問に来ているだけではなくて、やはり県内企業を見ていただいて、その中で商談を進めていっていただきたいということで、水面下で商談が進んでいることは事実です。

鈴木健太委員

2グループのそれぞれの製造拠点というか、アセンブリが長崎なり横浜なりということは、秋田で造った部品はいったんそっちに行くということになるのですか。あまり地の利を生かしてはいないのですか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

1つはそのとおりで、秋田で造ったものをわざわざそこまで運んで、また持ってくると、地の利を生かしていないものがある一方で、現地で組み立ててもいいものはないか2グループに働きかけを行っております。今のところは、まずいったん長崎やら横浜に集めて組み立てるものから始めていますが、両グループには次のステージとして現地で組み立てられるもの、これについてお願いしているところです。

鈴木健太委員

事業者選定は基本的に国が行うことで、県がどう

いった立ち位置でこのようなことをしているかという話でいくと、アウトプットというか、それは結局知事の意見というか、いわゆる40点の部分に反映するというところに尽きるのですか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

この評価の仕方については、風力発電事業が地域にメリットのある事業であっていただきたいということから、経済の活性化に導くような風力発電事業、そのためには部品等をその地域で造るといったことを評価していただきたいということ国に要望してまいりました。その結果と言えれば強過ぎるかもしれませんが、そうした要望をしている中で、国として全部で240点満点の評価になりますが、価格点が120点で、120点のうち80点が事業実現性等を重視した評価、そして残りの40点が地域への貢献といった評価になっておりまして、県としては、この評価に対しての発言というものは基本的に権限はありませんが、ガイドライン上で県知事の意見を求めることになっています。地域経済効果の部分については、知事の意見をガイドラインで求めるということですので、そうした点を踏まえて県知事意見を出していきたいと考えております。

鈴木健太委員

製造過程に参画するというのをまず置いておいても、これからかなりの数の洋上風力発電を秋田県沖に設置するに当たって、取りあえず仮置場、後背地というものがかなり大きく必要になってくるはずなのです。その準備は大丈夫なのでしょうか。

産業労働部参事（兼）エネルギー・資源振興課長

それについては、国土交通省と経済産業省がタッグを組んでおり、県では港湾空港課が中心となって進めていくこととなります。現在、能代港と秋田港でそのための工事が行われております。

また、広い土地が必要だということで、産業集積課で管理しているA—B I Z（秋田湾産業新拠点）についても一部活用しています。今後事業が進んでいった場合、更に土地を必要とするということも十分考えられますので、そういった点も踏まえて秋田の港を全て使うようなことも想定しながら、できるだけ県内の港でそういった対応ができるように取り組んでいきたいと考えています。

鈴木健太委員

最後に要望にしますが、県の経済規模に対してボリュームの大きい事業だと思うので、その他のものとの兼ね合いとか、県のそういった湾岸地域の活用については戦略を持ってやらないと、せっかくの機会をむざむざ無駄にする可能性もありますので、そこは広い視野を持ってしっかりと進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

鳥井修委員

県内経済の下支え、昨年度コロナ禍でいろいろな需要が大変落ち込んで、特に中小企業であったりとか飲食店が物すごいダメージを受けました。県としても休業するところに対する協力金の支援なども行いました。プレミアム飲食券等々も発行しながら対応したと思いますが、実際に昨年度は、中小企業や飲食店ではどのくらいの影響があったものですか。数字はありますか。

産業政策課長

売上げ等の動向調査は県でも行っていますが、2か月前ぐらいのデータを追ってきています。数は多くはありませんが、当時はプレミアム飲食券のおかげで12月辺りの忘年会シーズンはいったん息をつくことができたというようなお話も伺っています。いろいろな業種がありますので、また消費者心理として、店舗のほうに家族で割と行く傾向もありました。例えば居酒屋やビアホール等の夜の営業のところはそれなりに飲食券は使われてはいます。店舗数が多い業態は全体の額は多くても、割り返すとやはりファミリー層が行くところでどうしても多く使われました。一定の効果はあったと思います。

鳥井修委員

昨年度、県として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や基金を使いながら大きな支援をしました。国と例えば県が協力金を支給しましたし、秋田市もありました。昨年でいくと、緊急事態宣言ということで、先が何も分からないから外に出るなど、その分、休業補償しましょうと。1年半経過して、人流であったりとかいろんな予防策をすればある程度感染が抑えられますよということになって、令和3年になりましたが、今年度も、まだまだ飲食業界などは以前の状況に戻っていないはずだし、中小企業もまだ厳しい状況です。

要は県としての下支えの部分です。自分が思ったのは、昨年度あれだけ大きい財政調整基金を使って——国の交付金を財源振替して戻ってくる分は抜きです。今年も、昨日新聞に載った売上金額3,000万円につき30万円ありますよね（秋田県飲食店等事業維持緊急支援金事業のこと。）、それは確かに行われていると思いますが、ある程度ターゲットを絞ってもう少しきめ細かな支援があってもいいのかなと思っています。政策を立案する際に考え方はどうだったのですか。

産業政策課長

いろいろな業態、業種の方々にお話も伺っていますが、ほかの業種の方でも同じ状況です。どうしてもコロナの関連で制限が掛かっているところがまずは一番影響を受けていますので、そこをまず重点的に支援してきたところです。それは、やはり飲食店、宿泊事業者、交通事業者だと思っています。

今回飲食店と飲食関連事業者を含めたのは、飲食店の休業で直接の影響を受けるのは飲食店ですが、飲食店に卸している方々も長期間、影響を受けて大変だという方もいらっしゃると思います。同じ業態でも、例えばスーパーマーケットに卸しているのが主であればそこまでは影響を受けませんが、近くの飲食店に納める量が多い場合はなかなか大変だという声もありますので、今回は少し広げて支援する形になっています。

実際には、県としても資金的な余裕があれば、そのほかの業種も一体的に支援したいところではありますが、限られた財源の中で、全てに対し十分な支援はできませんので、厳しいところを重点的に支援するという考えで今のところは来ています。

鳥井修委員

考え方は理解しました。昨年は、第一次、二次、三次まで交付金がある中で、ある程度各業界にも、先に支援したところと、例えば代行業も含めてその後いろいろな業界が追加されており、柔軟で素早い対応については、大変ありがたいと思っています。

今は感染者も大分少なくなっていて、県の警戒レベルも下がりました。医療体制はまた別になりますが、今後の第6波も想定して準備というか、考えておかなければいけないと思います。この冬とかにかけて、感染が爆発というか、多くなったときの考え方的には、一番影響のあるところからまずいって、順次対応していく考え方でよろしいですか。

産業政策課長

県の自主財源でその額を用意することはなかなか難しいので、国からの臨時交付金を活用している事業が大半を占めております。その中でも事業者支援に特化したものもあり、交付金を使える部分と使えない部分がありますので、県としてはやはり一番苦しいところに対応したいと思います。ずっと苦しんできてなかなか支援の手が届いていないところもあると思いますが、ある程度の金額があれば幅広い業種に対応したいという気持ちもあります。ただ、次の経済対策としてどれぐらいの規模なのかを踏まえ、次の対応を考えていきたいと思っています。

鳥井修委員

いろいろな経済団体や業界が、知事に対して要望活動をされていると思います。ある程度知事の判断もすごく大事になると思いますが、自分的には、状況は多分去年のときより今年のほうが厳しいのではないかと思います。川反や山王に人がいない状況もある中、県民は真面目で、活動が活発化しない部分があり、知事もこの前の総括のときだけ、「まず行きましょう。」というお話をされましたが、それでもなかなか足が遠のいています。ではこれからどうやって飲食店などに足を戻すかという方策も、

庁内で議論していただいて発信していかないといけません。お金がなくても、そういうことも一緒に考えていかなくてはいけないと最近つくづく感じますが、いかがですか。

産業政策課長

飲食店等の利用促進は、感染状況を見ながら、積極的に産業労働部としても対応する必要があると思います。昨年のように、今すぐ商品券という形にはなりません、できるだけ利用していただくために、新型コロナウイルス感染防止対策飲食店の認証を受けた店舗をまず増やして、安全安心に飲食ができる環境を作っていくことを進めていきたいと思っています。

それとともに、そういった店舗を私たちも積極的に利用していき、私たちが利用することで、ほかの自治体、商工団体の利用も広がっていくのではないかと思います。ただ、感染状況もありますので、しっかり注視しながら進めていきたいと思っています。

鳥井修委員

昨日の委員会が終わった後に懇談する機会があって、あるところに行ったのです。大体言われるのが、大手企業と県庁、市役所はまず来ないというわけです。行ってはいけないという話ではありませんが、何かそういう雰囲気があるという話を聞くわけです。今おっしゃったとおり、我々議員もそうですが、しっかり感染対策をして、お店にも対策を取っていただいて、利用する雰囲気と環境を作っていくと、いつまでたっても脱しないなとすごく思っています。昨日、お店の人から「何とか言っておいて。」と頼まれてきました。是非、県庁の皆様も積極的に出てもらって、消費喚起というか、県内経済を回していただければと思います。部長、どうですか。

産業労働部長

我々も飲食店関連の事業者にお伺いしますと、少しずつ前よりは戻ってきているというお話もありました。事業継続に向け、9月補正で可決いただいた予算をしっかりと執行していきたいと思っていますし、また我々としても認証を受けている飲食店を中心に、しっかり対策を取りながら、可能な範囲で少しずつ進めていきたいと考えております。

鳥井修委員

是非お願いしたいと思います。県民は我々議員や県庁、市役所職員の姿を見ているものね。そういうところはすごく影響が大きいと思うので、しっかり我々も同じところに気持ちを持ってやっていかないと、秋田は厳しい状況にありますので、是非とも率先してやっていただければなということで、最後お願いします。以上です。

島田薫委員

新型コロナについて、説明資料の74ページですが、医療現場や介護現場では昨年、マスク、ガウン、

手袋などの医療物資が不足し、非常に困ったというところがありました。ここにあるように、医療物資の地域供給体制を構築するものづくり Team Akita は、非常に良い試みだったと思います。ここに医療用ガウン等とありますが、等についてはほかにどのようなものがありましたか。

介護も6件助成したとありますが、具体的に、全部ではなくても、こういうものがあったということをお知らせください。

地域産業振興課長

1点目のものづくり Team Akita で、関連の製造事業者に作っていただいた医療物資ですが、フェイスシールド、医療ガウンのほかに、感染防止のための医療機関とか介護施設とかで使えるパーティションや消毒液の足踏み式のスタンド、オゾン発生器があります。

2点目の介護現場での感染予防医療物資等の開発の助成の中で一番大きいのは、ストレッチャーに患者さんが横になったときに、医療従事者の方々に飛沫とかが飛ばないようにするモールドのようなものを作製しています。

島田薫委員

非常に良い事業だったと思います。それで、通常であればコスト面から、どうしても県外、あるいは中国辺りで作っているものを買っている現状があって、今回のような有事において、それがサプライチェーンとして機能しないというときに、危機管理という意味でも、県内でそういうものが作られ、販売されるということを継続していくことは非常に大事なことだと思います。つまり国外に比べれば品質が高いとか、丁寧に作っている、そういうところにまた価値を見いだして続けていくということが大事なことを考えております。これはその後、昨年度以降もこういう事業といますか、製品が作られ納入されているという実態はあるもののでしょうか。

地域産業振興課長

今年度事業ですが、ものづくり Team Akita で作られている製品につきまして、県内の医療機関や介護老健施設等に対してのモニタリングを実施する事業をしています。そうした中で、ある程度の応募数は頂いている状況で、実際使っていたアンケート等を見ますと、介護や医療現場においても秋田で作られているところへの安心感というのが声として上げられています。当然使い方等についても、その評価を頂きつつ、また逆にモニターですので、声を頂ければ製品を修正していくという取組もできるといったところで、ある程度の評価を得ている状況です。

島田薫委員

是非続けていただきたいと思います。以上です。

薄井司委員

介護現場の課題解決に資する機器の開発ですが、例えばどういったものがあるのか、どういうレベルのところまで達しているのか、教えてください。

地域産業振興課長

具体的に共同開発ができた事例を1つ申し上げますが、臨床工学技士会との共同開発が昨年度1件ありました。先ほどの質問でもお答えしましたが、飛沫が飛ばないようにプロテクトするようなモールドを、実はこの共同開発の中で作っています。臨床工学技士会のニーズ把握の取組をした中で、声を実際お聞きしながら介護現場に向かっていくような商品化を図ったものという事例です。必ずしも全てが商品化に一気に行き着くわけではありませんが、こうした事例も昨年1つ挙げられています。

薄井司委員

前年度からも継続しながら8件ありますが、何かもうちょっとあってもいいのかなという感じがします。介護職場といえ、いろいろな分野であるのかなと思うのです。

地域産業振興課長

こちらに記載の事業ですが、実は課題解決型介護福祉機器開発事業という事業を令和元年度から続けており、その中で実際に補助をしながら製品化に向けて取り組んだ製品というのは、フェイスシールドの開発や介護施設向けの体温や室内環境の計測システム、あとは、先ほどもお話した足踏み式の消毒液スタンドもあります。

薄井司委員

いずれそういった県内企業が商品化することによって一定程度の需要が見込まれるというふうには——補助はしたけれども結果が伴わないとなるのはやっぱり避けてもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

地域産業振興課長

企業が開発した商品に関して、マッチングの話というのが非常に重要になってくると思います。昨年度も実施しましたが、医療現場の方々とニーズを把握するために意見交換をしっかりとやっていくのを続けています。そうした中で医療機関に対しての商品の周知といいますか、そういったものをしっかりとしていくのと併せて、商品についてはいったんプロットを作っても、その後改定を加えていかないと、現場の状況はいろいろ変わってきますので、そうした声をしっかりと聞きながら商品を改良していくことが重要だと思っています。そういった意見をしっかりと聞き取った上でのマッチングを続けていきたいと思っています。

小山緑郎委員

先ほどの島井委員の質問に関連してお聞きします。

飲食店が非常に厳しい状況になって、そうした中でも認証制度を何十万円も掛けて、県の立入り調査も受けて実施されています。今後そうした認証した店としない店のすみ分けについて、県民に対しての働きかけなどがありましたら、教えてください。

商業貿易課長

認証制度については、当課で所管している、飲食店に対する認証を目指す上で必要な設備を導入するための補助制度というのがあります。必要な設備導入に当たって県が5分の4、上限30万円で補助をしております。

認証の状況については、最新で520件申請が上がってきているということで、当初はなかなか認証が進まないという状況もありましたが、PR等に力を入れて、ここに来てようやく少しずつ増えてきている状況です。

県が今後いろいろな施策をしていく中で、認証と非認証を区別していくというような考えは、今のところ特に持っているわけではありません。国のG o T o E a tについては、他県において認証を条件にするところがあります。今後、国で同様の事業が実施される場合にどのような考え方が示されるのかということもありますが、今のところ県が行う事業で明確に区分することは考えてません。

小山緑郎委員

分かりました。ただ、いろいろな投資をしながら店でも努力していますので、例えば店に入ればステッカーがあるなど、そういった形での動きももしかすると必要な状況になってくるかもしれません。今後の状況を見ながら、努力して頑張ろうというものに対しての働きかけが必要な場合は、対応をお願いします。よろしく申し上げます。

商業貿易課長

今委員がおっしゃられたとおり、お店の努力ということもあります。県としても、先ほど来答弁させていただいているとおり、利用する場合は、やはり認証を得ているお店は安心して利用できるということですので、そういった呼びかけを続けていきたいと思えますし、飲食店に認証を取っていただきたいという周知、PRとともに、県民にもやはり認証店を使って安心して会食、飲食をしていただきたいということで発信していきたいと思えます。

宇佐見康人委員

関連です。認証制度そのものは多分今年度予算になりますが、考え方として、安心して飲食店を利用してもらえというのは分かりませんが、認証を取ったからといって100%安全ではないわけですよ。いろいろな考え方がある中で、認証を取ったからオプションを付けるとかというのは、私は若干違うのかなと思っています。今後国は恐らくそういうふう

に進めていくとは思いますが、例えば、認証を受けたいけれども受けられない人たちも当然いるわけです。そういった漏れたところへの対応というのにも慎重に考えていかなければいけないのかなと思えますが、考え方を聞かせください。

商業貿易課長

認証制度を直接所管して技術的なところを管理しているのは生活環境部ですが、おっしゃられたとおり、お店の構造等によっては認証を取りたくても取れないというお店があることは我々も承知しております。ですので、先ほど来お話ししているとおり、県としては認証を取っているところを優、取っていないところを劣みたいな形で区分した形の取扱いというのを基本的には考えておりません。安心安全という中で、こういう安全な環境の中で是非御利用くださいというPRはしていきますが、仮に国で今後両者を分けるような取扱いが出てきた場合には、県として外れた飲食店に対してどのような対応ができるのかについては考えていきたいと思えます。

小野一彦委員

デジタルイノベーション戦略室と、雇用労働政策課にお聞きします。令和2年はどういう年だったかという観点からですが、県では3つの課題解決を図るため、情報サービス産業の振興戦略を平成30年から立てています。1つは、売上げをもっと高めなければいけないので、首都圏のマーケットに向かっていくと、あとは人材を育てなければいけない、それから県内企業へIoT（様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。）やデジタルを実装してもらって生産性を高めたり、地域課題を解決していかなければいけないという3つの課題に向けて情報産業の振興を図るという計画をプランと一緒に進めてきています。令和2年度予算の観点からすると、予算執行調書が分かりやすい感じで、288ページの商業振興費の中の（3）で、情報関連産業の商品開発支援事業で3件の開発が出たという説明になっています。これまでも取り組んできたと思うのですが、コロナの関係もあって、いろいろ後押し的な部分もあったかもしれませんが、その辺の商品開発の実績と、どういう内容のものが商品開発されたか、マーケットの規模を教えてください。

デジタルイノベーション戦略室長

商品開発については、昨年度3件支援しています。その中身ですが、1件は飲食店で、飲食店に行く注文するわけですが、コロナということになるべく人との接触を少なくしようということから、店員との接触も少なくしようということで、テーブルにQRコードを置いておいて、そのQRコードからアプリを読み込み、飲食のオーダーをするシステムを開

発した企業です。

もう一社は、コロナということもありますので、従業員の健康管理という意味で、顔認証つきの、今いろんなところに行くと顔を写して体温を測りますが、従業員の顔を認識して自動で従業員の体温をデータとして取ったり、体温の測定と従業員の健康管理システムをつなげるアプリを開発したという企業です。

もう一社は、コロナとは関係ない取組ですが、産業廃棄物の収集車の管理を行う、地図上でルート管理したり、併せて運転手の勤怠管理もするというような商品を作った企業です。

この3社については、販売からまだ日が浅いということもありますので、まだ大きな売上げにはつながっていませんが、平成27年度から商品開発を支援しており、昨年度までで21件の商品の開発を支援してきました。この中では売上げ1,000万円を超えるような商品も8件ほど出てきております。これまで21件の支援した商品の売上げの合計でいきますと約2億円となっておりますので、一定の成果があったものと考えております。

小野一彦委員

開発されたものについての販路拡大というか、県内だけではなくて、例えば仙台圏や首都圏などへのセールスやマッチングのサポートは企業活性化センターで行っていますか。

デジタルイノベーション戦略室長

当室でも、ICT企業が自社の商品を大規模なマーケットに販売していく取組を支援させていただいております。すみません、ちょっと……

委員長

暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

委員長

再開します。

デジタルイノベーション戦略室長

例えば人間ドックの関係の健康管理ソフトを販売するために、人間ドック協会に申請するための経費を支援しています。

小野一彦委員

分かりました。あと288ページでIoTの先進システムの横展開事業というのがあります。当初予算の委員会資料からは、平成30年頃からIoTを使ってシステム化がされ、そういう仕組みを社会にもっと展開するための応援をしていくということで、一回試して、横展開ではなくて一気にやっていく予

算と承知しています。令和2年度でどういう感じで展開されたのでしょうか。概要で結構なので教えてください。

デジタルイノベーション戦略室長

おっしゃるとおりで、これまでIoTの先進技術の実証事業ということで平成30年と令和元年度で作業工程の見える化システムなどを構築してきたところです。これを同じ業界団体の中で別の企業に使っていただきたいということで、昨年度まではトライアルに係る経費を支援してきたところですが、トライアルだとなかなか使いにくいという意見がありましたので、一気に導入する経費を補助することで、昨年度補正予算で決まっていたところです。縫製業が3件、小売業1件、電気工業1件の5件で活用していただきました。縫製業の内容は、見える化システムに加えて、業務全般のペーパーレス化や検査管理システムの導入が行われました。その結果、その会社では作業員の方の意識向上につながり、加工指示書や検品などをデータ化することで、無駄な紙を探す手間が省けたとか、日報作成の作業が楽になったなどの声を聞いているところです。

小野一彦委員

分かりました。あと、デジタルに関してはもう一つだけ伺います。288ページで人材確保・育成のワーキンググループについて、予算的には小さな額ですが、ワーキンググループの開催でいろいろ検討されたと記載されています。人材の確保や育成についてはどういう論点がこのワーキンググループの中で出てきて、令和3年度、それから新しいプランの中でどういうふうに生かされようとしているのか教えてください。ポイントで結構です。

デジタルイノベーション戦略室長

昨年度、ICT人材の確保・育成に関するワーキンググループを4回開催しました。メンバーは、秋田大学、秋田県立大学、秋田高専の教授に加え、情報関連産業や製造業を代表する方、プラス行政、教育委員会の担当者で進めてきております。

人材の確保に向けては、県内大学等に企業の情報をもっと発信するべきだとか、県内企業について学生が働きたいと思うような就業環境を整備していくこと、加えてICTに興味を持つ人の裾野を広げていくことも必要だというような意見がありました。

人材育成については、ICT企業ではAI（人工知能）やセキュリティといったスキルを持った人材が必要だということと、製造業などにおきましてはICTの基礎的な知識を持っている人材が必要だというような意見があったところです。

それを踏まえまして今年度から始めた企業内ICT人材の育成事業では、その企業の現場の方がICT

Tのスキルをアップしていただくというような研修をしております。というのは、企業でICTを導入していくためには、その企業の課題等をよく知っている方がICTの導入に向けて実践していかないとなかなか難しいこともあり、そういった事業を実施しているところです。

小野一彦委員

いずれそういう形で今年度の事業、そしてプランにも反映されて拡大していくということでよろしいですね。

次に、雇用労働政策課にお尋ねします。新しい働き方ということで、去年技術専門校で、企業の社員を対象としたテレワークの研修を実施されましたよね。それについて、参加した企業の方々のアンケートというか、反応はどんな感じでしたか。

雇用労働政策課長

テレワーク導入に向けた訓練については、3か所の技術専門校で計7回開催し、54名の参加を得ております。参加者からの反応としては「期待どおりであった。」あるいは「期待以上であった。」が9割を超えており、満足を取ったのかなと思います。一方で、ニーズとしてはセキュリティー対策についてもっと知りたいといったような声も聞かれていますので、今年度の訓練に役立てていきたいと思っております。

また、昨年度参加していただいた企業につきまして、今年の4月になってからその後の状況をアンケート調査をしたところ、テレワークを導入しているところ又は間もなく導入するといったところを合わせますと55.5%の企業が導入を進めているということでしたので、この訓練については一定の効果があつたのではないかと考えております。

小野一彦委員

そういう効果があつて55%という話だったので、テレワークというのは企業の生産性向上だけではなくて、働き方改革、そして仕事と育児の両立とか、いろいろな部分で官民で広げていける、そういうツールだと思います。是非庁内でそういう成果を共有していただいて、次のプランでも全庁で進めていけるように考えてほしいのですが、いかがですか。

雇用労働政策課長

テレワークについては、感染対策という目的のほかに、働き方改革という大きな目的があると思います。時間にとらわれない、あるいは場所にとらわれない柔軟な働き方を導入していくことは必要だと思いますので、いろんな成功事例などを共有しながら県内企業への導入が進むように、来年度からの新プランにもそうした多様な働き方を広めていくような取組を盛り込んでいければと思っております。

委員長

ここで審査の途中ですが、暫時休憩します。再開は11時35分とします。

午前11時23分 休憩

午前11時34分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き、産業労働部関係の質疑を行います。

児玉政明委員

先ほどの小野委員の質問に関連します。ICT人材について、各室各課でもいろいろと取り組んでいると先ほど説明を受けました。数年前から行われていると思いますが、全体的に見まして、目標としている人材育成に対して——細かい数字は不要ですが——おおむね順調に進んでいるのか、まだまだ取組が足りないのか、どういった感じになっていますか。

デジタルイノベーション戦略室長

ICT人材の確保・育成につきましては、今年度から本格的に実施しているところであり、今後3年間で地方創生推進交付金を活用し、企業内ICT人材の育成事業等を実施していくことにしています。

児玉政明委員

昨年につきましては、コロナの関係もあつて、もしかすれば思ったようにいかなかった部分と、例えばオンラインを使ったことによって進んだ取組等もあつたと思います。その点についてはどうですか。

デジタルイノベーション戦略室長

昨年度はAターンフェア等がリアルでの開催がなくなり、オンライン開催となったこともあつて、なかなかAターン人材の確保という面では厳しい状況だったと聞いています。来年度以降もオンラインを活用した取組をしていく必要があると考えています。

児玉政明委員

テレワーク等により、例えば移住してこちらへ来た人材や本社機能の拠点を移してきた企業は、IT技術などが優れている部分があると思います。そういった方々と県内企業の意見交換や情報交換、また秋田で会社を運営していく良さを伝える取組などの交流が十分行われているのか、あるいは、これから行われていくのでしょうか。

産業集積課長

当課では、本社機能移転促進事業という補助制度があり、昨年度は3件ほど補助金を交付しておりま

す。この3件の企業は、ほとんどが製造業になりますが、先ほど言われましたIT関係については、今年は6件ほど誘致認定しました。その中で、システム開発の企業誘致も2件ほど決まっております、そうした企業の方々と県内企業とのマッチングも進めていきたいと考えています。

児玉政明委員

是非そうしたシステム関連の企業の情報などを県内企業にも広めていってもらえるように、またコロナが収束した暁には、特に取組を拡大して行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

産業集積課長

当課も企業誘致をしています、コロナの関係で県外出張がままならない状況でした。東京の企業立地事務所や名古屋事務所や大阪事務所もありますので、そうした県外事務所の県職員が県外にある親会社を訪問しています。市町村との連携も強化しており、当課でも市町村から5名ほど受入れをしています。企業立地事務所に8名、名古屋事務所に1名配置し、市町村と連携しながら、更に企業誘致について頑張っていきたいと思っております。

鈴木健太委員

ICT人材の育成に関連して、佐藤部長にお聞きします。今お聞きしている産業労働部のメイン業務は、社会人のICT能力の向上だったり人材定着だと思っております、裾野である子供たちのICT教育から抜本的に頑張らないといけないと思っております。当然その所管は教育委員会だとは思いますが、恐らく教育委員会にそういった知見はないだろうと思っております。現場も大変ですし、大きな視点で本県の将来を担っていくICT人材を育成するという意味では、僕は教育委員会に任せられた状態ではなかなか進んでいかないという実感を持っていますが、教育委員会との共同だったり連携はどういう状況に今あるのでしょうか。

産業労働部長

委員御指摘のとおり、ICT人材の裾野を広げる活動は非常に重要だと思っております。県でも、これまでも児童にはそういった関心を持ってもらうような取組を進めてまいりましたし、昨年度も県内の高校において、ICT等に関係するようなクラブ活動について、県内企業が訪問して、いろいろメンター（指導者、助言者）となってスキルアップに向けた取組を進めておりますので、今後もそういった取組を強化してまいりたいと考えております。

例えば自主的に行うようなプログラミングの研究や観光に関する情報発信のアプリについていろいろ研究するような取組をしておりますので、そういった取組を進めてまいりたいと考えております。今年度からそういった事業を進めておりますので、これ

からも強化してまいりたいと考えております。

鈴木健太委員

私が申し上げたいのは、そういった啓発もそうですが、肝腎の教育委員会が行う学校ICT教育というものに対して、一応産業労働部にはデジタルイノベーション戦略室があるわけですし、そこに直接的な支援だったりするのは難しいと思っております。肝腎のICT教育自体が教育委員会で行われている状態だと思っておりますがその助力というか、そういう機能はありませんか。

産業労働部長

我々も高校を訪問した、そういった実際教育をされているICT企業の方々と直接お話を伺って、状況についていろいろ意見交換をする機会がありますが、教育委員会からそういった問いかけがあれば、もちろん支援してまいりたいと思っております。我々からも状況を伺い、スキルアップに向けた取組の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

宇佐見康人委員

航空機産業の電動化についてお聞かせください。コロナ禍で輸送機自体がなかなか世界中で使われないという状況の一方で、環境に配慮した輸送機の開発というのは急務ですが、今現在の県内の研究や開発の進捗状況をお知らせください。

輸送機産業振興室長

現在は、秋田大学と県立大学を中心として電動化システム共同研究センターを4月に設置しました。そこで航空機の電動化に係る研究を行っていますが、進捗状況は、電動化の実際のモーターを評価する評価設備を今年度中に旧種平小学校に設置することになっています。実際の研究は、県内企業が入りますが、IHI（株式会社IHI。東京都に本社を置く、重工業を主体とする製造会社）がアドバイザーとして入りまして、電動化で必要となるブローラーという、言わば空調に使うモーターの開発を県立大学と秋田大学が中心になって進めております。月に1回進捗会議を行いまして、その進捗状況を確認して進めており、完成にはまだ至っていませんが、そういったことを進めている状況です。

宇佐見康人委員

是非今後、まだまだ先かもしれませんが、県内企業でも横展開できるような取組にしていただけるように要望して、航空機に関してはこれで終わります。

次に、食品関係でお伺ひします。統括監というのは3部に渡る統括監ですよね。

食品産業振興統括監

委員の御指摘のとおり、農林水産部、観光文化スポーツ部、産業労働部の3部の連携をするという位置づけの中で、平成26年から配置されています。

宇佐見康人委員

県内では、六次産業化で一番弱いと言われていたのが製造と加工で、特に加工の部分が弱いと言われてきました。令和2年度は、コロナによりサプライチェーンも見直していく流れになった中で、何か前向きな変化はあったのでしょうか。

食品産業振興統括監

今回コロナの中で、作っている種類、どこに納めているかによって異なり、清酒関係では業務用がかなり厳しかったということがあります。日々家庭で消費するような日用品などはあまり動きがなかったといえますか、やや伸ばしたところもあり、同じ食品でも違いがあります。

巣ごもり需要の中で、小ロットといえますか、個包装というような、少量パックのようなものを作りたい人たち向けに商品開発しようという中で、いろいろ生産者でも、例えば農業現場で使えなくなった規格外のものを何とかしようということで、それを持ち込んで、商品化に向かった事例もあります。

佐藤信喜委員

資料の80ページに、外国人材の受入れ支援があります。コロナ禍で外国からの人の流れが抑制されている中で、受入れ環境を整備したとあります。3件で合計33万3,000円になっていますが、たったこれぐらいの規模での整備というのはどういったものなのか、教えてください。

雇用労働政策課長

外国人材受入れ・定着支援事業については、実績としては3件あり、例えば日本語翻訳機器の設置や商工団体に対する補助もありましたが、こちらは雇用に関するセミナーの開催経費などへの支援を行っております。

佐藤信喜委員

そういう内容であれば分かりました。次に、女性の新規就業促進のためのセミナー、座談会についてですが、211人が参加して、73人が新たに就業したとありますが、参加された女性の年齢的なもの、例えば独身なのか、既婚なのかとか、そういったデータはもちろん把握はされていると思います。この就業というのは、飽くまでも正社員としての就職なのか、それともパートを含むものなのか、全体的な概要を教えてください。

雇用労働政策課長

女性の新規就業支援事業については、まず参加者ですが、年齢は20代から30代が主体となっております。主に、例えば結婚ですとか出産を契機として退職した方などが中心となっており、ほぼ既婚者となっております。

就業については、こちらは必ずしも正社員ということではなくて、やはり女性によっていろいろな働き方を希望されている方もいますので、雇用形態は

問わず就職に結びついた数でカウントしております。

佐藤信喜委員

残りの137人は、ここにあった企業ではマッチングできるような企業がなかったということですが、その後も就業は希望しているということでしょうか。

雇用労働政策課長

おっしゃるとおりで、この事業は令和元年度からスタートしております。令和元年度に参加した方々もずっとフォローアップしております。その年度中に就業できなかった場合でも、その後いずれかの企業に就業した方についてはカウントしております。

佐藤信喜委員

大変すばらしい取組だと思いますので、何とかこれも継続していただければと思います。

その1つ上の職場定着セミナーの件でお聞きします。まずは、若年従業員等の指導に関わる管理者、入社後おおむね3年以内の従業員に対してということで、これはどちらかという社員向けであって、次のページに行くと経営者向けのセミナーということで、ダブルで開催されているように見えます。この3年以内の従業員の方々に対しては、参加してもらった上で、例えばアンケートも実施していますか。

雇用労働政策課長

参加者に対してアンケートを実施しております。アンケートの調査結果を見ますと、若い人たちは、「3年経過ということでちょっと自信がなくなっていた時期だったので、このセミナーを通して何か自分に自信が湧いてきました。」といったような意見がありました。退職を考えていたというようなタイミングだったという人もいまして、「コミュニケーションの大事さなどを実感したので、簡単に退職することはやめようと思う。」といった率直な意見が寄せられておりました。

佐藤信喜委員

例えば退職の要因が、今説明のあったやる気の部分であれば、お話しした上でまた頑張ろうという気持ちになっていくと思います。私も言われた記憶がずっと残っているのが1件あって、私の母校の後輩ですが、木材関係の会社に就職して、高校を卒業して手取り13万円、10年たっても13万円で、「この状態で結婚できますか。」という相談を受けたことがありました。頑張って別の会社を紹介するという話もしましたが、10年もやっていると辞める勇気がないということでした。こうした人たちもいるのです。もしかすればこういうセミナーに参加していて、ただお話を聞いて何か辞めづらくなってしまったということがあれば——それはそれでいいのですが、何となくその辺が気になりました。

逆に経営者側のセミナーではしっかりと給与を上

げていく、待遇を考えていくことをしっかりと提案していってもらえればありがたいと思いますが、そういった取組は行われていますか。

雇用労働政策課長

経営者を主に対象にしたこのセミナーは、経営者側も若い人向けのコミュニケーションがなかなかうまく取れないといったお話も聞こえてきておりましたので、主にそういった若者にどう接したら良いかといったような内容を中心に開催しました。

委員の御意見を伺って、そもそもの労働環境、労働条件がしっかりしていないと、それもまた離職につながるということも改めて認識しましたので、今後の企業側へのセミナーについては、そういった観点も取り入れながら取り組んでいきたいと思えます。

佐藤信喜委員

是非お願いしたいと思います。若い人たちは何をもちて地元就職するか、求人票を見て当然就職するわけですが、この会社に将来夢があるのかどうかというのを一枚の求人票で判断するわけなのです。そこに初任給は書かれていても、なかなか平均年齢であったり、平均月収というのは出てきません。それがもし記載されていれば、将来この会社に勤めていても30歳になったら幾らになるのだとか、そういう夢を持っていけると思うのです。このお話は企業側にも私は結構しています。そうした努力を企業側に働きかけてもらい、もちろん出せない企業もあると思えますが、そういった情報を積極的に出すことで、一人でも多くの子たちを県内に残していけるのではないかと思いますので、何とかそういったところも配慮いただければありがたいというか、お願いして終わります。

雇用労働政策課長

委員おっしゃるように、求人票の書き方一つで学生が受ける印象というのは随分違うということで、いろんなセミナーの中でも求人票の中にいかに企業側の熱意を伝えるか、魅力を伝えるかといった書き方についての講習も行っております。引き続きそういった企業の魅力が伝わるような情報発信を含めて県としても支援していきたいと思えます。

宇佐見康人委員

先ほどの女性の離職のセミナーについてですが、アンケートでは離職される前の職業を把握しているものなのですか。

雇用労働政策課長

前職までは把握していません。

宇佐見康人委員

結婚や出産を機に離職をされた方への取組だと思えますが、そもそも結婚や出産で離職をしなくてもいいような啓発だとか——ここの部署でやるべきことなのかどうかは別問題として——そういったも

の取組は現状では行われていますか。

雇用労働政策課長

女性の新規就業支援事業の中でも、女性に対する意識啓発のセミナーだけでなく、企業側を対象にしたセミナーも開催しております、その中でいかに女性が働きやすい職場を作るかというところの具体的な職場改善の方法や具体的にどういった柔軟な働き方を取り入れたら良いかを啓発するセミナーも開催しておりますので、そういった中で対応しております。

宇佐見康人委員

結婚や出産を機に辞める理由として、女性側の都合、例えば結婚を機に家庭に入りたから辞める、けれども家庭に入ってみてやっぱり社会に出たいなという方もいらっしゃいます。逆に出産が間近なので会社から——やっちはいけないことではあります——辞めてくれと言われて辞めた方も中にはいらっしゃると思えます。

前職を聞いているかどうかというのは、自分で辞めたくて辞めたのかどうかということからスタートしなければいけないと思っていて、女性の職場環境の改善に向けて全般を語っていく上では、自分で希望して辞めたかどうか——体の負担などを考慮して辞めたのであれば、例えば事務職に配置転換ができる職場であったのかも含めて考えていければ、離職しなくていいのではと会社も意識を変えていけるのかなと思えます。

女性の活躍というのは、これから国全体を挙げてやっていくべきことでもありますので、そういった経営者の方への普及啓発はもっと強くやっていかなければいけないと思えます。令和元年度からの事業だと思えますが、今後の考え方を教えてください。

雇用労働政策課長

この事業は令和元年度から、計画では令和6年度までの6年間の事業となります。6年間で、目標としては650人の新しい雇用を生み出すという高い目標を掲げて取り組んでいる事業です。委員の御指摘があったとおり、なぜ辞めたのかということがスタートだというのは大変気づきを与えていただいた御意見でしたので、そういった視点を取り入れながら今後取り組んでいきたいと思えます。

令和3年度は、ちょうど折り返し地点になりますので、今年度の取組も含めて、まずは3年間の効果の検証を行って、より効果が上がるような取組を進めてまいりたいと思えます。

薄井司委員

障害者の雇用促進について伺います。今回受入れ事業所が71事業所で決算になっていますが、この事業所に対するアプローチの仕方というのですか、どういった事業所に、どのような形でアプローチさ

れましたか。

雇用労働政策課長

この事業は、民間企業における障害者雇用を促進するために障害者の短期職場実習を支援する事業です。職場のアプローチについては、8か所にある障害者就業・生活支援センターが担っておりますが、支援している障害者のニーズ、特性や希望に合わせて、例えば農作業をしたいとか、あるいは清掃業務をしたいとか、パソコンを使った業務をしたいなどのニーズに応じて適当な事業所がないかどうかというところでマッチングを行っております。

薄井司委員

就業支援センターにはいろいろな人が相談に行っていると思いますが、そういった情報を入れながら企業を雇用労働政策課で指名してお願いしているという形ですか。

雇用労働政策課長

基本的には、受入れ側の企業の開拓については障害者就業・生活支援センターで行っています。その事業に対して県が手当などを支給する流れになっています。

薄井司委員

これは、委託費を払っている事業ですか。

雇用労働政策課長

こちらは、職場実習をした障害者に訓練手当を支給するものと、それから受入れ側の企業に奨励金を支給する事業になっております。

薄井司委員

これは最後までどれくらいの方が実際就労したかまでは把握はしていますか。

雇用労働政策課長

就職数については把握しています。令和2年度は、実習した方が86名、それに対して就職がかなった方が59名で、就職率は68.6%という状況になっております。

薄井司委員

主な職業でいいですが、どういうところに就職されておりますか。

雇用労働政策課長

農事組合法人、介護施設、あるいはスーパーマーケットなどがあります。

薄井司委員

農林水産部や教育委員会等で障害者の雇用についてそれぞれの事業を持ちながら進めていますが、雇用労働政策課と関係部とのいろいろな連携についてはどのようになっていますか。

雇用労働政策課長

特別支援学校を卒業した方もいらっしゃいますし、教育委員会とは、連絡会議ということで、今日も午後から開催されます。関係者が集まり、いろいろな

課題や各機関に対する要望などについて意見交換をする場を設けて情報共有を図っております。

薄井司委員

農林水産部とはどうされていますか。

雇用労働政策課長

農林水産部とは、雇用労働政策課としての連携までは行っておりません。

薄井司委員

実際今は農福連携という形で、農業法人が主なる就職先になっています。今後はそういった部分も必ず、それぞれの部門だけでなく、一つの連携した形で進めていかないとその効果がなかなか現れてこないというか、より良い事業を進めていくために、是非今後そういった3者と言えばいいですか、情報共有だけはやはり一緒にしておいたほうがいいと思いますが、いかがですか。

雇用労働政策課長

委員御指摘のとおりでして、障害者の雇用の業種を広めるという意味でも大変重要な取組だと思しますので、今後庁内の関係するところと情報共有しながら取り組んでいきたいと思っております。

薄井司委員

もう一点、部局長説明書の76ページの繰越明許費について伺います。ちょっと気になったものですから、航空機システム電動化研究・開発推進事業について、入札の不落の結果などと説明が記載されていますが、もう少し説明をしてください。

輸送機産業振興室長

旧種平小学校にモーターの評価装置を設置するために、学校の体育館の改修工事を進める予定にしておりました。入札をして、電気設備は入札できました。体育館の床に厚いコンクリートを敷くために基礎工事が必要でしたが、こちらは入札業者が現れず、落札できませんでした。昨年度は、県内の学校に空調を設置するというので、県内業者がすごく忙しい状況で対応できなかったと伺っております。

すいません。入札額が予算額と合わなかったということでした。

薄井司委員

積算がまずかったということですか。

輸送機産業振興室長

結果的には、そういうことになると思います。従前の見積りで積算しましたが、業者が忙しくなって、人件費が上がり、資材も高騰していたということで、結果的に値段が合いませんでした。

(※119ページで発言訂正あり)

薄井司委員

これは、いつ頃の契約ですか。年度のいつ頃契約して、入札に掛けた事業ですか。

輸送機産業振興室長

何月かですか。

薄井司委員

何月頃ですか。

輸送機産業振興室長

少々お待ちください。

委員長

暫時休憩します。

午後 0時12分 休憩

午後 0時12分 再開

委員長

再開します。

輸送機産業振興室長

すみません、先ほどの発言を一部訂正させていただきます。先ほど積算が間違っていたというような発言をしましたが、積算は間違っておらず、想定価格を満たす企業がなかったということです。

先ほどの質問については、10月と12月の2回入札を行っています。2回行って、10月の入札で契約して年度内に工事ができれば良かったのですが、落札できなかったのが12月にもう一度入札したということになります。

(※118ページの発言を訂正)

薄井司委員

12月でもやっぱり間に合わない状況でしたか。

輸送機産業振興室長

不落ですので、値段が合わなかったということになります。

薄井司委員

今年度は契約済になっていますか。

輸送機産業振興室長

今年度は契約済で、既に基礎工事は完了しております。

薄井司委員

大変苦労されたような気はしますが、業者がいないという、人手不足の状況が今回の事態に至ったと理解してよろしいですか。

輸送機産業振興室長

そのように理解していただければと思います。

薄井司委員

分かりました。

吉方清彦委員

私からは、新エネルギーに関して2点ほどお聞きします。資料75ページに記載されている大規模地熱発電所に関してです。実は私どもの会派でも山葵沢地熱発電所(湯沢市秋ノ宮)へ視察に行きました。4万6,000キロワットという結構大きい地熱発電所で、23年ぶりの稼働と書いてあります。その

下に、湯沢市内3地域の事業化に向けた取組が進められているほか、再エネ関連産業マッチングフォーラムにより県内企業の参入拡大を後押ししたとあります。菅首相が替わってしまいましたが、グリーン成長戦略というのはほぼ変わらない状況の中で、本県の置かれた状況も変わらないと思います。この地熱発電所は、新しい技術も投入されていますが、今後ほかの地域の事業化は進んでいくものでしょうか。

産業労働部参事(兼)エネルギー・資源振興課長

山葵沢地熱発電所に続いて、今事業化の可能性の調査として、小安地域、木地山・下の岱地域、矢地ノ沢地域、八幡平、新しく鹿角地域の菰森での調査が始まっております。

その中で、小安地域については令和6年運転開始に向けた具体的な取組が進められておりますし、木地山・下の岱につきましても令和11年運転開始の予定で事業が進んでいます。

吉方清彦委員

続々と新しく出来るということで期待されますが、発電規模は、どれぐらいの大きさになってきますか。

産業労働部参事(兼)エネルギー・資源振興課長

現在調査をしながら、一部では環境アセスに着手しております。アセスに着手している事業者については、予定発電規模がもう定まってきており、小安地域では1万4,990キロワット、木地山地域では1万4,900キロワットの予定で事業が進められております。

吉方清彦委員

再エネ関連マッチングフォーラムで、県内企業の参入について話がありましたが、こういった県内企業が今後参入していくと考えられていますか。

産業労働部参事(兼)エネルギー・資源振興課長

山葵沢地域で稼働し始めました。それに携わった県内企業は1社の事業でしたので、統計上は調べることができなくて、相手の協力によって知り得る情報になりますが、全体の企業数、下請事業者数の4割が県内企業だったと聞いております。

また、事業をやる前には、山葵沢地熱発電所の事業者や工事業者と県内企業のマッチングをしており、地熱発電の場合は特に土木工事と配管が中心になりますから、そういった工事を県内で受注しているところ です。

吉方清彦委員

中身は違いますが、洋上風力発電に近いような地元企業の構成になっていくと思います。

ほかでもお聞きしますが、例えばエタノール、最近ではアンモニアが注目されております。その辺に関しては、昨年度のエネルギー戦略の中でどういった扱いだとか、進捗状況だったのか教えてください。

産業労働部参事(兼)エネルギー・資源振興課長

国で掲げているカーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略等の中に、火力発電所によるアンモニアの活用や水素の活用といったものがうたわれております。そうした中で、県内でそうした取組に迫いつけているかといいますと、国が動き出したばかりで、これから検討していくという段階にあります。

吉方清彦委員

その点に関しては、資料の307ページの中で、水素エネルギーの導入というのが記載されています。水素コンソーシアム（複数の企業が共同企業体を組成して、一つのサービスを共同で行う取引のこと。）について、私も以前も質問しましたが、大分前からあるもので、本格的に今度動き出すということで説明を受けました。昨年コロナもありながらもセミナーは1回開催したということですが、本県の水素コンソーシアムとしての今後の方向性について、どういったものがその場では得られてきましたか。

新エネルギー政策統括監

県では、平成28年3月に第2期秋田県新エネルギー産業戦略を立て、その中で水素エネルギーの導入を進めていくことにしております。水素に関しては、まだ国としても実験段階で、なかなか前に進まないという状況でありながら、県では平成28年時点で将来的な見込みがあるという形でいろいろ勉強してまいりました。

今回の見直しについては、水素エネルギーを更に進めていこうと考えております。現在県としては、NTTデータの研究所と共同研究してありまして、今後の県の方向性を見据えた形で2030年度、40年度に向けて、中長期的な水素の戦略を今後立てていきたいと考えております。

吉方清彦委員

その中身はよく分かりませんが——例えばその戦略を平成28年から進めましたと。昨年もやっとまた動き出しましてセミナーを開催しました。実際、能代市などは結構水素に対する取組、JAXAなどと一緒に取り組んでいますが、県としてこのコンソーシアムの中で、具体的なものがあるのでしょうか。

新エネルギー政策統括監

県としては、短期、中期、長期という形に分け、NTTデータとの共同作業の中で計画を立てております。短期的には、既存の需要に対し、グリーン水素（再生可能エネルギーなどを使って、製造工程においても二酸化炭素を排出せずにつくられた水素のこと。）の提供を進めていくことを考えております。中期的には都市ガスに水素を混合する混合ビジネスをスタートさせる計画を立てております。また、最終的にはFCV（燃料電池自動車）、バス、発電分

野への供給、石炭火力との混焼という方向に向けて、検討を進めていくことを考えております。

吉方清彦委員

そこには製造の部門は入っていないと思いますが、考えられないのでしょうか。

新エネルギー政策統括監

製造については、洋上風力余剰電力を使いながら水素を作るという計画もあります。現在どれだけの余剰電力があるのかということも含めて、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。）もありますので、水素をどれぐらい供給できるかを今後研究していく必要があると考えています。

吉方清彦委員

NTTデータには、水素がどんな部門としてあるものなのでしょうか。全て開発しているということでしょうか。

新エネルギー政策統括監

NTTデータ研究所は、シンクタンク（市場経済や各業界についての分析を行なう目的で設けられた研究機関のこと。）でして、実際にエネルギーを自分たちで作っているわけではありません。手法について、一緒に研究している会社です。

吉方清彦委員

それから更に新しく、コンソーシアムですからいろんな企業体を作っていくながら進めていくと思いますが、現状ではどういったところと組むなどの方向性はまだ全然定まっていない、若しくは去年の段階では新しい方向性、何でもいいですが——まだ作る段階ではないということなのでしょうか。

新エネルギー政策統括監

今水素に関しては、アンモニアを含めて、水素コンソーシアムと商工会の交通部会で協働しながら勉強会を開いております。水素の製造にかかっていく企業があれば、県としても補助金などの支援を行う方向で進めていくことを考えています。

委員長

ほかにございませんか。

先ほどの杉山輸送機産業振興室長が発言を取消し、訂正をされました。これを許可するというところでよろしいですね。

【「はい」と呼ぶ者あり】

委員長

ほかになければ終わりますが、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で産業労働部関係の質疑を終了します。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とし、建設部関係の審査を行います。

午後 0時25分 休憩

部局別審査（建設部）

書記 伴 藤 崇 録

午後 1時28分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

建設部長	佐藤秀治
建設部建設技監	田中倫英
建設部港湾技監	鮫島和範
建設部次長	佐々木寿一
建設部次長	奈良滋
建設部建設産業振興統括監	
	浅井学
建設部参事（兼）営繕課長	
	佐藤温
建設政策課長	三浦卓実
技術管理課長	小野潔
都市計画課長	伊勢弘
下水道マネジメント推進課長	
	川村潤
道路課長	川辺透
河川砂防課長	田森清美
港湾空港課長	伊藤邦昭
建築住宅課長	中野賢俊
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	
	奈良聡

委員長

委員会を再開します。
建設部関係の審査を行います。
初めに、建設部長の説明を求めます。

建設部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。
建設部関係の質疑を行います。

島田薫委員

新型コロナウイルス感染対策について質問します。
資料の中で言葉としては特に出きていないように思いますが、例えばダム建設現場など、県外あるいは外国の労働者がかなり県内に入ってきていると承知しております。最近では、洋上風力発電の作業船内においてクラスターが発生しています。多くは鹿島建設（鹿島建設株式会社のこと。大手総合建設会社。）とかそういう大きな建設会社が入ってきて

いると承知しておりますが、昨年度そういうところに対して感染対策の指導などは行いましたか。

建設部長

国土交通省から、コロナ対策のいろいろな通知文書が出ています。国ではそれに基づいて、成瀬ダムを含めてしっかりと対応しています。成瀬ダムでは、朝礼のときにサーモグラフィーで体温を測り、それで駄目であれば再度しっかりと体温を測ったりしています。また、現場に飯場（鉱山・土木・建築工事などの現場近くに設けられた、労働者の宿泊所のこと。）がありますので、飯場においてもしっかりと感染対策をするようにしています。そういう徹底した感染対策を実施してもらっています。

島田薫委員

それは、県の担当者が現地に赴いて、そのような指導をしたということですか。

建設部長

発注者が国ですので、国土交通省からの通知に基づいて国においてしっかりと対応しているという状況です。

島田薫委員

発注者や業者に任せていたがために、この前のような作業船内のクラスターが発生したのではないかと考えています。クラスターが発生した作業船の図面を見ると、聖域と書いてあったそうです。聖域というのは何かというと、船に乗る前に検査をして陰性だから、もうこの船の中は大丈夫なのだということ。作業船の中ではマスクもしないで作業をしていたということを聞いています。やはり業者任せではなくて、県としても指導していくことは必要なのではないかと感じたので質問しました。

建設政策課長

建設業者の感染防止や発生してしまった場合の対応については、県発注、国発注にかかわらず、国からの文書や県の文書等により丁寧に周知しているところではあります。

実際に感染が発生してしまった場合の対応は、基本的には保健所などの専門機関からそれぞれの現場において指導していただき、各業者が対応することが基本となっています。

県においては、そうした事案が発生した際に速やかに報告を受けたり、事案が何件か散見された際に、各工事現場における感染対策の徹底に向けて下請も含めて情報共有のために、改めて県から独自に文書を発出したりという対応に努めています。

島田薫委員

おっしゃることは分かりますが、こういう有事の際は更に踏み込んだ対策が必要だと考えていますので、御検討をお願いしたいと思います。

鳥井修委員

社会資本の長寿命化の推進について伺います。これは毎年進めていて、しっかりとした計画があると思いますが、令和2年度に関しては老朽化した橋梁16橋を補修したとあります。予算が大きかった代表的なものをお知らせください。

道路課長

橋梁の長寿命化については、県の長寿命化修繕計画に基づいて、国庫補助事業又は県単独事業を活用して事業を実施しているところです。

令和2年度の完成工区としては、大曲田沢湖線の堀口橋——143メートルの橋梁を補修したほか、横手大森大内線の雄物川に架かる大上橋の耐震補強を実施しています。

鳥井修委員

県内で老朽化している橋梁の補修の進捗状況はどれくらいですか。

道路課長

県内には2メートル以上の橋梁が約2,300橋あります。平成26年に、道路法の改正により5年に1度の法定点検が義務づけられました。

2,300橋余りの橋梁を点検して、1巡目は終了したところです。点検結果である健全度はⅠからⅣまであり、Ⅰは健全、Ⅱは予防措置段階、Ⅲは早期措置段階、Ⅳは緊急措置段階で速やかに改善しなければいけない橋梁です。

点検結果によると、本県の橋梁については、緊急に措置しなければいけない橋梁はありませんが、健全度Ⅲの早期措置段階にある橋梁が238橋あり、そのうち去年までに約180橋——4分の3程度には着手しています。

鳥井修委員

238橋全ての終了予定はいつですか。

道路課長

長大橋（川や谷を跨ぐような規模の大きい橋のこと。）の架け替えもあるので、予算措置の状況によって全てが終了する時期は変わってきます。また、毎年点検しており、今まで健全度Ⅱだった橋梁がⅢになる場合もありますので、順次、点検結果に基づいて対応していきたいと考えています。

鳥井修委員

点検は外部委託ですか。

道路課長

県の場合は外部に委託しています。点検は重要なので資格を持っている業者に委託し、義務づけられている目視によって点検しています。

鳥井修委員

今後の点検などにより、健全度Ⅱの橋梁が健全度Ⅲになる可能性があるという話ですが、健全度Ⅱの予防措置段階にある橋梁は幾つくらいあるのですか。

道路課長

1巡目の点検結果では、健全度Ⅱは1,819橋ですが、道路や線路に架かっている跨道橋や跨線橋については健全度Ⅱの段階から橋梁補修の対応をしています。緊急輸送道路についても必要に応じて対応しています。

鳥井修委員

年数が経過すれば経年劣化により健全度Ⅱは健全度Ⅲに進むので、緊急性が高いところから国の補助を受けながら順次進めていってください。

また、危険になっているところもあると思いますが、そういう情報は市町村から報告されてくることもあると思うので、十分連携を取って速やかな対応をお願いします。

道路課長

橋梁の長寿命化については、国においても重点施策となっており、重点的に予算を付けてもらっているところです。引き続きこの事業を活用しながら、橋梁に限らずトンネルやシェルターの長寿命化にも対応していきたいと考えています。

鳥井修委員

今、橋梁に限らずトンネルやシェルターの長寿命化という話がありましたが、建設部が所管していて長寿命化の対象になっている社会資本を担当している課はどこですか。

道路課長

道路に限った話をすれば、橋梁のほかシェルターなども入れて、道路施設6種別の長寿命化計画を作成しています。

河川砂防課長

河川砂防課関係の長寿命化計画ですが、河川構造物として樋門、樋管（堤防の中にコンクリートの水路を通し、逆流防止用のゲートが付いた施設のこと。樋門と樋管に機能の違いはないが、一般的には、比較的規模が小さい場合は樋管と呼称される。）があり、全県で1,100基ほどあります。また、海岸保全施設として既設護岸（既に整備されている、河岸または海岸をコンクリートなどで被覆して侵食から守り、河水、海水などが陸側へ浸入するのを防ぐ施設のこと。）や離岸堤（海岸から離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に設置される海面上に現れている施設のこと。）、人工リーフ（海岸から離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に設置される幅広型で水面下にとどめられている施設のこと。）等があります。これらの施設については、令和元年度にインフラの個別施設計画を策定して公表している状況です。

また、ダムが14基あり、昨年度長寿命化計画あるいは個別施設計画を作っています。砂防関係では、砂防堰堤（河川に設置され、土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節す

る施設のこと。) 1, 200基、地滑り防止施設、急傾斜施設等の砂防関係施設についても、昨年度個別施設計画を策定して公表しています。

以上のように、大きく4種類の施設について長寿命化計画を策定しており、これに基づいて施設の補修整備等を進めています。

鳥井修委員

橋梁に関して詳しく話を聞かせてもらいました。そのほかにもダム、樋門、砂防関係施設などいろいろとありますが、県内のそういう社会資本施設は今後の経年劣化により大分お金が掛かっていきます。国の補助も県費も税収が減っていく中なので、なかなかタイムリーには対応し切れない部分はあると思います。しかし、そのために県民や市民が怪我をしたりすることは絶対にあってはならないことだと思いますので、危険な箇所にはしっかりと目を光らせて注意してください。今後の計画にのっとり、また柔軟な対応をしながら作業を進めていただければと思います。いかがですか。

道路課長

橋梁の長寿命化修繕計画においては、従来であれば壊れてから直すという事後保全型でしたが、壊れる前に直してライフサイクルコスト(建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要な費用の総額のこと。)を下げるという予防保全型にシフトしています。そういう考えに基づいて引き続き適正に修繕を進めていくとともに、通常の道路施設に関してはパトロールの中で危険箇所等の点検をしていきたいと思っています。

児玉政明委員

道路の維持又は整備についてですが、パトロールで見回りしているという話がありました。特に雪解け後には道路に空いた穴ぼこでタイヤがパンクするなど、車の破損に関する専決処分などがよく出てきます。パトロールの頻度や方法については、どうなっていますか。

道路課長

道路の管理については、全県をブロック毎に分けて道路管理業務委託により日常的にパトロールをしています。頻度は週1回、土曜日となっています。加えて県の職員もパトロールしており、危険箇所若しくは道路の路面状況をチェックしています。

児玉政明委員

道路に危険箇所などがあった場合、利用者からはどのような手段で連絡が来ますか。

道路課長

利用者からの苦情もありますし、警察からの連絡もあります。また、郵便配達員が道路の異常等で何か気づいたことがあれば県に報告する制度も設けて

います。

児玉政明委員

危険箇所等の連絡は、道路の利用者からが一番早いと思います。その場合、市役所や県庁、地域振興局などに連絡すると思いますが、例えば利用者がスマートフォンで現場を撮影して、メールやSNSのやり取りで瞬時に危険箇所の場所を知らせるとか、そうした取組はしていますか。

道路課長

SNSを使ったやり取りは行っていません。大体電話で連絡を受けて、職員等が駆けつけて対応しています。

児玉政明委員

同じようなことを市役所にも話したところ、市役所でも行ってないとのことでした。しかし、現在は様々な部署でデジタル化が進んできていると思います。メンテナンスに関しても、デジタルメンテナンスということで進んでいる地域もあるようです。今後はそうした部分を考える必要があると思いますが、それについてはいかがですか。

道路課長

道路管理分野のDX(デジタルトランスフォーメーションのこと。進化したデジタル技術を浸透させることで社会をより良いものへと変革すること。)については、委員がおっしゃったような路面の話もありますし、橋梁やトンネル等の施設点検をAI(人工知能のこと。)の技術で進めている例もあります。今、新プランを作成する中でDXの推進が一つの大きなテーマとなっていますので、道路分野においても、そういったものも含めて研究していきたいと思っています。

建設部建設技監

今のデジタル化の話は今後の課題ですので、しっかり勉強したいと思っています。一方で、道路に落下物があつたときに、利用者はその道路の管理者が分からないということが以前から言われています。高速道路、国管理道路、県管理道路、市管理道路といろいろあります。今はあまり注視されていないかもしれませんが、「#9910」という道路緊急ダイヤルがあつて——よく道路情報板にも、何かあつたらそこに掛けてくださいとあるのですが——そこに掛けていただくと、ワンストップでそれぞれの管理者に伝えるシステムがありますので、そうしたシステムも活用しながら利用者の声を把握していきたいと思っています。

小野一彦委員

3期プラン(第3期ふるさと秋田元気創造プラン)にある中小企業の生産性の向上のところに、秋田県の経済を支えている、あるいはインフラを支えている建設産業の生産性の向上として、ICT工事

について載っています。

政策評価における県の自己評価によると、ICTモデル工事については、「ICT建機の導入に経費の掛かり増しがあり、大規模な工事では受注者の負担が大きくなる、また、女性の担い手がまだ多くない。」という課題認識がありました。

昨年度の決算特別委員会で——私は委員でしたが——ICT工事について質問したときに当時の建設部長から、「ICTモデル工事についてはもっと簡素化したものを取り入れて、より受注者から手が挙がるような形で進めたい。」という答弁がありました。令和2年度のその後の取組では、どのように進めていきましたか。

技術管理課長

昨年度、もっと簡単にICT工事を進められるようにということで、年度の後半に簡易型のICT活用モデル工事を新たに創設しました。現在進めているICT工事の多くは土工事なのですが、年度の後半は土工事にあまり向かないタイミングでしたので昨年度の実績は残念ながらありませんでした。今年度は土工事のボリュームに応じて簡易型のモデル工事を対象に発注しており、今のところの実績は3件という報告を受けています。

小野一彦委員

建設産業担い手確保育成センター事業について伺います。決算説明資料では314ページ、主要な施策の成果では82ページです。建設産業団体や教育訓練機関と連携して取り組んだ結果、県内建設業就職者数は152人であり、うち女性は26人となったとあります。

建設部の委員会提出資料を見ると、令和2年度の当初の方針は、若者の離職防止、県外流出者のAターン促進、女性活躍ネットワークの拡大、そして建設ICT活用の加速化の4つを重点事項として進めていくとなっています。若者の離職防止のために研修会を行ったと思いますが、委員会提出資料を見ると、2年目から5年目の社員100名程度を想定して実務能力やコミュニケーションスキルの向上、同世代の横のつながりを深めることを建設業協会（一般社団法人建設業協会）で実施するとあります。実施した後にアンケートを取るなどしたと思いますが、どのような成果が認められましたか。

建設政策課長

せっかく就職した方が3年以内に離職する割合について、建設業の場合は他産業よりも高く4割程度になっていることは本当に残念に思っています。

こういう状況を踏まえ、離職防止対策を強化していかねばいけないと考え、昨年度においては建設業協会が中心となって行う若年者向け研修に対して補助をしました。その研修自体が定着に向けた内

容といたしますか、仲間づくりといったところも含めて、できるだけ若者たちが働きやすくなるように、あるいは建設業に愛着を持ってくれるようにということテーマにしたものです。この事業については研修後のアンケートで具体的に目に見える成果が出るというものではなく、継続していく中で長いスパンで成果を見ていくような性質の取組と考えています。

小野一彦委員

研修などのソフト事業では、アンケートは必須です。鳥海山で言えばいきなり10合目には行かないと思いますが、「これはやりがいがありそうだ。」とか「こういう仕事の仕方をすれば大丈夫そうだ。」とか意識が変わって、それが行動変容につながっていい結果になる場合もあります。また、例えば女性活躍の優良表彰を受けている企業の業種を見ると、建設業も数多くあります。

統計的な分析というよりも一人一人の自由記載でもいいのです。この研修を受けて「自分はこういう形でこの業界でやっていけそうだ。」とか、あるいは午前中の話だと逆のパターンもあろうかと思いますが、是非実施した団体と連携を取りながら、引き続き秋田に残って活躍していく人たちを一人でも多く増やすようにしていただきたいと思います。

建設政策課長

企業や建設業協会が行う取組としっかり連携を図りながら、更には労働局など応援団になってくれる関係機関もありますので、離職防止は来年度以降も大きなテーマとして長期的に頑張っていきたいと考えています。

小野一彦委員

決算資料の主要な施策の成果では、地域振興局がどのようなことに取り組んだのかほとんど分かりません。先ほど申し上げた政策評価の資料の中には出ているのですが、人材確保の関係で地域振興局で建設産業の子供向け体験会を開催しています。そういう取組は建設産業担い手確保育成センターと連携を取っていて、後で課題や成果を共有しながら分析したりしていますか。

建設政策課長

センターの機能は建設政策課にあります。各地域振興局の建設部にもスタッフを配置しています。各高校への出前講座や先駆的な取組としてのオンラインによる小学生向けのPRなどは、建設政策課で行っています。ただ、基本的には各地域振興局の建設部が地域の建設業協会等と連携しながら、その地域の企業を前面に出すような形で取り組んでいます。その中で、小中学生という次の世代へのアプローチもそれぞれの地域において大変工夫して取り組んでいます。そうした取組については我々と情報交換し

ており、いい取組事例は他の地域振興局に紹介して全体としてのレベルアップや調整をしています。

小野一彦委員

私が秋田地域振興局に勤務していた平成30年に、建設業の方々が太平川のすごく狭いところで、様々な機材を運んで施工しなければならない大工事を行っていました。そのことに関して私の部下がいいパンフレットを作ってくれて、小学校では是非勉強してくださいということで配布していました。

三つ子の魂百までもですので、是非子供たちに建設業の方々が地元の身近なインフラを力を合わせて造っていることを小さいうちから、知らせていく取組をもっとしてほしいと思います。また、このような取組をもっと見える化してほしいと思います。そういうことから人材確保の取組を進めてほしいと思います。

建設政策課長

各地域振興局単位での事業も根づいてきており、徐々に増えてきています。今後はマスコミ等を上手に活用しながら、一般県民にもメッセージが伝わるように県全体として取り組んでいきたいと考えています。

宇佐見康人委員

女性活躍について伺います。女性登用モデル工事に関してですが、県内事業者の女性技術者の悩みとして、数年前にトイレや更衣室の整備がなかなか進まないという声がありました。そうした整備の進捗状況はどうですか。

建設政策課長

整備の進捗状況についての資料は今手元にありませんが、昨年度の取組を若干紹介します。昨年度をもって、県内8つ全ての地域の建設業協会に女性部会が立ち上がりました。それを包含する全県組織としてクローバーという組織があり、そのクローバーにおいてそういった女性が働く職場についてのアンケート調査をしました。調査の結果、女性就業者が従事する工事現場において快適なトイレがないことがやはり大きな問題点として上がっていました。この調査の成果の一つとして女性活躍のための重視すべき視点をアンケートに基づいて整理し、令和3年1月にクローバーの代表者から知事に対して提言した経緯があります。

宇佐見康人委員

その提言を受けて、令和3年度に反映したものはありますか。

技術管理課長

県では、発注者指定型と受注者希望型のモデル事業を発注しています。女性技術者は偏在していることもあり一様に女性登用が進んでいるわけではありませんが、今年度は8月末の時点で合計13件のモ

デル事業を発注しており、女性技術者の配置実績としては、主任技術者が7人、現場代理人が3人、担当技術者が3人という内訳になっています。

宇佐見康人委員

様々な分野で女性の活躍がうたわれています。是非昨年度受け取った提言を基に、女性の視点で今後も進めていただきたいと思います。

小山緑郎委員

新型コロナウイルスにより、クルーズ船の入港をずっと中止しています。また、秋田空港も新型コロナウイルスの影響で便数が非常に減っていて、着陸料の補助などを行っています。

クルーズ船の寄港が以前のように戻るにはまだかなりの日数が必要になると思いますが、大体どのくらいのレベルになったら受け入れるとか、また、空港に関しては便数がどれくらいになったら補助をやめるとか、そういう目安や計画はありますか。

港湾空港課長

クルーズ船については、緊急事態宣言が解除されたので全国的には10月から再開しています。秋田県は、県独自の警戒レベルが3以上であれば受入れしないというマニュアルを昨年度に作りしましたので、それに基づいて運用しています。

今後は、新型コロナウイルスのワクチン接種も進みますし、来年度は寄港の予約も結構入っていますので、少しずつ元に戻るのではないかと期待しているところです。

空港については、半分くらいが減便になっている状況です。今後の感染状況によりますが、航空会社もかなり大変なので、少しでも回復してくれたらと思っています。

小山緑郎委員

一日でも早く元どおりに近くなるように、国民のために頑張してほしいと思います。よろしくお祈りします。

宇佐見康人委員

警戒レベルが3以上であればクルーズ船の受け入れをしないというマニュアルについてですが、クルーズ船の協議会などから見直しなどの要望は出ていませんか。

港湾空港課長

3月に県のガイドラインを作り、最終的にはあきたクルーズ振興協議会の承認を得て運用しているのですが、その会員からはそういった声は上がっていません。

宇佐見康人委員

高知は昨日か一昨日からクルーズ船の受入れが始まり、大船渡は6月頃には受入れをしていました。そのような状況の中で、秋田県だけ県独自の警戒レベルを理由に受入れはしないと、ク

ルーズ船会社としては依頼しにくいと思います。

また、新型コロナウイルスの終息を見据えて経済活動を再開していきましようという状況になったときに県の警戒レベルがまだ3であれば、発展的な受入れ態勢にはならないと思います。今後、マニュアルを見直す予定はありますか。

建設部港湾技監

クルーズ船については、県のガイドラインで県の警戒レベルが2以下の場合には受け入れオーケーとしています。一方で、今ワクチン接種が進んでおりますので、今後国のガイドラインが改定される可能性があります。我々としても受け入れられるところはできるだけ受け入れていきたいと思いますので、国の動向を見つつ必要に応じて県のガイドラインの改定等を考えていきたいと思います。また、警戒レベルに関する事なので、医療機関とも協議しながら検討を進めていきたいと思っています。

宇佐見康人委員

警戒レベルも大事かもしれませんが、県の病床確保計画で定めるフェーズを中心に考えればいいのではないかと思いますので、その点も含めて検討してもらえればと思います。

小山緑郎委員

静岡県で盛土の土砂災害があり、秋田県でも盛土に関して調査したようですが、そうしたことも含めて山、川、海など災害が発生する箇所は様々です。国では5か年計画による国土強靱化のための予算を出しています。建設部として、特にこうした箇所の強靱化を図っていきたいという計画や考えはありますか。

建設部長

国土強靱化予算の枠については、予防保全や事前防災などいろいろとあるわけですが、基本的には内容がある程度決まっております、それに合わせて実施しています。

また、地方公共団体の橋梁であれば、先ほど言いました健全度区分ⅢやⅣのものに関しては、令和7年度までに修繕着手率73%という目標が国から示されているので、できるだけ目標に沿うように実施していきたいと考えています。

小山緑郎委員

県内の盛土調査の結果はどうでしたか。

河川砂防課長

静岡県熱海市で起きた土石流災害を受けて、全国的に盛土の調査を行っています。秋田県においても、国からの調査要領に基づいてそのような土砂災害が起きる可能性のある箇所について抽出したところがあり、その抽出した箇所について法令等を所管する部局が現地調査を進めています。調査結果は11月頃を目途にまとめる予定です。

小山緑郎委員

もし危険なところがあったら、早急に手を加えていただくようにお願いします。また、住民に対しての注意喚起も怠りのないようにお願いします。

薄井司委員

主要な施策の成果の85ページにあるコンパクトなまちづくりの推進について、事業内容を教えてください。

都市計画課長

少子高齢化、人口減少が進んでいる中で、将来的に都市の人口密度が減った場合に、それに付随して住民の利便施設も減っていってしまうことが危惧されています。そのため、市町村は一定区域の人口密度を維持するために立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条に基づき、人口減少を始めとする厳しい社会情勢の中でも既存の市街地の質と価値を高め、居住や都市機能を集約し、コンパクトで効率的なまちづくりを目指す計画。）を策定するなど、将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組んでいます。県としても、そうした計画策定を支援するため、市町村の取組に協力していくという事業です。

薄井司委員

支援したところは能代市ですか。

都市計画課長

はい。能代市では令和2年度から立地適正化計画の策定をしており、その支援をしました。また関連して、市民の意見を聞くためのワークショップの開催や、そこで出てきた意見によるまちの賑わいづくりの社会実験も行いました。

薄井司委員

能代市のマルヒコのところ（能代駅前前の畠町通りの旧丸彦商店周辺）だと思いますが、いろいろな人の話を聞くとかなり賑わいがあつたと伺っています。県としては、今回のこの事業に対しての評価はどうですか。

都市計画課長

おっしゃるとおり、昨年度リノベーションを進めていた旧丸彦商店の付近でイベントを開催しました。当日は天候が悪かったのですが、かなりの方においでいただきました。地元の方が主体となって開催し、手応えを感じたようです。また、今後も自分たちでイベントを企画したいという話を伺っていますので、そうした取組が継続されることを期待しているところです。

薄井司委員

今回の社会実験は能代市ですが、今後は県内の自治体が手を挙げてくるのか、それとも県から働きかけるのか、どういう方向で進めていく予定ですか。

都市計画課長

現在のところ、5市で立地適正化計画を策定済み

となっています。そのほか、能代市と小坂町において、現在計画策定に着手しています。今後は、まだ策定していないところに策定に向けた情報提供などを行っていきたいと思います。また、策定に着手した小坂町においても能代市と同様の取組を進めていきたいと考えています。

薄井司委員

分かりました。郡部に行けば人の流れが徐々になくなって寂しいところがたくさんありますので、積極的によりしくお願いしたいと思います。

この事業では、執行額の倍くらいの不用額が出ています。これは、もう何か所か実施する予定だったのが1か所しかできなかったということですか。

都市計画課長

人を集める講習会や各種打合せなどについては、新型コロナウイルスの影響でなるべく小規模にしたり回数を減らしたりしました。また、予定していた先進地視察を中止したので、バスの借り上げ費用が不要になったことが大きいです。

薄井司委員

分かりました。

吉方清彦委員

港湾についてお聞きします。能代港も秋田港も——主に洋上風力発電関連だと思いますが——港湾計画が改訂されています。高速道路は結構細切れになっていていつ開通するか分からないようなところがまだありますが、港湾の改築に関しては予定どおりに進んでいますか。

港湾空港課長

今は能代港を重点的に整備しており、国と県で分かれてそれぞれ整備しています。

国では今は岸壁を整備しており、令和5年度を目途に完成したいということで鋭意進めています。特段遅れているという話は聞いていませんので、目標年次には完成するものと思っています。

県では、岸壁の背後の埠頭用地約10ヘクタールを令和2年度から整備しています。今は設計が終わり、埋立て免許の申請等の手続きをしています。順調にいけば来年の秋口くらいには工事に取り掛かる予定となっています。こちらも今のところ順調に進めているところです。

吉方清彦委員

全体像をできるだけ見せていく必要があると思います。というのは、能代港は洋上風力発電の基地港湾になっており、促進区域に指定されています。これから事業計画を立てて洋上風力発電を建設するとすると、港を使う計画になっていきます。その先に、地元にお金が落ちるのかどうかは港を使うかどうかにかかってくると思います。

現に能代港の港湾区域で洋上風力発電の工事をし

ていますが、能代港では間に合わないということで秋田港を使っています。一部の資材を能代港に置いたりしていますが、利用度は低いです。こうしたことから、この年度までにはこれが完成するといった計画を示していく必要があると思います。そういうことに関して、今後国に働きかけてなるべく早く予定を教えてもらうことは可能ですか。

建設部港湾技監

現在実施している事業については、国が事業評価などの委員会において完成年次などの予定を示していますので、対外的には公表されていると思います。ただ、そうしたことを事業者などに対しても情報発信していくことは必要だと思いますので、国と連携してうまくできるように考えていきます。

吉方清彦委員

県の担当する部分に関しても、大体この年度までにはこれが完成するといった予定は作られているのですか。

建設部港湾技監

能代港の背後の埠頭用地については、令和6年度にオープンする予定で今進めており、一応対外的には公表しています。

吉方清彦委員

秋田県の洋上風力発電は今後大きく注目されていくわけですが、そこで秋田県にお金が落ちるかどうかは港を使ってもらえるかどうか大きく依存すると思います。地元企業が参入できるように、うまく機会を提供してほしいと思います。

鈴木健太委員

下水道マネジメント推進課長にお聞きします。秋田臨海処理センターの下水道リノベーションについては、昨年度から令和7年度までの6か年で取り組むと見たことがあるのですが、進捗状況はどうか。

下水道マネジメント推進課長

秋田臨海処理センター下水道リノベーション計画というのは、利用されていない土地も利用しながら、また、古くなっているものを更新しながら、新しいエネルギーを作っていく事業です。今年度はまだ検討段階で、設計をしたり基本計画の策定を進めたりしている段階です。

鈴木健太委員

エネルギー供給拠点化という側面と憩い・賑わいの拠点化という側面の二つが県のホームページでも上がっています。それぞれの現在の検討状況を教えてください。

下水道マネジメント推進課長

まず、余剰の土地に風力発電施設を作れないか検討しています。また、広い土地なので、太陽光発電についても基本設計をしているところです。

鈴木健太委員

それはエネルギー供給拠点化のほうですよ。もう一つのほうはどうですか。

下水道マネジメント推進課長

消化槽などの古くなっている施設を新しくして、そこでもエネルギーを作ろうとしています。

鈴木健太委員

私が言っているのは憩い・賑わいの拠点化のほうです。

下水道マネジメント推進課長

憩い・賑わいの拠点化に関しては、県内でそういう珍しい取組をしているところに声かけをして検討している段階です。まだ設計などの詳細を詰めている段階ではありません。

鈴木健太委員

スケジュールとしては、いつ頃どのように決まる予定ですか。

下水道マネジメント推進課長

今年度は基本的なところを考慮して、来年度にはいろいろな場所で公表できると思います。

児玉政明委員

部門別成果には記載されていないですが、予算執行状況調の330ページの営繕課について伺います。県有建築物大規模修繕と県有建築物天井等耐震化推進事業について、結構な金額ですが内容をお知らせ願います。

建設部参事（兼）営繕課長

県有建築物の大規模修繕事業については、あきた公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づいて進めており、令和2年度は平鹿地域振興局庁舎の冷暖房設備の改修工事や花輪スキー場のところにあるトレーニングセンターの屋根防水改修事業等を行い、引き続き県有建築物の安全安心の確保と施設の長寿命化を図っています。

県有建築物天井等耐震化推進事業については、脱落による重大な危険を生ずるおそれがある天井を改修する事業であり、令和2年度は県立総合プール等の天井の改修を行い耐震性を確保しています。

児玉政明委員

どちらも危険な箇所を発見して急に必要になった事業ではなくて修繕の管理計画にのっとり行っている事業ということですか。

建設部参事（兼）営繕課長

飽くまでも計画に基づいて行っています。

児玉政明委員

この事業は単年度で終わっている事業ですか。それとも2年、3年にわたる事業ですか。

建設部参事（兼）営繕課長

工事は単年度ですが適切な時期に工事をしたいということもあり、前年度に設計して翌年度に工事を

するものが結構多くなってきています。

児玉政明委員

分かりました。

宇佐見康人委員

あきた安全安心住まい推進事業の不用額の要因は何ですか。

建築住宅課長

令和2年度は、年度当初からリフォーム事業に新型コロナウイルスの影響がかなり生じていました。具体的に言いますと、リフォームの場合はどうしても人が住んでいる家屋の中に業者が入ることがあるので、それをためられるケース、あるいは世界的なサプライチェーンのダメージなどで資材が入ってこないことにより給湯器装置や台所の流し台の供給がおぼつかなかったという話を聞いています。想定した全体計画に対して、新型コロナウイルスが大きく影響したと認識しています。

宇佐見康人委員

今年度も似たような状況ですか。また、ウッドショックの影響は現在ありますか。

建築住宅課長

今年度については、新設住宅着工統計にも表れていますが、住宅産業は比較的好調に推移しています。その好調さは住宅リフォームにも影響があり、昨年度のような状況ではありません。加えて今年度の前半には、昨年度の冬場に発生した豪雪や暴風雪による住宅被害の復旧をする方が多かったため、非常に好調に利用されました。

そうしたことから、今年度は昨年度のように多くの不用額が出る状況ではありません。今後も執行状況を適切に把握しながら推進してまいります。

宇佐見康人委員

汚泥のリサイクルについて伺います。秋田県における再利用率は全国の中でかなり下位だったと思いますが、改善傾向にありますか。

下水道マネジメント推進課長

昨年度から、県北地区において汚泥等を集約処理して土壌改良補助材として有効利用しているので、再利用率は少し改善されています。また、来年度から始まる予定の県南地区における汚泥の再利用がまだ始まっていませんので、それが供用開始すれば再利用率は更に上がると思っています。

宇佐見康人委員

県南地区のリサイクルを含めれば、リサイクル率は何%くらいになりますか。全国のリサイクル率は七、八割くらいだと思いますが、そこまで行くのはかなり厳しい状況ですか。

下水道マネジメント推進課長

現在、秋田県は40%程度にしかありません。県南地区の汚泥がリサイクル率に含まれても、秋田

臨海処理センターの汚泥量がかなり多いので七、八割には届かないと思っています。

高橋武浩委員

建築住宅課の事業について伺います。県営住宅ストック総合改善事業費が計上されていますが、これは毎年同額程度で推移していますか。

建築住宅課長

年額で3,000万円から4,000万円くらいの措置をしています。

高橋武浩委員

不用額が計上されていますが、これはどのような要因で計上されたのですか。

建築住宅課長

想定した工事は全て実施しており、請差等で発生した残額を不用額として処理しています。

高橋武浩委員

改善して環境を整えていると思いますが、空き室の状況はどうなっていますか。

建築住宅課長

令和3年度8月時点の入居率は81.6%程度になっています。2割近くの空き室があります。

高橋武浩委員

毎年同じような状況ですか。

建築住宅課長

経済情勢にも影響されますが、最近は空き室が若干増加傾向で推移しています。

鈴木健太委員

建設部全体について、部長にお聞きします。今日は部局別審査5日目です。主要な施策の成果の記載内容の薄さに驚いています。ほかの部と比べてあまりにも内容が薄いです。建設部は肅々と進める部だとは思いますが、建設産業における担い手の確保やICTに関する取組、まちづくりの推進などいろいろな事業があるのに、一、二行の記載しかないのはいかがなものかと私はすごく感じました。この決算資料と部局長説明で審査してくれという話なのでしようが、建設部が昨年度取り組んできたことの報告としてはあまりにも薄いのではないかと思います。これは是非改善していただきたいと思っています。いかがですか。

建設部長

主要な施策の成果に関しては今までこの形で作成していたということもあるとは思いますが、確かに建設部の事業は突発的に出てくるものではなくて、長く継続的にインフラを整備して、その結果としてストック効果（移動時間の短縮、輸送費の低下等によって経済活動の生産性を向上させ、経済成長をもたらす効果（生産拡大効果）と衛生状態の改善、災害安全性の向上等を含む生活水準の向上に寄与し、経済厚生を高める効果（厚生効果）のこと。）を生

み出して県の産業振興、人流、物流、観光振興、日常生活に寄与するものです。基本的には、大きな計画がある中で少しずつ進めているのでこのような中身になっていると思いますが、今指摘されたとおり昨年度はこれだけの成果があったとかトピックスのように強調すべきところとか、建設部も頑張っていることを県民の方々に知ってもらえるようにもう少し内容を濃くしていきたいと思っています。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で建設部関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、来週25日、月曜日、午前9時30分に委員会を開き、教育委員会関係の審査を行います。

散会します。

午後 2時46分 散会

令和3年10月25日（月曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（部局別審査（教育委員会、警察本部））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井司
委員	薄井一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

部局別審査（教育委員会）

書記 松江翔一 録

午前 9時29分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井司
委員	薄井一彦

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人

教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
総務課施設整備室長	安田一彦
教職員給与課長	丸山隆
幼保推進課長	熊谷仁志
義務教育課長	和田涉
高校教育課長	渡辺勉
特別支援教育課長	佐々木孝紀
生涯学習課長	橋本裕巳
生涯学習課文化財保護室長	武藤祐浩
保健体育課長	寺田潤
福利課長	太田司
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	奈良聡

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。22日に引き続き、部局別審査を行います。

教育委員会関係の審査を行います。初めに、教育長の説明を求めます。

教育長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

【「すみません、訂正」と呼ぶ者あり】

教育長

104ページの6行目、新たに3園を認可のところを私、許可と読んでしまいました。認可に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

委員長

教育委員会関係の質疑を行います。

島田薫委員

特別支援教育について質問させていただきます。説明資料の92ページの下のほうですけれども、特別支援学校8校において、理学療法士等の外部専門家を活用とあります。この事業はもう複数年続けていらっしゃると思うのですが、大体何年ぐらい続けているかお知らせください。

特別支援教育課長

外部専門家の事業でありますけれども、最初は国の事業として県で行いました。実際に県で外部専門家を配置することに関しましては、約10年にわたって続けております。

島田薫委員

この事業は効果が上がっているということで続けられているのでしょうか。

特別支援教育課長

障害を持つ子供たちは、例えばふだんの姿勢であったり、非常に難しい状況を持っている子供たちがたくさんおります。学習に向かうにあたり、姿勢を安定させるために専門家の知識及び力を借りまして、私たちが教育しやすい環境を作っていくということで活用させていただいておりますので、教育現場では非常に役立っていると認識しております。

島田薫委員

この活用という言葉の意味をお知らせください。

特別支援教育課長

飽くまで教育の環境のために活用させていただくということで——医療としてのリハビリテーションを外部専門家の方々は本来の業務として行っているわけですが、教育に活用するという意味合いで活用という名称を使っております。

島田薫委員

理学療法士等のリハビリのスタッフは、例えば県立の医療療育センターやリハビリテーションセンター、循環器・脳脊髄センターに多数在籍していると思いますが、それ以外にどういうところに協力を依頼しているかお知らせください。

特別支援教育課長

県内各市単位で特別支援学校がございますが、それぞれの地域の病院から御協力を頂いております。医療療育センターなどにもお願いをしておりますが、公立の病院に限らず、地域の病院で日常的に学校と関係を持っていただけたところをお願いしています。

島田薫委員

民間もとのお話ですが、そうするとこの活用という言葉は何か上から目線のような、民間の職員を活用しているのだというように取られかねないと思いますが、その点いかがでしょうか。

特別支援教育課長

実際に民間の病院にお願いする際には、院長とも懇談を持ちまして、学校教育への協力について理解をしていただいた上で活用させていただいております。

島田薫委員

非常に成果が上がっているということで、いい事業だとは思いますが、その活用という言葉が——例えば協力など、もう少し誤解を招かないような言葉にするとか、あるいは成果が上がっているのであれば、例えば県でそういう職員を常勤として雇用するとか、そういうことも考えてみてはいかがでしょうか。

特別支援教育課長

現在は、非常勤という形で各学校で雇い入れる形を取っておりますので、事業というわけではないのですが、毎年継続して雇用していく方向で考えております。

島田薫委員

分かりました。以上です。

鳥井修委員

昨年来のコロナ禍の影響で、様々なところで影響を受けていると思います。特に子供たち、高校生まで含めていろいろな行事ができなかったり、その中でもできることをやってきたのだと思いますけれども、コロナの影響によって、子供たちが受けた影響について、県としてはどのような認識でしょうか。少し大きい話なのだと思います。

教育次長（石川政昭）

各校種とも一番影響を受けたのは、様々な体験を通じた交流に大分制約がかかったという部分かと思えます。ですが、そういった部分を少しでも子供たちのために緩和したいということで、学校のほうでは別のやり方で授業を行ったり、あるいは様々な場面において制約がある中でもできるだけ交流できるように配慮しておりますので、通常どおりにはいかない部分もありましたが、学校の中では最大限配慮をして進めてきているものと考えております。

鳥井修委員

いろいろ工夫されていることは、十分認識しております。逆に、生徒や保護者の方々から御意見とか、こういう状況だからこういうこともしてくださいとか、できなかったことのフォローなどについての御意見とか、そういうものはあったでしょうか。

教育次長（石川政昭）

春先は授業等に大分制約が出ましたので——ただ秋田県の場合は、感染者がその後あまり多くなりませんでしたので、授業そのものをストップしたりということがあまりなかったのですが、これが長引いたり、あるいはもっとひどくなったときにはオンラインを活用した授業ですとか、そういったことも考慮してもらいたいというような要望があったと認識しております。

鳥井修委員

それらにしっかり対応できたという理解でよろしいでしょうか。

教育次長（石川政昭）

校種によっても異なりますが、通常の学校の運営に戻ってからも、非常時に備えてできないかということで準備は進めてきております。

鳥井修委員

先ほど、交流というお話がありました。要は接触を避けようということで、それが主体的な対策になると思うのですが、例えばスポーツ系では、全国大会に参加できないときは、県独自の大会をやったりということがありました。例えばそのほかの文化部とか、スポーツ以外のところでも授業以外の活動がいろいろあると思うのですが、その辺で県と

して何かやられたかお知らせください。

高校教育課長

昨年度の全国大会等については、中止になることが多かったのですが、県独自で開催するなど、対応に努めてまいりました。ただ、やはり感染予防が第一義でしたので、その意味では全てを集めた形で大会等を実施することは困難な場面が多くあったかと思えます。

鳥井修委員

先ほど自分は具体的にスポーツと言ったのですが、そのほかでは、ほとんど代替措置はできていなくて、ほぼ中止ということで良かったですか。

高校教育課長

例えば農業クラブの全国大会などが予定されていたのですが、残念ながら中止になりました。やはり全国的な規模の大会に関しては、実施が困難だったと思っております。

鳥井修委員

昨年度のコロナ禍の中では、いろいろな制約があって、できなかったことは当然だと思います。それでも高校時代であったり、一番貴重な時間がいろんな制約を受けて——多分人生の中が一番大事というか、思い出に残る年頃に制約を受けていろいろなことができなかったということを考えると、やはり何かしらのフォローが、今年度も含めて必要ではないかと思うのですが、昨年度のコロナ禍で——今年もまだコロナ禍は続いているのですけれども——そういう経験などができなかった子供たちへのフォローに関して、何か対策とかは考えられましたか。

高校教育課長

今年度に関しては、昨年度の危機的な状況を踏まえて、感染予防に努めながら高校生のインターハイを実施しましたし、更には全国高校文化祭も開催しました。大会運営についても、各都道府県でしっかり感染予防に努めながら、高校生の発表の場を何としても確保したいという熱意を我々も感じる事ができました。そういった意味で多方面において、本当に努力していただいたなと感謝をしております。

鳥井修委員

ありがとうございます。

昨年度の感染防止対策等において、ある程度統一してやられた部分はあると思うのですが、少しまちまちのところもあったかなと思うのです。基本的には、感染対策をしっかりやりながら、できることはしっかりやったほうが良かったのかなと思うところもあるので、今は感染者もいなくなって——今はたしか入院者もいなくなりましたね、感染者もゼロという状況で——この後第6波が来るとの話もありますが、去年の知見や経験があるので、何とか子供たちの思い出に残るようないろいろな活動につ

いて極力できる方向でやっていただきたいと思いますので、すけれども、いかがでしょうか。

高校教育課長

中止の判断をすることは簡単です。どのようにすれば実施できるか、そういった工夫をしながら、目の前にいる生徒たちのために、いろいろな意味で頑張っていきたいと思っています。

島田薫委員

新型コロナに関連して質問させていただきます。

説明資料の94ページに新型コロナウイルス感染症対策とありますが、ここに校務サポートスタッフという項目があります。これは、その3行上に記載のある働き方改革における校務サポートスタッフと性格が違うのですか。つまり、働き方改革というのはこれから継続して進めていかなければいけないことだと思うのですが、新型コロナに関して言えば、先ほど鳥井委員からもお話があったように、感染の状況によって必要が高まったり、それほどでもなくなったりという変動があるかと思えます。この辺りのサポートスタッフの雇用形態と、それから雇用継続の見通しというのは違いがあるのでしょうか。

義務教育課長

働き方改革における校務サポートスタッフについては、例えば教員の授業の準備とか、教材研究の手伝いとか、そういった形で教員の負担軽減に努めております。それから、新型コロナウイルス感染症対策における校務サポートスタッフの位置づけですが、こちらは主に消毒作業、それから窓の開放とか、そういった——先生方の働き方につながるのですけれども——子供の安全確保のために作業をしています。雇用の形態につきましては、非常勤職員という形で雇用しています。

それから、今年度につきましては、新規事業として、豊かな学びと新しい生活様式の支援員配置事業ということで、同程度の人数を配置しています。この先に関しては、なかなか予想できないことですので、感染が懸念される以上は継続してまいりたいと考えているところです。

島田薫委員

新型コロナに関して言えば、学校の先生たちから、消毒作業などで仕事量が増えて大変だという話は聞いておりました。このサポートスタッフを配置したのは非常に良かったと思います。是非必要に応じて、事業を続けてほしいと思います。

義務教育課長

私たちも、子供の安全の確保が第一、そして教員の働き方改革という点においても継続してまいりたいと思っています。

宇佐見康人委員

鳥井委員の関連で何点かお願いします。

まず、去年の1年間で部活動だとか、各種大会が中止又は延期、あとは規模縮小など、いろいろな形態になりましたが、昨年度の反省を踏まえて、今年度はこういう工夫をして開催できる方向でやっていますというのがありましたら——甲子園予選やインターハイ予選は、一部観客制限をしてやっているというのは知っているのですが、改めてお知らせください。

保健体育課長

各種スポーツ大会の開催については、それぞれの団体が医師会の指導の下、様々なマニュアル等を作っておりまして、観客の有無も含めて事前に検討しているところであります。例えば保護者の入替えをするだとか、そういうふうなことも踏まえて、可能な限り大会を開催できるように、各団体が子供たちの発表の場を設けられるように、工夫しながら取り組んでいるものと捉えております。

宇佐見康人委員

昨年度もそうでしたし、今年度もそうなのですが——県に言ってもどうしようもないかもしれないですが——各地区の中学校だとか、スポ少（スポーツ少年団）だとかで保護者の有観客の度合いが違ったり、例えばラグビー、サッカー、野球などの各種大会において、一方の大会では出場校から陽性者が出たら出場を見合わせるという規定があったり、一方では延期してやりましょうというのがあって、保護者の間でもなかなか納得できないまま進んでしまったのかなというのが正直なところですが。

去年は1年目でコロナがどれくらい広がっていくのか、どういう脅威があるのかが分からないまま進めなければいけなかったというのも十分分かるのですが、そういった去年の反省を踏まえて、今年度以降は変えていかなければいけないと思います。来週から警戒レベルを下げるということになっていますが、どこまで警戒レベルが下がれば普通どおり観客を入れられるだとか、そういったことは、教育委員会としては検討しているのでしょうか。

保健体育課長

先ほども申しましたように、大会の開催だとか、有観客だとか、無観客だとか、そういったことについては、例えば体育連盟であったり、それぞれの主催となる競技団体が最終的な判断をすることになっております。

ただ、県のほうでも何も関わっていないわけではなく、様々な場面で中学校体育連盟や高等学校体育連盟などから相談も受けておりますので、我々のほうでも、こういう場合にはこういう対応をしてくださいますというようにも意見として言っております。

ただ、外でやる競技であったり、中でやる競技であったり、それから会場の規模であったり、競技種

目の特性によってもその判断は異なってきますので、全ての競技がこの基準でということではできません。なので、高体連（高等学校体育連盟）であったり、高野連（高等学校野球連盟）、あるいは中体連（中学校体育連盟）でいろいろと基準を決めてはいるのですがけれども、その基準を基にしながら、この会場であれば、この人数であれば、どの程度の規模で開催できるのかという辺りを最終的に判断していくものと捉えております。

宇佐見康人委員

もう一点、スポ少関係なのでありますが——県の所管ではないかもしれないのですが——9月に警戒レベルが上がって、部活動をなるべくやらないようお達しが出ました。各市町村からスポ少も同様の基準でお願いしますとの連絡があった中で、徐々に感染者数が減っていった際、A市ではスポ少が徐々に再開されているものの、B市ではなかなか再開されない。市に問合せをしたところ、県がまだ厳しいままなのでこのままでいきますという形で県の対応に合わせてやっているところがあれば、自分たちの市は感染者が少ないから練習ぐらいはオーケーでしょうか、市内では対外試合もオーケーですよとか、自分たちで考えている市町村もありました。昨年度も実際そういうことがあったのですがけれども、今年度も残念ながら同じ形になっています。その辺の調整などはしているのでしょうか。

保健体育課長

県のほうから、様々な大会の参加であったり、練習の在り方であったり、練習試合や宿泊はどうかという辺りに関して留意事項を出しているわけですが、小学生、中学生、高校生の活動はそれぞれ交流の範囲が大分違っており、高校生になると県外との交流もかなり頻繁に行われるようになってきます。小学生でももちろん全国へ行く場合もありますけれども、その地域での活動が多くなっていくのかなと思います。スポ少に関しては、県のスポーツ少年団のほうで我々の通知文書を基にして統一した留意事項を各市町村のスポーツ少年団に出しており、それを基にしながら、各地域のスポーツ少年団が、例えば市の教育委員会等と相談しながら地域の感染状況に応じた基準を定めて対応している状況にあるものと捉えております。

小野一彦委員

昨年のコロナによる大きな影響を受けて進められた部分についてですがけれども、資料の94ページにあるオンライン学習の関係で、わか杉学びネットを立ち上げて、家庭学習や学校におけるICT活用の推進を図っている、それからセミナーを開催していると。これは、予算執行状況でいうと353ページのオンライン学習支援事業、これでいいのですよね。

去年補正で予算措置されたものだと思いますけれども。

義務教育課長

はい、そのとおりです。

小野一彦委員

補正予算要求時の委員会提出資料を拝見しますと、オンライン学習を進めるにあたり、ポータルサイトを作られているということで、その内容は学校の授業とか、家庭学習で活用できる教材だとか、各市町村の教育委員会が作成した授業動画となっています。これは設置してから、令和3年も含めて今後中身をどんどん入れていくスタートアップの段階だと思いますけれども、令和2年度に補正で予算化されて以降、例えば家庭学習で活用されたとか、学校でこのような取組事例を掲載しているとか、そういう活用事例はありますでしょうか。

義務教育課長

内容につきましては、子供たちのための学習コンテンツ、それから教職員の研修に使用できるものを掲載しております。件数でいきますと、平均して月に大体800件は利用されております。各学校の校内研修とか、それからモデル校というものもありますけれども、そういったところではこのホームページを立ち上げていることを積極的に保護者にお知らせしているようで、活用は進んできていると思います。

ただ、始まったばかりといいますか、着手して、これから正に充実させようというところですので、モデル校の取り組んでいる内容などをこれから更に充実させてまいりたいと思っています。

小野一彦委員

去年一斉休校があったときに、地元の方からもすごく不安や心配の声が寄せられて、自分たち県民としても、また第何派とかが来てこういうオンライン学習を本当にやらなければいけない場合に備えて勉強しなければいけないのではないかとということで、前任の課長にも来ていただいて3回くらい勉強会をやりました。やはり学校ごとに、あるいは先生方のスキルの状況に応じて、いろいろな課題があるように見えるのですけれども、令和2年度からやってみて、課題等はどのように認識されていますか。

義務教育課長

年度当初は、設定がなかなか進まなくて、教職員なども切替えが円滑にできなかったという点がありましたが、夏季休業中に研修会もありまして、教員の操作に関するスキルも大分上がってきております。

それから、県で指導主事訪問がございまして、その状況を聞いていますと、まず一つは子供たちの操作技術はかなり高まっていると。なれ親しんでいる様子が見えるということが報告されています。

また、教職員につきましても、これは課題になる

かもしれませんが、個人差はあるものの、リーダーシップを発揮している先生もおりますので、そういった先生方がスキルを共有して取り組んでいるという状況です。

学校現場ではかなり使ってはいるのですが、授業において効率的、効果的に使うというところが一番大事な要素になってきますので、そこは今後の課題と捉えています。

小野一彦委員

コロナ対策だけではなくて、オンラインというのは遠隔地の、例えば大規模といいますか、子供たちがたくさんいる学校と、それから少人数——本当に少ない人数の過疎地で学んでいる子供たちが一緒に学んだり、そういう交流を通して学ぶ意欲を高めながら、高い内容の学習ができるというメリットもあります。コロナで後押しされたオンライン学習ですが、どんな地域にいても高い質の学びができることについて、大いに戦略的に活用できる取組だと思います。文科省（文部科学省）でもそういうモデル事例等をウェブサイトで公開していますけれども、県あるいは各市町村教育委員会の取組において、そういう遠隔地学習を後押しするようなものは何かお考えですか。

義務教育課長

大きく分けて2つあります。まず1つは、先ほどお話ししましたけれども、ふだんの授業の中でのパソコン・タブレットの活用についてです。それから、もう一つは、リモート——遠隔地における活用というのがありますが、後者につきましては、実際に小規模校を指定しておりまして、どういった活用ができるのかという検証をしています。実情を申し上げますと、学校のインフラ整備はかなり進んでいますので、学校と学校のリモートに関しましては、交流等をしている学校もございます。

ただ、課題は家庭のインフラです。学校と家庭といたったときに、ここがまだ十分ではないと捉えています。この分に関しては、文部科学省の補助事業もありますので、そういったものの活用を促す通知も出しております。この後、進捗状況も確認しながら、支援できるところは支援していきたいと思っています。

小野一彦委員

そういう部分は、令和2年が大変だったと思いますが、可能性と希望が芽生えてきた1年だという観点から、そういう中山間地や過疎地などの子供が少ないところでも可能性が開けるような、そういう部分を新しく策定するプランの中でも是非取り組んでほしいと思います。そこを最後をお願いします。

義務教育課長

大変ありがとうございます。私たちも学校によつ

て、特に小規模校では交流が少ないと感じています。そういう点では、今回のパソコンやタブレットの導入によるリモートというのは交流を深めるチャンスにもなっていますので、そういった視点で拡大していくように努めてまいりたいと思います。

佐藤信喜委員

オンライン授業に関わる教員の指導力向上という点では、多分資料の96ページにある指導主事向けICT活用研修会も関係してくると思います。これは3回実施し、110人が受講したとのことですが、今回受講した110人の先生方がこの後それぞれの学校に行き、他の教員に指導していくということなのでしょうか。

義務教育課長

指導主事を対象としているものは、研修会というよりも、いろいろな訪問のときに指導できるようにということです。教員向けにはオンライン授業スタートアップセミナーというものからスタートしまして、25市町村を対象に専門の方をお呼びして講座を開きましたけれども、実際に実施したのは17市町村でありました。いろいろな事情があったのかもしれませんが、そこから全職員が休校時に備えてリモートの操作方法を学ぶということです。平常時につきまちは、様々な研修会がございますので、そちらのほうでスキルアップに努めているところです。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。先ほど子供たちのほうが端末操作に慣れ始めているという話もお聞きしましたけれども、正にそのとおりで、子供たちが逆に教員の方々の指導力を見ているというのもあるので、あの先生はできる、できないといった話も伺います。そういった点では、なかなか慣れるのが難しいなどとタブレットを嫌うのではなくて、指導していかなければいけないという思いを持って、何とか教員全体のスキルアップにつながるような取組を早急に進めていただければと思います。その点についてはいかがでしょうか。

義務教育課長

校内研修も県の研修も教員を対象として進めていますけれども、委員御指摘のとおり、やはり子供と同じように教員にも個人差がありまして、その辺のギャップをいかに埋めていくかというのが課題であります。

ただ、もしかしたら子供たちから学ぶ場面もあるかもしれませんし、今各学校でリーダーシップを発揮している得意な先生がいますので、そちらの方を育成することによって波及させていく、そういったアプローチを考えています。

佐藤信喜委員

他県の取組がどの程度進んでいるのか分からない

のですけれども、やはり秋田県は教育に関してはトップレベルでありますので、何とかこの分野でも力強く進めていただければと思います。

関連してですけれども、先ほど不用額について、e-AKITA ICT学び推進プラン事業で実績減が8億2,265万5,000円ということでありました。4億9,731万5,000円の執行があつて、8億円も不用額が出ている。これはかなり大きな額だと思います。総務課施設整備室のGIGAスクール構想に関連する予算だと思うのですが、この不用額の主な内容をお聞かせください。

総務課施設整備室長

e-AKITA ICT学び推進プラン事業の不用額の経緯について、少し詳しくお話ししたいと思います。

この予算ですが、令和元年度から令和2年度に明許繰越した事業であります。国の補正予算でGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備事業が予算化されたことに伴い、本県では県立学校59校の校内LAN整備等を実施する事業として、令和元年度の2月補正予算で追加提案させていただいたものであります。予算額は13億1,961万8,000円で、財源は国が2分の1の6億5,998万5,000円、残りが起債——補正予算債となっております。

予算額については、1月下旬に文科省に提出した交付申請見込額と同額となっております。国では当初、1校当たりの上限額を3,000万円としていたことから、本県ではモデル的な高校1校で見積りを徴取して、約2,200万円を積算したところがあります。議決後の3月上旬に文科省から補助金の内定額が約2億4,900万円と示されたため、補助金見合いの事業費を約4億9,800万円として執行したところがあります。この4億9,800万円と予算額13億1,960万円の差が不用額となっております。

この補助単価が安くなったことについて、文科省では、申請数が多く、要望額も高額となっている自治体が多かったため、自治体間の不公平感を解消するとともに適切に補助金を執行する観点から普通教室等の学級規模に応じて補助単価を定めたためとしております。このため、本県でも補助対象事業費の範囲内で事業内容を精査し、普通教室と各学校が授業で使う特別教室等を整備対象として計画を変更し、事業を実施したものであります。

繰り返しになりますが、明許繰越した事業でありまして、途中で翌年度補正等で減額するということができなかったため、最終的に不用額という結果となっております。

薄井司委員

関連してなのですけれども、不用額のところで、1,700万円ぐらい金額に差が出ているのです。教育長が説明した資料と実際の説明資料は、内容が同じなのですけれども、金額が少し違っているの、何か別の事業が入っているのでしょうか。

総務課施設整備室長

令和元年度の2月補正予算において同じ事業名で、施設整備室ではオンライン通信ネットワークの整備に関する予算、高校教育課では義務教育関連のタブレット等の整備に関する予算を組んでいたため、こちらの不用額も合計した形が部局長説明の金額となっているものです。

薄井司委員

その分プラスされているということなのですか。

高校教育課長

同じ事業名でe-AKITA ICT学び推進プラン事業の中で高校にタブレット端末、それから大型提示装置、実物投影機などを設置しておりまして、その実績減と請け差で1,700万円の不用額となっております。

薄井司委員

それを全部一緒にしたわけですか。なるほど分かりました。

先ほどの件ですけれども、こういった起債とかの関係は全部しっかり処理されているのでしょうか、当然だと思うのですけれども。起債の関係はどうなったものですか。

総務課施設整備室長

予算を組んだときはまだ正式な交付決定前だったと先ほどお話ししましたが、議決後に交付決定されたことによって、県としては予算どおりに繰り越しております。もちろん県で高額な金額を予算化していたというのは国のほうも承知しておりまして、その後のやり取りにおいて実際に内定額に合わせた形で再度申請をしておりますので、起債についても、その金額に合わせた形で決算となっております。

薄井司委員

確認ですけれども、繰越明許になった場合に補正できないというのは、財務規則などで決まっているわけですか。

総務課施設整備室長

そのとおりです。明許繰越したものは、そのまま予算上執行して、余った場合は不用額になるという形になります。

吉方清彦委員

デジタル教育関連でお聞きします。

私も学校教育の現場を見る機会があるのですけれども、すごく変わっていますね。びっくりするぐらいに、もう我々が高校で勉強した時代とは全然違っています。これは大きな転換なのですけれども、G

I G Aスクール構想——これは基本的なことなのですが、いつ頃からこういう体制になると決まって準備を始めたものなのでしょうか。設備というよりも、特に先生方の講習とか、そういうものに関していつ頃から準備に入られましたか。

教育次長（石川政昭）

実はコロナが流行する前、これほど教育のありようが変わるとは正直想像できない部分がありました。実際、学校現場については、昨年度からコロナに合わせるかのように、いろいろなことが急激に変化してきている実態にあります。

吉方清彦委員

多分そうだと思います。急激に変わって驚いたのですが、そういった中で学校もいろいろな種類が——技術系もありますし、進学系の学校もあるのですが、子供たちは本当に毎日が大事な時間です、どの学校でもそうなのですけれども。そこで先生方の指導がうまくやれていないとか、去年の段階で感じられたことはあるものなのでしょうか。うまくいっているとはっきり言える部分はあるのでしょうか。

高校教育課長

この4月に全ての学校で端末が配置された形になりますので、昨年度時点ではコロナによって3月から4月いっぱいまで休校となったこともあり、どうかして対応しなければならぬという意識はありましたけれども、各学校においてG I G Aスクールに関する研修をすぐに行うとか、そういった体制は整っていなかったと思います。

吉方清彦委員

今年から始まったので、去年の決算では関係ない部分なのかもしれないのですけれども、非常に大きな転換だと。そしてこういった中で、先ほども遠隔地の教育などとの表現もありましたが——よく幼稚園から小学校に上がる際のギャップを埋める、小学校から中学校に上がるまでのギャップを埋めるという事業もあるわけです。これは高校からそういうものを使っていくという大きな変化の中で、昨年度の段階で中学から高校に上がる、若しくは小学校段階でこういったものに対する先鞭というか、そういうものは考えられたものなのでしょうか。いきなりということでは多分高校生の中にもできない人がいると思うのです。高校に入って一からやるものと設定しているものなのですか。

高校教育課長

高校においては情報の授業もありますし、各学校にコンピューターも設置しておりますので、これまでもそういった情報教育はやっておりました。個々にタブレット端末が配布されて個人で使うということについては、なかなか準備できなかったのですけれども、各自が持ったことによって自宅

に持ち帰り、家庭学習に活用するとか、更には家庭学習の通信手段に使うとか、今年度から新しいことが行えるようになってきたので、教育の幅は広がってくるのかなと思っています。

義務教育課長

小中学校につきましては、成長の段階によって、かなり異なっております。小学校1、2年生であれば、なかなか卓越した能力を発揮はできませんので、例えば指で動かすとか、なれ親しむところから。小学校高学年になってきますと、徐々にキーボードを打ったり、中学校になるともっと専門的な取組をするという形になっています。ただ、この4月から本格的に始まったばかりですので、体系的な操作方法のステップに関しましては今作成している段階と捉えています。

吉方清彦委員

昨年度いろいろと準備が大変だったと思うのですが、スタート時点ではそういうのがまだ考えられていなくて、今年からやっているという意味合いと捉えます。本当に子供たちにとっては毎日の教育の時間は非常に大事で、その部分が足りないからすばっと抜け落ちたまま受験しますとか、よく勉強できていなかったとか、それでは非常に残念なことになってしまうので、子供たちにとって不利益というか——去年のことを生かしながら、今年につなげるというのは、是非やっていただきたいなと思います。

薄井司委員

先ほどのe-AKITA ICT学び推進プラン事業の関係で、なかなか理解できないのですけれども、高校教育課のほうにも不用額1,700万円、執行額14億円とあります。この事業と施設整備室の事業はどういう関係なのか。

総務課施設整備室長

施設整備室では校内LANの整備、いわゆる工事に関係する仕事を所管しておりますので、繰り返しになりますが、今回の事業の中では校内LANの整備と一部電源キャビネットの設置という内容になっております。

薄井司委員

高校教育課の事業も同じことですか。

高校教育課長

施設整備室のほうは高等学校学習環境整備事業、高校教育課のほうはe-AKITA ICT学び推進プラン事業という形で、先ほども申し上げましたが、その中のタブレット端末や大型提示装置、実物投影機といったものを購入する事業になります。

薄井司委員

それぞれ違う事業と理解していいのですか。

総務課施設整備室長

こちらのネットワークの整備というのは、今高校教育課長がお話ししましたが、1人1台端末を整備するというを前提に、国の補助事業としてネットワーク整備事業という形で交付決定を受けた事業になります。我々のほうで校内LANを整備して、その次に高校教育課で——県立学校が対象になりますが——1人1台端末と大型提示装置などを整備するという流れになっています。

薄井司委員

事業そのものが別物だと思うのですが、別物との理解でいいのですか。

高校教育課長

学校の施設の中に校内LANを設置する、それからWi-Fiの機器を設置するのは施設整備室の仕事になります。生徒1人1人に対してタブレット端末を配布する、備品を配布する、これは高校教育課の仕事になります。その区分だと思っております。

薄井司委員

補助申請は別々に行うのですか、それとも同じくくりの中で申請ということになりますか。

総務課施設整備室長

補助金はどちらも文科省の事業であります。我々のところについては飽くまでも校内通信ネットワーク整備事業という形での申請となりますし、高校教育課の——端末整備の事業名まで詳細は把握していませんが——いずれ事業名が違っていかと思っております。

高校教育課長

高校教育課では、コロナの交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を100%活用しています。

薄井司委員

施設整備室はまた違う事業ですよね。補助事業です、国費が2分の1ですから。

総務課施設整備室長

令和元年度の明許繰越分の事業としては、高校教育課にも一部予算があります。我々のほうは校内のLAN整備、高校教育課については県立学校、特別支援学校の義務教育課程分の端末整備の予算がそれぞれの課と施設整備室で繰り越しされております。2月補正予算で予算を提案したときは1つの事業の中ですみ分けをして事業を進めていきますと議会にも説明させていただいたところですが、各課室の予算がそれぞれ繰越明許になったという流れにはなっております。

それに加えて、先ほど高校教育課長がお話ししたのは、6月の補正予算でコロナの交付金を使って高校生と特別支援学校の高等部を対象に1人1台端末を整備するという予算を要求しております、最初に言った義務教育課程分の端末等については、繰り

返しになります。令和元年度に繰り越した、当初我々と同じ事業名で進めていた事業が対象になる。要は県立学校分については、補助金の対象になりませんので、そういったすみ分けで予算措置をしているということでもあります。

薄井司委員

まず分かりました。

鳥井修委員

小中学校教育の充実に関して、30人程度学級を平成28年度から実施とあります。ここには臨時講師80人と非常勤講師74人が配置されたとありますが、30人学級をこのままずっとやっていくとしたら、今後も非常勤講師や臨時講師は必要なのですか。この人数がずっと必要になっていくという考え方ですか。

義務教育課長

教職員の数につきましては、義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき、学級数ごとの定数が決まっております。それでいきますと、例えば小学校1、2年生は35人、それ以上は40人という基準で配置されています。本県の場合、少人数学習推進事業ではそれよりも手厚く、きめ細かに子供たちを見ていくということで、小学生の場合は33人、中学生の場合は34人を一つの目安にしていますので、その人数に応じてこれからも継続していきたいですし、学力の保障、学力の向上、生徒指導も含めて今後も継続していきたいと思っております。

鳥井修委員

内容は分かりましたけれども、いずれ国の定数等に係る予算の関係とか、国から来るお金の関係もあると思っておりますし、多分この説明資料でいくと354ページの中学校非常勤講師配置事業の約7,100万円、この辺からお金が行っているのですか。

義務教育課長

そのとおりです。人件費に当たります。

鳥井修委員

多分秋田県だけではどうしようもない部分があると思うのですが、いずれ学校が少人数学級になれば、割り返していくと当然教員の数は多くなくてはいけないと思っておりますし、それをずっと県費で補填していくというのも財政的には少し厳しいのかなと思う部分があります。国への要望等も含めて知事会であったりとか、国会議員であったりとか、そういう要望活動はされているのですか。

義務教育課長

要望しております。国では、小学校の場合——今年度は小学校2年生ですけれども——段階的に35人学級にしていくということですので、本県としまし

ても、小学校は決まっていますけれども、中学校に関しましては要望しておりますので、国の検討を後押ししていくことによって、県にとってもメリットがあると思います。

鳥井修委員

全国の学力テスト等で、ここ10年ぐらいずっと上位の成果が出ているというのは、多分少人数学級も一因なのかなと思っておりますし、講師の先生の中には、なかなか教諭になれない方がいっぱいいらっしゃることを考えると、県としてもできるだけ採用枠を広げるように上位機関にもっと強く訴えていただきたいと思うのですが、今後についてはどうでしょうか。

義務教育課長

教職員定数につきましては、子供の人数の減少、それから学校統廃合、そしてこれからの再任用や定年延長等もありますので、そういったことを踏まえて、定数を決めていきます。

少人数学習推進事業については、それとは別に外づけの数となっています。他県もやっていますけれども、本県の場合はより手厚くやっていますので、そこは継続していきたいし、そのほかにティーム・ティーチング（学級担任の教師が進める授業にその教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態のこと。）というの、本県では国の定数を活用していますので、それを掛け合わせて子供たちの学力の質の保障も現在行われていますので、これは継続していきたいと思っております。

鳥井修委員

質問した内容の真意として、当然人口減少で子供も減りますし、統廃合もあって、学校の先生の人数はそれなりに減ってはいくと思うのですが、今は過渡期というか、まだそこまでいっていないので——非常勤講師なども含めれば154人ですよね、この方々も多分教員を目指して精いっぱい努力されていると思っておりますし、こういう方がしっかり教員になれるような方向に是非つなげていただければなという思いがあって質問させていただきました。

義務教育課長

本県の課題ですけれども、大量退職に伴う大量採用ということで、もうどんどん採用しています。もっともっと採用していかなければならない、そういった予定はあります。大体向こう10年間は採用を多くしていかなければならないという状況がありますので、それを考えますと、確かに非常勤講師の方もいらっしゃいますけれども、この方々は若い人だけではありませんので、講師もそうですけれども、若い人を採用していきたいという思いはあります。

鳥井修委員

ありがとうございます。是非その方向で、若い人がしっかりと本県に採用されて、子供たちを元気にしていただければと思います。

委員長

審査の途中ですが、ここで暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き、教育委員会関係の質疑を行います。

鳥井修委員

ネットパトロール事業についてお伺いしたかったのですが、概要をまず教えてもらっていいですか。

生涯学習課長

ネットパトロール事業は、子供たちがインターネットを健全に利用できるように、不適切な投稿がされていないか、県内の小中高、特別支援学校も含めた全校種を対象に、ツイッターやインスタグラムへの投稿についてネット上でパトロールを行っている事業でございます。それとともに、教員やPTA、保育士、幼稚園の先生などに対しましても、インターネットの扱いについて研修を行うという事業となっております。

鳥井修委員

ちなみに、ネットパトロールをして不適切な書き込み等の事例があったか。あった場合、どのような対応をしたかお知らせください。

生涯学習課長

昨年度は、そのパトロールによって、全体で678件の不適切な投稿を検知しておりまして、その内訳ですが、個人情報の流布——人の名前を書いたとか、そのようなものが約9割を占めております。そのほか、いじめや中傷が10件ほどございまして、その他もろもろなのですが、全部で678件となっております。

それで、いじめや中傷などは、それこそいじめや様々な問題につながっていきますので、リスクレベルが高いものとして、投稿した本人が分かれば本人から取り下げてもらおうのですが、分からない場合はプロバイダーに連絡をして削除していただくと、そ

ういうことをしております。

鳥井修委員

今、ほとんどが個人情報の流布という話でした。自分はいじめのところが気になったのですがけれども、結構インターネット、例えばSNSで言えば、ラインのグループの仲間外しとか、何かいろいろそういうことがあるみたいで、ここが一番気になっています。例えばこういうネット上のいじめで子供たちが学校を長期的に休んだとか、そういう情報はありますか。

委員長

暫時休憩します。

午前11時 2分 休憩

午前11時 2分 再開

委員長

再開します。

義務教育課長

小中学校につきまして、私たちの調査では、小学校はないのですが、中学校ではパソコン等で中傷、嫌なことをされたというのが、いじめの原因で6%ございました。

高校教育課長

高校において、いじめの原因がSNSであるという調査までは行っておりません。きっかけにはなるかと思いますが——高校生になると、スマートフォンを98%程度所持しておりますので、SNSにそういった書き込みをすることがどういうことになるのかというのは理解していると我々も見ております。やはり言葉による誹謗中傷であったり、いろいろな行動によるいじめが多いものと我々はつかんでいます。

鳥井修委員

今年になってSNSの書き込み等によって女の子が自殺するという事案がありましたよね。そういうのは多分まだ氷山の一角で、すべからくはつかみ切れないと思うのですが、やはりアンテナを高くしてできるだけ防がないと、またそういう痛ましい事故が起きれば、人の命は取り戻せませんので、何とかそこは気を配って今後も対応していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

高校教育課長

インターネット上のそういう不適切な書き込みに関しては、学校のほうからもすぐに教育委員会に報告が来ることになっております。そして、生涯学習課で所管するネットパトロール事業とも密接に連携をしながら、不適切なものは随時消去していただくようお願いをして、未然防止等に努めていきたいと

考えています。

鳥井修委員

あともう一点、ネットの依存症について伺います。今スマホを高校生の98%が持っているという話なのですが、小中学生とかで1日何時間ぐらいネットを見るとか、スマホをいじるとか、アンケート調査などでその辺の把握はしていますか。

委員長

暫時休憩します。

午前11時 5分 休憩

午前11時 6分 再開

委員長

再開します。

高校教育課長

高校では所持率に関しては調査をしているのですが、1日どれぐらい使っているかというような詳しい調査は行っておりません。

義務教育課長

小中学校全体ですけれども、ウェブサイトを見ている割合について、2時間以上が4.8%、1時間から2時間が9.3%、30分から1時間が14.3%、30分以内が23.1%、ゼロが48.4%となっています。

委員長

そのウェブサイトを見ているというのは、どういう設問なのですか。

義務教育課長

これは、インターネット上のウェブサイトを見ている時間と捉えています。

鳥井修委員

自分の子供が小学校のときにPTAとかもやらせてもらって、秋田市だと結構スマートフォンの使い方とか、秋田市のPTA連合会とかが主導してかなり気を付けてやっていたなという記憶があります。行政だけではなくて、やはり家庭教育の中でもしっかり親が管理して、フィルターをかけたとか、常に親が目配って——なかなかこれは人頼みにはできない部分があると思うのですが、例えば小中学校から家庭、保護者に対してのアプローチは積極的に行われているのですか。

義務教育課長

情報教育につきましては、特にモラル教育にかなり力を入れています。学校も総合的な学習の時間とかを使って子供を対象に教育していますし、それから保護者向けに関しても、ほとんどの学校では必ずと言っていいほど外部講師を呼んだり、あるいは生徒指導担当が使い方について必ず説明等していると

捉えています。

あとフィルタリングについても、学校の姿勢としては、購入の際には必ず入れるように指導しています。

鳥井修委員

いずれ今ICT教育も含めて、小学生でもスマホを持っている時代になっています。本当に使い方を一つ間違えれば、いろいろな犯罪とか事故とかにも巻き込まれる可能性が高いので、やはり特に子供たち、小学校の低学年であったりとか、まだ世の中のいろいろなことが分からない状況の中でスマホやインターネットの怖さというのを、行政だけでなく家庭も含めてしっかり教えていかなければいけないと最近つくづく思っています。ですので、いずれ義務教育課のほうでも、小中学校、また家庭との連携を含めて、より強い発信であったり、父兄に対する啓発等を引き続きやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

義務教育課長

これまで、そして現在もそうですが、家庭でのスマホに加えて、今度はパソコン・タブレットの自宅への持ち帰りという話も文部科学省から出てきております。したがって、保護者の協力はもちろんですけれども、一番はやはり情報モラル、ここをしっかりと子供たちに教育をして、併せて保護者に理解していただくということで、今マニュアルを市町村でそれぞれ作っております。まだパソコン・タブレットの持ち帰りは進んでいませんけれども、これはある意味では慎重になっているものと捉えていますので、そういったところを県としても支援していきたいと思っています。

宇佐見康人委員

関連でお願いします。

まず、先ほどのスマホの関係なのですが、そもそも何が危ないとか、一歩間違えれば命の危険につながるというのはリスクの管理でしかないと思うのです。例えば包丁だって、家庭科の時間で使い方とか教えますけれども、それだって一歩間違えれば人を殺すことができますし、プールの授業だって一歩間違えれば命の危険につながると。これをどこまで家庭に対して——スマホの教育だとか、テレビゲームの教育だとか、テレビの視聴時間だとかというのは、学校の教育もある程度は必要なかもしないですが、そもそも家庭でのコミュニケーション、親子関係というのが一番重要になってくるのかなと思っています。

その上で、私は今37歳ですが、私たちはぎりぎりデジタルネイティブ世代（学生時代からインターネットやパソコンのある生活環境の中で育ってきた世代のことで、日本では1980年前後生ま

れ以降が該当するとされる。)で、もうちょっと下にいくと、ソーシャルネイティブ世代(デジタルネイティブの最初の世代よりもさらにテクノロジーに精通し、SNSによって人とのつながりを重要視している点が特徴。)になって、スマホだとか、インターネットだとか、ICTに対する考え方、価値観というのがそもそも違う中で、私たちがどうやって指導していくかについてはもっと慎重に進めていかなければいけないと思うのです。行政側から規制するという考えもありなのかもしれませんが、一緒に考えていく視点がもう少し足りないのかなと思うので、そこら辺に関して考え方をお聞かせください。

教育長

正に御指摘いただいたとおりで、学校の指導で一番難しい部分かなと思っています。スマートフォン等に関しては、それこそ例えば使う時間もそうですし——ゲームだったり、ラインだったりという、使用時間が問題であったりとか、使い方も問題だったりします。では学校がどこまでそれを指導できるかなれば、情報教育というのは行っていますけれども、どこまでというのは……。ただ、保護者の方々と一緒に考えるというような話が今ありましたけれども、学校ができることの一つとして、例えばPTA等で生涯学習課の担当を呼んできて、こういう使い方がいいですよ、駄目ですよという話をしたり、ドコモを呼んできて使い方を一緒になって学ぶ機会を作ったりと。学校から親御さんによく話をするのは、スマートフォンを買うときに勝負なので、そのときに家庭で子供さんとよくお話して約束を作ったり、使い方に関して一緒に話し合っていきたいと、そして何かあったら学校に相談してくださいと。そんな働きかけは結構やっているのですけれども、やはりもっとそういったところに関しては、我々県教委(県教育委員会)もそうですけれども、学校は何ができるかというのをもう少し考えて、一緒になってやっていく必要があるのではないかと思います。

宇佐見康人委員

決算の認定に直接関係ないかもしれないのですが、どんどん家庭に対して介入していくことで、何か全て学校——最近では幼稚園とか、小学校低学年とかだと箸の持ち方、靴のそろえ方だとかまで園や小学校で指導してくれという親御さんも大分増えてきていると、本でも読んだことがあります。個人的には、そういった指導は学校が担うものではなくて、家庭で——家庭環境にもよるのかもしれないのですが——その家庭環境でカバーできないところに対して学校や行政が介入していくべきことであって、全体を網羅するような進め方というのは少し違うと思うので、そこら辺は、表現の自由だとかも関わっ

てくることでもあるし、慎重に判断していただきたいというのが正直なところです。これに対して考え方を再度お聞かせください。

教育長

当然子供さんの個性であったり、御家庭の事情だったり、あるいは御家庭でどういう生活をしたり、学習をしたりというのは全部違いますので、そこに対して学校が全部介入というのはもちろんできない話です。ただ、学校としての役割は当然あるはずですので、それぞれの家庭との関係を密にしながら、必要なときに学校が応えてあげられるような体制は作っていかねばならないと思います。

佐藤信喜委員

生涯学習課長に先ほどのネットパトロールのことで再度確認したいのですが、先ほどツイッターやインスタグラムという話が出ました。その2つだけですか、それともほかにまだパトロールしている案件というのはあるのでしょうか。

生涯学習課長

ツイッター、インスタグラムのほかに爆サイ(特定の地域に特化した電子掲示板のこと。日本全国各地域のスレッドが開設されており、投稿者が自由に書き込めるようになっている。)というのもございますし、高校受験ナビとか、みんなの高校情報とか、そういうサイトもあるようです。ラインなど、閉鎖的なグループ内でやり取りが行われるようなSNSにつきましては監視できませんので、オープンとなっているツイッター、インスタグラム、爆サイなど、そのようなものが監視の対象となっております。

佐藤信喜委員

そうだと思います。実際インターネットでのいじめは、やはりラインであったり、皆さん聞いたことあるかと思うのですが、質問箱であったり、そういったアプリを活用しながら誹謗中傷等が行われて、それでいじめを受けたという気持ちになっている子供たちがいるという事実があります。ただ、そこら辺については、パトロールの対象外になると思うのですが、逆に言うとそういったところのいじめの有無を正確につかんでいかなければいけないのではないかと思います。例えばそういったウェブサイトでいじめを受けたという認識がある子の気持ちになって、寄り添った形で相談を受けるとか、こういったウェブサイトでいじめを受けた場合はすぐ相談しなさいとか、そういうふうに逆に学校側からとか、ソーシャルワーカー側から子供たちに知らせておくべきではないかなと思うのですが、そういったことについては子供たちへ相談窓口や相談方法を教えているのでしょうか。

高校教育課長

高校のほうですけれども、生涯学習課にお願いし

ているのは、ネットパトロールのほかにも各高校でいじめアンケートを取っております。——学期ごとに1回とか、年3回という学校が多いようですが——それを通してあらかじめ発見するような形を取っておりますので、当然ネットパトロールも必要なのですが、閉ざされた空間で何としても見れないという場合もありますし、そういった場合にはスクリーンショットを撮ってすぐ提示してくれる生徒もおります。そういったことを事前に生徒にも知らせながら、早めに発見できるように努めていきたいと思っています。

義務教育課長

小中学校も同様です。まず把握の方法としては、アンケートを定期的に取り取っていますので、その中でこういったインターネットに関する中傷について伝えてもらうという方法です。それから、日常的に担任あるいは副担任の先生方に相談をします。あともう一つは、校内で先生方にはなかなか言いづらいというお子さんに配慮して、スクールカウンセラーの先生に伝えるといった方法がございます。

佐藤信喜委員

分かりました。いずれこの件については、今回コロナの関連でも書き込みをされて心を痛めた子もいたもので、徹底されていないというところもあります。子供たちに対して、そういったオフラインのウェブサイトの使用について十分に気を付けるようにという指導と相談窓口の徹底、それからもしそういった事実があったときに、早期に相談してほしいというメッセージを強く発信していただければと思います。

それに関して全てがインターネットでのいじめということではないと思うのですが、昨年度途中で転校をされたとか、転入したとか、そういった生徒というのは何人ぐらいいて、その中でインターネットによるいじめが原因だったものは何%ぐらいとか、その点は分かりますか。

委員長

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 再開

委員長

再開します。

義務教育課長

小中学校については把握しておりません。市町村教育委員会では把握していると思います。

高校教育課長

高等学校における中途退学の調査はしております。昨年度は191名の生徒が中途退学をしております

が、ほとんどが進路変更によるもので、46.6%が進路変更、それから学校不適合が31.4%、そして本人に関わる理由ということで、病気等が21.5%という状況でした。いじめによる進路変更というものについて報告はもらっていないのですが、実際に学校の状況を詳しくは把握できない部分もあります。もしいじめによる転校となると重大事態になりますが、そうしたことは至っておりませんので、去年の退学者の原因は以上のようなようです。

佐藤信喜委員

分かりました。いじめではないことが多いのでしようけれども、例えば学校が合わないという理由でも、実際にはいじめを受けたことが本当の理由という生徒も中にはいるようです。私も実際にその相談を受けていたものですから。本当の理由が何なのか把握していかないと改善につながっていかないとしますので、その辺については本当に寄り添った形でお話を聞いてあげてほしいなというところがあります。

それで、その先の話になるのですが、学校を退学して、転入した先が県立であれば明德館高校であったり、私立学校であったりというのも多分あると思うのです。転入先が私学となったときに、高等学校等就学支援金の関係が出てくると思うのですが、高等学校等就学支援金のところに記述のある私立高等学校5校というのは、どこの学校のことを指していますか。

総務課長

秋田市内からいきますと、聖霊高校、明桜高校、国学館高校、令和高校、それから大仙市の修英高校、この5校であります。

佐藤信喜委員

分かりました。これは飽くまでも学校に対して行う補助事業なのか、それとも生徒に対して行う補助事業なのかお答えください。

総務課長

対象が私立高等学校に在籍する生徒ということになっておりますので、生徒に対する支援でございます。

佐藤信喜委員

だと思うのです。それで、先ほどから一連の流れでいきますと、やはり質問箱とか、オフラインのウェブサイトでいじめを受けた子が学校をやめて、転入した先が、例えば秋田でいくと第一学院高校とか、クラーク（高等専修学校秋田クラーク高等学院）とか、これも私立高校でありますよね。ただ、そこについては、生徒たちがなかなか支援を受けていないという話も聞いておりましたので、そこら辺についてはどう考えているのですか。

総務課長

私立学校と申しますのは、学校法人が運営する学校でございます。クラークや第一高等学院は学校法人の運営ではないので、私立学校とは分類されておりません。

佐藤信喜委員

学校法人に分類されていないというのは分かるのですが、これは飽くまでも生徒に対しての支援ですよ。この支援を行うに当たって飽くまでも学校法人が運営する学校に入学する生徒に対する支援と明確に決まっているのであれば仕方ないのですが、一応秋田県内の高校生の話なので、そこで不公平感があるのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長

高等学校就学支援金の話になりますと、支援の対象が飽くまで私立高等学校に在学する生徒ということになっておりますので、例えばクラーク高等学院ですと専修学校になるわけですので、この就学支援金の対象にはならないということです。公平感ということをお考えますと、同じ年代の生徒でありながら、片方は支援の対象であって片方は支援されないというのは確かに公平が保たれていないようにも思いますが、まずこの制度の中ではそのようなことになっております。

佐藤信喜委員

この学校に通った子たちには支援できないということであれば、逆に遡って、なぜいじめを早く見つけられなかったのか、なぜ質問箱等を使わせていたのか、これは学校側としてどういう考えがあるのかということになるのです。そういったいじめがなければ転校する必要もないと思うのです。そうではないですか。だからこそ、やはり全体的な取組として、まずはいじめを防ぐということが一番大事であります。でも、その先にいじめられた子たちが転入先としてそういった選択をする場合もあることは教育庁としてもしっかりと認識した上で、今後どうすべきか検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、教育長。

教育長

委員御指摘のとおり、最初の段階でそういった生徒を出さないという未然防止、早期発見をまずは第一に考えていかなければならないなど。そのための手だてを学校において先生方もやっておりますけれども、ただ全くなくなるわけでは当然ないわけですので、我々も支援しながらやっていると。解決に至らない、あるいは解決の段階で進路変更をするというように生徒も実際にはおるわけですし、その際にも、その子にとってどういう進路変更が一番いいのか、あるいは変更先とかも含めて、今言ったような様々

な形がありますので——できれば学校に残るのが一番いいわけですがけれども——それも全部含めて、学校として丁寧に対応していかなければならないし、生徒に不公平感がないように、我々も考えていかなければならないなと思います。

佐藤信喜委員

分かりました。その点については、秋田県の子供たちを守るという意味で前向きに検討していただければ大変ありがたいと思います。

小山緑郎委員

部長説明の111ページの運動部活動の推進のところで、運動部活動指導員を6市に36人配置したと書いております。コロナの影響でなかなか活躍の場は少なかったのでしょうか、これはどのような方になっているものですか。社会人ですか。

保健体育課長

部活動指導員ですが、平成29年に学校教育法施行規則の一部改正ということで、いわゆる部活動の指導だけではなくて、外部の方が教員に代わって大会の引率等もできるという方々に当たります。令和元年度から本県も希望する市町村に配置しております。昨年度は36名を配置したところであります。

小山緑郎委員

どのような方になっているのですか。

保健体育課長

職業ということですか。

小山緑郎委員

はい。

保健体育課長

元教員であったり、自営業であったり、あるいは会社員であったりという方々になります。

小山緑郎委員

この方々の例えば賃金とか、待遇はどういった感じになっているのですか。

保健体育課長

これは国の事業を活用して行っているものであり、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1の負担となっております。事業の中で上限が決められておまして、1時間当たり1,600円となっております。指導できる時間も年間210時間が上限となっております。

小山緑郎委員

これは今後全県に拡大していく考えですか。まだこれから人数を増やしていくというような……。

保健体育課長

こちらで毎年、各市町村に意向調査をします。つい先日も来年度配置を希望するところはどれぐらいあるかという調査をしたのですが、今年度までに希望していなかった5市からも希望が出ており

ますので、増やしていく方向で考えております。

小山緑郎委員

分かりました。

質問を変えますけれども、高校の再編関係について伺います。先ほど少人数学級という話もあって、1クラス40人というのが、今度35人とかになるわけですが、例えば高校入試の募集要項を見たりすると、昔と違って定数ぎりぎりのところが結構出てきたようですね。子供の数については、今後増える要素がなくて減っていくと思うのですが——35人にしているから、ちょうどいい感じになっていますけれども——子供も減るので、今後先を見て教育委員会として高校のことを考えていかなければならない時期が来ると思います。そこら辺りはやはり難しいこととは思いますが、どのように考えているのでしょうか。

高校教育課長

生徒数の減少については15年先まで分かっていることですので、この後やはり大変なときを迎えることになると思います。そして、生徒数によって教員定数も決まるものですから、教員数も減らしていかなければならないという認識も持っております。ただ、学校現場で教員の数が急激に削減されていきますと、教育の充実に影響を与えかねませんので、徐々に減らしていきながら、募集定員のほうも極力我慢して減少させているという状況であります。

それから、統合等の再編整備についてですが、鹿角地区において現在統合が進められておりまして、令和6年4月に鹿角地区の3校を統合した学校が開校する予定でありますけれども、各地区においてそのような統合がどんどん進められております。そういう状況も踏まえながら、各地区において、どういった環境整備が一番適切であるのかについて、今後第8次の秋田県高等学校総合整備計画を見据えるために来年度から新たな委員を募集しまして、各委員から様々な提言を頂き、今後の学校の在り方について更に検討を進めてまいりたいと思っております。

小山緑郎委員

分かりました。住民にとっては、学校がなくなれば地域が寂れるというような感覚があるものですが、なかなか難しいと思うのですが、先は見えてきていますので、地域住民の理解を得ながら、何とかよろしくお願ひしたいと思っております。

宇佐見康人委員

何点かお願いします。

先ほどのいじめ関連で、不登校・いじめ問題等対策事業ということでいろいろやっているのですが、いじめを受けた被害者側への対応だとかケアという部分は全国どこでもやっているのかなと思

ます。アメリカなどでは——いじめを受けた側へのケアというのも十分やっではいるのですが、——日本との考え方の違いとして、いじめをする子のほうが精神だとか家庭環境が安定していませんよねというところからスタートしています。そういった加害者側のケアなどはこの対策事業では行っているのでしょうか。

義務教育課長

いじめにはいじめる側といじめられる側がありますけれども、ややもするといじめを受けている側のケアとなるのですが、決してそういうことではなく、いじめる側についてもいろいろな原因がありますので——行為そのものは許しません。ただ、成長段階においていろいろ背景がありますので、そういった点については校内職員はもとより、スクールカウンセラーとか、あるいは家庭状況に応じてスクールソーシャルワーカーの活用もしております。

宇佐見康人委員

コロナ禍で家にいることが増えたりだとか、そういった問題で子供たちの心の面も不安定になってしまうのかなど。そういった場合に、憂さを晴らす場所というのがなかなかない中で、今後もしかしらいいじめだとか不登校が増えていく可能性が十分にありますので、是非細心の注意を払っていただきたいなと思います。

質問を変えて、ビブリオバトルについて伺います。ビブリオバトルについては、大学生とか高校生の全国大会も開催されていますけれども、先日オンラインで兵庫県の大会を見ました。ビブリオバトルというものを初めて見たのですが、この本を読んでみようかな、読みたいなという気持ちになりました。秋田県でも県大会まではやっているのですが、その後の大会だとか、あとは現状ALVE（秋田拠点センターALVE）でやっていると思うのですが、その大会のオンライン配信だとか、そういったものは検討されているのでしょうか。

生涯学習課長

ビブリオバトルですが、今県内7地区で予選を盛んにやっております。私も土曜日に大仙市に行きまして中高生のバトルを見てきたわけですが、非常にレベルの高いものでありまして、劇団員みたいな方がもう5分間立って続けに台詞をしゃべるので、よくここまで覚えたなど。本の内容が非常に分かりやすく、ついつい読みたくなるような、そんなすごいバトルを聞いてきました。

それで、その7地区の予選の後は各地区で勝った人の全県大会があるのですが、それがALVEで、今年であれば11月23日に開催するのですが、そこで勝った生徒につきましては全国大会を予定しております。昨年の全国大会はコロナの影響で中止に

なったわけですが、今はコロナの感染状況が収まってきておりますので、確実な情報はないものの、今年度の全国大会は実施するのではないかと考えています。

全県大会についてのオンライン視聴のお話でしたが、今年度についてまだ考えていませんでした。昨年はDVD化しまして、それを各学校に配ったりしたわけですが、今年度は予算の関係でDVDを作れなくなってしまいましたので、開催まであと1か月ないのですが、オンライン視聴の検討を進め、できるだけやれる方向で挑戦してみたいと思っています。

宇佐見康人委員

この事業でどれくらい読書好きが増えているのか、実際にどれくらい本を読んでもらえる子が増えたのかについて数値化するのなかなか難しいとは思いますが、これをやる以上は、一人でも多くの生徒が見ることで、本当に本を手取るきっかけになると思うのです。県のほうでも条例を作って、読書の推進を進めていますので、兵庫県の大会がたまたまレベル高かったとは思っていませんし、恐らく秋田の大会もレベルは高いのだと思います。そういったものを見ることで、中学生、高校生がもっと本に触れる機会が増えれば——先ほどスマホを見る時間とかの話が出ていましたけれども——本を読む時間が増えればスマホを見る時間も減っていくと思いますので、そういったところも考えながらやっていくべきだと思います。いかがでしょうか。

生涯学習課長

全くそのとおりでございまして、本を読みたいと思わせるような大会というのがねらいであります。会場には50人から100人くらいしかおりませんが、それをもっと多くの人に伝えていかなければならないと思っております。昨年はDVDとかラジオでもやったのですが、今年度はできるだけお金の掛からないような形で皆さんの、特に中高生の目、耳に入るように開催していきたいと思っております。

宇佐見康人委員

お願いします。

質問を変えて、保育士の確保についてお伺いします。各市町村で保育士の充足状況だとかはばらばらなのですけれども、令和2年度で保育士の不足が原因で待機児童が発生してしまった市町村だとか、施設はありますか。

幼保推進課長

令和3年4月1日現在の数値ですけれども、待機児童が発生したのは3市で、全部で10名となっております。ただし、保育士の不足というよりも施設とその需要のミスマッチというのがありましたので、単純には保育士の不足が原因とは言い切れないよう

な状態だと思います。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。秋田は少子化というか、完全に少子社会になっていまして、保育士を増やそうとしても、今後のことを考えると増やしたはいいものの、では5年後、10年後にどうなるかという部分でなかなか責任を負えないのかなと思います。さらに、ここに来てコロナ禍があって、今年や来年は恐らくもっと子供の数が減るということを考えると、早ければ3年後に保育士が余ってしまうのではないかとすることも想定できます。今年生まれた人が3年後にいきなり増えるということはないので、今年生まれた子の数を基に3年後、4年後の保育士の調整などはできるものなのではないでしょうか。

幼保推進課長

保育士の数につきましては、一義的には市町村で調整する形になっておりますが、全県的なことですので、県でも考えなくてはいけないと思っております。ただ、保育士の数はゼロ歳から3歳児については、児童3人に対して1人の保育士を配置することが義務づけられておりますが、ゼロ歳から3歳児の入所率が非常に高くなっておりまして、そうしたものも含めると、保育士が急激に要らなくなるとか、そういったことはないとは考えております。

宇佐見康人委員

ゼロ歳から3歳児に対して保育士を多めに配置しなければいけないとか、いわゆる3歳未満児への対応だとかというのは十分分かっているのですが、この前何かの新聞で、今年度生まれる子供の数がもしかしたら70万人台になってしまうのではないかとの記事が出ていました。恐らくそれ都道府県別に割り返していくと、今年間の出生数が4,000人台なのが4,000人台前半から3,000人台後半になる可能性もあるわけですよね。このコロナの状況がいつまで続くか分からないのですけれども、恐らく来年度も似たような出生数の推移で進むと思うのです。

現在、保育士が不足して待機児童が発生している事例は少ないと思うのですけれども、2年後、3年後——今年生まれた子、来年生まれる子が3歳になって保育園だとか幼稚園に入るときになって——ゼロ歳から3歳児が入れば保育士が多めに必要だというのは分かるのですけれども——3歳から入る子たちへの対応は少なくて済むわけではないですか。そうすると、現状の保育士の数がもしかしたら余ってしまう可能性もあるのではないかなと思うのです。民間の施設もあるのでなかなか難しいとは思いますが、そこら辺の調整というのは今後できるものなのかを少しお伺いさせてください。

幼保推進課長

保育士の養成は保育士養成校のほうで行うものですのでその数の調整というのはできません。また、出生数が減少するというのは——民間の調査で出生数が70万人を切るというのは承知はしておりますが、秋田県の減少がそれに比例するかというの分らないですし、あまりにも不確定要素が多く、3年後に児童数が減るといふのもなかなか分らないものでもありますので、そういった方策というの打出しにくいと考えております。

宇佐見康人委員

では最後質問をもう一回変えますが、文化財の保護についてお伺いします。要望になってしまうかもしれないのですが、個人的に一般質問でも触れたのですが、秋田県が日本一文化財を抱えていて、令和2年度も縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて積極的にやってきた中で、そろそろ室から課に変えてもいいのかなと思うのですが、そこら辺の思いをお聞かせください。

生涯学習課文化財保護室長

ありがとうございます。文化財保護室が出来てから20年になりまして、おかげさまで着々と成果を積み重ねてこられたものと思っております。令和2年度に、この後の県全体の文化財保護の方向性を示すための指針を作らせていただきましたので、それを踏まえながら、引き続き県全体の文化財保護をあまり偏りのないよう進めていかなければならないと思っております。

課にしてはどうかというのは非常にありがたい話なのですが、全体の中での課室の統合等ということがあるかと思っておりますので、その点はなかなか私のほうからはお答えしにくいところだと御了解いただければと思います。

児玉政明委員

資料の349ページの部分で教職員給与課に質問させていただきます。予算現額に対して支出済額が少なく、不用額等の主なる理由としては現員現給によると書いてありますけれども、ここについて教えてください。

教職員給与課長

現員現給の意味なのですが、給与費の決算見込額に対して、その後の人員の変動や実績手当の変動などにより実際に支給した額——現員に対する現に支給した給与諸手当ということで現員現給と表現しております。意味合いとして、給与費の実績によるものというのと同じでございます。

児玉政明委員

分かりました。予算を組む段階で、例えば残業手当などはどのぐらい見ているものですか。

教職員給与課長

当初予算は、前年度の実績を参考にしまして、平

均の単価や実績単価というのを参考にしながら組み立てていきます。

児玉政明委員

支出済額にはいろいろな手当があつて残業手当も含まれていると思うのですがけれども、例えば予算に対して支出済額が少なれば少ないほど残業手当の支給が減っていると、各校における働き方改革の進捗などを見られる数字はありますか。

教職員給与課長

働き方改革に直接つながるような動きというのははっきり言えないのですが、昨年度はコロナの影響があつたものですから、例えば時間外手当は令和元年度実績よりもかなり少なくなりました。これは多分コロナの影響が出ていると思います。ただ、令和2年度になりますと令和元年度ほどではないのですが、また実績が増えているような見込みとなっております。ただ、実際に働き方改革というところまではこちらでは分かりかねます。

児玉政明委員

分かりました。あと、今後退職者が大量に出て、代わりに若い方々が入ってくるとか、そういうことも関係すると思うのですが、全体の給与費について今後の見通しはどういう感じになりますか。

教職員給与課長

今までの給与費の推移を見ますと、やはり人員減に伴って給与費は年々下がってきております。当然生徒が少なくなってきた教職員も少なくなってくるということで、各課の人員見込みが減少してきているので、給与費のほうも全体的には下がってくるような感じです。

退職手当については、令和3年から令和4年がピークになると考えております。その後は徐々に減っていくのですが、このたびの定年延長の関係で、更にピークがならされていって、完全に65歳定年退職になる令和14年度まではマイナスの影響が見込まれており、退職手当も平均すると当初よりは若干少なくなるような感じです。それ以降は、また徐々に上がっていくような感じになります。

児玉政明委員

分かりました。

あともう一点、福利課にお伺いします。資料の363ページの児童手当について、職員数1,776人、対象児童2,790人と書いていますけれども、これについて大きな変化とかはありますか。

福利課長

児童手当につきましても、職員数の減少の影響を受けておまして減少傾向にあります。

児玉政明委員

分かりました。あと、教職員の方々が元気でない

と良い教育をできないと思うのですけれども、なかなか仕事もきつくて、心や体に大きなダメージを受けている教職員も多いと思います。健康や心のサポートといえますか、メンタルヘルスについてどういったサポート体制となっているのかお知らせください。

福利課長

メンタルヘルスにつきまして、教育委員会としましては公立学校共済組合と連携しまして、大きく分けて3つの柱で対策をしております。

まず1つ目はストレスチェックであります。職員各々が自身のストレスに気づききっかけを与えようとするものでございまして、これをまず行っております。

それから2つ目として、相談事業を行っております。これについては、各県のほかに公立学校共済組合や公立学校共済組合の直営病院などに相談の窓口を設けており、そちらで相談対応をしております。

3つ目といたしましては、研修会等の開催であります。これは、主にメンタルヘルス不調者の周りの方々を対象としたもので、例えば管理職員向けの研修会として、実際に教職員のメンタルヘルス不調者への対応に当たっている精神科医の先生をお迎えして講演会等を行っております。

教育委員会としては、こういった形で公立学校共済組合と連携しながら対策を進めているところであります。

児玉政明委員

分かりました。是非各市町村の教育委員会等とも連携しながら進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

薄井司委員

生涯学習課長にお伺いしますけれども、令和2年度末で社会教育主事の資格を持っている人は今何人おりますか。

生涯学習課長

220名ほどおります。

薄井司委員

これは令和2年度で何人増えているのか。講習を受けて資格を取った人がいるのか、いないのか。

生涯学習課長

昨年、弘前大学で講習が行われる予定でしたが、コロナの影響により中止になりまして、オンラインで受講した1名だけとなっております。

薄井司委員

そうすれば、予算は確保しているということですよ。

生涯学習課長

予算は確保しております。

薄井司委員

コロナの影響によるものだと思いますけれども、今後も社会教育主事の資格を持つ人を各学校に一定程度配置していただけるような体制を望みますが、いかがですか。

生涯学習課長

県としましては、計画的に社会教育主事を養成しようと思っているところでございます。今北東北の3県が持ち回りで、岩手大学、弘前大学、秋田大学で講習を行っているわけです。その大学連携が今後どうなっていくのかまだ分からないわけですが——これまでは順調に3大学で回ってきたのですが、今後どのような回り方になるのか、そこら辺に少し不安要素はあるのですが——できるだけ計画どおり社会教育主事を養成できるように努力していきたいと思っております。

委員長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で教育委員会関係の質疑を終了します。

ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時30分とし、警察本部関係の審査を行います。

午後 0時 5分 休憩

部局別審査（警察本部）

書記 松江翔一 録

午後 1時28分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

警察本部長	久田 誠
警務部長	後藤 健太郎
生活安全部長	阿部 清喜
刑事部長	永井 広幸
交通部長	三浦 潔
警務部参事官（兼）首席監察官	佐藤 雅宏
警務部首席参事官（兼）警務課長	町井 浩一
生活安全部首席参事官 （兼）生活安全企画課長	荻原 勲
生活安全部首席参事官 （兼）サイバー犯罪対策課長	納谷 貴志
刑事部首席参事官（兼）刑事企画課長	佐藤 利広

交通部首席参事官（兼）交通企画課長
佐々木 薫

交通部首席参事官
（兼）運転免許センター長
佐々木 恒

警備部首席参事官（兼）警備第一課長
三浦 悟

警務部参事官（兼）総務課長
一関 雄一

生活安全部参事官
（兼）人身安全対策課長
畠山 洋

交通部参事官（兼）交通規制課長
虎谷 一美

警務部会計課長 浅沼 圭

生活安全部地域課長 古屋 建一

代表監査委員 高橋 洋樹

会計管理者（兼）出納局長
奈良 聡

委員長

委員会を再開します。

警察本部関係の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

警察本部長

本日、平間警備部長と蛭名警備第二課長が公務により欠席します。そのため、部局別審査における答弁については、三浦警備第一課長が務めることになりましたので、よろしくお祈いします。

委員長

次に、警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

警察本部関係の質疑を行います。

薄井司委員

最初に、人口減少、少子高齢化への対応強化について、高齢者の安全・安心アドバイザー事業がかなり前から行われているようですが、この事業概要について説明願いたいと思います。

交通部長

高齢者安全・安心アドバイザー事業の概要について御説明します。

秋田県においては、高齢者の方が交通事故に遭う割合が高いということ、特殊詐欺の被害に遭う高齢者も多いと、こういう情勢に鑑みまして、こうした高齢者の方々をこれらの事故、犯罪から守るために

行った事業であります。

具体的に中身を申しますと、14警察署それぞれに2名ずつアドバイザーとなる地元の女性を会計年度職員として採用しまして、この方々がそれぞれの地区の高齢者宅を直接訪問して、その地域の交通事故の実態ですとか、高齢者がどういうところに気を付ければ事故に遭わずに済むかについて伝えたり、反射材の配付などといった活動をして交通事故の防止に努めます。また、他方で特殊詐欺の最近の手口などを御紹介して——電話が来てお金の話になったら詐欺だよということを直接語りかけて、犯罪に遭わないようにする活動でございます。

薄井司委員

一番の弱者と言われていた高齢者に対する活動だと思っておりますけれども、こういう形で検挙されたといった良い事例とか、あるいは事業に対する地域住民の反応とか、もしありましたらお知らせ願います。

交通部長

2つ事例を紹介いたします。

1つは、交通事故防止の関係で、高齢者宅を訪問しまして、反射材をバッグですとか、それから犬の散歩をする方ではリードに付けるとか、そういったことを具体的に指導して、大変感謝されたという報告を受けております。

もう一つ、特殊詐欺の被害防止でございますが、実際に訪問した高齢者が、既に電子マネーの請求を受けていて、その相談を受けて、それは詐欺なので一切関わらないでくださいということで、詐欺を未然に防止したと、こういう報告も受けております。

薄井司委員

最近ラジオで着物とかを買取りに伺いますということで、現金で36万円も買い取ったとか、そういうのが頻りに流れています。何か詐欺のような感じがするのですけれども、そういった事例とかはまだないですか。

生活安全部長

現在のところは個別にそういう話はありませんけれども、各種相談だとか、巡回連絡等で目にした際には、的確に対応するよう防犯教育をするとともに、犯罪に関わるようなものにあつては、直ちに捜査を開始するという対応をしております。

薄井司委員

最近のテレビや新聞記事とかを見ても、かなり詐欺に遭われている方々がいるようですので、そういった犯罪が起きる前に、やはり地域を訪問して、犯罪を防いでいただければと思います。

それで、今回のコロナの影響で、個別に訪問するというのは大変だったと思っておりますけれども、そういった関係で何か影響はあったものですか。

交通部長

昨年から全国に緊急事態宣言が出た期間もございました。それから、県独自の警戒レベルが4になった時期もございました。アドバイザーの皆さんはフェイスシールドですとか、マスクですとか、手指消毒、これを確実にやっちはいるのですが、さすがに全国に緊急事態宣言が出されている間、それから県内の警戒レベルが4になった期間についてはやはり訪問される方もちょっと構えてしまうでしょうから、それぞれ個別の家庭への訪問ができない期間もございました。

薄井司委員

高齢者にとっては、ふだんから話し相手が少ない方もいると思いますので、そういった声かけも含めて、今後もこの事業が太く長く続くようにしていただきたいと思います。

小野一彦委員

生活環境部の部局別審査でもありましたけれども、知事部局と県警本部と一緒に特殊詐欺の対応をしていると思いますが、例えば101ページの犯罪の起きにくい社会づくりの推進という中で、認知件数が増加し、先ほども説明がありましたが手口もますます悪質、巧妙化してきているとのこと。例えばキャッシュカードをすり替えたりとか、コンビニで電子マネーを使わせるとか、今までのオレオレ詐欺などよりもすごく高度で悪質化してきているように感じます。しかも高齢者にとってはなかなか分からないといいますか、そういう特徴が令和2年度辺りから出てきているような気がするのですけれども、その辺はどんな状況でしょうか。

生活安全部長

県内における特殊詐欺の認知状況等について説明いたします。令和2年にあっては41件と、令和元年と比較してプラス3件、被害金額が9,693万円と、令和元年比1億円の減ということになっております。

中身を分析しますと、当選金詐欺だとか、あとPCサポートやNTTファイナンスをかたる架空請求だとか、様々な手口が発生しているところであります。特に懸念されているのが、委員御指摘のとおり、高齢者が被害に遭う割合が非常に多くなっておりまして、令和元年にあっては被害件数の約6割、被害金額の約9割、令和2年にあっては被害件数の約7割、被害金額の約9割を占めており、特殊詐欺における高齢者対策が喫緊の課題となっているところであります。

我々としては、特殊詐欺被害防止のために、3本柱を立てて対策しております。その1つ目が広報啓発活動ということでありまして、高齢者等が参加する各種講習会の機会を利用して、今お話し

した様々な手口などを周知徹底するとともに、固定電話に留守番電話機能をつけることを推奨しています。このほか、県警独自の対策としましては令和2年5月から——これは若者向けになるかと思いますが——ツイッターによる犯罪被害防止の広報を実施しているほか、高齢者が特に見るようなNHKにおいて令和2年12月からデータ放送——dボタンを押すとありますよね——あれに特殊詐欺の最近の手口だとかを注意喚起しております。

また、昨年もSOS47ということで俳優の杉良太郎さんとか、奥様の伍代夏子さん、あとコロケさんとか、様々な俳優の方が参加するプロジェクトチームのテレビCMを警察庁で作成しまして、それを夕方とか、皆さんが見られるような時間帯に放送しています。

2つ目は、水際対策であります。これは、もしだまされた場合、若しくはだまされそうになった場合、ちょっとおかしい動きが見られる高齢者の方がいるということになれば、いわゆるホットライン通報ということで直ちに警察署に通報が来まして、現場に必ず警察官が出動、出向しまして、必要な措置、対策を取っているところであります。

また、コンビニエンスストア対策に力を入れております。今コンビニにおける電子マネーの被害が非常に多いということで、ここ数年やっっているのが秋田犬の写真を活用した電子マネー被害防止封筒を県内約450店舗に対して昨年は23万枚交付しているほか、警察署ごとにコンビニエンスストアで働く従業員に対する講習会を徹底しまして未然防止を図っているところです。コンビニエンスストア等における阻止件数も非常に増えてきているところであり、今後も続けていきたいと考えております。

3本柱の最後としては、物理的な被害防止対策であります。これは、県警のほうで自動通話録音警告機という、不審電話が入った際に警告音や音声を発する電話機の貸出しを実施しているほか、留守番電話機能付き電話機の購入について広報啓発しているところであります。

小野一彦委員

そうした中で、そういう特殊詐欺が発生するエリアというか、地域ごとの特性だったり、発生しやすい状況だったり、事後的な分析でそういう特徴というのはあるものですか。それともそういった特徴はあまりないものですか。

刑事部長

最初の頃は電話帳などの上のほうから順番に電話を掛けたとか、そういう定型的なものもございました。現在では、ランダムな電話掛け又はメールという形になっておりますので、エリアを絞ったりというのはなかなか困難な状態であります。

この犯行グループにつきましては、その拠点を海外や首都圏等に置きまして、電話あとはメールで無作為に誘いをかけて、受け子と呼ばれる者がその誘いに応じた被害者宅へ訪問して現金を受け取るという形になっています。

小野一彦委員

そういうことで、全体で把握するしかないのでしょうかけれども、お金などを受け取るために実際に家にも来られる事案があるとすれば、やはり地域での見守りというか、無関心ではなく、地域の中でお互いに独り暮らしの高齢者世帯を守るような活動もますます必要になってくるように思うのですけれども、そこら辺は何か安全活動とかやっていますか。

生活安全部長

地域安全ネットワークということで、地域住民、警察、自治体が協働して、そういう機運を高める活動を実施しております。その中でも、やはり町内会の活動だとか、また警察においては交番・駐在所連絡協議会だとか、様々な機会を通じて広報を実施しているところであります。

また、民間団体でも、例えば民生児童委員の団体だとか、あと我々の関係団体であります防犯協会が各地で根強く活動しておりますので、そうした方々と協力しながらやっているとあります。

また、令和2年5月から巡回連絡の中で、特に高齢世帯、独居の世帯も含めて重点的に対策を取っており、例えば外に出られない方なども含めて広報啓発等を行い、未然防止活動を推進しているところであります。

島田薫委員

歩行者ファーストについて質問させていただきま

す。説明資料の103ページの下から6行目に、運転者に対する「歩行者ファースト」意識の醸成とあります。この事業はいつから始めているのか。そして、この事業の具体的な内容をお知らせください。

交通部長

歩行者ファーストについては、手で合図し合う運動、ドライバーが歩行者にどうぞと合図をして歩行者が横断するといった、お互いに意思疎通の上で譲り合って事故防止に努めましょうということで平成24年頃に始めました。最近は少し名称を変えまして、歩行者ファーストということで提唱していますが、内容は全く同じです。道路交通法上、信号機のない横断歩道は歩行者が優先ですので、車は歩行者が横断歩道の近くにいる場合は止まらなければならないのですが、それが守られていない場合があると。あわせて、横断中の歩行者が被害に遭う交通事故の割合がなかなか下がらないということもありまして、この歩行者ファーストに力を入れているところであ

ります。

具体的な事業内容としては、広報啓発がまず一番であります。これは県ともタイアップして、ホームページでの広報のほか、様々な講習会などの機会を捉えてやっております。あと関係機関や団体への働きかけも行っておりまして、実際に車を使われる事業者の方——バスとか、トラック、タクシー、こういった事業者にも御協力を頂いて、横断歩道で止まる車が大分増えたものと認識しております。

島田薫委員

東京とか、あるいは欧米に比べれば、秋田県は横断歩道に歩行者が来たときに自動車が止まらない割合が高いと感じます。横断歩道に歩行者が来たときに自動車が止まらない割合などは、県で調査とか把握というのはされているのでしょうか。

交通部長

警察で独自にそのような調査はしておりませんが、ちょうど先週、10月18日にJAFが——日本自動車連盟ですが——毎年1回、全国の一時停止率を公表しております。そのデータによりますと、令和2年の秋田県は21.8%、具体的に言いますと100台の車が通れば21台ちょっとが一時停止をするというデータでしたが、令和3年は46.9%と、停止率が倍以上上がっているという結果が出ております。一方で46.9%ですから、まだ約半数の車は止まらないということでもありますので、なお一層強力に推進していきたいと思っております。

島田薫委員

私もJAFのデータを見ていますが、2018年、2019年、2020年と、確かに秋田県も徐々に数字が上がってきているのですけれども、2020年の調査では——都道府県別に全部出ているわけですが——秋田県が23位で全国の真ん中ぐらいということですよ。今回も数字が上がってはいますけれども、これが成果になるのかというのはちょっと……。ただ、やはり止まる車が増えるということは交通事故防止につながることでありますので、実績といたしますか、成果が上がるような事業を続けていただきたいと思います。

宇佐見康人委員

関連でお伺いします。まず、歩行者ファーストというのは前提として、例えば歩行者がいるので車が止まりました、でも歩行者から先に渡ってくださいと言われて車が先に移動した場合は違反になるのですか。

交通部長

個別の案件について、この場で違反になる、ならないというのは私の口からは差し控えさせていただきます。

宇佐見康人委員

分かりました。それはいいのですけれども、例えば行けと言われたので行きました、近くにたまたま警察がいましたというときに、その指導の体制として、横断歩道を過ぎたところで指導するよりも横断歩道の手前のところで指導したほうが効果があるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の考え方を教えてください。

交通部長

正に検挙するのか指導にとどめるのかという議論かと思いますが、県内には物すごい数の横断歩道がございます、それら全てに警察官を配置するというのは困難であります。他方で信号機も物すごい数があるわけです。道路交通法上、運転免許を保有する方はそういった信号に従う、それから横断歩道に歩行者がいれば止まるということが規定されているわけですし、そういったことを遵守する前提で運転免許証を持たれているという認識であります。したがって、事前に警察官が指導してくれればいいのではないかという議論も確かにあるかもしれませんが、原則としては道路交通法をしっかり守っていただくことになるのだらうと思います。

宇佐見康人委員

全ての横断歩道や信号機に立ってくれという議論ではなくて、たまたま近くにいるわけですよね。歩くのが遅いのか何なのか分からないのですけれども、歩行者側から先に行ってくれという合図を受けて発進したところを検挙されたという事例を聞いたりしますので、それは何か違うのではないかなと。一般住民の感覚と県警の感覚が少し違うのかなと思いましたので質問した次第です。県警の考えは分かりました。

吉方清彦委員

先ほどの教育委員会関係の部局別審査でも質問がありました、いじめが最近問題になっております。そういった中で、前と違い今はいじめ問題の中にも警察が公的機関として介入しなければいけないような状況もあると聞いております。警察というのはやはり威厳が大事ですし、威厳があって初めて犯罪抑止につながっていくものと思うのですけれども、例えば必要に駆られて高校生なり中学生なりに聞き取り調査をされる際に、警察というのはそれだけの威厳がありますから、やはり子供の負担も大きくなってくると。そういった聞き取り等は、今はどういった部署がどういった形でやられているのでしょうか。まさか制服を着た生徒を署に呼んでということはないのでしょうかけれども、いかに今の時代に合わせた形でそうした問題に介入しているのかお聞きしたいと思います。

生活安全部長

いじめ問題を警察で認知すると、まずは被害少年

の安全確保、そして加害少年に対する適切な指導等を行っているところであります。

なお、加害少年の呼び出しなどは警察署であれば生活安全課の少年係若しくは少年サポートセンターに配置されている少年補導員が対応することとなります。もちろん少年係、少年サポートセンターの職員も少年の心情にしっかり配慮して、呼び出す際にも確実に保護者の了解を取った上で、ほかの方に見られない場所だとか、時間帯だとかに配慮して適切に対応しているところであります。

吉方清彦委員

確かに皆さんがしっかりやられることは大事なことです、その上で二次的に話がおかしくなってしまうこともあります。今の時代は警察が介入していくことも前よりは多くなると思います。今後どんどん警察に入ってもらえることも多いと思いますので、そこら辺は注意していただきたいなと思います。

もう一点、今度は採用のことについてお聞きしたいのですが、今県内の高校生の就職率が高まっております。一方、先ほど審査をした教育委員会もそうなのですが、退職に伴って新たに採用しなければいけないと。そういった中で、今はある程度の採用倍率を保っているのでしょうかけれども、実際にトレンドとしては下がり気味なのか、人材の質がいいとか悪いとかという表現にはならないかもしれませんが、そういった採用に関する将来的な不安などはないのでしょうか。

警務部長

本県においては、平成29年以降連続して警察官の採用倍率が5倍以下となっており、厳しい状況にあります。こうした中、受験者を増やすための取組でございますが、採用制度の改正や新たな技術を活用した採用活動を行っております。例えば採用試験の回数について、受験機会を増やす観点から——これは大卒の区分ではありますが——令和2年から年2回試験を開催することにしております。まだ本年を含めて2回しか実施されておりましたが、2回目の試験のほうが倍率が高い傾向にあります。

このほか採用活動につきましては、特に最近はコロナ禍の影響もありますので、従来の対面型による就職説明会が思うように実施できない中、より多くの学生等と接触する機会を得るためにインターネットを活用したオンライン就職説明会などを実施しております。

なお、このオンライン説明会ですが、利用者からは会場へ向かう費用と時間が節約できたなどと非常に好評となっております。

このほかにも採用情報のリアルタイム更新やQ&Aの大幅な見直しなど、県警ウェブサイトの充実化に加え、SNSによる情報発信を行っております。

吉方清彦委員

採用倍率が5倍以下ということで、少なくなっているとのことですが、以前はどれくらいあったものでしょうか。今の時代、本当に子供が少なくてどの分野も大変なのですが、どう考えられていますか。

警務部長

もちろん倍率が高ければ高いほどこちらも優秀な人材を選べますので、倍率が高いにこしたことはないのですが、一方で景気が良くなったりとか、あるいは若年層が減ったりしますと倍率が下がってしまいます。何とかそれを補うために、きめ細やかな採用活動を行っていきたくて考えております。

吉方清彦委員

それに関連してですが、地域との交流というのは、イメージを上げていく部分で大事だと思うのです。今までよく町内会に来ていただいたりだとか、いろんな面での交流があったのですけれども、コロナの影響で警察のほうでは外部との接触などが制限されてきました。これは多分普通の公務員の方々よりもずっと厳しい制限だと思うのですけれども、現状ではコロナに関連する制限はどうなっているのでしょうか。

警務部長

国で緊急事態宣言が出された期間や県の警戒レベル4となった期間においては、一部の警察活動が制限され、思うように実施できなかったところもございます。例えば巡回連絡、これは各家庭を戸別に訪問するわけですが、一時実施を見送るような状況でございました。

吉方清彦委員

現状では、まだ制限を緩めるという話にはなっていないのですね。例えば町内会での地域との交流だとか、特にそういう方針の変化はないのですね。

警務部長

例えば全警察署に置かれている警察署協議会ですが、これは対面型の会議を再開するようにしています。

宇佐見康人委員

1点だけちょっと確認させてください。

今秋田県内で破防法（破壊活動防止法）に基づく調査対象団体は何団体ぐらいあるものでしょうか。

警備部首席参事官（兼）警備第一課長

破防法につきましては、県内に関係者がいる場合には県警でも関心を持って対応しているところです。

委員長

何団体あるかという質問だったと思うのですけれども。答えられるか、答えられないかでいいんですけれども。

警備部首席参事官（兼）警備第一課長

県内というよりも、これは国の規定で定められて

おりますので、その関係者等がいる場合については関心を持って対応しているということになります。

宇佐見康人委員

質問変わります。警察のワークライフバランスに関して、男性署員が圧倒的に多いとは思っていますが、育休の取得体制だとか、取得率というのは何%ぐらいでしょうか。

警備部首席参事官（兼）警務課長

県警でもワークライフバランス推進に係る取組計画を立てておりまして、男性の育児休業についても相当力を入れております。取得率をまず20%以上にしようという目標を立てておりますが、今年度10月末現在で30%以上となっております。

宇佐見康人委員

その30%のうちで短期とか長期だとかの割合はすぐ分かるものでしょうか。分からなかったら、後で教えていただければ。

警備部首席参事官（兼）警務課長

データのものはまだまとまっておりませんが、1か月以上の期間の休業を取得した人は1人しかおりません。おおむね2週間の方が多くということで、今後は長期の休業を取れるようにすることが課題となってきますので、その点については今後検討してまいりたいと考えております。

宇佐見康人委員

警察や自衛隊、消防などでは、市民の安全、安心を守るために、1人の穴を埋めるのがなかなか大変なイメージがあるのですが、そこら辺の調整も今後進めていくということでしょうか。

警備部首席参事官（兼）警務課長

検討段階でありますけれども、当然1人が休業に入るとその間穴が空きますので、そこに例えば本部の執行隊などの応援派遣によって、穴埋めするという措置ができないか今検討しております。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。もう一点、質問変わります。

防犯カメラについてですが、防犯カメラの設置によって、犯罪の抑止率は上がっているものなのでしょうか。

生活安全部長

県警では平成27年から防犯カメラによる対策を取っておりまして、令和2年段階では6市、79台の設置でありました。昨年の犯罪認知件数をそれぞれ設置箇所別で見ますと、多い市もあれば少ない市もあるという状況であります。

ただ、防犯カメラを設置した場所において設置開始当初である平成27年の犯罪認知件数と令和2年の認知件数を比べると、やはりかなり減少しておりますので、一定の効果はあったものと認めておりま

す。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。あと1点確認したいのが、防犯カメラを設置したことで事件の解決につながった事案はどれくらいあったものでしょうか。

生活安全部長

防犯カメラについては、例えば車上狙いの事件捜査やその他の凶悪事件の捜査等、様々なものに活用しているところです。令和2年の防犯カメラの活用件数——いわゆる事件捜査に活用したものとしては、253件中の検案件数のうち116件となっております。

なお、犯罪捜査以外でも、例えば行方不明者だとか、あとは前兆事案といまして、子供や女性に対する付きまといだとか、そういった事案にも活用しているところであります。

宇佐見康人委員

もう一点、これは賛否両論あるかとは思いますが、今は民間で防犯カメラだとか、監視カメラを付けているところが多数あります。県に言ってもどうしようもないのかもしれないのですが、そういった監視システムのネットワーク化というのはいかならないものでしょうか。

生活安全部長

県警としましては、今のところネットワーク化については考えていません。ただ、県警でも先ほど言ったとおり6市、79台の防犯カメラを設置しておりますが、警察だけが防犯カメラを設置すればいいというわけではありませんので、これまでも様々な民間団体に働きかけ等を行いまして、現在はかなり多くのところに防犯カメラの自主設置をしてもらっています。例えば大館市において、大館北秋商工会のメンバーの方々がそれぞれ事業所等の付近に防犯カメラを設置し、運用しておりますが、我々も必要な際には協力いただいているところであります。この間は、たしか北秋田市でしたか、通学路対策で信号機に防犯カメラを設置したということがありましたので、今後とも必要性を踏まえながら増設するとともに、各自治体や教育庁、各民間団体に働きかけて、様々な対策を取っていきたくと考えております。

鳥井修委員

1点だけお願いします。交通信号機整備事業に関してです。予算額でいくと4億4,548万3,000円です。最初に、令和2年度に設置した信号機の数であったり、この事業の内容を教えてください。

交通部長

令和2年度に新たに設置した信号機は5基でありまして、その総額は約3,500万円です。今委員がお話しされた約4億4,000万円はそれ以外の

信号柱や制御器の更新など、もろもろの経費も含んで4億4,000万円ということであります。

鳥井修委員

予算の関係もあると思いますけれども、信号機の設置については、全県でかなり要望があると思います。私は秋田市選出の県議ですが、地元の御所野地区も10年ぐらい要望して、やっと付けていただいた信号機がありまして、かなり高い壁だなと思っています。予算としては、例えば交通事故とかいろんなことを踏まえて、要望があった箇所を積み上げていくのか、逆に一定の予算額があって、その中で優先順位を決めて設置していくのか、どちらの考え方ですか。

交通部長

各地域から要望があったものを積み上げて、その中で優先順位をつけて新設箇所を決めており、予算枠ありきではありません。

鳥井修委員

ちなみに、令和2年度は何件の要望があって、そのうち5基の設置だったのでしょうか。

交通部長

令和2年度は22基の設置要望のうち5基を新設したところであります。

鳥井修委員

前の年に要望された箇所についてすべからく対応できない状況の中で年々新たに要望があると、かなりの要望の数が積み重なっていくと思うのですが、これらは年次計画等を立てながら順次消化というか、設置していくという考え方でよろしいでしょうか。

交通部長

基本的にはそのような考え方になります。1年、2年で道路状況が変わる場合もございますので、やはり新設の前年度にもう一度ゼロベースで要望箇所を見直した上で、優先順位をつけていくという考え方です。極端な話ですが、10年待ったからやっと付くというものでもなく、10年の間に道路事情、交通量等が変わるものですから、やはり最新の道路状況等を鑑みて設置を決めていくということであり

鳥井修委員

信号設置に関しては、警察庁交通局長からの通達ですよね、交通局長からの。それで車道の幅であったりとか、1時間当たりの通行台数とか条件がいろいろあって、自分でも調べてみたのですが、これは基本的には絶対に守らなくてはいけない項目なのですか。その中でも重大事故があった箇所とか、いろいろと書いてあるのですが、設置基準についてある程度各県警の裁量はないのですか。

交通部長

正に委員御指摘のとおり、警察庁である程度の指針を示していますが、それに合致したから付ける、合致しないから付けないというわけではございません。委員御指摘のとおり、その県や地域の実情というのもありますし、事故の発生状況も違いますから、それらを総合的に判断して決定しております。

鳥井修委員

今のお話を聞いて少し安心したのですが、要望など、警察にいろいろなお願いをすると取りあえずこの指針を言われるわけです。地域の方々はその分かなりながらもやはり安全第一ということで、特に子供の通学路とか物すごく要望が多いです。私も地域の交通安全とか、いろいろなことをやらせてもらっているのですが、例えば先ほど課長がおっしゃった10年待って——本当に10年待って付けてもらったので……。要は地域要望と実際の信号機の設置に少しずれがあるので、なるべく要望に応じていただきたいという思いで質問させていただきました。課長のおっしゃるとおり、ある程度地域の事情などを考慮してやっていただけるというお話であれば、それはそれでしっかりとまた御相談もできると思われましたので、今後ともそういう事案があった際には相談させていただきながら、設置に向けて検討していただければと思います。

小野一彦委員

資料に特に表れていないのですが、人口減少によって空き家が物すごく増えています。先日のあきた未来創造部の部局別審査でも20年間で空き家が6倍程度増えたという話がありましたけれども、秋田県内において令和2年に空き家で犯罪が発生したりというのはありましたか。

刑事部長

令和2年において、住宅等への侵入による窃盗事件が229件発生していますけれども、そのうち空き家が対象となったのは46件確認されています。

小野一彦委員

それこそそれはランダムではなくて、空き家はあまり人が来なそうなところなのでそうなっていると思います。空き家でも割と良さそうな家だとか、いろいろな特徴があるかと思うのですけれども、その事件に共通するような、今後教訓として生かせるような特徴がもしあれば教えてください。

刑事部長

回答になるか分かりませんが、被害のあった空き家について、無施錠というのが9件ございます。他方で窓ガラスなどを破壊されて侵入されたのが36件という数字になっております。管理という部分では、施錠していただく、頻繁に確認していただく、そういうようなことをやっていただければ幾らかでも被害の抑止にはつながるのかなという印象

でございます。

小野一彦委員

空き家についても先ほど申し上げましたように、人口減少が進む中で大きな課題になっていきますので、知事部局における対策協議会のような場面でも、是非そういう情報を共有していただいて、各地域あるいは市町村の取組に生かしていただければと思います。

刑事部長

情報等は共有させていただいて、適宜、的確な対応がされるようにやっていければと思います。

生活安全部長

いわゆる防犯対策として、空き家に関してはやはり付近の住民が非常に不安を感じるものであります。警察としては、先ほど言った巡回連絡だとか、あと様々なパトロール活動を通じまして、その把握とともに住民の方に安心感を与えているところであります。

なお、この関係に関しては警察だけではなくて、例えば消防だとか、各自自治体の担当者と連携を密にしながらやっております。自治体の中には空き家対策協議会を設置しているところもあり、警察署の署長若しくは生活安全課長がその委員となって対策に取り組んでいるところがありますので、今後とも引き続き関係機関、団体と連携の上、的確な警ら、巡回活動を通じて被害の防止を図っていきたいと考えております。

佐藤信喜委員

先ほどの質問に関連してなのですが、防犯カメラと沿岸防犯協会というか、沿岸の防犯について併せてお聞きします。たしか数年前に佐々木雄太議員が沿岸防犯協会の件で、能代港に協会が独自に設置したカメラを引き合いに出して、沿岸部の防犯カメラ設置について県警と連携できないかという質問をしていたと思います。そのときはこの後検討するといった話でした。街頭の防犯カメラとはまたちょっと違った意味合いにはなるとは思いますが、沿岸地域の防犯という観点からそういったことはこれまで検討されていたでしょうか。この後の方向性などをお聞かせください。

警備部首席参事官（兼）警備第一課長

沿岸警戒のためのカメラにつきましては、検討しております。現在沿岸の警戒については、先ほど委員からお話のありました沿岸防犯協会等の協力による広報啓発活動のほか、パトカーによる沿岸の警戒活動を強化しているところであります。

佐藤信喜委員

沿岸の警戒というのは、やはり外国からの不法侵入ということになるのでしょうかけれども、365日24時間ずっと警戒していてもいつ来るか分からな

いので、費用対効果という観点から見るとなかなか難しい課題だと思います。やはり事件が起きてからでは困るので、事前にいろいろな対策について検討していただければという願いをして、この質問は終わりたいと思います。

質問を変えます。昨年、熊に関係した出動回数というのは何回ぐらいあったものでしょうか。

生活安全部長

令和2年における熊の目撃件数は929件と、一昨年と比較してプラス259件と大幅に増加しているところであります。

なお、出動件数として取りまとめたデータはありませんけれども、110番通報だとか、警察署に直接通報が来るものに関しては、間違いなく警察官がパトカーで現場出動するとともに、猟友会だとか、自治体と連携を取りながら対応しているところであります。多分この目撃件数の929件とほぼ同じくらいの出動件数になるかと思っております。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。目撃件数の929件のうち、例えば人に対する被害がなさそうな山であったり、田んぼ、畑というところでの目撃もあれば、一方では住宅街ということもあると思うのです。住宅街で発生した被害——もちろん山で発生した被害もあるのですが、やはり住宅街でもし熊が目撃され、そこに住家があって人がいるといったときに、駆除なのか、それとも捕獲なのかという選択があると思うのです。若しくは追いやるというのも含めて3つの選択があると思うのですが、できれば駆除してほしいというのが地域住民の願いだと思います。これまで総括審査などでいろいろと質問をしてきた中で警察が猟銃を持って対処できないかという話をしてきました。もちろん猟銃は持つことができないということは分かりましたが、そうであるならば警察が所有している拳銃ではなくて、熊を倒せるような殺傷能力の高い銃、装備というのを警察で所持しているものでしょうか。

生活安全部長

県警では殺傷能力の高い武器は保有しております。ただし、熊等の有害駆除等に使うものではありません。

佐藤信喜委員

もちろんそういった装備というのは、テロ対策などで使うように用意されていると思っております。ただ、熊がもし人に危害を加えそうな場合に警察官がその場において何もしないというよりは、何かそういう装備を持って行って万が一のときに使用することができないのかという質問でした。そういった殺傷能力の高い武器を住宅街でなかなか使用できないというのは理解できます。そうであるならば、数年

前北海道の住宅街で猟友会の方が発砲したときに——警察官がいるところで発砲して、狩猟免許の取消しだったり、銃所持の許可の取消しとなってしまったわけなのですが、そういったときに現場の警察官がより早く許可を出せるような状況であれば、猟友会の方が発砲して熊を確保できるのだらうと思えます。警察側の迅速な許可というか、そこら辺を早めていくことは可能なのでしょうか。

生活安全部長

いわゆる警職法（警察官職務執行法）第4条による避難等の措置ということで駆除を命ずることですけれども、熊が住宅街に出没した際には確実に警察官がパトカー等で現場出向するとともに、自治体への連絡、そして鳥獣駆除の隊員、いわゆる猟友会のメンバーにも連絡しまして、現場で自治体の責任者、猟友会の責任者、そして警察からは地域課長若しくは生活安全課長が現場責任者として集合して、最善の対策を検討することとしております。

また、実際に被害が発生しそうだということで警職法第4条を適用する場合であっても、これは流れ弾だとか跳弾による被害を確実に防止するとともに、事前の交通規制だとか、付近住民の避難誘導措置を取るという安全対策が一番の課題になりますので、早くとは言いますが、警察としましては、その対策をしっかりと取った上で対応しているところであります。

なお、この関係につきましては、昨年以降、自治体、県、そして猟友会等ともかなりの回数の協議を重ねており、いろんな疑問等が出ましたが、それに対する回答を県警からさせていただき、一応理解を得ているものと考えております。

また、昨年においては警察署で約11回の机上若しくは実地訓練をやっていますし、今年についてもほとんどの警察署で自治体、猟友会と訓練を実施するなど、情報共有を図っているところであります。大切なのは関係者の顔が見える関係だと思っておりますので、これを構築して、しっかりとした信頼関係のもとで対策を取れるように進めているところであります。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。そういった会議が行われているのは見ておりましたし、大変ありがたいことだと思っております。これからはかすれば秋田市市内での熊の出没、目撃したという事例が出てくるかもしれません。そういったときのために早い段階から、状況に応じてどういうことをするのかしっかりと打合せをして、マニュアルのようなものを作っておいてもらえればとお願いをして終わりたいと思えます。

生活安全部長

マニュアルについてですが、昨年から県が主体となりまして各自治体でいわゆる対応マニュアルを作成しており、猟友会とも共有しております。今年度中にほとんどの自治体でマニュアルが完成することとなり、そのマニュアルに応じて警察署でも関係者と訓練を行っているところであります。

児玉政明委員

1点お願いします。サイバーセキュリティ犯罪の関係なのですけれども、資料には昨年において45件、34人を検挙したとあります。サイバー犯罪に関しましても年々悪質化、巧妙化しているということです。サイバー空間における脅威ということで、我々が知らない、見えない部分でそういったサイバー犯罪が行われていると思いますけれども、サイバー犯罪が起こる前の段階で、こういった予防策なり対策を行っているのかお伺いします。

生活安全部長

県警では、サイバー犯罪対策課が発足されておまして、課長以下17名で様々な対策を取っているところであります。サイバー犯罪に対処するためには、やはり人材、組織の基盤の育成ということで、いろいろな機材等の使用も含めてサイバー犯罪対策捜査員などに関する様々な研修や訓練を実施しているところであります。

加えて、一般の方々がサイバー犯罪の被害に遭わないために必要なこととしては、やはり日頃からの広報啓発活動であります。年々様々なサイバー犯罪の手口が出ますので、そうした情報は我々のウェブサイトだとか、警察署や交番等に出しているミニ広報紙などで周知徹底しています。また、サイバーボランティアということで平成24年から実施している対策であります。秋田の大学生、例えば秋田大学だとか、県立大学、ノースアジア大学の学生さんを募集しまして、サイバー空間に対する脅威を軽減するための各種ボランティア活動を実施してもらっています。その活動の中でも自分たちでウェブサイトにも動画を掲載して若い方々に訴えてみたり、あとはコロナの関係で昨年ではできなかったのですが、様々な講習会だとか研修会、イベントに彼らが出て行って、サイバー空間における脅威の恐ろしさや対策を教えるなどして、啓発活動を進めているところであります。

児玉政明委員

分かりました。サイバー捜査員の対処能力といいますか、そういった捜査員の能力の向上策についてはいかがですか。

生活安全部長

サイバー捜査員の能力の向上策としては、やはり日頃からの研修ということであります。昨年は民間研修ということで、自治体のサイバー防衛の研修会

だとか、あとは秋田コアカレッジというコンピューター専門学校に捜査員を派遣して、様々な研修を行っているところであります。

また、県警では、これまでサイバー能力検定というものを実施しております。初級、中級、上級に分けて個々のサイバー対応能力の向上を図っております。

また、昨年はサイバー協議会ということで、各警察署を主体としてサイバー犯罪に関する事例を出して競技大会を行うなどして、各警察署のレベルアップも図っているところであります。

児玉政明委員

各種取組等は分かりました。それで、決算書ではサイバーセキュリティ戦略推進事業ということで85万6,000円ですか、いろいろな取組をしている割には金額が少ないかなと思うのですけれども、これで十分なのか、そこら辺はどうですか。

生活安全部長

今回の85万円の予算は、サイバー機器のリース料とか、あとは本来であればやるはずであった銀行へ捜査員を派遣して行う研修もありましたが、これはコロナの影響で取りやめております。今後必要な対策があれば、必要な予算要求等を行い人材育成に努めてまいりたいと思います。

小山緑郎委員

交通安全の関係でお聞きします。最近子供が巻き込まれる悲しい事故が全国で起きていまして、たしか県でもいろいろな調査をしていたと思いますが、あれによって何か通学路とか子供に関係するもので改善したことなどはあったものですか。もしあったらお伺いしたいのですけれども。

交通部長

通学路対策についてお答えします。

まず初めに、学校の通学路の安全対策につきましては市町村の教育委員会、それから学校が中心となって日々実施しております。必要に応じて警察が要望を受けているというのが原則であります。その中で、今委員からお話しのあったとおり、千葉県八街市で重大な事故が発生しまして、9月に文部科学省から通達が出て、国交省（国土交通省）、それから文科省、警察庁が連携して通学路の安全をしっかりと点検しなさいということで、緊急の合同点検を実施したところであります。この合同点検を9月末まで各地域で実施しまして、要望される箇所が大体仕上がりました。具体的に申しますと、対策が必要な箇所は96か所、120の施策が必要との要望がありました。どういうものがあるかといいますと、押しボタン信号機の新設ですとか、横断歩道の新設、それから一時停止標識の新設、横断歩道や道路標示の塗り直し——薄くなっているところを塗ってくだ

さいと——こういった要望がトータルで120件ほどございました。9月末に対策すべきところを取りまとまる前に、もう既に横断歩道等の塗り直しを始めている箇所もありますので、できることはどんどんやっております。令和3年度中には、横断歩道の塗り直しや横断歩道標識の補強などについてどんどん対応していく方針であります。一方で、お金の掛かる押しボタン信号機の設置ですとか、横断歩道の新設などは来年度以降の予算に盛り込もうと検討しております。

小山緑郎委員

分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、交通部長にちょっと聞きたいのですけれども、一時停止の標識がありますよね。それで、例えば優先道路——十字路で同じ幅の道路の場合、一時停止標識がなくて危ないから標識を付けてくれと言ったときに、一時停止を片方に付けると他方の道路が優先だろうということでスピードを出す車がいるから一時停止標識はあまり付けないようにしているというような指導を県警でしたことがありますか。何年か前ですけれども。

交通部長

一律にそのようなことはないかと思ひます。道路の形状と交差するそれぞれの道路の通行量などを加味して、どちらに一時停止標識を付けるのが妥当なのか、若しくは4方向に付けるのが妥当なのかなど、総合的に検討し、判断していくものと思ひます。

小山緑郎委員

私は予算がなくて付かないのかなと思ったら、いろいろな状況を確認されて、標識を付けないというわけではないですけれども、確実にどちらかが優先道路だとすれば、減速せずにどんどん通行するということで、逆にお互いに注意をさせるために標識を付けない場合もあると言われたことがあります。そういう方針があったのか確認したくてでした。

委員長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で警察本部関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日26日火曜日、午前9時30分に委員会を開き、総務部関係の審査を行います。

散会します。

午後 2時41分 散会

令和3年10月26日（火曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（部局別審査（総務部、出納局））

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修司
委員	薄井司
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

部局別審査（総務部）

書記 齋藤淳子 録

午前 9時29分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修司
委員	薄井司
委員	小野一彦

説明者

総務部長	松本欣也
総務部危機管理監（兼）広報監	土田元
総務部次長	石黒道人
総務部次長（兼）副危機管理監	山木将弘
総務課長	菅生淑子
秘書課長	門間兵悦
人事課長	伊藤政仁
財政課長	村田詠吾
税務課長	小林伸也
税務課徴収特別対策室長	鈴木亮一
広報広聴課長	中嶋由美子
総合防災課長	佐藤和彦
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	奈良聡

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。昨日に引き続き、部局別審査を行います。

総務部関係の審査を行います。初めに、総務部長の説明を求めます。

総務部長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部長説明要旨」により説明】

委員長

次に、財政課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

財政課長

【令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

総務部関係の質疑を行います。

鳥井修委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

広報広聴課についてです。決算説明資料の120ページ、1番、広報事業費の（1）、広報・広聴推進費で知事への手紙667件とありますが、昨年のことですので、例えばコロナ禍に関係した内容もあったと推測します。具体的にどのような内容が多かったか、まずお知らせください。

広報広聴課長

昨年度の知事への手紙ですけれども、計677件受けております。こちらは、一昨年度に比較しまして2.8倍ということで、非常に多くの手紙を頂きました。

内容についてですが、委員御指摘のとおり、コロナ関連の質問が約半数を占めております。内容といましては、G o T o キャンペーンですとか、協力金（秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）、プレミアム宿泊券（「秋田のお宿」県民応援事業）や飲食券（「秋田の飲食店」県民応援事業）に関わること又は学校の休校措置に関わるが多かったところでございます。

鳥井修委員

今、半数がコロナの関連という説明がありましたが、多分多くの皆様が不安を感じて、知事に直接という形で手紙を出したのだと思っております。昨年コロナ禍で、各部でいろんな対応とか事業をしたと思うのですけれども、この手紙等によって事業に反映されたものはありますか。

広報広聴課長

例えばですけれども、G o T o キャンペーンやプレミアム宿泊券の対象となる部分について、有効期間が短い長いとか、いろいろな御意見をいただきましたので、そういうところは所管部局に意見を流しまして、改善されたところもございます。

鳥井修委員

ということを考えると、知事への手紙に対する県の対応というのは迅速に行われたのだと思いますが、逆に反省点等があれば教えてください。例えばいろんな要望に対して、なかなか応えられない部分があったと思うのですけれども、どうですか。

広報広聴課長

反省というか苦勞したところになるのですけれども、やはり委員がお話しされたとおりに、はけ口をどこに求めればいいのか分からないというような——悩み、苦惱、戸惑いといった気持ちをぶつける先になっている内容もかなり多くございました。全ての内容を所管課に振り分けて、知事にも目を通していただくのですけれども、そこでなかなか適切な回答ができない案件も中にはございましたので、そこはちょっと苦勞したところではございます。

鳥井修委員

知事の手紙以外にも、各部局にいろんな手紙が届くと思いますが、そういったものは広報広聴課のほうに一回集まってくるのですか。各部だけで対応したとして、その情報は広報広聴課にちゃんと上がってきているものですか。

広報広聴課長

各部局に直接届く文書のうち、知事宛てのものは知事への手紙として処理するというところで、一度当課に来て、再度関係課に振り直すという手続は取っております。知事宛てではない、それぞれの事業課に対する内容の確認といった文書は、当課を経由しないものもございます。

鳥井修委員

飽くまで知事に対する——要は県への要望といった内容の文書は広報広聴課が処理するという考え方ですか。

広報広聴課長

そのとおりでございます。

鳥井修委員

ちょっと質問が変わります。その下の広報事業費のところ、新聞広告については地元紙1社に6回掲載、あとテレビ広報については民放3社で各24回放送とあります。多分コロナ関連の県民への呼びかけで知事がいっぱい出られたものと思うのですが、ちょっと内容を確認してもよろしいでしょうか。

広報広聴課長

こちらに記載しているものは、当課が当初予算で要求して、通常の広報として実施したものです。またこの予算とは別に、委員がお話しされたような、国の交付金を活用し、健康福祉部から再配当を受けて実施したコロナ対策の新聞の全面広告も、当課で実施しています。

鳥井修委員

ちなみに、新聞広告ですが、地元紙への掲載で予算をどのくらい使ったものですか。あとテレビ広報についても教えてください。

広報広聴課長

新聞広告については、令和2年度は1,300万円ほどでございますけれども、コロナ対策として健康福祉部から再配当を受けて実施したものにつきましては、それを上回る5,000万円ほどです。

（※159ページで発言訂正あり）

鳥井修委員

あとテレビ関係広報で、民放3社、計24回実施したものについて教えてください。

広報広聴課長

新聞が540万円ほど、テレビが1,300万円ほど、ラジオが200万円ほどとなっております。

（※159ページの発言を訂正）

鳥井修委員

ありがとうございます。

さっき健康福祉部の関連で5,000万円という話がありました。昨年度は地元紙だとかいろんな部分で、コロナ関連の県民へのお願い事項とかをたくさん周知されていて、自分もかなり目にしました。これは県民に対しても強いPRになったと思うのですけれども、その辺はどう認識していますか。

広報広聴課長

コロナ関連の注意喚起につきましては、新聞では6紙に掲載しました。6紙の県内普及率は8割ほどになります。地元紙3紙におきましては全面広告を行いました。かなり短い期間で企画立案をして新聞

に掲載するということでも苦慮はしましたが、まず皆さんに伝えたいメッセージをどういう言葉にすれば伝わりやすいのか、県民の行動変容につながるのかを意識しながら、最終的には知事にも全て目を通していただいた上で、いろいろと工夫して広報を行ったところでございます。

鳥井修委員

何か反応とかは聞こえてくるものですか。

広報広聴課長

一番最初に行った、昨年の4月、5月の辺りの協力金関係の広報については、なかなか分かりづらいという意見も多くございましたので、改めて分かりやすい表現に変えて、また新聞広報を行ったという経緯もございます。

鳥井修委員

いずれ今現在、感染状況も大分落ち着いてきていますが、第6波という話もあるので、昨年度やったことに対する成果だったり反省を踏まえて、ある程度は今後に向けて——やるやらないは別ですが——準備をしておく必要があると思うのですけれども、その辺の考え方を教えてください。

広報広聴課長

今年度は若者にワクチン接種を呼びかける新聞広告を行わせていただきましたけれども、その際も若者に刺さるような言葉、ビジュアルなどを工夫して行ったところでございます。また、コロナについては、年末にかけて第6波が懸念される場所ではありますので、どういう位置づけで、どういうメッセージを伝えるかなど、今から考えて検討しているところでございます。

鳥井修委員

多分人に伝えるということ自体が物すごく難しいと思います。なかなか全ての人には思いを伝え切れないと思うのですけれども、多分広報広聴課の皆様も苦労されて、いろんなアイデアを出して、最終的には知事が判断されてやられていると思います。まずは令和2年度の反省点も踏まえて、しっかりと工夫をして、是非多くの皆様に伝わるような広告を出していただければありがたいという思いでありました。

これで終わります。

佐藤信喜委員

説明資料の11ページですが、個人住民税の収入確保という点でちょっとお聞きしたいと思います。

滞納整理機構（秋田県地方税滞納整理機構）ですが、県と市町村が協働してということなのですが、今現在何人程度の方が滞納整理に当たっているのでしょうか。

徴収特別対策室長

令和2年度につきましては、合わせて9名の市町

村職員の派遣を受けております。1名が常勤で徴収特別対策室のほうに常駐しております。残り8名につきましては、主たる勤務地は市町村ということで派遣を受けております。

佐藤信喜委員

県の職員は何人ぐらいいるのでしょうか。

徴収特別対策室長

県職員は、徴収特別対策室に、私も含めまして4名おります。

佐藤信喜委員

ありがとうございます。計13名で、全県の滞納整理に走り回っておられることと思います。令和2年度の未納繰越額が前年度に比べて9,535万円減ったということですが、職員の皆さんの頑張りがこの結果につながったのか、それともどういう理由でこの結果につながっていったのかについて、どう分析しておられますか。

徴収特別対策室長

地方税滞納整理機構は平成22年度から設置されており、その間市町村から職員派遣を受けまして、研修などを実施してきました。そこでのノウハウを持って市町村に戻った職員などが、自ら市町村において滞納整理を行った成果が大きいと思っております。

佐藤信喜委員

分かりました。

それで、未納繰越なのですけれども、7億3,077万円のうち、どうしても納められないという方もいるのでしょうか、やはり悪質なケースもあると思うのです。そういったケースについては、肌感覚で何となく感じられているのでしょうか。

徴収特別対策室長

機構では、これまで市町村が対応してきた中で徴収できずに繰越しをした案件について処理依頼を受けているのですが、機構の中で市町村と協力しながら財産調査などを行いまして、必要な処分、あるいは財産がない場合などにつきましては、滞納処分の執行停止の助言をするなどして対応しているところです。

佐藤信喜委員

分かりました。

いずれ昨年からコロナウイルスが蔓延して、経済活動も少し下火になって、もしかすれば今年度なかなか納められないという方が増えそうな雰囲気もある中で、今後の展開についてどのように考えていらっしゃいますか。

徴収特別対策室長

今申しましたように、適正に調査などを行いまして、税法に基づく徴収あるいは徴収の猶予などの必要な対応を適正に行っていくべきものと思っております。

ます。

佐藤信喜委員

そのとおりだと思うのです。

ただ、もし例えば未納繰越額がすごく多くなって、件数が増えることになれば、今の13名で対応し切れるのか、それとももっと職員を増やすのか、金額や件数が減れば職員数を減らすとか、そういう職員数の増減というのは都度考えながらやられているものですか。

徴収特別対策室長

市町村からの派遣につきましては、まずは市町村の意向によっているところですが、機構の設立当初は常勤職員として派遣されていたのですが、最近、市町村で県に常勤で派遣するのが難しいという事情もあるかと思いますが、非常勤の職員が多いです。あとは機構に処理依頼する案件につきましても、ピークのときは1,000件以上あったのですが、昨年度につきましては59件ということで、処理依頼自体も減っているところですが、現状では市町村からは、職員に対する研修とか、あるいは困難事案に対するアドバイス、助言が機構の役割として期待されていると考えております。

佐藤信喜委員

機構では、対応が非常に難しい案件を取り扱っているとしますので、頑張ってもらいたいと思います。以上です。

薄井司委員

今の佐藤信喜委員の質問に関連して伺います。令和2年度の歳入歳出決算審査意見書の12ページ、県税のところなのですが、収入未済額が前年度と比較して3億3,000万円ぐらい、33.88%増えているのですが、これはやっぱりコロナの影響によるものなのか、そこら辺の内容を教えてくださいたいと思います。

税務課長

今回前年度を上回った分については、コロナの影響が全てと言っていいと思います。昨年度、コロナの影響で困窮を極めている方とかに対する、コロナに特化した徴収猶予制度というものが時限的に創設されました。その猶予制度を適用した金額が大体5億円弱ありますので、収入未済額の前年度比増のほとんどが猶予中に決算を迎えたものということになります。

薄井司委員

内訳が13ページに書いていますけれども、そうすれば、その中身のほとんどは県民税の個人分になりますか。

税務課長

税別の区分でいきますと、法人事業税など法人関係がほとんどであります。

薄井司委員

今年も去年とそんなに変わらない状況なのですが、そうすれば、さっき徴収特別対策室長から説明がありましたけれども、見込みとしては今年度も昨年度と同レベルぐらいの減になるというふうに想定してよろしいでしょうか。

税務課長

今年度につきましては、業種——納税者の方が営んでいる事業によって違いがあり、例えば飲食だとか宿泊業についてはかなりダメージがありますので、税収が落ち込むと考えております。一方でいわゆる巣籠もり需要といったものもありますので、いろんな業種をトータルで見ますと、必ずしも昨年度と同じ状況ではなく、昨年度より少しは補填するのではないかと考えております。

昨年度やその前から増えました未納繰越額の3億円余りでありまして、決算時点では3億円ほどの増となっておりますが、その後納税されたり、制度的なもので申告によって減額された分もあり、かなり圧縮されておりますので、令和2年度決算よりは未納繰越額も少なくなるのではないかと、今の現段階では考えております。

薄井司委員

そうすれば、未納だった部分が、ある一定の期間を置いてしっかり入ってきている状況にあると理解してよろしいでしょうか。

税務課長

正確に言いますと、未納だったものがその後納税された部分もありますけれども、その後の確定申告で減額になるという制度がありまして、そもそも納めるべき税額が減額になった部分のほうが数字的には多くなっております。

薄井司委員

分かりました。

ちょっと質問を変えます。今回不納欠損額が約7億7,000万円ありますけれども、この一番の理由と云えばいいですか——どういものが不納欠損の理由になっておりますか。

税務課長

制度上、不納欠損になるものは大きく分けて2つあります。1つは時効によって不納欠損になるもの、もう1つは滞納処分できるような財産がないという判断をしてから3年経過した場合に徴収権——納税義務が消滅するというものです。いずれこの2つが大体同じような額を占めております。

薄井司委員

時効による不納欠損は、納税者が行方不明だとかそういう場合に行われると思います。不納欠損とすることもなかなか難しいだろうとイメージしているのですが、そこら辺は適正に、公示送達する

などの手続を取っているということによろしいですか。

税務課長

市町村が担当している個人県民税について詳細は把握しておりませんが、県税事務所で行っている分については、全て財産を調査して、やるべきことはやって——先ほど時効と申し上げましたけれども、これについても全て財産調査等を行い、あるいは生活の状況を調査して、これは法律上徴収することができない、あるいは徴収することが適切でないという判断をした上で欠損の処分をしたものであります。

薄井司委員

もう一点伺います。財産処分のときに、公売とかいろいろ行われると思います。最近は何かネットとかでも公売を実施していると聞いたりするのですけれども、今県が行っている処分の方法は主にどういうものですか。

税務課長

財産処分が一番多い財産は債権でありまして、給与債権とか預貯金債権が多くを占めております。給与所得者ではない方や預貯金がない方については、金額的にそれなりの価値のある自動車等があれば、それを差し押さえて、インターネットで公売するというのもしております。ただ、事務効率の点から考えますと、先ほど申し上げた給与債権のほうが効率的ですので、そちらが多くなっております。

薄井司委員

難儀する部分もあるでしょうし、大変苦勞なされていると思いますけれども、税金を有効に活用するため、今後も対策をよろしく願いをして質問を終わります。

小野一彦委員

総務課にお尋ねします。行政改革の関係で、説明資料の11ページに、22項目にわたる行政改革に取り組んだと書いております。令和2年度は、コロナ禍の真ただ中で1年間が過ぎたわけですけれども、在宅勤務やICTをもっと積極的に使ったなど、コロナで大変な状況に対応するために実現できたというか、コロナによって行革が進んだ部分はありましたか。総務課としての分析をお聞かせください。

総務課長

コロナによって進んだというところで言いますと、先ほど委員もおっしゃっていた在宅勤務若しくは時差出勤制度を利用する方が非常に増えました。特に時差出勤については、従来よりも選択できる勤務時間帯を増やして、選択の幅を広げたところ、利用する方が非常に増えております。

それから、ICTについては、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーシ

ョン。主に定型業務などのデスクワークを、人間の代わりに仮想的労働者などと呼ばれるロボットに行わせること。）をもう少し活用できるのではないかと考えております。コロナだからこそ今後一層活用を進めなければいけないと思いますし、同様の意見が行革の委員会（秋田県行財政改革推進委員会）からも出されています。

それと、県民の意見を聞く機会としては、これまでは地域の意見交換会など対面形式で行われていたのですが、現在は、オンラインを活用するなど、いろんな手法ができるようになったというのも大きな成果だったのではないかと思います。

小野一彦委員

行革の取組状況の評価調書を見ているのですけれども——モバイルワーク用やテレワーク用パソコン等の貸出を行い、県外事務所等で在宅勤務が進んだと思います。在宅勤務を実施した結果、こういう業務は役所に行かなくても自宅でやることのできたというような、在宅勤務に適合するというか、やりやすい、親和性のある業務の分析ができたのかどうか——そういう部分を今後には是非生かしていただきたいと思います。その結果、通勤手当だとか、そういった経費の削減にもつながるかもしれないし、仕事と介護や子育ての両立にも適合するかもしれません。そういった在宅勤務の分析と今後についてのお考えはあるでしょうか。

人事課長

テレワークにつきましては、昨年度の状況で言いますと、従来から実施している、テレワーク用のノートパソコンを用意して職員に貸し出すケースと、それから自宅のパソコンにテレワークシステムのライセンス——アプリケーションを入れた上で職場のパソコンにアクセスするという2つの手法を取っています。おおむね事務的な仕事——書類の作成だとか、あるいは計算等の作業は非常に在宅勤務になじむと見ております。

今年度は、ライセンス数を段階的に増やししながら、更に技術系の職場ですとか、あるいは出納などの部門も含め、庁内の様々なシステムのアクセスあるいは使い勝手などを検証しながら、効果や課題を整理した上で、また次の段階を考えていきたいと思っております。今年の10月からは新たな文書管理システムの運用が始まり、在宅で書類の決裁もできるようになりましたので、そういった意味では在宅勤務でできる仕事の幅はかなり広がっていると見ております。

小野一彦委員

在宅勤務にしてもRPAにしてもお金が掛かることなので、そこら辺の損益分析というか、費用対効果みたいな話は当然出てくると思います。ある意味

で年度を越えた投資みたいな経費にもなるかと思えますので、そこについては是非いろいろと検証してみただけければと思います。

それで、1つ人事課長にお伺いします。これもオンラインの関係なのですけれども、自治研修所の研修についてです。決算調書にも、市町村と一緒に研修をやられたとか、管理職の研修を行い政策能力を高めたとか、いろいろと記載がありますが、わざわざ交通費や宿泊費を掛けて東京から講師に来ていただかなくても、オンライン等で一流の先生の話聞くことができるような研修を——我々も、先日、オンライン形式でタブレット端末の操作研修を受けたのですけれども——令和2年度は、そういうような成果はあったものでしょうか。

人事課長

委員のおっしゃるように、特に自治研修所で行う研修で、県外に住まわれている講師の方についてはそういったオンライン方式での研修といったことも実施しました。また、自治研修所の研修には市町村職員も参加しますが、県職員もそうですけれども、研修に参加する職員が県内各地で勤務しているという状況の中で、コロナの感染防止対策に伴い、いろいろと行動の制約、制限等がございました。そういった中で、あえて研修所に来ずに、例えばそれぞれが勤務する庁舎あるいは自宅等からでも研修を受けられるようになったのは、一つの成果だったと思います。ただ、講師の中にはオンライン方式の講習になじみの薄い方もいらっしゃいましたので、その辺は講師の方々それぞれの特性に応じて対応してきたところでございます。

島田薫委員

東日本大震災や最近の災害を踏まえた防災対策について質問させていただきます。

部局長説明要旨の7ページにありますが、災害に強いまちづくりの取組には、代表的なものとしてどのようなものがあるかお知らせください。

総合防災課長

民間の住宅等をはじめとする耐震化が代表的な例でございます。

島田薫委員

例えば支出済額ですとか、あるいはその取組について、特にこの10年間、増減はあるのでしょうか。

総合防災課長

防災対策に関しては、地域防災計画のアクションプランとして策定した秋田県防災・減災行動計画に基づいて、市町村も含めた行政がそれぞれ一定の数値目標を立てて、目標の達成に向かっていこうと取組を進めています。「災害に強いまちづくり」は、防災・減災行動計画の取組テーマの一つになっており、その中で住宅の耐震化であるとか、県の施策と

しては建設部で進めている橋梁の耐震化などについて数値目標を掲げて、県や市町村といったそれぞれの実施主体が事業を実施しているということです。総合防災課として特に予算を掛けて実施するというものではございません。

島田薫委員

そうすれば、7ページに支出済額が記載されていますが、その内容としてどのような事業があるのでしょうか。

総合防災課長

この中で、総合防災課で具体的に費用を計上して実施している事業はございません。それぞれの担当部局が目標達成に向けて予算を計上して、目標達成のために事業を実施しているという状況でございます。

島田薫委員

関連して伺います。先ほどの箇所の4行ほど後に「本県に避難している3世帯に対し応急仮設住宅として供与しました。」とありますが、これは、新たに避難されてきた方なのか、あるいは県内に避難していた方が住宅を移る際にこのような扱いとしたのか、お知らせください。

総務課長

この3世帯については、東日本大震災により秋田県内に避難してきた福島県からの避難者になります。継続して県内に避難している方の3世帯の家賃となっております。

島田薫委員

継続しているという理解でよろしいのですか。

総務課長

この取組は福島県からの応援要請により実施しているものですが、その費用については全額福島県に求償することになっております。対象となるのは避難指示区域から避難してきた方ということで、年々対象世帯は少なくなっております。

島田薫委員

今言いたかったのは、この3世帯が新たにこういう扱いになったのか、あるいは継続されているのかということですが。

総務課長

すみません、継続して対象世帯となっております。

島田薫委員

避難者は減少してきているという話ですよ。たしか400名ほどの方々がまだ県内に避難されていると理解していますけれども、その数は徐々に、僅かずつ減ってきているのですか。

総務課長

避難者自体は年々減ってきておりまして、ピーク時に比べると、かなりの数が減ってきております。ピークだった平成23年には644世帯1,571

人の方が秋田に避難しておりましたけれども、今年の10月1日現在ですと173世帯444名の方が避難していると県では捉えています。

島田薫委員

震災から10年たちました。そして今年、秋田県選出の国会議員、富樫先生（富樫博之衆議院議員）が復興副大臣になられたということもありまして、大震災を忘れない、風化させない、そしてこうした災害に強いまちづくりや被災者の支援をしっかりと継続していくことが必要だと考えて質問させていただきました。以上です。

児玉政明委員

関連して伺います。本県への避難者は3月末時点で190世帯484人で、昨年比べて12世帯25人減少したとありますけれども、その25人の方々はどうしたのでしょうか。

総務課長

今すぐにはその内訳は出てこないのですけれども——避難者というのは、自分は避難者だということで登録（全国避難者情報システムへの登録のこと）している方の人数です。秋田に定住すると決めて、避難者ではないということで登録から外れた方もいますし、若しくは県外に引っ越ししたとか、避難元に戻ったとか、そういった理由になるかと思えます。

児玉政明委員

そうすれば、この12世帯25人については、秋田に定住されたのか、地元に戻ったのかまでは把握していないということですね。

総務課長

すみません。そうした資料は今手元にございません。把握していません。

児玉政明委員

そうすれば、例えば秋田に定住するとなった場合も、避難者数のカウントとしては少なくなっていくということですね。

総務課長

秋田への定住を決めたからといって、そのことで避難者の数から単純に引かれるということではありません。秋田に定住していても、避難者である意識を持ちたいという理由から、そのまま避難者の登録をしている方もおります。秋田に定住すれば避難者から外れると一概には言えないところが非常に問題というか、微妙なところだと思います。

児玉政明委員

先ほど、ピーク時の避難者数が1,571人との説明がありました。その中で秋田に定住された人もかなりいると思うのですが、避難者の意識の違いによって避難者数がはっきりしないという考え方なのですか。

総務課長

移住した方——定住した世帯数という意味でしょうか。

児玉政明委員

定住しても本人に避難者だという意識があれば、その方はこの数字に反映されないという説明だったのですけれども。

総務課長

定住しても避難登録を続けていきたい方も入っている——そういう方は避難者数からは外れないということです。

児玉政明委員

そうすれば、3月末現在で190世帯484人いる避難者の方というのは、秋田に定住しているのだけれども避難者登録を継続している方と、地元に戻りたいと思っている方のトータルの人数だと思います。そういった人たちの今後の意向などの確認はどうなるのですか。

総務課長

避難者の方については、毎年アンケートを行っています。現在の状況とか、困っていることとか、今後の意向などについて年1回アンケートを行って、大体の動向というか、考え方は把握しております。

児玉政明委員

アンケートを毎年1回実施していることは分かりました。

次に、避難者支援相談員4人を雇用して、延べ58回の戸別訪問を行ったとありますが、これは全戸訪問を58回実施したのか、ただ単純に58回しか訪問していないのか、これについてはどうですか。

総務課長

全戸訪問ではなくて、個別訪問を58回行ったということです。高齢世帯や母子家庭など生活にちょっと不安な要素を持っている方をこちらのほうで見守り世帯という形で把握しておりますので、そうした方などに随時電話連絡をしております。そういった中で希望があれば訪問したり、電話連絡などで見守っているというところです。

児玉政明委員

もう一回さっきの数字の話に戻りますけれども、例えば被災者の支援交付金（被災者支援総合交付金）などへの影響もあるから避難者数の数字を減らさないという考え方もあるのですか。

総務課長

そういったところに影響はしていません。これは飽くまでも避難者情報システムに登録している人数だと捉えております。

佐藤信喜委員

決算説明資料の114ページ、財政課にお聞きします。

財政管理費の（１）番に、印刷費と委託料等で 3,297万8,000円と記載がありますが、その内訳をお知らせください。

財政課長

会計年度任用職員の報酬が200万円程度、職員旅費が180万円程度、議案の印刷外注費と用紙等で800万円余りです。あとは、高速複写機——自前で印刷できる大型の印刷機があるのですが、そのリース代が620万円程度となっております。

佐藤信喜委員

そうすれば、システムの部分というのはどのぐらいですか。

財政課長

システムの保守とコピー料込みで500万円ほどとなっております。

佐藤信喜委員

ここに記載されているのは飽くまでも保守と改修という業務委託の部分だと思うのです。財政関係で使っているシステムというのは幾つあるものですか。

財政課長

財政関係では、予算編成システムと起債管理システムがございます。

佐藤信喜委員

ちなみに、そのシステムというのは秋田県独自のものですか。例えば国や市町村と共同で運用されているものなのか、その点についてお知らせください。

財政課長

どちらも県独自のシステムでございます。予算編成システムについては、政策評価システムと一体となったシステムであり、市販のアプリケーションシステムを活用して、県独自の改良を加えて整備したものでございます。起債管理システムにつきましても県独自で作ったものでございます。

佐藤信喜委員

例えばシステムに関しては、財政課はもちろんですけれども、各部局全てにおいていろんなシステムが入っていると思うのです。やはり単独利用より共同利用のほうがコスト削減につながると思うのですが、財政関係の2つのシステム——政策評価システムも合わせれば3つになるのでしょうか——について、現段階でそういった共同利用のシステムがあるのか、それとも今後そういう方向に向かっていくのか、今現段階ではどのようにお考えでしょうか。

財政課長

予算編成システムを導入したときに、各県の予算編成方法を調べたのですけれども、やはり各県でいろいろやり方が違いました。市販のアプリケーションがいろいろあって、各県とも、そうしたものをベースにして、それぞれの県のやり方に応じて独自

に手を加えているという状況で、当時はなかなか共通化ということまで考えが至りませんでした。むしろ県庁内部としましては、予算編成システムと財務会計システム——これは大きく分けて予算と決算のシステムという位置づけになるのですけれども、そのシステムの親和性をもう少し高めていくほうがより効率的ではないかと思っております。いずれはそういうことを検討していきたいと考えております。

佐藤信喜委員

分かりました。この後、行革という点からも進めていかなければいけないと思います。こういったシステムにおいては、ノーカスタマイズが一番コスト削減につながっていくと思うので、その辺を十分に検討しながら進めていただくようお願いしたいと思います。

もう一つ、その上の一般管理費について伺います。59万9,000円の実績に対して不用額が590万円と、ちょっと不用額が大ききような気がするのですが、この内訳についてお知らせください。

財政課長

一般管理費に計上している650万円ですけれども、これは、国庫返還金の返済期限が短いなど、予算的に間に合わないような不測の事態が起きた場合に使っているものです。年度によって執行額の多いとき、少ないときといろいろありまして、令和2年度決算ではそういう緊急を要する返還が少なかったことから決算不用額が出ておりますけれども、例年の動向を見まして、650万円の予算を計上していたということでございます。

宇佐見康人委員

何点かお願いします。

まず、ウェブサイトとソーシャルメディアの運用について伺います。県からの情報発信としてツイッターとかフェイスブックを使っているわけなのですが、これをどのように使い分けているのか、まずお聞かせください。

広報広聴課長

ウェブサイトとSNS……。

宇佐見康人委員

主にSNSです。ツイッターとか、フェイスブックとか、インスタとかを利用されていますが、それぞれ特性が違うので、使い分け方とか方針があればお聞かせください。

広報広聴課長

公式のSNS——ツイッター、フェイスブック（県公式ツイッター「秋田県庁」及び県公式フェイスブック「秋田県庁」のこと。）につきましても、当課のほうで運用しております。ツイッターにつきましても、文字数の制限もございまして、より若者に向けて短い言葉で分かりやすく、ビジュアル的

にインパクトのあるものを使ってやっているところ
でございます。フェイスブックにつきましては、
ターゲットとする年齢層が若干高めということもあ
って、じっくりと読んでいただける傾向にございま
すので、もう少し文字数を長めにしてやっていると
ころでございます。

また、当課の公式のツイッター、フェイスブック
のほかにも、県庁全体として、今のところ105の
アカウントが運用されていると把握しております。
SNSは利用しやすい、ハードルが低い、予算を掛け
なくても開設できるなどのメリットがありますので、
各部署で工夫を凝らしながら情報発信している
ところだとは思いますが。ただ、今委員がおっしゃ
られたように、ターゲットに対してその媒体が適切
なのか、ターゲットをしっかり定めているのかなど、
戦略的に弱いところもちょっと見受けられますので、
各部署に対して、まずはしっかりとターゲットを定め
て、効果分析をしながら運用していくように、当
課から働きかけているところでございます。

宇佐見康人委員

それで、今ツイッターで105のアカウントがあ
るという説明がありました……。

委員長

ツイッターだけではないですね。

宇佐見康人委員

SNS全体で105のアカウントがあるというお
話ですが、例えばツイッターは即応性があるものな
のですが、県で、災害や水害などの情報を発信する
ようなツイッターのアカウントというのは持ち合わ
せているものなのでしょうか。

総合防災課長

災害情報を発信するアカウントは持っていません
が、秋田県防災ポータルサイトというウェブサイト
があります。防災ポータルサイトの中に災害情報
発信システムというものをに入れておまして、災害
が発生した際、行政側がシステムに災害関連情報
を入れると、その情報を知りたい方がツイッター
で「#秋田県大雨」などの文字を入力すれば、現
在の災害情報を見ることができる仕組みは持っ
ております。

宇佐見康人委員

防災ポータルサイトの情報は、県庁のツイッター
で発信する形になっているのですよね。

総合防災課長

はい、そのとおりでございます。

宇佐見康人委員

自分も県庁のツイッターとかタイムライン（SN
Sでのコメントやツイートを時系列で表示した画
面のこと。）を見るのですけれども、「今度これをや
ります。」といったイベント情報などの中に、例
えば大雨の避難情報などが流れてきます。防災と

ほかの県の情報の発信は分けたほうが利用者とし
ては分かりやすいし伝わりやすいと思います。そう
いった運用の仕方も今後考えていくべきかと思う
のですが、そこら辺はどうでしょうか。

総合防災課長

課としては、一応今現在でも切り分けていて、防
災ポータルサイトにアクセスしていただければ県内
の災害情報や避難情報を把握できますという考え
方です。ただ、ツイッターなどのSNSという手段
を使って情報を集める際にはそうした切り分けが
なくなっていると思います。そうしたところも
もしかしたら改善すべき点だということであれば、
今後はそうしたところは検討をしていきたいと思
います。

宇佐見康人委員

できれば発信者側のやりやすい、やりにくいとい
う視点よりも、利用者側の視点に立っていただ
きたいです。東日本大震災や熊本地震のときも、
デマ情報が一般の利用者から流れて混乱があつ
たりだとか、あとは熊本地震のときも県庁が発
信した情報を引用した誤情報が流されたという
ことがありました。

重要なのは、そういった災害が起きたときに正
しい情報を迅速に伝えることだと思うのです。わ
ざわざ防災ポータルサイトにアクセスしなければ
見られないというよりも、ダイレクトに災害だ
とか防災、大雨の情報を——今回のコロナに
関してもそうなのですが——しっかりと責任持
って発信できるアカウントがあれば、誤情報の
拡散などは未然に防げると思うのです。なお
かつ利用者側からしてみたら、わざわざ何回
もクリックしなくてもいいですし、信頼性も
ありますので、そこら辺は是非検討して
いただきたいと思います。

総合防災課長

確かに我々もそうしたSNSを活用した情報
発信というのは常に検討しております。例
えば民間の事業者がやっというものは常に
検討しております。例えば民間の事業者が
やっというものは常に検討しております。例
えば民間の事業者がやっというものは常に
検討しております。例えば民間の事業者が
やっというものは常に検討しております。

宇佐見康人委員

SNSに限らず、情報の発信というのはリスク
コミュニケーション（関係者間でリスクに
関する情報を共有し、相互に意思疎通を
図ること。）でもあると思います。令和2
年度からコロナが蔓延して、県庁とし
ても様々な情報を発信していましたが、
情報発信しても正確に伝わらなければ
意味がないわけです。最近特に多いの
が——県からは、連休期間中だ

とかに、あとは緊急事態宣言が出ていた地域との往来を自粛してくださいといった情報を発信しているわけですね。けれどもそれを「また秋田県から来るなどと言われた。」と受け取る人もいるわけです。「何々のために県外との往来を自粛してほしい。」という場合、その理由をしっかりと伝えることが大事で、それがないと県側の意図を勘違いした人が発信した情報が更に拡散して広がってしまう危険性があると、この2年感じました。

県外との往来の自粛は、初期の段階では、県内は病床が少ないので、ウイルスが県内に持ち込まれて広まってしまったら、すぐに医療崩壊が起きてしまうから、まずは県外との往来を控えてくれというものでした。最近の場合であれば、国のほうで人流抑制しているし、病床の確保はうまくいっているけれども、感染者が多く出ればすぐに病床が満杯になってしまうからという理由を丁寧に伝えなければ、勘違いした人たちの情報のほうが早く、わっと広まってしまう危険性が高いと思っていました。そういったことも踏まえて、県ではどういうふうな、そういった情報の広がり方などを分析しているものなのでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

どのように拡散しているか、全てを把握することはできません。ただ、やっぱり委員御指摘のとおり、広報の考え方として、一般的な広報もそうですし、災害とかコロナも同じなのですが、正確な情報を的確に迅速に提供することで県民との間に信頼関係を結び、それにより県の施策——コロナでいえば感染防止対策に県民が協力してくれる、それが目的であると思います。文字数の関係があるので、SNSだけでは正確な情報発信はできないと思いますので、コロナ対策の本部会議（秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議）の内容や、知事のメッセージを、そういった中で丁寧に発信していきたいと考えております。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。是非よろしく申し上げます。

話題が大分変わるのですけれども、秘書課の関係で伺います。令和2年度の行幸啓だとかお成りに関する事業が延期若しくは中止されたと思うのですが、延期になったものは来年度以降開催する方向で動いているのですよね。

秘書課長

今年度予定されておりました全国食生活改善大会ですけれども、これは、今年度はコロナの影響で見送りになりました。来年度に関しましては既に開催県が決定されていたので、それ以降の開催になるとは思いますけれども、現時点ではまだ確定はして

おりません。その大会の動向によって、お成りもあるかないかということになるという状況です。

委員長

審査の途中ですが、ここで暫時休憩します。再開は11時5分とします。

午前10時49分 休憩

午前11時 4分 再開

委員長

再開します。休憩前に引き続き総務部関係の質疑を行います。

高橋武浩委員

人事課にお伺いします。職員厚生費ですけれども、その大部分は健康管理費であります。この中で定期健診の受診者数延べ5,876人とありますけれども、受診率はどの程度ですか。

人事課長

定期健康診断につきましては、人間ドックなども含みますし、また婦人科健診等も含んだ人数になっています。対象者は正職員のほかに会計年度任用職員なども含んでおまして、受診率としては99%近い状況です。病気にかからないように予防することが大事ですので、未受診の職員がいる場合については、当課に健康支援員という保健師を配置しておりますので、受診の勧奨——健康診断を受けるように促しているところで、未受診者は減ってきている状況でございます。

高橋武浩委員

ストレスチェックについてもですけれども、昨年度の実施者は4,030人となっておりますが、大体何人ぐらいの実施を見込んでいたのでしょうか。見込みよりも多かったのか、少なかったのか、まずそこを教えていただければと思います。

人事課長

対象となる職員を網羅して、必要なストレスチェックを受けられるように予算措置しておりますので、基本的に見込みより多かったということではなくて、見込みより若干下回るというのが実情です。ストレスチェックにつきましても、職員がいろんな形でサポートして受診を促していますし、高ストレスといった判定が出た場合は、事後指導、あるいは産業医との面談といったことで連携をしながら取り組んでいるところでございます。

高橋武浩委員

ストレスチェックを受ける人数の推移をお知らせください。

人事課長

ストレスチェックは、基本的に全職員が毎年受け

るとことになっております。いわゆる高ストレス者という定義がございますけれども、その割合は標準的には10%程度と言われているようなのですが、秋田県の場合はそれを若干下回って、8%台から9%台といったところでございます。年代別に見ますと、やっぱり若手、中堅どころの30代、40代の男性職員の割合が比較的高いといった結果が出ております。

高橋武浩委員

これは民間の話なのですが、ストレスチェックを受けても実際のところ効果がなかったとか、メンタルヘルス不調者が減った実感が少ないとか、様々な声が聞こえてきます。ネガティブに考えると、正直に話したことが自分の不利になるのではないかと心配する職員もいると思うのです。ストレスチェックの実施が職員のメンタルヘルスの改善につながるような工夫などがもしあったらお知らせいただければと思います。

人事課長

今委員のお話にありましたように、もしかすれば、正直に答えて良いものかどうか迷う職員もいるとは思いますが、従来は、ウェブサイトから回答する方法と、紙の調査表に記入してもらう方法を併用していましたが、現在はウェブサイト上で、個人がそれぞれのID、パスワードを入力して回答する方法をとっています。ストレスチェック自体の制度の浸透もあると思いますけれども、このようにそれぞれの本音で答えていけるような環境は作っております。ウェブサイト版の場合は、回答後、直ちにストレスチェックの結果が出ますので、職員はその場で結果を確認することができます。また先ほども申し上げましたけれども、高ストレス者についてはその後のサポートもしていくといった形で、できるだけ職員がメンタルヘルスの不調に陥らないように取り組んでおります。

高橋武浩委員

ちなみに、知事部局で、退職者は前年度から比べて増加しているのか、横ばいなのか、その辺の概要を教えてくださいいただけます。

人事課長

メンタルヘルスによる長期病休ということでいきますと、年間50人程度います。1か月以上の病気休暇と、その後の病気休職中の職員を合わせると年間50人程度です。その年々によって若干の変動はありますけれども、特に増加傾向にはなくて、病気休職だけでみると20人程度で推移しております。

特に病気休職の場合は主治医やかかりつけ医との対応になりますし、症状が回復してきましたら、試行勤務というような制度も設けております。健康支援員が、段階ごとに業務の負荷を増やすような形で

の復帰計画を立て、健康面でのアドバイスもしながら、円滑な復帰につながるように支援しているところでございます。

高橋武浩委員

通常の業務に加えて、昨年はコロナ対応とか、それぞれの部局で大変な苦労をされていると思うのです。そういった状況を考えると、各部署で負担が増えたところもあるだろうと思い、先ほど退職者が増えたのかお聞きしたのです。

コロナによって業務の負担が増えているといった各部局の声を拾って、改善していると思うのですが、いろいろと情報を入手しながら業務の分担などについて工夫されているものでしょうか。

人事課長

コロナ対応ということで行きますと、正に直接担当している健康福祉部あるいは保健所の職員、それから事業者の支援を行う各産業系、事業系の部局、あるいは予算を担う部門などで、非常に業務量が増えているところがございます。

健康福祉部や保健所について申し上げますと、会計年度任用職員を配置したり、あるいは保健所では、地域振興局内で他部がバックアップする体制を取っておりますし、司令塔の役割を担う本庁の各課につきましては、今年度当初に人員の配置もしております。また今年度もワクチン接種等様々な新しい業務が出てきましたので、そういった部分については全庁的にカバーをするような対応もしながらサポートしているところでございます。

高橋武浩委員

いずれ昨年度、そしてまた今年度と、コロナもまだ収束したとは言えない状況ですので、各部局の職員の健康状態をしっかり把握して欲しいと思います。県民に対して健康寿命延伸を呼びかけ、取り組んでいる県の職員が健康を害しているようであれば大変困りますので、その辺はしっかり対応していただければお願いして終わります。

薄井司委員

今高橋委員からいろいろと質問がありましたけれども、保健所に関連して、今回コロナの関係で休職している人、あるいはちょっと休んでいる人はおりますか。

人事課長

コロナ関連の業務量等が原因で休職している保健所の職員がいるかという質問だと思いますが、地域振興局で休職や病気休暇を取っている職員はおりますけれども、その中に保健所の職員がいるかどうかについては、今資料を確認してお答えしたいと思います。

薄井司委員

コロナに関連して業務量が増えた部分については、

人事課でいろいろと対応していただいているのだと思います。多分併任とか兼務といった方法で対応されている場合もあると思いますが、実際に仕事する段階においては、兼務発令とか併任という方法ではやりづらい部分が結構あると思います。状況に応じてだとは思いますが、完全に異動という形で対応するのか、それとも兼務とかでやる方法をとるのか、そこら辺はどういうふうに考えておりますか。

人事課長

定期人事異動におきましては異動で対応するというところで、増員要望や業務量の動向を見ながら判断していきたいと思っています。年度途中におきましては、特に今回の保健所のケースを見ますと、クラスターが発生した保健所において急激に業務が増加する傾向が見られますので、兼任、兼務といった形でやったほうが手続的にはスピーディーに、機動的に対応できるのではないかと考えております。機動性等を考えますと、そのほうが人的な配置、業務への対応といった面では比較的やりやすい、あるいは効果の出る方法ではないかと認識しております。

薄井司委員

この後、第6波への対応も想定していると思います。現場サイドから人事当局にどういう要求が出てくるのか分かりませんが、できるだけ現場の意向を反映していかないと、人がいても効率良く回らないという場合もあります。そこら辺を十分配慮していただければと思います。

人事課長

委員のおっしゃるとおり、現場が動くというところが最大の目的になると思いますので、現場の声を丁寧に聞きながら必要な対応をしてまいりたいと考えております。

小山緑郎委員

防災・危機管理体制の強化と意識の高揚につきましてお聞きしたいと思います。ここに防災訓練について記載があり——私、前に提案したこともあるのですが——令和2年12月に冬の防災訓練を実施していただいております。

今あちこちで災害が多く発生して、100年に1度という規模の災害が毎年起こるような状況の中で、こういった訓練を行うことは非常に大切です。ただこうした対応を全てやろうとすると、いくらお金があっても足りません。全てに対してお金を掛けるわけにはいかないし、限界があるわけです。そうした中で、こうして夏冬通して防災訓練を実施した中で、課題というのは——今後強化していくこととか、何か見いだしたことがありましたらお聞かせください。

総合防災課長

まず、訓練の実施状況についてですけれども、例年、9月1日の全国の防災の日の週に合わせて、県で、秋田県総合防災訓練という夏の訓練を1回行っております。また、その年度の2月に冬期防災訓練を行っているのですが、昨年度は、開催地であった横手市において、豪雪による雪害対策対応がございまして、残念ながら訓練は中止しました。昨年度はその代わりに、12月以降の県南を中心とした雪害対応の検証を行っております。

反省点といいますか、課題についてですが——総合防災訓練ですので、県民の救助や火災の消火、避難所の開設、物資の運搬、本部の体制づくりなど、本当にいろんな訓練を行っています。全ての災害に対応できるような訓練を実際に行っているのですが、基本的には新しい課題が見つかるということはなかなかないのですけれども、あえて申し上げれば、住民への情報伝達を正確に行わなければいけないという、課題というか、反省は毎年しております。

大雪災害対応の検証の際に浮き彫りになったのですけれども——昨年度、実際に災害対応として、自衛隊の派遣要請や災害救助法の適用などを行ったのですが、その情報がマスコミを通して住民の皆さんに伝わった際に、「自分の家にはいつ自衛隊が来てくれるのだ。」といった問合せが各市町村に殺到したため、どのような条件で自衛隊の皆さんが雪下ろしや除雪を行うのか、事前に、正確に情報伝達できれば良かったと今思っているところでございます。

小山緑郎委員

分かりました。ちょっと聞きたいのですけれども——私は、災害が発生したら、できるだけ現場に駆けつけるように心がけています。例えば先ほど言った情報伝達や、ハザードマップの連絡とか、救護のトリアージ（災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること。）などについて、こういったところを我々市民にサポートしてもらえれば助かるとか、こうした協力体制があればもっといいのではないかというものは何かありますか。

総合防災課長

基本的には災害対応は行政——国であったり県であったり市町村が行っていくべきものです。例えば大雨が降って洪水が起きそうな場合、県から市町村に情報を流して、市町村はその情報を基に避難指示を出しますが、住民側に切にお願いしたいのは、そうした避難指示をしっかり守っていただきたいということです。避難指示を出してもなかなか避難してくれない状況があり、どうやったら全員避難という状況を作れるのか、我々としては非常に思い悩んでいるところです。例えば各市町村のそれぞれの地域のリーダーの方などが率先して避難をする、あるいは

は避難を呼びかけることで、我々の最大の目標であります全員避難を達成できるのではないかと考えております。

小山緑郎委員

最後は、自分の命は自分で守るという意識が大切です。そういったことを、ふだん何か集まりがあったときに、皆さんにいろいろと注意喚起していければと思います。そうした場面で発言して、運用体制について常に考えていきたいので、そういったことについてもよろしくお願いします。以上です。

鈴木健太委員

災害に関連してお聞きします。先ほど宇佐見委員が質問していた災害情報の話に関してです。今年の7月、大雨によって被害が発生しました。そのときに、2年ほど前に導入した災害情報発信システム——さつき課長がおっしゃった、キーワードを入れて検索すれば、災害情報にたどりつくというものです——に上がった情報の数を教えてください。

総合防災課長

今年度の7月の大雨に関しては、情報は上がりませんでした。

鈴木健太委員

ですよね。私も常々災害があれば見ているのですけれども、ほとんどというか、全く使われていない状況です。これ、今後どうしていきますか。

総合防災課長

誤った情報の発信を防ぐために、運用の初期段階で、このツールを使って情報を発信できる人を、例えば県職員や、消防職員、消防団員、市町村職員といった、いわゆる災害対応する側の人間に限定をしている状況がありました。実際に災害が起きてしまうと、災害対応する側の人間は、なかなか情報発信するいとまがないだろうと思いますので、先ほど宇佐見委員のときにもお答えしたように、情報発信できる人の範囲をもう少し広げられないか、日々検討しているところでございます。

鈴木健太委員

これは、直接的に県がそういう範囲を決めているのではなくて、たしか各市町村に相当決定権限が分けられているとお聞きしましたが、消防団員に関して言えば、秋田市では誰もそういう話を聞いたことがないという状況です。システム導入から2年たつと思うのですけれども、導入当初に発生した災害の際にも全然使われなくて、私、以前問題提起をしています。今年7月の大雨でも一回も使われていない状況で、今、課長からは「検討しなければならぬ」と思っている。」という答弁がありました。これでは、やる気があるように全く思えないです。

災害情報の発信が難しいとか、もう何年もそういう機会がないといったことはすごく分かります。実

際にバシャバシャと雨が降っている現場に行って、そこからツイッターで情報を上げろと言われても難しいのはよく分かるのです。ただ、工夫の仕方によっては、例えば避難所の開設情報——どこの市民センターで避難所を開設したといった情報であれば上げられると思うのですが、こういう情報すら全く上がっていないわけです。

せつかく1,000万円ぐらい掛けてやった——そんなに掛かっていませんでしたか——いずれ、それなりに予算を掛けたシステムですから、このままではもったいないです。本気で活用しようと思えば幾らでも工夫できると思いますので、次に災害が起きたときには、確実にいろんな情報が発信されて、「あっ、こんなシステムがあるんだ。」と多くの県民が気付いて——ツイッターのプッシュ通知（スマートフォン等に新たなメッセージ等が届いた際に、自動的に通知が表示される機能のこと。）が届くのか、サイトに情報を見に行くのか分かりませんが、一度使えらると思ってもらえれば、多分お気に入り登録して情報を見に来る人も増えると思うのです。是非そういう実効性のあるシステムにしてもらうようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総合防災課長

例えば気象情報については、県の公式アカウントであるツイッターに自動的に上がる仕組みがあります。そうした仕組みを引用して、避難所情報といったものをツイッターアカウントのほうに自動的に載せることは、技術的には可能であると思いますので、そうしたところは実施する方向で検討したいと思えます。

また、携帯電話事業者がそれぞれの携帯電話に災害情報等を配信する緊急速報メールという仕組みがあるのですが、県や県内全ての市町村は携帯電話事業者と協定を結んでおりまして、県あるいは市町村が自ら、避難所開設情報などを緊急速報メールに載せられる状態にはなっております。そうしたところの運用と比較、検討しながら、これからも検討をしていきたいと思えます。

吉方清彦委員

私からも2点ほど、防災関係についてお聞きしたいと思えます。

今の質問と少し関連するところもあるのですけれども——1年ぐらい前にあった、能代市で避難指示が出たときに一人も避難しなかった事例について、たしか去年の決算特別委員会で、「困ったことだ。」「なかなか大変なことだと考えている。」といったやり取りをしたことがありました。

今回もまた情報伝達が弱いという質疑が出ています。もちろんコロナがあって、いろいろ考えていた

取組もスタートできなかつたと思うのですけれども、例えば秋田県で、ハザードマップとか、土砂災害特別警戒区域とかを公表しているし、今は自主防災組織の結成促進などの取組もやっているわけです。こういった特別警戒区域とかを設定しているのであれば、それをただ発表するだけではなくて、その話に特化して、「この地域はこういう災害が起こりやすいですよ。」ということ伝える——そういった形でうまく、効率的に運用していくようなシステム、やり方が必要だと考えるのですけれども、その点に関してはどう思われるでしょうか。

総合防災課長

運用システムについては現状では何とも言えないのですけれども、そうした情報伝達の仕方というか、災害が起きる前の段階で、「こちらの地域についてはこういった災害リスクがある。」というようなところを事前にお伝えするという意味での仕組みづくりは非常に有効であるだろうと考えております。

吉方清彦委員

現状で土砂災害特別警戒区域とかを公表しているわけですが、これを災害防止にどう活用されていますか。ただ発表しているというだけですか。それとももっと徹底して、「あなたの住んでいる地域は本当に危ないですよ。後ろの崖が崩れる危険性があるから、避難指示が出たら避難してくださいよ。」というような呼びかけはやっていますでしょうか。

総合防災課長

特に土砂災害警戒情報が発令された場合は、その対象となっている市町村に直ちに連絡を取りまして、現場の状況を確認しながら必要に応じて、レベル（警戒レベル）4の対応——避難指示ということになりますけれども——をしてくださないと、警戒情報が出るたびにそうした対応をしております。

吉方清彦委員

情報発信が弱いということも認められていますが、行政が発信した情報を住民に本当に危機感を持って受け止めてもらうには、実際に雨が降ってからの情報提供だけではなく、もっと前々の段階で、「この地域はこういう危険性があるから、自主防災組織を作ってください。」だとか、「こういうときは時にこういった部分に気を付けるべきです。」といった呼びかけが必要だと思います。「大きな地震が来たらこのように逃げてください。」といった一般的な呼びかけではなくて、「あなたの地域はこうですよ。」というような、その地域に合ったオーダーメイド的な取組があってもいいと思うのですけれども、そこら辺の取組は今までされていなかったということでしょうか。

総合防災課長

それぞれの地域に特化した情報を、それぞれの地

域に対して、口頭あるいは対面で伝えるという形は取っておりませんが、いわゆるハザードマップをそれぞれの市町村が作成して、全戸配布しております。ハザードマップには、自分の身の回りにどのような災害リスクがあるのかを知ってもらうために配布している側面もありますので、一応全体的になのですけれども、災害が起きる前の事前の情報伝達、情報提供をやっているかやっていないかという話になれば、「やっている。」とお答えしたいと思います。ただ、「あなたの地域ではこうですよ。」というようなところまではまだ踏み込んでいくことができていないという状況でございます。

吉方清彦委員

情報発信の弱さを補う一つの手法として提言させていただきますと思うのです。

加えて、消防団員の充足率の低さについて伺います。これについては私も何度か質問したこともございますし、ほかの方々も心配されていると質問されているわけなのですけれども、自衛隊の派遣以前により細かいことができるという意味合いで、消防団の役目は非常に大きいと思っております。消防団に関しては一義的には市町村が対応するものなのですが、秋田県としてもこのように業務としてやっているわけです。ずっと消防団員の充足率が低いと言われている中で、昨年度の事業などで、どういふふうに取り組むしていったものでしょうか。ただ「団員数が少ないな。」というだけで終わってしまったのでしょうか。

総合防災課長

御指摘があったとおり、各市町村の条例で定めている消防団員の定数が充足されていないという状況はございますし、団員数が増えているところも一部あるのですけれども、年々多くの市町村で減少している状況でございます。そうしたことが地域防災力の低下につながるのとは明らかですので、例えば企業に対して、消防団員に入ろうという社員がいれば配慮してくださいというようなお願いをしております。それから、消防団員一人一人に対する報酬があまりにも低過ぎることが団員数減少の原因の一つであるとも指摘されておりますので、各市町村に、なるべく報酬を高く設定してくださいというようなお願いをしております。

ただ、先ほど申し上げた企業へのお願いなどについては、コロナの影響で昨年度はできていないという状況でございますが、例年だとそのような取組を行っております。

吉方清彦委員

報酬の問題は大きいと思っておりますので、各市町村に報酬の増額をお願いしているというのは、すばらしいことだと思います。こうした取組を何年もやられ

ているのでしょうか、コロナという特殊な状況を考えたとしても、やっぱり減少に歯止めがかかっていないという現状なのでしょうか。

総合防災課長

県全体の人口減少も一つの要因なのだろうと思いますが、歯止めはかかっておりません。

吉方清彦委員

大きなテーマですけども、何年も掛けてずっとやっていかなければいけない取組だと思うので、何とか増えるように頑張っていたらいいと思います。以上です。

佐藤信喜委員

今地域の消防団ということで話がありました。私はこの仕事をやる前は市町村役場職員でありましたが、そのときに、役場職員であっても、地域でこういう消防団活動をしると言われて半強制的に入らされ、今も継続しております。

それで、県職員のうち地域の消防団活動をしている方は、実際何割ぐらいいるものですか。

総合防災課長

県職員の消防団への入団の状況は、トータルで57名でございます。

佐藤信喜委員

その57人の方は、比較的年齢の若い方なのか、中間なのか、全体バランス良く入っているのか、その辺は把握しておられますか。

総合防災課長

すみません、年齢階層については把握しておりません。

佐藤信喜委員

分かりました。

強制ではないのですが——地域に戻った際に、地域住民の一員として消防団活動に協力していくことも必要ではないかと私は考えております。もちろん消防団員になったからといって、全ての火災、災害現場に駆けつけられるわけではありません。消防団員も出られるときに活動に参加するわけですから、団員数が多ければ多いほど消防団の機能が拡充していくと思います。そういった意識を県庁内でも高めていただければ大変ありがたいことをお願いしたいと思います。

総合防災課長

御指摘のとおりでありまして、先日になりますけれども、県職員の消防団活動に特段の配慮をお願いしますという文書を県庁内に発出しました。今後、今年度内には県庁の中で、職員の消防団員への加入について説明会も開催する予定でございます。

佐藤信喜委員

何とかその説明会もお願いしたいと思います。

またあわせて、退職された方々についてですが、

地域でリーダーシップを発揮しながら、いろんなことを地域に落とし込んでいく——消防に関してもそうですけれども、行政的な知識も含めて、消防団活動の中で交流を深めていければと思います。消防団員を引退した方が機能別隊員（能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のこと。）として登録されている事例もありますので、年齢を問わず、一人でも多く消防団員が増えるように頑張っていたらいいと思います。

総合防災課長

正規の消防団員だと年齢制限があるので、退職後の加入は難しいのですが、御指摘のとおり機能別団員という制度もございますので、そうした制度を是非活用して、OBの方々にも協力を求めてまいりたいと思います。

佐藤信喜委員

防災に関してもう一点ありまして、防災士の件なのですが、資料には「防災士28人を自主防災アドバイザーとして委嘱」とありますが、秋田県内に防災士は何人ぐらいいるもののでしょうか。

総合防災課長

防災士としての資格を持っている方は、現在1,304人です。

佐藤信喜委員

防災体制の強化、意識高揚ということで、度重なる災害に向けて、この後の体制を整備していくということだと思うのですが、県としては防災士を増やしていきたいのですか。防災士を増やすためには研修を開催するなどして資格取得を支援することになるのだと思います。防災士研修センターのウェブサイトを見ると、これまで県内で研修が11回開催されていて、それが資格取得につながっていると思うのです。ウェブサイトには、秋田市で2回、能代市4回、大仙市4回、由利本荘市で1回研修会が開催されて、合計492名が受講したと載っています。となれば、それ以外の方々も、当然県外であったり、いろんなところで研修会に参加して資格を取得したのだと思います。

ウェブサイトには、防災士資格取得の助成制度のある自治体情報が掲載されており、本県では男鹿市、能代市、大仙市、由利本荘市が載っています。そのほかに、にかほ市については、市のウェブサイトにも助成制度の記載があります。全国的に見ると、そういう助成制度を活用しながら防災士を増やしている自治体もあるのですが、秋田県としては、市町村がやるべきなのか、それとも県が主導して防災士をもっともっと増やして、地域で防災活動に当たる人を増やしていこうとしているのか、その点も併せて、これからどのような方向に持っていくべきか、今段階で考えていることを教えていただけますか。

総合防災課長

地域防災力強化の課題の一つが、先ほどの消防団員数の減少です。もう一つは自主防災組織の関係なのですが、組織の新規結成は結構ある一方で、これも人口減少が影響しているのか、解散してしまう現象が近年非常に多くなっております。その原因として、いわゆる自主防災リーダー——例えば町内会ですとか自治会のリーダーになるような方が高齢で引退してしまい、その結果組織が維持できなくなるという状況があるため、新たな自主防災組織の形といいますか、そうしたものを考えなければいけないと思っております。

高齢化する自主防災組織リーダーに代わる人とは一体誰なのかと考えたときに、一番最初に思いつのが防災士です。3年前から防災士の育成ということで、手挙げ方式なのですが、防災士を育成したいという市町村の事業に対して県が補助する事業を行っております。ただ、この形ですとどうしても、やる気のあるといいますか——防災士の数が増えていく市町村と全く増えない市町村とで濃淡が出てしまうので、これからは25市町村で均等に防災士が増えていくような取組をしていかなければならないと考えております。ちょっと勇み足になるかもしれませんが、来年度以降は、県が、防災士資格取得のための養成機関としての認定を受けて、直接防災士を増やしていく取組をしていきたいと考えております。

佐藤信喜委員

それは大変ありがたいことです。今現在、都道府県で養成研修の実施機関になっているのは、東北では岩手県、山形県の2つだと思うのです。ですから、秋田県にもそういった研修実施機関があれば、もっともっと防災士への意識の高揚につながると思いますし、何とかお願いしたいところであります。

また、市町村への補助についてですが、今の段階ではやる気のある市町村に対して実施しているということなのでしょうけれども、市町村経由で実施するがいいのか、それこそ消防団の皆さんに直接お願いして資格取得を希望する方を育てていくのか、その辺も踏まえて検討していただければと思います。防災士研修センターのウェブサイトを見ると、防災士資格取得に関する特例規定の対象となるのは、消防官を退職した方であったり、警察官の巡査部長以上であったり、消防団員であれば分団長以上ということで、やはり先輩方が取るような——そうした役職のある方が優遇されているような感覚があります。実際に現場で動くというところを考えますと、若い人たちはそういう役職を持っていないと思うので、そういった部分を県が補いながら、資格取得に誘導するような仕組みを取っていただければ大変ありが

たいとお願いして、質問を終わりたいと思います。

薄井司委員

歳入歳出決算審査意見書3ページの3番、意見の「改善を要する事項」に「交付金の事務処理について」とあります。これは総務課になるのか人事課になるのか把握しておりませんが、この事案についてどういう状況だったのかお知らせ願いたいと思います。

会計管理者（兼）出納局長

この交付金の事務処理について、概要を説明いたします。

「国からの交付金の受入事務が行われず未処理だった」ということについてですが、県の出納整理期間は5月末日までなのですが、国の出納整理期間は4月末となっています。この事案では、国に対する交付金の受入手続が4月中にできず、5月になってから手続をしたところ、国でも処理できないということで——たしか金額的には400万円とか500万円ぐらいだったのですけれども、その分が令和2年度の歳入として受け入れられなかったというものです。令和2年度中に受け取れなかった交付金については、現在国と、過年度収入として処理できないか協議をしているということは聞いております。

薄井司委員

これは、どこの所管になりますか。

会計管理者（兼）出納局長

生活環境部の自然保護課の事業になります。

薄井司委員

これはどういった——補助金の関係ですか、それとも別の何かですか。中身をもうちょっと詳しく、分かっていたら教えていただきたいと思います。

会計管理者（兼）出納局長

どの程度の率だったのかというのは今分からないのですけれども、いずれ国から補助金をもらって県が行う事業というふうに理解しています。

薄井司委員

今回このように意見書に記載されるということは大変大きいことだと思います。交付金が入ってくればいいのですが、例えばその事務処理によって最終的に県に損害を与えたとなった場合にどういう対応になるのか、ここで答えられる方はいますか。人事課になるのか、総務課になるのか、そこら辺はどういうふうになりますか。

総務課長

今の件については、令和2年度の内部統制評価報告書でも、運用上の不備に該当すると報告しております。そして再発防止に向けた対応について庁内で情報共有して、再発を防ぐような対応しております。

薄井司委員

直接ではないのだけれども、状況については総務課で把握していたということですね。

総務課長

各部局から内部統制の自己評価の報告を受けた時点で、そういったことがあったことを把握して、こちらのほうで取りまとめて評価をしております。

薄井司委員

会計管理者になるのか分かりませんが——この後の対応として、国が交付金を入れられないとなった場合に、400万円相当の欠損になった部分についてはどのような対応になると想定されますか。

会計管理者（兼）出納局長

実際のところ、令和2年度決算としては歳入されなかったという取扱いになります。現在は、令和3年度決算における取扱いについて、担当部局と国でしっかり折衝しているところです。うちの県の今回の事例だけではなくて、他県でもこうした事例は実際にあったようです。そういった場合にはきちんと協議して、再発防止等も含めた上で、翌年度に歳入になるというケースが多いと思っています。実際のところ、過年度分の収入として令和3年度中に県の歳入になるのではないかと受け止めているところです。

薄井司委員

状況、経過は分かりました。例えばこういった案件があった場合に、これまで人事課としてはどういうふうな対応をしているのか、そこら辺、もし答えられるようであれば答えていただきたいと思います。

人事課長

人事課としての関わりといたしましては、職員に対する処分的な話になるかと思っています。こういった事務ミスの類いにつきましては、他県の事例ですとか、あるいは本県の過去の事例ですとか、そういったものを踏まえながら、懲戒処分に該当するのかもしれないのかも含めて、個別のケースに応じて判断しているところでございます。

薄井司委員

分かりました。

もう一点お聞きします。ちょうど人事課のところなのですが、障害者雇用事業で5,662万2,000円とありますが、これは県で障害者雇用している34人全員の給料の関係になりますか。

人事課長

障害者雇用につきましては、正職員の採用と、会計年度任用職員の採用の2本立てでやっております。この決算書にございますのは、会計年度任用職員として配置している職員の人件費等でございます。

薄井司委員

共済費とかも含まれますか。

人事課長

そのとおりでございます。報酬と共済費等を含んだ額ということでございます。

薄井司委員

単純に計算して一人当たり年間百何十万円——200万円にも届かないのだけれども、こういった業務に当たっているのですか。

人事課長

業務につきましては、それぞれの職員の障害の特性に応じた対応をしておりますけれども、一般的には事務補助ですとか、あるいはデータ入力が多くなっております。

それから、勤務時間につきましては、30時間又は20時間という形で、本人の希望に合わせた比較的短時間の勤務になっておりますので、報酬もそれに応じた額となっております。

薄井司委員

今、本人の希望という言葉があったのですが、例えば本人がもうちょっと働きたいとなれば、勤務時間を増やすことは可能なのですか。

人事課長

年度途中ということになりますとなかなか難しいと思いますけれども、そういった要望があれば、必要に応じて翌年度の予算で対応を検討することになるかと思っております。

薄井司委員

採用する段階でかなり苦労していると思うのですが、ハローワークを通じての採用になるのか、そこら辺はどういうふうな形で採用していますか。

人事課長

新規募集の場合はハローワークを通じてという形になりますけれども、比較的継続して勤務されている方が多いということがございますので、退職者が出た際にハローワークで改めて募集するというよう状況でございます。

薄井司委員

例えばこういう業務に就きたいなど、特別支援学校からの働きかけあるいは要望等は、県のほうには届いておりますか。そういう事例はありますか。

人事課長

私のところでは、直接そういった話は伺っていないというのが現状でございます。

薄井司委員

最後ですけれども、県庁の障害者雇用の割合はどのような状況ですか。

人事課長

地方公共団体の障害者の法定雇用率は2.6%なのですが、県としては今年度は3%を若干上回っている状況でございます。

委員長

ほかにございませんね。

【「なし」と呼ぶ者あり】

人事課長

先ほど薄井委員から質問のありました保健所職員の病気休職の件ですが、確認したところ、そういった職員はいないということでございます。ただ、時間外勤務が多い職員もいますので、そういった場合は必要に応じて産業医の面談等を通じて健康管理をしている状況です。

委員長

以上で総務部関係の質疑を終了します。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とし、出納局関係の審査を行います。

午後 0時 5分 休憩

部局別審査（出納局）

書記 伴 藤 崇 録

午後 1時29分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

会計管理者（兼）出納局長	奈 良 聡
出納局次長	片 村 有 希
出納局次長	武 藤 秀 男
出納局参事（兼）財産活用課長	池 田 公 幸
出納局参事（兼）総務事務センター長	相 馬 真 一
会計課長	嘉 藤 佳奈子
検査課長	酒 井 不二彦
代表監査委員	高 橋 洋 樹

委員長

委員会を再開します。

出納局関係の審査を行います。

初めに、出納局長の説明を求めます。

出納局長

【「令和2年度決算についての会計管理者・部局長説明要旨」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

出納局関係の質疑を行います。

島田薫委員

災害に強い庁舎の整備と省エネルギーの推進について質問します。

災害に強い庁舎の整備のところに、耐震性を確保するためと書いてあります。これも非常に大事なこ

とではあるのですが、10年前の東日本大震災のときに、大災害時の停電に対する電源の確保も非常に大事なことであり経験しています。例えば自家発電があっても、重油や軽油などの入手が困難になったということも経験しています。本庁舎の屋上に太陽光発電を設置していますが、東日本大震災のときの経験からすると、建物での非常時の電源という意味でそれは災害対応になりますし、平時では省エネにつながるもので、両方に寄与するものです。本庁舎の屋上に設置しているような大規模なものでも、小規模なものでも各建物に整備することは、今述べた2つの意味があると考えています。

私が太陽光発電の話をしているのは、太陽光発電だけを強化してほしいということを行っているではありません。以前から、資源エネルギー庁がエネルギーミックス（安定的な電力供給ができるように、複数の発電方式によって電力を作ること。）という考えを出していき、今般、脱炭素に向けてそれをギアチェンジして更に進め、自然エネルギーのミックスの比率を高めるという提言が出ています。

質問ですが、庁舎も含めて県有施設での太陽光発電の導入率や導入実績を把握していますか。また、その計画や目標はありますか。

出納局参事（兼）財産活用課長

県有施設での太陽光発電の導入状況についてですが、県全体に関しては把握していません。出納局が所管している県庁舎に関しては、本庁舎、第二庁舎、総合庁舎の3か所に太陽光の発電設備を設置しています。併せて、非常時の蓄電設備も3か所に設置しており、災害時に対応できるようにしています。

島田薫委員

老朽化している建物に太陽光発電の設備を設置することは難しいという考えもあるとは思いますが、例えば、計画的に建物を建て替えたり新しいものを造るときは、防災や省エネルギーについて十分考慮することになっていませんか。

会計管理者（兼）出納局長

確かに老朽化している建物に新たな設備を導入することは、経済的な面でも慎重にならざるを得ないと考えています。ただ、再生可能エネルギーなど、脱炭素化、温暖化防止に向けての取組は国際的な目標もあるので、いずれ国の取組目標も示されてくると思います。そういった目標やロードマップを見定めて、県庁舎を管理する者として率先して取り組んでいきたいと考えています。

島田薫委員

脱炭素の流れと防災、両方を兼ねて検討していただきたいと思っています。

小野一彦委員

RPA（R o b o t i c P r o c e s s

A u t o m a t i o nの略称。ソフトウェアロボットが定型業務やルーティンワークなどを代行・自動化する概念のこと。)の導入状況について、総務事務センターにお尋ねします。以前、物品調達の手定価格の調査に関する業務について、令和元年度にR P Aを導入し、令和2年度も継続して取り組んでいるという説明を受けました。

一方で、行政改革の進捗状況についての調書を見ると、令和2年度にR P Aが導入された業務は3業務だったという報告があります。この3業務の中に、物品調達の手定価格に関する業務は入っているのですか。

出納局参事(兼)総務事務センター長

物品調達の手定価格の調査については、継続という扱いになっています。令和2年度の対象業務ということになりますと、総務事務センターの事業としては、公共料金の支払業務に関して、各種請求書をO C R (O p t i c a l C h a r a c t e r R e c o g n i t i o nの略。活字や手書き文字などを画像データとして取り込み、編集可能なテキストデータに変換する技術のこと。)で読み込んで、エクセルで使えるデータに変換するというものをデジタル政策推進課に取り上げてもらいました。

小野一彦委員

やってみてどうでしたか。

出納局参事(兼)総務事務センター長

物品調達に関する業務もそうだったのですが、O C Rの読み込みの精度がいま一つという印象を持っています。電気、水道、ガスなど様々な公共料金の請求書を全て網羅することは難しいと思い、令和3年度においては対象を絞り込んで省力化につなげることをデジタル政策推進課と協議しているところです。

小野一彦委員

様々なフォーマットの請求書があり、全てをO C Rで読み込むことには支障があると思います。そもそもの請求書のフォーマットをある程度統一するといったことは考えられませんか。

出納局参事(兼)総務事務センター長

そういったことも含めて、我々の効率化につながるように考えていきたいと思っています。

小野一彦委員

会計課長にお尋ねします。「令和2年度決算特別委員会において『検討する』旨答弁した事項の検討状況」があります。先ほどと同じようにR P Aの導入について昨年度に私が質問した内容で、「今後検討していきたい。」という答弁でした。その後の検討状況の報告として、「公文書の電子決裁を想定しているが、会計事務の審査は確認する書類も多く、現段階ではR P Aや電子決裁にまで踏み込めない状

況であり、今後は財務会計システムの改修等を考えていく中で、可能なものはR P Aの活用ができるように関係部署と協議していく。」とあります。今後というのはいつ頃を想定していますか。

会計課長

財務会計システムが構築されてから8年が経過していると聞いています。こういうシステムは、一般的には10年くらいを基準に新しくすると言われておりますので、改修する中でそういうことも一緒に検討していきたいと思えます。所管するデジタル政策推進課とも協議しながら、実際にいつ頃そういうものができるのか、これからいろいろと調整を図っていきたくて考えています。

小野一彦委員

午前中に行政改革を所管している総務課長から、R P Aは行政改革の中でもっと進めていきたいという意気込みをお話いただきました。R P Aは、実際に数字として成果が現れたり、職員の働き方において目に見える形で結果が現れたりする可能性があります。

令和3年1月に総務省から、自治体におけるR P A導入ガイドブックというのが出ています。都道府県や市町村のいろいろな事例が載っていて、その中を見ますと、財政・会計・財務の導入事例などが列挙されています。これを見ると、先ほどの市場価格調査や債権者登録、支出帳票の作成、それから公会計システムへの入力や監査調書の作成について、財務会計システムを改修しなくても——シナリオの作成や経費、手間はあるかもしれませんが——既存の財務会計システムにR P Aを導入して改善につなげることができるような事例もあります。これからデジタルガバメント(コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に徹底活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な電子政府・電子自治体を実現している状態のこと。)ということでもいろいろ進めていく中で、こうした事例や令和2年度の検討も踏まえて、個別にできるようなものはどんどん進めるべきだと思うのですが、そこら辺はどうですか。

会計課長

今の委員からの御意見も踏まえて、デジタル政策推進課とも協議していきたいと思えます。

薄井司委員

令和2年度の歳入歳出決算審査意見書にある調定に関してお伺いします。先ほど話が出た自然保護課の件です。400万円が歳入に入っていないということは、収入未済額が生じると考えていたのですが、資料を見てもその処理がなされていないような状況になっています。このことについて、もし分かるよ

うであれば教えてください。

会計管理者（兼）出納局長

実際のところは分からないのですが、収入未済額に計上されるかどうかについては、調定があったかなかったかによるとと思います。調定がなされていないければ収入未済額としても計上されなくて、調定の事務がなされていれば収入未済額に計上すべきものと認識しています。

薄井司委員

調定を起こす流れを教えてください。各課から調定の情報が来ますよね。それを受けて会計課で歳入として入れているのですか。そこら辺の流れを教えてください。

会計課長

調定の事務に関しては会計課の審査を通りませんので、各所属で行っています。

薄井司委員

会計課を通らないということは、担当部署で調定も歳入も全部一括して処理するという流れであると理解してよろしいですか。

会計課長

国費については会計課を通りますが、県の歳入に関しては会計課の審査はありません。

薄井司委員

この歳入歳出決算審査意見書に出ている自然保護課の件は、国庫補助の関係だと私は理解しているのですが、これは会計課に関係があるということですか。

会計課長

会計課は調定書類が回ってきた段階で把握するのですが、原課で調定をしていない分については知り得ないということになります。

薄井司委員

そうすれば、飽くまでも原課が調定処理をしていないと、会計課ではそれを計上することはないということですか。

会計課長

調定がないと把握できないということになります。

薄井司委員

今回の自然保護課のケースは、恐らく期間を過ぎてしまって、そもそも調定をしていないため歳入もないということなので、書類上は全く現れてこないのですが、監査によって初めて明らかになったのだと思います。そうすれば、こういう体制自体いろいろと不正が起こる可能性があると思うのですが、そこら辺はどのように考えていますか。

会計課長

今回の経緯については私のほうでも把握できませんでしたので、原課から正確に情報を頂いた上で回答させていただきたいと思います。

会計管理者（兼）出納局長

国費については、会計管理者が国の機関から委任を受けて支出の決定をしているものもありまして、一部の国費については、会計管理者を通じて各担当課に情報を知らせたり、受入れの手続きについても会計管理者が国からの委任を受けて執行したりするケースもあります。

今回の自然保護課の件については、5月に入ってから担当課が国に支出の依頼をしようとしたところ、支出できないという状況になりましたので、会計管理者を通じた手続きが発生した部分もあろうかと思っています。そういうことを考えると、私にも一定の責任があるのではないかと認識しており、こういうことがないように各部署にも注意喚起をお願いしていきたいと考えています。

薄井司委員

調定を起こさなければならない事案が発生したのは4月を経過した後ですか、それとも4月中ですか。

会計管理者（兼）出納局長

詳細についてははっきりしないのですが、担当課から出納局に、そういった手続きができないため、令和2年度の歳入にならないおそれがあるという話が来たのは連休明けの5月に入ってからです。

薄井司委員

状況は分かりましたが、お話を伺っていると、原課の自然保護課だけで全部処理しているようなイメージを受けます。監査委員から指摘されているような内容であれば、今後何らかの対策をしていかないとまた同じような状況になって、出納局は知らないとかそこまで関与していないとか、そういうことになるイメージがあるのですがいかがですか。

会計課長

大変申し訳ございませんでした。国費の事務処理についてもその時々、例えば年度末においても各所管課に締切日などをお知らせしているところですが、9月頃には様式などいろいろな基本的事項も含めてまとめたものを各所属に配付して情報共有をしたところでした。

薄井司委員

交付決定など国から来ているものについては、それが年度内であれば無条件で令和2年度の調定とするイメージを持っていましたが、課ごとの対応が必要だとすれば、課長がおっしゃったようにこの後の対応をよろしくお願いします。

宇佐見康人委員

令和2年度の県営工事の検査件数は1,431件とありますが、不適や指導の対象になった件数は何件くらいありましたか。

検査課長

令和2年度については1件もありませんでした。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、出納局関係の質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、来週11月2日火曜日、午前10時に委員会を開き、総括審査を行います。

総括審査の質疑者は各会派で決定し、明後日28日木曜日、正午までに総括審査質疑事項提出書を提出願います。その後、質疑順を決定し、お知らせします。

なお、各質疑者が質疑補助資料を配付する場合は、当日の午前10時前までに必要部数を事務局に提出してください。

散会します。

午後 1時58分 散会

令和3年11月2日（火曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
(総括審査)

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司彦
委員	小野一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

午前10時 1分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	鳥井修
委員	薄井司彦
委員	小野一彦

説明者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ

教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)	広報監
	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部次長	齋藤正和
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
議会事務局長	千葉雅也
人事委員会事務局長	真壁善男
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

初めに、委員の皆様申し上げます。佐藤農林水産部長から、所用のため本日及び5日の本委員会を欠席したいとの申し出がありましたのでこれを認め、代わりに齋藤農林水産部次長を説明者として指名することとしましたので御承知おきください。

それでは総括審査を行います。質疑者の順序は総括審査質疑事項一覧のとおり、議事の進行は総括審査会派別割当て時間を目安として行います。

会場に設置したタイマーは、会派別割当て時間の残り時間若しくは超えた時間を表示します。質疑者は、会派別割当て時間を遵守されるようお願いいたします。

それでは質疑を行います。初めに、高橋武浩委員の質疑を行います。

高橋武浩委員

おはようございます。トップバッターを務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、動物愛護の推進についてお伺いします。犬、猫の殺処分ゼロに向けた活動の拠点である秋田県動物愛護センター「ワンニャピアあきた」では、動物に優しい秋田の推進に向けて様々な取組が行われています。犬、猫の飼い主を対象にした飼い方指導、しつけ教室、様々な啓発活動に取り組んでいますが、昨年、犬52頭、猫630頭が殺処分されており、その数も年々増えている状況です。数値を見るとコロナ禍ということもあって影響があると思われませんが、センターにお聞きしたところ、開所以来、

相談件数、引取り件数が年々増えている状況だそうで、むしろセンターに対する期待感——愛犬家、愛猫家のよりどころになっていると感じています。

そこで、昨年度の動物愛護管理業務の取組、犬、猫の収容件数、殺処分数、譲渡数など、それぞれの実績をどのように分析されて、今後の進め方に生かしているのか、まず生活環境部長にお聞きします。

生活環境部長

昨年度の殺処分件数は、委員も指摘されたとおり、犬が52頭、猫が630頭となっています。特に猫の殺処分の件数が増えているということで、非常に心配しているところです。収容数につきましても、昨年度は犬が147頭、猫が1,060頭となっています。これらについては、譲渡の推進も進めていまして、犬でいけば昨年度譲渡したのが82頭、猫の場合は433頭となっていますが、やはり引き取った数に比べるとまだ全てが譲渡できるわけではないということです。

高橋武浩委員

活動拠点としての機能はかなり発揮されていると思っています。コロナ禍ということで癒やしでペットを求める方も多いと思うし、様々な状況で動物愛護に関する関心が高まっている中で、譲渡事業に関しては動物愛護センターと、加えて協力体制にある動物愛護団体、ボランティア、そういった方の協力が大きいと思うのですが、その団体もみんな寄附で運営されているとのことで、いろいろと苦労があると思います。県としてそういった団体に対してどういった支援をされているのか、お聞かせください。

生活環境部長

動物愛護団体とは日頃から情報交換をして、様々なイベント等について御協力いただいています。特に力を入れているのは合同で譲渡会を開くことで、やはり単独でやるよりも体制が整うということで、譲渡につながっているものと思います。また、会場についてもワンニャピアなども活用できるようにしていますので、そういった面でも支援しています。

高橋武浩委員

県では、殺処分ゼロに向けて取り組んでいます。今後やはり様々なそういった団体との協力を強化していかなければならないと思っています。殺処分ゼロに向けてと言うか、基本的には飼い主の責任だと思うのです。しっかりしつけをして、適正飼養を徹底すれば殺処分ゼロという動物に優しい秋田は推進できると思うのですが、そういった中であって今年5月、三種町で高齢者男性宅で36匹の猫が見つかり、それが殺処分されているということでした。県全体、各市町村でそういった動物を飼われている情報を把握する上で、それこそ三種町ではそういった事件があったということで、民生委員（厚生労働大

臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のこと。）を通じて情報把握している状況です。県としては、そういった今問題となっている高齢者あるいは多頭飼育等についてどのように把握されているのか、その辺をお知らせ願います。

生活環境部長

多頭飼育については、やはり情報を得ることに非常に困難を感じていまして、実態としては、苦情が生じてからそこに行き行って状況を把握するといったことが多くなっています。また、市町村の、特に福祉部局から情報が入りまして、それで一緒に対応している事例が多くなっています。

高橋武浩委員

今ペットを飼う方が多い、そしてまたそれぞれの地域で情報を把握するタイミングというかきっかけがなかなか難しいと思うのですが、やはりそういった状況を把握することが今後の適正飼養につながるし、殺処分ゼロの目標に向かって取り組んでいくことになると思うのです。

ちょっと話題は変わりますが、今ペットは大事にされていて過度に擬人化した——洋服着せたりとかいろいろとやるのですが、あれは犬や猫は喜んでいいのかどうか分かりませんが、ある意味虐待ではないかと思うのですが、知事はどう思いますか。

知事

私の経験からすると、一般的に犬の場合は虐待のようには感じていないようですが、猫はやはり何かほかの異物を身に付けるのは嫌がるようです。ですからうちは何も付けていません。

高橋武浩委員

何も私も口を出せることではないのですが、そういった感じで動物愛護センターに来る、これから飼う人に対して、やはりきちんとそういうところを——しつけであったり飼い方を徹底してもらえればと思っています。30年度までに殺処分ゼロという目標を掲げていますが、そういった地道な作業とかいろいろな県でやっている取組をきちんとやれば、私も実現可能だと思っています。猫の場合は繁殖力が強い関係で発生元が分かっていますので、出口の蛇口を閉めればある程度抑えることができるかと。ですから、シンプルですがその解決策はやはり避妊、去勢だと思っています。そういったことで、にかほ市でそういった補助事業——去勢手術の半額などを出しているのですが、県でもそういった取組、避妊去勢手術の補助金などを拡大してはどうでしょうか。

生活環境部長

今委員から御指摘、御意見があったように、まず今何よりも重要なのは、特に猫について繁殖の制限

をよく認識していただくことだと思います。県としても団体やボランティアなどと協力して、地域で合意が得られたものについてはセンターで避妊等を行うといった支援もしていますので、直接の補助制度ではないが、センターでもそういった地域猫活動（地域の理解のもと野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域の住民等の有志により野良猫を適正に管理していくことで、野良猫の数とトラブルを減らしていく取組のこと。）やTNR活動（T r a p ・ N e u t e r ・ R e t u r nを略した言葉で、捕獲器などで野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す活動のこと。）といった活動については今後も強力に進めていくつもりです。

高橋武浩委員

その辺をしっかりと取り組んでももらえればと思います。

時間がないので次に移ります。ふるさと納税についてお伺いします。今年の2月議会で、鈴木洋一議員がふるさと納税の活用について取り上げていました。そのときの答弁は、県と市町村では市町村を優先して、県はその下支えをするという取り決めがあるとの内容でした。そういった中、今年度のふるさと納税に関して、県立高校を支援するという寄附メニューが追加されましたが、これは市町村には影響がないという判断でよろしいですか。

あきた未来創造部長

今回県立高校に対する寄附については、受入れの実績や寄附者からの意見などを踏まえて設置したもので、これはほかの市町村には影響ないものと考えています。

高橋武浩委員

だとすれば、先ほどらいちょっと話していますが、県で運営する動物愛護センター——これはいろいろと関係者の話を聞くと、やはり動物の医療品、医薬品であったりボランティア団体の協力とか、様々な運営資金等の手だてがあれば、いろいろと動物愛護の推進に役立てられるということです。他県でも動物愛護に関しては特別枠で寄附メニューを設けていますので——そういう意味では今のふるさと納税の中に動物愛護等もあるのですが、独立させて寄附メニューを追加してはどうでしょうか、知事。

知事

あまり私が言うと猫気違いと言われるのですが、ほかの県も動物愛護——幾つかあるようです。そういう意味からすると、動物愛護という名目で寄附メニュー——これはワンニャピアを中心に県が全県的な展開をするという名目で集めるので、これはよろしいのではないかとということで、早速検討してできるだけそういう方向にしたいと思います。ただ余談ですが、私のところのミール君（平成25年に秋田

犬の返礼としてロシアのプーチン大統領から贈呈されたシベリア猫のこと。）は世界猫ランキング7位（ミール君の猫種であるサイベリアンのランキングのこと。）です。世界的に有名ですからミール君を中心にSNS、ウェブで——PR等効果があると思っています。

高橋武浩委員

ミール君の動画はユーチューブでも拝見しています。あえて言うのは、やはり猫好きの知事が前面に出て——県全体が動物に優しい秋田をPRする意味では先ほど言った寄附——ふるさと納税も活用することは大いに進めていくべきだと思うし、是非とも先頭に知事に立ってもらえればということで質問させていただきましたので、前向きに検討してくださいようお願いして質疑を終わります。

委員長

以上で高橋武浩委員の質疑は終了しました。

次に、吉方委員の質疑を行います。

吉方清彦委員

質問させていただきます。順番を変えて「コロナ禍における首都圏へのテレワーク・移住のPRについて」から先にお聞きしたいと思います。昨年度、「過密を避け秋田へ」人の流れ拡大事業に1億3,000万円、その中でリモートワークで秋田暮らし推進事業に3,700万円が出されています。資料も配付していますが、昨年10月5日の日経新聞に全面広告が載ったわけです。200万部に掲載して1,800万円掛けたということですが、同時に行ったアンケートには幾らくらい掛かっているのでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

委員長

再開します。

あきた未来創造部長

アンケート調査には742万6,000円です。

吉方清彦委員

この広告——その後もウェブ広告に4,800万円くらい使っているわけで、大変大きい額なのですが、この広告の評価、そしてこのアンケート分析はどのように捉えられていますでしょうか。

あきた未来創造部長

全国に向けて、秋田暮らしということで知事がこういった形で全国的な日経新聞を使ってPRしたことに関しては、広告掲載後の読者のモニター調査で

もタイミングがいいとか話題性があるとか、比較的好意的な回答が多数寄せられており、そういった意味で本県のリモートワークの推進という意味ではインパクトを与えたものと考えています。

それから、その後にアンケート調査、協力をした約4,000社に対してアンケート調査を実施しまして、移住に前向きな回答をした63社に対しまして、今産業労働部とも連携しながらいろいろとPR活動をしているということでございまして、今本県でもリモートワーク（従業員が会社に出社することなく、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。）の推進に関して手厚い支援をしています。そういった支援を考える上でもこのアンケート結果なども参考にしながらやったということで、一定の効果はあったものと考えています。

吉方清彦委員

個人的には——大変お金が掛かるのですが——このように発信していくことは大変良いことだと私は思います。この手の広告は続けることが非常に大事だと思うのですが、その後の引き続きの秋田県のアクションはどういったものがあるでしょうか。

あきた未来創造部長

まずはこのアンケート結果を受けて、秋田県でのリモートワークに前向きな回答があった企業に対して営業活動をしていくと。それ以外にも、実際にリモートワークを考えている企業——IT企業が大変多いということでそういうIT企業ですとか、またリモートワークを推進するための課題の一つに社内制度——サービス管理も含めた社内制度が必要ということもありましたので、そういった社内制度が整っている企業に対しても営業活動をしていくということです。

それと今年度、今月30日になりますが、同じ日経新聞と共催で本県へのリモートワーク維持をPRするオンラインフォーラムにも知事に出ていただくことを予定してまして、引き続き全国に本県のリモートワークの取組について広くPRしていきたい、リモートワークの誘致につなげていきたいと考えています。

吉方清彦委員

やはり見える形での広告は非常に大事だと思います。一例として、御存じでしょうが、和歌山県の白浜町——南紀白浜ですがワーケーション（Work & Vacationを組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。）の聖地と呼ばれているわけです。早くからIT産業を中心とした企業誘致をしているわけです。そういった中で、昨年新型コロナウイルスでリモートワークが注目されたときにいち早く一

一早々にすばらしいPR映像を作って東京から近いだとか設備がどれくらい充実しているかを全国放送で流したわけです。私もたまたま見たのですが——びっくりして感動したわけなのですが、秋田県もこういった面での映像でのPRをすべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

あきた未来創造部長

私も和歌山に関しては非常に——特にワーケーションという意味で、今おっしゃられたように南紀白浜を中心としたそういうPR活動を非常に熱心に行っているという印象を持っています。今後媒体はいろいろと検討していかなければいけないと思うのですが、本県もワーケーションという意味では観光資源がたくさんありますし、ワーケーション自体につきましても奨励金という形で——企業に奨励金を出して誘致活動をしています。先月2社から県内に来て実際にワーケーション活動を実体験していただいているといったこともありますし、今ワーケーション協会のウェブサイトの立ち上げもやっていますので、そういった形で本県の持つ優位性、例えば自然、食べ物、そういったものをPRしながら誘致に努めていきたいと考えています。

吉方清彦委員

今の答弁の中にもあるのですが、ワーケーションからリモートワーク、そして会社移転、移住という流れで、やはり必要なのはリモートワークの環境です。白浜町は、Wi-Fiの密度が全国で2位だそうです。ワーケーションの宿泊施設も備えているわけです。一方で、秋田県のこのアンケートを見ますと、6ページに書いてあるのですが、秋田の魅力の上位は自然環境、食文化、これは分かります。一方で、リモートワーク環境には魅力を感じていないと、かなり下位にあるわけです。これでは都会から人は来ないと思うのですが、どう思われますでしょうか。

あきた未来創造部長

おっしゃるように、リモートワークを推進する以上はWi-Fiを含めた環境が大変必要になってくると思います。駅前にオープンしているアトリエアルヴェ（秋田駅に直結しているリモートオフィスのこと。）も5G（高速・大容量を進化させたほか、低遅延、多数接続の特徴を持った通信のこと。）の回線を引いてトップクラスの回線環境を整えていますので、我々としてもそういう拠点——秋田市に2つ、あと県内にも27か所ほどそういった拠点がありますので、そういった環境をしっかりとPRしながら誘致に努めていきたいと思っています。

吉方清彦委員

私はまだまだ足りないと思うのですが、また別な例でいけばパソナグループ（人材派遣会社の株式会社パソナなどを傘下に持つ持株会社のこと。）——

有名ですが——2023年度までに本社機能を兵庫県淡路島に移転すると。1,800人中1,200人を移転するのだと。社長の出身が兵庫県なのですが、淡路島を国際的な商業都市にしていくことが夢だとしています。これは事業継続計画——BCP（災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画のこと。）の観点もあると言っています。そこで知事にお聞きしたいのですが、秋田県が本気でリモートワークを入り口とした移住推進政策を進めるとしたら、何が大事だと思われるでしょうか。

知事

やはりどちらかというと、県の境だとか市町村の境や、県民性、県の優位性というよりも、いわゆる全体的な雰囲気非常にオープンだと。要するに、よそ者扱いしない——実はそこら辺が本県の弱点なのです。そこを、我々と同じ秋田県人というよりも同じ地球人だというくらいの状況認識があればかなりいいと思いますが、実は移住者の方もやはり息苦しいという——人間関係の息苦しさがちょっと西日本と違って、東日本は本県のみならず一般的にあると。北海道に行くと、あそこは全国からの移住者ですので県民性はないのです。ですからあそこはオールジャパンなのです。そういう意味からすると、秋田県というのをあまり出さないで——そこら辺のバランスが非常に必要だと思います。

吉方清彦委員

もっと話したいのですが時間がないので。県民の若い世代の人と話をしても、やはり移住政策に大きく期待しています。知事がおっしゃるように、子供を増やすとか結婚とかという前にやはり移住が大事なのではないかと。そして、移住してくる地域は、そこで生まれ育った若い人たちにも残れる地域、魅力がある地域だと思うので、魅力的な移住政策というものやはり我々も共に考えていきたいと思っています。

次に、農業・漁業のブランド化についてお聞きします。今正に能代市で種苗交換会（秋田県種苗交換会。秋田県農業協同組合中央会が主催し、秋田県で毎年秋に開催されている農業の総合イベントのこと。）が開催されています。サキホコレも大きいブースがありました。去年はサキホコレのスタートの年でもあり、昨年、本年と秋田県の意気込みは大変大きなものが感じられ、本年の先行販売、そして来年の本格販売と大きく期待できるようです。しかし、秋田県の米は、当然サキホコレだけではないわけで、その中で昨年あきたこまちRが出来たのですが、これはどういった米なのでしょう。

農林水産部次長（齋藤）

あきたこまちRは、土壌中のカドミウム（鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属のこと。自然

環境中のカドミウムが農畜水産物に蓄積し食品として摂取することで一部が体内に吸収され、主に腎臓に蓄積され、腎機能障害を引き起こす可能性がある。）を吸収しない特性を持ったコシヒカリ環1号が国で開発されており、それとあきたこまちを複数回戻し交配して、結果的には出穂期や品質、食味といったものの特性があきたこまちとほとんど同じといった特性を持った品種です。

吉方清彦委員

ではどういったところに——誰が栽培してどのように売っていく米なのでしょう。

農林水産部次長（齋藤）

今県内でカドミウムを吸収する地域が何地域かあります。まず当然そういった地域で作付していく方向で進めていきますが、結果的には県内全域をあきたこまちRに替えていきたいと考えているところです。

吉方清彦委員

そうすると、その表現のまま低カドミウム米として売るのでしょ、それともあきたこまちとして売るのでしょ。

農林水産部次長（齋藤）

こういった品種の場合、ほかの地域もそうですが、同じ特性を持ったものについては、あきたこまちだったあきたこまちという一つの群で流通することができることになっていますので、今後はあきたこまちという名前で流通することになります。

吉方清彦委員

米の種類に関しては、全国で品種だけでも40種類以上あると聞いています。産地ブランドも入れると何百種類のブランドもあるのですが、その中で秋田県の奨励品種が10種類あって——いろいろあるのですが、そのブランド——今後のブランドの管理はどのようにしていくつもりでしょうか。

農林水産部次長（齋藤）

あきたこまちを中心に、先ほど委員からおっしゃっていただいたサキホコレをトップに様々な品種が——県のウルチ米では奨励品種が9種類ありますが、前の農林水産部長が例えとして話しましたが——レクサスからカローラまでという多様な品種を並べて、その強みを生かして売っていこうということなのですが、まずはトップのサキホコレといったものを基幹としながら、レギュラー品種であるあきたこまち、そしてまた多収米で業務用に向いている品種——めんこいなだとか——そういったもののラインアップをそろえて、そのニーズに応じた生産販売をしていきたいと考えています。

吉方清彦委員

前からその話をよく部長がおっしゃられるので話すけれども、やはり米の生産は車とはちょっと違う

わけで、作り手は個々の生産者なのです。そういった中で9種類をどのように——例えばすぼめなければいけないところもあるでしょうし、広げていくところもあるだろう。失敗してもある程度その人の自己責任になってしまうので、そういうブランドの管理はどのようにしていくものなのか、この後減らすものは減らしていくという考えなのでしょうか。

農林水産部次長（齋藤）

今コロナ禍でこれまでと違った市場ニーズがありまして——単籠もり需要ということで、これまででは家庭用の品種、特にあきたこまちなどは結構売っていたのですが、通常年に戻ればやはり業務用の品種、できれば低価格で多収の米を作っていくことがこれから必要だということで、今まで大体2割くらい業務用の品種の生産だったのですが、2倍にして約4割くらいまで業務用品種を作付していきたいという考えを持っていまして、家庭用と業務用のバランスをうまく取った生産体系を敷いていく。まずは10アール当たり、1反当たりの収益を同じにして、どの品種を付けても収益を確保できるという体系で農家の方々に作付誘導を図っていきたいと考えているところです。

吉方清彦委員

会派から時間を分けてもらっていますので、続けたいと思います。最近よく6次産業化と言われます。私は大変大切なことだと思うのですが、JAの幹部の人でも6次産業化は全体の隙間産業的な面もあるのだと……。やはり生産、加工、販売の分業体制はしっかりしていかなければいけないと言っています。農林水産部が他の部署と大きく違うのは、やはり生産だけではなくて、販売まである程度責任を持たなければならない部署であるのではないかと思います。逆に言えば、一つの部署としてちょっと無理があると。特に販売が大事なのですが、販売に関しては観光文化スポーツ部に秋田うまいもの販売課がとても重要な位置付けとしてあり——米にかかわらず様々な秋田の農産品のブランド化を観光文化スポーツ部ではどのように考えているのでしょうか。

観光文化スポーツ部長

当部では主に加工品を扱っていますので、農林水産物、一次産品は農林水産部で販売戦略を考えていただき売り込みをしていただくことになっています。ただ、様々な商談会ですとか、特に海外に売り込みする場合には、当然農林水産部と連携を取りながら売り込みを図るということもやっていますので、引き続き連携はしっかり取りながらやっていきたいと考えています。

吉方清彦委員

農林水産部としてはどう考えていますでしょうか。販売というのは非常に重要なのですが。

農林水産部次長（齋藤）

当部にも販売戦略室というのがあります。基本は、農産物全般が農協出荷だったり市場出荷だったりという大きい流通の中で販売していく、大きいロットを確保して販売していく、これはこれで一つの販売戦略なのですが、そのほかにも例えば大きい法人が業務用のこういった商品が欲しいというものをマッチングし、それを農家の生産につなげ、また所得につなげていくということも必要ですので、そういったマッチングをしながら、当然秋田うまいもの販売課の情報、または東京事務所にもそういった推進員もいますので——そういった情報をうまくマッチングして、農業法人につなげていくといったことにも取り組んでいきたいと思っています。

吉方清彦委員

それと知事にお聞きしたいのですが、秋田うまいもの販売課は非常に大事だと思うのですが、昨年の決算額は7億円ほど、人数は11人くらいで、拡充すべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

知事

人数もありますが、やはり売るものの品ぞろえ、その物語性、あるいは品質——やはり今は単においしいとか、単に自然豊か——これと全く関係なくてやはりファッション性だとか、そのときの流れにどのように乗るか。ですからそこら辺は民間との連携、特に物販の商社あるいはデパートの力を——そこの連携をどのように非常に密に取るかがこれからの鍵だと思っています。ですから、逆に言えばそういうところとのネットワークをしっかり築いていく、そこら辺にまだ課題もありますので、研究課題ということで、そこら辺をどのように捉えるかということは努力したいと思います。

吉方清彦委員

最後に、短く魚に関してもお聞きしたいと思います。昨年、キジハタ700匹を放流したとあります。今後は大変期待できるのですが、ブランド作りをしていかなければいけない中で、実は私も含めて県民はほとんどキジハタを食べたことがないという状態ですが、そういったものをどうやって広げていきますか。

農林水産部次長（齋藤）

キジハタは、今委員おっしゃっていただいたように、なかなか県民にはなじみの薄いものです。また、高級魚ということで値段も張りますので、漁師からすれば注目している魚です。何とかこの漁獲を上げたいということで、これまでに種苗生産、それから放流をやっているという——それで量産しているという狙っているのですが、その種苗の生産がまだなかなか順調に確立できていないというか、他県のいろいろな情報も入れながらやっているのですが、ち

よっとまだ十分に確立できていないということで、まずはここを確立するようこれからちょっと続けていって、それを放流につなげて漁獲につなげていきたいと思っています。

吉方清彦委員

ブランド化するにはやはり売らなければいけない、名前を売らなければいけないですから、そのことに関しては何のように。

農林水産部次長（齋藤）

まだ漁獲が、実際100キロとか400キロという程度の量ですので、まだまだちょっとブランドというまでいけるところではないのですが、いずれその漁獲が高まった段階で……。やはり秋田の——キジハタという魚は根づきの魚というか、放流すればその地域でとれる魚だと聞いていますので、できるだけ秋田のキジハタの特徴あるところを見い出して、それを売り込んでいくということですが、一つは煮魚だったり——刺身はあるのですが——例えば秋田の鍋料理につながるとか、そういった売り方もこれから考えていかないといけないのですが、まずは漁獲を高めていく取組を進めていくことが最初だと思っています。

委員長

以上で吉方委員の質疑は終了しました。

次に、佐藤信喜委員の質疑を行います。

佐藤信喜委員

おはようございます。まず初めに、個人番号制度の普及についてお伺いします。委員会でもお聞きしたのですが、マイナンバーカードの普及率が低いということで、秋田県の取得率36%で全国34位と聞いていました。同時に、10月20日からは健康保険証機能が付与されると伺っていたのですが、様々な課題あると思いますが、この普及率というか取得率について、まず現状と課題をどう捉えているのかお聞かせください。

企画振興部長

今委員がおっしゃられたように、9月末時点でのマイナンバーカードの普及状況は全国平均の38.3%と比べても2.3ポイント低い状況となっています。年間の交付実績を見ますと、令和2年度は約12万3,000枚ほど交付していて、前年度末と比べると約12ポイント程度上昇しており、それぞれ取組は進めているのですが、なかなかマイナンバーカードの取得が全県的に進んでいない現状だと認識しています。

佐藤信喜委員

そういった中で、秋田県内では大仙市で自治体マイナポイントモデル事業として進められているとインターネットで見ました。中を調べていくと、結婚支援に対するもの若しくは子育て、出産祝金という

部分で地域商品券の代わりにこの自治体マイナポイントでちょっとかさ上げした形で付加価値を付けて交付するといったものを活用しながらマイナンバーカードの普及に取り組んでいる自治体もあります。また全国を見ると、石川県の加賀市が商品券を5,000円分ポイントで配布するというのでマイナンバーカードの普及に取り組んだ地域もあり、全国を見れば様々な取組があると思うのですが、こういったものを県はどのように把握しながら普及と拡大につなげていこうと研究されているものでしょうか。

企画振興部長

今紹介のあった他県やほかの市の事例についてはうちでも把握しており、そういった好事例といいますか、普及率の向上につながった事例について県のデジタル政策推進課で各市町村を訪問する機会がありますので、そういった機会にそのような事例を紹介しながら、今後取得率を向上していきたいと考えています。

佐藤信喜委員

是非その点についてはお願いしたいと思います。ただ、秋田県にとってはこのマイナンバーカード——デジタル推進については、やはり高齢県というのも大きな課題だと思うのです。ただ一方で、このマイナンバーカードが全国的に普及されていって、これから健康保険証や免許証という話も出てきていますので、やはり時代の流れに即した形で進めていかなければいけないのですが、まずはマイナンバーカードの発行をさせるということが大事であると思います。それで、部局別審査でも話はしていましたが、県職員の皆様だったり——やはりまずは自治体の職員の皆様が100%に近い数字を出していただけるようにまず努力してほしいと。また、併せてそこからいろいろな紹介方法、手法を使いながらやってほしいとお願いしたいのですが、その点についてはどうでしょうか。

企画振興部長

行政職員自身がまずマイナンバーカードのメリットをしっかりと理解しながら自ら取得して、それをまた住民の皆様にお知らせしていくことも必要だと思いますので……。ただ今現在まだ県職員の取得状況は令和3年の3月31日時点で58%となっていて、これについては年2回県職員の取得状況を調査していますので、年々取得率は確実に増えている状況です。引き続き県職員についてはそういった形で数値を把握しながら取得向上に努めるとともに、市町村に対しても先ほど申し上げたような機会を通じて引き続き向上に努めてまいりたいと考えています。

佐藤信喜委員

取得した日によっていろいろなポイントがもらえるとかもらえないとかそういうことにならないように、もしそういったポイントを使いながら取得を推進していくのであれば、過去に申請した方も対応できるようなことも検討していただければと。ただ、これは一義的には市町村が取り組む課題ではあると思うのですが、県でどのようにして誘導していくのかとか、そこら辺は市町村としっかりと協議を重ねた上で進めていただければと思います。

先ほども申したとおりマイナンバーカードに10月20日から保険証機能が付いていると。ただし、利用できる医療機関の拡大など、県としてはどのように取り組んでいるのか。質問の中では、このマイナンバーカードを使えるのはまだ124施設ほどしか——病院だったり薬局がないということだったのですが、この普及拡大にはどのように取り組んでいくおつもりなのか。やはりカードが普及しても、使える機関が少ないということであれば、カードの意味がなくなると思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長

健康保険証として使用できる医療機関等ですが、今現在——10月24日現在で151施設まで増えてまいりました。まだ全体の数からすれば1割程度ということで、まだまだこれからというところです。これまでも県ではウェブサイトにも掲載していますが、市町村に対して情報提供することによって——県民への普及はそういったルートでやっていますし、また医療機関には補助制度ということで、社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法に基づき、医療費の適正な審査及び迅速適正な支払を行うことを使命として設立された法人のこと。）で医療機関への補助制度を持っています。こういったものを普及していくことで、今後拡大を進めていきたいと考えています。

佐藤信喜委員

分かりました。

それではちょっと質問を変えて、この後運転免許証としての利用も検討されているという情報は得ているのですが、現状はどのようになっているのか、県警本部長からお聞かせください。

警察本部長

御指摘のとおり、運転免許証もマイナンバーカードと一体化するという方向性は示されておりまして、警察庁からは令和6年度の末に、これから一体化を開始するという連絡を受けています。ただその一体化に向けて具体的にどのようなものにするのかとか、そのスケジュール等々についてはまだ詳細な連絡がありません。普及という観点からの御質問かと思うのですが、警察としても検討の推移を見ながら関係

機関と連携して対応していくことを考えています。

佐藤信喜委員

多分医療機関と——健康保険証と運転免許証というのと、どちらかというところ運転免許証のほうが早く進むと思います。なぜならば行政と民間という形があると思うので、やはりそういった点では国の動向を見ながら、情報を早めに取り入れながら対応をしっかりとしていってもらえればと思います。

それで、マイナンバーカードの普及全体の話になるのですが、これに対して知事はどのようにお考えなのか、是非最後に一言お願いしたいと思います。

知事

これはかなり課題があります。まず、住基カード（住民基本台帳カード。市町村又は特別区が発行する個人の住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記録されたICカードのこと。）、あれが大騒ぎしてやって何も使えないなど。どうも国民の間にまたかとか……。それとこのマイナンバーカードの——例えば健康保険証は、今普通になくしてもすぐ出ます。マイナンバーカードは再交付が大変なのです。また、暗証番号8桁——これ高齢者は多分マイナンバーカードに暗証番号を書くと思うのです。あと、やはり国民の間にはこのマイナンバーカードによって銀行預金が全部把握されるのではないかと、そこら辺が非常にそういう不安があるのです。ですからそこら辺を、特に組織に属した人間は——フリーの方は非常にそこら辺が懐疑的なのです。あれがもし紛失すると、全部の個人情報簡単に——実は幾らプロテクトを掛けてもすぐ読めるのです。ですから、これをなくしたら全部ばらされると……。そこら辺の不安が非常に大きいのです。ですから、そこら辺がどのようになるか。意外と民間——ある会社がうちは健康保険証は全部これにするというのと、ぱっと変わるのです。ですから、もうそういう動きが出ていますので、いろいろな組織に属するところはスムーズにいくけれども、組織に属さない方々が最後まで残ると……。この不安をどのように解消するか。これ政府が、単純に言えば個人資産については一切触れないとか、そういう言明をすつといきますよ。これ、どうもそのように国が税金の徴収に使うのではないかという不安が——これをはっきり言ってもらおうと、そうしないと言うとちょっといくと。これが非常に今の不安感なのです。ですから、特に財産を持っている高齢者の方でフリーの方々が非常に嫌っていることは確かです。

佐藤信喜委員

そういった点については、私どもも要望はしていきますが、知事からも是非とも知事会とかで、そういった話題もどんどん出していただければ大変ありがたいと思います。

それでは、質問を変えます。いじめ対策ということで、部局別審査でもいじめ問題の被害者のことについて触れていましたが、反対に加害者への指導等ということについてはどのようにしているのかお知らせください。

教育長

学校側がいじめを認知した場合に、まず事実関係を正確に把握して、そして双方の児童生徒、そして保護者の方々に丁寧に説明しながら必要な指導、援助を行うということです。今話のありました加害者の児童生徒に対してですが、これは当然学校で校長先生なり生徒指導なり、あるいは担任の先生が指導していくと。そのときであっても、被害者の児童生徒の気持ちを尊重しながら、被害者を守るということを第一に考えながら、加害者の生徒に対しても組織的に指導に当たっていると。その加害者の児童生徒に対しては、当然先生方が繰り返し面談を行いながら、いじめは人を傷付ける行為であると、絶対どういう理由があってもやってはならないのだといった辺りを理解させ、反省させることで再発防止を図っていると。更に言えば、スクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーであるとか、専門的な方々に面談していただいて、そのいじめの背景等を方向を探りながら指導を充実させているといったところです。

佐藤信喜委員

分かりました。

それでは、逆にいじめを受けている生徒の話はよく聞くこともありますが、加害者がどうしても分からないという場合の対応はどのようにしているのか教えてもらえますか。

教育長

実際に加害者が分からないという場面もあると思います。そういった場合であっても、例えば聞き取りであるとかアンケートであるとかそういったことを繰り返し行って、まず情報収集——ほんのちょっとした情報でもあれば、そこから事実確認をしたりしながら何とか被害者を守るという体制で学校は行っていると。最近SNS等での誹謗中傷など、これも発信者が分からなかったりという場面もよくあったりして非常に難しいケースもよくあるのですが、こういった場合であってもまずできる限り情報を集めて、事実がつかめるところはそこを探っていくということ、あと保護者とか関係機関にお願いしたり連携したりしながら情報の削除であるとか、あるいは拡散防止とか、そういったことを繰り返しながら、まず被害者を守るということを行っている。いずれにしても、被害者の児童生徒の心のケアであるとか、あるいは被害者の意向を踏まえながら、保護者と十分に連携して支援に当たるようにはしていると

いった状況です。

佐藤信喜委員

いずれ委員会でも、例えばツイッターとかのオンライン、またオフラインサイトもあるということです。やはりどうしても私に聞こえてくる話は、オフライン側の話がよく聞こえます。ただ、いろいろと調べていくとどうしても行き詰まってしまう点というのがありますので、逆にそういった点については学校入学時点でも構いませんので、とにかくオフラインの使用の仕方といったものも学校側としても指導していただければ大変ありがたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長

スマホ、携帯等の使い方とか、それから時間とかを含めて、生徒にはもちろん指導しています。あと、併せて保護者、家庭での状況等もありますので、保護者、PTAであるとか、あるいは携帯を買うタイミングでの指導とか、そういったところに関しては生徒、保護者を巻き込んで注意喚起、指導しているところです。

佐藤信喜委員

分かりました。

最後に、秋田県のいじめ問題対策審議会での取組状況を教えていただけますか。

教育長

いじめ問題対策審議会、これは例えば法律とか医療、心理あるいは教育とか、そういった専門家の方々に構成員となっていていただいて審議会を開いているもので、県のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的にして年1回行っているものです。昨年度は、例えばいじめの重大事案への対応の在り方についてと、いじめの防止等に係る教職員研修の在り方についての2つを協議議題として行うなどしているところです。

佐藤信喜委員

分かりました。いじめ対策については、県でもしっかりと取り組もうとしている姿勢は分かるのですが、やはり問題が大きくなって子供が例えば——あってはならないことですが——自殺したとか、そういったことにつながっていく、これが本当に一番残念なことでありますので、やはりがんではないですが早期発見、早期対応ということに取り組んでいただければと思います。

最後に、知事から、このいじめ問題についての考えをお聞かせいただければと思います。

知事

特にいろいろな場合がありますが、学校について——若干教育長はちょっと耳が痛い話ですが——学校の先生方はどうもプライドがあり過ぎるのです。要するに自分の学校からいじめが出ると恥だと、そ

ういう意識を捨てることです。これは——いじめはどこにもありますから、これをどのように未然に防ぐか。また、あったとしても、被害、問題を大きくしないか。これが、何かあればうちの学校の名誉が傷付くと。これ名誉は関係ないですよ、正に名誉を捨てていじめをなくすように、表に出ても表面化してもこれをしっかりやると。こっちのほうがいい名誉なのです。先生方の認識の持ち方を変えることによって、むしろどんどん出すと。中の悪いところを全部出すと。こっちのほうが今非常にいい名誉なのです。そういう認識を持ってもらいたいと、そのように思います。

佐藤信喜委員

私もそのとおりでと思います。問題が表面化しないことで、やはりそれでいじめ問題が隠れて終わったということではなくて、明らかにすることでこういった事例がある、これは駄目なのだとすることを子供にも知らせていくことはできると思いますので、そういった点については公表するときは公表する、そういった対応も最後に検討していただければと思います。その点について、最後に教育長から一言いただいで、質問を終わります。

教育長

学校においては、まずは未然防止ということで子供たちの心を育てることが第一。あと先生方に関しては、アンテナを高く上げてちょっとした変化とかちょっとしたものを見逃さないで、そういったものに対して以前であれば知事がおっしゃられたようにプライドがあって出たくないという思いも、最近ではちょっとしたことであってもすぐに初期対応をしっかりと解決していくという方向性がありますので、そういった部分に関しては適切に早急に対応していじめをなくしていきたいと思っています。

委員長

以上で佐藤信喜委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

小山委員の質疑を行います。

小山緑郎委員

私からは、クルーズ船観光の受入れ態勢について何点か質問させていただきますので、よろしく願います。

まず初めに、入港基準について質問させていただきます。昨年のクルーズ船内における新型コロナウイルス感染が記憶に新しいわけですが、クラスターが発生してしまい、しばらくの間大変な状態になったというニュースが連日放送されていました。コロナ禍以前は、クルーズ船の受入れ観光ということで経済効果も非常にありにぎわっていましたが、昨年、また今年と新型コロナウイルス発生の影響で、受入れ中止ということで停滞状態となっています。そこで、部局別審査でいつ頃からの再開を考えているのかと質問したら、10月から始めているとの答弁でしたが、全国で新型コロナウイルスの感染者数が小康状態となつてはいますが、県内に新型コロナウイルスを入れない体制がいましばらく必要だと思われます。

そうしたことから、入港基準等、下船された際の検査体制、また受入れマニュアル、警戒レベル、ガイドラインについて見直しを行ったのか現状のままで行くのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

建設部港湾技監

県のクルーズ船受入れについては、昨年9月に関係業界団体のガイドラインや国の要請があり、それも踏まえつつ健康福祉部や保健所等との協議を行った上で、県や商工会議所、県観光連盟等々から成る秋田クルーズ振興協議会があるのですが、そちらに県で策定したクルーズ船受入れに係る感染症予防拡大防止対策指針を諮り、そこで了承をいただき内航クルーズ船の受入れを再開しているところです。

内航クルーズ船の受入れに当たっては、当該指針に基づき県の新型コロナウイルス感染警戒レベル3を受入れ中止の目安としながら、健康福祉部等との協議により受入れの可否を判断しているところです。

なお、外航クルーズ船については、現在国の方針等が示されていない状況ですので、受入れは再開していない状況です。

なお、基準の見直しについては、先月10月27日に県の新型コロナウイルス感染警戒レベルの新規感染者数に係る指標が見直されたところです。秋田県港湾につきましては今年度の寄港はなく、来年度に向けた準備を進める必要があります。今後新型コロナウイルスの状況に応じて、内航クルーズ船に係るガイドラインの見直しのほか、外航クルーズに係る方針等の動向も出てくる可能性もありますのでその動向も踏まえながら、健康福祉部など関係機関と協議しつつ方針見直しの必要性を検討していきたい

と考えています。

小山緑郎委員

例えば、下船して入港するときに多分簡易的な新型コロナウイルスの検査ををすると思うのですが、クルーズ船は人数が多いものですから、そのチェックで例えば1人、2人とかと感染した場合は全員の入港とか下船許可とか、そこら辺は何か考えておかなければならないと思います。例えば掛かった人だけは認めるけれども、多分こういうクラスター——伝染病だから多分全員駄目だと思うのです。そこら辺も考えておかなければならないと思いますが、そういった点はまだちょっと——来年だとしても考えておく必要があると思うのですが、その点はどうでしょうか。

建設部港湾技監

クルーズ船の感染者発生時の対応については、関係業界団体のガイドラインで示されており、現在は今年の10月からPCR検査を2回やった上で陰性の場合、乗船するといった形で運用されているところです。

また、仮に発生したときですが、発生者への対応は寄港する港の保健所等に要請します。それ以外は隔離の上、ツアーを中止して最初の港、例えば大体横浜港とか神戸港とか大きな港に帰っていく運用方針になっています。現在、我々のこの指針については、3月以降関係業界団体のガイドラインが出れば適宜見直しを行っているところですので、今後もその見直しがあれば、それに合わせた形で指針についても見直ししていきたいと考えています。

小山緑郎委員

分かりました。

質問変えますが、次に——順番変えますが、3番目の今後の運航予定についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症が小康状態になったとはいえ、感染者がゼロになったわけではありません。第6波も心配される昨今で変異株等の関係もあり、元どおりに近い生活状態に戻るのはいましばらく期間が必要と思われませんが、少しずつでもコロナ前の入港回数に回復する見通しはあるのか。外国船はまだだと言ったけれども、国内船、外国船含めてお伺いします。

建設部港湾技監

秋田県へのクルーズ船の寄港の回復について、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度は26回寄港がありまして、そのうち15回が外航クルーズになっています。ですので、寄港を新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復していくためには、外航船の回復が重要なキーになっています。

現在の動きですが、先ほど話しましたとおり、内航クルーズ船については既に10月から運航を再開

しています。一方、外航クルーズについては、やはり国際、外航のクルーズ船社でも動きがありまして、例えば秋田にも寄港していたダイヤモンドプリンセスのプリンセスクルーズ社とか、MSCスプレディダのMSCクルーズなどの国際クルーズ船社で構成する日本国際クルーズ協議会を設置しており、そちらで運航再開に向けた検討を進めています。現時点で商品化されているわけではないのですが、岸壁使用に係る予約が入っている状況で、一応来年度の予約数は令和元年度の実績を上回っている状況です。やはり新型コロナウイルスの状況が落ち着くかがキーになると思うのですが、今後その外航クルーズに係る国の方針とか、先ほどの日本国際クルーズ協議会のガイドラインが公表されて、外航クルーズの運航も再開すれば、一足飛びとはいかないかもしれませんが、本県の寄港は回復していくものと推測しているところです。

小山緑郎委員

分かりました。来年も計画ではいろいろとあるということで大変安心しました。例えばそのように来年度であるとすれば、今まで行っていた歓迎セレモニーとか——例えば花火やなまはげ太鼓などをやっていたのですが、ああいった歓迎セレモニーは順次——いつ頃から予定していくのか、それと併せてやっていくのかお伺いします。

建設部港湾技監

一応感染対策を行ってというのが前提条件になると思うのですが、実際来年度商品化されて来る段階になりましたら、新型コロナウイルスの状況を踏まえた上で、やはり必要な——県独自の特徴的なおもてなしというのはクルーズ旅客にとってもいい思い出になりますし、リピートという観点からも重要だと思いますので感染状況を見ながら、対応については地元の自治体とも相談しながら対応していきたいと考えています。

小山緑郎委員

分かりました。

次に、観光促進についてお伺いします。今までも行っていた停泊中の観光誘致はほとんどが日帰り——朝着いて夜には出発するというので、あまり遠くへは行くことができませんが、乗船客は比較的富裕層の方が多いと思いますので、うまく案内しながらお金を落としていただくと、人数も多いし今まで停滞していた土産屋、観光地にとっては経済効果もある程度期待できると思います。そうしたことから、東北の三大夏祭りの代表である竿燈をはじめ、土崎港曳山祭り、角館の山ぶつけや花見など、JRとタイアップしながら、また観光業者やバス会社等と連携しながら、PR活動等に力を入れて行っていくのか。またそれに対して——今冷え込んだ観光の起爆

剤として何か新しい計画を考えているのか、お伺いします。

観光文化スポーツ部長

クルーズ船の観光については、先ほど委員からも話がありましたように観光施設だけではなく飲食、土産、交通事業者、幅広い分野に波及効果がありますので、クルーズ船の受入れ再開は観光関連事業者も相当期待が大きいものと考えています。

アフターコロナにおけるクルーズ船の受入れは、何よりも乗客に寄港地で安全、安心に観光していただくというのが最も重要だと思っていますので、そういった意味では本県は全国的にも感染者が少なく、自然が豊かで開放感のある観光地ということで、ほかの寄港地に比べてもアドバンテージがあるものと考えています。

あと、昨年度について、オプションツアーに県内の交通事業者の貸切りバスが利用されていますが、その感染防止対策に支援したところですし、またインバウンドにも人気の高い酒蔵の見学施設などの感染防止対策等にも支援したところですし、それから街歩き、例えば秋田市街の県立美術館やねぶり流し館といったところを街歩きする際に、多言語で温泉アプリで見られるようなものも昨年度整備したところですし、より安全、安心に県内の観光地を周遊して楽しんでもらえるような環境を整備したところですし、今後も安全、安心に観光できる環境をPRしながら、観光地の更なる魅力向上や観光客の利便性向上といったものに努めてまいりたいと考えています。

小山緑郎委員

分かりました。そうしたことで活性化といいますか元に近い状態まで回復してきますと、場所によって人数が多いことも考えられるので、当然祭りの主催者側といいますか、受入れ側とも新型コロナウイルスの関係での連絡も必要になってくると思いますが、その点についてもどのように考えているのかお伺いします。

観光文化スポーツ部長

これまでのクルーズ船の受入れの中では、特に竿燈祭りの際にダイヤモンドプリンセスが入港して祭りを楽しむといった事例もありますし、恐らく来年度以降もそういったツアーや入港が想定されていると思います。その辺についてはクルーズ振興協議会等の関係者と連携し、そういった感染防止対策等についてしっかりと協議をしながら、下船された方々も一般の観戦される方々も安心して観光していただけるような、祭りを楽しんでいただけるような環境になるように、しっかり連携して取り組んでいきたいと思っています。

小山緑郎委員

クルーズ船観光ということで、知事からも何か一

言、もしありましたらお願いしたいのですが……。

知事

まず、国内の内航クルーズは徐々に——もう既に船会社でも来年に向けていろいろな企画が進んでいます。そういうことで、内航クルーズは徐々に回復と……。問題は、外航はなかなか——これは国際的な問題ですので、そう簡単にはいかないと……。ただ気を付けなければならないのは、この後外航クルーズが完全に戻ったときに、中国の関係は非常に不明確です。今まで中国が一番多かったのですが、今の中国の政治体制、習近平氏のあの対応から富裕層の海外への渡航について非常に抑制的です。そういうことから本県の場合、中国との関係——インバウンドはないですから、そういう影響はないと思いますが、外航クルーズの市場あるいは相手国が相当違ってくる可能性があります。そういうことで、情報を早めにとって、どういう国が可能か、あるいはその流れはどうか、これを分析しながら効果的なPRあるいは売り込みを図っていく必要があるのではないかと考えています。中国の関係については、今月中旬に中国の関係の方と私がじかに少し話し合いをする予定になっています。

小山緑郎委員

このクルーズ船は、例えば国内も外国もですが、1回来れば毎年来てくれるというものではないと思うのですが、これはやはりその年その年で募集を掛けてやっていくのが現状ですか、それとも何年か継続して来てくれるというものではないのですか。そこだけお聞きします。

知事

祭り関係、例えば竿燈はもう何年も同じ船会社が必ず来るのです。そういう祭り中心のところは、ある程度同じ船会社が同じ旅行社とともに継続的であると。ただ一発のやつは、これは一回うまくいけば次に、好評であれば次が続くということで、ですから最初に来るときにそれをちゃんとつかむことが非常に必要だと思っています。

小山緑郎委員

分かりました。観光もかなり冷えていますので、何とかそういう起爆剤として秋田の観光PRも含めた地域性を出してやっていただければと思いますので、よろしく願い申し上げまして、ちょっと時間が余っていますが私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

委員長

以上で小山委員の質疑は終了しました。

次に、鳥井委員の質疑を行います。

鳥井委員の質疑時間は12分の予定でしたが、会派の残り時間が10分36秒ですので、タイマーの表示をそのようにします。

鳥井修委員

では、早速入らせていただきます。今回は、コロナ禍の県政運営ということで、またコロナ関係についてお伺います。

猛威を振るった新型コロナウイルス第5波も、全国的に見れば昨日東京は感染者9名ということで、現在はほとんどなくなっている状況だと思います。本県を見ると、10万人当たりの感染者数が全国で一番少ないという状況であったと思います。昨日の感染状況——累計を見ますと、本県で累計感染者は1,908名、入院者が今6名、重症者はいません。宿泊療養が1人ということです。これらの状況を踏まえ、まず昨年度——令和2年度の本県の新型コロナウイルス感染症対策についての知事の自己評価というか、どのように捉えているか、まずお知らせください。

知事

感染防止についてはいろいろな見方がありますが、まず非常に県民の皆さんの御協力、そして医療関係機関との連携が本県は割とうまくいったと。また、いろいろな御協力をいただいた。もう一つは、当初から県内の生活実態、あるいは県民の行動の特徴を捉えて相当きめ細かく注意喚起……。そして高齢県ですので、単にSNSだけではなく新聞あるいはテレビを活用して相当注意喚起を繰り返した結果、県民の方も非常に県からの情報発信を受け止めていただいて、まずは結果論ですが日本で一番人口当たりの感染者数が少ないということはいま……。ただ経済面ではやはり相当隙間もあったし、この捉え方については今までのものを教訓としながら、今後またそういう状況に至った場合は検証した結果をうまく生かして、可能な限り経済が動くように。これはある程度宿題でございます。

鳥井修委員

新型コロナウイルスの感染について、秋田県が少なかった理由に関しては知事がおっしゃった医療体制——調整も、また行政も速やかに対応した結果だと思います。あと、県民の協力、理解もあったと思うのですが、多分他県など比べてみるとやはり県民性とか、真面目な性格の秋田県民はやっぱり慎重であるとか、多分すごくその辺が大きいと思います。1つ例を出すと、例えば川反でクラスターが出ました——まずほとんど川反で飲み歩かないとか、かなり慎重だったと思いますし、結果それが感染症というか、新たなクラスターも発生していません。そういう部分が多々あると思うのですが、その辺はどう思われますか。

知事

県民性というか、NHKの受信料の納付率が高い、あるいは交通違反の罰金の納付が日本一と……。そ

ういう意味からすると非常に——県民の方がある程度行政の情報をしっかり捉えて注意していただくと。ただ一方で、少し冒険心というか——これは今この新型コロナウイルスの中で冒険心は困るのですが、慎重さは非常にあると。特に高齢県ですので、最初はこの新型コロナウイルスは高齢者が掛かると一番危ないという情報が流れて、高齢者が非常に慎重になったと。高齢者が各家庭にいますので、やはり自分のじいちゃん、ばあちゃんに万が一があればということで家族も慎重になったと。そういう点が今回は非常にプラスになったと思っています。

鳥井修委員

昨年来新型コロナウイルス対応で、知事も大分難儀をされたと思います。その中で、日本の統治機能である中央集権型の中で、財源や権限など、多分かなり歯がゆい思いをしながらいろいろな対策をしてこられたと思うのですが、去年を見た場合それが如実に現れたのかと。多分全国知事会などでも、知事からも発言というか話があったと思うのですが、その辺はどう認識していますか。

知事

今回東京があのとおりひどい状況——明らかに数字的に、例えば人口10万人当たりの感染症病床は秋田が全国で4位です、4番目。東京は全国でびりに近い。ですから、感染症病床が東京は異常に少ないのです。人口当たりは約1.5倍。実際に感染症病床は、何と秋田が3.3倍なのです。そういうことからすると東京と地方、感染症については地方のほうが命が助かると。そういうことで、やはり過度な、東京のように人口密集地は非常に危険だという状況がはっきり現れています。

鳥井修委員

次に、病床確保等宿泊療養施設についてお伺いします。昨年来の全国の都道府県の取組を見てみますと、医療であったりワクチンであったり、検査もそうですが、まず国が動く前に先手先手で動いた都道府県が医療体制をしっかり確保しながら、感染者数も少ないという状況であったと思います。それらを踏まえて、本県の病床確保や宿泊療養施設の設置について、昨年度——令和2年度の評価、課題についてお知らせください。

健康福祉部長

昨年第1例目が3月6日だったと思いますが、そのときに対応できる病床——第2種感染症病床は9病院30床でした。その後、感染の拡大に伴いまして、4月末には15病院105床、現在は19病院273床という体制で組んでいます。また、宿泊療養施設も順次増やしていきまして、今4施設395室になりましたが、増やしていくタイミングといったことが——やはり感染状況を見極める、あるいは

先読みするといったことが大変難しい状況にあったことは確かです。そういった中で、本県では入院患者、それから宿泊療養者についても全部対応できた。結果的に自宅療養といったことがなく、ここまで対応できていることは、拡大していく局面にそれなりにうまく対応できてきたとは思っています。確かにいつとき急に感染者が増えたときに調整に難儀したことは事実ですが、今後の感染拡大に向けてまた準備をしていくことも忘れずに対応していきたいと思っています。

鳥井修委員

いずれ第5波が収束に向かっているとはいえ、この後の状況は誰も分からないので、例えば外国を見るとイギリスやシンガポールなど、ワクチン接種率は上がっている、イギリスだと一日に何万人も感染者が出ていることを考えると、まず第6波はしっかりと対応、準備しておかなければいけないと思っています。それらを踏まえて、今後の本県の取組についての考え方をお知らせください。

健康福祉部長

第5波は大分収まってきたといったところですが、世界の状況、そしてまた新たな変異株といったものも心配される中、次の感染拡大にも備えていかなければならないということで、現在新たな保健・医療提供体制確保計画として、病床、それから宿泊療養施設の確保の拡大、充実に向けて準備をしているところです。基本的な考え方としては、引き続き自宅療養はできれば極力避けたいということで、原則入院、宿泊療養といった体制を組めるよう、病床、居室の確保といったものも進めてまいりたいと思います。

それから、今まで本県は人口当たりでは一番感染者数が少なかったのですが、これが今後どうなるかといったことはまだ分かりません。更なる強い感染力を持つウイルスなどが流入した場合に、これまで以上の感染拡大といったことも十分警戒しなければなりませんので、これまで以上の能力といいますか、そういったものにも対応できるよう努めてまいりたいと思っています。

鳥井修委員

委員会などの審査の内容を見ると、例えばこれまでは自宅療養についてはまずやらず、全ての人が宿泊療養施設又は入院等で対応するという話でありました。今回の第29回の本部会議（秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議）の資料を見せると、それらのこともあるのですが、感染の爆発などをいろいろと考えて自宅療養者の検討も進めていくと基本方針に書いてあるのですが、この辺はどうなのでしょう。

健康福祉部長

ただいま御指摘のとおり、原則入院又は宿泊ということですが、更なる感染拡大、急激な拡大などに備えた自宅療養の準備といったことも進めています。例えば物資的なもので申しますと、パルスオキシメーター（採血することなく、指先や耳たぶなどの皮膚を通して動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定するための装置のこと。）とか、あるいは療養されている方に配る食料の手配の関係、それから何よりも健康観察といったことが重要ですので、県医師会等の御協力を得まして、例えば御協力いただけるそういった機関などのアンケート的な調査もしているところですので、今後そういったものを整理しながらできれば今月中に一定の枠組みは整理したいと思っています。

鳥井修委員

自宅療養については、全国的に見て御自宅で亡くなられるなど悲惨な事例がありましたので、そういうことにならないようにしっかりと準備を進めていただきたいと思います。

続いて、PCR検査についてお伺いします。PCR検査についてはいろいろな考え方があって、ただ広めてやればいいのかいろいろな議論があると思うのですが、先進地の例として福井県だと、例えば小学校で児童が1人感染したらまず学校全体をPCR検査するとかいろいろな、要は先手先手の対策を取っているそうです。福井県は、ある程度の指標でまとめると全国でも感染者数も少ないですストップレベルの感染症対策をしているようなのですが、それらの分析というか情報は入っていますか。

健康福祉部長

全国でそれぞれ特徴のある取組といいますか、そういったことをされていることは承知していますが、本県でも感染者が発生した場合には、濃厚接触者以外の方も含めて幅広く検査することを心掛けて、医療機関等にもお願いしてきたところです。本県でも、学校で感染者が出た場合には、例えば一緒に遊んだりする、あるいは同じ部活などといった濃厚接触者に限らず学級あるいは学年、そして更には学校——それぞれの状況にもよりますが——そういった範囲で検査対象を広げてこれまでも対応してきているところです。

鳥井修委員

福井県の件をまた出しますが、福井県では基本的な考え方として次の次の感染を止めようと、早期に拡大を抑えるという考え方でやっているそうです。それらと本県の対策と比べて、どういう認識でしょうか。

健康福祉部長

これはそれぞれの感染事例にもよりますが、本県でも先ほど申しましたとおり、濃厚接触に限らずそ

のクラス、学年といった予防的などというか——それまでどのような接触をしているかよく分からないこともあるのですが、そういったことを含めて拡大してやっているところですので、今後もそういった方向で進められると思っています。

鳥井修委員

保健所の対応になるのですが、濃厚接触者の聞き取り等について、例えば秋田で50人くらい感染が出たときに、多分大分難儀されたと思うのですが、基本的には数が少ないのであればしっかり追跡すべきだと思いますし、その辺の状況は今も引き続き取られているのでしょうか。例えば2週間とか1週間くらいの聞き取りです。

健康福祉部長

一度に一つの保健所で多くの感染者が出た場合には、業務量が過多になっていることは確かです。そういったことに対応するため、もちろん保健所内の応援体制といいますか、保健師であればほかにもいろいろな業務を行っていますので、そういった側面をバックアップするところで保健師の業務負担を軽減して専門的なことに集中して対応できるような仕組みも講じています。また、現場で申しますと、秋田コロナ医療の派遣支援チーム——ACOMAT

(秋田県コロナ医療支援チーム)と呼んでいます。こういったものは実際に感染の現場でクラスターが発生したときに、医療機関とか——あるいは船のときもそうでしたが、そういった現場に行き実際に感染制御をしながら、どういった範囲で感染が拡大する可能性があるとか、どういった範囲で検査をしなければならぬとか、そういったものについて現場で対応して、保健所と連携しながら検査等に結び付けています。

鳥井修委員

では、次に新型コロナウイルスのワクチン接種です。ワクチン接種は日本全国で7割以上が済んでいるという話の中で、本県も74%くらい済んでいるという数字を頂きました。ワクチン接種が進んでいるところの事例を見ると、接種主体は市町村なのですが、やはり県がある程度その調整役に入って、ワクチンの融通などもしていると聞きます。多分これはワクチンの早期の接種に向けた対策としてはすごくいい方法だと思うのですが、県の役割としてある程度ワクチンの融通といった辺はやっていくべきかと。多分これから3回目のブースター接種(新型コロナウイルスのワクチン接種を終えた人の免疫を強化するため、3回目の接種をすること。)等もあると思いますので、その辺の考え方はどうでしょうか。

健康福祉部長

ワクチン接種ですが、初めの頃は国からも潤沢にワクチンの供給がなされていたので、市町村が

それぞれに実施する方針に基づいて対応していたと思います。途中からなかなか希望どおりに供給されないようになってから、県の調整が大変重要になってまいりました。特にここ最近になってからはワクチンの残りも供給される量が限られるようになってきましたので、県が関係する市町村を調整して余剰のあるところから不足しているところに供給するといったことで行っています。

現在の接種率を見ると、昨日国で——官邸で公表されているのを見ると、本県は人口当たりでは全国トップクラスです。そういったことがうまくいっていると思っています。

鳥井修委員

ワクチン接種率について、いずれワクチンは任意接種で個人が打ちたい打ちたくないというのは当然あると思うのですが、全体を見れば打っていただきたいと私も思いますし、多分県もそう思っていると思いますが、これらのワクチンを打たない人への対応などは結構難しいと私は思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

健康福祉部長

健康上の理由等から受けられない方もいらっしゃいますので、決して無理強いするものではなく、基本的には希望される方がいつでも受けられるような体制を作っていくことが重要だと思っています。

鳥井修委員

ワクチンを打つてのメリットや、例えば副反応——デメリットがあると思うのですが、そういう客観的なことをしっかりお知らせしながらも、でも打つほうがメリットがあるのだとやはりPRもしていないと、ある程度の接種率になっていくと、それ以上なかなか上がらないというのがどこの国でもそうですし、日本は比較的接種率は高いと思うのですが、より多くの方に——自分の体調とか以外に自分の思想的な部分で打てない方とかいらっしゃると思いますので、そういう方への理解活動——全ては無理だとしてもやるべきだと私は思うのですがいかがでしょうか。

健康福祉部長

おっしゃるとおりです。ワクチンのメリット——これは打たない場合よりも科学的にもメリットがあることは御承知のとおりですのでこういったメリットについて、そして逆に副反応もあるけれどもこれについてはしっかり対応できる、あるいはこんな例の場合にはどこに相談に行けばいいといった不安を解消することも重要ですので、そういったことで今後更にワクチン——まだ接種に迷っている方がいらっしゃると思いますので、そういった方に役立つ情報は積極的に提供してまいりたいと思っています。

鳥井修委員

最後にワクチン接種の関係で、先ほど3回目のブースター接種の話がありました。その部分と、これから多分12歳未満のワクチン接種の話が出てくると思うのですが、これらへの対応等についての考え方——まだはっきりは分からない部分もあるかもしれません。

健康福祉部長

3回目のワクチン接種について国から方針を示されています。もう既にワクチン供給スケジュールは示されていて、今月中旬頃から県内にも更に3回目分ということで供給される予定になっています。それを受けて、早い方では12月から接種が進められていくことになりますが、前回の2回目を接種してから8か月経過した方が対象になってきますので、まずは医療従事者、先行接種、それから優先接種を受けた方から順番に始まっていくといったことになると思います。ただ、具体的に全体像といいますか、どういった方を——全ての方が対象になるのか、あるいは使用するワクチン、1回目、2回目にモデルナを使った方が、3回目は何を打つとかといったこともまだ決まっていない部分もありますので、そこら辺の情報を早く収集して適切に情報提供しながら円滑に進むよう支援してまいりたいと思っています。

鳥井修委員

次に経済対策にいけます。前段で知事にお伺いしました。経済の話もされました。新型コロナウイルスの影響によって、本当に日本経済は大きくダメージを受けたと思います。また、最近では原油の値上がり等でガソリンが値上がりしていますし、また食料品等も値上げ傾向です。感染拡大前から日本の課題であった長期停滞——個人消費の伸び悩みとか、それを受けた企業の過小投資、あと手取り賃金の伸び悩み、また将来不安、いろいろあると思いますが、これらの状況についてまず知事の御認識をお聞かせください。

知事

経済対策についてはいろいろな見方がありますが、ミクロの経済対策、これは飲食とか宿泊業——ただこの影響は全体的には微々たるものです。問題は、それ以外の別のところでは。今のところ経済の全体像は順調です。これは、税収を見れば明らかに電子関係——逆に新型コロナウイルスによって電子関係のほう、あるいはスーパー、量販店は相当いいです。ただ問題はその後——これは新型コロナウイルスとはあまり関係なくて、中国の買いあさり——大豆あるいは燃料——この影響が相当出てきて日本の電気代、あるいはガス料金、あるいは食品関係がほとんど中国で買いあさり、日本が買い負けしているのです。これが一番の問題で、そこら辺をどのように高くするか。また半導体の不足、これは台湾のメー

カーを日本が誘致して造ることである程度緩和しますが、まだ工場が出来るまで相当掛かります。ですから、これは国家戦略としてどのように捉えるか。今のところ県内の全体のマクロの経済は順調にいますが、ミクロで飲食とかそこら辺をどうするか。ただ、完全に元には形態が戻らないと思います。全く同じようには。ですから、例えば東京などは居酒屋が、個人向きの酒中心でなく食事中心、あるいは酒は少人数の小部屋、仕切り、このようになっていきますので、あるパターンの飲食業はこれからなくなる可能性が非常にあって別の形態に転換するという動きがスムーズにいくように、そういう転換への支援、あるいは小さいところが合併して大きくなってスケールメリットを追求するという……。そのように元には戻らないので、いい方向に、この後のトレンドに乗っていくという対策が必要だと思います。

鳥井修委員

今知事の話の中でも、やはり飲食業や観光の話でした。県でもいろいろな対策を取って支援をしていると思うのですが、まだまだ知事がおっしゃるとおり戻らない部分があると思います。こうしたことを考えると、まだまだそこに対しての支援であったり消費喚起をするべきだと思うのですが、考え方をお知らせください。

産業労働部長

飲食業につきましては厳しい状況が続いていましたが、統計を見ますと9月以降回復傾向にあります。また、秋田県飲食業生活衛生同業組合に状況を伺いますと、感染レベルが下がったことで人出が戻ってきているといった話も伺っていますので、こうした動きを続けていくためにも、まずは安全、安心の利用につながる認証制度の利用促進に努めてまいります。

また、事業の継続に必要な緊急支援金につきましても受付を開始しまして、早期の支給に努めてまいりたいと考えています。

鳥井修委員

経済対策の最後です。ニュース等で、忘新年会は企業等も含めて7割がやらないと出ています。前段で話したとおり、本県もなかなか出足が悪い中で、知事もあきたびじょん（秋田県が奇数月に発行し県内に全戸配布している広報紙のこと。）の中で秋の味覚を店で楽しもうと多分メッセージを出していると思うのですが、やはりもっと強く出していただきたい。もう一つ、やはり県庁、市役所の職員の方にも外食していただきたいとすごく思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

知事

これは、私がどんどん行けという——なかなかそう簡単にはいかないですが、いろいろなこの広報紙

とか県のウェブサイトでは相当やっています。ただ、表立ってあまり……。むしろ我々が——私が入らなければいけない方がいいですよ。今日早速この後、夜は秘書課の懇親会をやりませう。そういうことで、県庁は相当気を付けながら、ほとんどの課が忘年会はやる方向で今やっています。やはり先生方も一緒に、どんだん委員会のそういうものをやってほしいのです。やはり目立つ人が行くと安心するのです。そういうことで頑張ります。

鳥井修委員

質問を変えます。最後に、トップスポーツの支援についてです。ちょっと時間がなくなったので——昨年来からずっとスタジアムの件です。なかなか今コロナ禍で経済状況も良くない中で話は進んでいないと思うのですが、知事の選挙の前などの話を聞くと結構前向きに穂積市長と話をされていました。現状についての知事の考えというか……。変わらないのであればそのまま進めていくという答えでも結構ですし、お願いします。

知事

間もなく秋田市で公募要件が発表される予定です。いずれ民間を中心にして、これに行政がある程度関わると。いろいろなパターンのプロポーザルが今秋田市から出ますので、その結果どうなるか。まず、今のところ場所は外旭川地区。どういう形態か、あるいは費用、管理、またいろいろなまちづくり等の関係、これも全部含んだプロポーザルの要件が出ます。これは秋田市と一緒にやっていますのでその状況がどうなるか、これがまず第一歩。この点が出てきますと、今度は秋田市議会、県議会での審議の中にこれが入っていくということになっていくと思います。

鳥井修委員

経済状況、県民の理解とか財政状況、いろいろあると思うのですが、いずれ県民、市民の要望が多いことですので、是非前向きに捉えて進めていただければと思います。

最後にもう一つトップスポーツの支援ということで、バスケットボールのノーザンハピネッツ（秋田県をホームとしBリーグに所属するプロバスケットボールチーム秋田ノーザンハピネッツのこと。）です。県立体育館の建て替えを踏まえ、またバスケットボールのリーグが再編するというので、この前スポーツ振興議連（秋田県議会スポーツ振興議員連盟）に水野社長（秋田ノーザンハピネッツ株式会社代表取締役社長の水野勇気氏のこと。）がその話をしに来られました。知事は、その話を御認識というか分かっていますか。

知事

私のところに一番最初に来ていますので。聞かれ

ないので答弁しない方がいいかな。実は、今あの体育館は相当老朽化で天井が大変……。まず今あれを直すのに1年掛かります。ですから、ただあれを今すぐほごしても（解体しても）、そのあとそう簡単にはいきませんので、まず当面最低限の費用であれをもたせると。同時に来年度から新しい体育館の建設構想に取り掛かります。ただ問題は場所。あのくらいの大きいものになりますと、基本構想、基本設計、設計、あと基盤整備とやはり七、八年は掛かるのです。ですから、物理的に可能な限り急ぎますが、やはり一定の時間は掛かります。ただ、こちらは秋田ノーザンハピネッツの使用がそんなに長くないですから公の施設——これは完全に県の行政施設——こちらのほうがスタジアムよりも楽なのです。スタジアムは公の施設という状況がないかもしれない。そうしますと起債が使えないのです。ですから、こちらは県主導で県の施設、あちらは民主導に県と秋田市がバックアップすると、そういうことになりますので、体育館のほうが非常にスムーズにいくと思っています。

鳥井修委員

いずれ今財政的な面もあると思いますし、スポーツ立県秋田を掲げている中で、すべからくやるのは難しいとは思いますが、考えることの前向きさであたり検討することは大事だと思いますので、是非今言った新スタジアム、また新しい体育館の検討も順次進めていただければとお願いして、質問を終わらせていただきます。

委員長

以上で鳥井委員の質疑は終了しました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午後 0時 5分 休憩

午後 1時29分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

児玉委員の質疑を行います。

児玉政明委員

よろしく申し上げます。園芸メガ団地の推進について伺います。さきの部局別審査でも何点か質問しましたが、再度お願いします。

まず、所得向上策について伺います。平成26年からスタートしたメガ団地等大規模園芸拠点育成事業は、基本販売額の目標が、メガでは1億円、ネットワーク型では3,000万円以上のトータルで1億円、サテライト型では3,000万円以上と販売額の達成に条件を置いているようです。先日も申したとおり、農家心情としては1円でも10円でも所得を増やす取組、高単価になるための品質向上やコスト削減等で所得を増やす取組、そういった方策が必要だと思いますが、現在全県展開されている各団地において、更なる所得向上を目指した取組——例えば6次産業化——団地で生産されている収穫物で、生産から製造、販売といった自己完結型での所得向上を目指すことができないのか伺います。

農林水産部次長（齋藤）

これまでメガ団地を進めてまいりました。メガ団地は、6次産業化という前に、まずは生産をしっかりやってもらおうということで、そちらを中心にやっている団地がほとんどで、なかなか6次化に進んでいる団地というのは少ないところです。いずれ生産をしっかりするというのがまず先なのですが、例えば中には県北で——北秋田市になります、ニンニクの生産をして、自ら黒ニンニクということで加工して販売している法人もあります。独自に一つの形態で6次化をやっているのはここぐらいで、あとは他の業者、例えば加工業者、野菜のカット業者などがありますが、そういった業務用のところと手を組んで——農業とそういった加工業者と手を組んで6次化に結び付けていこうという取組も中にありまして、男鹿市のネギを作っている法人などがそういった業者と手を組んでトータルで6次化をしていこうという取組をしている団地もあります。

児玉政明委員

分かりました。いろいろなパターンがあると思いますし、所得の関係もあると思いますので、そういった事例を参考にしながら是非進めてもらいたいと思います。

それから、県のウェブサイトにも各地域で行っている取組の分布資料があり、施設園芸が目立ちますが、大仙市の中仙中央のメガ団地では施設104棟でトマトを栽培しています。こういった施設では冬期間、冬の栽培を休止している施設があると思うのですが、周年園芸を進めて所得向上につながる取組を進めてもいいと思いますがいかがでしょうか。

農林水産部次長（齋藤）

施設園芸は、当県の場合、雪の問題で冬期の栽培が非常に課題となっています。今一例としておっしゃっていただいた中仙のメガ団地——トマトの団地ですが、冬期は全てビニールを剥いで空にして雪のままにしているという状態になります。冬期間そこ

で何かやればいいいわけですが、当然暖房施設であったり、無加温でやるにしてもそれなりの作目が必要になってきますので、なかなか冬期の作物というのは難しいのですが、今冬期が一番多いのはシイタケで、県南地域を中心にシイタケ栽培が冬期間に限らず周年栽培ということで展開されているのが大きな特徴です。

児玉政明委員

ちなみに、例えばこの中で施設キュウリとハウレンソウとかと書いているところは夏、冬通してやっているということでしょうか。

農林水産部次長（齋藤）

冬期間無加温でハウレンソウを栽培されている方もいらっしゃいますので、できるだけ暖房の費用を掛けないで生産するのが望ましいわけですが、あとは様々に花とか、そういった冬期間でも暖房を掛けてでも費用的に間に合う——生産が間に合うような取組をしているところもあります。

児玉政明委員

先ほどの大仙のトマトなのですが、冬はハウスのビニールを取って休んでいるということで、仮に冬場に何か作付するとすれば、補助事業等の関係で計画変更なり使用目的といった部分での縛りといいますか、そういった部分でできないということもありませんか。

農林水産部次長（齋藤）

メガ団地は、特にトマトだったらトマトだけというようなことではなく、当然園芸メガ団地ですので、園芸の中でその法人若しくは農家が所得向上につながるであればいいというのが最終目標ですので、トマトは100坪、104棟やっていますが、途中から園芸の中で何か別の花とか別の作物に変えるということで所得目標、販売目標を達成していただくというのが最終目標ですので、そこは臨機応変に対応できればと思っています。

児玉政明委員

分かりました。そういった部分で、途中で変わるところがあった場合でも適切に対応していただければと思います。

それから、部局別審査で、園芸メガ団地の整備により新規就農者の就農先が各メガ団地で増えているとの説明も受けました。そういった新規就農者がメガ団地で経験を積んで地域の担い手となり、独立するための育成の場としても有効と考えますが、そういった事例等はありませんか。

農林水産部次長（齋藤）

毎年240名とか250名という最近の新規就農者——全県ですが——その中で昨年であれば252名の新規就農者に対して31名がメガ団地で就農しています。年々そういったメガ団地に新規就農とい

う形で、雇用就農という形で入るパターンが多くなってきています。その中で数年そこで先輩農家からいろいろな技術を継承し、自分でやってみたいという意欲のある農家の方々も出てきています。例えば秋田市の野菜等をやっていますメガ団地ですが、そこで3年くらい雇用就農された後に自分でやってみようということで、12月からネギの栽培を始めようという方もいらっしゃいますし、また県北の法人でニンニクを勉強して、自分で能代で法人を立ち上げてニンニクの生産に取り組もうというところも出てきています。我々のそういった狙いもそこにあるので、メガ団地で若い方々が技術を伝承され、独り立ちしてのれん分けしていく、そういったことも効果としてこれから期待していきたいと思っています。

児玉政明委員

分かりました。まだまだ新規就農者なり若手生産者も足りないと思いますので、是非担い手の人材の育成施設としても活用していただければと思っています。

これは平成26年からスタートした事業ですが、部局別審査で今後の計画を伺ったところ、令和3年度までで当初計画の50団地の整備が進み、いったん区切るとの説明を受けました。今までの検証なり成果や反省を踏まえることは必要ですが、年々増加している本県の農業産出額を更に増やすためにも、このままの形が良いのか、変更する部分もあるのか、そこら辺を考える余地もあろうかと思っています。基本的にはこういった大規模運営栽培を推進する事業は今後も継続していただきたいと思いますが、今後の展開について知事にお伺いします。

知事

まず、第1回目のメガ団地構想——地域によって大分ばらつきはあるものの、おおむねいい方向で…。また、それぞれ今問題があるところも区分しながら、課題を解決しながら、更にいい方向に向かうと。そういうことでいろいろな事例が出ていまして、反省点あるいは検証点もありますので、そういうものを今回一回区切って、この後も当然その品目によって——要するにただいっぱい作ればいいものではなくて、やはり売れるかどうか。要するにマーケットの状況を見ながら、可能性のあるものについてはまた伸ばしていくということで、このメガ団地そのものを全くなくすという、この後やらないという、そういうことではございません。当然今までの検証結果を踏まえて、今度は数がどうなるかは別にして、非常に効果のあるものについては引き続きこのような手法で広げていきたいと思っています。

児玉政明委員

分かりました。本県農業の発展に必要な事業だと思いますので、高収益作物の導入に関しても

夢プラン事業（新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業）もありますし、そういったものと併用しながら、是非引き続き進めていってもらいたいと思っています。

それから、先ほど新規就農者がメガ団地に多く入られているということで、リタイアしないで将来的に後継者、担い手として育ててもらいたいと思いますが、若い人が働きやすい環境づくりを行政からも後押しして進めてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

農林水産部次長（齋藤）

若い方々はいろいろな思いがあって、農業にチャレンジしようという様々な方々がいらっしゃいます。自分でやるという方もいらっしゃいますが、こういったメガ団地に雇用就農という形に入って自らレベルアップしていきたいという方もいらっしゃいます。その中でやはり最初の条件となるのが、給料を幾らもらえるのかとか休みがいつあるのかとか、やはりそういった労働環境的なことが気になる方もいらっしゃるようです。今メガ団地でも、そういった雇用が非常に厳しくて人集めするにしても難儀しているところがありますので、やはりそういった条件をちゃんと提示して若い方々が入ってこれるように、そういった環境を提示する必要があるということで、メガ団地では地域の——例えば高卒並みの給料が出せるような提示をしながら、若い方々の就農に結び付けようということをやっていますので、そういったところを我々もサポートしていければと思っています。

児玉政明委員

是非よろしくをお願いします。

それで、先週の部局別審査終了以降、私も総括審査に向けて衆議院議員の選挙戦の合間を見て地元のメガ団地の関係者から課題や要望を伺ったのですが、地元からは振興局や普及員から大変お世話になっているということで、アドバイスや相談、圃場の改良についても丁寧に御指導いただいているというお褒めの言葉を頂いてきました。ここに前鹿角地域振興局の岡崎さん（岡崎佳治労働委員会事務局長）、また前々地域振興局長の土田さん（土田元総務部危機管理監（兼）広報監）もいらっしゃいますが、本当に皆さんに大変良くしてもらったということで感謝を申し上げていました。本当にありがとうございました。私は、本当は苦情とか苦言があればそれをぶつけようと思ったのですが、そういうこともないということで、鹿角地域には1つしかメガ団地がないので、多分職員の方々から必ず成功してやるという気持ちで取り組んでいただいたものと思っています。そういった部分で——ほかの地域でも同じような、丁寧に熱心な指導をされていると思いますが——引

き続き農家や地域に寄り添った事業展開をお願いしたいと思いますが、次長、いかがですか。

農林水産部次長（齋藤）

今年で何とか50団地の整備にこぎ着けることができました。目標であった50団地を整備することができました。先ほども知事がちょっと話しさせていただきましたが、やはりなかなか厳しい課題もあります。1つは労働力の問題であったり、圃場条件の問題であったり、また技術レベルであったりと様々にありまして、そこら辺の改善を——事前に分かっているところは改善できるようしっかり研修するなり、若しくは改良するなりして取り組んでいることが失敗しないメガ団地につながっていると思いますので、これまでの反省を踏まえて次のステップに向けていけるように我々も十分に検討を進めていきたいと思っています。

児玉政明委員

ありがとうございます。

最後に、知事に伺います。今日の総括で、私は園芸メガ団地推進1項目の質問でした。以前知事はオフィシャルの場ではなかったのですが、畜産の盛んな地域では園芸作物の野菜栽培が盛んになる、そういった取組、地域作りをしたいと言われていました。本県では、農業の産出額の伸び率が4年連続で全国でトップクラスになるなど着実に成果が現れてきています。また、秋田牛等でも畜産の産出額も年々増加していますので、そういった地域作りについて園芸メガ団地施策を中心にして、今後知事の思い描く取組や抱負について伺いたいと思います。

知事

例えば今観光振興にあっても、やはりその地域の特産、農産物、食材、こういうものが非常にうまくバランス良くあるところが絵にもなるし、いろいろな面で——せっかくだいい肉があってもその付け合わせは全然違うところ、他県だというと、ちょっとぴんとこないのです。ですから、やはりある程度のエリアで一定のそういうものがセットでそろうような——ですから当然米はありますが——肉はあると。野菜もやはり地元の野菜だと。あとのデザートフルーツも地元だと、そういうあまり狭い地域というよりもあるエリアでそういうものがそろうような…。そうなると全体で相乗効果が上がりますし、また地域の食に対するイメージが非常に高まります。ですから、やはりそういう意味で単に畜産は畜産、園芸は園芸というよりも、いろいろな組合せのバランスの中での連携の中で、地域を、農業の規模を高めていくことがいろいろな面でプラスになるような形であると、そのように思っています。ですからそういう構想を地域で、そういうものが今後農協、あるいは市町村、県も含めてそういう方向に持ってい

くようなターニング（方向転換）も必要ではないかと思っています。これから、この次の段階で更にそういうものを強化することができればいいと思っています。

委員長

以上で児玉委員の質疑は終了しました。

次に、薄井委員の質疑を行います。

薄井司委員

特別支援学校による就労支援についてお伺いします。これまでの障害者を取り巻く各種法令等の改正によって、よく地域校という言葉を目にしますが、現状の認識と今後の方向性について、まず健康福祉部長にお伺いします。

健康福祉部長

地域校ということで、障害者の方が年齢、障害の状態にかかわらず、自ら選んだ住まいで安心してその人らしく暮らせる場を提供、選択できることと理解しています。地域共生社会の実現に向けて大変重要なことだと思っています。県では障害福祉計画において、令和3年から令和5年までの3年間に入所者の3%——75人、各年25人になりますが——そういったものを地域校の目標として掲げておりますが、令和2年の実績で申し上げると8人ということでまだ目標達成はこれからで、そういった水準にはまだ達していないと思っていますので、今後とも環境の整備に力を入れてまいりたいと思っています。

薄井司委員

ありがとうございました。

そこで、教育委員会に話を聞いていきます。各学校で就労支援を行っていると思いますが、その就労支援の在り方についての考えを伺いたいと思います。

教育長

県教委（秋田県教育委員会）で第2次秋田県特別支援教育総合整備計画を作ってしまして、そこでは就労支援の考え方を示していて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実を図るとされてしまして、就労希望の方、生徒に関しては就職率100%、定着率に関しては3年定着率90%を目指しながらやっているところです。これに向けて特別支援学校では、定期的に企業で職場実習を行うとか、あるいは校内での作業学習に関しては企業が実際やっている作業内容を導入するとか、そういった職業教育の改善にも努めていると。そういったことを通して一人一人の進路希望をかなえて、就労支援とか職業教育の充実を図っている次第です。

薄井司委員

生徒の立場に立ってと言えばいいのですが——いろいろと努力していただいていると思うのですが

——ある学校の担当の先生が新規の就職を世話するに当たり、いろいろな方面に協力依頼などをお願いをしたところ、その中でちょっと管理職とうまくいかない部分があったというのを前に聞いたことがあるのです。そういうことが、全県のそういう学校であるのか、その辺について県教委の考え方をしっかり各学校に伝えているのか伺いたいと思います。

教育長

特別支援学校では、就労を希望する生徒に関しては早い段階で——1、2年生の頃からそういう職場実習といったものを年数回くらいやって、更に高等部の3年生になれば希望する企業等での職場体験のようなことを行っています。そういった形で意外と早い段階から就労に向けて職場体験等を積んできていると。様々な形で新規の職場を開拓しながら、そこで働けるという体制を作っています。そういったことで、例えば新しい職場に関するいろいろな情報もたらされたときに、それに関して生徒の適性や希望といったことも含めて様々な形で指導するわけですが、我々の考え方からすれば希望する生徒があれば就職をかなえてやりたいというのが当然ですし、それに向けた指導をしていくということで、県教委の考え方に関しては学校等に様々な会——校長会、進路指導の会等ありますので、そういった会を通して考え方は伝えていると思います。

薄井司委員

分かりました。一応伝わっているとは思いますが、やはり実際の現場で働いている担当の先生と、例えば管理職の間で、なかなかうまく話が通らないという状況はあるものですか。

教育長

私の個人的な感覚からすれば、あまりないと思っています。いろいろな、例えば就職の情報や進学の情報等が管理職に入ったとすれば、当然それは担当の先生に、担当の先生は該当する生徒がいれば進路指導等を行うという流れですので、どこかでストップしてしまうことは基本的にはないと私は思っています。

薄井司委員

もしあったとすれば、それはしっかり対応していただかないと、その生徒の将来もありますので是非ともその間口を広げる意味でも積極的に職場を開拓していく必要があると思いますので、そこはよろしくお願いします。

教育長

再度我々からも、そういった情報に関してはしっかりと共有して生徒の不利益にならないように、そして学校としていろいろな情報に関してきちんと対応するようにということで指導していきたいと思

薄井司委員

令和元年度の卒業生全体の就職率が33.8%、令和2年度が37.7%となっていますが、残りの6割くらいの生徒方はどのような進路なのか、そこら辺はどのように……。

教育長

細かいところまではちょっと分かりませんが、様々な形だと思います。企業等に就職しない形でいろいろ——例えば自宅だったり、施設などに入りながらいろいろな作業をすることもあろうかと思いますが、きちんと就職したという形で三十何%ということ

薄井司委員

多分障害の程度にもよって、就職できる人とできない人がいるのだと思うのですが、やはりそこをもうちょっと広げていかないと……。だから3割台で推移しているのではないかと考えているのですが、いかがですか。

教育長

特別支援学校の生徒たちが学校で学習したり作業したことを社会で貢献できるようなところまで——自分の将来設計も含めてですが——そういった形で社会参加していく生徒が増えることは非常に重要なこと

薄井司委員

分かりました。先ほど私は担当の先生と言いましたが、その新規開拓する場合などはどういったサポート体制で学校としては臨んでいるもの

教育長

新規の職場開拓に関しては、学校の進路指導主事が中心になり、ハローワークや様々な就労支援センターと連携を取りながら新しい職場を開拓しているということで、ここ数年で意外と新しい職場、新規の職場に関しては開拓が進んでいると聞いています。

薄井司委員

分かりました。私がいつも考えているのが、公的機関には障害者雇用率のいろいろな制約と言え

総務部長

令和3年度の知事部局における障害者の雇用率は3.08%で、法定雇用率の2.6%を上回っています。平成29年度から一貫して上昇して

いて、東北の各県に比べて最も高い率になっています。取組状況ですが、県では正職員の採用については平成10年度の試験から身体障害者を対象にした採用試験、高校卒業程度を実施して

和元年度からは身体のほか、知的、精神障害の方も対象として、年齢の上限も34歳から39歳へ引き上げ、受験対象者の拡大を図っています。また、特別支援学校等に対しても受験案内を提供し、採用試験の周知を図っているところです。更に平成22年度からは障害者雇用事業を開始して、採用に当たってはハローワークを通じて募集を行わせていただいております。現在33名の方を雇用しています。

薄井司委員

今総務部長から話があったのは、まず正職員が中心にという話だと理解しているのですが、今は会計年度任用職員等がいるのですが、そういったところに——例えば県から各学校に情報が行っていると思うのですが、そこら辺に支援学校の生徒が入っていくような環境にあるのかなのか、そこら辺を伺いたいと思います。

総務部長

私が先ほど申し上げましたのは、平成22年度からの障害者雇用事業ですが、こちらについては非常勤職員、今でいう会計年度任用職員、こうした方を配置する事業として、これも平成22年度から。先ほどの正職員については平成10年度からやっています——令和元年度から年齢上限を引き上げたというのが正職員の話、平成22年度からは非常勤職員、会計年度任用職員を配置している事業を行っていきまして、ハローワークを通じて募集を行い33名の方を雇用させていただいています。

ちなみに、週30時間勤務の方が28名、週24時間勤務の方が5名といった状況です。

薄井司委員

そうすれば、県ではある程度の人数を支援学校から採用していただいているということですが、支援学校としてもそういった公的な部分、公的機関についてはいろいろとアプローチをしてきたということでしょうか。

教育長

先ほども申し上げたように在学中から、高等部の1、2年の頃からそれに向けた支援等を行い、訓練等を行っている関係もあるのですが、そういった官庁などへの就職希望があれば、当然そこを目指した作業訓練等あるいは意識訓練として就労に向けた支援をしてきているということですか。

薄井司委員

そこら辺をよろしくお願ひしたいのです。やはり県にはある程度の人数が採用になっていますが、私の住んでいるところではなかなかそういった話を聞くことがなくてまだ採用まで至っていないという状況がありますので、是非そういった子供たちがそういった事務的なところに就職できたという、後進に希望を持たせるようなやり方をさせていただきたいと

思っています。

教育長

社会人と違って生徒ですので、例えばハローワーク等で求人がある、ではすぐそこに就労できるかというと、なかなかそう簡単にもいかない部分もありますので……。ただもしそういった希望がある生徒であればそういったところを目指して、こちらも情報提供しながら就労を進めていくということはやっていききたいと思います。

薄井司委員

今ハローワークという話もありましたが、ハローワークを通じていくと何か間口が狭くなるので、やはりどうしても担当の先生が積極的に回って歩かないとなかなか結果が出てこないと思っていますので、そこら辺は十分検討していただきたいと思うのですが。

教育長

企業だけではなく、幅広く様々な就労できる場所を新規開拓するというところで進めていきたいと思っています。

薄井司委員

それから、今大変人手が不足しています。農福連携というのはしばらく言われてきていますが、例えば県事業として農福連携についてはどの程度進んでいるのかお聞きします。

農林水産部次長（齋藤）

農福連携といいますか、こういった障害者の方々の障害程度に応じて農作業ができるできない——様々な作業レベルによって障害程度とうまくマッチングできればつなげられるのですが、昨年農業法人にそういった障害者の雇用条件について、また作業体験とかの聞き取りをしました。22の法人で99人の障害者を雇用しているといったアンケート結果をまとめています。例えばシイタケ栽培の収穫作業だったりバック詰めだったり、そういった作業に雇用という形で入っている方々もいらっしゃるようです。あと作業所に作業委託ということで、何人か作業を手伝ってほしいと農業法人から作業をお願いして来てもらっているといった法人もあり、例えば野菜や花などの収穫作業や洗い方——洗い物をしたりする作業に従事してもらっているといった取組で、農と福の連携をしている事例があります。

薄井司委員

今農林部からも話がありましたように、結構いろいろな業種があると私は理解しているのですが、そこら辺はやはり待っているのではなくていろいろと向かっていかないと、なかなかそこにたどり着けないと思うのですが、農業の部分について頑張っていかなければならないと思いますがいかがですか。

教育長

農業分野に関しても、農林水産部から様々な情報を頂いてきました。学校と共有しながら進めており、例年農場とか農園等に就職する、農業に携わる生徒も大体数名おられますので、これからもそういった部分に関しては広く進めてまいりたいと思います。

薄井司委員

分かりました。

次に、令和2年度事業の決算の中で職場定着支援員という方がいまして、これは2年前くらいから始まっていると思うのですが、どういった成果があったのかお知らせしていただきたいと思います。

教育長

就職率もそうですが、職場定着率を上げていくということも非常に大事だということで、職場定着支援員を1名、昨年度は栗田支援学校に配置している。実際に職場を訪問して卒業生と面談したり事業所と面談したりしながら、障害者雇用の理解促進を図ったり、あるいは職場定着に向けて相談に乗ったりといったことで、職場定着への支援をしているという仕事です。

薄井司委員

全県で1名というのは人数的に非常にハードだと思うのですが、そこら辺を増やしていく考えはないですか。

教育長

昨年度は栗田支援学校で、今年度は県南に配置して——大曲のほうに配置していますが、何年か地区で配置してその地区での職場定着の支援の活動状況を見て、必要に応じて広げていければとは思っているところです。

薄井司委員

分かりました。

3年くらい前に職場開拓員という制度があったと思いますが、全県に6名配置してそれぞれ新しい職場を開拓するというをしていると思います。その開拓員の成果が非常にあったと伺っているのですが、先ほどの6割のまだ就職できていない方々がいる。100%は無理だとしても、やはり今後ある程度開拓する必要があると思うのですが、そこら辺を新たにやる予定等がありますか。

教育長

以前いた開拓支援員のおかげで、大分開拓が進んできたということはあると思っています。最近、先ほども申し上げましたようにまず各学校の進路指導主事等が中心になって、今では新規の職場開拓もやっているのですが、意外と新規開拓が進んでいてある程度広がりを見せているという状況にありますし、実際に希望している生徒のかなりの人数が新規のところ採用になっているといったこともあります。そういう状況ではありますが、更なる新規開拓

は当然必要になってくると思いますので、今後その様子を見ながら新規の開拓の支援等も考えていかなければならないとは思っています。

薄井司委員

地域校も進んで——先ほど健康福祉部長から話がありましたが、グループホームなどで生活する障害者は、障害の程度にもよりますが障害年金などだけで生活していかなければならない。決して生活が安定しているとは思えませんが、できる限り自立できる収入を得るために、就職をサポートしてもらえらる在学中にしっかりとした支援をする必要があると思っています。いろいろな部をまたいで事業がありますので、県全体として今後どのように障害者の雇用に取り組んでいくのか、最後に知事にお伺いします。

知事

いろいろな業種によって仕事の内容も違いますし、また障害のある方の適性あるいは障害の程度によって、単純に、単に労働力と捉えるのではなく、社会がそういう方々を支えるという意識を持って、そこら辺のマッチングをうまくやることによって、更に就労の場の拡大あるいはその率の拡大が進むのではないかと思います。そういうことで、いろいろな業者がありますので、そういうところの横の連携をしながら、うちの業種は無理だけれどもこっちはいいだろうと、そっちに回るぞと、そういう縦割りを横の連携に、これをどのようにやるか。また現場の学校との連携、ハローワーク、ここら辺を今もやっていますが——そういう状況の中で特にみんなで支えるという意識を持ちながら、今せっかくある意味で人手不足ですから、障害のある方も十分に能力のある方がいますので、そういう方々にも就労してもらうことによってプラスにもなりますので、そういう連携を取りながら県全体として問題意識を持って取り組んでいきたいと思っています。

薄井司委員

その他でちょっと意見というか、お話ししたいと思いますが、「令和2年度秋田県歳入歳出決算審査意見書」の「3（1）改善を要する事項」の交付金の受入れ事業に関する事項について述べさせていただきます。

この事業の令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金に関わる件で、事業費が515万4,413円のうち、国の交付金407万1,000円が令和2年度決算で歳入となっていないことに対する指摘があります。県では、4月16日付で環境省から交付金交付額決定通知書を受領しているが、国の出納閉鎖日の4月30日を経過し、国の会計システムで支出決定決議書の起票が行えなかったことに起因しているとあります。原因については、所管課でいる

いろと調査したと思いますが、この交付金決定書の受け取りから一定期間を有していたと考えられること、なおかつ例年行われている事業であり、出納閉鎖日の認識不足もあると思いますが、やはりチェック体制の甘さにも一因があると思っています。この事案については、本来であれば常任委員会で、この経過と内容について6月議会あるいは9月議会で報告する機会があったと思っていますが、この説明がなかったことは大変遺憾ですし、同時に令和2年度の秋田県内部統制評価報告書でこれを出していますが、やはりそれで済むような問題ではないと思っていますので、今後は慎重に対応してもらいたい。

もう一点は、この交付金事業が結果として県単独事業として決算認定されることは会計上問題がないとしても、令和2年度の決算として県が歳入できる財源が得られなかったことについて、県民からの信頼を失望させ国からの信頼を損なっている事実を謙虚に受け止め、再発防止に努めていただきたいと思えます。

生活環境部長

事案の経緯は、今委員から御指摘のあったとおりで、国の出納閉鎖日の認識不足という初歩的なミスによりこのような事態が生じたことについては、深くおわび申し上げたいと思えます。再発防止策として、これも御指摘のあったチェック体制の充実など体制を再構築しているところです。また、国に対してはてんまつ書など指示を受けた書類を提出していただき、今年度の収入として受け入れることができるように国で審査をしていただいているところです。繰り返しになりますが、今後このような事務ミスが発生しないように努めてまいりたいと考えています。

委員長

以上で薄井委員の質疑は終了しました。

次に、宇佐見委員の質疑を行います。

宇佐見康人委員

よろしく申し上げます。少子化対策についてはもう何度も取り上げていますので特段新しいということはないのですが、令和2年度の決算の認定という観点から、そしてこの後令和4年度にどうやって反映させていくのかという観点からお伺いします。

まず、少子化の影響は、経済やコミュニティーの維持など多方面に及ぶと思えます。また、今日のテーマは少子化対策と女性の活躍についてということですが、この少子化を打破していくためには、やはり女性の活躍も両面で進めていかなければいけないと常々思っています。まずは、令和2年度の少子化対策事業全般について、知事はその効果などをどのようにお考えでしょうか。

知事

なかなか数字的に思うようにいきませんが、いずれこれは社会の経済状況等も非常に反映しますので、そういう意味からすると県内定着率が少し上がっているという……。ただ結婚あるいは出産については、20代の結婚の年齢というのは全国的にそう遜色がないという……。それを越えたところで非常に低いという……。また、20代の第1子の誕生が、これも全国的にそう低くないのですが、その後が続かないという……。そういうことからすると、一方で支援も必要ですが、アンケートなどを取るとやはり就労の場と相応な給与かどうかというところに非常に原因があると思っています。ただ、県が具体的にやっているマッチング——結婚支援センターはAIなどを導入していますので、相当これによって婚姻に結び付いた例が、全体の——全てではないですが、相当プラスになっているということはあるのではないかと思います。また、医療費助成あるいは保育料の関係。県内にいると当たり前ですが、他県からおいでになった方は——本県は非常に恩恵以上のところはありますが、一般的に本県の状況が非常に手厚いという評価も頂いています。

そういうことで、これはそう簡単ではありませんが、いずれ子育て支援と就労の場、所得の向上、そして地域の魅力化と、もう一つ——意外と女性の方が県内に居着かないのは、要するに息苦しいと。これは、全国的な調査の中でも本県が全国で46番目に窮屈だと。そういうところが、これはなかなかそう簡単に直りませんが、やはりオープンな、そういう社会作り、こういうことも必要ではないのかと思っています。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。先ほど女性の息苦しさが46番目だというのは私初めて知ったのですが、理事として今年度から女性の活躍やSDGs（17の世界的目標、169の達成基準、232の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標のこと。）について担当されているとのことですが、令和2年度の事業全般を見て、今までの県の女性活躍に対する取組などへの評価があればお聞かせください。

理事

女性活躍推進の秋田県の制度であったり、仕組み、施策、これは他県に比べて劣るものではないと感じています。また、秋田県の女性は、潜在的に能力、ポテンシャルは国内で比較しても素晴らしいものがあると思っています。私着任しまして、20代、それから30代の女性の方々、そして企業経営者の方々と意見交換を重ねてまいりましたが、秋田の女性の方々は家庭や周りの理解さえあれば、そしてそれに合わせてチャンスやきっかけがあれば頑張ってみ

たいという思いを持っていらっしゃる方が想像以上に多かったと感じています。

秋田県における取組——これからということになります——これは首都圏と同じような取組そのままを実施するのは難しいと思っていますが、秋田の企業の形態や規模感、それから家庭内における男女の役割分担、意識等を考慮して進めていけば、女性活躍推進は想像以上に進む、そのことによって人口減少や少子化、そして安定的な世帯収入に結び付くと思いますので、いわゆる今秋田県が抱えている様々な課題の解決の一助になるのではないかと考えています。

現在、女性が生き生きと活躍できる環境づくりを官民一体で進めることと、女性の皆さんが同じ志を持った方々との精神的支柱となるネットワークを構築するというのを県内で進めていますので、それがきちんと定着し、文化となるようなこと——そうすれば様々な課題や解決することもできますし、企業の持続的成長につながるのではないかと確信しています。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。もうこれ以上やる必要があるのかどうか…。

それで、女性の活躍を推進していくためには、周りの支援や理解、特に企業の理解ということも当然重要になってきます。秋田県内の経営者層の平均年齢は随分高いので、そういった意味では世代間の意識のギャップをいかに埋めていくかという部分が今後重要になってくると思います。総括審査の中で、少子化や女性の活躍をどうやって進めていくかという答弁の中に、意識改革だとかマインドを変えていくだとか、情報発信を丁寧に行っていくという答弁がありました。そういった答弁がありました。来年度以降どのように工夫をしていくのか、腹案があればお聞かせください。

あきた未来創造部長

こういう少子化対策を進めていくため、本県でも結婚から子育てまで切れ目のないステージに応じた対策をしていますが、今までやってきたことに関しては一定の効果はあるものの、やはり自分が結婚したい、それから子供を産みたいと思うこと、これが何よりも勝ることだと思っています。

それで今年の6月補正においても、そういう機運の醸成といった観点から補正予算を組みまして、今様々な取組をしており、今月にも新聞の全面広告といった形でそういう結婚、子育てがいいことだと、それをみんなで支えていこうという気持ちの醸成につながるような取組をしようとしています。来年度も、これはこれからの予算調整過程に関わりますが、

当部としてもそういう気持ちの醸成を更に進めるための取組を検討しているところですので、まずはそういう結婚、それから子育て、こういったものに対する気持ちの醸成を一つのキーとして今後やっていきたいと考えています。

宇佐見康人委員

ありがとうございます。意識の醸成は非常に重要だと思います。6月補正予算で今後全面広告を使ってということだったのですが、実際に今私は9月に第3子が生まれまして、6歳、2歳、0歳の子育てをしています。3人目が生まれる前は、いろいろな人から「2人も3人もそんなに変わらないから楽だよ。」と言われてそんなものなのかなと思っていたのですが、実際に生まれたらもう全然違って、まず寝る時間がなくなる。朝起きたら幼稚園に出掛けるための準備をして、その後すぐ仕事して、妻は家のことをやってくれて、帰ったらお風呂に入れて寝かしつけてとなると、寝かしつけの間にもう疲れて寝落ちしてしまって、1時、2時に目が覚めてそこから自分のことをやるとなると、本当に精神的な余裕がどんどんなくなってきています。今回の選挙ですごく感じたのが、私政治に携わっている身なのですが、選挙期間中にいろいろとポスティングされて——あおぼ（秋田市内にポスティングされているフリーペーパーの青いポスト21のこと。）やフリーペーパーがポスティングされるのですが、2人、3人育てているとそういうものに目を通す時間も心の余裕もなくなって、恐らく私だけではなくてそのように思っている人たちは結構いっぱいいるのです。今まで若い人たちが新聞を見ない——意識的に見ないという人もいるのかもしれないですが、そういった余裕がなくて見なくなってしまっている人もいるのだろうと今回非常に感じました。そういった方へのアプローチももう本当に抜本的に、今までこのっちらからの情報を発信してはい終わりですというだけではなくて、抜本的にどうやって伝えるのかという部分を考えていかなければいけない時期なのだと思います。その点に関して何か答弁があればお願いします。

あきた未来創造部長

子育て支援、それからそういった様々な支援については、県だけでなく市町村も含め、いろいろな団体で支援体制を組んでいるところです。ただ、それが必要としている人にしっかりと伝わらないことには、せっかくいいことをしてもそれが役に立たないということですので、そういった情報をしっかりと必要な人に届けると。そういった観点から今年の9月補正ですが、子育て支援のサイトの中身を、しっかりと市町村の支援事業も含めて分かりやすく整理して、いつどんな情報が、どんな支援があるかとい

った形で分かるような内容に変えることと、いつでもそのサイトにアクセスできるようにQRコードを作り、それを例えば母子手帳などに貼ってもらって、何か困ったときにはスマホでQRコードを読み込み、そのサイトにアクセスして必要な支援を受けていただくという、情報提供といった観点でも分かりやすく、そしていつでもそこにアクセスしてもらえるようなことを今やっているところです。

宇佐見康人委員

その情報の伝え方として今後考えて大事にしてほしいと思うのが、先ほど言ったようにこっちからアクセスするとか情報を取りに行くということで、それをやっているくらいだったらほかのことをやってほしいとついつい思ってしまいます。もう今ネットの広告などで主流になっているのは、こっちから強制的に送り付けるDMみたいな感じで——DMのネット版みたいな感じになっていますので、例えば広告ではなくラインを活用して定期的にそういった情報を送るとか、こっちからアクセスしなくても情報を届けてもらえる。なおかつ、開きやすいという工夫をしていただきたいと思います。これは要望になってしまうのですが、答弁があればお願いします。

あきた未来創造部長

我々も情報の伝達の仕方——これは今いろいろなネット社会、スマホ社会の中で、どうしたら確実に届けられるかということで考えた結果が先ほどのQRコードを読み込むという手段だったのですが、委員御指摘のような手法、またそれ以外にも様々なやり方がありますので、いろいろなニーズに的確に対応できるような情報伝達手段については、今後検討を重ねていきたいと考えています。

宇佐見康人委員

是非よろしくお願いします。

次、女性の活躍にもう一回戻ります。先日、大学生と意見交換した際に、子供は産みたいけれども自分のキャリアを考えると何歳で産んだらいいのかわからないし、何歳で結婚したらいいかわからないし、産休、育休の間に自分のキャリアがなくなってしまうのではないかと——まだ就職もしていないのですが、そういった漠然とした不安感があるというのが分かりました。一昔前のように男性は外で働いて、女性は家事をやっている時代も終わりましたし、これから就職する大学生や高校生に対して、出産や育児をしたとしても自分のキャリアに影響がない、傷付かないという安心感さえ与えられれば、ポジティブに結婚や出産を受け止められるのではないかと感じていて、そういった対策、産後のキャリア支援は行っているのですが、そもそも産後のキャリア支援が産後辞めた方への支援となっているので、そもそも辞めなくていいような対策、支援も検討していくべ

きだと思うのですがいかがでしょうか。

あきた未来創造部長

男女共同参画という観点から、やはり女性、男性問わずちゃんと育児に参加しながら、自分のキャリアを積んでいくといった体制が必要だと思います。県でもこういった私たちのワーク・ライフ・バランスという形で——これは漫画を入れているのですが——こういった形で男性、女性、両面から仕事との両立といった観点でこういうリーフレットも使いながらPRをしていますので、今後もこういった形で男性、女性問わずしっかりとキャリアを積みながら、一緒に子育てができる環境整備に向けて取り組んでいきたいと考えています。

宇佐見康人委員

時間を頂いたので、次に男性の育児休暇についてです。今県庁全体では、育児休暇の取得率が随分と上がりました。ただ、男性の育児休暇の取得率が県庁全体では上がったのですが、民間の経営者の方に話を聞くと、なかなか現状では厳しいけれどもなるべく取れるように考えていくという方が結構いました。けれども、年配の経営者の方になるとなかなかそうはいかず、自分たちのときはやはり働いていたからちょっとは頑張ってもらいたい。その意識を急に変えるのは——以前知事の答弁の中でもありましたが、私もいきなり変えるというのは難しいとは思いますが、そこで教育長にお願いが1点ありまして、小さいときから子供にとって一番接する大人は、まず自分の家族、その次が多分教師だと思います。男性の育児休暇や、男性でも自分の子供の行事への参加がスタンダードなのだという意識を植え付けるためにも、男性教職員の育休や自分の子供の行事への参加を積極的に進めていって、それが児童生徒にとって、男性でも育児などに取り組むのがスタンダードだと植え付けていくのが一番近道になるのではないかと考えるのですが、そういった取組を進めていただけないでしょうか。

教育長

全く御指摘のとおりだと思います。男性の教員が育休を取得して積極的に育児に携わっている姿を児童生徒に見せることは、長い目で見ればそういう児童生徒の意識醸成に非常に効果が大きいものだと思います。育児に限らず、子育てを先生がしているのを見せるのは、それこそこれから自分が大人になっていく上で、そういった考え方に非常に効果があるのではないかと思います。教育委員会の男性の育休取得率はまだまだですが、育児休業を取りやすい環境作りを含めて、促進に向けて働き掛けてまいりたいと思います。

宇佐見康人委員

よろしくお願いします。

最後です。女性の活躍、あとは少子化対策について、最も進めていかなければいけないのは男性の家庭回帰だと思います。そういった中で、社会全体の意識を変えていくために、最後に知事にどのような取組を進めていくべきかという、どのように進めていかなければいけないかという考えがあればお聞かせください。

知事

非常に難しい御質問です。やはり育った環境あるいは自分の周辺の環境、その影響が非常にあると思います。家庭回帰といいますと——私は自分で自慢するわけではないですが、朝御飯は私が作りますし、洗濯物も今日は朝洗濯して干して——私は完全に主夫なのです。ただ、これは実は私自身が学生時代にアパートで自炊したものですから、自分でそれやるのは何ともないのです。むしろ当たり前だと。そこら辺が小さいときから習慣が付けば。子供、例えば男の子にむしろ積極的にお母さんが台所で手伝ってもらおうようにすると、そんなに苦にならないです。これが当たり前だと。ですから、大人というよりも、子供の頃からそれをどのように家庭や社会が植え付けるか、ここら辺がみそかだと思います。ですから、そののころを教育関係あるいは身近な町内会の、例えばよく盆踊りの——ああいうときも男の子はこれだと、女の子はこれと、その差をなくして男性でも、例えば男の子でもそういう水仕事をやらせようようにしむけていくことが、社会全体でこういう風潮を作っていくのが一番自然ではないかと思えます。

委員長

以上で宇佐見委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時55分とします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時54分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。休憩前に引き続き質疑を行います。

島田委員の質疑を行います。島田委員の質疑時間は7分の予定でしたが、会派の残り時間が5分46秒ですので、タイマーの表示をそのようにします。

島田薫委員

よろしく申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきます。

昨年、秋田県における新型コロナウイルス感染症のきっかけは、県外から持ち込まれることがほとんどでした。昨年度秋田県医師会の会員から、県南のダム現場に外国人を含む県外の労働者が多数来ており、新型コロナウイルス感染症対策が十分なされているか懸念があるという情報が秋田県医師会に寄せられました。昨年度外国人を含む県外の労働者が多数来ているような大規模建設現場が県内に何か所あったのかお知らせください。

建設部長

外国人が来ているということに関しては、私が知っている限りでは成瀬ダムと、あとは多分洋上風力のSEP船（海上作業用の箱船（台船）を海面上から上昇させてクレーン、杭打ち等の作業を行う台船のこと。）の絡みだけだと思います。ちょっとそれ以上の情報は持ち合わせていません。

島田薫委員

それ以外にも、例えば県外から多数来ているようなところはないかという調査といたしますか、聞き取りとか、そういうことはされていたのでしょうか。

建設部長

やはり県外から下請等いろいろと入ってきますので、そこまでうちのほうでは把握していません。

島田薫委員

例えば把握されていた2か所において、そのような大規模の建設現場で県としてどのように新型コロナウイルス感染症対策を指導されたのかお聞かせください。

建設部長

建設部としてではなく建設業法にのっとってやっていますので、新型コロナウイルスに関してはちょっと建設業法の範疇から外れるということでやれることは限られていますが、国交省（国土交通省）から令和2年2月以降に建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインが出ており、これに関しては発注者を通して受注者の方々にそのガイドラインを踏まえて感染防止対策を徹底するようという要請がなされて、各事業者、現場において対策をしているところです。

島田薫委員

今おっしゃったのが、令和2年5月14日に策定され、その後改定が繰り返されている建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインのことだと思いますがこれが出て——5月ですので少し遅いとは思いましたが、ようやく出たわけですが——そのガイドラインが出てそれを通知するだけで、果たして昨年度の段階でそれで良かったのかどうかと私は考えていまして、例えば秋田県内の複数

の建設会社から依頼を受けて、私がそういうところに出向いて講演会などでガイドラインの説明を含めた建設業における感染予防対策を説明したところで。その他にもいろいろな、例えば東北労働金庫やトラック協会（公益社団法人秋田県トラック協会）から依頼を受けて説明をしたところです。

次に、産業労働部長にお伺いしますが、秋田県医師会から産業労働部にそういう大規模建設現場などにもし行くのであれば、同行して説明しましょうという提案があったかどうかお知らせください。

産業労働部長

そういった申出があったことは伺っています。

島田薫委員

今回の新型コロナウイルスに関して言えば、過去に経験のない有事と言われていましたよね。それを従来の——例えば国から出た通達なり文書があって、それをただ送るだけでいいのか。実際私が依頼された建設会社、あるいは医師会で依頼された東北労働金庫やトラック協会、そういうところではガイドラインがあってもそれを現場でどのように運営したらいいのか非常に不安だという声が出ていました。ですから、そういう意味で、ただ通知が行っているからいいということではないと私は考えています。そういう過去に経験のない有事には、従来のようにただ文書を送るだけではなく、危機感を持って新たな対策を考えていくべきだと思います。ダムなどの建設現場は建設部、洋上風力の建設現場は産業労働部、そして感染対策は健康福祉部というように縦割りというかそれぞれ担当している部署があるのですが、例えば健康福祉部で言えば、昨年度県医師会と協力して——介護福祉施設が県内にたくさんありますが、そこに声を掛けて希望する40か所に県と医師会が一緒に行って、そこでそういうマニュアルやいろいろなことを説明してガウンテクニック（防護具の安全な着脱方法のこと。）を現場で指導する事業をやりまして、その介護施設では40か所——説明をやったところはクラスターが発生しなかったという実績があると思います。そういうより踏み込んだ、かつ例えば建設部と健康福祉部が協力するとか、あるいは産業労働部が協力するとか、そういう部局横断的に対策をすべきではないかと考えています。知事にお伺いしますが、そのような部局横断的な対策の必要性をいかがお考えでしょうか。

知事

小さい現場で捕捉できない——いつもどおりしょっちゅう行っているところはちょっと分かりませんが、いずれ私からはダムの現場と県の県民会館（秋田県・秋田市連携文化施設として新たに建設中の「あきた芸術劇場ミルハス」のこと。）、ああいうところは元請が一番効くのは私からですから、私か

ら十分に気を付けて……。また例えばワクチンの接種をどうするかも含めて……。あとは昨年の早い段階で、いずれ出入りする従業員について十分に気を付けて何かあったら連絡するようにという……。そういったことで、例えばダムは全部元請で——大きな会社ですので——やったと。あとは例の洋上風力。あの場合は、やはり元請が全部自分で処理したと。そういうことで、ある程度のことはあやっていますが、これからもやはりそういうパターンのところが——これ全部は捕捉できませんが、ある程度分かるところについては十分に連携を取って、常に注意喚起と連絡体制をやはりやっておく必要があると思いますので、十分にそういった点についてはこれからも留意してやりたいと思います。

島田薫委員

ありがとうございます。是非そのようにお願いしたいと思います。

今知事がおっしゃった洋上風力に関して言えば、その図面を見て現場に入ったドクターからは、その中が聖域と書いてあると……。聖域というのは、つまり検査をして入っているからみんな大丈夫だろうという考えなのですが、検査をしたそれまでは感染していないけれども、潜伏期があって後で発生するわけです。そういうことでいうと、やはり現場任せではなくて協力して指導していくべきではないかと思いますので、質問をさせていただきました。

以上で終わります。

委員長

以上で島田委員の質疑は終了しました。

次に、小野委員の質疑を行います。

小野一彦委員

まず、令和2年度に実施された少子化対策の成果・課題と今後の展開方向についてお尋ねします。

1つは、高齢者の社会参画による子育てができる地域作りのモデル化についてです。令和2年度第1回定例会の北林丈正議員の質問に対して知事は、合計特殊出生率における市町村間の違いに着目した対策について、出生率が高い市町村と低い市町村では定量的な差はないが、定性的には高い市町村では子育て支援策の充実や家族、地域における共助等の意識の強さが現れており、これが合計特殊出生率の高さの要因と考えられると……。これを踏まえて多世代の交流による新たな子育て支援策として、地域における元気な高齢者の知識や経験を生かして子育て支援の担い手を育成するモデル的な取組を実施してまいりますと御答弁されていますが、令和2年度が正にこの御答弁を実施された1年だったと思います。この取組を事前にお伺いしたところ、まず高齢者の意識調査を全県的に行い、そしてやはり自分は今ま

でそういう方のお子さんや御夫婦をサポートする取組をやったことがないが是非やってみたくとか、そういう意識があったと……。そういう方々に対して研修をされて、マッチングをしたという3段階の取組と承知していますが、この取組について、最初に部長はどのように評価していますか。

あきた未来創造部長

今委員がおっしゃられたように、この事業については高齢者の——先ほどの話もありましたように少子化対策のいろいろな分析の中で共助——地域みんなで支えていこうという地域において、そういう合計特殊出生率が高かったといったこともあり、その地域を支える一つの型として、元気な高齢者の力を借りて子育て支援を担っていただきたいというモデル事業を3つの市と町で行ったということです。先ほど委員おっしゃられたように、まずは意識調査といった形で全県の社協（社会福祉協議会）を通じて各市町村20名ずつの高齢者に協力をいただきアンケート調査をしたところ、小さい子供と関わる活動を行いたいと思う人の割合が約7割、それから子育て支援に関するボランティア活動を行いたいと思う人の割合が約50%といった形で、比較的高い率でした。したがって、潜在的にはこういう子供、子育て支援に携わりたい高齢者が相当程度いると思っています。そのやった3つの市、町においては、まず先ほどおっしゃられたように、子育て支援ボランティア育成講座といった形で一定の研修を受けてもらったのですが、受講者20名のうち15名の方に修了証書を交付をしたと。その後地域の子育て支援団体とマッチングを行ったのですが、残念ながら昨年度は新型コロナウイルスの影響もあり、なかなか子供と高齢者が接触するものに対して積極的な取組はできない状況で、実際ボランティア活動を行えたのは2名です。今後こういう——今現在は少しは落ち着いていますが、やはりそういうまだまだ油断のできない状況ですので、その新型コロナウイルス感染症が落ち着いて環境が整えば、こういった取組を再度市町村に提案しながら、高齢者にボランティア活動に参画してもらうようなことをしていきたいと思っています。

小野一彦委員

令和2年度の事業の、特にソフト対策をどう評価するかという観点に、正にそこが一つのポイントだと思います。残念ながら2名とおっしゃいましたが、新型コロナウイルスの中でもいろいろな距離を保ちながら、タイミングを取りながら、実際にマッチングしたと。調べたところによると、子育てを支援するNPOがそういうマッチング業務をなされたということでした。私は正にこれもモデル的な取組だと思います。少子化対策はやはり県と市町村とが一緒

になって一つのプロセスを評価して、そして役割分担を認識して進めていくことが最も大事だと私は思います。能代市と羽後町とにかほ市でしたか——そういう市町村で取り組んで、あとは自分たちでもやっていくと。間にネットワーク型のNPOが入ってマッチングをすると、これも一つの大きなモデルだと思うので、是非令和3年度、来年度も含めて進めていただければ……。モデルが広がるようにPRなり、他の市町村への取組も進めていただければと思いますがいかがですか。

あきた未来創造部長

おっしゃるように今回キーとなっていますのが、そういう子育て支援団体の地域ネットワーク、ここがこの事業のキー団体です。そういった地域の子育て支援団体の育成、それからネットワーク化、こういったところを通じて、前回やりましたそういうモデルをほかの地域にも広げていけるような形で、県としてもやっていきたいと思っています。

小野一彦委員

その際に、子育ての支援制度の一つのモデルというだけではなく、地域作りと捉えていただければと思います。私が行ったある町内では、5年間で5人の若者が帰ってきました。なぜかと聞いたら、ある女性の方は、仙台に住んでいて自分は子供をもっと産みたいのだけれどもこのままだと1人しか産めそうもないと……。自分たちのふるさとに、そして地域の中でいろいろと関わりの持てる——窮屈ではない、いいイメージの関わりだと思いましたが——そういうところに回帰すれば、希望の2人、3人と産んでもっと楽しく過ごすことができるということで、旦那さんを連れて帰ってきましたという女性もいます。ですので、是非そういうトータルな視点で進めていただきたいと思います。これは知事に、その御答弁された後の考え方としてお願いします。

知事

いずれそういうことに関わりたいという方も5割くらいいるという、そういう潜在的なニーズがありますので……。あとは受入れのほうとうまい状況のマッチング、また当然子供を育てるということは、単に物理的にやるのではなくて地域の環境あるいは地域の習慣あるいは祭り、いろいろな面が全部関係あるのです。ですから、そういうところでみんなでやることによって、それに参加する方も自分の得意の分野でできますので、小さい0歳児は別として、ある程度年がいくと祭りを教えたり地元のいろいろな習慣を静かに教えたり、そういうことはいろいろな方がはまりますので、正にこれが地域の全体像、これが底上げにつながりますので、そういう意味からすると地域でこの子育て支援をするということは、正に地域のまとまり、あるいはそういうことに結び

付きますので、是非そういう風潮をつくりながら、可能な限り市町村と関係しながら支援を、情報発信も含めてやっていきたいと思えます。

小野一彦委員

主要な施策の成果の中で、結婚や子育てのプロジェクトチーム——異業種の若い人たちの気運を醸成しましょうということで平成29年から進めている取組だと思えますが、令和2年度の実績として、にかほ市でそういうグループが立ち上がったと報告されていますが、それについてはどのようにお考えですか。

あきた未来創造部長

この事業は、現役の子育て世代や次の親世代、この人たちが結婚や子育て等に関する地域の様々な課題について、当事者意識を持って話し合っただけで課題解決に向かった行動を実践してもらうこともモデル的に実施して、平成29年度から4年間で県内5か所でやっていますが、令和2年度は羽後町とにかほ市で実施しています。そのうち羽後町については、出会い、結婚をテーマに若者が交流する機会といったことをやりましたが、にかほ市については子育てをテーマとして子育て世代をターゲットに自然で遊べる、そういうスポットを発信したりということを検討していましたが、こちらはコロナ禍もありまして、実際の活動には至らなかったと聞いています。

小野一彦委員

この点、この部分についても実は先ほどと同じ視点です。市町村と一緒に全体のプロセスを見て、世の中に横展開していくかどうか、その後どうなったかどうかを評価して、県もその情報発信なり、あるいはサポートをやっていただきたいと。にかほ市に問合せしてみたら、県の取組は1つで終わったが、その代わりににかほ市若者100人会議というのが出来て、みんなで若い人たち——結婚とかそういう子育ての気運を醸成するような取組をやるのではないかと動きにつながっているとのことでしたので、是非その後の工程とか——同時並行だと思うのですが——そういう観点から県も関わっていただいで、情報発信して県民に広げていただければと思えますが、そこら辺はどうですか。

あきた未来創造部長

こちらも同様でして、モデル的に実施してそれで終わりというわけではなく、私も委員おっしゃるように日頃恐らくこうしたことでもなければ交わる機会がなかったであろう人たちが、この一つの結婚、子育てというキーワードの中で人が集まって同じ活動をしてきたといったことについては、非常にいい取組だと思えますので、こういった取組が——もちろん今までやったところも進化しながら継続的にやっているところもありますし、今にかほ市にお

いても更にそういった動きができているという御紹介がありましたが、そういった形で今やったところももちろんですが、ほかの地域でも同様の広がりができるようにいろいろと働き掛けをしていきたいと考えています。

小野一彦委員

次に、同じく令和2年度に行われた事業の中で、観光の多言語サイトの充実という部分があります。STAY AKITA（秋田県の多言語観光サイトのこと。）という……。これについて、アメリカに本社があつて去年もいろいろと話しましたが——日本法人の社長をやっていらっしゃる方がよく行き来するわけです。すごくあちらの方々とのつながりがあつて、その方にこのSTAY AKITAについて評価というか、見ていただきました。そうしたら、非常にやはりアジアの方々とは違う視点から、神社、仏閣や酒蔵、花火など、いろいろな部分について高い評価を頂いて、かつ今後アフターコロナのことも——アフターコロナになればとは思いますが、より富裕層の方々に秋田に来ていただける可能性があるのではないかという示唆を頂いたのですが、そこら辺について観光文化スポーツ部ではどのように評価されていますか。

観光文化スポーツ部長

今小野委員から話のありました多言語観光サイトのSTAY AKITAですが、これは——これまでの県の多言語観光サイトは、もともと日本人向けの観光用に作ったサイトを翻訳したものが中心だったのですが、このSTAY AKITAは初めから外国人向けに作ったサイトということです。写真などを多く使いながら、ストーリー性のある文章で紹介するという内容になっています。アフターコロナにおける市場ということを考えますと、特に欧米あるいはオーストラリアからの旅行客は、アジアに比べて滞在期間も長く旅行の消費額も多いということで、有望な市場ではないかと考えています。

今後またSTAY AKITAの内容の見直しを図りながら、効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと思っていますし、ただ欧米といっても範囲が非常に広くて、どうしても東京、京都、大阪のゴールデンルートが中心になってしまいますので、いかに秋田に来ていただくか、目を向けてもらうか考えた場合に、何をフックにするかが非常に大事になってくると思っています。そういう意味では、例えば今年度県北の弁当屋がフランスのパリで駅に店を開きまして、今年度はパリで秋田県の物産フェアを開催することになっています。そういったところでの評価も勘案しながら、そういったところもフックにして欧米市場の開拓に取り組んでまいりたいと考えています。

小野一彦委員

28日の羽越本線の高速化のシンポジウムの際に、フランスから鶴岡に住んでいらっしゃる方がいらっしゃって——女性の方でしたが——出羽三山とかそういうところはすごく良いと。そして、食も良いという話をされていました。正にそういう関わりのある人から広がって、大館の会社でもチャレンジされていると思うので、そういうところからは是非具体的に稼ぐ観光につなげていただきたいと思います。

次に、リモートワーク、テレワークの全県への波及により秋田を変えるということについてですが、令和2年度は毎月補正があって、交付金を活用していろいろな観点から、人材誘致、あるいは県外企業のテレワークの推進、サテライトオフィスなど、いろいろな事業がなされました。この取組を単独の関わりではなく、県庁と市町村との協働政策も含めて是非進めていただきたいと思うのですが、リモートワークの拠点、秋田市の——先ほどアトリエアルヴェの話がありました、ここでもう7か月になりますが、個人利用や企業の利用の方もいらっしゃると思います。是非こういう部分について、先ほどの知事のオンラインでのPR、そしてアンケート調査の企業へのセールスとありましたが、もっと県内企業も含めてPRしていくべきでないかと思うのですが、そこら辺はどうですか。

あきた未来創造部長

県で整備したリモートワークの施設2か所、アルヴェと、それからNewテラス広小路という木内（木内百貨店）の向かい側ですが、その2か所ありまして、その2か所で延べ利用人数が2,000人程度、その中で長期契約している企業が合わせて9社ほどあります。その9社でも県内が5社で、県外が4社といった形で、リモートワークですのももちろん県外企業の方がそこにオフィスを構えてというケースもあるのですが、県内企業がそこをリモートワークの拠点として使っているといったケースもありまして、そういういろいろな、様々な利用の形態がありますので、そういったところもしっかりとPRをしながらやっていきたいと思います。

小野一彦委員

次に、RPA（ソフトウェアロボットによりコンピューターを使ったデスクワークなどの業務を自動化する技術のこと。）の更なる推進ということで、部局別審査でもお尋ねしましたが、令和2年度の行革の調書（新行財政改革大綱（第3期）評価調書）でも2,000時間程度の削減効果があったと承知しています。これは是非令和2年度にそういう実績があったということで、これもある意味でデジタル——コロナ禍という部分の投資的な部分もあった

かと思いますので、もっと広げていただきたいと思っています。部局別審査の際に、財務会計システムとの関わりで是非やってほしいと伺いましたが、これは企画振興部において全体の中でということでしたが、そこら辺はどう考えていますか。

企画振興部長

今話にありましたとおり、RPAについては今年度も新たに5つの業務について推進していくことにしています。財務会計に関しては、他県のといいますか、国で示しているガイドブックの中にも推奨する事例として挙げられているものがありましたので、そのようなものを見比べながら、今後実現可能な部分については検討していきたいと考えています。

小野一彦委員

先日の御答弁の中で、財務会計システムの改修があるのではという話もありました。10年くらいのスパンでということでしたが、中には改修と関わりなくやることができ、かつ特定の部署ではなく、ほとんどの公署で関わりを持って、その成果を確認することができるような部分があると思います。それを例示としてガイドラインも挙げていますので、そういう部分で場合によってお金が掛かるとすれば、職員による内製化的な部分も含めて今後の取組として是非進めてほしいと思います。

企画振興部長

今示していただいたものの中には、取扱件数が少なく、改めて予算化してRPAとして取り組むのに適切ではないようなものも含まれてはいますので、その辺りの中身をしっかりと精査をした上で、効果の高いものについてはこの後関係部局と一緒に検討していきたいと思っています。

小野一彦委員

最後に、決算の主要な施策の成果についてですが、部局長説明では各地域振興局でやっている事業について、地域課題の解決に向けた事業的なことしか書いていない部分がありますが、保護者と中学生と一緒に企業の説明会に参加するとか、空き家の無料相談会をやってそれが大きく展開するとか、実は非常に有効でいろいろな全県に広がる可能性のあるものもあるので、是非こういう部分も主要な施策の成果にもっと明らかにして、なおかつウェブサイトで公表して県民につながるような形でやっていくべきだと思いますが、これは出納局長いかがですか。

会計管理者（兼）出納局長

主要な施策の成果については、重点施策の実施状況や成果等を分かりやすく記載するように努めていたところですが、委員のこのたびの御指摘や、部局別審査の中でも複数の委員からもうちょっと分かりやすいように、充実するよという話がありましたので、そういった御指摘を踏まえて工夫して対応

していきたいと考えています。

委員長

以上で小野委員の質疑は終了しました。

以上で予定された委員の質疑は全て終了しました。
総括審査を終了します。

本日はこれをもって散会し、11月5日金曜日午前10時30分に委員会を開き、討論、採決を行います。

散会します。

午後 3時29分 散会

令和3年11月5日（金曜日）

本日の会議案件

1 認定第3号

令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について
（討論・採決）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井修司
委員	薄井一彦

書記

議会事務局議事課	山内雅絵
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	佐々木亨
出納局会計課	清水寿子

会議の概要

午前10時27分 開議

出席委員

委員長	鈴木健太
副委員長	吉方清彦
委員	高橋武浩
委員	佐藤信喜
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	宇佐見康人
委員	島田薫修
委員	鳥井修司
委員	薄井一彦

説明者

副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
教育長	安田浩幸
警察本部長	久田誠

総務部長	松本欣也
総務部危機管理監（兼）	広報監 土田元裕
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部次長	齋藤正和
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
議会事務局長	千葉雅也
人事委員会事務局長	真壁善男
監査委員事務局長	智田邦英
労働委員会事務局長	岡崎佳治
代表監査委員	高橋洋樹
会計管理者（兼）出納局長	奈良聡

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、本委員会における質疑は終局したものと認めます。

付託議案について討論・採決を行います。認定第3号「令和2年度秋田県歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

討論を行います。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。

採決します。認定第3号は認定すべきものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者全員であります。

よって、認定第3号は認定すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午前10時28分 閉会